第二部　労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況═わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数変動の諸要因／主要連合体の組織状況／主要連合体の産業別・適用法規別組織状況／都府県別組織状況／組織運動═全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／労働戦線の「再編・統一」の動き

概要

一、わが国の単一労働組合員数は、一九六九年六月末現在で約一二四万九〇〇〇人に達し、労働組合組織率は三五・二%に達した。産業別にみると、組合員数が六九年に大幅増加をみたのは、製造業、サービス業、金融・保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、建設業、公務などであった。企業規模別にみると、六九年には五〇〇～九九九人規模で組合員数の最も高率な増加がみられ、三〇～九九人規模では増加率が最低であった。

一、組合員数の増減を既設組合におけるその増減と組合の新設・解散にともなう増減にわけてみると、そのどちらも六九年には増加傾向を示した。新設労働組合員数のうち、形式的なものを除いて実質的新設組合員数だけに限ってみると、それが最も多かったのは、製造業、サービス業、卸売・小売業、運輸・通信業、金融・保険業、建設業などであった。

一、主要連合体のうち、総評は一年間の組織人員の増加が約三万五〇〇〇人にとどまったため、組合員総数に占める比率は前年より一ポイント低下して三七・八%となった。同盟は約一一万五〇〇〇人をふやし、その全体に占める比率は一七・四%となったが、新産別は〇・六%で前年より一ポイント低下、中立労連は七万五〇〇〇

人を増して、比率は一二・〇%となった。

一、組織運動の動向を産業別のレベルでみると、金属・機械部門ではIMF・JCが国内運動体として活動する意向をますます強めた。造船部門では造船総連の右派的結集がすすみ、全造船機械の組織力が弱まった。このほか、紙パ労連では大手組合の脱退があいついでみられ、百貨店部門で商業労連が結成され、同盟自治労連が新たに発足するなどのことがあった。また、金融・保険部門で全生保と全外連が合併して生保労連をつくり、駐留軍関係では全駐労と沖縄全軍労が組織統一をめざして活動を開始したことが注目される。

一、労働運動全体にわたる戦線の再編・統一をもとめる動きは、六九年一二月の総選挙で社会党が大敗し民社党が停滞を示したのをきっかけにして、七〇年にはいってにわかに活発化した。一月二二日に全国主要民間労組委員長懇話会が旗上げし、民間労組を中心に戦線の再編・統一を促進するとの方向を示したが、それは三月以降、その名称から「主要」の文字をはずし、六月には二三九単組の代表を集めた。こうした動きに応じ、同盟も、これまでのもっぱら同盟の強化にしぼった組織方針をあらため、戦線統一への柔軟な態度を示すようになり、また総評も、共闘をつうじて戦線統一の条件をつくるために努力するというこれまでの方針から一歩をすすめて積極的に統一をもとめる姿勢を示すとともに、統一のための四つの原則を明らかにした。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数

戦前に最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦における敗戦ののち、わずか一年足らずのうちに約三六八万人（四六年六月末）に達し、その後今日の一一〇〇万台に及んでいるが、この間、戦後の労働組合員数の変動は、少なくとも四つの時期を経過している。第一期は、戦後労働組合運動が「奇跡の復活」と前進をとげた時期で、単一労働組合員数は四五年八月のゼロにはじまって四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期は、ドッジ・プラン、朝鮮戦争などを背景にして組合運動が攻撃にさらされ、後退した四九～五六年の時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万人になった。第三期は、ふたたび前進がはじまった五七～六四年の時期である。立ち直った組合運動は、経済の高度成長、雇用増大の状況のなかで組合員数を増大さ

第114表　労働組合数および組合員数および推定組織率の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1958	20,132 (37,823)	6,984,032 (6,881,581)	835 (1,739)	221,431 (275,306)	4.3 (4.8)	3.3 (4.2)
1959	20,725 (39,303)	7,211,401 (7,077,510)	593 (1,480)	227,369 (195,929)	2.9 (3.9)	3.3 (2.8)
1960	21,957 (41,561)	7,661,568 (7,516,316)	1,232 (2,258)	450,167 (438,806)	5.9 (5.7)	6.2 (6.2)
1961	24,237 (45,096)	8,359,876 (8,154,176)	2,280 (3,535)	698,308 (637,860)	10.4 (8.5)	9.1 (8.5)
1962	24,899 (47,812)	8,971,156 (8,783,691)	662 (2,716)	611,280 (629,515)	2.7 (6.0)	7.3 (7.7)
1963	25,844 (49,796)	9,357,179 (9,269,776)	945 (1,984)	386,023 (486,085)	3.8 (4.1)	4.3 (5.5)
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)

〔備考〕 1)　（　）外は単一労働組合，（　）内は単位労働組合である。
2)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

すでに五二年から増勢に転じていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万に達し、六四年には約九八〇万、すなわち一〇〇〇万にあと一歩のところまで近づいた。第四期は六五年以降で、この年組合員数はついに一〇〇〇万台に達したが、このころより合理化の進展が大企業における雇用増の趨勢にブレーキをかけたため、組合員数の伸びは鈍化しはじめた。

しかし六八年いご、組合員数の伸びの停滞は打ち破られはじめたかに思われる。労働省労働統計調査部「労働組合基本調査報告」によると、一九六八年のわが国の労働組合数ならびに組合員数は、単位労働組合についてみると、五万六五三五組合、約一〇七八万人（前年よりも一二一四組合、約二九万九〇〇〇人増）、単一労働組合についてみると、二万八八四〇組合、約一〇八六万三〇〇〇人（前年よりも五〇五組合、約二九万六〇〇〇人増）であったが、さらに六九年六月末には、単位労働組合では、五万八一二二組合（六八年よりも二二七七組合、約三六万九〇〇〇人増）、単一労働組合では、二万九六一一組合、約一一二四万九〇〇〇人（七一組合、約三八万六〇〇〇人増）となっている（注）（第114表）。

（注）　単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動を行なう組合で、その下部にこうした組織をもたない労働組合をいう。これにたいして単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入するかたちをとっている組合をいう。したがって単一労働組合の集計では、海員、全逓、国労は一組合として扱われる

第115表　推定組織率の推移

年	雇用者数	組合員数	推定組織率
	千人	人	%
1958年	21,340	6,984,032 (6,881,581)	※ 32.7 ※(32.2)
1959	22,480	7,211,401 (7,077,510)	※ 32.1 ※(31.5)
1960	23,820	7,661,568 (7,516,316)	※ 32.2 ※(31.6)
1961	24,220	8,359,876 (8,154,176)	※ 34.5 ※(33.7)
1962	25,820	8,971,156 (8,783,691)	※ 34.7 ※(34.0)
1963	26,930	9,357,179 (9,269,776)	※ 34.7 ※(34.4)
1964	28,030	9,799,653 (9,652,350)	※ 35.0 ※(34.4)
1965	29,140	10,146,872 (10,069,761)	※ 34.8 ※(34.6)
1966	30,420	10,403,742 (10,308,120)	※ 34.2 ※(33.9)
1967	31,000	10,566,436 (10,475,869)	※ 34.1 ※(33.8)
1968	31,590	10,862,864 (10,774,184)	34.4 (34.1)
1969	31,960	11,248,601 (11,143,482)	35.2 (34.9)

〔備考〕 1) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。なお，「労働力調査」は67年9月分以降調査方法が改正されたため，67年以前の雇用者数は総理府統計局発表の修正数字によった。
2) （ ）外は「単一労働組合の組合員数」を（ ）内は「単位労働組合の組合員数」を示す。
3) 推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。なお，※印は「労働力調査」が改正されたため，修正雇用者数により推定組織率を算出したもの。
4) 労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

が、単位労働組合の集計では、単位扱い組合を一組合とするために、全遥は六八年六月末現在では六九七組合となる。

なお、単位労働組合と単一労働組合の集計で組合員数に相違があらわれるのは、単位組合の統計では単一組合内で独自の活動を認められない下部の組合の組合員が集計の対象から除外され、単一組合の集計ではこれが本部の組合員数として含められることによるもので、後者の集計が現実の組合員をより正確に示しているものといえる。

組織率　雇用労働者数に占める単一組合員数の割合を示す労働組合組織率は、一九四八年と四九年には五〇%をこえていたが、その後組合員数の減少にともなって低下し、五三年以後に組合員数が増勢に転じたのちも、その増加は雇用者数の増加に追いつかなかったために、なおも低下をつづけて、五九年には最低の三二・一%となった。その後六〇～六四年にやや上昇、六五～六七年にふたたび停滞と低下がみられたが、しかし六八年から組織率は三たび上昇をはじめ、六九年には、年間約三八万六〇〇〇人という六五年以降における最高の組合員数の増加を反映して、組織率は三五・二%に達した。なお、総理府統計局の雇用者数の集計方法が改正され、雇用者に含められる範囲がひろげられたため、各年の組織率は、本『年鑑』第四〇集で示したものより、それぞれ一ポイント以上低いものになっていることに注意されたい（第115表）。

国際比較　わが国の労働組合員数ならびに組織率を国際的に比較してみると、現在ではそれらはともに先進資本主義諸国にひけをとらない水準に達している。もとより、欧米諸国の労働組合とわが国のそれとでは、前者が企業の枠をこえた地域別・産業別もしくは地域別・職業別の横断的組織の形態をとっているのにたいして、わが国の組合のほとんどが企業別組合とその連合体のかたちをとっているというように、それぞれ組織原理を異にしており、後者が企業内従業者の全員組織をたてまえにするところから、組合員意識が希薄もしくは皆無のもの、さらにはなはだしきは、反組合的なものまで組合員としてかかえているということもあるので、組合員数や組織率の単純な比較によって、ただちに労働組合運動の発展の度合いをうんぬんすることはできない。しかしそうした点を考慮にいれて

も、なお、次の事実は無視しがたいものがあろう。すなわち、社会主義国であるソ連を除けば、資本主義国でわが国を上回る組合員数をもっているのはアメリカ合衆国（六六年・一九一八万一〇〇〇人）だけであり、イギリスは九九六万七〇〇〇人（六七年）、西ドイツは七八二万五〇〇〇人（六七年）、西ドイツは七三六・九％（六七年）である。

また、組織率では、イギリスが四三・七％（六七年）、西ドイツが二八・〇％（六七年）に達するにすぎない。アメリカは非農業雇用労働者数を基礎に算出された組織率ですら二一・三国のうちわが国を大きく上回るのはイギリスだけで、西ドイツはわが国なみ、アメリカはわが国を大幅に下回っている。

2 産業別組織状況

労働組合員数を産業別にみると、鉱業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業ではこのところ一貫して減少傾向を示している。六九年に大幅な増加をみたのは製造業、サービス業、金融・保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、建設業、公務などであった。このうちとくに製造業は、六三年以降の最高の伸びを示した（第116表）。

以上の増減の結果、六九年における労働組合員総数のうちで製造業労働組合員の占める割合は三七・七％になった。これについで大きな割合を占めるのは、運輸・通信業（一八・三％）、サービス業（一一・四％）、公務（一〇・〇％）で、最小は農業の〇・一％となっている（第117表）。

第116表 産業別単一労働組合員数の対前年増減数 （単位：人）

産業	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
全産業	611,280	386,023	442,474	347,219	256,870	162,694	296,428	385,737
農業	1,430	△ 1,262	486	821	311	1,584	△ 1,240	2,365
林業・狩猟業	3,418	3,243	176	△ 2,419	△ 4,492	△ 1,880	△ 293	△ 1,453
漁業・水産養殖業	6,160	△ 5,451	3,969	6,564	△ 5,142	△ 3,981	△ 1,393	△ 526
鉱業	△ 31,069	△ 44,680	△ 32,763	△ 3,652	△ 13,522	△ 14,444	△ 16,231	△ 18,986
建設業	17,671	2,732	19,582	21,522	17,812	38,410	43,330	24,982
製造業	330,555	204,970	179,692	137,886	30,114	53,865	149,804	210,447
卸売・小売業	41,575	27,872	38,365	39,944	33,931	22,308	21,985	33,942
金融・保険業	33,644	26,843	54,746	8,555	68,252	34,491	34,491	37,919
不動産業	△ 68	2,223	1,776	54	1,797	305	△ 3,382	175
運輸・通信業	84,353	62,176	74,362	63,439	54,249	59,417	2,404	37,636
電気・ガス・水道業	25,081	8,847	△ 4,527	5,904	509	7,468	△ 3,071	6,489
サービス業	13,711	41,154	56,190	36,599	21,082	△ 17,162	48,597	49,790
公務	50,502	50,499	22,915	26,481	47,885	△ 3,900	16,447	17,422
分類不能の産業	34,315	6,857	27,505	5,521	4,084	△ 13,787	10,594	△ 14,465

〔備考〕 1） 該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」による。
2） △ 印は減少を示す。

また、産業別の推定組織率は次ページ上段の第118表に示すとおりである。六一年に九〇・三%を示した鉱業は、六九年に七三・三%に低下したものの、他産業をおさえて最高の組織率を示している。これにつぐのは公務（七〇・九%）である。六二年に七八・五%を示した運輸通信、電気・ガス・水道業は、六七・七%へと低下しつつも第三位を占めた。

3　企業規模別組織状況

六九年六月末における民間企業の単位労働組合数は四万一〇七五、組合員数は約七八九万人で、組合総数ならびに組合員総数に占める割合は、それぞれ六九・八%、七〇・八%であるが、この民間企業単位労働組合員数をさらに企業規模別——常用雇用労働者数の規模別——にわけてみると、一〇〇〇人以上の規模は、前年よりも比率がやや低下したものの、民間企業組合員数の五八・〇%を占めて最も多く、五〇〇人以上の規模を一括すると、六七%に達する。注目されるのは、六九年に五〇〇～九九人規模で組合員数が最も高率の増加を示したこと、三〇～九九人規模では、対増加率が最も低く、組合員総数に占める割合もこのところ一貫して低下していることである（第119表）。

また、民間企業における労働組合組織率は、全体としてみれば二八・三%、製造業については三八・〇%で、公務における七〇・九%といちじるしい対照をなしている。この民間企業においても、全産業についてみると、五〇〇人以上規模では六三・〇%、一〇〇～四九九人規模で三三・五%であり、また製造業についてみると、五〇〇人以上規模で七六・五%、一〇〇～四九九人規模で三八・九%をしめしている（第120表）。

このことからいえるのは、わが国の労働組合の組織率の死錘となっているものが、合計約一四九七万人（民間企業雇用労働者数の五三・七%）におよぶ、九九人以下の小規模企業の労働者のあいだでの、低組織率だということである。

第117表　産業別労働組合員数（1969年）

産業	組合員数
	人
全産業	11,248,601 (100.0)
農業	7,318 (0.1)
林業・狩猟業	80,146 (0.7)
漁業・水産養殖業	49,447 (0.4)
鉱業	131,694 (1.2)
建設業	684,672 (6.1)
製造業	4,235,414 (37.7)
卸売・小売業	470,675 (4.2)
金融保険業	757,260 (6.7)
不動産業	9,319 (0.1)
運輸・通信業	2,058,785 (18.3)
電気・ガス・水道業	216,687 (1.9)
サービス業	1,280,046 (11.4)
公務	1,120,730 (10.0)
分類不能の産業	146,408 (1.3)

〔備考〕 1)　（　）内の数字は構成比を示す。
2)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

第118表　産業別推定組織率　　（単位：%）

産業	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
全産業	34.5	34.7	34.7	35.0	34.8	34.2	34.1	34.4	35.2
農林業	8.4	9.8	14.0	12.9	11.6	12.1	14.4	22.2	24.9
漁業，水産養殖業	21.4	23.1	21.7	25.7	26.3	21.3	21.4	25.0	27.2
鉱業	90.3	74.6	77.1	70.9	69.6	82.4	79.5	62.8	73.3
建設業	28.2	24.2	24.0	23.9	23.1	21.1	21.0	23.2	25.2
製造業	34.6	35.9	36.0	36.5	37.7	37.5	36.0	36.7	38.8
卸売・小売業，金融・保険業，不動産業	14.2	14.8	15.0	16.2	16.0	16.1	16.8	16.9	17.2
運輸通信業，電気・ガス・水道業	74.0	78.5	75.2	75.3	74.3	72.4	72.0	69.7	67.7
サービス業	27.5	25.9	26.1	25.8	24.4	23.8	23.9	23.2	23.6
公務	64.7	62.9	60.9	58.8	63.6	67.7	71.0	71.6	70.9

〔備考〕　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

4　組合員数変動の諸要因

組合員数の増減は、これを既設組合における組合員数の増減と、組合の新設・解散にともなう増減に分けてみることができる。

既設組合における組合員数は一九六六年いらい増加幅がせばまっていたが、六八年から拡大にむかい、六九年には前年を上回って約一六万四〇〇〇人の増加を示した。また組合の新設・解散にともなう増加幅も、六四年いらいせばまる傾向にあったが、六八年いらいやや回復のきざしをみせている（第121表）。

既設組合における増加

既設組合における組合員数の増減は、これをさらに、雇用の増減にもとづくものと、雇用の増減に関係のない、既設組合への未組織労働者の加入や組合員の組合脱退などによるものとに分けてみることができる。

第122表によると、雇用増にもとづく既設組合の組合員数の増加幅は、六二年の約五〇万二〇〇〇人をピークにしてしだいに減少にむかい、六七年には約二八万二〇〇〇人になっていたが、六八年には三六万四〇〇〇人へと回復し、六九年にも約三五万七〇〇〇人で、前年の水準がほぼたもたれた。他方、雇用減にもとづく減少組合員数は、六二年いらい増加傾向にあったが、六八年、六九年と減少を示し、六九年には約一三万九〇〇〇人であった。

新設・解散による増減

組合の新設・解散には、組合の組織変更などにともなう形式的な新設・解散と、

第119表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業のみ）

企業規模	1963年		1966年		1968年		1969年		対68年増減数		対68年増減率	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人		人	%	%
合　　計	33,344	6,152,738 (100.0)	36,838	7,049,169 (100.0)	39,140	7,544,752 (100.0)	41,075	7,889,587 (100.0)	1,935	344,835	4.9	4.6
1,000人 以上	8,811	3,493,904 (56.8)	9,716	4,129,769 (58.6)	10,423	4,397,478 (58.3)	11,189	4,576,656 (58.0)	766	179,178	7.3	4.1
500～999人	2,134	569,184 (9.3)	2,314	606,743 (8.6)	2,585	660,134 (8.7)	2,795	713,497 (9.0)	210	53,363	8.1	8.1
100～499人	8,434	1,127,653 (18.3)	9,489	1,266,121 (18.0)	10,273	1,336,636 (17.7)	10,849	1,404,249 (17.8)	576	67,613	5.6	5.1
30～ 99人	8,026	340,986 (5.5)	8,933	380,922 (5.4)	9,424	392,351 (5.2)	9,755	403,652 (5.1)	331	11,301	3.5	2.9
29人 以下	4,260	62,026 (1.0)	4,518	63,802 (0.9)	4,401	61,671 (0.8)	4,502	65,137 (0.8)	101	3,466	2.3	5.6
そ　の　他	1,679	558,985 (9.1)	1,868	601,812 (8.5)	2,034	696,482 (9.2)	1,985	726,396 (9.2)	△ 49	29,914	△ 2.4	4.3

〔備考〕 1）その他とは，2企業以上の従業員で組織されるもの（1人1企業のものも含む）および規模不明のものをいう。
2）（ ）内の数字は構成比を示す。
3）労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

組合組織の実質的な新設・解散が含まれている。このうち実質的な新設・解散にともなう組合員数の増・減幅は，ともに六四年いらいせばまってきていたが，六九年には，実質的新設ならびに解散組合員数は，それぞれ約二〇万七〇〇〇人と約一二万八〇〇〇人という，六四年いらいの幅に拡大した（第123表）。

次に，この実質的新設・解散組合員数を産業別にみると，六九年に実質的新設組合員数が最も多かったのは，製造業（約九万四〇〇〇人）で，サービス業（約二万九〇〇〇人），卸売・小売業，運輸・通信業，金融・保険業，建設業などがこれにつづいた。また，実質的解散組合員数がもっとも多かったのは，製造業（約三万八〇〇〇人），運輸・通信業（約一万九〇〇〇人），卸売・小売業，サービス業，鉱業，金融・保険業がこれにつづいた。その結果実質的新設が実質的解散を上回ったのは，製造業（約五万六〇〇〇人）を筆頭とする九部門で，農業，漁業・水産養殖業，鉱業，電気・ガス・水道業，公務，分類不能の産業では，逆に解散組合員数が新設組合員数を上回った（第124表）。

実質的新設組合員数を企業規模別にみたのが第125表である。わが国の民間企業の組合員数に占める一〇〇〇人以上規模の企業の労働

第120表 企業規模別雇用労働者数，労働組合員数および推定組織率（民間企業のみ）

企業規模	雇用労働者数			労働組合員数			推定組織率		
	1963年	1966年	1969年	1963年	1966年	1969年	1963年	1966年	1969年
	万人	万人	万人	人	人	人	%	%	%
全産業計	2,302	2,643	2,788	6,152,738	7,049,169	7,889,587	26.7	26.7	28.3
500人以上	675	739	850	4,134,404	4,800,078	5,355,982	61.3	65.0	63.0
100～499人	314	427	434	1,179,892	1,322,290	1,454,558	37.6	31.0	33.5
30～99人	358	451	452	372,154	421,570	444,444	10.4	9.3	9.8
29人以下	955	1,026	1,045	292,075	358,901	513,183	3.1	3.5	4.9
その他	—	—	—	174,213	146,330	121,420	—	—	—
製造業計	963	1,016	1,092	3,436,569	3,767,581	4,147,929	35.7	37.1	38.0
500人以上	347	342	401	2,402,436	2,722,685	3,066,059	69.2	79.6	76.5
100～499人	170	217	211	729,533	776,182	820,100	42.9	35.8	38.9
30～99人	169	191	192	202,270	211,766	209,468	12.0	11.1	10.9
29人以下	277	266	287	52,902	54,049	41,670	1.9	2.0	1.5
その他	—	—	—	49,428	2,899	10,632	—	—	—

〔備考〕 1) 推定組織率とは，各年6月末労働組合員数を雇用労働者数で除して算出したものであり，雇用労働者数は総理府統計局「労働力調査」の各年6月のものである。
2) 各規模の労働組合員数については，2企業以上の従業員で組織している組合の組合員数をそれぞれの組合員が雇用される企業の規模に区分した。
3) 労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

者の割合は、六九年には五八・〇%、五〇〇人以上の規模を一括すると六七%に達するが、この表によると、六九年に労働組合の新設による組合員数の増加は、主として四九人以下の規模の企業で行なわれていることがわかる。というのは、実質的新設組合の組合員数に占める一〇〇〇以上規模のそれは三〇・八%にすぎず、五〇〇人以上の規模を一括しても三九・一%にしか達しないからである。それにもかかわらず、第119表でみたように、長期的にみた場合に組合員総数に占める五〇〇人以上規模企業の組合員の比率がむしろ増加する傾向にあるのは、組合新設による以外の組合員の増減要因が

第121表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数

（単位：人）

年	合　計	既設組合における増減	新設・解散による増減	把握もれ組合員
1963年	486,085	249,082	107,610	129,393
1964	382,574	166,522	96,325	119,727
1965	417,411	228,896	92,885	95,630
1966	238,354	73,405	78,198	86,755
1967	167,749	△ 18,859	38,899	147,709
1968	298,945	147,653	81,720	69,572
1969	368,668	164,085	78,559	126,024

〔備考〕 1)　把握もれ組合員とは当該調査年度の前年の6月30日以前に設立され，各当該年度の調査からはもれていたものをいう。
2)　△ 印は減少を示す。
3)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

第122表　既設組合における組合員数の増加・減少別単位労働組合数ならびに組合員数の推移

	増加				減少				純増
	合　計		雇用増によるもの		合　計		雇用減によるもの		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数
		人		人		人		人	人
1958年	7,183	288,811	5,216	182,322	4,908	194,416	2,550	103,593	94,395
1959	7,020	275,630	5,246	186,274	4,993	163,239	2,409	70,866	112,391
1960	17,087	462,331	13,370	340,275	12,814	216,255	5,901	87,544	246,076
1961	19,287	547,311	15,518	430,826	12,833	242,224	5,890	93,459	305,087
1962	20,828	604,068	17,666	501,945	13,782	241,976	10,126	143,873	362,092
1963	20,955	563,493	17,338	432,470	15,922	314,411	10,197	170,166	249,082
1964	20,551	515,553	16,280	395,542	17,910	349,001	9,176	151,367	166,552
1965	21,822	553,897	16,752	414,168	18,078	325,001	8,950	143,635	228,896
1966	21,099	460,644	16,051	323,921	19,508	387,239	10,138	178,661	73,405
1967	19,440	413,166	14,316	282,230	23,001	432,025	10,043	162,153	△ 18,859
1968	21,259	492,639	15,309	364,366	21,516	344,986	10,167	143,482	147,653
1969	21,660	505,480	15,274	357,446	21,989	341,395	10,159	139,197	164,085

〔備考〕 1)　△ 印は純減を示す。
2)　「昭和44年労働組合基本調査報告」により作成。

第123表　新設・解散単位労働組合数および組合員数の年別推移　（単位：人）

年	新設 合計 組合数	新設 合計 組合員数	新設 実質的新設 組合数	新設 実質的新設 組合員数	解散 合計 組合数	解散 合計 組合員数	解散 実質的解散 組合数	解散 実質的解散 組合員数	新設－解散 組合員数
1958年	3,105	262,777	2,316	147,739	2,136	172,249	1,403	73,536	90,528
1959	4,953	385,006	2,261	154,816	3,821	320,935	1,468	86,166	64,071
1960	4,086	414,990	2,652	185,820	2,609	280,948	1,306	69,108	134,042
1961	5,305	494,389	3,861	298,645	2,756	247,041	1,349	70,081	247,348
1962	5,123	500,609	3,683	266,651	3,265	299,284	1,508	84,664	201,328
1963	4,925	526,102	3,044	228,951	3,987	418,492	1,862	116,251	107,610
1964	4,448	444,533	2,746	234,531	3,814	348,208	1,902	112,804	96,325
1965	3,774	368,089	2,336	164,466	3,282	275,204	1,663	78,711	92,885
1966	3,781	393,718	2,081	144,636	3,599	315,520	1,830	86,490	78,198
1967	3,426	429,247	1,844	149,699	3,277	390,348	1,639	96,905	38,899
1968	3,207	333,025	2,070	161,765	2,879	251,305	1,735	80,404	81,720
1969	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559

〔備考〕　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

第124表　産業別実質的新設ならびに解散単位労働組合員数

（単位：人）

産業	実質的新設 (A) 1967年	1968年	1969年	実質的解散 (B) 1967年	1968年	1969年	(A)－(B) 1967年	1968年	1969年
全産業	149,699	161,765	207,202	96,905	80,404	128,375	52,794	81,361	78,827
農業	191	245	104	142	86	69	49	159△	35
林業・狩猟業	254	1,105	159	960	182	75△	706	923	84
漁業・水産養殖業	105	192	31	1,563	206	195△	1,458△	14△	164
鉱業	1,825	330	865	8,673	9,200	12,657△	6,848△	8,870△	11,792
建設業	8,918	11,157	10,781	10,291	4,253	4,988△	1,373	6,904	5,793
製造業	64,291	70,267	94,166	25,911	26,635	37,961	38,380	43,632	56,205
卸売，小売業	8,426	14,555	26,619	6,080	5,387	15,461	2,346	9,168	11,158
金融・保険業	3,857	5,948	12,341	4,844	2,863	10,932△	987	3,085	1,409
不動産業	191	358	58	51	29	28	140	329	30
運輸・通信業	19,445	28,073	25,184	10,477	17,223	19,052	8,968	10,850	6,132
電気・ガス・水道業	1,290	2,130	1,722	968	830	3,298	322	1,300△	1,576
サービス業	24,773	19,869	29,494	16,272	9,731	15,096	8,501	10,138	14,398
公務	15,448	6,451	4,676	9,066	2,741	7,430	6,382	3,710△	2,754
分類不能の産業	685	1,085	1,002	1,607	1,038	1,133△	922	47△	131

〔備考〕　該当各年「労働組合基本調査報告」によって作成。

第125表　企業規模別実質的新設単位労働組合員数

企業規模	1968年	1969年
	人	人
規　模　計	161,765 (100.0)	207,202 (100.0)
1,000 人以上	34,713 (21.5)	63,809 (30.8)
500～999人	18,134 (11.2)	17,167 (8.3)
300～499人	13,038 (8.1)	18,025 (8.7)
100～299人	35,162 (21.7)	43,692 (21.1)
30～ 99人	23,651 (14.6)	27,106 (13.1)
29 人以下	4,873 (3.0)	5,715 (2.8)
そ　の　他	14,434 (8.9)	10,021 (4.8)
官　公　営	17,760 (11.0)	21,667 (10.5)

〔備考〕 1)　（ ）内は百分比を示す。
2)　該当各年の「労働組合基本調査報告」による。

その方向にはたらいているからにほかならない。

他方、解散組合ならびに組合員数を解散理由別に分けてみると、第126表のようになる。

これによると、六九年における実質的解散組合員数の増大は、事業の休・廃止や縮小によるものではなくて、主としてその他の要因、すなわち、組合の主体的条件にかかわるものであることがわかる。おそらく、それは組合組織の「再編」とか「流動化現象」といわれるものと、直接・間接の関連をもつものであろう。

第126表　解散理由別解散単位労働組合数ならびに組合員数

解散理由	解散組合数					組合員数				
	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
合　計	3,814	3,282	3,599	3,277	2,879	2,878	348,208	275,204	315,520	390,348	251,305	401,581
実質的解散計	1,902	1,663	1,830	1,639	1,735	1,722	112,804	78,711	86,490	96,905	80,404	128,375
事業所の休・廃止および縮小	559	600	605	554	511	442	44,464	36,313	35,934	40,414	29,529	31,611
そ　の　他	1,343	1,063	1,225	1,085	1,224	1,280	33,493	26,213	25,378	36,818	50,875	96,764
形式的解散	1,912	1,619	1,769	1,638	1,144	1,156	235,404	196,493	229,030	293,443	170,901	273,206

〔備考〕 1)　該当各年「労働組合基本調査報告」により作成。
2)　「その他」の項には指導者の欠如，自然消滅など組合意識の沈滞によるものなどが含まれている。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県内に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、六九年六月現在で全国的連合体は二三六、地方的連合体は四三一、府県的なそれは一二三九、地区的なそれは二九五三を数えた。

このうち主要連合体としては、日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、中立労働組合連絡会議（中立労連）の四団体があげられ、通常、あわせて労働四団体と呼ばれている。このうち総評、同盟、新産別は、大小の差、性格のちがいはあるが、名実ともに労働組合全国中央組織として機能している。一方、中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として発足したもので、労働組合全国中央組織として機能しているとはいいがたい。

以上四つの主要連合体に所属する組合員の数は、六九年には組合員総数の六七・八％を占めた（第127表）。四団体のそれぞれの組織状況をみると、以下のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）

労働組合員総数に占める総評の比率は、このところ年々低下しており、六九年にもその組合員数の増加が約三万五〇〇〇人にとどまったため、その加盟組合員数は実数にして約四二四万九〇〇〇人であり、組合員総数に占める比率は、前年より一ポイント低下して三七・八％になった。

六八年七月～六九年六月の一ヵ年間の新規加盟組合は、国鉄共済労働組合（約三〇〇〇人）、水資源開発公団労働組合（約七〇〇人）、農地開発機械公団労働組合（約六〇〇人）、全日本電力労働組合協議会（約五〇〇〇人）であった。このほか既加盟組合で組合員数の増加が大きかったのは、全日本自治団体労働組合（約二万七〇〇〇人増）、全国金属労働組合（約六〇〇〇人増）、全国自動車交通労働組合連合会（約五〇〇〇人増）、全国電気通信労働組合（約五〇〇〇人増）などで、減少が目だったのは、日本炭鉱労働組合（約八〇〇〇人減）、全逓信労働組合（約六〇〇人減）などであった。

全日本労働総同盟（同盟）

同盟の組合員数は、このところ一貫して総評を上回る伸び率を示してきたが、六九年六月までの一年間にさらに約一一万五〇〇〇人を増加して、実数において約一九六万三〇〇〇人、比率にして一七・四％に達した。

六九年六月までの一年間における新規加盟組合は、凸版労働組合（約六〇〇〇人）、社会保険診療報酬支払基金労働組合（約四〇〇〇人）、共同石油労働組合（約一〇〇〇人）であった。このほか既加盟組合で組合員数の増加が大きかったのは、同盟三菱重工労働組合（約四万三〇〇〇人増）、日本自動車産業労働組合連合会（約一万九〇〇〇人増）、全国金属産業労働組合同盟（約一万八〇〇〇人増）、全国繊維産業労働組合同盟（約一万七〇〇〇人増）、全日本労働総同盟全国一般労働組合同盟（約一万一〇〇〇人増）、全国交通運輸労働組合総連合（約

第127表　主要団体別労働組合員数の推移　　（単位：人）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	その他
1960年	7,661,568 (100.0)	3,745,096 (48.9)	924,076 (12.1)	46,063 (0.6)	— (—)	3,080,867 (40.2)
1961	8,359,876 (100.0)	3,968,123 (47.5)	1,107,867 (13.3)	42,847 (0.5)	— (—)	3,257,336 (39.0)
1962	8,971,156 (100.0)	4,122,099 (45.9)	1,202,696 (13.4)	56,779 (0.6)	831,476 (9.3)	2,780,665 (31.0)
1963	9,357,179 (100.0)	4,191,683 (44.8)	1,348,268 (14.4)	49,450 (0.5)	895,475 (9.6)	2,954,539 (31.6)
1964	9,799,653 (100.0)	4,206,546 (42.9)	1,466,278 (15.0)	58,360 (0.6)	935,614 (9.5)	3,213,352 (32.8)
1965	10,146,872 (100.0)	4,249,703 (41.9)	1,659,063 (16.4)	60,521 (0.6)	983,572 (9.7)	3,300,206 (32.6)
1966	10,403,742 (100.0)	4,247,493 (40.8)	1,715,800 (16.5)	65,876 (0.6)	1,020,751 (9.8)	3,471,589 (33.4)
1967	10,566,436 (100.0)	4,208,097 (39.8)	1,775,210 (16.8)	69,839 (0.7)	1,037,908 (9.8)	3,587,963 (34.0)
1968	10,862,864 (100.0)	4,214,317 (38.8)	1,848,226 (17.0)	71,280 (0.7)	1,269,769 (11.7)	3,523,296 (32.4)
1969	11,248,601 (100.0)	4,248,858 (37.8)	1,962,786 (17.4)	73,085 (0.6)	1,344,817 (12.0)	3,759,187 (33.4)
1969年対前年増減	385,737 (3.6)	34,541 (0.8)	114,560 (6.2)	1,805 (2.5)	75,048 (5.9)	235,891 (6.7)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2)　（　）内の数字は比率である。
3)　同盟の60，61年は全労，62～64年は同盟会議の数字である。
4)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

九〇〇〇人）、全国化学一般労働組合同盟（約六〇〇〇人増）、全日本海員組合（約六〇〇〇人増）などであった。

全国産業別労働組合連合（新産別）　新産別は六九年六月までにその傘下組合員数を約一八〇〇増加したにとどまり、組合員総数に占める割合は〇・一ポイント低下して〇・六％となった。全国機械金属労働組合（約二〇〇〇人増）、新産別運転者労働組合（約一〇〇〇人増）などで組合員数がふえた。

中立労働組合連絡会議（中立労連）　中立労連の傘下組合員数も、このところほぼ一貫して総評を上回る伸び率を示しており、六九年六月までの一ヵ年間に、約七万五〇〇〇人をふやして、その組合員総数に占める割合は一二・〇％に達した。

既加盟組合で組合員数の増加が大きかったのは、全日本電機機器労働組合連合会（約四万三〇〇〇人増）、全国生命保険外務労働組合連合会（約二万七〇〇〇人増）、全国建設労働組合総連合（約一万七〇〇〇人増）、全国生命保険労働組合連合会（約六〇〇〇人増）などであった。

6　主要連合体の産業別・法規別組織状況

産業別・適用

産業別単位労働組合員数のうちに四団体加盟組合員が占める

第128表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比

（単位：%）

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1968年	1969年	1968年	1969年	1968年	1969年	1968年	1969年	1968年	1969年
全産業	100.0	38.9	37.9	17.1	17.5	0.6	0.6	11.7	11.9	32.4	33.4
農業	100.0	20.8	13.3	8.1	6.6	—	—	6.0	4.0	65.0	76.1
林業・狩猟業	100.0	79.1	80.2	11.0	11.6	—	—	—	—	9.9	8.2
漁業・水産養殖業	100.0	0.6	0.7	18.5	21.2	—	—	17.0	17.1	63.9	60.9
鉱業	100.0	55.3	56.1	23.2	22.5	0.1	0.1	1.7	1.8	24.2	24.8
建設業	100.0	26.5	25.8	4.9	4.4	0.8	0.9	31.4	32.5	38.2	38.0
製造業	100.0	20.3	19.4	28.0	28.6	1.4	1.4	17.5	17.8	34.1	34.0
卸売・小売業	100.0	6.3	6.8	17.3	17.9	0.1	0.1	8.5	4.0	67.9	71.2
金融・保険業	100.0	3.2	3.0	0.9	0.8	—	—	34.8	36.5	61.1	59.8
不動産業	100.0	37.7	37.9	4.3	5.4	—	—	0.2	0.2	91.7	90.7
運輸・通信業	100.0	64.7	63.3	18.2	18.8	0.2	0.3	0.3	0.5	16.7	20.7
電気・ガス・水道業	100.0	22.9	23.6	63.1	61.3	—	—	8.6	8.7	5.9	7.1
サービス業	100.0	59.3	58.0	2.8	3.3	0.1	0.0	1.5	1.3	36.8	37.9
公務	100.0	85.0	85.8	1.5	1.4	—	—	—	—	13.5	12.8
分類不能の産業	100.0	38.8	35.0	14.0	5.2	0.3	0.4	—	—	47.0	59.4

〔備考〕 1）第127表の備考1）参照。
2）労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

比率をみると（第128表）、総評加盟の比率が高いのは、公務（八五・八%）、林業・狩猟業（八〇・二%）、運輸・通信業（六三・三%）、サービス業（五八・〇%）、鉱業（五六・一%）であり、同盟加盟の比率が高いのは、電気・ガス・水道業である。また不動産業（九〇・七%）、農業（七六・一%）、卸売・小売業（七一・二%）、漁業・水産養殖業（六〇・九%）、金融・保険業（五九・八%）では、四団体のいずれにも加盟しないものが五〇%以上を占めている。中立労連が比較的多数を占めているのは、金融・保険業（三六・五%）、建設業（三一・五%）である。労働組合員総数の三八・八%を占める製造業では、この部門の組合員総数の二八・六%が同盟に、一九・四%が総評に、一七・八%が中立労連に、一・四%が新産別に属しているが、その他が三四・〇%となっている。

次に、各主要団体傘下組合員数の産業別構成をみると、総評傘下で重きをなしているのは、運輸・通信業（三〇・一%）、公務（二〇・九%）、製造業（一九・二%）、サービス業（一九・一%）であり、同盟では製造業（六一・二%）の比率が圧倒的に高く、運輸・通信業（一九・三%）がこれにつづいている。新産別では八一・五%までが製造業であり、中立労連では製造業（五五・九%）、金融・保険業（二一・三%）、建設業（一六・九%）がその傘下組合員の大きな部分を占めている（第129表）。

また、単一労働組合員数を適用法規別に分け、それぞれに占める主要連合体加盟組合員の比率をみると（第130表）、労組法適用組合員のうち、同盟加盟は二二・二%で最も多く、総評二〇・一%、中立労連一六・三%となっている。公労法・地公労法・国公法・地公法の適用をうける組合員は、八八・八%から七四%までが総評加盟である

第129表　主要団体別単位労働組合員数の産業別構成比

（単位：%）

産業	合計		総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1869
全産業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	0.1	0.2
林業・狩猟業	0.8	0.7	1.5	1.5	0.5	0.5	—	—	—	—	0.2	0.2
漁業・水産養殖業	0.4	0.4	0.0	0.0	0.5	0.5	—	—	0.6	0.6	0.9	0.8
鉱業	1.4	1.2	2.0	1.8	1.9	1.6	0.2	0.3	0.2	0.2	1.1	0.9
建設業	6.2	6.2	4.2	4.2	1.8	1.6	8.2	8.3	16.7	16.9	7.3	7.0
製造業	37.0	37.5	19.3	19.2	60.4	61.2	81.0	81.5	55.3	55.9	38.9	38.1
卸売・小売業	4.6	4.8	0.8	0.9	4.7	4.9	0.7	0.6	3.4	1.6	9.7	10.2
金融・保険業	6.9	7.0	0.6	0.6	0.4	0.3	—	—	20.3	21.3	12.9	12.4
不動産業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	—	—	0.0	0.0	0.3	0.2
運輸・通信業	18.3	18.0	30.4	30.1	19.4	19.3	6.9	6.6	0.5	0.8	9.4	11.2
電気・ガス・水道業	2.0	2.0	1.1	1.2	7.2	6.8	—	—	1.4	1.4	0.4	0.4
サービス業	12.6	12.5	19.2	19.1	2.0	2.4	2.7	0.6	1.6	1.3	14.3	14.2
公務	9.4	9.2	20.5	20.9	0.8	0.8	—	—	—	—	3.9	3.5
分類不能の産業	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	—	—	0.5	0.6

〔備考〕　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

が、公労法適用では同盟が一一・五%を占め、また地公労法・国公法・地公法の各適用組合員の二二・三%から一三・六%までが、四団体のいずれにも加盟していない。

各主要団体傘下の組合員数の適用法規別構成比をみると(第131表)、総評では労組法適用組合員は三九・〇%で、その他は公労法、地公労法、国公法、地公法の適用組合員である。これにたいして新産別は一〇〇%、中立労連は九九・九%、同盟は九三・〇%が労組法適用組合員で構成されている。

7　都道府県別組織状況

都道府県別に単位労働組合員数をみると(第132表)、東京の約一九〇万を筆頭にして、大阪の約一〇〇万二〇〇〇人、神奈川の約七二万人、愛知の約七一万二〇〇〇人、兵庫の約五六万一〇〇〇人、北海道の約五二万三〇〇〇人、福岡の約五〇万四〇〇〇人がつづいており、北海道を除くこれら六都道府県に組合員総数の四八・四%が集中している。

六九年六月末までの一年間に、労働組合員数は、佐賀、熊本、鹿児島、福井でわずかに減少をみたほかは、都道府県のすべてにわたって増大したが、このうち増加がいちじるしかったのは、実数の点では、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡などであり、増大率が高かったのは、茨城、香川、埼玉、千葉などであった。

また、各都道府県別組合員数に占める各主要団体加盟組合数の比

第130表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比　　（単位：%）

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	38.8	37.8	20.9	20.1	88.8	88.4	84.5	84.8	74.6	74.0	85.8	86.3
同盟	17.0	17.4	21.8	22.2	11.1	11.5	1.2	1.3	4.4	3.7	0.3	0.4
新産別	0.7	0.6	0.9	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	11.7	12.0	16.1	16.3	—	—	0.5	0.5	—	—	—	—
その他	32.4	33.4	41.0	42.1	0.1	0.1	14.7	14.3	21.0	22.3	13.9	13.6

〔備考〕　1)　第127表の備考1)参照。
　　2)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

第131表　主要団体別単一労働組合員数の適用法規別構成比　　（単位：%）

主要団体	合計	労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
		1968	1869	1968	1969	1968	1969	1968	1969	1968	1969
合計	100.0	72.4	73.1	9.6	9.2	1.6	1.6	2.5	2.5	13.9	13.5
総評	100.0	39.1	39.0	21.9	21.6	3.5	3.7	4.9	4.9	30.6	30.8
同盟	100.0	92.7	93.0	6.2	6.1	0.1	0.1	0.7	0.5	0.3	0.3
新産別	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	100.0	99.9	99.9	—	—	0.1	0.1	—	—	—	—
その他	100.0	91.6	92.1	0.0	0.0	0.7	0.7	1.7	1.7	5.9	5.5

〔備考〕　前記「報告」による。

率は、二一六ページ第133表に示すとおりである。総評は北海道、青森、岩手、秋田、山梨、和歌山、熊本、大分、鹿児島で五〇%以上を占め、滋賀、岡山を除く他のすべての都道府県で、他の三団体をおさえて、主要四団体中の最高比率を占めている。同盟は滋賀と岡山で総評をおさえ、福井、滋賀、岡山の三県で三〇%以上を占めている。「その他」の比率が高いのは、愛知と栃木で、それぞれ四二・八%と四一・一%を占めている。

2　組織運動

1　全国中央組織の組織方針

総評の組織方針　六八年八月の第三六回定期大会が採択した六八年度運動方針は、総評の危機を象徴する現象として、①総評組織の停滞、②総評の指導力の低下、③産業別組織の統制力の低下、とくに民間労組の危機、④国民各層にたいする影響力の減少などをあげ、その原因の解明と対策の具体化につとめていた。六九年七月二〇～二四日の第三八回定期大会が採択した「一九六九年度運動方針」は、組織問題について、一方では、この一年

第132表　都道府県別労働組合員数

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率
	人	人	%		人	人	%
全国	11,143,482	368,668	3.4	三重	169,355	4,747	2.9
北海道	523,359	10,929	2.1	滋賀	89,144	4,775	5.7
青森	83,311	4,184	5.3	京都	241,721	6,480	2.8
岩手	110,545	914	0.8	大阪	1,002,322	22,577	2.3
宮城	149,308	5,302	3.7	兵庫	560,503	2,228	0.4
秋田	118,900	4,520	4.0	奈良	66,924	3,529	5.6
山形	106,082	4,048	4.0	和歌山	88,280	2,508	2.9
福島	159,879	5,745	3.7	鳥取	53,867	2,467	4.8
茨城	151,893	12,999	9.4	島根	64,375	3,455	5.7
栃木	129,116	5,041	4.1	岡山	187,457	8,539	4.8
群馬	147,247	6,863	4.9	広島	287,451	11,017	4.0
埼玉	255,140	20,184	8.6	山口	151,376	2,819	1.9
千葉	201,928	15,276	8.2	徳島	69,527	3,265	4.9
東京	1,899,522	44,044	2.4	香川	81,694	6,999	9.4
神奈川	720,070	40,236	5.9	愛媛	118,196	2,309	2.0
新潟	214,532	6,566	3.2	高知	73,230	2,158	3.0
富山	132,706	3,627	2.8	福岡	504,165	15,273	3.1
石川	102,393	3,513	3.6	佐賀	69,508	△ 407	△ 0.6
福井	77,929	△ 112	△ 0.1	長崎	124,957	745	0.6
山梨	51,178	1,948	4.0	熊本	106,566	△ 55	△ 0.1
長野	223,927	7,337	3.4	大分	91,679	4,642	5.3
岐阜	168,771	7,903	4.9	宮崎	83,047	2,016	2.5
静岡	315,370	9,257	3.0	鹿児島	103,115	△ 42	△ 0.0
愛知	711,917	36,300	5.4				

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

間、春闘をはじめとする統一闘争が発展し、「数年来の組織停滞はようやく前進の方向にむかった」と評価するとともに、他方で、「しかしわれわれが、昨年度最重点として決定した『職場での組合機能の確立』『産業別組合の強化』を軸とした大産業別共闘、中立組合との共闘、地域共闘体制の整備などは、漸く単産の交流が緒についたばかりであり、具体的方針提起の欠除など多くの弱点を克服できないでいる」とのべ、六九年度にも、「①職場での組合機能の確立、②産業別組織の機能強化、③大産業別共闘、中立組織との共闘の促進、地域共闘体制の拡大整備、④未組織労働者の組織化、⑤婦人対策の強化、⑥組合活動の大衆化、民主化、青年婦人活動家の組合役員への登用などに重点をおきつつ、諸対策を進める」としていた。

このうち、青年対策については、次のようにのべたことが注目される。

「旧三派、革マルなどのいわゆる極左冒険集団のもつ戦略戦術は、労働運動と大衆運動にとって決定的なマイナスとなるものであり、きびしく批判すべきであり、これを排除しつつ、具体的活動のなかで理論的に克服していく。全国反戦については、現実に総評、社会党、関係組合等の間に意見の食い違いがあるため、調整を進めており、その間当該組織は凍結していかざるを得ない。また

第133表 都道府県および主要団体別労働組合員数の構成比

（単位：%）

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他	都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全国	100.0	37.9	17.5	0.6	11.9	33.4	三重	100.0	35.9	17.1	—	14.4	33.4
北海道	100.0	55.7	7.2	0.0	8.4	31.4	滋賀	100.0	26.9	30.7	1.6	15.5	26.7
青森	100.0	59.3	12.9	0.2	4.2	24.9	京都	100.0	45.4	14.7	5.1	9.4	26.6
岩手	100.0	60.8	9.3	0.0	5.3	26.5	大阪	100.0	36.0	22.7	0.2	11.5	30.8
宮城	100.0	49.0	9.3	0.1	12.0	31.8	兵庫	100.0	40.2	18.3	—	16.0	26.5
秋田	100.0	51.1	8.4	0.0	4.6	39.2	奈良	100.0	46.1	11.4	—	16.3	27.0
山形	100.0	43.3	8.6	3.0	14.9	32.3	和歌山	100.0	53.7	13.2	—	6.8	28.1
福島	100.0	45.0	21.0	1.4	9.1	24.9	鳥取	100.0	49.4	10.8	—	2.6	38.6
茨城	100.0	39.1	6.9	0.1	28.9	25.5	島根	100.0	45.7	18.7	—	5.5	31.4
栃木	100.0	32.0	13.9	—	15.8	41.1	岡山	100.0	30.6	32.1	—	10.7	27.1
群馬	100.0	40.7	11.1	0.8	12.9	35.5	広島	100.0	33.8	22.2	0.0	6.3	38.5
埼玉	100.0	28.9	22.6	0.2	13.1	36.0	山口	100.0	42.6	18.7	1.6	13.0	31.1
千葉	100.0	33.8	16.8	—	11.6	38.4	徳島	100.0	35.6	18.5	—	15.7	30.3
東京	100.0	30.3	16.0	0.9	14.7	39.5	香川	100.0	33.4	14.9	—	15.5	37.1
神奈川	100.0	28.0	19.1	1.3	22.0	30.3	愛媛	100.0	47.6	20.3	—	7.5	25.3
新潟	100.0	41.8	24.4	1.1	3.1	31.2	高知	100.0	47.1	13.7	—	11.0	29.2
富山	100.0	38.2	19.7	4.1	2.9	36.7	福岡	100.0	47.9	9.7	0.0	8.9	34.5
石川	100.0	46.0	27.4	—	5.6	22.6	佐賀	100.0	38.5	11.6	—	14.3	36.0
福井	100.0	38.8	33.7	—	7.7	20.9	長崎	100.0	41.3	26.6	0.3	8.0	24.4
山梨	100.0	55.2	7.5	—	6.5	31.3	熊本	100.0	57.8	14.3	—	3.6	25.2
長野	100.0	39.5	11.8	0.1	13.5	36.1	大分	100.0	50.9	15.1	—	8.1	27.4
岐阜	100.0	28.3	28.0	0.0	7.9	36.7	宮崎	100.0	43.3	25.1	0.2	6.6	25.8
静岡	100.0	33.9	20.9	0.7	11.7	33.8	鹿児島	100.0	54.0	6.4	—	4.4	35.9
愛知	100.0	27.7	21.9	1.0	9.6	42.8							

〔備考〕 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2) 労働省・前記「報告」による。

機関決定に違反する諸行動については、犠救の対象としないなどのきびしいあり方が必要である。そして当面、東京、愛知をはじめいくつかの県評が提起している反安保青年組織の設立の努力を支持し、漸次一部極左冒険主義集団からの影響力を切りはなしつつ全国的な組織と運動の統一をはかっていく」。

また、「六九年度運動方針」は総評本部が当面その努力を集中すべき重点として次の諸点をあげていた。「㈠総評本部の指導体制を強化するため、長期路線委員会の討議を経て、三役および幹事の常駐、役員の信任投票制などを検討する。またオルグ制度の今後のあり方についての方向を早急に確立する。㈡全国レベルでの政策的方針樹立のための専門機能の充実は緊急課題となっている。したがって、調査活動の抜本的な拡充・強化につとめる。㈧総評がナショナル・センターとして労働組合本来の活動部面で単産への指導、援助、サービス活動の不足、単産相互間の交流活動などが不足していた点を反省し、この面での取組みを強化する。㈢総評の運営面では安易なスト計画、中途半端な動員指示、バラバラに出される文書、会合などを統合するため企画部門の強化をはかる。㈱重要工業地帯における民間基幹産業労組対策をつよめるため、従来設置してきた関東、中部、関西、九州の「地方ブロック事務所」に加えて、中・四国事務所をあらたに開設する。そして春闘、組織対策、労働者教育活動をおこなう総評の出先機構として、その活動を強化するため、人的・財的にその補強につとめる。㈵民間単産会議を強化し、大都市・重工業地帯で地評・地区労傘下の民間単産・単組を中心に民間労組の結集体の育成・強化につとめる」。

同盟の組織方針

同盟は、七〇年二月一二～一四日開催の第六回定期大会で採択した「一九七〇年度運動方針」のなかで、最近における労働組合戦線の流動化を歓迎し、同盟組織を飛躍的に前進させる絶好の機会がおとずれたとして、「三〇〇万組織の実現」をめざすその組織方針を次のように設定した。

【同盟七〇年運動方針第三部、一、組織活動の強化と体制整備】

㈠ 三〇〇万組織の実現

(1) 最近における国内労働運動の流動化・民主的再編の機運は、同盟組織を飛躍的に拡大発展させる絶好の機会である。このため、当面する活動の重点を組織の拡大におき、三〇〇万同盟組織の実現をめざして、積極的に活動する。

(2) 組織拡大の重点目標を次におき、全国的・全産業的視野にたって組織活動をすすめる。

①重化学・金属産業分野の組織化、②第三次産業分野の積極的な開拓、③コンビナート地域・工業集団地の包括的な組織化対策の推進、④中立組織にたいする積極的な働きかけ、中小企業労働者の組織化と同盟への結合、⑤官公労組織の民主化と拡大。

(3) 組織の拡大を推進するにあたっては、

①同盟のもとにある各組織は、それぞれ組織拡大のための独自の計画を樹立するとともに、組織活動強化のための体制を確立し、活発な行動を展開する。②組織の拡大を円滑にすすめるために、中央組織活動委員会は、各構成組織・地方同盟の組織活動計画を総合・調整し、情報を流し、相互の連結を緊密にする。③また、組織の拡大を効果的にすすめるために、中央組織活動委員会は、重点業種や地域を選定するなど、人的・財的に集中的な活動の展開を企画する。④さらに、組織拡大の成果をあげるために、㈠これまでの本部およびブロックに配置してきた中央オルグの配置について再検討を加え、効果的・機動的に活用する。㈡前項との関連において二万名未満の地方同盟の専従オルグ体制を確立することとし、同盟本部は、必要な財政的援助を考慮する。

(二) 組織活動を強化するための総合的活動の推進

(1) 七〇年代の新しい産業・経済のあり方を展望した産業政策を確立し、その実現のための活動を積極的にすすめるなかで、これまでの反体制闘争一本槍の方針から民主主義労働組合の路線を歩もうとする組織と積極的に連絡し、交流をはかる。この場合、変貌しつつある産業体制に即応して、関係産別組織の連携を強化した組織活動を展開する。

(2) 組織活動の一環として、全文協と提携して、文化活動やレクリエーション活動を強化し、未加盟組合・民主化グループにも広く参加をよびかける。

(3) 組織活動をすすめるにあたっては、教育宣伝活動を強化し、これと一体的活動を推進する。

(4) 青年組合員の行動力を組織化し、組織活動の強化に寄与させる。

(5) 同盟全体の発展と質的強化をはかるために、産別組織相互間の交流を促進し、これを拡大する。

(三) 内部体制の整備と充実（略）

新産別の組織方針

新産別では、六八年の第二〇回大会における役員選挙のしこり、本部が傘下の全機金の意向を無視して新産別の枠をはずした金属産業労組連絡会議の結成をすすめたことなどから、六九年一〇月一六～一八日の第二一回定期大会では、本部が準備した運動方針案はとり下げられることとなり、一月の中央執行委員会で方針案を根本的にねりなおしたのち、これが二月五～六日の再開大会で採択されることとなった。

新たに提案・採択された方針は、労働戦線統一の展望にたちながら、まず内部体制をかためることの必要を強調している。

【われわれの当面する役割と課題（再開大会採択の「当面の運動の課題と基調」）三、抜粋】

(1) われわれは、まず、内部組織の充実と統一の達成に全力を傾ける。新産別の内部体制の充実と、外へ向かっての発展、影響力の拡大は、ひとつのものでなければならない。だが、実際には内部体制の強化と充実に怠りがあった。外の状況が動いてくるほど新産別は、内部を固めなければならない。

イ、全組織の意思と行動の統一の達成。組合員の多様な要求と職場に存在する問題を、組織的に吸い上げ、組織の血液の循環を円滑にしていく。

ロ、組織運営の改善。A、中央執行委員会と書記局の一体化を確立する。B、新産別中央執行委員会と各単産中央執行委員会の有機的結合を図る。C、賃金、組織、産業政策などを含めた総合的な専門委員会を設置する。

(2) 新産別は、その再出発を期して、強力な統一賃金闘争を組織する。われわれが、七〇年春闘で、全組織の意思と行動の統一をはかるための統一基準は、世帯賃金水準六万円以上の設定と、一人前技能者（二五歳以上）最低九千円以上の完全獲得である。新産別のすべての組織が、足なみそろえて、これを闘いとり、その力量を高めていく。

(3) 組織の強化拡大および影響力の強化
単産、単組、地方組織の組織強化の協力と指導。日常闘争と連携を通じて組織拡大と友好提携の強化拡大。

(4) 労働戦線統一（省略、Ⅱ—Ⅲ・3参照）。

2 産業別組織の動向

一九六九～七〇年における産業別組織の動向は次のとおりである。

金属・機械

六四年に結成されていらい注目をあびてきた国際金属労連日本協議会IMF・JCは、かねて決定していた関連業種別連絡会議設置の方針にもとづき、傘下の三菱キャタ

ピラ労組を中心にして、六九年八月一八日に外資系組合連絡会議を発足させた。発足にあたって参加したのは、三菱キャタピラはじめ、神鋼ファドラー、日本無線、小松インタナショナル、三菱プレシジョン、富士バルブ、東洋キャリア、東芝テスコ、東洋オーチス、東芝レオバック、日本NCRなど一一組合であったが、六九年末までに二〇組合約二万七〇〇名を結集するにいたった。

IMF・JCは、六九年九月一一日第八回総会を開き、「具体的な活動目標」として、①二〇〇万金属労働者の結集、②国際交流、とくにアジア地域活動の積極的な展開、③賃金闘争の強化、④産業政策の立案、などをきめたが、とりわけ、七〇年代の運動のあり方について、その政治的立場を次のように示したことが注目される。

【IMF・JCの政治的立場（一九六九年度活動方針、A・2抜粋】「七〇年代の運動は、安保と沖縄をめぐる政治闘争によってはじまる。JC加盟の各組合は、わが国の平和と安全、そして繁栄、国民一人ひとりの自由と生命・財産の保障を基本にして、すでに七〇年代の選択を了えており、それぞれの目的にしたがって、討論集会や大衆行動などの活動をはじめている。われわれは、国家と国民の運命にかかわるような政治課題について、とくに慎重に対処する必要があは、労働組合主義の原則にもとづいて、る。

政治闘争にとりくむ第一の原則は、議会制民主主義の擁護と法治主義の確立である。単独強行採決によって議会を無視する保守勢力、ゼネストや街頭暴力行動によって議会制民主主義や法による支配を否定しようとする過激派、これら左右両翼の政治姿勢はただされねばならない。

第二の原則は、統一と団結の強化である。各組合の安保と沖縄に対する基本方針は、げんざい野党勢力の分極状況をそのまま反映しており、必ずしも一致していない。各組合は、政治主義の優先が戦線の分裂をまねいたかつての経験にまなび、加盟組合の自主性尊重の原則のもとで、方針のくい違いを率直に認めあい理解しあって、JCの統一と団結をさらにかためなければならない」。

IMF・JCの組織状況は、この第八回総会の時点で、六単産、一〇組合、一一〇万〇八八人であったが、一一月一日に石播労連（約三万三〇〇〇人）がオブザーバー加盟したことにより、前記加盟組織にオブザーバー加盟組合一を加えて、約一二〇万人の組織へと発展した。

なお、新産別傘下の全機金は、六九年七月の大会で、「IMF・JC内に機械金属部会を設置する運動を進め、これをもって中立組合を結集する。これを推進するため、全機金そのものの拡大・強化を図る」との方針を決定し、新産別本部の方針とするどく対立して、六九年一〇月の定期大会を混乱させることにもなったが、七〇年二月の再会大会では、本部側が大幅に譲歩している（II—II・4新産別第二回定期大会を参照）。

造船

造船総連は、六九年九月の代表者会議と一一月の中央委員会で、造船産業労使会議を設置する方針をきめ、三菱、石播、川崎、鋼管の大手四企業連にも参加を呼びかけた結果、一二月一六日、日本造船工業会と造船総連および四企業とのあいだに造船産業労使会議が発足したが、これに参加した組合は、一二月二〇日に造船産業労使会議組合打合会を設置した。この打合会には、造船産業における一九万の組織労働者のうち、中小の約二万人をのぞいて一七万人が参加している。

造船総連はさらに右の成果にたって、六九年六月四～七日の第二〇回定期大会で、現在新産別組織を中産別組織に発展させることをめざして活動するとの方針を決定、さしあたり具体的には、右の四企業連とのあいだに「造船重機労組協議会」を設置するよう努力す

ることをきめた。

他方、全造船機械では、鋼管浅野（一六一七名）、同清水（一三五三名）の両分会が一一月一五日に、同鶴見分会（三九三八名）が一二月一八日に、同組合を脱退した。その結果、全造船機械にとどまる大手組合は川崎と石播だけとなった。

紙パルプ

紙パルプ労連では、本部が「闘争至上主義」「生産性向上運動反対」の方針をとっていることに反対して、六九年七月八日に本州製紙労組（約五〇〇〇人）が、九月九日に三菱製紙労組（約二六〇〇人）が、ついで一〇月一八日に大王製紙労組（一三五五名）が、紙パ労連を脱退した。

他方、同盟全紙パ（約一万）は、紙パ労連を脱退した組合の参加を求めて、六九年一一月会合を重ねてきたが、七〇年五月には日本パルプ、本州製紙、三菱聯合新労、紀州、大王などの参加のもとに「紙パルプ友好労組連絡協議会」（約二万五〇〇〇人）を発足させることになった。

百貨店

百貨店労組の結集体としては、六五年に全国大手百貨店五七労組が集まって「全国百貨店労働組合海外事情研究会」ＤＩＬＡ（約一〇万）がつくられており、ＤＩＬＡは、一時は国際商業事務技術労連に加盟する動きをみせたが、内部からＤＩＬＡはたんなる連絡機関であるとの主張に立ちこれに反対する声があがり、活動もゆきづまった。六九年には伊勢丹労組を中心に東急、松屋、京王、丸井、緑屋などの労組が加わり、新しい産別組織結成をめざす活動が開始され、一〇月二五日に日本商業労働組合連合会（五二組合、五万二〇〇〇人）が発足し、七〇年一月に同労連は国際商業事務技術労連に加盟した。

生命保険

六八年の両労組大会で、一年後に合同することをきめていた全国生命保険労働組合連合会（全生保、約一二万人）と全国生命保険外務労働組合連合会（全外連、二四万五〇〇〇人）は、六九年一〇月一六日にそれぞれ解散大会を開いて新組織への結集を確認し、翌一七～一八日の両日の大会で全国生命保険労働組合連合会（生保労連、約三六万五〇〇〇人）を結成した。

教員

日教組は、これまで国立大学教職員を大学所在地の県教組に加入させてきたが、六九年四月、これらの組合員に、県教組とは別に「県大学教職員組合」を結成させ、その連合体として全国大学教職員組合（約二万人）を発足させた。

また、日高教（一四県派）の傘下にいた新潟高教組（三五九一人）と山形高教組（三二一一人）は、それぞれ九月と一二月にこれをはなれて日教組に加盟した。

林野

六八年から合併への動きを示しつつあった日本国有林労働組合（日林労、九三〇〇人）と日本国有林作業員労働組合（日作労、九〇〇〇人）は、六九年八月六日に合併し、前者国林労の呼称を継承することとなった。なお新「日林労」は、将来、民間林業労働者を含む林業同盟へと発展することをめざしている。

国鉄

国鉄動力車労組は、ＥＬ、ＤＬ（電気機関車、ディーゼル機関車）の一人乗務に反対して六九年五月、一〇月、一一月などにストライキを含む強力な闘争を展開したが、この闘争のなかで仙台、新潟、高崎の各地本をはじめとする各地に脱落するものがあいつぎ、六九年中に組合脱退者は一八八八人にのぼり、このうち同盟傘下の鉄道労組に加盟したものは六二八名であった、といわれる。

セメント　全国セメント傘下の小野田セメント労組（三一〇〇人）は、六八年二月の大会で執行部が全員いれかわり、それいらい方針を転換して全国セメントの運動の批判をつづけてきたが、七〇年二月二八日の大会で全国セメント脱退を三〇対二で決定した。さしあたり上部団体への新たな加盟は考えられていないが、系列会社組織との連携は密にしてゆく方針といわれる。

自治体　同盟傘下の自治体労組結成をめざして、六八年一二月に全国自治体労働組合連合結成準備会がつくられ、六九年一一月に結成大会開催が志向されていたが、準備の都合で延期され、七〇年四月一～二日に福岡市で大会を開催、同盟自治労連の正式発足をみた。大会に参加したのは三一組合で、約一万一〇〇〇人を組織したものとされ、以後三年間に五万人結集が目標に掲げられた。

駐留軍関係　全駐労と沖縄全軍労は、六八年一〇月いらい駐労共闘会議を設置していたが、六九年一一月に佐藤・ニクソン声明で「七二年沖縄返還」が明らかにされ、また一二月三日に沖縄駐留軍による人員整理通告を受けたことなどから、新しい情勢に対応する目的で一二月五日に第三回駐労共闘会議を開いた結果、七〇年秋を目標に両組織統合をめざして機関討議をすすめることを申し合わせた。

3　労働戦線の「再編・統一」の動き

問題の経緯　一九六〇年の安保改定反対闘争の高揚ののち、米日支配層の政策の若干の手直しと、経済の高度成長は、企業側のきめこまかな労務管理方式の導入とあいまって、大企業労組内の右翼的潮流を強化する傾向を生みだしたが、このことは、六五年以降における大企業の合併の進展を契機にして、成長産業部門の大企業労働組合に集中的に組織問題を表面化させた。そこにみられたのは、旧来の企業別組合を、企業合併の線にそって統合して単一の巨大な企業別組織を結成する動きであり、資本系列別に組合戦線を再編する動きであり、また右派が指導権を握った大企業別組合が、旧来の総評系もしくは中立労連系の産別組織をはなれて、あらたに右派的結集をはかろうとする動きであった。

六五年における三菱三重工の合併にともなって、全造船機械の三菱重工関係支部組織が大きくくずされ、同盟三菱重工労連が実現した。六六年のプリンス自動車工業の日産自動車合併にともない、全国金属プリンス自工支部組織も大きくくずされ、大部分が自動車労連へと組織された。合化労連では、六六～六八年に東洋高圧、信越化学、積水化学、鐘ケ淵化学など、紙パ労連では六七～六九年に日本パルプ、本州製紙、三菱製紙、大王製紙など、大手組合の脱退がつづいた。このほか全損保、全相銀連などで傘下組合の大量脱退と脱退組合による新組織結成（六七年）がみられた。

こうした動きに乗じて金属機械産業部門で新たに組織活動をすすめ、ひいては労働戦線全体にわたる再編の動きを促進する結果を生んだのは、一九六四年結成の国際金属労連日本協議会＝ＩＭＦ・ＪＣであった。それは総評、同盟などの既成組織にたいして批判的なポーズを示しつつ、いずれも大企業労組が圧倒的比重を占める、電機、自動車、鉄鋼、造船などの部門の、さまざまの上部関係をもつ単産と巨大企業労組をその傘下におさめ、六九年末までに約一二〇万人を結集するにいたったし、六七年以後それはたんなる「国際連帯の窓口」から「国内運動体」へと発展する傾向さえ示した。

ＩＭＦ・ＪＣの組織伸張と呼応して、総評内では、全逓宝樹委員長を中心に反共「労働戦線統一」の主張が、とりわけ六七年初めから強められた。この主張は、六七年七月にも六八年八月にも総評大会では孤立した。また六九年六月の全逓大会では、反共「労働戦線統一」の方針にたいする全逓内の批判が高まり、外山書記長は役員選挙で落選し、宝樹委員長にたいしても、代議員の不信任票が全体の三七％に達した。

だが、この間にも、六七年いらい逆転した民間産業における総評と同盟の勢力比はいっそう同盟に有利に進展し、総評と中立労連傘下の一部単産では組織動揺がつづいた。また六八年いらいＩＭＦ・ＪＣ派の電機労連、鉄鋼労連、あるいは反共「戦線統一」派の全逓などの支援やイニシアチヴのもとに、県評や地方同盟の枠をはずした県単位の「民間労働組合懇談会」や「労働問題研究会」などをつくる動きが福岡、神奈川、山口、大分、和歌山、岡山、京都、大阪などに現われ、さらに中央では、六八年八月に同じく既成組織の枠をはずした一二単産の書記長で「労働問題研究会」が発足したが、七〇年六月までにさらに五単産幹部を加え、次の一七単産幹部がこれに名をつらねるにいたった。自動車労連、全逓、全繊同盟、全電通、新産別、全日通、電労連、鉄鋼労連、全国ガス、全鉱、電機労連、生保労連、全化同盟、海員、日建協、商業労連、損保労連。

この間、同盟は労働戦線の「流動化」を歓迎しつつも、宝樹委員長らの反共「統一」の方針にたいしては、これにただちに呼応する態度を示さず、もっぱら同盟の強化こそが「民主的な」労働戦線の再編・統一につながるとの態度をとってきたが、同盟会長をだしている全繊同盟や海員組合が「労働問題研究会」に参加するようになり、六九年下期には、より柔軟な態度で再編問題に対応しようとする姿勢を見せはじめた。そして、六九年一二月末の総選挙で社会党が大幅の後退を示し、総評の社会党系幹部内に動揺と分解の傾向がつよまると、これをきっかけにして、七〇年にはいり労働戦線の「再編・統一」をめざす各派の動きが、あらためて強化されることになった。

総評第三八回定期大会と戦線統一問題

六九年七月二〇～二四日の総評第三八回定期大会では、具体的要求にもとづく共闘の推進をつうじて戦線統一をめざすという、従来からの基本方針が再確認された。運動方針はＩＭＦ・ＪＣの動きにたいしては、国際労働戦線の動向によって、国内における共闘や統一を動揺させるものとの、また具体的共闘をつうじて行なわれるのではない戦線統一の主張にたいしては、「イデオロギー的背景をもった特定の目的を実現させるための活動」であるとの、きびしい批判を加えていた。

【国内労働戦線の統一（一九六九年度運動方針、四、(8)抜粋）】

(1)　労働戦線の統一をすすめる基本的な立場は、イデオロギーによって差別するのではなく、労働者と労働組合が当面する切実な諸要求を基礎に、あらゆる段階で共闘の拡大につとめ、とくに職場における闘いを重視し、未組織労働者の組織化につとめ、全労働者の共感と相互理解をふかめ、統一を達成することであり、総評は一貫してこの方針をとってきた。そして、具体的には、①賃上げ、時間短縮など当面する労働者の共通要求を基礎に、四団体をはじめ中立組合との共闘を全国的産業別レベルで促進する。②未組織労働者の組織化は、各団体間で競争的に進めるが、既存の加盟組合に対しては相互に切りとりを行なわない。③政党との協力関係については、各組織の伝統を尊重する。④資本家や政府の介入を排除し政党から独立した労働組合を確立することなどをもって対処することを決定した。

六八および六九春闘を通じて、われわれは中立労連、純中立の組合との共闘関係を強化、拡大する上で、成果を上げてきている……これは総評および春闘共闘委の方針の正しさが大衆的に理解され、その影響力が拡大してきている証拠であるし、労働戦線が総評、中連、同盟その他と分かれていても労働者にとって要求は共通であり、今次春闘のなかで、業種別共闘や一部地域でみられるように共闘を進める条件は高まってきていると言える。

(2)　賃上げ闘争は一部の組合を除いては、終結したが、合理化反対、物価、税金、社会保障など政府の収奪政策との闘いは持続している。これらの諸闘争を前進させていくため、春闘共闘事務局の機能は存続されるし、専門部会も必要に応じて開催されることになろう。七〇年春闘は安保廃棄の闘いと結合したものになると同時に、七〇年代労働運動の出発点である。

春闘一五年の歴史のなかで積み重ねられてきた労働運動の発展と共闘体制の確立をより一層強固なものにする立場から、われわれは春闘共闘委の機能の充実と中央、地方、職場の段階での共闘を促進させ、将来の労働戦線統一のための条件を成熟させなければならない。

(3)　われわれが国際連帯活動を強める目的は、その活動を通じて諸外国の先進的な諸経験に学び、日本の低賃金を打ち破り、権利を拡大し、平和と民主主義のたたかいを前進させることであり、ひいては国際労働運動の発展に寄与することである。

国際労働戦線の動向によって、国内労働運動における共闘の促進や戦線統一が動揺することは、日本の労働運動の前進にとって不幸なことである。総評は以上のような考え方から国際労働戦線に対しては、組織的中立の立場をとり、あらゆる国際労働組織と交流・連携の活動を進めてきた。

各単産が国際的な産業別組織に加入して活動する場合にはこの基本方針を尊重して、具体的に対処することが正しい。そして、賃金闘争や国民的諸課題を解決するための闘いの指導は、春闘方式が定着し、成果を上げ、その影響力が全労働者的規模に拡大している事実が示しているように、全国的中央団体である総評や春闘共闘委が中心となって行なうことが正しいし、日本の実情に適合している。われわれは各単産が国際的な産業別組織に加盟している本来的な意味を正しく認識し、日本の労働者の要求に応えて、資本家や政府に対し積極的に闘う姿勢を確立し、日本労働運動の前進のために中核的な役割を果たすことを期待する。

(4)　労働組合が上部団体を異にしたり、未加盟の状態にあるのは、それぞれ理由があるからである。分裂状態にある労働組合が統一を実現するためには、いかにして労働者の共通要求を見い出し、正しい闘争方針で共闘を推進するのか、共闘を保障する組織的な協定を締結するのか、そして一応の時期と条件が整備された段階において、組織統一へと発展させるかということが労働戦線統一を成功させる方針であって、これ以外の方法は、イデオロギー的背景をもった特定の目的を実現させるための活動であるといえよう。

昨年来、中央、地方において各種の研究会や懇談会が結成されている。これらの組織は、その結成の経過や目的、活動状況について大きな相違点がある。

ナショナル・センターや地評の方針および運営について欠陥や弱点があれば、各級機関のなかで討議し、組織的に解決することが労働運動を前進させる方途であり、関係者や当該組織が以上のような観点に立ち対処すべ

きである。同時に、われわれ総評、地評も自らの欠陥や弱点を謙虚に反省し、その克服につとめなければならない。

滝田同盟会長の発言

六九年八月二一日、全金同盟第一九回大会に出席した滝田同盟会長は、伊豆長岡で記者会見を行ない、全金同盟が、「民主的労働組合の大同団結をめざす〝新統一運動〟を同盟全体として展開すべきである」と提唱したことにからめて、次のようにのべ、同盟として戦線統一問題にたいする態度を一歩すすめる用意があることを明らかにした。

「同盟の組織は着実にのび、マルクス・レーニン主義的発想の労働運動はゆきづまって、無所属をはじめ総評系にも浸透してきている。こうした現状の中で同盟としては、①同盟組織は現状でよいのか、労働者組織の変化、流動化現象をとらえた新しい結集の方法はないか、という観点から、民主的労働戦線の統一の問題にとりくみ、一月の大会で方針を決定したい。この統一は、当面、民間労組が主流となるべき基盤をつくるという意味から、民間労組を中心とし、官公労系は現状の民主化運動を推進するとの立場で検討してみたい」。

大阪地方民間労組連絡協議会（大阪民労協）の結成

六九年一一月一日には、六八年いらい発起人会で準備をすすめてきた大阪地方民間連絡協議会（大阪民労協）が正式発足をみた。同民労協は、松下電器労組高畑委員長（電機労連）、関西電力労組片岡委員長（同盟）を代表幹事とし、大阪府の民間企業労組 一三七六組合・四六万七六二〇名を傘下に結集した。

これまで神奈川、福岡をはじめいくつかの地方で労働組合の再編・結集の動きがみられたが、この大阪の場合、これまでのどの例にもみられなかった総評、同盟、中立、新産別の各系統の組合にわたっていること、また中央・地方労働問題研究会をはじめ、地方の民間労組の再結集のほとんどが、組合役員の個人参加の会であったのにたいして、大阪民労協は組織決定による結集であることが、注目される。

民労協の結成趣意書は、組織の目的を次のようにのべている。

「一九七〇年代の労働運動は、新たな産業体制の中で、観念的な政治闘争や反体制運動、前近代的なマルクス主義や共産主義の硬直したイデオロギーにとらわれたり、また官公労中心の指導体制では、現実的な問題の利益の追求は不可能である。労働組合もまた生産性向上、合理化、産業再編成、経済の国際化などに直正面から取り組まざるを得ないという現実を認識し、産業政策、民主的労使関係を軸にした現実的政策をもって正しい労働運動を推進していくことが必要である」。

また、「規約」によると、民労協はつぎの事業を行なうものとされている。①産業政策・賃金政策等、労働問題に関する研究会、経験発表会の開催、②加盟組合間の相互交流・職場見学の実施、③内外および加盟組合の労働条件に関する調査・諸資料の発行、④税金、物価、社会保障および地域社会共通の課題にたいする政策の立案・推進、その他。

宝樹論文

六九年一二月二七日は総選挙が行なわれた。自民党は得票率を一・二%減らしたが、前回を上回る二八八議席を獲得し、さらに無所属当選を入党させることにより三〇〇議席を確保した。公明党は得票数を前回の二倍にのばして四七議席をとり、共産党は前回の四議席から一挙に一四議席へと躍進したが、社会党は大敗し、前回より五〇議席減、民社党も得票数、議席とも前回水準に停滞（三一議席）した。

このことは、労働組合、社会党系ならびに民社党系幹部に大きなショックを与え、七〇年にはいって、労働戦線の「再編・統一」をめぐる論議に大きな影響を与えることになったが、まだこのショックのなまなましい七〇年一月一日、全逓の宝樹委員長はこの機をとらえて読売新聞に「一九七〇年代の労働運動前進のために——二年後を目標に労働戦線の統一を実現しよう」と題する論文を発表した。

同じ宝樹委員長は、三年前の六七年一月に、労働戦線の右より再編統一を主張する論文を『月刊労働問題』に発表したさいには、その題名が「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」であったことからもわかるように、社会党政権樹立をめざして反共「労働戦線統一」を呼びかけるという、きわめて政治色の濃いものであったが、今回の論文は、その大部分が総評に結集する「官公労働運動」の「政治主義的傾向」を非難し、「労働組合主義を中心に結集する」ことを主張していた。また総選挙の結果からみて、革新政権の誕生を早急に期待することはできないとし、七〇年代初頭にまず労働戦線を統一して巨大なナショナル・センターを樹立するために、①労働組合の大産業別への結集・再編、②産業政策への取組み、③労働戦線統一のために、労働組合と政党の支持協力関係について話し合うこと、④労働戦線統一が組織を整理し、労働組合の教育、宣伝、組織、福祉、共済活動に組合費を活用すること、⑤発展途上にあるアジア諸国の労組の支援活動を中心にした国際連帯活動などを主張し、七二年を目標に戦線統一を実現することを呼びかけていた。

全国主要民間労組委員長懇話会（全民懇）

八幡製鉄労組宮田組合長、松下電器労組高畑委員長、東レ労組藤井委員長ら一一の大企業労組委員長は、六九年三月いらい四回の会合をかさね準備をすすめてきたが、一月二二日に大阪・松下労働会館で開いた第五回目の会合で「全国主要民間労組委員長懇話会（全民懇）」を正式発足させた。発表された懇話会の「主旨ならびに当面の活動メモ」によると、それは労働戦線の再編・統一問題について次のようにのべている。「われわれが新しい労働団体を結成するのではなく現状をつづければ、日本の労働組合は新しい時代に対応できないし、生活、労働条件向上にも十分に期待できないので、各単産内部、および地域で労働組合運動を革新し、民間労組を中心に再編成を促進、戦線統一を提唱してゆく。このため、所属する単産やナショナル・センターの内部で広く同志をつのって呼びかける。また、各地域に散在する傘下支部、分会を通じて大阪民労協のような結集をすすめ、密接な連携をとる」。

また「労働組合主義についての主旨メモ」は、次のようにのべている。「労働組合は直接資本主義制度の変革をねらいとする反体制運動ではない。労働組合が団結の力を強め、組織を発展させて、現体制のなかで改良の積み重ねをしてゆけば、資本主義の構造変革はしてゆかざるをえないのである。労使関係に階級闘争をもちこむことには反対する……。国際産業別組織との連帯を強めると同時に、主体制をもった国際交流を広く各国の労組と行ない……とくにアジアにおける日本の地理的な関係や、わが国資本の進出が多くなっていることから、東南アジア諸国における労組の組織化と活動の正当な保障および支援を行なってゆかなければならない」。

また、同日行なわれた記者会見の席上、八幡労組宮田組合長は、「全民懇が期待する〝勤労者を代表する国民的な政党〟は、社会、民社両党が合併し、それが核になってできるのか」との質問にたい

して、こう答えている。「端的にいうと民社党と社会党のうちの私どもに近い関係の人たちを念頭においている。」

なお、会合には、機関で正式参加を決定した一一組合のほか、日本石油、三菱電機など五労組代表もオブザーバーとして出席し、先の宮田、高畑、藤井の三氏が幹事に選出された。

新産別再開大会と戦線統一問題

六九年一〇月の新産別第二一回定期大会は、本部と全機金ならびに新運転の対立により休会となったこと、この対立には、戦線統一のすすめ方をめぐっての本部と全機金の対立が大きくからんでいたことは、II—II・4に詳しいが、七〇年二月五～六日の再開大会は、戦線統一の問題について次のような方針を採択した。

【戦線統一に対する基本的対処の方向（「当面の運動の課題と基調」三・4）】 A 大産業別結集の推進。とくに金属、化学、交通運輸、流通商業、その他の部門における大産業別組織の実現は労働戦線全体の課題である。この大産業別結集は、各団体、組織を包括した広範なものであることが大切なのだから、それぞれの組織の主体性にたった結集を進めることが必要である。B 大産業別結集の進展の中から、その上にたつ統一されたナショナル・センターの達成を目ざしていく。C 地方組織が、これからの運動において果たす重要な機能を認識し、労働戦線の中でのそれが占める地位と役割を明らかにしていく。D 具体的には、産業別結集、業種別、地方別の諸活動などによる提携と共同活動の組織化、団体間の交流提携など、多様な活動を行なっていくことが大切なのだから、それぞれの組織の主体性にたった結集を進めることがつとめる。E 新産別の直接の組織的課題である一般金属、化学および交通運輸における結集運動の推進。友好組合との協力と共同。とくに、一般金属と化学における結集運動は、その分散した組織の克服を通じて、労働運動に新しい力を生み出していく重要な分野である。一般金属ではJCの場を通じての活動のほか、新しい結集と組織化などを多角的に関連づけつつ進める。化学では、大産業別への流れにそって、業種、地域、単組ごとなどの活動を通じ、中堅グループの結集を進めていく。具体的な取り組みは、新産別全組織の意思と行動の統一の方向に立ってその体制をつくり、運動を展開していく。

同盟第六回定期大会と再編・統一問題

六九年八月に同盟滝田会長は、労働戦線の再編問題にたいする同盟のこれまでの態度を一歩すすめて、次期大会までに新しい方針をまとめるという趣旨の発言を行なって注目されたが、七〇年二月一二～一四日の第六回定期大会で採択された七〇年度運動方針は、この問題について要旨次のようにのべていた。①民主的労働運動への転換が急激にすすむなかで、第一義的には、これらの民主主義労働運動を志向する組織を同盟に組織するよう全力を注ぐが、それのみに固執せず、これに広く呼びかけ新しい運動の開拓と建設にとりくむ、②これらの組織と共同行動を協議する場をつくるよう呼びかける、③呼びかけは、先ず民間労組を対象として行ない、既存の全国組織や産別組織にこだわらない（詳しくはII—II・3参照）。

全民懇第二回会合

七〇年三月二八～二九日に、全国主要民間労組委員長懇話会は山口市で正式発足後第二回目の会合を開いた。会合には一九労組委員長が出席し、懇話会の名から「主要」の文字をけずって「全国民間労組委員長懇話会」に改称すること、六月には新メンバーの労組の参加をえて拡大懇話会を開き、民間労組をあげて労働戦線統一に取り組む構えを示した。

同盟、再編・結集の呼びかけ準備

同盟は五月一四日の執行評議会で、労働戦線の再編・結集にたいする具体的取組みについて検討した結果、組織内に組織特別委員会を設置し意見の調整をはかっていくとともに、対外的にはまず提唱組合の呼びかけを行ない、提唱の方法、対象組織など具体案を作成し

ていくとの方針をきめた。

席上、重枝書記長は、提唱組合として、鉄鋼労連、電機労連、IMF・JC、全民懇などが考えられるとのべたが、『週刊労働ニュース』五月一八日号は、「鉄鋼、電機、IMF・JCなどでは一様にとまどいの表情をみせており、『一切関知していない』との非公式態度を表明」したと伝えている。

総評の戦線統一四原則

総評は五月二九日に第五回拡大評議員会を開き、八月の大会にかける新運動方針案のうち「七〇年闘争および七〇年代の基調」を審議したが、そのなかで、労働戦線統一に積極的に取り組む姿勢をはじめて示すとともに、それに取り組むさいの四つの原則を次のように明らかにした。

【戦線統一の四原則（一九七〇年運動方針案のうち、「組織強化と労働戦線統一」の一部）】

七〇年代には益々独占の攻撃が見透されるので、この際あらゆる労働組合の大結集をめざす労働戦線の統一への積極的努力をする。

まず第一、統一の原則は、すべての組合、すべての労働者の大結集を期待する。もちろんはじめから全部が結集できるものではないが、少くともその展望をもてるものでなければならない。組合によって区別し、思想、宗教で区別、組合の大小、官公労・民間で区別するようなことは、すべていけない。とにかく終局的には大結集できる組織方針を堅持しなければいけない。

第二の原則は、資本に対し果敢な戦闘性をもち、政治、文化、社会のすべての問題に鋭い関心をもって闘うことである。もちろん、その闘い方は多様性を認めあい大結集した組合が資本の丸がかえになることは、労働者に対する裏切りとなる。

したがって労働条件改善のために積極的に闘う必要がある。もちろん、この場合、体制内労働運動でなければと頭から決めてかかるやり方では、幅を狭くしてしまう。体制内か体制外かは、それぞれの組合の自主的、民主的な立場をとらせることが統一の道であろう。

また、経済問題以外の政治、文化、社会の各問題について意思表示を行ない、闘うこともまた当然である。その闘い方を、他の組合に押しつけては、統一できない。体制内組合だからといって資本主義政府のやることすべてに賛成するわけでもないだろう。

原則の第三、政党との関係について、総評が社会党支持、同盟が民社党支持を固執していれば大統一はできない。したがって、大結集体である労働組合は、むろん民主的討議によって決めるべきであるが、特定の政党との間に支持関係をもたないが、この場合、社会主義政党との協力関係は持つべきだ。

原則の第四は、大結集体ができれば、すべての既存団体は発展的解消すべきである。これは原則というよりは当然のことである。

全民懇第三回会合

全国民間労組委員長懇話会は、六月二七日に二三九単組、約三五〇人を東京に集めて第三回会合を開いた。その内訳は、総評系一四組合、同盟系六三組合、中立労連系四五組合、新産別系二一組合、純中立二三組合、無所属七三組合で、会合は民間労働戦線統一に果たす全民懇の役割を確認するとともに、「戦線統一促進についての提唱」を採択したが、そのなかでは次のようにのべられている。

【戦線統一促進についての提唱（一部要旨）】　ナショナル・センター次元の統一は望ましいが、いずれも自己の立場にとらわれすぎて現実には無理であるし、強力なナショナル・センターをつくるには、それをささえる産業別組合の再編がすすみ、強化され、産業政策や横断的仕事別賃率の形成ができるようになり、また、地方組織における自主機能も大切である。さらに中立、無所属組合三七〇万人（民間）を含めることや、未組織の組織化も平行して行なわねばならない。したがって第一段階は民間単産を中心にしてできるところからゆるやかな連絡協議会を設置し、国民生活課題に対する共同行動を重ねながら、統一へのプログラムを作成していくことを提唱する。そして、次の段階には官公労も含めたナショナル・センターの

結成にむすびつくことが望ましい。

全民懇に参加した組合は、それぞれ所属する産業別組織、ナショナル・センター、地方組織に対して、右の提唱を強く行なうとともに、これの促進をはかる。また地方の民労協的組織が広範に結成されるように努力する。中立組合は産別再編につとめる。同時に全民懇参加組合は、自ら率先して産業や大小の垣根をこえ、相互の交流を活発にして戦線統一の基盤づくりを行ない、所期の目的達成に寄与していくことを誓うものである。

公明党の民主労働協議会

創価学会池田大作会長は、六七年一一月に公明党による労組づくりの意図を明らかにし、新組織の名称を「民主労働協議会」とするとまでのべたが、六九年末いらい創価学会と公明党の言論抑圧問題が世論をさわがせ、これを契機に公明党の党内危機がうまれたこととも関係してか、七〇年上期には「民主労働協議会」は発足をみないままにおわった。

【参考資料】(1)労働省「昭和四四年労働組合基本調査報告」および各年同報告、(2)労働省「昭和四四年労働経済の分析」、(3)労働省「一九六八年海外労働情勢」、(4)総評第三八回定期大会資料、(5)総評教宣局監修「総評第三九回臨時大会速記録」、共立速記六九年七月刊、(6)総評第三九回臨時大会資料、(7)総評教宣部監修「総評第三九回臨時大会速記録」、共立速記、七〇年三月刊、(8)同盟第六回定期大会資料、(9)「同盟第六回定期全国大会議事速記録」、同盟教宣局広報出版部七〇年二月刊、(10)新産別第二一回定期全国大会資料、(11)IMF・JC第八回総会資料、(12)『総評新聞』、(13)『同盟新聞』、(14)『新産別』、(15)日本労働協会『週刊労働ニュース』

II 総評、同盟、新産別の大会

概要□総評の大会＝＝総評第三八回定期大会：第一日目の議長・来賓あいさつ／六九年度運動方針案の提案・説明／分科会の討論／運動方針についての総括討論／岩井事務局長の答弁／各種支援決議、大会スローガンの確認／総評第三九回臨時大会：経過報告と七〇年春闘方針／春闘方針にたいする質疑討論・答弁／**同盟第六回定期大会**＝＝滝田会長あいさつ／活動報告と質疑討論／七〇年運動方針／運動方針案をめぐる質疑討論／方針の採択・大会宣言／**新産別第二一回定期大会**＝＝一〇月大会／再開大会

概要

一、六九年七月～七〇年六月の期間に開催された労働組合全国中央組織の大会は、①総評第三八回定期大会（六九年七月二〇～二四日）、②総評第三九回臨時大会（七〇年二月一二～一四日）、④新産別第二一回定期大会（六九年一〇月一六～一八日、七〇年二月五～六日）の四つであった。

一、総評第三八回定期大会は、七〇年代における運動の方向を展望しつつ、七〇年闘争の具体的すすめ方を提起した新運動方針を採択し、一一月の佐藤首相の訪米直前に沖縄即時無条件全面返還を中心要求にしてストライキを行なうこと、このストライキを出発点にして、①生活向上、②国民的諸要求、③反戦・平和・民主主義・沖縄返還・反安保の三本の柱を運動の基調としてたたかいを積みあげ、七〇年六月にゼネストをかけて安保体制打破のためにたたかうことをきめた。

一、総評第三九回臨時大会は、「国民諸要求を獲得する闘いの先頭に立ち、七〇年代の幕明けにふさわしい積極果敢な春闘を闘い抜こう」を副題とする七〇年春闘方針をきめた。第三八回大会できめた六月ゼネストの方針は、その後の情勢の推移を考慮して、「経済要求、国民的諸要求と結合をはかりながら、全単産可能な限り最大

限のストライキを軸にした統一行動を継続する」ことに改められた。

一、同盟第六回定期大会は、七〇年代を変化と飛躍の時代と規定し、同盟の姿勢にもこれに対応した変化と飛躍が必要であるとして、労働戦線の再編・結集の問題について新しい方針を示して注目された。すなわち、これまで民主的労働戦線の統一・強化は、同盟の組織拡大をつうじてのみ行なわれるとしていたのを、新しい方針では、同盟の組織強化にのみ固執することなく、民主的労働組合の方針を定着させつつある組合にひろく呼びかけ、新しい労働運動の開拓と建設にとり組むとの方向を明らかにした。

一、新産別の第二一回定期大会は、金属機械部門における労働戦線再編を推進するにあたって、本部が全機金を解体する方向で活動をすすめたことなどから、本部と全機金、新運転など傘下組織の代議員が激突し、ついに一〇月になった。このため、これら下部組織と本部の意見を調整したのち、七〇年二月に大会を再開して、ことになった。

1　総評の大会

1　総評第三八回定期大会

第一日目の議長・来賓あいさつ

日本労働組合総評議会（総評）第三八回定期大会は、一九六九年七月二〇日午前一〇時四五分、有資格組合六二単産、代議員数六六五名のうち、四三単産四四八名の代議員の出席を得て開会された。議長団に野田自治労、片山電通共闘、宮武合化労連各副委員長、高山全国金属東京地本委員長、奥山日教組婦人部長の五名を選んだのち、大会成立宣言が行なわれ、ついで、病気療養中の堀井議長を代行して、兼田副議長が、総評議長あいさつをおこなった。兼田議長代行はそのなかで次のようにのべた。

【兼田議長代行のあいさつ】　昨年の運動方針の特徴は、総評二〇年の歴史をふりかえって、われわれの路線の正しさを再認識するとともに、自ら発展のために克服すべき課題と、その中間的な運動方針を提起した。これにたいして今年の運動方針は、その延長線上にたって、いわゆる七〇年代の情勢を展望しながら、七〇年安保闘争を迎える総評の姿勢を示している。

ますます発展する独占資本の支配と反動化する政治のなかで、われわれはいかにして労働者と国民生活を守るべきか、安保体制と自由化と呼ばれる政治と独占資本の路線と、われわれの生活と権利、平和と民主主義と独立を守る要求と路線が、鋭く対決しなければならないのが、七〇年代である。したがって、この二つの路線の対決は鋭くなればなるほど、労働者と国民の職場と生活上のすべての要求にこたえ、それを政治、経済、社会の全分野における国民的な反独占の方向に結集していかなければならない。この職場と家族のすべての要求を結集して、もっと〃人間らしい生活を〃と叫ばざるを得ないし、日本の資本主義がアメリカにつぐ世界の大国に急激な成長をつづけているとき、まさにその過程においてわれわれは人間性の回復をいわなければならない。

総評の運動の任務と課題はきわめて広範である。その一つ一つの運動に真剣に取り組み、労働者の連帯と大衆路線を重んじ、運動を積み上げていくことが必要である。すべての活動はそれぞれの組織で政府・自民党の路線と対決しており、あらゆる労働者・国民の要求獲得のたたかいは、直接・間接に安保体制の打破につながっている。われわれはこうしたたたかいによって佐藤内閣を打倒して安保条約の終了を通告する政権の確立をめざすが、こうした政権は当然、労働者と国民の利益を守る政権であろう。そのためにはまず本大会から七〇年闘争にむけて真剣なたたかいの積上げが必要である。そのために方針は九月から一〇月にかけて、安保反対のための一〇〇〇ヵ所集会を提起している。そこで安保条約はもちろん、賃金、反合理化、権利、国民生活の諸要求、沖縄返還のいっさいの要求をほりおこし、高め、結集しなければならない。そして一一月の佐藤訪米以降、春闘、反合理化、反安保、沖縄即時無条件全面返還を結合して、この一年は、一刻も休むことなくたたかいをつづけることが今日の総評に課せられた重大な任務である。

ついで成田社会党委員長、米原共産党中央委員会幹部会員、阿部中立労連議長代行が来賓祝辞をのべた。成田委員長はそのなかで、総評の新運動方針が、暴力派学生運動の影響下にある全国反戦青年委員会を「凍結」するとのべているのを批判し、「いわゆる旧三派等の諸君の影響が、反戦青年委員会の一部にも及んでいることを理由に、これを全面的に排除しようとして、みずから生んだ子をたらいの湯と一緒に流してしまう結果を私はおそれる」とのべた。これにたいして、共産党の米原幹部会員は、「トロツキストに事実上牛耳られている反戦青年委員会は、民主勢力の共闘の破壊に狂奔し、組合民主主義を無視して労働組合大会を妨害している。この点で総評の方針案は積極的な意味をもつものである。青年労働者のエネルギーを真に発揮させるためには、労組青年部の団体加盟による共闘組織を確立し、さらに労組青年部、民青、社青同、全労連などの共闘体制を確立することだ」とのべた。

来賓あいさつについで①大会運営委員会から大会五日間の議事日程について説明、新規加盟の日本自動車運転士労働組合（七支部三〇〇〇名）のあいさつ、また世界労連、国際自由労連、全ソ労働組合中央評議会、チェコスロバキア労組中央評議会、ドイツ労働総同盟DGB、自由ドイツ労働総同盟FDGBなどからのメッセージの披露が行なわれたのち、本部側から安恒政治福祉局長が「沖縄における毒ガス配備に抗議し、全軍労にたいする不当弾圧の即時撤回を要求する決議」を緊急上程、大会はこれを満場一致可決し、ついで沖縄県労協代表の上原特別代議員（全軍労委員長）が発言。①二・四沖縄ゼネストの回避は、県労協の自主的判断によるものである。②沖縄労働者はゼネスト回避の挫折感をのりこえて六九春闘をたたかいぬいた。③これからもあらゆる弾圧をはねのけてたたかいを強化する、との決意をのべて、第一日目午前の日程を終わった。

午後は再開冒頭に第六回総評文学賞の授与式が行なわれ、入選作の小説『那覇の港』（政労協・石堂秀夫）、詩『草の声』（全林野・笹勇一）ほか佳作の小説三編、詩五編、選外佳作の詩一八編の発表・賞品授与が行なわれたのち、岩井事務局長が一九六八年度一般経過報告と一九六九年度運動方針提案説明を、井上財政局長が会計決算報告と六九年度予算提案説明を、竹内会計監査委員長が六八年度会計監査報告を、それぞれ行なった。

六九年度運動方針案の提案・説明

このうち、岩井事務局長が提案した「一九六九年度運動方針案」は、一、内外情勢、二、闘いの総括、三、運動の基調、四、主要闘争目標、の四つの部分から成っており、「三、運動の基調」の中では次のようにのべていた。

【一九六九年度運動方針(案)・運動の基調】

(2) 当面の闘いの方向と問題点

以上のような情勢と運動の方向にたって当面われわれは、1＝生活向上のための闘い、2＝国民的諸要求の闘い、3＝反戦・平和・民主主義・沖縄返還・反安保の三つの柱を基調として本年度の運動をすすめていく。

1 生活向上のための闘い

賃金闘争は、春闘という形で一定の成果をおさめつつ定着しつつあるが、資本の成長との関係においてはなお不十分であり日本の低賃金は依然として解消していない。来春闘においては従来以上にストライキ能力をつよめ、産業別の共闘態勢を前進させて、最低一万円以上の賃上げを是非とも獲得しなければならない。そのために今年とくに発展した要求づくりから妥結に至る大衆路線の発展という傾向をもっと伸ばし発展させていくことが重要である。同時に、労働者の多面的な要求に応えて、一方では減税、社会保障、最低賃金制など、対政府闘争をつよめつつ、もう一つの側面である対企業の労働諸条件闘争を強化していかなければならない。とくに社会保障については、無数といってよいほどの課題が山積している。その中でもとくに延長国会における健保特例法延長と日雇健保改悪の強行をはじめ医療保険の抜本的改悪計画が進められているので、これとの闘いが今緊急の課題となっている。またインフレの進行と老人問題の深刻さの増大にかんがみ、厚生年金をはじめとする老齢保障の改善、生命と健康を守るための職業病や労災保険の改善闘争、中高年層の生活を守るための児童手当制度の獲得は、特に本年度の重点的な課題とし是非とも闘いの前進を図らなければならない。また、対企業闘争の面では、合理化政策に対する積極的な要求として健康を守り人間らしい生活を守るために、時間短縮闘争が賃金闘争と同様の重点をおいてとりくまれなければならない。職場における労働者の要求がまだ未解決のものが多く、しかも合理化の進行につれて増大する一方である。その面では本年の二つの側面から改善の闘争を進めていく必要がある。一つは、時間短縮や定年制の延長などは個別企業での前進にはどうしても一定の限界があり、最近の労災補償闘争の経験にみられたように、産業や業種による、さらには全社会的なレベルでの前進がどうしても重要である。したがって統一目標・統一行動の強化によって全社会的な相場づくりを積極的に進める必要があり、その意味からも、春闘共闘において社会保障と時間短縮等の労働条件闘争を賃金闘争とならぶ三大共同行動にまでたかめていくように努力する。第二に、日本の組織形態が企業内組合であるにもかかわらず、労働諸条件改善の闘いは、欧米の職場委員会活動よりむしろこの面での活動がおくれていたことを反省しなければならない。したがって、労働時間の厳守と残業手当、作業内容やスピードの規制、要員闘争、有給休暇と生理休暇、職業病、下請規制など細部にわたる労働条件規制について一斉職場点検をふくめ、重点的に改めることが緊急の課題である。

2 国民的諸要求の闘い

物価安定と減税の要求は賃上げにつづく労働者の切実な要求であるが、勤労国民に共通の要求である。減税闘争は昨年の「税金酷書」に続き教宣をなお一層強めながら、マンモス訴訟や地域減税闘争をおこし、他団体と共闘を強めての大衆減税の実現を図る。

物価闘争は大企業の独占価格の規制を政府に迫るとともに公共料金について安易な受益者負担主義による料金負担引上げに反対して公共事業政策の確立を要求していく。なお物価安定は中小企業、農業政策や都市問題、住宅政策など全経済政策の総合的な効果を必要とするものであるから、他方では生協運動をおこしていくとともに、社会党と協力して国民の立場に立つ経済政策要綱を確立し、それを中心とした国民的な要求の結集を図っていくよう努力する。公害、基地被害は各地に市民的反対運動をおこしているが、昨年発足した公害対策全国連絡会議や基地連をより強化して全国的運動をたかめ、教育を守る市民会議、勤住協などの運動とあわせてさらに地方の保育、医療、公営事業の下請化反対など、それぞれの要求ごとに地域共闘体制をつくり、市民の要求、住民の要求を網の目のように結集して行動によって生活と民主主義を守っていく。

こうした下からの行動があってはじめて政府の姿勢を変えることができるのであるから、労働組合は県評、地区労を中心に企業内主義の枠を破った活動を展開していくことに真けんにとりくまなければならない。とくに最近の建設労働者や出稼ぎ労働者に代表される未組織の災害問題、家内労働者問題など下積みの労働者の生活を守ることは、わが国の労働事情からして組織労働者の責任といわなければならない。

3　反戦・平和・民主主義・沖縄返還・反安保の闘い

いうまでもなく、今年から来年にかけては沖縄・安保の闘いが日本とアジアの反戦平和の闘いの中心になる。今日の日本がアジアの特殊な状況下においては、反戦と平和なくしては労働者の生活の向上もない。

沖縄返還については四・二八行動の前進にもかかわらずなお沖縄県民の闘いに比べて本土側のとりくみは決定的に弱い。B52撤去、屋良政権支援、国政参加の具体的行動をおこしつつ、佐藤訪米を起点に反安保闘争の中心的課題として実力行動による返還闘争をおこさなければ沖縄県民の期待に応えることはできない。安保闘争において、労働組合として最も重要なことは、街頭の反対運動と結合して職場においてゼネスト体制を確立することである。われわれとしては反安保全国実行委員会に参加するとともに、大会直後から直ちに全国的な総学習運動にとりくむ。同時に安保体制と国民の生活要求との対立関係をより明確にしつつ全国民の運動に拡大していく。そして現状において可能なかぎりの反安保勢力の結集のために複数共闘方式の実現に努力する。

(3)　組織の強化と民主的運営

組織の強化はすべての運動の出発点であり、同時にまた運動を通しての み強化が可能である。今日、産業別・企業連・工場単組のさらに工場支部や職場の任務の明確化が要請されているが、単位組合や企業連は合理化の歯止めとして1でのべた具体的な労働諸条件を協約としてかちとることにもっと主力を注ぐべきであり、それとの有機的相互関連において支部分会の職場活動は職場交渉の単位として具体的に労働条件を確定する協定を闘いとり、あわせて労働法規と協約協定の実行と監視摘発、組合員の世話役活動において従来の組合活動の弱点の克服に努力すべきである。産業別組合は一方では以上のことを全産業に指導するとともに、総評や春闘共闘、産業別共闘などとともに先にのべた統一目標、統一行動のイニシアをとり、かつ産業内の諸条件の分析その他の傘下組織へのサービスと指導に一層の努力を注ぐべきである。また、従来からの反省から重化学工業労働組合の強化と、労働者急増部門の組織化が重要であるが、基本的には何れも以上のことを積み上げることからその目的は達成される。さらに企業別組合の弱点克服のために、本工・臨時工・下請・パート一体化の労働条件の獲得、男女間のすべての差別の撤廃と女子の職場の拡大は産業再編成と就業構造の変化に対応して、資本のねらう低賃金政策との対決点であり、労働力不足と労働条件の社会的相場の形成という労働市場の有利な条件の下では、われわれの努力いかんによっては今こそ可能性がみい出されるのでありその完全実現を急がなければならない。いわゆる「人間性の回復」は前に述べたように社会的な矛盾であるが、同時に内部的な矛盾として組合運営の面でも大いに自己批判すべき面が多い。すなわち、無関心層の増大ということがいわれるが実際は労働者とくに青年労働者が企業のみならず組合自身からも疎外されている場合もあるのである。労働者の自発性が組合の行動のなかで発揮されていないということは、機関運営がいかに民主的な形式

や手続きをもっていても実態が充分民主化されていないからである。毎年強調していることであるが幹部の大衆に対する責任の自覚が重要である。

そして、とくに今日強調したいことは、第一に職場討論、全員投票、全員大会など組合員の直接的な参加の途をできるだけ積極的に保障する方法についてあらゆる創意工夫をこらすことである。

また第二に労働者は組合員であると同時に、個人あるいは組織として他の大衆団体や目的団体に所属している。労働組合は目的を同じくする団体に加盟しあるいは支持協力共闘の関係をもつが、その場合には意見の異なる場合にも相互の主体性を尊重しつつ相互批判すべきであって、団体の運営や団体間の関係についても民主制の原則を貫くことが必要である。

(4) 七〇年安保廃案と春闘にむけての闘い

七〇年安保に向けての闘いは、日本の労働運動と今後のあらゆる大衆行動の屈折点となる重大な闘いである。したがって総評はこの闘いにむけて集中的な体制整備をはかる。そのためまず第一には、今秋に予定される佐藤訪米直前の闘いを重視して可能な最大限のスト体制をもって迫り、年末段階では物価、減税、公害、都市問題、年金や生活保護費のスライド、児童手当法制定などの国民的諸要求を政府に提出してその実現を迫るとともに、春闘の前段闘争ではこれらの国民的諸要求をひっさげてキメ細かい活動の積み上げのなかから大きな世論の高まりをつくりあげる。

そして全単産は、社会保障、最賃、時短などをはじめとする諸要求と安保、沖縄を結合させてスト権を確立し、大がかりなゼネスト体制をつくりあげる。

七〇年春闘は、こうした背景の上に、大幅賃上げを中心とする長期のねばりづよい闘いで鋭く対決し、国民諸階層と結合した大衆行動を繰り返しつつ闘いの波を拡大し五～六月の安保闘争にむかって最大限にもりあげる体制をとり、この重要段階の闘いを何としても勝ち抜かなくてはならない。

第二日目は、美濃部東京都知事、水口反安保全国実行委員会事務局長、佐伯総評弁護団団長の来賓祝辞のあと、蛯谷争対局長が「合理化反対闘争の組織化について」という特別報告を行なった。午後は、岩井事務局長の一般経過報告になれを承認、ついで運動方針にたいする総括質疑と岩井事務局長の答弁、方針案にたいする日教組をはじめ七つの修正案の提案説明があったあと、案納教宣局長が「大学弾圧法案の撤回要求決議」を上程、可決した。

分科会の討論

三日目から四日目の午前にかけては、総評大会はじめての試みとして、代議員は二つの分科会に分かれて運動方針について討議した。

第一分科会は、①賃金闘争、②合理化反対闘争、③社会保障、第二分科会は、①組織強化、②権利、③教育を中心課題とした。本会議は四日目午後に再開され、家永教科書検定訴訟全国連絡会議代表の来賓あいさつのあと、それぞれの分科会のまとめが報告され、ついで運動方針についての総括討論にはいった。安恒政治福祉局長は第一分科会の成果について報告し、要旨次のようにのべた。

【第一分科会報告】 賃金問題については、来春闘と公務員賃闘の展望を具体的に明らかにせよという要求があり、本部側としては、公務員賃闘は来春闘の中で全体と一緒になって闘うという展望を明らかにした。また、組合員は七〇〇〇円近い賃上げをとってもまだ満足していない、爆発的な闘いのエネルギーを正しくつかみ評価せよ、との発言があったが、ここで議論してほしい。

七〇年闘争と七〇年代闘争との関連、安保破棄を通告する政権の展望、反戦青年委員会の問題についても活発な意見がでたが、この問題は本会議であらためて討議してほしい。

分科会がもっとも時間をかけたのは反合理化闘争の問題である。今日の合理化政策は、たんに企業別、産業別の合理化でなく、安保体制下における構造的な合理化として受けとめるべきだということ、に意見の一致をみた。これと闘うには、生産点における職場の抵抗闘争が基本になると同時

に、これと全産業的な立場からする総評段階での政策闘争との結合、指導が必要だという意見がでた。職場における反合理化闘争の組織体制としては、全逓、三井三池、化学同盟などにみられる職場の五人組制度等の必要性が強調された。また、生産性本部の講習会に総評傘下組合の幹部が多数参加しているが、戦前の産業報国運動との関連でその危険性が強調され、生産性本部の本質を明確につかむことの必要性が強調された。

総評の中に設けられる合理化反対共闘委員会は、春闘共闘委員会と同じように戦術指導を含め、ストライキの指令権をふくめた、指導性あるものにする必要が強調され、また、合理化闘争の中の重要な一環として労働基準法や労災保険法など関係法の改正闘争に取り組むべきであることが議論された。

最低賃金制闘争については、本部原案にあるように、再出発の意気込みでこれを強化することについて各単産が賛成し、私鉄総連は、企業別の賃金決定機構を打破するため、各経営者団体との間に産業別最賃を設定する要求を提出し、この闘いと全国最賃の法制化の闘争を結合する必要を、強調した。全国金属はこれを補足し、未組織・臨時工・社外工・パートタイマーの問題を含めて、階級的視野に立って最賃制闘争をすすめる必要を主張し、地方代議員は、産業別最賃や地域最賃の闘いの積上げだけではだめで、全国一律の法制化の闘いを強化すべきだと強調した。

社会保障闘争については、この闘いが前進しない理由として、労働者の権利意識の不十分さが指摘され、基本的な学習と討論の必要性が明らかにされるとともに、社会保障闘争はたんなる法の改悪阻止闘争ではないこと、職場要求を資本にたいしてぶつけて闘っていく闘争と、地方自治体や国に対する闘争が並行してたたかわれてのみ、社保闘争は前進するものであること、が指摘された。

ついで大木総務・企画局長が、第二分科会の討論内容について次のように報告した。

【第二分科会報告】　まず第一に、労働組合の幹部が職場に入らず、職場の仕事を知らない傾向があるが、この際新しい職場活動の観点をうちたて、職場の要求づくりをじっくりやり、職場の交渉権の確立に幹部が力をいれる必要があるということが強調された。

第二は産業別の組織強化の問題で、この問題は相当熟しているにもかかわらず実際には停滞状況にある。春闘の交渉力や闘争資金の集中形態には部分的前進もみられるが、産業別組織強化についてもっと掘り下げた討議をし、指導を強めるべきだとの議論が集中的にでた。

第三は、地域共闘とオルグの問題であった。生活環境をめぐる闘争分野が拡大する七〇年代の運動では、これらの多くを地域共闘にもち込まざるをえないが、これと関係のあるオルグの充実の問題は、提案どおり長期路線委員会の分科会でつめてゆくことにしたい。

第四、第五の問題は青年・婦人の問題で、このうち反戦青年委員会の問題は本会議で詰めていただきたい。婦人問題は、今日では低賃金、雇用などの問題の重要部分を占めるものである。

権利問題は、方針案では、公務員制度審議会の議論でかたづくかの印象を与える文章がみえるが、国鉄細井代議員の発言をいれ、不十分な文章を補強し、労働権はあくまで組織の力をもって闘いとるという立場を明確にしたい。本年九月から一〇月にかけて一千ヵ所の安保・沖縄討論集会の計画があるが、この中にスト権奪還・処分撤回等の要求目標をいれ、さらにこれを一一月や来年のストライキの行動目標にいれて闘っていきたいというのが、権利問題についての集約である。

運動方針についての総括討論

五日目には冒頭谷本全日農代表の来賓あいさつにつづいて、前日午後から始まっていた運動方針の総括討論が続行された。四日目午後いらいの本会議の討論の大部分を占めたのは、青年問題であった。

全商工、全自運などは「トロツキストは労働運動の本流に流れこむことを策しており、反戦青年委員会はそのかくれみのとして、社共両党や総評などの組織破壊の中心になっている。青年のエネルギーを正しく発展させるためには、労組青年部、社青同、民青など民

主的青年組織による青年戦線の統一が必要だ」とのべて、反戦青年委員会を凍結するという原案に賛成した。全逓は、「青年組織の共闘をつくるには、反安保実行委員会に加盟することが先決だ」と、前述の見解に反対しつつも、原案支持の態度をとった。合化は原案支持の立場から、労組青年部の強化の必要を主張し、国労は「反戦青年委員会の問題の整理は七〇年闘争の成否にかかわるもの」と主張した。

これにたいし、原案に反対する立場から、電通共闘や動力車は「労組が自分の組合の青年労働者を責任をもって指導できるかどうかが問題であり、まじめに問題に取り組んでいる反戦青年委も相当にある」とのべ、全水道は「青年労働者が脱革新といわれるなかで、反戦委は新しい芽ばえを感じさせる。その評価と分析なしに解体をふりまわすべきではない」と主張し、自治労は「青年問題を青年以外のものの判断で押えるより、青年自身に判断させるよう組織的な配慮が必要だ」とのべた。

このほか、大学問題、共闘問題、政党支持問題などがとりあげられたが、共闘問題では、「公明、民社を含めた複数共闘は危険である。社党を中心とする民主勢力の結集が必要だ」（国労）、「政党支持の自由にふみきるべきだ」（全商工）、「政党支持は各単産にまかせよ」（電通共闘）、「共闘に必要なのは、総評全体が統一、共同して運動をすすめること、現状からいえば、課題別共闘を通じて恒常的共闘へ発展させるのが妥当だ」（日教組）などの意見がのべられた。

岩井事務局長の答弁

以上の意見にたいし岩井事務局長は五日目に一括して答弁したが、そのなかで、七〇年闘争については「一一月段階の統一行動は一〇・二一にしたい。幹部のあいだではこの闘争についての決意はすでに固まったろうが、職場や地域ではまだ不十分なので、事務局長が指揮をとって大大的宣伝活動をはじめたい」とのべた。共闘問題については、「安保破棄・沖縄即時全面返還の旗じるしを共通にする民主勢力との共闘をすすめていくが、右寄りにたいする窓も開けておかないと、大衆団体としての総評の組織運営に支障をきたす。社共両党に注文をのべるならば、社会党は共闘でその地盤をくわれるという心配をすてること、共産党は静岡のアスパック集会の共闘をつぶすような独善性をやめてほしい」とのべた。また反戦青年委員会の問題については、「われわれが青年労働者の自発性をひきだすような努力をすることも必要だが、要は、街頭に注いだエネルギーを、職場に労働運動と青年活動を組織する方向にむけてもらうことだ」とし、「全国反戦青年委員会は凍結せざるを得ない」とのべた。政党支持問題については、「政党と労組はそれぞれの領域で独自にたたかうが、緊密な永続的な協力関係をもつことも必要だ。ここで野党第一党の社会党を突きはなしたとき、日本の革新の側がどうなるかを考えねばならない。その点をふくめて長期路線委員会、委員長会議等でできるだけ早い段階に相談していきたい」とのべた。

このほか岩井事務局長はその答弁のなかで、①地域共闘を従来のようにたんに産別闘争をささえるためにでなく、積極的な地域でのたたかいとして発展させること、②中央段階では春闘共闘委をさらに強化するとともに、単産での政策要求に総評段階での経済政策確立を急ぐこと、③賃金体系について各単産がもっている体系全部をあきらかにしながら、矛盾についての認識をふかめる、④最賃制闘争がなぜストにまで高まらないかを研究しながら、法制的な制度に

こぎつけるよう努力する、⑤本工、社外工、パート・タイマーなどの格差をなくすために臨時工対策を急ぐこと、などを明らかにした。

各種支援決議、大会スローガンの確認

岩井事務局長の答弁のあとで、運動方針案にたいする単産提出の修正案のうち、全日自労ほか一六単産提出の政党支持自由についての修正案と、その他の単産の修正案を受けいれ補強した本部案との採決が行なわれ、大会は修正案を賛成六〇票の少数で否決、本部案を絶対多数で承認、可決した。ついで山本予算委員会委員長の報告を受け、会計報告、監査報告、会費二円値上げをふくむ予算を、一括可決した。

このあと、新聞労連はじめ合理化首切り、企業閉鎖、不当弾圧などとたたかっている長期争議組合の代表が壇上に整列、岩切新聞労連東京支部委員長のあいさつを受けたのち、大会は「企業閉鎖、首切り合理化攻撃に反対して闘う長期争議組合を支援する決議」（蛯谷争対局長提案）、「最高裁を中心とする労働基本権と民主教育をまもる裁判闘争強化のための決議」（吉村幹事提案）、「弾圧事件等の闘いにたいする支援決議」（肥川幹事提案）、「南朝鮮におけるファッショ的弾圧に抗議をし、出入国管理法、学校教育法第一部改正案に反対する決議」（日教組など六単産提案）、「四大公害訴訟支援決議」（熊本など四県評提案）、「劇映画『沖縄』（仮題）製作運動を成功させるための決議」（日教組はじめ一一単産提案）、「日本音楽協議会への支援協力に関する決議」（全日通はじめ一二単産提案）などの諸決議を採択した。

このあと大会は笹川運平副議長（日教組）と案納勝（全逓）、西堀弥左衛門（国労）の両幹事の辞任を認め、小川仁一副議長（日教組）、井口澄雄幹事（国労）の新任をし、大会スローガンを確認したあと、大会宣言を採択、山本副議長の閉会あいさつで大会の幕を閉じた。

なお確認された大会中心スローガンは、次のとおり。「①全労働者の鋭いストライキで大幅賃上げ獲得、首切り合理化粉砕、沖縄の即時無条件全面返還を闘いとり、七〇年安保闘争に勝利しよう。②職場に労働組合を確立し、産業別組織を強化し、中央・地方で共闘を拡大し、未組織労働者の組織化に全力を注ぎ、労働運動のゆるぎない戦闘性を確立しよう。」

2　総評第三九回臨時大会

日本労働組合総評議会（総評）第三九回臨時大会は、一九七〇年三月六～七日に東京・九段会館で開かれた。大会第一日の六日は、阿部中立労連議長、成田社会党委員長、春日共産党中央委員会幹部会員の来賓あいさつのあと、完全資格組合六一単産、代議員数六五六名のうち四六組合四四〇名の出席もって大会成立が確認された。議長団には全駐労市川委員長はじめ五名が選出され、大会成立が宣言され、堀井総評議長があいさつを行なった。

堀井議長はそのなかで、前年の一二月選挙における社会党の〝惨敗〟にふれ、「われわれも労働組合の領域できびしくみずからを批判しなければならない。当面この七〇年闘争においてどこまで労働者の期待にこたえられるかが、その実践的な自己批判の第一歩である。われわれに与えられた課題は、すべてのものに優先して、春闘

体制をいままで以上に強固なものにすることだ」とのべた。

闘争経過報告と七〇年春闘方針

ついで岩井事務局長が闘争経過報告と「七〇年春闘方針」の提案を行なった。闘争経過については、事務局長は次の点を指摘した。①六九年九月一六日から約一ヵ月間、総評結成いらいはじめての規模で千ヵ所討論集会が行なわれ、その後の闘争体制が整備された。②公務員賃闘は、七・一〇と一一・一三のストによって、人事院勧告の六月実施と七〇年からの完全実施を確約させた。③昨年の秋季・年末闘争の特徴は国労、動力車の共闘体制の確立で延べ一七時間にわたる統一ストライキが行なわれ、譲歩をかちとったほか、全専売、全逓、合化労連、全鉱松尾鉱山、全駐労、全日自労のたたかいなど、合理化反対の実力行使がかつてなく大がかりにたたかわれたことである。④大衆行動を中心とした一〇・二一の国際反戦統一行動につづく一一・一三佐藤訪米抗議のストライキでは、中立組合を含めてここ数年にない幅広い抗議ストがたたかわれた。⑤秋季・年末闘争の集約点ともいうべき総選挙闘争では大きく敗退したが、いまわれわれにとってたいせつなことは、労働運動でその劣勢を必ず挽回するという根性をもつことである。⑥われわれが総選挙の結果にうち沈んでいるとき、励ましてくれたのは沖縄全軍労のたたかいで、一月のはじめからわずか半月の間に第一波四八時間スト、第二波一二〇時間ストという長期の全面ストを九五%の参加のもとに完全にたたかいぬき、武装米軍とまっこうから対決して沖縄基地を封鎖し、その機能に大打撃を与えた。春闘からも六月闘争にむけてこの全軍労のたたかいに結合していくことが最もたいせつである。

方針案は、㈠はじめに、㈡われわれをつつむ情勢、㈢七〇年春闘の基調、㈣七〇年春闘の重点課題、㈤闘争戦術の基調と大まかな闘争日程、の五節から成っているが、このうち「㈢七〇年春闘の基調」は、次のようにのべていた。

【七〇年春闘方針――七〇年春闘の基調】

1　七〇年春闘は、次の三本の基本的な要求をかかげて、これを一つの柱に結合させて闘います。

㈠　一万円以上の大幅賃上げ、合理化反対、スト権奪還など労働者の生活と権利を守る闘い。

㈡　十五大要求を中心として収奪政策反対、国民諸要求の闘い。

㈢　安保廃棄、沖縄即時無条件全面返還をめざす六月闘争と直結し、七〇年代を展望した闘争の第一歩として主要な闘いですから、大衆路線にそって組織力の高揚をはかり戦闘的な労働運動を職場に定着させ、経済要求と政治課題を一体のものとしてとらえて進めて行きます。

(2)　独占資本は日経連十月総会をはじめ、あらゆるところで七〇年闘争と七〇年代の課題に結びつけて、展望を出しています。彼らは、技術革新、大型化投資を続けながら一層の低賃金、合理化政策を強め、省力化投資をはかりながら能力主義的労務管理を徹底して、年率一〇%程度の実質成長を維持しようとしています。大幅賃上げに対して所得政策をさらに進めて生産性基準原理をもち出して業種、企業毎に生産性を上回らない賃金上昇をうち出してきています。このために資本に従属し、抵抗のない労働組合づくり、労働運動の無力化を強要しています。

一方日米共同声明で明らかなように、アメリカ帝国主義の侵略政策に呼応し、軍事同盟を一層強化して、対米経済協力をうち出しながら東南アジアへの進出を公然化してきています。このために政治闘争を行なわない労働組合、政治的関心をもたない労働者の育成をはかり、この要請にそった労働戦線の再編成を求めています。

(3)　このような政府、独占資本の七〇年代の方向に対して、私たちは七

〇年代の展望をもちながら労働組合を強化し、労働運動を高揚させて行かなければなりません。

それにはまず、労働運動を原則に戻して、いかなる合理化攻撃、組織攻撃に対しても職場から闘いをおこすことのできる労働組合をつくりあげること、産業構造、生産性の変化に対応し得る組織活動、合理化反対闘争を強化すること、そして何よりも統一闘争を積重ねて産業別労働組合を強化することが第一です。七〇年代の闘いとして重要な課題は企業内要求にとどまることなく、これと結合して労働者階級、全国民的な視点にたった制度要求を重視することです。総評、春闘共闘を中心として最低賃金制、社会保障、老齢年金、税制などの要求を政府につきつけ、全労働者規模のストライキに発展させてかちとって行くことが第二です。また安保廃棄、沖縄返還を頂点とする政治課題を労働者が先頭にたって、広汎な戦線を結集して追求し、労働者、勤労者諸国民の期待にそった民主的な政権を確立することが第三です。

七〇年代はこれらの課題を基本にすえて、独占支配と対決し、この実現の第一歩として七〇年春闘、六月闘争を組織して行きます。

2　三つの闘いを結合させるために

(1)　七〇年春闘は闘えば一万円以上とれる情勢にあることは明らかなのですから、七〇年代の第一年として「五ケタの要求、五ケタの賃上げ」を必ず実現することを春闘共闘八百万労働者の合言葉にします。

従って一万円以上とるにふさわしいストライキ、一万円以上とるまでやめない、長期に粘りぬいても必ずとることを七〇年春闘の戦術基調とします。またこれにともない最賃協定、反合理化の諸要求、労働時間短縮、労災補償、老齢保障、スト権奪還、などの諸要求を重視してスト権をたて徹底的に追求します。

(2)　七〇年春闘のもう一つの課題は高度成長の犠牲として、また佐藤内閣の独占本位の財政政策の中で全ての国民が不満をもち、強い生活要求としてもっている物価、税金、住宅、公害、社会保障などの国民的諸要求と結合して、労働者がその先頭にたって闘うことです。これらの要求は従来春闘のつけ足し要求とみられていたのですが、この弱点を克服して、地域を主体とした地味な運動からほりおこし、春闘共闘より広い範囲で民主団体、国民各層と提携して国民的なカンパニアとして組織します。対政府、自治体交渉を予算審議段階を中心に集中して、中央、地方で大衆行動を行ないます。この運動は春闘期間を通じて継続的に追求し、さらに六月闘争をめざし闘いを発展させます。

(3)　七〇年春闘がいつもと違う最大の理由は、安保廃棄、沖縄返還を集中的に闘う重要な時期に組織されることです。従って経済課題と政治課題を一体のものとしてとらえて行きます。既に私たちは昨年十一月十三日に佐藤訪米に抗議して、経済課題と結びつけた統一ストライキを成功させています。またいままでに破防法、警職法、六〇年安保、ベトナム反戦などすぐれた経験をもっています。私たちはこれらの経験に学んで、沖縄全軍労のストライキとの共闘、日米共同声明の追及、軍事力強化、収奪予算の暴露、基地反対闘争、ベトナム反戦などの具体的な課題をとらえ春闘の高揚と併せて職場に徹底させ、街頭、戸別のビラまき、討論集会などを反復しながら六月ストライキにむけて組織固めをはかって行きます。

(4)　特に重要な闘いとして、沖縄全軍労のストライキ支援があります。米国は沖縄が二〇年間の弾圧支配をへて、一方的理由によって、基地労働者の大量解雇、弾圧処分を加えてきました。これに対する軍労働者の反復ストライキは労働者の生活、権利、雇用を守る闘いであるばかりでなく沖縄全県民復帰闘争にとって重要な課題となっています。私たちは既に資金カンパ運動、激励行動、対政府交渉など本土労働者の連帯行動をおこしていますが、共闘体制は第三波スト以降の闘いにむけて、また四・二八デーにむけて一層強化されなければなりません。

(5)　「安保体制」と一口にいわれる政治、経済体制は、日本民族を対米従属、戦争政策、搾取と収奪の状態におき、民主主義を破壊し、国民生活を犠牲にする方向を意味していますから、「安保体制」を許すか打破するかが七〇年闘争の最大の課題です。労働組合は経済闘争だけやればよいという一部の労働組合が主張しているような路線では労働者の生活と権利の向上まで奪われてしまうばかりか、これらの反動政策に手をかすことになってしまいますから、総評はこのような考え方を排除します。

また春闘のときは賃上げ闘争だけやって安保闘争は六月にという段階的なわけ方をする考えもとりません。春闘で経済要求を追求すると同時に政治宣伝、大衆行動も組み入れ、職場では春闘と安保、沖縄が常に一体となった認識で行動するように闘いま す。

資本にむけての経済要求を強力なストライキをもって闘いとること、工場の塀の外に出て地域住民とともに身近かな生活要求を追求すること、安保、沖縄を中心に平和、独立、民主主義の課題を徹底させること、七〇年春闘はこの三本の柱をあらゆる行動にかかげ、一つのものとしてとらえて闘います。

3　大衆路線を徹底し、三千万春闘を組織します。

(1)　ここ数年来、総評は春闘指導の基本的方向として大衆路線の確立をよびかけ、その徹底をはかってきました。七〇年春闘構想でも「要求づくり」を重視して、大衆路線に基づく具体的な指導方向がうち出されてきました。

既に春闘は要求提出、団交、闘争体制確立の段階になってきていますが、七〇年春闘の要求づくりは例年以上に大衆路線がつらぬかれています。その特徴的なものは次の四つに集約できます。

①　各単産とも要求をきめるに当って、要求アンケート、大衆路線を基礎としてつくりあげていること。――合化では一万円～一万七千円要求が八二%、私鉄では一万円～二万円以上が七六%、化同の主婦アンケートでは一万円以上七二%など。

②　この組合員の要求にそって、総評では全単産とも一万円以上二万円に至る要求が出されていること。

③　産業別最賃協定、年齢別最低保障など合理化政策にかみ合う賃上げ内容が重視されていること。

④　賃金以外の諸要求、時短、労災、退職金、老齢年金、反合理化などの諸要求が重視されてきたこと。

(2)　七〇年春闘で最も強調されなければならないことは、要求を大切にし、要求を最後まで追求する春闘とすることです。要求を見失って春闘相場を追いかけたり、スケジュール闘争に埋没して、他の組合の動向ばかり気にしたり、昨年プラス千円ぐらいのマンネリ妥結に満足するような春闘は今年こそぬけ出して、全ての組合が大衆の共感をうける闘争路線をうちたてます。特に今年重視したいことは、妥結に当って全員投票、全員職場集会、臨時大会などを必ず行なって組合員の判断できめることです。春闘を通じて労働組合を職場の隅々から強化すること、組合員の信頼する労働組合をつくることこそ七〇年闘争を成功させ、七〇年代にむけての闘いを展開する基礎となります。

(3)　昨年の春闘では「三千万春闘」を合言葉としてきましたが、必ずしも充分な成果をあげたとはいえません。未加盟、未組織労働者に対する働きかけ、臨時工、社外工、パートタイマーなど下積み労働者の組織化などに一層の努力を払うことで、春闘に参加するようによびかけます。このためには、地区労を主体とした地域共闘の充実が大切です。また企業別、産業別の枠をこえた討論集会や交流、昼休みデモ、相互激励行動、ビラまき活動、回答速報や地域掲示板など、地域共闘は春闘成功に大きな役割を果すだけでなく、地域住民とともに闘う国民諸要求の組織化と地方自治体交渉などの大衆行動は地域共闘を主体にしなければなりません。また地域での産業別共闘の確立も重要です。このため、二月段階の要求討論集会は、地域でできるだけ細かい単位で、できるだけ多く開催します。またこれだけで終わらせるのではなく、今年はストライキを組織する三月下旬～四月上旬の段階で相互激励、大衆路線の追求、戦術交流、一万円以上獲得のための意志統一、地域の共闘体制確立を目的とする地域集会を組織します。

このあと、沖縄全軍労の上原委員長が特別報告を行ない、ついで「全軍労闘争を勝利させるための決議」（本部安恒幹事提案）が採択された。そして、岩井事務局長から、春闘資金一人二〇円特別賦課金問題を四月の評議員会で最終的にきめたいとの提案があったあと、大会は経過報告と春闘方針案にたいする質疑討論にはいった。

春闘方針にたいする質疑討論・答弁

二日目の七日は、全ソ労働組合中央評議会、西ドイツの労働総同盟ＤＧＢなど内外の祝電披露、減税訴訟原告代表金井浩三（自治労長

野県本部）と島文枝三池炭鉱主婦会代表のあいさつののち、一日目の質疑討論が続行され、このなかで、中立組合の代表として、農協労連飯塚委員長と民放労連隅井副委員長がそれぞれ闘争決意を表明した。

質疑討論のなかでは「五ケタの獲得」をめぐって次のような見解がのべられた。

「民間相場を受けて公労協が闘いを締めくくっていく路線のなかでは、民間相場のあと追いるいみでも、民間がストを集中しているときに公労協がその闘争に積極的に参加すべきだ」（電通共闘）、「五ケタをとるためには、とるまでやめないという長期的な抵抗と戦術的な体質の変化が必要だ。ところが公労協と交通関係では四月末にヤマを設定しようとしている。五ケタをとるためには四月末にヤマがくるはずはないので、このヤマを五ケタをとる出発点にするような指導を求める」「昨年より二〇〇〇円ぐらい上がったから——と問題を片づけることがないよう申合せよう」（合化）、「民間の闘争を激励するいみで昨年の四・一七的なものを四月二〇日ごろに設定し、これを受けて交運・公労協のヤマを四月下旬から五月に入っても闘えるよう配慮する」（私鉄）、「交運・公労協が民間のヤマが終る四月下旬から五月上旬にかけて決戦に入るというのでは、結果的にいまで踏襲してきた相場方式だ。これでは五ケタをとれない」「五ケタをとるには波状的なストを五月に入ってでもくりかえす以外にない」「一五年の歴史をもつ春闘の弱点は、大企業と中小企業の闘争が分離されつづけていることにある。大も小も本工も社外工も臨時工も共通の要求をもっているのだから、これらがすべて統一してたたかうことで真の産別組合を確立することができるし、産別の統一闘争から脱落する組合が出てくる。また、産別の統一闘争から脱落組合への指導をどうするかを考えるべきだ。同時に一つの組合が脱落したからといって統一闘争を終結させたり、脱落組合が先行して妥結してしまったりすることのないような配慮が望ましい」（国労）、「全金は、個々の経営者に対するたたかいと同時に、あらゆる金属産業から三万円以下の労働者を一掃するために、中央でも日本機械金属工業会と交渉をはじめている。これを、地方段階でも実施し、産別交渉権と統一協約の前進をはかる。総評・県評・地区労段階での協力を要請したい」（全国金属）。

十五大要求についてはほとんどの発言者がふれたが、これらの問題について岩井事務局長は要旨次のように答弁した。

「四月二三、四日に民間のピークが考えられる。二七、八日ごろ民間の追いこみ、つづいて交運・公労協のストライキが想定される。これ以前は三月一八日、二七日、四月三日に、いわゆる先行組合が、だんだん厚みをましていく。これらの状況のなかで中連と話しあいがついたら、四月下旬に交運・公労協・民間すべてが参加する統一闘争を考えたい。そしてこれを出発点と考えて五月の連休あけまで粘っていく。春闘マンネリということがいわれるが、これを打ち破るには幹部が闘争をはじめる前にある程度の見当をつけるのはまずいことではないと考える。しかし問題は闘う前から、もうどこそこに何千円出るだろうという様な話しが出る。ここに問題があると思う。一万円とったから大幅だという考え方では、職場とのずれがあるのではないか。」

「十五大要求の闘いは、ここに集まった幹部が、なぜこの闘争が

必要なのかを意思統一することが現段階では最も重要なことだろう。そして単産の決意がない限り、この闘争は前進しない。春闘の一五年の経験からいっても『何とか実行委』から始まっている。やはり、この手続きをふまねばならないと思う。そして三〇〇対一八〇の状態をかえないとうまくいかないと思う。だからすぐ十五大要求でストになるとは思わない。当面は、地方議会の首長をとるということが一つのポイントではないか。新潟からかなり具体的な話しがあったが、これらの経験をもちよって進めるために、今月一二、三日に経験交流集会をひらきたい。」

安保と沖縄の問題では、六月ゼネストの方針を、「経済要求、国民的要求の結合をはかりながら、全単産可能な限りのストライキを軸にした統一行動を組織する」と戦術を改める方針が提案された点をめぐって、激しい論議が行なわれた。

電通共闘は「方針では戦術ダウンをいいながら、まだゼネストを提起したい気持があらわれすぎている。組織を大事にするためにダウンしたことは恥ずかしいことではない。ただ、戦術ダウンしたのはいいが、そのかわり沖縄・安保の闘争をどう強化していこうとするかが不明確だ」と指摘した。合化は「戦術ダウンが春闘と七〇年代の闘いに影響を与えることは否定できない。ダウンした背景と、今後早期に安保を廃棄にもっていく路線を明らかにすること、六〇年と七〇年を闘う労働者の意識構造を分析することが必要だ」とのべ、動力車は、「六〇年と七〇年をくらべたとき、労働者のおかれている状態は変わっていない。それが、七〇年ではストを打てないというのでは、五ケタの賃上げをとれるかどうかさえ疑わしい。戦術ダウンによって経営側の総評に対する対決の方針が賃金闘争一本にしぼられたからだ」と、動力車のスト実施の方針を明らかにした。国労は「すべての組合がその力量に応じてストをうつために真剣に努力することを義務づけるべきだ」と主張した。このほか、全金、政労協などから「最大限ストに参加する」旨の決意が表明された。

岩井事務局長はこの問題について要旨次のように答弁した。「現段階では基本的な労働運動の姿勢をいまは守り、発展させることが一番大切と思う。そして、いまの状況のもとではできるだけ前向きに退却の地点をきめて、陣地を再構築するのが正しいと考える。労災、時間短縮、これらをずんずんもり上げていく中での六月二三日という位置づけにしたい。そして展望としては、安保廃棄を通告できる政府をつくりたい。おれたち労働者はこういう政策を要求する、これを早めにつくる、そして政策を軸にして要求していく、何党とか――何とかという問題はもっと時期が熟してからというように考えたい。不十分とは思うが十五大要求達成の努力をつづけていく。沖縄闘争支援のためには、徹底的な宣伝の中で、一億円をどうしても集める。第三波には本土の労働者は最大限の統一行動をくんで連帯をあらわす。これらのつみ重ねの上で、四月の評議員会で六月二三日のストライキの内容を具体的に相談したい。」

大会は本部側の答弁をふくめて一九七〇年春闘方針を満場一致採択した。ついで本部ならびに単産提出議案が上程され、「京都府知事支援に関する決議」と「京都府知事選挙に対する協力要請」（本部安恒幹事提案）、「仁保事件の公正裁判をかちとるための決議」（山口県評と六単産提案）、「有線テレビ規制法案に反対する決議」（新聞労連ほか二単産提案）を採択、大会スローガンを確認、大会宣言を発表して

閉幕した。

2　同盟第六回定期大会

全日本労働総同盟（同盟）第六回定期大会は、一九七〇年二月一二～一四日、東京の九段会館で開催された。一二日午前一〇時、代議員総数四七一名と役員四七名のうちそれぞれ三四二名と四一名の出席をみて大会成立が宣言され、大会議長に全繊同盟天野清隆、副議長に海員組合梨和亀松他四名が選出された。

滝田会長あいさつ　大会冒頭あいさつに立った滝田会長は、過去一ヵ年の活動の成果にふれたのち、とく七〇年代における「労働戦線統一」の問題にふれ、要旨次のようにのべた。「われわれは一九七〇年代を変化と飛躍の時代として捉える。したがって、われわれ自身の姿勢もそれに対応した変化と飛躍が必要である。従来の惰性に固執する行動では、七〇年代の挑戦にはならない。その意味で本年度さらに歩を進めて、社会の変化に対応し、進歩と建設をめざす近代的労働運動への脱皮と、それら労組の新しい結集を図る実行の段階にきている。最近にわかに台頭しつつある労働戦線統一にかんする各主張は、流動化時代から新しい組織創造への提言として受け止める必要があろう。各種の主張はそれぞれの組織の地位と立場によって異なっているのが実情であるが、同盟としては同調できるものばかりではない。しかし私は、これらの動きにたいしては、否定的に捉えたり統制の問題として捉えるだけでなく、肯定的に把握し、同盟としてはむしろ積極的に協力し誘導の役割を果たすべきであると思う。……いま日本全国に散在する労働組合員は一一二〇万人であるが、その過半数を占める中央組織すらない。だがわれわれと路線を同じくする労働組合は、優に過半数を超えて存在することは、疑う余地がない。しかも昭和三七年に八五〇万人の組合員のうち、いわゆる労働四団体で七〇〇万人を占め、無所属が一五〇万人だったが、現在の無所属組合員は三七〇万人に急増している。……数はまさに力である。これら組合の結集に成功したとき、労働者の連帯と国民の支持のなかに、われわれがもっとも緊急とする力強い政策要求が可能であると信じる。……時は二月、如月である。日本の労働運動も衣替えする季節である。革新勢力の土台作りに行動を起こそうではないか。」

ついで西村民社党委員長、野原労働大臣、李賛赫韓国労働総連盟代表、田亜円中華民国全国総工会代表、スタックAFL・CIO代表、グッツマン・ドイツ労働総同盟代表、落合国際自由労連東京事務所長など来賓のあいさつがあった。そのなかで野原労働大臣は「一九七〇年代はまさに変化と成長の年代である。同盟が早くも力強いテーマとしてその方向を打ち出したことに対して、衷心から敬意を表する」とのべるとともに、アジア問題については、「日本経済の発展に同盟が重大な役割をもつ」こと、また国内においても、同盟が日本の労働界において大きな力をもつようになることによって、「ややもすれば非常に困難な問題であった今日の労働問題を、漸次正す」ことができると、同盟にたいして政府がいだく大きな期

待を開陳した。また韓国労総代表は、「共産陣営と最も近い距離で対峙」しながら自由・民主主義をめざしている韓国は、「事実上運命共同体」であり、「この地域において、どの国でも、共産陣営を圧倒しうる軍事的・経済的力量をそなえるということは、アジア全体の集団安全保障と直結される問題である」とのべた。

なお、大会に次の諸団体からメッセージが寄せられた。フィリピン労働組合評議会、ベトナム労働総同盟、シンガポール全国労働組合会議、セイロン労働者会議、全パキスタン労働組合連盟、パキスタン全国労働組合連盟、オーストラリア労働組合評議会、ニュージーランド労働総同盟、メキシコ労働総同盟、カナダ労働会議、トルコ労働組合連盟、イスラエル労働総同盟、スペイン労働総同盟・スイス労働総同盟、オーストリア労働総同盟、フランス労働者の力FO、ドイツ労働総同盟DGB、アメリカ労働総同盟・産業別組織会議AFL・CIO、デンマーク労働総同盟、ノルウェー労働総同盟、イタリア労働同盟、ドミニカ労働組合。

活動報告と質疑討論

第一日目午後には重枝書記長が第五回大会以後の同盟の「活動報告」、斎藤財政局長の会計報告、中央会計監査委員の監査報告をおこない、それぞれ質疑討論のすえ、大会はこれを承認した。「活動報告」のなかでは、組織問題について次のようにのべられている。

【活動報告要旨（抜粋）】 ①政治、経済の変貌に対応して流動する労働運動のなかにあって同盟の果たすべき役割は、民主主義労働組合の方針を一層明らかにし、その実践を通じて組合員の労働条件を高め、生活の向上をはかり、政治的、社会的地位の向上を闘いとることであり、その実績の上に立って、流動化に正しい指標を示し、正しく誘導し、併せて同盟の組織拡大を実現することである。②われわれは専従オルグ制の第二年次の活動として、前年に引続き、中央組織活動委員会、ブロック組織活動委員会、同盟本部、ブロック、地方同盟、構成組織の活動の連携を密にして組織活動を進めた。③その結果、各産業分野において多くの新加盟組合を迎え入れることができた。昭和四十四年六月末の労働省基本調査によれば、同盟の組織人員は一九六万三千人となり、前年に比し一一万五千人の増加、民間産業分野では総評を一八万上まわることとなった。その後の増加分を加えた組織局調査によれば同盟組織は二一〇万七千人となっている。また官公労分野においても各関係組織の努力によって着実な伸長が見られた。④しかしながら一年間の組織活動をふり返ってみればなお多くの反省すべき点があり、中立組合への働きかけ、未組織労働者の組織化など一層の努力と工夫が必要である。われわれは地方同盟の強化、それへのオルグの配置、産別組織との連携の強化など新年度において解決しなければならない多くの課題をもっている。⑤さらに、企業経営の多角化、産業構造の変化、同盟の組織の拡大、組織活動の発展などにともなって加盟方式の多様化、組織競合が表面化して来た。われわれは同盟内部における産別整理の合理的解決を一般同盟の位置づけとともに検討することを求められている。そのため、関係組織と協議のうえ、組織競合を一時的に停止し、速やかに抜本的解決をはかることとした。⑥同一産業、業種の組合が複数の構成組織に亘って組織されている場合、それらの組合の相互連携を密にし有機的な活動を進めるため部門協議会を設けることは同盟の基本方針であるが、その第一の試みとして全化同盟、全繊同盟、自動車労連、一般同盟、全食品同盟、同盟全紙パ、凸版労組、共石労組によって同盟化学部門連絡協議会が発足した。この同盟化学協は未だ極めてゆるやかなものであるが、これによって同盟の化学部門の活動の強化が期待されるものである。⑦青年婦人活動については、本年度は、同盟結成五周年、よび合うこだま運動十周年を記念して「同盟青年の連帯で二十一世紀へ前進」をスローガンとして「若人の集い」を盛大に開催するほか青年婦人のための各種の集会を開催し活動の強化をはかることができた。

活動報告にたいする質疑討論は、労働戦線統一と労働金庫統一の二つの問題に集中した。そのうち主なものは次のとおり。①交通労

連傘下の約六〇〇の単組の多くは分裂組合であるが、労働戦線統一についての新聞報道に影響されて、組織内に動揺がうまれている。また戦線統一問題について中立組合が主導権を握っているかのような報道が行なわれているが、同盟本部がもっとその問題について明確な方針をとるべきでないか（交通労連）、②中央はマスコミを利用して戦線統一問題について見解を発表しているが、加盟組合員にこれを浸透するために努力したか。この問題にたいする本部と組合員の間の断絶を認識しているのか（富山地方同盟）、③兵庫でも戦線統一の呼びかけが全逓などからくるが、同盟大会で明確にしないと下部に混乱が起きるのではないか（造船総連）、④中央、地方の労働金庫では全国労金統一の案がでているが、同盟はこの問題にどう取り組むのか（全食品同盟）、⑤民社党は、社会党が民主的路線にくるのなら統一するとの見解を発表したが、社会党を脱落したものを吸収して民社党を強化することができるかどうか、疑問を感じないわけにはいかない。これに対する同盟の態度はどうか（鉄労）、⑥他の組合は、スト権奪還の行動を今度の政治闘争とからめてやってゆくそうだが、同盟としては、公務員制度審議会の場を通して法改正をはかる運動を強化すべきである（鉄労）。

これらにたいして、滝田会長は要旨次のように答弁した。「労働戦線統一について開会あいさつの中では総括的な考え方を示したにとどまる。具体的な問題は討議の中でやってほしい。変化・激動のさいには中央の動きが早くて下部ではよくわからないということが必ず起こる。構成産別や地方代表者会議で話し合い、理解を深める努力をしていきたい。マスコミの記事には憶測記事などがあるが、同盟の機関紙と情報を信じてほしい。」また、重枝書記長は「統一問題については一一月末に新しい運動方針をつくり、その中で流動化とそれに対処する方針をしめして、下部討議に付している」と答えた。

七〇年度運動方針

第二日目は、冒頭、民主社会主義研究会武藤光朗議長の来賓祝辞をうけたのち、重枝書記長の一九七〇年度運動方針案の提案説明が行なわれた。方針案は、第一部「七〇年代の展望と同盟の運動」、第二部「労働条件・生活向上の闘い」、第三部「同盟の活動の強化」の三部から成るもので、第一部の後半で運動の基調についてふれ、「戦線統一」問題についてはとくに次のようにのべている。

【一九七〇年度運動方針・第一部二の（七）、民主主義労働運動の拡大と結集】①民主主義労働運動への転換がいっそう急激に進展する中にあってわれわれは、第一義的にはこれらの民主主義労働運動を志向する組織を同盟に組織することに全力を注がなければならないが、それらのみに固執することなく、民主主義労働組合の方針を定着させつつある組合に広く呼びかけ、七〇年代に正しく挑戦する新しい労働運動の開拓と建設に取り組まなければならない。②われわれは構成組織・地方同盟一体となった態勢のもとに、反体制的労働運動と訣別し民主主義労働運動を志向する組合に広く呼びかけ、相互の連絡と長期賃金、産業政策、産業民主主義体制の前進、議会制民主主義に基づく革新政治の確立など七〇年代における主要問題についての討議、さらに必要な共同行動を協議する場をつくる。それは一つには一部になお残っている、非現実的な統一論に終止符を打つことになり、また一部の地域で起っている民主主義労働運動を志向する連絡会や懇談会の動きに対し、全国的な方向づけを行なうことにもなる。同時に民主主義労働運動の前進と将来の全国的統一の基礎づくりに通じるものである。③このような民主主義労働組合の結集の場をつくる呼びかけは、当面の情勢から先ず民間労働組合を対象として行なうこととする。また既存の全国組織や産業別組織にこだわらず、広く民主主義運動を志向する組合に

対して行なう。

運動方針案をめぐる質疑討論

ついでこの日の午後、方針についての質疑討論が行なわれ、また夜には付帯意見、修正意見などを審議するための運動方針小委員会が開かれた。質疑討論のさいの主な発言は、要旨次のとおり。

①数も大事だが運動の質的転換をはかることが大切だ。労働戦線の統一もこの観点から討論が進められるべきである。運動の質を高める自覚と努力が、これまで同盟にあったか。自動車労連は自動車労協やIMF・JCにより多くの期待をかけざるを得ないのが実情だ。加盟組合の期待にこたえるよう、運営の問題をふくめて体質を改善し、ナショナル・センターの機能を高めることが重要である。第二に、大会はIMF・JCと中立労連の代表にあいさつをさせなかったが、JCにたいする態度の不明確な戦線統一論は、無意味である（自動車労連）。②現在大手の民間労組や全逓宝樹委員長の呼びかけに応じて行なわれている戦線統一の動きにたいして、同盟だけを生き甲斐として結集している中小企業の組合員は、不安を感じている。この不安を解消して統一をすすめてゆくのでなければ、今後の同盟の組織拡大はあり得ない。また民社・社会両党の再統一ということについては、非常に疑念を感ずる。私たちの支持政党は民社党だけである。同時に、地方首長候補の推薦その他のさいに、自民党や公明党が決定した候補に民社党が同調しているということについても、同盟としてはこれを問題にすべきである（三菱重工）。③戦線統一問題が会長談話、書記長見解、あるいは生産性会議などの各段階で行なわれている。どこの発言が同盟の統一された見解なのかニュアンスの違いから理解できない。統一見解を明らかにしてほしい。また各府県に民労懇、協議会などが結成されている。これにたいして同盟はどう指導するのか（全官同盟）。④今日、国際自由労連はある面で非常に弱体化し、またそのアジア地域組織も、アメリカ・アジア自由労働機構や西ドイツのエーベルト財団のアジア進出をまえにして、組合費をおさめる組合さえも非常に少ないという状態である。しかもAFL・CIOと同盟との関係も密接な関係とはいえない。このような問題について執行部は具体的な政策をもっているのか（全官同盟）。

以上の発言にたいして重枝書記長は次のように答弁した。①統一は数も大事だが質も大事ということにまったく賛成だ。新しい時勢に対応する対策に真剣にとりくんでいるのは同盟だと確信している。②JCについては、民間産業の共通の問題を処理し意思を疎通する場として、評価している。国際的な産別組織の加盟組織はたくさんあるが、大小の差を問わず同じだと考えるべきだ。③統一問題は、同盟路線を信じ挺身してきた者からいうと、全体の動きに必ずしも理解できない点がある。だが大きな意味での七〇年代の変化と飛躍をわれわれの手にするための民主主義労働運動の総結集にプラスする面があるなら、それを率直に認め、それを伸ばしていくという考え方で対処していく。④同盟は流動化に対処して同盟の組織拡大を第一義的に考える。しかしそれに固執することなく広く民主主義の労働組合運動を定着させつつある組合にたいして広く呼びかけ、その結集をはかるべきである。これが統一見解だ。⑤民社党の社会党への呼びかけも、労働戦線統一問題に重要な関連をもっており、われわれと提携し理解し合ってすすめられるべきものである。しかし党には種々の戦術的なものもある。静観していいのではない

か。⑥国際活動には意欲的にとりくんでいる。国際自由労連アジア地域組織の経験から、日常アジアの各組合と接触し、同盟を理解させる努力をしている。

方針の採択・大会宣言　第三日目は、冒頭、運動方針小委員会の小川委員長から小委員会報告が行なわれた。方針の修正はわずかな字句の程度にとどまり、大会は満場一致でこの修正された運動方針案を採択し、ついで決算・予算委員長の報告を承認した。大会は「減税並びに物価安定に関する決議」（菅原副会長提案）、「米国の繊維貿易制限反対に関する決議」（全繊同盟提案）、「海難防止対策の推進に関する決議」（海員組合提案）をそれぞれ満場一致で採択した。

大会は最後に役員選出にうつり、滝田実会長（全繊同盟）、天地清次（全金同盟）以下八名の副会長、重枝琢己書記長（本部）、赤木省三（自動車労連）以下二五名の執行評議員、大工原治夫（国税労組）以下三名の監査委員を、対立候補なしの無投票で決定し、会長あいさつ、井上決議案委員長の「大会宣言」発表、柴田副委員長の閉会の辞、滝田会長の音頭による万歳三唱をもって、大会の幕を閉じた。大会宣言の全文は次のとおり。

【大会宣言（全文）】　第六回全国大会は、同盟が、七〇年代の新段階にはいって行く体制を固めるために開かれた。／われわれは、三日間の全会期を通じて、活気ある討議を盛り上げ、諸困難を克服して、七〇年代を手中におさめる基本方向を確立するとともに、新年度の諸課題に取り組む実践方針を決定して、大会に託された任務を達成した。／新長期賃金計画に基づく実質賃金の継続的な大幅引き上げ、長期ビジョンに基づく福祉政策、構造変化に対処する産業政策を総合的に展開することは同盟路線の特質であり、大会は、本年度とくに、賃金水準の一七%引き上げを目標とする大幅賃上げをはじめ、時短と休日増加、産業安全衛生の確保、社会福祉の拡充、減税、住宅対策の推進、公害・交通災害の克服、各産業における具体的産業政策活動等の諸課題に対する新方針と積極的姿勢を打ち出した。／また、安全保障問題については、昨年の大会で決定した日米安保条約改定の基本態度を再確認するとともに、「安保改定・民主主義を守る会」の運動を精力的におし進める等、冷静な選択のための国民合意をさらに一層盛り上げていくことを決定した。／さらに民主的労働運動の急進展するなかにあって、第一義的には、同盟の組織拡大に全力を傾注すると同時に、民主的労働運動の路線を定着させつつある諸組合に広く呼びかけ、それらの組織との間に、話し合いの場、共同行動の場をつくり出していく民主的労働戦線結集への態度を決定した。／われわれは、同盟二百余万の同志とともに、栄光ある第六回全国大会を祝福し、今後一ヵ年間の力強い実践を通じて、大会諸決定の実り豊かな成果の獲得を期することをここに宣言する。

3　新産別第二一回定期大会

全国産業別労働組合連合（新産別）の第二一回定期大会は、一九六九年一〇月一六～一八日の日程で東京・芝公会堂で開催された。前年の第二回大会における役員改選のしこり、財政運営上の不手際、とりわけ組織方針をめぐる本部と全国機械金属労働組合（全機金）との対立などのため、三日目に運動方針案検討の途中で休会となり、七〇年一月一三～一四日と一月一八日の二回にわたる中央執行委員会で運動方針を根本的にねりなおしたのち、四ヵ月ぶりの二月五～六日に東京・健保会館で再開大会を開いて、その日程を終

わった。前大会における役員改選のしこりというのは、第二〇回大会における役員改選で、新産別結成いらい初めて信任投票が行なわれた結果、斎藤（全機金書記長）、柏原（新運転委員長）の両名が信任されず、新産別運転者労組（新運転）は第二一回大会直前まで組合費納入を保留して新産別と事実上関係を断つという状態さえでてきたし、また全機金の傘下では、豊和工業労組などが、新産別本部の指導で結成された金属産業労組連絡会議に参加し、近畿車輌などでは全機金脱退の動きさえ示すなど、全機金内部に分裂の傾向が生まれ、全機金指導部が新産別本部の指導にたいして反発をいっそう強めたことなどを指す。このほか、本部では、財政面で一〇〇万円余の赤字をだし、決算書が中央執行委員会で承認されないために、新年度予算案を一〇月の大会に提出できない状態にあった。

一〇月大会

大会が開かれると、運動方針の提案に先だち、全機金と新運転が発言を求め、「新役員の選出方法が明らかにされぬ限り運動方針案審議に参加できぬ」との態度を表明した。このため役員選考委員会で協議の結果、「信任投票は行なわない」ことになり、大会もこれを確認して、運動方針案の提案にはいった。しかし第二日目に運動方針の討議にはいろうとすると、全機金は、一六日に開かれた同労組代表者会議の意向として、「昨年突如行なった信任投票」が「組織に混乱を与えた」ことを自己批判せよと主張、新運転もこの主張に同調した。新産別大谷書記長はこれにたいして「遺憾」である旨を表明、ようやく方針の討議にはいった。しかし全機金は、運動方針が、労働戦線の再編・結集をすすめるにあたって「一般金属・化学において多くの友好組合との共同の中から新しい大きな産業別結集をすすめていく」とし、既存組織の解体を示唆しているのを批判して、「金属労組連絡協議会など全機金を無視し本部が直接に単組をまきこんだところに問題がある。新結集は、労組の最大任務である賃金、合理化問題などの成果の上に立って進めるべきだ」とのべた。これにたいして大谷書記長は、①組織方針の基本は昨年の大会決定の路線に沿うものだが、具体的な進め方に問題があったことを反省し、組織全体の協力体制をととのえて出発することをめざしている、②昨年の方針作成にあたって、各単産が独立体制をとり、新産別の解体を展望すべきだとする見解と、新産別を運動の基盤とすべきで、解体問題をとりあげるとするならそれは単産であるとする見解があったが、方針としては各単産が協力して一体ですすむ方針をつくった。この方針にそって今年の方針も作成されている、と答弁した。

だが全機金は態度をいっそう硬化させ、第二日目終了後、ふたたび代表者会議をひらいて協議したのち、第三日目の冒頭に、運動方針案にたいする見解とその取扱いについて、つぎのように主張した。①方針案の戦線統一運動の目標、金属・化学の再編結集については賛成だが、そのためには組合員に依拠した日常闘争を積みあげるなかで新産別が協力体制をとるべきである。②新産別は産業別連合であり、単産の自主性を保証すべきである。③したがって結集運動は新産別でなく産業別を前面にたてて進めることを明確にしたうえ、運動方針を全面的に修正すべきである。

大谷書記長は、これにたいして「基本的には応じられない」との態度を示したが、全機金はさらに、「不信任投票後、全機金は組織的混乱を招いている。それは本部が単組の直結加盟をさせる意図が強いところにある。問題は再編結集の主体はどこかを明確にした方

針を与えることで、これが全機金の混乱を救い、新産別を強化する」と、修正を迫った。

この間、京都地連などから本部案の支持表明などが行なわれたが、結局、議事を中断して本部中執が見解をまとめたすえ、書記長は次のように本部の意向を表明した。①組織方針そのものは誤っていなかった。運営の点で不手際があり、混乱が起こった点を反省する。②新産別の意義は四単産の協力体制にある。新産別が組織のすべてを一手に掌握していくのではない。中執の決定が単産に反映していく点は他のナショナル・センターとは異なる。③新産別は単産連合ではあるが、一つの指導性をもつ運動体である。単産を主体とするものではないが、単産を軽視するものではない。ついで石垣委員長は、①当分休会とすること、②運動方針は、中執で審議しなおしあらためて再開大会に提案する、③予算については、当面暫定予算とし、旧予算を月割でやることとし、新予算案は再開大会に提案する、と提案し、大会はこれを承認して休会にはいった。

再開大会

すでにのべたとおり、再開大会は一月の二回にわたる中央執行委員会で運動方針案を根本的にねりなおし、二月五～六日に開かれた。

まず、あいさつにたった石垣委員長が休会後とってきた中執委の態度をのべるとともに戦線統一問題にふれ「慎重に臆することなく、話合いにはいっていき、中執委での論議をもとに傘下組合には浅く単純なものではなく、深く根本にふれるので、一、二回の討議で結論を出すのは早計である。長期に時間をかけて検討していくが、政党支持では固定的な支持ではなく個々の政策についてケース・バイ・ケースでいく」との考えを示した。一〇月大会で示された運動方針案に代わるものとして、再開大会で提案された「当面の運動の課題と基調」は、㈠われわれはいまどういう情勢に立っているか、㈡労働組合運動の現状と課題、㈢われわれの当面する役割と課題、㈣むすび、の四部から成る簡単なもので、そのうち㈡「労働組合の現状と課題」の中では、次のようにのべていた。

【当面の運動の課題と基調(抜粋)】　われわれは、七〇年代の労働組合運動が追求していくべき次の運動課題に真正面から取り組み、真に自立した組合、生きがいのある組合をつくっていかねばならない。

イ　新時代における労働組合のあり方の追求。

労働組合は、何よりも組合員に生きがいをもたらすものでなければならない。そして組合は〃労働の諸条件と労働者の生活の諸条件の維持改善〃を任務とすることに変りはないが、より広範な活動分野を開拓し、社会の動向に重大な影響をもつものに発展していかなければならない。労働組合主義の徹底を通じて、新しい労働組合のあり方を追求していく。

ロ　人のための企業、産業と社会のあり方の追求。

物質的にも精神的にも豊かな社会をめざす。

ハ　産業、社会の構造的転換に対処しうる政策、実践両面の体制の確立

ニ　賃金政策の確立と実践

労働内容の急速な変化、生活諸条件の高度化に対処すべき雇用と労働の諸条件の政策と要求の確立。

ホ　企業、産業、国民経済のすべての段階において、労働組合が重要な政策決定に参画していく方向で、労使関係の内容的高度化を達成すること。

ヘ　労働組合の市民的活動分野の開拓、都市問題への積極的な取り組

み。

ト　労働組合の独自の政治活動の展開。そのための体制づくり。政策を中心とした幅広い活動分野の拡大。政党と組合の古い結合関係からの脱皮。予想される政治力の再編の動きへの対処。

チ　組合民主主義の新しい視点に立った追求。全員参加を可能にする方策の確立。それを通じて世代の問題への対処。

リ　国際化時代に対応した各国労働組合との交流と提携。

ヌ　労働戦線の統一の達成。

（なお、われわれの当面する役割と課題については、Ⅱ―Ⅰ・2「新産別の組織方針」の項を参照されたい）

こうした諸方針の決定に基づき、各単産は要旨つぎのような決意表明を行なった。

全機金＝新産別はこれまで、社会党と類似した大衆不在という病根をかかえていたが、昨年の一〇月大会での切開によりそれが全部排出された。再びこの誤ちをくり返してはならない。その時には新産別の解体につながる。現在起こっている戦線統一の動きは幹部だけのものでしかないし、これでは労働組合がさらに右傾化していく危険性がある。労働組合主義という言葉も軽々に使いすぎる。これからは正しい労働組合主義にたって正確に実態を把握していく必要がある。戦線統一では新産別が名実ともに一体となって活動することを全中央執行委員に要望する。

新化学・京都地連＝きめられた方針にそって、決意を新たに闘っていきたい。

新運転＝職業別組合であるため必ずしも統一して闘えない事情もあるが、傘下組合の闘いの成果がわれわれにはね返るので、可能なかぎり連帯を表明したい。

選出された新三役は次のとおり

▽委員長＝石垣卯一（全機金・再）▽副委員長＝小方鉄蔵（全機金・再）吉岡新一（京都地連・再）河合明博（新運転・新）▽書記長＝大谷徹太郎（本部・再）柏原実（新化学・再）

【参考資料】(1)総評第三八回定期大会資料、(2)総評教宣局監修「総評第三八回定期大会速記録」共立速記、六九年七月刊、(3)総評第三九回臨時大会資料、(4)総評教宣局監修「総評第三九回臨時大会速記録」共立速記、七〇年三月刊、(5)同盟第六回定期大会資料、(6)「同盟第六回定期全国大会議事速記録」同盟教宣局、七〇年二月刊、(7)新産別第二一回定期大会資料、(8)『総評新聞』、(9)『同盟新聞』、(10)『新産別』、(11)日本労働協会『週刊労働ニュース』

III 労働争議

概要□争議の概況と形態別の動き――争議統計／一九六九～七〇年の争議の特徴／総争議／争議行為を伴う争議／同盟罷業と労働損失日数／争議の月別推移／産業別・企業規模別の動き――産業別の動き／企業規模別の動き／主要団体別にみた争議／要求事項別にみた争議

概要

一、一九六九年には経済要求にもとづく争議が多発し、総争議（五二八三件、一四四八万三〇〇〇人）、争議行為を伴う争議（四四八二件、三〇七万一〇〇〇人）のいずれにおいても、争議件数、参加人員（争議行為を伴う争議の場合は行為参加人員）ともに新たなピークを記録した。これは、主として春闘における総参加人員や同盟罷業参加人員が増大したことと、一一・一三統一ストなど、政治的なストライキが未曽有の規模でたたかわれ、四時間未満の短時間ストが広範に実施されたことによるものである。

一、六九年の争議の月別推移をみると、春闘における行動がもりあがった四月と、一一・一三統一ストの行なわれた一一月に、争議件数も行為参加人員も集中しているが、しかもなお、各月とも総参加人員が一〇〇万を下回ることがなかった。

一、しかし六九年には、争議行為参加人員は未曽有の規模に達しながらも、労働損失日数は、ここ数年らいあらわれている傾向をひきついで、あまり増加せず、一九五八～五九年、一九六一年などの六割程度にとどまった。このことは、四時間未満の罷業の行為参加人員がいちじるしく増大しながらも、六九年に同盟罷業の行為参加人員の増大が一定限度にとどまり、一九六一～六二年、六五年の各

年を下回ったことと見合っている。

一、六九年の争議の動きを産業別にみると、公務、サービス業、運輸・通信業など第三次産業における件数ならびに行為参加人員の増加が目だち、第一次産業では減少、第二次産業では増加と減少が相なかばしている。この第二次産業のうちで、やや長期的にみて減少が目だつのは、鉱業と製造業のうちの鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器、パルプ・紙、繊維・衣服などの各部門である。

一、企業規模別に労働争議の動きをみると、六九年にはいずれの規模でも前年を上回る数の企業で争議が発生した。だが同盟罷業の動向をみると、六九年に六五年水準の行為参加人員と労働損失日数がみられたのは九九人以下の規模だけで、他は行為参加人員、労働損失日数ともに六五年を下回り、とりわけ一〇〇〇人以上の大企業における減少が目だっている。

一、主要団体別に争議の動向をみると、加盟組合員の三九%しかストライキ権をもたない総評が、争議に占める比率をますます増大させ、六九年には行為参加人員の七一・四%、労働損失日数の五三・八%を占めるにいたった。これにたいして、同盟は、組合員のほとんどが労組法適用組合員で構成されているにもかかわらず、それぞれ一・八%、四・二%を占めたにすぎなかった。

一、六九年の争議を要求事項別にみると、要求事項のすべてにわたって争議行為参加人員が増大しているが、とりわけ「賃金増額」と「その他」（政治ストならびに支援スト）の項でその増加がいちじるしかった。このうち後者の「その他」における行為参加人員は、九七万二〇〇〇人で、六五年の三倍近く、一〇・二一ベトナム反戦統一ストの行なわれた六六年の三倍以上に達した。

1　争議の概況と形態別の動き

争議統計

労働争議統計の分析を行なうにあたって、まず最初に争議統計そのものについて説明しておこう。

労働争議についての政府統計は、わが国では一八九七年から開始され、一九二四年以降公表されるようになった。今日それは労働省（労働大臣官房労働統計調査部）の手で行なわれているが、調査実務を担当しているのは各都道府県労政主管課および労政事務所で、争議が行なわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査し、これを労働大臣官房労働統計調査部で集計して、その結果を「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表している。調査範囲は時期によって若干変更されたが、一九四六年以降は、「労働者の地位の向上に関係のある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、工場閉鎖、四時間未満の罷業、怠業および業務管理等の争議行為を伴ったものと争議行為を伴わないが解決のために第三者が関与したものとを労働争議と規定して、調査対象に含めている。

なおこの統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合が行なう争議を一件として扱っているが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約して行なう争議（連合争議）も一件として扱っている。したがって、

一件の争議で数事業所、数企業におよぶものもあれば、一事業所または一企業の争議で二件以上になるもの（一事業所、一企業に二組合以上ある場合）もある。また「同盟罷業」には「四時間未満の罷業を含めていないことに注意すべきである。

一九六九～七〇年の争議の特徴

右にあげた労働争議統計によってみると、わが国の労働争議は、一九六七年に鎮静にむかったかに見えたのが、六八年には一転して新たな高揚に向かい、六九年にはさらに争議件数、参加人員、労働損失日数のいずれの点でも前年を上回って、労働争議の発展に新たな時期を画した。これは、経済の高度成長がつづき、大企業の利潤が大幅に増大する一方で、物価が上昇し、「合理化」が強行されたという条件のもとで、経済要求をめぐる労働者の闘争が高揚しはじめたのと、一九七〇年代を目前にひかえて、沖縄の即時無条件返還や安保条約破棄をめざす政治闘争が広範に展開されはじめたことの反映である。

労働省の統計では、労働争議を次のように分類している。

- 総争議
  - 争議行為を伴う争議
    - 同盟罷業
    - 工場閉鎖
    - 四時間未満の罷業
    - その他（業務管理等）
  - 争議行為を伴わない争議
    - 作業停止争議

この分類にしたがって、次に六九年における争議の特徴をまず形態別に見ていこう。

総争議

一九六九年の総争議の件数ならびに参加人員は、六八年につづいて記録を更新し、わが国における史上最高を示した。総争議件数の推移を長期的にみると、それは、安保改定反対闘争の高揚がわが国労働運動史に一時期を画した一九六〇年にはじめて二〇〇〇件をこえ、不況下の春闘がたたかわれて争議の多発した六五年に三〇〇〇件の大台をこえたが、六九年には四〇〇〇台をとびこえて一挙に五二八三件に達した。これにともなって総争議参加人員も六九年には、これまでの最高である六八年の約一一七五万人をはるかに上回る約一四四八万人であった。これは一九六〇年の約六九五万人の二倍以上であり、一九六五年の約八九八万人をもはるかにしのぐ人数である（第134表）。

争議行為を伴う争議

総争議の件数と参加人員が一九六〇年代にほぼ一貫して増大傾向を示してきたのにたいして、争議行為を伴う争議は、六八年までではとくに行為参加人員の増減の点で、総争議の場合と異なった変動を示してきた。争議行為を伴う争議の件数は、巨視的にみれば増大傾向を示していたといえるが、行為参加人員に関するかぎりは、「なべ底景気」といわれて実力行使を含む争議が多発した五七～五八年に年間約二五四万人（五八年）というピークが達成されていらい、六〇年は約二三三万人、六五年は約二四八万人で、一進一退をつづけ、六七年には約一二七万人にまで減少した。しかし、六九年には争議行為を伴う争議の件数が四四八二件という記録的水準に達しただけでなく、行為参加人員も六八年にひきつづいて急増し、約三〇七万という新たなピークを示した。

争議行為を伴う争議の件数と行為参加人員を増大させたものは、一つは春闘における同盟罷業の増大である。「ストなし春闘」といわれ「JC春闘」といわれた六七年春闘とはちがって、六八年から

第134表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

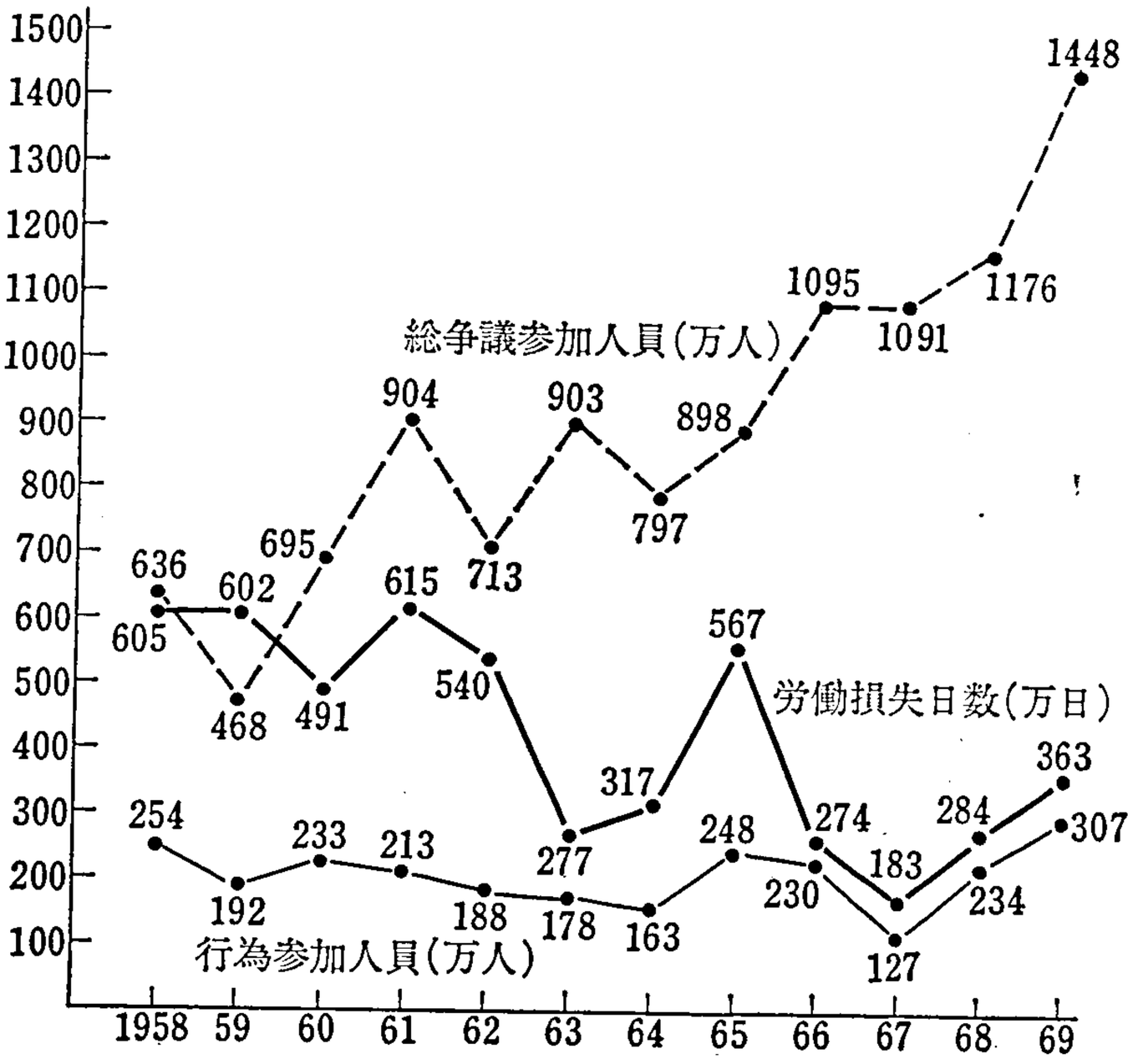
年	総争議		争議行為を伴う争議									
			小計			同盟罷業		4時間未満の罷業		怠業		
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
年												
1958	1,864	6,362,407	1,247	2,536,574	6,052,331	887	1,179,566	—	—	551	1,679,789
1959	1,709	4,682,002	1,193	1,917,545	6,020,476	872	1,213,593	—	—	522	1,104,051
1960	2,222	6,952,911	1,707	2,334,646	4,912,187	1,053	917,454	—	—	972	1,776,995
1961	2,483	9,043,628	1,788	2,128,278	6,149,884	1,386	1,677,971	—	—	750	700,669
1962	2,287	7,129,007	1,696	1,884,979	5,400,363	1,283	1,516,481	—	—	805	838,792
1963	2,016	9,034,682	1,421	1,781,126	2,770,421	1,068	1,181,929	597	914,515	132	101,759
1964	2,422	7,974,224	1,754	1,633,999	3,165,264	1,220	1,048,980	667	690,328	308	304,628
1965	3,051	8,975,083	2,359	2,479,093	5,669,362	1,527	1,670,285	871	854,437	638	508,545
1966	3,687	10,946,667	2,845	2,297,511	2,741,711	1,239	1,130,353	1,452	1,102,927	727	529,462
1967	3,024	10,913,842	2,284	1,271,496	1,829,965	1,204	731,601	1,403	671,659	246	141,476
1968	3,882	11,757,687	3,167	2,340,234	2,840,866	1,537	1,162,787	2,021	1,440,483	333	127,069
1969	5,283	14,483,409	4,482	3,070,960	3,633,564	1,776	1,411,195	3,282	2,158,458	310	134,736

〔備考〕 1) 争議行為を伴う争議の小計のうちには，ここにあげた形態以外のものが含まれており，また2以上の行為形態を伴う争議はそれぞれの形態で集計しているので，小計と同盟罷業以下の集計とは一致しない。
2) 1962年までの怠業の数字には，4時間未満の罷業の数字が含まれている。
3) 労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

七〇年にかけての各年春闘では、同盟やIMF・JCの主導権がいちじるしく後退し、総評を中心とする春闘共闘委員会のイニシアチヴのもとに実力行使をかけて賃上げをかちとろうとする傾向が強まって、同盟罷業の行為参加人員が増大した。このことは、春季賃上げ争議に関する統計を示した後掲第136表をみれば明らかであろう。

六九年に争議行為参加人員を増加させたもう一つの要因、しかも最大の要因は、四時間未満の罷業のいちじるしい増大である。一九六〇年には、四時間未満の罷業と怠業をあわせて五二二件、行為参

第7図　争議参加人員ならびに労働損失日数の推移



〔備考〕 労働省「昭和44年労働争議統計調査報告」により作成。

第135表　月別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

年月	総争議		争議行為を伴う争議							
			小計		同盟罷業		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1969年1月	176	1,130,200	36	38,755	26	31,642	12	15,836	3	4,523
2	152	1,190,300	51	20,160	36	7,859	22	12,721	2	120
3	391	1,919,472	259	185,131	88	52,494	177	128,668	28	10,360
4	1,692	3,538,211	1,481	1,352,185	883	975,255	950	742,914	80	51,354
5	1,215	3,048,614	613	290,676	269	140,342	377	159,144	49	13,830
6	433	1,710,860	191	68,364	121	25,795	99	45,212	10	732
7	891	1,922,233	617	210,395	138	37,012	428	153,143	83	25,249
8	253	1,237,966	77	36,107	37	4,171	37	32,533	5	599
9	197	1,097,301	58	10,201	23	2,454	31	7,255	3	99
10	304	1,279,570	164	82,046	51	22,959	102	58,437	21	3,390
11	1,560	3,295,551	1,415	1,005,361	219	173,925	1,285	876,012	76	23,972
12	647	1,826,699	241	79,004	164	43,694	109	36,953	22	6,162
1970年1月	160	1,094,006	32	18,678	20	9,019	16	13,592	2	29
2	196	1,129,488	72	30,225	32	21,919	39	7,929	6	542
3	282	1,404,241	149	107,796	78	39,626	94	68,262	8	4,874
4	1,590	2,775,577	1,363	1,153,319	976	912,740	854	643,082	46	22,296

〔備考〕 1)　第134表備考1)参照。
2)　労働省「労働争議統計調査報告」による。

加人員約一七八万人、六五年には、怠業を別にして八七一件、約八五万人であったのが、六九年には、四時間未満の罷業は実に三二八二件、約二一六万人におよんだ。この形態の行為参加者は、春闘では約八三万で、年間合計の三八・二%を占めるにすぎず、最大の部分が、月別の争議件数および参加人員を示した第135表にみるとおり、一一月（約八八万人）に集中している。つまり、一一月一三日に行なわれた「佐藤訪米抗議、安保条約破棄、沖縄全面返還」などの政治的スローガンをかかげての統一行動の現われであった。

以上にみたように、総争議の場合も、争議行為を伴う争議の場合も、六九年には件数、参加人員ともにいちじるしく増大しているのであるが、しかしまた、そこに次のような特徴もまた見のがすことはできない。

同盟罷業と労働損失日数

一つは、総争議、争議行為を伴う争議、四時間未満の罷業のそれぞれの件数と行為参加人員が、すべて記録的な水準に達しているにもかかわらず、同盟罷業では、件数のみは一七七六件で新しいピークを示しつつも、行為参加人員では、六九年は六一年（約一六八万）、六二年（約一五二万）、六五年（約一六七万）の各年の水準をこえることなく、約一四一万にとどまった。そして、労働損失日数となると、六八年につづいて増大してはいるものの、五八～六二年、および六五年の水準をなお大幅に下回ったということである。

こうした特徴を説明する要因としては、今日いくつかのものを考えることができる。技術革新にともない生産過程が大規模化し、各工程の一貫性、連続性などがつよまるという条件のもとで、労働組合は、部分スト、短時間スト、波状ストなどの戦術形態をとるこ

とによって、賃金カットその他組合側が受ける打撃を最小限にとどめつつ、闘争の成果を最大限にあげようとする傾向がでてきていることなどは、その一つといえる。だが、今日わが国でみられる同盟罷業と労働損失日数の動きにあらわれた特徴は、こうした一般的要因によるだけでは説明できない。むしろ、経済要求をめぐっても政治要求をめぐっても、労働運動全体としては争議がいちじるしく広範に展開されていくなかで、この労働運動の内部に、これに逆行する傾向――ストライキなど実力行使をかけてたたかうことを好まない労資協調主義的な傾向――が、とりわけ陽のあたる産業の大企業労働組合のなかに成長してきていることが、これを説明する主たる要因であるように思われる。このことは争議の動向を、産業別、企業規模別、主要団体別に分析するさいに、あらためてふれることにする。

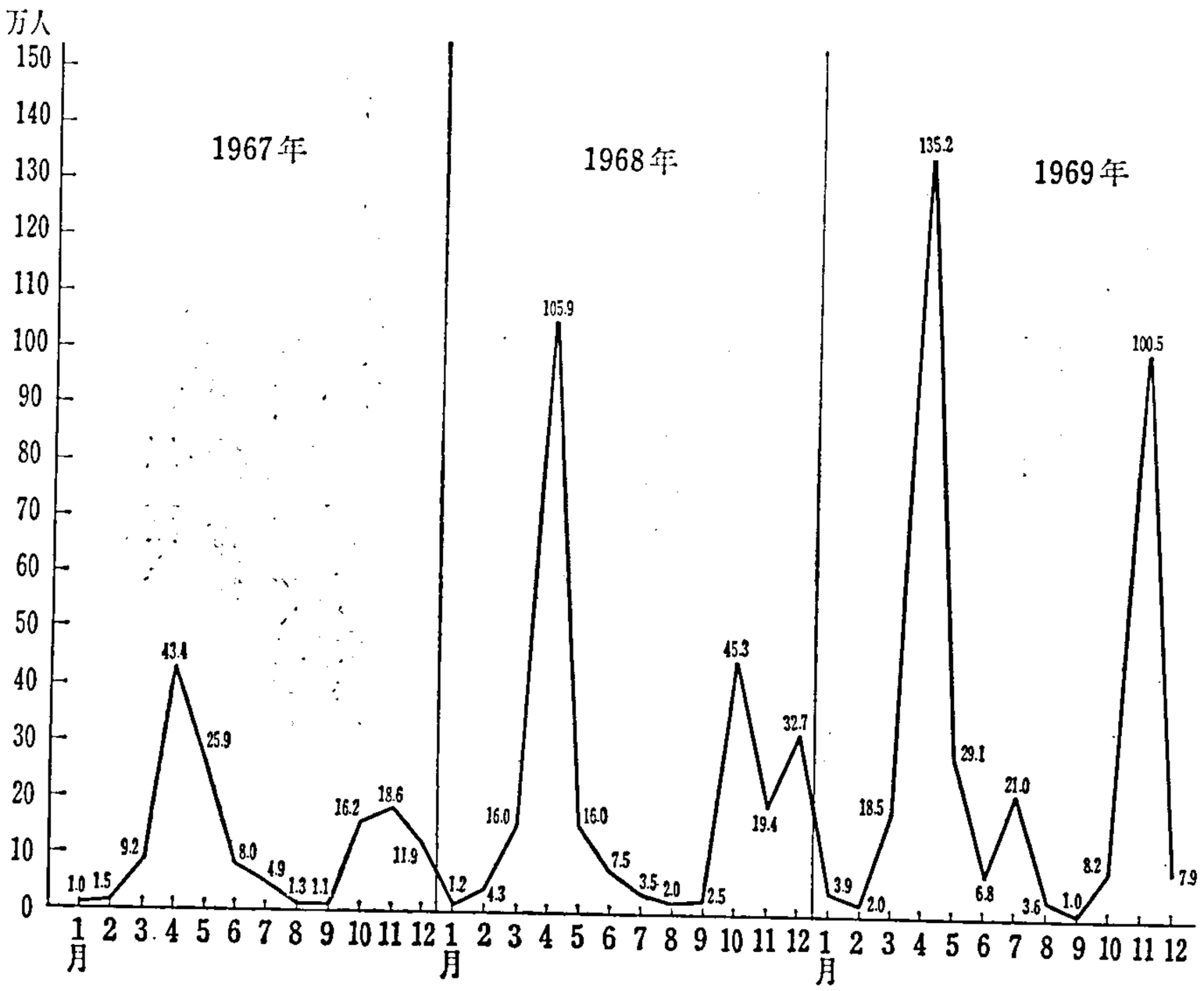
争議の月別推移

一九六九年の労働争議を月別に見ると、第135表ならびに第8図に明らかなとおり、春闘の時期（三～五月）と秋期に多くなっているのは例年と変わりないが、とくに一一月への集中が目だっている。

四月に争議行為の集中した春闘では、総件数は一六三八件、総参加人員約三三二万人となり、前年にくらべて件数で六七一件、総参加人員で約一〇万人の増加となった（第136表）。このうち争議行為を伴ったものは、件数一五六〇件、行為参加人員一四一万人で、春闘件数としてこれまでの最高を示し、参加人員も六五年の一五八万人につぐ人数であった。これを産業別にみると、製造業八〇五件、約八一万人、運輸・通信業三七二件、約四一万人、公務一六九件、約八万五〇〇〇人であった。なお、年間における同盟罷業参加人員の七一・八％、年間労働損失日数の七三・六％が、この春闘に集中している。

春闘が終わったのち、七月に争議行為を伴う争議が目だって増大したが、これは、夏季一時金闘争にくわえて、一万円以上の賃上げを要求して三年いらい闘争をすすめてきた公務員共闘が、地方公務員法改正に反対して七月一〇日に統一ストライキを行なったためで

第8図　争議行為参加人員の月別推移



〔備考〕　労働省「労働争議統計調査報告」により作成。

第136表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為を伴う争議					
			件数	行為参加人員				労働損失日数
	件数	総参加人員		計	同盟罷業	4時間未満の罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1965年	1,083	3,486	989	1,583	1,199	505	310	3,439
1966	826	3,279	696	1,045	767	436	222	1,725
1967	642	1,989	573	495	311	280	84	885
1968	967	3,220	896	1,135	851	531	54	2,017
1969	1,638	3,321	1,560	1,412	1,013	825	64	2,676
	年間争議に占める割合							
1965年	35.7	38.8	41.9	63.8	71.9	59.1	60.9	62.8
1966	22.4	30.0	24.5	45.5	67.9	39.5	41.8	63.4
1967	21.2	18.2	25.1	39.0	42.5	41.7	59.7	49.5
1968	24.9	27.4	28.3	48.5	73.2	36.9	42.4	71.3
1969	31.0	22.9	34.8	46.0	71.8	38.2	47.6	73.6

〔備考〕 1)　労働損失日数は「同盟罷業」のみの数字である。
2)　労働省前掲書による。

ある。

秋になると、一一月一三日にいわゆる一一・一三統一ストが行なわれた。年末一時金・賃上げなどの経済要求に、沖縄即時無条件返還・安保条約破棄・首相訪米抗議などの政治的要求をからませて実施されたこの統一ストには、九〇万以上の参加人員があり、統一ストの参加人員規模としては最高のものとなった。そのため一一月の争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員ともに、春闘につぐ規模となり、とりわけ四時間未満の争議が一二八五件、約八七万六〇〇〇人の行為参加人員を示した。

なお、六九年も六八年にひきつづいて、総争議参加人員が一〇〇万人をくだった月は、一ヵ月もなかったことに、注目すべきであろう。

2　産業別・企業規模別の動き

産業別の動き

一九六九年の労働争議を、総争議ならびに争議行為を伴う争議についてみると、前年にくらべても、件数ならびに参加人員ともに第三次産業での増加が目だち、第一次産業では減少、第二次産業では増加したものと減少したものが半々程度になっている。そしてこの傾向は、争議行為を伴う争議について見た

第137表　産業別労働争議件数および参加人員（総争議）

産業	件数					参加人員				
	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969
全産業	3,051	3,687	3,024	3,882	5,283	8,975,083	10,946,667	10,913,842	11,757,687	14,483,409
農林・漁業	14	39	19	40	27	525,069	580,687	446,186	531,743	412,805
鉱業	107	73	99	98	72	333,018	356,901	324,007	334,027	311,904
建設業	51	94	81	145	127	47,792	87,402	179,518	133,696	131,672
製造業	1,618	1,550	1,342	1,538	1,850	2,863,417	3,034,444	2,277,880	2,122,138	2,627,107
卸売・小売業	101	103	88	108	127	31,488	28,150	42,744	118,022	65,348
金融・保険・不動産業	60	63	47	73	67	41,072	68,452	24,213	30,586	34,381
運輸通信業	573	685	594	761	935	4,362,554	5,543,221	7,109,734	6,915,898	8,138,495
電気・ガス・水道業	40	79	49	95	166	250,910	190,836	176,350	195,501	187,734
サービス業	262	461	692	498	773	160,426	384,334	309,146	578,533	903,928
公務	225	539	13	525	1,137	358,339	670,393	14,064	797,526	1,669,918

〔備考〕　各年の労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

場合に、とくに目だっている（第137表・第139表）。

第三次産業のうち増加がいちじるしかったのは公務、サービス業、運輸・通信業であるが、このうち、公務、サービス業における争議行為参加人員の増大は、もっぱら四時間未満の時限ストの増加によっているため、行為参加人員の増大にもかかわらず、これらの部門における労働損失日数はあまり増大しなかった。これにたいして、運輸・通信業では、運輸労連傘下組合の春闘、海員組合の賃金紛争、私鉄総連の春闘ならびに労働協約改訂闘争などにみられたように、行為参加人員の増加は主として四時間以上にわたる同盟罷業によるものであったため、労働損失日数はかなりふえ、六六～六八年の各年を上回ったが、しかし六五年に比べるとその八割強にとどまった（第138表）。

第二次産業について争議行為を伴う争議の行為参加人員の増減を見ると、合理化のいちじるしい進展で雇用労働者数が減り、労働組合組織が弱まった鉱業では減少し、建設業で増加し、製造業では、前年を上回ったが六五年水準をかなり下回った（第140表）。

製造業をさらに産業中分類別にみると、第139表にあげた製造業一六部門のうち、前年にくらべて六九年に行為参加人員が減少したのは木材・木製品、出版・印刷、化学、非鉄金属、金属製品、輸送用機器の六部門で、他の一〇部門ではすべて増大している。しかしこの一〇部門のうち、六五年を上回ったのは、食料品・たばこ、ゴム、窯業・土石製品、機械、精密機器の六部門にすぎなかった。

また、これら一六部門のうち、六五年以降に行為参加人員がいちじるしく減少する傾向を示しているのは、鉄鋼、非鉄金属、輸送用機器、パルプ・紙、繊維・衣服などである。このうち鉄鋼は、主と

第138表　産業別行為参加人員および労働損失日数の推移

産業	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
	千人	千人	千人	千人	千人
行為参加人員計	2,479	2,298	1,271	2,340	3,071
鉱業	154	148	124	169	134
建設業	20	38	25	52	55
製造業	1,420	1,091	697	1,041	1,118
卸売・小売業	14	13	10	26	28
金融・保険・不動産業	11	17	9	12	18
運輸通信業	600	440	232	400	690
電気・ガス・水道業	78	72	36	48	53
サービス業	63	185	113	231	364
公務	90	264	5	352	607
その他	28	29	20	9	4
	千日	千日	千日	千日	千日
労働損失日数計	5,669	2,742	1,830	2,841	3,634
鉱業	758	242	159	358	197
建設業	25	38	16	28	27
製造業	3,406	1,699	1,212	1,660	2,175
卸売・小売業	20	8	10	26	40
金融・保険・不動産業	4	2	2	4	19
運輸通信業	1,359	654	379	639	1,037
電気・ガス・水道業	36	35	18	10	15
サービス業	49	54	30	99	115
公務	3	4	—	1	1
その他	10	4	4	16	7

〔備考〕 1)　「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)　労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

して総評傘下の鉄鋼労連によって組織されている部門であるが、この組合内で右派的傾向がつよまり（六五年にIMF・JCに加盟、今日総評の反主流右派となって同盟系への接近をはかっている）、このところ数年にわたり、春闘にさいしてスト権の集約ができないでいるし、輸送用機器、繊維の各部門では、同盟系の組織力が強く、パルプ・紙では、この数年らい、総評傘下紙パ労連から大手組合の脱退がつづいている。今日製造業各部門で、争議の増加傾向と減少傾向が相なかばしているのは、労働組合運動のこうした主体的条件と一定の関連があるもののように思われる。

企業規模別の動き　一九六九年の労働争議発生企業数は、総争議では六八六六企業、争議行為を伴う争議では五九二三企業であったが、これを企業規模別にみると、いずれの規模でも六九年には前年を上回る数の企業で争議が発生している（第141表）。

また、民間企業における同盟罷業の行為参加人員および労働損失日数（いずれも労働組合員一〇〇〇人当り）をみると（第142表）、前年比較では、九九人以下の労働損失日数が減少しているだけで、他は行為参加人員、労働損失日数ともに増加している。

だが、これをやや長期的にみると、次のようにいえる。一九六九年に九九人以下の規模で労働損失日数が減少したのは、前年の六八年にその著増がみられたか

行為参加人員（争議行為を伴う争議）

数		行　為　参　加　人　員				
1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969
3,167	4,482	2,479,093	2,297,511	1,271,496	2,340,234	3,070,960
18	16	28,443	28,608	19,561	8,964	4,074
97	67	154,425	147,879	124,381	168,969	133,754
131	114	20,422	38,351	25,046	51,510	55,232
1,247	1,506	1,420,422	1,091,018	696,669	1,041,192	1,118,362
91	129	64,763	50,520	57,130	57,615	84,973
56	69	38,128	22,310	7,423	8,441	20,764
39	39	12,380	20,292	8,514	18,410	10,401
39	58	43,498	23,333	17,377	14,796	15,081
88	89	16,819	17,041	14,232	26,071	22,275
123	194	134,986	90,701	45,496	78,236	73,923
31	63	37,681	27,867	59,299	55,091	67,550
91	104	44,386	41,830	40,570	42,647	46,351
41	52	125,193	51,637	12,676	17,542	25,721
33	39	33,976	26,451	16,037	16,698	16,535
81	100	52,756	51,411	51,983	49,046	44,276
194	173	148,460	197,052	106,900	169,369	188,442
158	196	430,455	285,202	134,465	317,528	394,410
89	97	183,533	130,526	61,432	125,398	50,264
47	43	17,663	34,401	46,788	26,447	40,614
16	27	11,098	12,263	8,125	6,676	6,988
69	81	13,592	13,483	10,233	26,322	27,892
50	56	10,756	16,505	9,386	11,543	18,241
582	744	600,251	440,102	231,775	400,377	689,642
27	34	223,370	238,234	59,060	42,117	235,272
284	332	114,960	90,415	94,808	147,031	211,078
180	259	24,418	20,205	28,996	166,902	179,659
90	159	78,164	71,887	35,689	47,910	52,787
362	606	62,886	185,259	113,237	231,099	364,213
520	1,133	89,732	264,019	5,519	352,331	606,763

らで、六九年の数字はこの規模としてはけっして少ないものでなかった。ストライキ闘争の高揚した六五年にくらべると、九九人以下規模では、行為参加人員も労働損失日数もほとんど同じである。これにたいして、その他の規模では、すべて六九年水準を下回っており、とりわけ一〇〇〇人以上規模では、行為参加人員二二四人、労働損失日数五二〇日で、六五年の三三四人、九九二日のそれぞれ約七割ならびに約五割にとどまった。

こうして、近年一部の大企業の単位組合内につよまった、ストライキを回避しようとする労資協調主義的傾向は、争議の動向にも一定の影響を及ぼしていることが指摘できる。

第140表　産業別労働組合員千人当り行為参加人員の推移

産　業	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
全産業	244	221	120	215	273
鉱業	792	815	745	1,121	1,016
建設業	36	66	41	78	81
製造業	375	286	180	259	264
卸売・小売業	38	34	25	60	59
金融・保険・不動産業	18	25	13	16	24
運輸通信業	315	225	115	198	335
電気・ガス・水道業	381	350	167	228	244
サービス業	53	155	96	188	285
公務	86	262	5	319	541
その他	91	94	68	30	14

〔備考〕 1) 労働組合員数は，労働組合基本調査の単一労働組合員数による。
2) 「その他」については，第138表備考1) 参照。
3) 労働省前掲統計調査年報告による。

3　主要団体別にみた争議

一九六九年の労働争議件数を主要団体別にみると（第143表）、総争議、争議行為を伴う争議のいずれをとっても、同盟をのぞくすべての団体で、前年ならびに六五年を上回った。また、各年の争議件数に占める主要団体の比率をみると、六五年いらい総評の比率がほぼ一貫してたかまり、六九年には総争議において六四・四%、争議行為を伴う争議については六七・六%に達した。ところでこの総評は、わが国労働組合員数の三七・八%（六九年）を占めるにすぎず、しかも争議権をもつ労働者は加盟組合員数の一七・四%（六九年）を占め、しかも傘下組合員の九三・〇%（六九年）までが労組法適用組合員である同盟は、近年その加盟組合員数を一貫して増大

第139表　産業別労働争議件数および

	件		
	1965	1966	1967
全農林漁業	2,359	2,845	2,284
鉱業	5	15	4
建設業	98	69	91
製造業	46	79	69
こ服品紙刷学ム品鋼属品械機器器他	1,281	1,126	1,051
ば	94	72	75
た衣	36	53	37
製プ	55	41	26
・印	50	32	47
品維・木	73	111	64
・ル版	143	98	130
材	31	24	58
食繊木パ出化ゴ窯鉄非金機電輸精武売	94	67	76
製	39	49	26
石	59	37	24
金製	85	72	80
鉄属	191	194	152
機の業業	122	95	118
用	112	78	68
機	42	48	36
送密	20	27	18
器小	61	57	38
・険	38	53	26
融・保	418	496	407
金・輸鉄	19	34	21
運	208	270	224
輸輸	77	79	83
業業	31	73	42
務	158	340	546
公	223	536	10

〔備考〕　各年の労働省「労働争議統計調査年報告」より作成。

第141表　企業規模別労働争議発生企業数の推移（民間企業のみ）

企業規模	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
総争議計	5,116 (100.0)	5,591 (100.0)	4,274 (100.0)	5,104 (100.0)	6,866 (100.0)
1,000人以上	1,084 (21.2)	997 (17.8)	737 (17.2)	887 (17.4)	1,081 (15.7)
500～999人	547 (10.7)	565 (10.1)	390 (9.1)	507 (9.9)	679 (9.9)
100～499人	1,811 (35.4)	1,833 (32.8)	1,427 (33.4)	1,899 (37.2)	2,452 (35.7)
99人以下	1,674 (32.7)	2,196 (39.3)	1,694 (39.6)	1,811 (35.5)	2,205 (32.1)
争議行為を伴う争議計	4,374 (100.0)	4,650 (100.0)	2,977 (100.0)	4,389 (100.0)	5,923 (100.0)
1,000人以上	965 (22.1)	892 (19.2)	625 (21.0)	824 (18.8)	966 (16.3)
500～999人	483 (11.0)	499 (10.7)	327 (11.0)	458 (10.4)	602 (10.2)
100～499人	1,572 (36.0)	1,549 (33.3)	1,131 (38.0)	1,667 (38.0)	2,162 (36.5)
99人以下	1,354 (31.0)	1,710 (36.8)	894 (30.0)	1,440 (32.8)	1,807 (30.5)

〔備考〕　1)　企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2)　労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

第142表　同盟罷業における企業規模別労働組合員1,000人当り行為参加人員および労働損失日数の推移（民間企業のみ）

企業規模	行為参加人員					労働損失日数				
	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
規模計	258	156	102	149	175	874	377	252	365	446
1,000人以上	334	201	123	192	224	992	441	280	410	520
500～999人	231	163	135	153	183	750	423	346	433	531
100～499人	126	92	74	100	116	445	292	250	366	370
99人以下	54	51	33	51	54	232	168	141	258	228

〔備考〕 1）労働組合員数は「労働組合基本調査」の単位労働組合員数による。
なお，1965年については，1963年6月30日現在，1966年，1967年については，1966年6月30日現在，1968年，1969年については，それぞれ該当年の6月30日現在の規模別組合員数によって算出してある。
2）規模区分の不明があるため，規模計と規模別の累計とは一致しないことがある。
3）労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

させ、争議権をもつ組合員の実数ではすでに総評を追い抜いているにもかかわらず、その争議に占める割合は一貫して低下している。同盟の総争議件数に占める比率は、六五年の八・三%から六九年の四・五%へと低下し、争議行為を伴う争議の件数に占める割合は、同じ期間に七・一%から二・八%へと、さらに大幅の低下しているのである。

同じ傾向は、労働争議参加人員ならびに労働損失日数に占める各主要団体の比率をみた場合に、いっそう明瞭に指摘することができる。第144表に明らかなように、総争議参加人員に占める総評の割合は、六五年の六六・六%から六九年の八〇・六%へと高まり、同盟は同じ期間に一四・六%から一〇・一%へ、中立労連は一〇・四%へ、中立労連は二と、総評が六五年の五二・一%から六九年の七一・四%へと高まったのにたいして、同盟は一〇・四%から一・八%へ、中立労連は二から三・九%へと低下した。これを争議行為参加人員についてみる五・五%から一五・五%へといちじるしい低下を示した。労働損失日数では、ストライキ権をもたない総評ののびは、四八・五%から五三・〇%へとわずかなものにとどまり、中立労連も二四・四%から二六・一%へと比率を高めたが、同盟は一五・六%から四・二%へと、この点でもその比率をいちじるしく低下させた。

また、第145表は主要団体別労働組合員千人当りの争議参加人員と労働損失日数を年別にみたものであるが、前年にくらべてみると、六九年には、総争議参加人員では、中立労連をのぞくすべての団体で増加しているが、同盟罷業の参加人員では、他のすべての団体で増加しているのにたいして、同盟のみが減少を示し、しかも六五年にくらべるといちじるしい減少となっている。また労働損失日数で

第143表　労働争議の種類および主要団体別労働争議件数の推移

主要団体	総争議					争議行為を伴う争議				
	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
合計	3,051	3,687	3,024	3,882	5,283	2,359	2,485	2,284	3,167	4,482
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
総評	1,446	2,042	1,732	2,202	3,403	1,176	1,720	1,375	1,858	3,028
	(47.4)	(55.4)	(57.3)	(56.7)	(64.4)	(49.9)	(60.5)	(60.2)	(57.8)	(67.6)
同盟	253	305	194	286	238	167	152	94	148	126
	(8.3)	(8.3)	(6.4)	(7.4)	(4.5)	(7.1)	(5.3)	(4.1)	(4.7)	(2.8)
新産別	31	30	14	17	36	27	30	13	16	32
	(1.0)	(0.8)	(0.5)	(0,4)	(0.7)	(1.1)	(1.1)	(0.6)	(0.5)	(0.7)
中立労連	224	146	161	230	252	189	106	144	196	239
	(7.3)	(4.0)	(5.3)	(5.9)	(4.8)	(8.0)	(3.7)	(6.3)	(6.2)	(5.3)
その他	1,097	1,164	923	1,147	1,354	800	837	658	949	1,057
	(36.0)	(31.6)	(30.5)	(29.5)	(25.6)	(33.9)	(29.4)	(28.8)	(30.0)	(23.6)

〔備考〕 1) （ ）内の数字は，構成比を示す。
2) 労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

第144表　主要団体別参加人員および労働損失日数の推移

（単位：%）

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969
合計	100.0 千人 (8,975)	100.0 千人 (10,947)	100.0 千人 (10,914)	100.0 千人 (11,758)	100.0 千人 (14,483)	100.0 千人 (2,479)	100.0 千人 (2,298)	100.0 千人 (1,271)	100.0 千人 (2,340)	100.0 千人 (3,071)	100.0 千日 (5,669)	100.0 千日 (2,742)	100.0 千日 (1,830)	100.0 千日 (2,841)	100.0 千日 (3,634)
総評	66.6	73.7	78.1	81.6	80.6	52.1	62.3	56.8	63.2	71.4	48.5	44.7	47.9	51.4	53.0
同盟	14.6	10.2	14.1	7.7	10.4	10.4	7.4	5.1	3.4	1.8	15.6	13.4	7.1	5.4	4.2
新産別	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	1.1	1.2	0.9	0.7	0.6	0.8	4.2	1.9	1.0	1.3
中立労連	10.1	10.0	4.0	5.7	3.9	25.5	17.1	17.6	19.5	15.5	24.4	24.4	20.0	23.1	26.1
その他	8.5	5.8	3.7	4.9	5.0	10.9	12.0	19.6	13.2	10.8	10.7	13.3	23.1	19.1	15.4

〔備考〕　労働省前掲報告による。

第145表　主要団体別労働組合員1,000人当り参加人員および労働損失日数の推移

主要団体	総参加人員					同盟罷業									
						行為参加人員					労働損失日数				
	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969	1965	1966	1967	1968	1969
合計	885	1,052	1,033	1,082	1,288 (19.0)	165	109	69	107	126 (17.8)	540	258	169	260	317 (21.9)
総評	1,407	1,901	2,027	2,275	2,748 (20.8)	188	126	88	139	180 (29.5)	610	281	202	343	439 (28.0)
同盟	788	652	865	492	767 (55.9)	110	60	24	26	22 (△15.4)	532	212	73	83	77 (△7.2)
新産別	492	477	192	260	278 (6.9)	422	272	131	117	190 (62.4)	763	1,758	504	390	649 (66.4)
中立労連	917	1,068	418	527	416 (△21.1)	490	337	145	280	298 (6.4)	1,398	651	347	517	705 (36.4)
その他	230	182	113	162	193 (19.1)	55	37	44	47	51 (8.5)	176	101	115	153	147 (△3.9)

〔備考〕　1)　労働組合員数は，「労働組合基本調査」の主要団体別組合員数による。
2)　（　）内の数字は，68年に対する増減率(△)を示す。
3)　労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

は、同盟と「その他」で減少し、しかも六九年における同盟のそれは、総評の四三九日にたいしてわずか七七日となっている。

4　要求事項別にみた争議

一九六九年における争議行為を伴う争議の発生件数を主要要求事項別にみると、賃金増額が三〇九一件、「その他」（政治ストおよび支援スト）が一〇三七件と、前年にくらべても六五年にくらべてもいちじるしい増加を示した（第146表）。この両者の著増は、相互に関連をもっており、たんに労働者の賃金要求が強まっただけでなく、一一・一三統一ストなどにみられたように、経済要求と政治要求を結合させた争議が多発したことからきている。なかでも「その他」の政治的な争議は、政治目標をかかげた争議で、六〇年以降最大の規模といわれる一〇・二一ベトナム反戦ストのたたかわれた六六年の四三三件の二倍以上に達した。

争議発生件数でみると、六九年には臨時給与、解雇反対、労働時間変更などを要求事項とする争議は、減少しているが、しかし第147表にみるように、これらの要求をかかげて争議行為に参加した人員は、かえって増加した。このうち、解雇反対の争議行為参加人員がとりわけ目だって増加しているが、これは、主として一〇月から一一月にかけて全駐労の人員整理反対ストが行なわれたことによるも

第146表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為を伴う争議）

年	要求事項総数	賃金増加	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間の変更および休日，休暇に関する要求	その他の経営および人事	その他
1965年	2,469	1,378	636	67	49	31	69
1966	2,828	1,624	514	62	30	25	433
1967	2,296	1,371	627	52	21	54	55
1968	3,188	1,788	844	43	28	77	216
1969	5,210	3,091	778	33	16	115	1,037

〔備考〕 1)　「その他」とは，政治ストおよび支援ストをいう。
2)　上記6項目以外の要求事項があるため，要求事項総数と要求事項別の累計とは一致しない。
3)　労働省前掲報告による。

第147表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1965年	2,610(100.0)	1,878(72.0)	372(14.3)	11(0.4)	349(13.4)
1666	2,299(100.0)	1,691(73.6)	277(12.0)	16(0.7)	315(13.7)
1967	1,289(100.0)	793(61.6)	319(24.8)	5(0.4)	172(13.3)
1968	2,434(100.0)	1,711(70.3)	361(14.8)	4(0.2)	358(14.7)
1969	3,656(100.0)	2,221(60.7)	436(11.9)	27(0.8)	972(26.6)

〔備考〕 1)　「その他」とは，上記3項目以外の要求事項をいう。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和44年労働争議統計調査年報告」による。

のである。

こうしてみると、六九年には、多面的な要求にもとづいて争議行為が高揚するなかで、とりわけ賃金要求と政治要求を結合させた闘争が大きく展開されたというべきであろう。

【参考資料】 (1)労働大臣官房統計調査部「労働争議統計調査年報告」、昭和四四年はじめ各年、(2)労働大臣官房統計調査部「労働争議統計調査報告」、一九六九年一月～六九年四月の各月分。

Ⅳ　公務員組合の賃金闘争

概要□第十次賃金闘争の方針──闘争の基本方針／具体的な闘争方針／第十次賃金闘争の経過と総括──勧告までの闘争経過／勧告後の闘争／総評の秋季闘争と公務員共闘／閣議決定以降／一一・一三以降／六〇年代賃闘の総括

概　要

一、公務員の第十次賃金闘争は、六九年春闘が戦後最高の賃上げを獲得したあとをうけて、積極的にたたかわれた。公務員共闘の一〇年にわたる闘争の過程で、本年ははじめて人事院勧告が発表される以前の時期に七・一〇ストライキが行なわれた。それは、人事院勧告の完全実施をせまっていた従来の闘争の成果として、早晩五月実施が実行されることは疑いない情勢になってきており、今後の闘争は公務員共闘が政府を相手にし、ストライキを背景にした団体交渉によって、賃上げを獲得してゆくという方向を志向せざるをえなくなってきているからである。八月一五日の人事院勧告も一〇・二%と、かなりの水準のものであったが、政府が総合予算主義の建て前をとり、七月実施を固執したのにたいして、公務員共闘は七〇年安保前年の賃金闘争という性格づけにたって、一一・一三およびこれにつづく二波目のストライキをも予定してせまった。

一、それとともに、くりかえし各省交渉および政府の給与関係閣僚会議である七人委員会にたいする交渉をくりかえし、一一・一三ストを準備するための全国的な大衆行動を何度か組織してきた。政府は、前年のように早急に態度をきめる方針をとらず、公務員共闘の出方を注視する一方、佐藤首相の訪米、七〇年安保条約交渉をひか

え、財政的にだけではなく政治的な観点から閣議決定をひきのばしてきた。しかし、一一・一三ストライキの気運がしだいに高まってきたために動揺をふかめ、ついにストライキを目前にひかえた一一月一一日に閣議決定を行ない、ついに六月一日実施にふみきると同時に、七〇年度においては五月実施を行なうという言明をせざるをえなくなったのである。年末の国会闘争は総選挙ともからんで公務員共闘および社会党の国会対策が窮地にたったが、結局において、七〇年度の完全実施を目ざして矛をおさめることとなる。しかし、公務員共闘の賃金闘争は、この一〇年の間に大きく成長をとげ、組合の大衆的な基礎も組合によってアンバランスがあるとはいえ、全体的に強固なものになってきている。

一、それとともに、公務員共闘にとってはストライキ権を剝奪されているという制約の下で、すでに人事院勧告の完全実施という戦術は限界に達した以上、これからの闘争をいちだんと飛躍させ、七〇年代の賃金闘争を成功させるという高い任務があらたに課せられたことになる。公務員共闘は、従来の勧告をださせる時期および勧告後の闘争に重点をおいた方針から、民間・公労協の春闘の時期にあわせた闘争へ移行する傾斜をつよめてきたけれども、今後の闘争方針は、時期の問題についても重要な判断を必要とするようになってきている。公務員共闘が実質的に春闘参加を実現すれば、春闘は同盟の春の賃金闘争ともふくめて、まさに日本の賃金決定を左右するものになってゆくだろう。

1　第十次賃金闘争の方針

六九年春闘のあとをうけて、公務員共闘の第十次賃金闘争が行なわれた。公務員共闘は六六年の一〇・二一ベトナム反戦統一行動と結合してストライキを行なって以来、毎年ストライキで賃金闘争をたたかい、六八年には二波のストライキをするまでに成長してきた。こういう土台の上に、第十次賃金闘争は春闘の一環としてたたかわれた。

三月二〇日、公務員共闘は総評堀井議長と笹川共闘議長の連名で次のような「公務員賃金引上げに関する要求書」を政府と人事院に提出した。

【公務員賃金引上げに関する要求書(全文)】　総評、公務員共闘は二〇〇万公務員労働者を代表し、大幅賃金引上げ、労働基本権確立等について次のとおり要求する。

政府は一昨年来、財政硬直化打開と称して総合予算主義を打ちだし、公務員労働者の賃金抑制政策を一層強化し、高物価、重税に苦しむ公務員労働者の生活と権利を無視し、一方では公務員労働者のスト権、団交権の代償措置として設けられている人事院の勧告すら値切り続けてきた。

今や、公務員労働者は自らの生存権を確保し破綻の危機にある生活と権利を守るために自らの権利を行使せざるを得ないところまで追い込まれてきている。

また政府は四四年度予算では再び総合予算主義を踏襲し再び公務員賃金

を一定の枠内に抑え込もうとしているが断じて許すことはできない。

公務員共闘は、貴職に、二〇〇万公務員労働者の切実な要求に対し誠意ある態度をもって要求解決のために努力され、昭和四四年四月一五日までに文書をもって回答されるよう強く要求するものである。

(1)　大幅賃上げについて

1　賃金の引上げと体系是正

①　全公務員労働者の賃金を一〇、〇〇〇円以上引上げること。

②　引上げ内容は一律部分を八、〇〇〇円とすること。

③　体系是正は、次の諸点を改善すること。

イ　高校卒行政職　(1)表適用者を最低基準として、経験九年（二七歳）四二、〇〇〇円、経験一七年（三五歳）六二、〇〇〇円、経験二二年（四〇歳）七五、〇〇〇円に到達するよう賃金体系を改善すること。

ロ　高校卒行政職　(1)表適用者の初任給を二八、〇〇〇円とし、これを基準として、それぞれの初任給を改善すること。

ハ　昇給間差額の最低を一五、〇〇〇円とし、下位号俸者の昇給について改善をはかること。

ニ　標準職務表等の是正を行ない昇格の抜本的改善をはかること。

ホ　以上の改善による在職者調整を行なうこと。

2　諸手当について

イ　住宅手当を新設すること。

ロ　通勤手当を実費支給とし、全額免税とすること。

ハ　扶養手当を一人当り二、〇〇〇円とすること。

3　一時金について

イ　五・五月と二〇、〇〇〇円とすること。

ロ　勤勉手当を廃止し、全額期末手当とすること。

4　公務員労働者の最低賃金を二五、〇〇〇円（日額一、〇〇〇円）とすること。

5　以上の改正は昭和四四年四月一日より実施すること。

(2)　最低賃金制度の確立について

全国全産業一律最低賃金制度を法制化し、その金額を二〇、〇〇〇円とすること。

(3)　労働基本権の回復ならびに労働条件の改善について

①　公務員労働者の労働基本権を回復すること

②　総定員法、定年制、教育三法、地方公営企業職員の賃金ストップなど一切の合理化はおこなわないこと。

③　労働時間の短縮、雇用の拡大をはかること。

④　臨時職員を定員化すること。

(4)　共済制度の改善等、公務員労働者の社会保障制度を確立すること。

(5)　勤労所得税並びに退職手当に対する免税点を引上げ、大幅減税をおこなうこと。

(6)　昭和四一年一〇月二一日及び昭和四二年一〇月二六日、昭和四三年一〇月八日の公務員労働者の行動に対する処分は政府の責任において直ちに撤回すること。

(7)　交渉体制について

政府は賃金、労働条件について給与担当大臣との交渉ならびに給与関係閣僚協議会に出席する七大臣との交渉を定例化し、労使双方の確認事項をもって賃金、労働条件に対する措置を講ずること。

闘争の基本方針

公務員共闘のたたかいは、前年の「九賃」闘争の成果と反省にたってたたかわれたのだが、政府は依然として本年も総合予算主義の建て前をとり、給与費と予備費の二本建てで人件費増をおさえようとした。人事院勧告を完全に実施しうるような予算編成はとらなかったのである。それとともに、政府は地方公務員給与研究会、教職員給与研究会などでの作業をすすめ、賃金体系の改悪を行ない、公務員賃金の合理化をいっそうすすめようとしていた。

政府の合理化攻撃はただ賃金の面だけではなくて、総定員法、定年制法案、教育二法、行政改革にともなう諸合理化案が用意されて

いたのである。そして地方公営企業では、企業経営の状態におうじて賃金をきめる原則が強行され、赤字再建団体における地方公営企業労働者の賃上げはきわめて困難な事情におかれていた。それは、公務員労働者の賃金闘争が反合理化闘争と結合され、とくに地方公務員は合理化政策と対決して地方公営企業法改正をたたかうことが必要になってきていたことを示している。

公務員共闘は、このような情勢分析にたって、次のようにたたかいの基調を定めた。

【第十次賃金闘争・たたかいの基調(全文)】 第十次賃金闘争の特徴は政府の総合予算主義堅持、所得政策導入阻止、公務員賃金抑制政策と対決しストライキをもって闘い、本格賃金闘争にむけて展望を切り開く闘いとして取組み、人事院闘争を重視し、秋の闘いで最大のストをおこなう。そして、少なくとも、今次闘争のなかで実施時期を完全実施させる。また賃金と合理化が一体的に提起されてくるがこれと対決して闘い、公務員共闘の主体的条件を順次高め、産業別統一闘争を強める。そのために公務員共闘は職場、地域の闘いを重視し、幹部の指導性を確立するとともに、大衆路線を定着させる。そして七〇年闘争を展望しつつ大衆闘争、ストライキ態勢確立を重視して、いつでも闘いに立ちあがり、ねばり強く闘いうる主体性を職場、地域で確立する。職場の不平不満を要求に組織し、全公務員労働者の要求に依拠して経済的諸要求実現、合理化攻撃粉砕の闘いを通して政治的要求をも追求し政府に対決する闘いを組むものとする。

(1) 春闘時においては総合予算主義打破、所得政策導入阻止、合理化粉砕、大幅賃上げのたたかいを春闘と結合して進め、春闘共闘の発展とあわせ、公務員共闘の統一行動を設定して闘う。

(2) 人事院勧告段階においても、七月上・中旬を中心に統一行動を設定して闘う。

(3) 秋から年末にかけては早期臨時国会の開会を要求し、一〇月ないし一一月に闘いの山場を設け、公務員共闘最大の闘いをおこなう。

こういう方針にもとづくたたかいの目標は次の五つにしぼられる。

(1) 大幅賃上げ一万円以上を要求して闘う
(2) 総合予算主義打破、所得政策導入阻止
(3) 地方財源の確保、地方公営企業体職員の賃金保障
(4) 政府・独占資本の合理化政策との対決
(5) 労働基本権の確立

具体的な闘争方針 なお具体的な方針はつぎの通りである。

【第十次賃闘の具体的闘争方針】

1 春闘段階における闘い方

(1) 三月中旬、政府・人事院に対して要求書を提出、それぞれ交渉を開始する。二月二三日、物価メーデーを起点に、公務員共闘第一次全国統一行動を組織し総合予算主義打破、大幅賃上げ、合理化粉砕のたたかいをくむ。

(2) 春闘はマスコミ共闘を先頭にすでにストライキ行動をもってたたかいに立ち上っている。民間は三月一〇日を中心に要求提出を終了し、中旬から続々とストに入り、三月下旬、四月中旬を山場に鋭いストライキで大幅賃上げの闘いが展開される。これを追って公労協がたたかいを更にもり上げるものと考えられる。公務員共闘は春闘共闘の統一闘争と結合しながら、公務員共闘は三月末第二次統一行動を配置して闘う。

(3) 春闘共闘は山場において大幅賃上げ、最賃制確立、合理化粉砕のためにストライキを集中して闘う方針である。公務員共闘はこの春闘に積極的に参加しつつ合理化諸法案粉砕、大幅賃上げを闘う。このため四月中・下旬段階ならびに五月中・下旬段階に実力行使を含む統一行動を配置して闘う。

(4) 地方公営企業体における賃金ストップ政策と対決し、合理化攻撃をはねかえし、大幅賃上げ実現のための闘いを公務員共闘の闘いとして位置づけ三月段階から四月段階にストライキをもって闘う都市交の九賃確定

闘争及び政策要求の闘いを支援し強力に推進する。

2　人事院勧告までの強化

(1)　人事院勧告までの闘いを強化し、二月中旬から調査要綱についての交渉をはじめ三月中旬の要求提出以後、本格的な交渉に入っていく。

(2)　人事院総裁あてハガキ戦術をおこなう。組合員一人一枚のハガキを自らの要求にもとづく行動として積極的にとりくむものとする。

(3)　人事院勧告前の重要時点では実力行使を含む全国統一行動を配置し、人事院に要求実現を直接要求する鋭い行動を組織する。また中央においては全国動員による人事院交渉、地方においては人事委員会交渉、当局交渉を展開する。

3　秋の闘い

今次闘争の最大の山場とし、するどいストライキで闘う。

秋から年末にかけて公務員共闘は闘いを強め一〇月ないし一一月に山場を設定し、人勧に対する政府の低賃金政策と対決し、スト権奪還、大幅賃上げの路線をふまえた最大の闘いを組織し、ストライキを背景に政府交渉のなかで賃金決定を迫る闘いを展開する。また給与法改正、地方公務員、地方公営企業体職員の賃金確定の闘いを統一行動のなかで勝ちとる闘いを進める。

4　弾圧反対の闘い（略）

5　教宣活動の強化（略）

6　県共闘の強化　（略）

7　七〇年代の賃金闘争の基調

(1)　公務員労働者の要求にもとづく大幅な賃金の引上げをはかる。

政府の総合予算主義を打ち破り、賃金指標、所得政策を阻止し、賃金の大幅引き上げをたたかう。組合員の要求と要求貫徹の戦術を統一的に討論し、組合員の要求路線を徹底して、強固なストライキでたたかい抜く。

(2)　人事院勧告体制を打破し、ストライキを背景に団体交渉によって賃金決定を行なう基本路線を確立する。

政府・人事院を一体的にとらえて、大幅賃上げ要求を提出し、交渉を強化して賃金の決定を迫る。とくに人事院が賃金決定機構となる危険性を排除し、政府との直接交渉を重視する。

(3)　労働者としての階級的自覚を深め、労働基本権の奪還を目指してたたかう。

公務員労働者にありがちな、役人根性を、学習を深め、行動を積み重ねることによって、労働者としての階級的自覚まで高める努力を行なう。労働者の基本的な権利である労働基本権を奪還するたたかいは、要求をストライキでたたかうことの積み上げによって獲得する基本態度をとる。同時に、公務員制度審議会の討議と並行し、公労協等と共闘して、政府にスト禁止条項と、団交権否認の廃止を迫る。

(4)　国民的な諸要求や、政治的課題との結合をおもくみて、たたかいの発展を期す。

社会保障の要求や、住宅確保、公害排除、減税などの国民的な諸要求と結合して、国民的なたたかいに発展させるなかで、賃金要求の前進をもはかる。又、政治的な課題との結合の本質的な理解を深め、統一的にたたかう態勢をつくる。

(5)　職場からたたかいをおこし、職場を階級的に強め、強力なストライキ態勢をつくり上げてたたかい抜く。賃金と合理化の本質的理解を深め、体制的合理化攻撃を、職場のたたかいを強化して粉砕する。職場の活動をねばり強くつみかさね、連帯を強め、地域の労働者、市民とも結合してたたかいをくむ態勢をつくり上げる。

2　第十次賃金闘争の経過と総括

勧告までの闘争経過

九賃までの闘争は、人事院勧告がでたあとでストライキを行なってきたのだが、本年の「十賃」では、はじめて人事院勧告前の七月一〇日に統一ストライキを打った。それは、人事院勧告の完全実施はすでに時期の問題であり、今後は人事院勧告をより高く引き出すこと、あるいは「ストライキを背景に団体交渉によって賃金を決定するという本格的な賃金闘争を志向」するためであった。このストライキは、八月一五日の一〇・二%人事院勧告をださせるうえである程度の効果をうんだとみることができる。

人事院勧告の内容については、別項でのべてあるから再説しないが、公務員共闘は勧告にたいして、次のような声明を発表して、「不当に低い賃上げ」であるという不満をのべている。

【人事院勧告にたいする公務員共闘の声明(全文)】　人事院は本日、国家公務員の賃金を平均一〇・二%引上げるよう内閣と国会に対し勧告をした。

公務員共闘は春以来一万円以上の大幅賃上げを要求し、今日まで六回にわたる統一行動をつみかさね、内閣及び人事院に粘り強く交渉を行なってきた。今回の勧告は我々の生活実態や、民間、公労協の春闘妥結状況からみても不当に低く官民格差は年とともに拡大するばかりである。

人事院は公務員労働者のスト権、団交権の代償機関であるにもかかわらず、今日までその任を果すことなく、いたずらに公務にたずさわる二〇〇万労働者とその家族の生活不安を助長し、職務遂行に支障をきたす結果を招いた責任は重大である。政府はこの低額な人事院勧告に対し総合予算主義にこだわることなく前向きの姿勢で取組み、公務員共闘の要求に誠意をもって回答すべきである。

もし政府が低賃金政策遂行のため、この勧告を一方的に押しつけ実施時期まで値切るような態度に出るならば、二〇〇万労働者の総意を結集して断固ストライキをもって闘いぬく決意である。

一九六九年八月一五日

総評　公務員労働組合共闘会議

勧告後の闘争

この勧告によって公務員共闘のたたかいは、第二段階にはいった。すなわち、人事院勧告をださせる段階での闘争が終わり、勧告後にこれを政府によって確認させるたたかいの段階が始まったのである。公務員共闘は、人事院勧告後の具体的なたたかいとして、

①人事院勧告の五月完全実施
②引上げ額最低保障四〇〇〇円
③地方財源の確保
④期末手当〇・一ヵ月分の上積み

を重点目標としてかかげ、一一月一三日に統一ストライキを予定することになった。

政府は四三年度予算編成いらい総合予算主義をとり、公務員賃金の源資としては五%の賃上げを七月から実施する分しか見込んでいないで、予備費の操作でまかなうと言明していた。しかし、予備費のなかには約二二〇億円の農民対策費、約三〇〇〇億円の災害対策費の支出見込みがあるので、予算上では七月実施すら不可能な状態であった。そこで政府も、国会での答弁では「行政経費七%などの

削減によって七月実施を実現したい」といい、昨年とちがって早期に閣議決定を行なうことをさけ、公務員共闘の出方を注意するという態度にでた。木村官房副長官は社会党大出峻議員の質問に答えて「財政的にこだわらずに政治的に決定する」、その時期は「大むね九月末から一〇月上旬」と答弁している。

公務員共闘が一一・一三ストライキをきめたのは、政府のこのような態度があり、勧告実施を一ヵ月繰り上げるためには地方公務員の賃上げ分をもふくめれば約一三〇〇億円の財源が必要であり、賃上げのためには公務員労働組合のつよい圧力が必要なこと、一一月に予定されていた佐藤訪米によって、沖縄返還および七〇年安保問題がアメリカ側と話しあわれることになっていたので、安保体制下の低賃金政策を打破するためには、賃金問題と沖縄・安保闘争とを結合させる必要があったこと、さらに佐藤訪米後に総選挙が予定され、賃金闘争と政治闘争との結合がその面でも重視されなければならないという判断にたっていたからである。

公務員共闘は一一・一三ストのためにまず、第一のヤマ場を九月末から一〇月はじめにおき大衆行動と対政対交渉をつよめ、第二のヤマ場として一〇月下旬までにストライキ態勢を整備し、その背景のもとで一一・一三ストライキを打ちぬくという方針をとった。

総評の秋季闘争と公務員共闘

一方、総評は秋季年末闘争の中心課題として、

①公務員賃上げ闘争の成功と、年末一時金獲得、一万円以上の獲得をめざす七〇年春闘の要求づくり、

②人べらし労働強化の合理化反対、労働時間短縮、職業病の絶滅と補償の獲得、

③物価値上げ、重税反対、医療の抜本的改善、厚生年金改善など老齢保障の拡充、社会保障の拡充

④安保廃棄、沖縄即時無条件返還、ベトナム侵略反対

の四つの課題を公務員共闘としても積極的にとりあげることをきめ、そのために、

①ストライキ態勢を一〇月二〇日までに完了し、最重要時期には二時間を目標にしたストライキをもってたたかう

②臨時国会までに五月一日実施が確定しないときには、第二波をこの時期に設定してストライキをもってたたかう。その時期は情勢をみてきめる

③人事院が高年齢者の賃金抑圧などを勧告しようとしているが、これを阻止する

④賃上げ、反安保のたたかいに結集した組合員の力を総選挙に発展させる

ことにした。

こうして、公務員共闘は九月一〇日、給与担当大臣である床次総理府長官に次の申入れを行なった。

【公務員共闘の政府への申入書(全文)】　人事院はさる八月一五日に政府と国会に対して公務員の給与改訂を勧告しました。政府はこれをうけて慎重に考慮中とのことです。人事院勧告の実施時期が問題になってから、未解決のまま数年が経過しました。このような事態はもう私たち公務員の我慢できないことです。六〇万の公務員労働者とその家族は、政府の冷酷な行政措置に心の底から憤っています。政府がどんな口実をもうけても、公務員なるが故に労働慣行を無視され差別賃金を押しつけられていることや、例年の物価高からくる生活の苦しみなどから生ずる公務員労働者の不満は家族をふくめて頂点に達しています。

政府は一切の顧慮を捨て、公務員労働者の要求を実施するよう努力すべ

き時と考えます。そのことが行われることを期待し、私達は次のような要求を提出いたします。尚この要求は公務員労働者二〇〇万人の総意ですし、もしそれが実施されなければ私達は固い団結によって実施されるまで要求をつづけ、行動を発展させてゆくことを申し添えます。

記

一　人事院勧告の実施時期（五月一日）を完全に実施すること。

二　地方公務員、地方公営企業体職員の賃金引上げに必要な財源を地方自治体に保証すること。

三　最低引上げ四〇〇〇円を保障すること。

四　期末手当の支給〇・一ヵ月を〇・二ヵ月に増額すること。

右の通り申し入れます。

一九六九年九月一〇日

内閣総理大臣　佐藤栄作殿

公務員共闘会議

議長　渡会俊誉

しかし、政府は「人事院勧告については慎重に決定をしたい」「組合の意向は総理にもつたえる」、と答えたにすぎなかった。組合はこの態度を不満とし、九月一二日に公務員共闘地方代表者会議を東京でひらき、四項目要求を中心とした賃金闘争方針にもとづき、ストライキをもってたたかう決意をかため、「四項目要求が貫徹するまで闘い、団結の力と、ストライキ行動をもってたたかい続けることの意思統一をはかりました。政府は、この私達の切実な要求に対して、早急に完全実施で応じるよう強く要求するものであります。私達は、ここに地方代表者会議の決定と、闘う決定をこめて、右声明します」という声明書を発表した。

こうして、一〇月二〇日までのストライキ態勢の整備をすすめると同時に、昨年と同様に一一・一三を一時間以上のストライキでたたかうため、各組合の単産書記長および公務員共闘三役をもって戦術委員会をつくり、戦術の意思統一をはかることにした。

公務員共闘は八月二六日、二七日の衆議院内閣委員会、地方行政委員会で人事院総裁が言明した「高年齢者層の民間との逆格差を解消するための意見を、一二日の給与法決定の作業に間に合うよう提出する」という趣旨を重視し、その後の交渉によって高年齢者層の昇給延伸・停止が明らかになったために、公務員共闘としては賃金専門委員会において、①人事院の資料分析を行なうとともに、具体的に影響をうける層の調査や人事院に反論する点などを明確にする、②高年齢者層の集会を一〇月一六日にひらき、人事院に対し代表団交渉を行ない阻止する、③高年齢者層全員のハガキ陳情を人事院総裁に集中する、④一一・一三ストライキと結合し、それを背景として強力な交渉を行なうことにした。その結果、一〇月二日の人事院交渉では、昇給停止については、ある程度幅をもたせた法律とし、実質的な適用は二年後あたりにする、という譲歩をえた。

一〇月六・七日には、第七次統一行動を実施し、六日には各県代表二〇〇名による人事院および各省交渉を行ない、七日午後から関東近県一万三〇〇〇名による決起集会をひらいた。一〇月二一日には、政府の七人委員会の終了直後、総理府長官と交渉したが、政府は慎重検討中であるが、来年は完全実施を行ないたいという言明以外には前進はなかった。さらに一〇月二三日には東京に地方代表、単産代表を集めてストライキ宣言集会をひらき、左のようなストライキ宣言を行なった。

【一一・一三ストライキ宣言】　公務員共闘に参加する二〇〇万労働者は、本日重大なる決意のもとに一一月一三日、全国一斉に統一ストライキに突入することを決定した。

公務員労働者から労働基本権を奪ったその代償機関として設置された人事院は、われわれの切実な要求を踏みにじり今年もまた政府・独占の低賃金政策の圧力に屈し低額な勧告をおこない、高齢職員の昇給延伸、賃金スライドというトップという新たな攻撃をかけてきている。さらに政府は、この低額な勧告さえも値切ろうとしているが、われわれは、このような政府の過去九年間値切りつづけてきた態度に対して、はげしい怒りをこめ、今年こそ実施時期に決着をつけるため、断固として賃金をはじめとする諸物価の値上げの中にあってますます苦しくなり、職場では人間性無視の合理化の押しつけと管理体制の強化によって労働過重がしいられており、二重三重の苦しみのなかであえいでいる。このような怒りと苦しみのなかから二〇〇万公務員労働者は決起し、一一月一三日に統一ストライキに突入するものである。（以下略）

公務員共闘の第八次統一行動は、一〇月三〇日午前一〇時から東京でひらかれ、全国代表者三〇〇名による緊急全国動員決起集会をひらき、さらに間近にせまった閣議決定にむけて、重点要求項目完全獲得への各省交渉を強化した。しかし、大蔵省は七月実施を変更しない意向であり、一一月上旬ころまでには財政当局のハラをきめたいと答えている。各省当局は交渉にあたって完全実施の方針と答えているけれども、大蔵省当局の意向は各省よりいっそう強いものであった。

一〇月三一日には公務員共闘三役および単産代表一二名による七人委員会との交渉を首相官邸で行なったが、この交渉で政府側は、補正予算はくむが増枠は考えていない。しかし七人委員会としてはまだ結論をだしてはいない、閣議決定をここ二、三日のうちに行なうのは困難であるが、首相渡米前には決定したいとのべている。

一一月七日には、政府の七人委員会が首相官邸でひらかれたが結論はえられず、公務員共闘は総理府長官との交渉で、再度五月一日実施を要請した。しかし、七人委員会とは一一日にさらに交渉をもつことがきめられただけであった。こうして交渉はたびかさなる大衆動員の圧力によっても、あまり前進はみなかったが、政府の側には首相渡米をひかえ一一・一三スト態勢の前にしだいに動揺のキザシが現われてきた。

閣議決定以降　一一月一一日には、首相官邸において、七人委員会より公務員共闘に対して、公務員給与改訂に関する閣議決定が行なわれ、官房長官談話の発表があった。閣議決定は、

(1)　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、さる八月一五日に行なわれた人事院勧告どおり俸給表等の改定を行なうものとする。

(2)　特別職の国家公務員の給与についてはおおむね上記の人事院勧告の趣旨に沿ってその改定を行なうものとする。

(3)　上記の改定は、昭和四四年六月一日から適用する（すでに支給した六月期の期末、勤勉手当については適用しない）こととし、関係法律の改定案は次期国会に提出するものとする。

(4)　前期の給与改訂に関連して、行政運営の簡素能率化、配置転換等により既定定員の計画的縮減を図るとともに、新規増員を厳に抑制し、もって極力人件費の増加を防止し、あわせて経費の節減合理化を図り、国民負担の軽減に努めるとともに、公務能率の増進と行政サービスの向上を期するものとする。

この閣議決定にあたっての官房長官談話は本年度においては実施時期について六月からとするが、「公務員の処遇改善については政

府として従来より特に意を用いてきたところである。給与改定に関する人事院勧告の取扱いについても、逐年実施の方向にむかって努力を重ねてきたところであり、四五年度にはいかような困難があろうとも完全実施する……」。これにたいして公務員共闘は同日、声明書を発表し、政府が人事院勧告の完全実施を怠ったことを非難し、「一一・一三ストは規定方針どおり行なう」と主張した。

こうして一一・一三ストは、自治労、日教組、都市交、全水道、全農林、全駐労、日高教、全開発、全港湾、全運輸、全商工、全厚生、政労協などによって実施された。

一一・一三以降

一一・一三ストののち、自民党は給与法、国民生活法案などを政府原案どおり本会議で一括採択、満場一致賛成により決定する方針をとり、もし社会党が修正案をもって予算委員会の審議を要求した場合には、社会党がこれらの法案に反対したために、法案を通すことができなかったとして、政府の責任を社会党に転嫁する考え方にたっていた。そこで公務員共闘は、給与法の修正と慎重審議を各党に要請する一方、一一月二八日は常任幹事会をひらいて、「議事運営委員会が形式的な会期の決定や法案審議の方向が決定されるとしても、臨時国会の冒頭解散は必至である、との情勢判断にたてば、給与法は政府原案どおりで通過すると、今後の修正闘争の立場はなくなるし、一一・一三ストライキの意義もなくなる。しかし、民社、公明が自民党の案に賛成し、法案が通らなかったのは社会党が反対したため、年間支給さえできなかったとしても、①申入書の基本線は幹事会の確認したとおりであり、今後もこの立場で運動し対処する、②今後の組合ごとの交渉・陳情等についてもこの基本線を貫いてゆく、③各党にはひきつづき慎重審議による給与法の修正を申入れてゆく」の三点をまとめた（総評争対局年次報告より）。

一一月三〇日、公明党が自民党と話しあい、国民生活法案、給与法案などを本会議で一括採択方を社会党に打診し、民社党もこれに同調する構えをみせた（前同年次報告）。社会党は国民生活法案については審議に応ずる態度をとり、給与法案については、あくまで完全実施の立場でゆくことを決定。公務員共闘は、このような国会情勢に対処するために常任幹事会をひらき、公明、民社党の態度をつよく批判しながらも、社会党がどんなに反対しても給与法が国会を通過することがわかっているのでこれを通す立場をとることにきめ、一二月一日の本会議では多数をもって可決されたのであった。一二月二日、公務員共闘はつぎのような声明書を発表するとともに、第二波のストライキを中止することになったのである。

【閣議決定に対する公務員共闘の声明（抜粋）】　わたくしたちの賃金要求よりかけはなれたこのような勧告と決定も、七・一〇、一一・一三統一ストライキを展開してはじめてだされたものである。また二回にわたるストライキによって、七月実施をかたくなまでに固執した政府・大蔵省をうごかし、総合予算主義に穴をあけるとともに、閣議決定に当っては、来年度の完全実施を確約させ、人事院が意図した高年齢者の昇給制限を撤回させるなどの成果をかちとった。……こんご地方選挙と地方公営企業体労働者の賃金確定にうつるのであるが、第十次統一賃金闘争の大筋は集約できるのである。このため、早急に七〇年度賃金闘争の組織化にとりくみ、合理化攻撃のきびしい賃金闘争に立ち上がらなければならない。……」

六〇年代賃闘の総括

公務員共闘の六九年賃金闘争は以上のようにして、一応の結末をつけたのだが、公務員の賃金闘争は六〇年の第一次賃金闘争いらい六九年の第十次賃金闘争の過程で、大衆的な成長をとげ、成果を拡大してきた。七〇年

の賃金闘争は、従来の慣行にしたがえば第十一次賃金闘争とよばれるべきなのであるが、公務員共闘は七〇年闘争のもつ重要性にかんがみ、これを七〇年賃闘と称することにしている。そして、六〇年代の賃金闘争を総括して以上のようにのべている。

【公務員共闘の六〇年代賃金闘争総括】

1　公務員共闘会議は一九六〇年二月に発足し、同年三月、初めて政府との交渉に入った。そして同年九月、第一次賃闘の統一要求書を提出した。以来、一〇年間にわたるきびしい情勢のなかで、ねばりづよい闘いを繰り返し、統一行動を発展させてきた。

　一九六五年には、人勧の実施時期の完全実施を目標に実力行使を志向したが失敗に終った。しかし、この失敗が各組合の反省と決起を促し、一九六六年の一〇・二一の実力行使に成功し、一九六九年の一一・一三までに毎年連続してストライキを実施できるまでにその力量を高めた。

　このようなたたかいの過程で、政府に機構をかえさせて給与担当大臣を設けさせ、七人委員会を設置して、公務員給与に真剣に取りくませ、人勧の実施時期のテンポを早めさせた。

　人事院からも、賃金の上げ幅、春闘の昇給分の積上げ、若干の民間調査方法の改善などを獲得している。

　そして、一一・一三のストライキによる交渉で、実施時期に一応の決着をつけた。

2　一九六〇年から数年の間は、人事院体制打破、スト権奪還のスローガンをかかげたが、十分なたたかいを組む力量に不足していた。

　人事院に対するたたかいも、公務員共闘内部で賃金政策など一致しないで有効性を欠くこともあったし、統一行動をきめても動員を出さない組合もあった。しかし、真夏の炎天下での動員行動などを通じて、たたかいは前進し、実力行使により賃金を獲得しようという気運がもり上ってきた。公務員労働者がストライキ禁止の法律を蹴ってたたかいにたち上がるための苦難の時代だったといえよう。

3　一九六五年に至って、実力で賃金を、という方針が公務員共闘の各組合で討議され、具体的な目標とともに統一的に論議されはじめた。当時、公務員労働者には、賃金を実力行使によってとるという考えはまだ不十分だったし、一度の経験もなかった。又、要求と実力行使が統一的に討議されていない弱さもあったし、各組合のもたれあいの傾向もあって、この年の実力行使は成功しなかった。

　しかし、この年の失敗が大きな教訓となり、各組合の指導層ももたれあいを排して、単独でも実力行使をという思想による指導に徹した。また、組合員も、賃金を力でとるということに対して真剣に討議をはじめた。

4　一九六六年にはじめて実力行使が成功し、政府に大きな衝撃をあたえ、賃金闘争に対する展望をもつことができた。しかし、それまでの間には公務員共闘の内部に賃金政策のちがいがあった。したがって、要求決定に討議が集中し、なかなか行動に移行できない状態もあった。戦術行使も含めての二つの主張の一つは、一律七〇〇〇円要求で実力行使を行なうべきであるとする考えであった。もう一つの主張は、将来の本格的賃金闘争を展望しながら、現段階では実現可能性のある人勧の実施時期を重点として、中間目標をもうけ実質的に賃金を勝ちとりながら、実力行使を積みかさね、組合員に賃金は力でとるものという実感をもたせようという考えであった。

　そして後者のような方針が多くの組合と組合員に受け入れられて、実力行使が行なわれたし、成果もあがっていったといえよう。

5　前に述べたような意見のちがいは、一九六七年頃には解消したし、実力行使という言葉も労働者らしくストライキと変わった。そして、一〇・二一、一〇・二六、一〇・八、七・一〇、一一・一三とたゆまずストライキが実施されていった。

　実施時期の前進とストライキ関係をみると、別表のようになる。

　この関係をみると、ストライキは翌年に回答という形で効果をあげているし、賃金はストライキでとるもの、とれるものということが明白に示されている。

6　経済的な要求と政治的な課題との本質的な理解も、学習、討議を通じて深まった。そして、一〇・二一や一一・一三に見事に結合したたたかい

年次	ストライキ	実施時期	アップ率
一九六〇年	なし	十月	一二・五%
一九六一年	なし	十月	七・三%
一九六二年	なし	十月	七・九%
一九六三年	なし	十月	七・五%
一九六四年	大動員	九月	八・五%
一九六五年	一〇・二三（不発）	九月	七・二%
一九六六年	一〇・二一	九月	六・九%
一九六七年	一〇・二六	八月	七・九%
一九六八年	一〇・八		
	一二・一八（中止）	七月	八・〇%
一九六九年	七・一〇		
	一一・一三	六月	一〇・二%
	第二波中止	一九七〇年から人勧完全実施を確約	

を組むことができた。われわれのたたかいは、総評の統一行動の主力部隊としての役割を果たしたといえよう。しかし、戦術的には、客観的条件と主体的力量が合致した場合にだけ成功している。

主体的力量を高めるため、今後も一層お互いの間で学習をひろげなければならない。

7　中央公務員共闘会議は、賃金共闘としての機能を高め、共闘体制も強まっている。

賃金学習や統一行動に対して、各組合の共通理解が深まり、公務員共闘の三役・常幹、賃金専門委員は、組織をこえてオルグに入るところまで前進している。

ストライキ、統一行動、中央動員などを通じて組合指導部、各級機関の間にも交流が深まり、共闘のつながりが強まり、組合員の間にも連帯と信頼がたかまってきている。

地方の共闘組織も、賃金学習や、討論集会などの交流の場が県段階から、市町村段階まで数多くもうけられ、組合間の障壁がなくなり、連帯行動が進められている。

共闘組織としての機能も強められ、県、地区の段階まで組織がはりめぐらされている。

たたかうことによって組織が強まるという原則が、極めて鮮やかに立証されている。しかし、まだ、組合間には格差があるし、賃金政策のちがいもある。したがって、下部指導にも食いちがいがでて、地方共闘の負担は大きい。又、ストライキの戦術、実施方法などにも若干の不一致点があり、これらのことを含めて、公務員共闘としてはたたかいの前進のために、統一を求めて討議していかなければならない。

8　実力行使＝ストライキに対しては刑事弾圧や行政弾圧が加えられた。刑事弾圧は一〇・二一のさいに日教組に加えられた。しかし、四・二都教組勤評事件判決により起訴がとりさげられ、その後のストライキに対しては、いっさい刑事弾圧はできなくなった。それにともなって、行政処分の取消しや前進的な和解、身分回復という状態が生じ、又一人の処分も行なわない行政側もでてきている。

刑事弾圧の方法を失ったかわりに、行政処分によって組合員を強権によって支配しようと目論む傾向もでている。免職・累犯加重の全員処分という苛酷な処分や賃金カットのほかに勤勉手当カットの報復的措置・賃金カットにもならない組合員の行政処分という形であらわれている。このように、権力側の内部は動揺し、焦燥感にかられている。彼らの処分基準の食いちがいなど前途に明るい展望がでてきている。

9　賃金についての総枠（源資）の譲歩を余儀なくされている政府は、賃金体系や配分について、差別をもちこもうとしている。

高齢者に対して昇給延伸を強行しようとしたり、地方公務員について定年法を実施しようとしたりした。いまや合理化の波は、公務員労働者にも

仮借なく押しよせてきている。これは、今後のたたかいの大きな課題になるものといえよう。

10　このような、公務員共闘のたたかいの前進にもかかわらず依然として、弱点は存在している。それは組合間のストライキ戦術の格差、同一組合内の地域的な格差が固定していることである。又、人事院勧告の内容実施を政府が怠っているからわれわれはストライキをうつのが当然といった相対的なストライキ論を払拭できない面もある。組合内部において、戦術の教宣にのみ力が入りすぎたり、又賃金の要求は利己的なものと考えたりして、地域に対する働きかけがよわかった面もある。

現在の体制の本質や労働者、国民の生活を守るたたかいについてもっと行動的に教宣することも強く要請される。

【参考資料】　(1)総評・公務員共闘「第九次賃金闘争の経過と総括」、「第十次賃金闘争方針」、(2)『総評新聞』、(3)全農林機関紙『農林新聞』、(4)日教組『教育新聞』、(5)総評「第四〇回定期大会各局報告書」

V 民間、公労協の賃金闘争と六九年一時金

概要□七〇年春闘（春闘共闘委員会）――七〇年春闘構想／七〇年春闘の発足／春闘共闘委の賃金白書／七〇年春闘と諸要求／総評臨時大会と春闘／春闘の経過／公労協の賃闘／春闘の総括／同盟の賃金闘争――同盟の賃金白書／同盟系主要単産の要求状況／同盟の賃闘経過と総括／IMF・JCの賃金闘争――六九年一時金闘争――要求内容／夏季一時金妥結額の特徴／年末一時金

概要

一、七〇年春闘は、賃金闘争と反安保の政治闘争との結合としてたたかわれる。それが七〇年闘争において日本社会党が大敗したこととし、六九年一二月の総選挙において、総評を主体とした労働組合の安保闘争は春闘の序盤において、ら、総評を主体とした労働組合の安保闘争は春闘の序盤において、六月闘争の戦術ダウンをきめ、春闘はもっぱら賃上げ闘争に終始することになった。

一、賃金闘争についていえば、三月から五月までの比較的に長い期間にわたって行なわれ、「五ケタ賃上げ」を合言葉に、ホテル、マスコミ、農協労連、全国金属などのたたかいによって、一万円賃上げをかちとる組合がふえ、序盤を有利にすすめることができた。鉄鋼資本が春闘の中盤において打ちこんだ低額回答も私鉄総連、国労、動労など交運共闘のストライキがふたたび春闘の賃上げ相場を引き上げ、七〇年春闘は賃上げにかんするかぎりは、平均でも九〇〇〇円前後をとって成功をおさめた。

一、七〇年春闘の成功は、八期連続増収増益という好況過程にたたかわれたことも理由の一つではあったが、基本的には消費者物価の高騰、合理化の進行によって労働者生活が悪化し、賃上げのエネルギーが大きかったこと、および春闘一五年の経験、とくにここ数

年、毎年賃上げ額を大きくしてきたという労働者の闘争にたいする自信があずかって大きな力となった。

一、総評および春闘共闘は、安保・沖縄の政治的課題だけではなく、社会保障や減税、物価値上げ反対闘争などの国民的課題をとりあげてたたかうという方針を明らかにしたけれども、これらの要求で十分にたたかうことはできなかった。それは、総評結成いらい二〇年の歴史のなかで、温存されてきた企業別組合が、ここ数年とくに激しくなった資本の企業意識を育成する教育によって、ますます企業意識を強化され、それが企業のワクをこえた政治行動にたいする労働者の関心を弱めさせたからである。総評は七一年運動方針において、公害や社会保障などに重点をおいた国民的課題を解決するための闘争を強化することにしているが、この方針を実現するためには、労働組合の体質そのものを改善することが必要であろう。

一、一方、同盟は春闘共闘委に参加せず、独自に春の賃金闘争を行なったが、春闘の指導権は総評―春闘共闘がにぎっており、それに追随する傾向が強かった。また、ず、電機労連も全体として要求額が少なく、毎年電機労連の賃金引上げを先導してきた松下電器もあまり振わず、日立、東芝も松下の線をおいこすことができなかったという事情もあって、賃金闘争のセンターとしての影響力は本年の場合とくに小さかった。

1　七〇年春闘（春闘共闘委員会）

七〇年春闘構想

七〇年闘争は政治的・経済的に大きな意味をもって出発した。春闘共闘委員会が「春闘宣言」を発表して正式に闘争をはじめたのは、例年とほぼおなじ時期の一〇月一四日であった。この日、午後一時半から、東京虎の門の全日通会館で、第一回春闘共闘委員会がひらかれ、岡村中立労連事務局長の司会、議長団に三戸総評副議長、阿部中立労連議長をきめ、岩井総評事務局長から七〇年春闘構想、蛯谷総評争対局長から七〇年春闘予算、機構運営について提案があった。

岩井事務局長の提案は、①七〇年春闘が七〇年安保と不可分にむすびついていること、しかし、安保闘争自体は反安保実行委員会など政党なりが指導すべきものであって、春闘共闘が直接指導にあたることはない、②労働者は三つの課題をもっている。一つは賃金、労働条件などの労働者固有の課題であり、二つは物価、減税その他の国民的課題であり、三つは春闘共闘が直接指導はしないが安保・沖縄などの政治的課題である。一と二を徹底的にたたかうことが、三の闘争との結合を容易にするだろう。このために千ヵ所討論集会を成功させたい。賃上げは一万円以上とし、四月に賃上げ闘争を切り上げるのではなく、五月、六月と満額がとれるまでたたかうこと

が重要である。総評の一五大要求は、政治的色彩のつよいものを除いて中立労連とも話しあって春闘共闘の政治的要求にしていきたい――という趣旨のものであった。

【七〇年「春闘構想」（抜粋）】

一　七〇年春闘を闘うに当って（略）

二　春闘をめぐる情勢（略）

三　七〇年春闘の統一要求及び要求の重点

1　統一要求

(1)　一万円以上の大幅賃上げ、初任給の大幅引上げと産業別最低賃金協定の締結、男女同一労働同一賃金の確立、職務給・安定賃金反対、全国一律最低賃金制確立と家内労働法制定、低賃金固定化の所得政策反対

(2)　人べらし合理化、完全雇用確保、労働強化をはねかえし、週四〇時間、週休二日、四組三交替制の労働時間短縮、職場の安全確保、職業病の絶滅、死亡災害補償を五〇〇万円かけ値なし」が合言葉だったが、有法改正、定年制延長と退職金大幅増以上、休業補償一〇〇%獲得、労災

(3)　医療保険制度の抜本改悪反対、政府・使用者負担増と給付水準引上げ、失対事業拡充、失対賃金、生活保護基準の大幅引上げ、児童手当法制定、老齢年金の引上げ、厚生年金・国民年金改悪反対、社会保障の拡充

(4)　一切のストライキ制限の排除、職場の組合活動の自由確立、労働運動に対する弾圧反対

(5)　物価値上げ反対、重税反対、五人世帯一五〇万円までの免税、低所得者住宅の大量建設

これに加えて七〇年安保廃棄、沖縄即時無条件全面返還をはじめとする平和・独立・民主主義の要求がありま す。これらを経済要求と結びつけてそれぞれの政治要求に基づく共闘組織でたたかうこととします。

とくに、七〇年春闘は安保廃棄のたたかいと一体化したたたかいとならざるを得ないし、このためにも例年にない重要な位置づけをもっていますから、要求段階からしっかりと結合させてたたかうことが大切です。

2　要求の重点

(1)　賃金の大幅引上げ

大衆路線を徹底的にすすめることは、労働者の積極的意欲をもえあがらせ、闘争体制についても、組織づくりについても職場に労働組合を確立することになるのですが、要求づくりに当って幹部・活動家が配慮しなければならないのは次の諸点です。

①　思いきって大胆な賃上げ要求をよびかけます。

九月はじめの春闘共闘賃専総会ではよびかける要求額の目途として、生活実態を基盤とした個別要求方式なども展望しながら、七〇年春闘では一万二千円から一万五千円ぐらいの大幅賃上げ要求をうち出すべきだという意見、一万円以上は必ずかちとるという意見を申し合わせた上で、全ての労働組合が要求額の設定をすべきだという意見が多く出されています。六九年春闘では「一万円かけ値なし」が合言葉だったが、有利な条件を考えた場合に、企業意識にとらわれることなしに「生活にとって必要な」賃上げ額を大胆によびかけます。

②　初任給の大幅引上げと男女格差是正を重視して、中卒三万から三万五千円、高卒三万五千円から四万円を目標におきます。

この金額は賃専総会で提起されたものであり、若年労働力不足という条件と、底上げは全労働者の賃上げに通ずるという点から各組合とも大きくとりあげていきます。

③　初任給とともに、産業別、企業別最低賃金協定を今年はどの産業、どの単位組合も必ず要求としてうち出し獲得します。この額は三万円以上、パート時給は一五〇円を目途とします。

とくに日本の労働組合が企業組合、本工中心に組織されているため に、賃金闘争が企業内交渉であり、臨時工、社外工、パート・タイマーなどの協定内くり入れが放置されているという弱点があります。したがって、まず全国単産は統一交渉権をたて、対応する経営者団体に対して要求を出し、窓口を確立します。これができない場合でも、企業毎に低賃金であり、不安定雇用である労働者の賃上げを積極的にとりあげ、産業別指導による企業内最低賃金協定を必ずかちとります。

④　中高年齢層の生活確保、職務給導入や強化に対する歯止めとして有効な年齢別最低保障賃金を、それぞれの実体にあわせて設定します。この年齢別最低賃金は産業別統一設定をして要求します。

⑤　扶養手当、住宅、通勤手当などの諸手当の増額を要求します。
生活圧迫の中でこれらの諸手当を積極的に増額させることは有意義ですが、資本の攻撃の一つである本給分割政策としての諸手当、退職金にはくりいれない別だての基本給などには反対します。

⑥　合理化攻撃の一環である長期安定賃金、職務給導入に反対します。

⑦　全国全産業一律最低賃金制の法制化は、日本の全労働者の低賃金を根本からきりかえるものであるから、どの組合も対政府要求として必ずうち出し、内容の討議を深めます。

⑧　合理化反対、労働時間短縮、労働災害、職業病をなくし、補償を増額する要求を賃金と結合してうち出します。

⑨　退職金の二五年、五〇〇万円増額、定年制延長、健保改悪反対、老齢年金をいますぐ三万円にさせる、など生活向上をめざす多面的な要求をとらえて、討議を深め、賃金とあわせて要求します。

⑩　七〇年春闘は安保廃棄のたたかいと一体化したたたかいであるから、沖縄返還、安保廃棄、基地反対、国民的諸要求などの政治課題と経済要求の結合をはかります。

(2)　全国全産業一律最低賃金制の闘い
全国全産業一律最低賃金制度は、日本の低賃金構造を打破し、全労働者の賃金水準と国民生活の水準を向上させ、社会保障の水準を引上げるために決定的な要素となるものです。しかし、六九年春闘では最賃闘争が高揚したとはいえません。最賃闘争は、法制化をかちとるために全労働者の統一的なたたかいとして組織することが重要ですが、一方では賃金闘争と結合して、産業別最低賃金協定をかちとるたたかいを重視しなければなりません。とくに日本の労働組合が本工を中心に組織されている企業組合ですから、臨時工、パート・タイマーを協約・協定の中にくり入れ、その生活安定をはかる最賃協定は重要な役割を果します。三千万総がかり春闘実現のため、どの組合も最賃協定を要求して闘い、これを足場にして教宣活動を強め、最低賃金制度確立のたたかいをもりあげるために努力を傾注します。全国一律最低賃金の要求額は十八歳で三万円を目標として提起し、産業別最低賃金要求の額はこれに準じます。

(3)　合理化反対、時短、労災の闘い
全産業にわたる合理化反対の課題は、一つは労働者をしめつけ、能力主義管理といわれる労務管理に対して、それが労働組合破壊につながる大きな問題としてとりあげ、職場組織活動強化を対置してたたかうこと、二つには、人べらし合理化には春闘共闘全単産が最大限の力を発揮してたたかうこと、三つには労働強化に反対し、労働災害、職業病に対する生活と健康を守るたたかいを重視すること、そして四つには、労働組合の積極的な要求として、交替制、常日勤をとわず労働時間短縮のたたかいを全産業の労働組合が組織することです。（以下略）

○賃下げなしの時短を（略）
○合理化反対、労働強化をともなわない時短を（略）
○時間外割増率五〇％以上を（略）
○労働者の健康を破壊する交替制、夜勤労働を阻止すること（略）
○時短は人べらしに対する積極的な要求（略）

春闘では次の諸項目に重点をおいてたたかいます。

①　統一要求として職場の安全確保、職業病の絶滅、労災死亡補償五百万円、重傷傷害補償五百万円以上、休業補償一〇〇％の獲得とします。

②　災害補償獲得のたたかいは産業別統一闘争としてストライキをもって組織し、重大災害に対しては抗議のストライキ、職場集会を行ないます。

③　業務上認定闘争を強めるとともに職業病についても、業務上疾病の補償と枠の拡大、医療対策、健診など予防措置の確立を要求してたたかいます。

④　通勤途上の災害を業務上災害とさせるたたかいにとり組みます。

⑤　療養中の者や被災者の症状、傷害による労働能力の減退を理由とする解雇に反対してたたかいます。

(4)　社会保障拡充の闘い（略）

(5) 権利確立の闘い（略）

四　春闘指導の基本的方向

1　政治、経済情勢からいっても、労働者のおかれている環境からしても、七〇年春闘は、いままでにない思いきった賃上げをかちとる好機であり、それだけの職場の条件は十分にあります。その成功の前提は、「大衆路線」を要求づくりから妥結に至るまで、昨年以上につくりだせるかどうかということにあります。幹部は職場労働者に依拠して、職場労働者は幹部を信頼して、大衆路線の徹底化をはかります。職場では創意性を生かした行動と組織づくりを行ない、労働組合は、高率のスト権を確立できるように教宣活動に、また討論集会に全力をそそぎます。団体交渉も幹部請負いで終始することなく、組合員一人ひとりに内容を徹底し、大衆的に判断することに努力します。また妥結に当っても、全員投票とか、全員職場集会、臨時大会など、収めるのも闘うのも組合員の意思を尊重して対処します。

春闘共闘は全ての労働組合に大衆路線の徹底を何よりも強くよびかけます。

特にここ二～三年の春闘の経験は大衆路線に基づく要求づくりが賃金闘争の成功にとって何よりも重要な鍵であることを示しています。要求づくりの討論はいまから、徹底的に組織されなければなりません。

要求づくりの運動にとって重要な点は次のことです。

①　要求づくりは「労働者の生活実態」「職場の劣悪な環境と労働条件」「資本のもうけと労働者のとり分」の三つを中心にすえて討論を組みたてます。

②　大衆討論は、できるだけ職場の小集団からはじめ、組合員が全員もれなく参加するとともに、誰でも必ず発言するように配慮します。

③　要求づくりの討論はできるだけ早い時期からはじめ、十分な期間をとって、何度も反復して行ない、ねりにねった統一要求をつくり出します。

④　要求づくりは、職場労働者だけでなく、家族ぐるみで行なえるように工夫し、家庭訪問や家庭アンケート、主婦の集会など創意をこらして行ないます。

⑤　職場からはじめて、企業内にとどまらないで、産業別内部や地域共闘の仲間とも交流を強めて、多くの意見を聞けるようにします。

⑥　幹部・活動家が積極的な決意をもって要求の組織化を行なうことが重要ですが、要求に当っては、組合の方針を分り易く徹底するとともに、職場労働者の創意を結集することに全力をおきます。

2　産業別統一闘争を強化し、これを軸にすることが春闘の勝利に結びつくことは春闘の歴史をふりかえってみても明らかなことです。（以下略）

3　六九年春闘は「三千万労働者の総がかりの春闘」と強調しました。そして春闘共闘発足とともに未加盟労働組合に参加をよびかけ、未組織労働者もともに賃金闘争に立ち上がることを訴えました。（以下略）

4　七〇年春闘の戦術基調は、職場労働者の意欲を結集して、一万円以上必ずかちとれるまで、長期に徹底的に粘る闘争を全単産が総がかりで組織することを何よりも強調します。春闘のすぐれた面は、全産業が戦術を集中して闘うことにありますが、同時に悪い点は春闘ムードに左右されて、一定の時期がくると妥結をいそぐ傾向がぬけないことです。七〇年春闘は最初から鋭いストライキを組織するとともに、職場労働者が満足する回答がない場合は、長期に闘い続ける戦術をとります。

重化学産業を軸に民間産業が先行して春闘相場をきり開き、交通・公労協がこれを固めて行く戦術を今年も基本とします。所得政策を導入して低賃金おさえこみを狙う政府の意図がますます強くなっているときに、資本の利潤蓄積の高い民間産業でストライキを集中して高い春闘回答をかちとることは戦術として有効です。（以下略）

5　前にも述べたように、賃金闘争とともに、七〇年春闘では反合理化闘争を積極的に闘うことが重要です。合理化攻撃が労働者の健康を破壊し、重大災害が続発し、職業病が多発している現状では「生命と健康を守る闘い」は私たちの緊急の課題です。このような実態をふまえて、七〇年春闘では、全単産、全組合が労働時間短縮の要求を提出します。また六八年春闘から成果をあげてきている労働災害補償の要求も死亡災害補償、重傷災

害補償を中心に拡大適用を求めて提出します。（以下略）

6　春闘の大まかな日程は次の通りにします。また春闘の戦術配置、戦術の設定は、今後、春闘共闘戦術委員会で決定していきます。

①　春闘共闘委員会の発足に続いて、一〇月一杯に地方共闘を発足させ、春闘の準備を早めます。

②　拠点討論集会は、一月～二月上旬にかけて行ないます。

③　春闘要求の決定、提出は、各単産とも二月～三月上旬に行ないます。

④　春闘総決起集会、対政府要求行動は二月下旬から三月にかけて国会予算審議と併せて行ないます。

⑤　各単産とも三月段階では団交をにつめ、スト権を確立してストライキの態勢を固めます。

⑥　春闘実力行使は、三月下旬から組織して行きます。

7　六八年、六九年春闘で設定した春闘闘争資金は、春闘に結集した各単産の団結を強め、春闘を高めるのに大きな役割を果しました。このためには、産業別ストライキ資金プール制の確立と既に行なっている単産の充実強化が当然その基礎的な条件です。七〇年春闘に当ってもこの強化をまず強調するとともに、春闘闘争資金もその運用、積み立てに改善をはかりながらより成果のあるものとしていきます。

七〇年春闘の発足

春闘共闘指導部は、中立労連のなかに、電機労連などの政治闘争を否定する組合が参加しているのだが、賃金闘争中心の春闘構想を発表した。それは、七〇年春闘が七〇年安保闘争と結合するたたかいであるとしながらも、構想では安保闘想は背景にしりぞけられている。しかし、賃金闘争についていえば、大衆闘争を中心にして、限度を予定しないで長期のストライキで「満額とるまで闘いをやめない」闘争の構えをみせていた。また総評の主張していた「十五大要求」にみられるこのような春闘共闘の指導方向にたいして、共闘会議においての減税、物価などの国民的課題を大きくとりあげる方向をとっていべられた、単産、地評幹部の見解は、次のようなものであった。

○大阪（平垣）　賃闘と安保闘争との結合はどうなるのか。また全国一律最低賃金制を「一八歳で三万円」として要求する構想だが、なぜ一八歳にくぎったのか。

○合化労連（西野）　同盟にたいする共闘申入れはどうなっているか。昨年は春闘構想案を年内いっぱい下部討議としてきめたが、本年はどうするのか。

○繊維労連（小口）　総生産世界二位、国民所得一九位といわれているのだが、賃上げの国際的基準をハッキリさせるべきだ。最低賃金の要求をもっとアッピールさせる努力をすべきだし、家内労働法の内容を具体化すべきである。初任給については中卒、高卒だけではなくして大卒初任給をとりあげるべきだし、初任給の男女差撤廃をたたかうべきだ。とくに対政府要求は二月、三月に交渉をつめるとかいてあるが、一一月、一二月ころにしないと予算編成にまにあわない、繰り上げるべきである。

○全国金属（佐竹）　全国最低賃金の年齢を一八歳にせず、いかなる労働者にも、とすべきである。十五大要求はただ政府と交渉するだけではなくストライキ行動と結びつけてゆくべきである。このような発言をうけいれて、春闘構想案はこの会議では正式にきめずに、大衆討議を行なったのちに一月にきめ、春闘宣言を発表し、このあと春闘共闘の役員を次のとおりにきめる。

議　長　堀井利勝（総評議長）

副議長　阿部万亀四郎（中立労連議長）

副議長　三戸国彦（総評副議長）
〃　田村　武（　〃　）
〃　小川仁一（　〃　）
事務局長　岩井　章（総評事務局長）
事務局次長　岡村　恵（中立労連事務局長）
　蛯谷武弘（総評争対局長）

【春闘宣言（全文）】　日本の全ての労働者のみなさん！　家族のみなさん！　一万円以上の大幅賃上げをめざして八〇〇万労働者を結集する春闘共闘委員会は、本日ここに発足をしました。

春闘一四年の歴史の中で、七〇年春闘は最も重要な闘いとなるでしょう。私たちは今までにない強い決意をもって春闘を組織し、職場労働者もまた、従来以上に積極的な意欲をもやしています。それはますます苦しくなる生活の実態、職場のきびしい労働強化が、肌身にしみて感じられるからであり、安保体制を頂点とする政治反動の進行が毎日目の前にやきついているからです。七〇年春闘の成功こそが搾取をはね返して生活向上をかちとり、安保廃棄の闘いに向けて飛躍的な前進を闘いとれることを知っているからです。

春闘共闘は、いまや参加する八〇〇万労働者だけでなく未組織も未加盟も含めて三千万労働者の生活と権利の確立にとって決定的な役割を果し、勤労諸国民の期待をになっています。政府の所得政策導入に対して、大幅賃上げ獲得をもってその意図を挫折させ、合理化反対、時間短縮、労働災害、社会保障などあらゆる分野での闘いの中心となってきました。

七〇年春闘を組織するに当って、私たちはもう一度生活と労働の実態をみつめ、お互いにみんなで苦しさを出し合い、「要求づくり」を徹底して行なうことから出発しようではありませんか。そして、その怒りの中から職場に闘う火だねを拡げようではありませんか。春闘共闘委員会では、七〇年春闘の出発に当って全国の仲間たちに次のことを強くよびかけます。

まず大胆な要求、大幅な要求をつくりあげて徹底したストライキで闘いとることです。鋭い、粘り強い闘争態勢こそが春闘成功の第一の鍵です。同じ産業の仲間が手をにぎり合い、地域の共闘を固めて統一闘争を組み、春闘共闘に結集する八〇〇万労働者が総がかりで全労働者の先頭にたって春闘をとり組むことが春闘成功の基礎です。

労働時間短縮をかちとり、労働災害をなくす、合理化攻撃に対決して賃金闘争と結びつけることが重要です。また社会保障拡充や物価、税金との闘いを全国民の先頭にたって闘うこと、それは春闘を幅広くするものです。

臨時工、社外工やパート・タイマーの賃金引上げ、協約、協定へのくり入れ、三千万労働者への働きかけと組織化にみんなで努力すること、このことを通して春闘は分厚いものとなります。

全国、全産業の労働者のみなさん！

私たちの身の回りの実態からも、政治、経済の情勢からも、七〇年春闘こそ絶好の機会です。十分な闘争体制をつくりあげて、要求貫徹までがんばりましょう。

一九六九年一〇月一四日

春闘共闘委の賃金白書

春闘にあたって賃金白書が発表されたのは、総評―春闘共闘の場合についていえば五八年春闘がはじめてであったから、七〇年春闘の白書は一三回目のものであった。今年の白書の構成は、はじめに　第一章「物価上昇の年」と労働者の生活課題　第二章　職場での労働者状態　第三章　賃金の動向と問題点　第四章　社会保障と税制財政政策　第五章　日本経済の現状とその国際的位置　むすび、となっている。本年白書の特徴は、日本の低賃金を従来のように国際比較によってたしかめる「絶対的低賃金」論にはふれずに、利潤の増大との対比からみる「相対的低賃金」論をもっぱら追求していること、社会保障や税制、財政政策批判に多くの紙数をさいていること、それにもかかわらず社会保障要求や政策要求にはほとんどふれずに、教育費負担の大きさや老後の生活保障、住宅の困窮などをすべて大幅賃上げの必

要性にむすびつけていること、などである。

【春闘共闘委の賃金白書（抜粋）】

はじめに（略）

第一章「物価上昇の年」と労働者の生活課題

① 日々の生活と長期の課題（略）

② 物価上昇の現状（略）

③ 労働者の生活課題

以上みたように物価上昇は今日の労働者の生活をおびやかしている大きな要因であるが、ここで視点をかえて、われわれ労働者の生活をもっと長期的な角度から検討すると、さらに困難な基本的問題があることに気がつく。

戦後の資本の高度成長と社会的生産力の発展はわれわれの生活に急速な変化を与えてきた。その第一は生活財がかなり急テンポに変化し、かつ種類が多くなり、それにつれて社会的消費標準が急速に変化、膨張してきたということである。第二には戦前からの社会構造が変化し、農村から都市への労働力の吸引、移動がおこなわれ、また都市内部においても、核世帯化がすすんだ結果として、住宅や老後生活などの新たな生活問題が浮かびあがってきたことである。

他方その過程で、三〇年代からの賃金格差の縮小傾向が示すように、労働者の生活の型が等質化してきている。かつては本工と臨時工、大企業労働者と小零細企業労働者との間には賃金格差によって生活のへだたりが大きかった。しかし今日、労働市場の条件と春闘の積み重ね、さらにはマスコミの発達や教育水準の向上と平均化などいろいろな社会的要因が重なり合って労働者生活はますます同質化し、かつそれが当然であるという意識が形成されてきている。その点でわれわれ労働者は自分の生活を「社会でのまともな生活」と比較し賃金要求をだすにも企業の支払能力などでなく、この「社会でのまともな生活」からだすようになっている。

現在のように資本蓄積が急テンポで進められ、社会的生産力が急速に上昇して多種多様な生活財が大量にあとからあとから生産される社会においては社会的消費標準がそれに対応して上昇し、われわれの生活必要経費も増大するのは当然である。社会的消費標準はわれわれが社会生活を営んでいるかぎり規範的な拘束力をもってわれわれの生活を支配している。重要なことはわれわれ労働者が、この上昇する生活必要経費を充分に満たしうる賃金を確保しているかどうかということである。

最近の労働者にかんするさまざまな意識調査をみると、年齢を問わず一様に生活の窮迫感を訴えている。結婚前の青年は生活の独立のための住宅や衣服などにかなり重い出費を負わされているし、結婚資金も少しはためねばならない。若夫婦世帯は世間並みの生活をおくるためには少くとも世帯として必要な耐久消費財も買いそろえなければならない。さらには子供が生まれるとなると出産費用だけでなく、場合によってはアパートを追いだされるし、一間きりの借間から、多少ましなところへ引越さねばならない。しかも、この頃から住宅問題解決（新築購入、増改築、公団住宅への入居）ができる者は比較的わずかで、この問題は中高年層にもちこされる。この中高年層になると子供が中等、高等教育にすすみ、教育費出費がかさんでくる。そして次第に子供の生活自立や結婚期をむかえると、結局その費用のかなりを親が負わなければならない。しかも、子供が自立できるまで仕事がつづけられるものはまだましで、この頃にはすでに定年に達して自分の老後も考えなければならない。

このように各年代の生活の困難をみていくとつぎの二つの点に気がつく。

ひとつはそれぞれの年代の生活の苦しさは相互に無関係ではないということである。日本に特有の青年層の低賃金こそが、中高年層の必要生活費をそれだけセリ上げている原因である。そして反対にこの中高年層の生活苦の犠牲において、社会的相場であるかのように青年層の賃金が半人前にしか支払われないという側面もある。われわれ労働者の生活は両年代層間で相互規定的なのであり、結局全年代を通じての総収入、総賃金が低いことが各年代層にわたっての労働者生活の苦しさの原因なのである。

またいまひとつ気がつくことは、われわれ労働者の生活必要経費の増大というのは耐久消費財のような新しい生活財によるものだけでないという点である。かえって自動車を含めた新たな生活財はそれぞれ数万から数十

万にしかならない。それらにまして本当に多額の経費を必要とするのは(イ)住宅　(ロ)教育　(ハ)定年後の平均二十年前後にわたる老後の生活費等のいずれも数百万円、あるいは数千万円台にのぼる生活課題なのである。以下にこれらの点についてみよう。

④　結婚できる賃金を（略）

⑤　住宅問題（略）

⑥　増大する教育費負担（略）

⑦　高齢労働者問題（略）

第二章　職場での労働者状態（略）

①　労働時間管理と労働密度の強化（略）

②　労働強化と労働災害（略）

③　機械化近代化による労働強化と労務管理の結合（略）

第三章　賃金の動向と問題点

①　高い資本蓄積に立遅れる賃金

これまでみたように、われわれ労働者の状態は、生活面では消費者物価の上昇、通勤難、公害その他の生活環境の悪化と教育、住宅、老後などの長期的構造的な生活上の課題をかかえており、他方職場では労働密度が引き上げられ、労働内容も高度化している。しかるにわれわれがうけとる賃金はまったくこれに見合っていない。

同時に、われわれが日本の賃金が低い、低賃金であるというとき、これは単に以上のような賃金の絶対水準についてのみいっているのではない。

資本蓄積とわれわれの賃金との関係を示す労働分配率をみると、最近は四二年からの企業投資の拡大によって再び低下し、労働市場がわれわれに有利に展開しているのに、いまだに昭和三〇年初頭の水準に回復することができない。

これを国際的に比較してみるといちじるしく低い水準にあるが、それだけでなく他の国が約一〇年前とくらべると分配率が上昇気味であるのに、日本は大幅に下っているのである。

われわれの賃金が名目賃金においてヨーロッパの水準に接近したといっても、この資本蓄積との関係においてはかつてからいわれた日本の「低賃金」という事実は変っていない。

このことは世界の主要な企業の人件費コストを日本のそれと比較してみればさらに明白である。日本の人件費コストは欧米諸国にくらべてほぼ二分の一～三分の二という低さである。

そしてこの低い労働分配率こそが何よりも高い資本蓄積（高成長）を可能にした最大の基盤である。

またここに賃金水準の多少の改善にもかかわらず、生活の窮迫感がいっこうに解消しない原因がある。

われわれは大幅賃上げ、合理化反対闘争（労働密度引上げ反対）を積み重ねることによって、この低労働分配率（高搾取率）を克服しなければならない。

②　賃金水準と賃金構造の動向と問題点

1　賃金水準の動向（略）

2　賃金構造の動向と問題点（略）

3　所得政策への胎動

去る一〇月二九日、経済審議会の「物価、賃金、所得、生産性検討委員会」（通称、馬場委員会）は「新経済計画における賃金数値の取り扱いについて」と題する中間報告をおこなった。そこでは「国民経済における物価、賃金、所得、生産性に関する国民各層の共通認識をつくるために、新経済計画に賃金数値（一人当り雇用者所得）を明示することを適当と考える」とのべている。

この賃金数値を明示することの意義については、「計画の整合的なフレームを導くマクロモデルからえられた諸数値は経済の整合性、政策体系の合理性を理解するのに欠くべからざるものである」とし、賃金数値にも「この原則が適用される」からであるが、それだけでなく「とくに最近重要性を増してきている物価、賃金問題について」の「国民経済のメカニズム」に関する「国民各層の理解をすすめ共通の認識がつくられる」ために必要であるというのである。このように積極的意義をのべた後、報告は賃金数値を示すことが所得政策ではなく、賃金数値を示すに当ってはいくつかの配慮がされる必要があると次のようにのべている。まず所得政策では

なく、賃金数値を示すに当ってはいくつかの配慮がされる必要があると次のようにのべている。まず所得政策でないのは、カナダでの所得政策の定義（政府が所得と物価について基準やガイドを示し、同時にこれを接近させるさまざまな試みをする）と熊谷報告での定義（民間に自主的行動がとられるような効果的な誘導の途を政府が講じようとする）にてらして、今回は数値を示しても政策的裏付けがないから所得政策ではないのだといっている。したがって賃金数値の性格は、①「望ましい経済成長」を想定した場合の条件付予測値であり、②さきにのべたようにこの数値に近づける政策を欠くので、「誘導目標」でない、③個別の賃金決定に「直接の関り合い」をもつものでないものだとのべている。さらに数値発表に当っては、オルタナティブ（いくつかの選択性）や誤差を含めたあらゆる幅をもって示すことを考えてよいし、賃金以外の他の所得である法人所得、個人業主所得などについては「分配面の状況を明らかにし総合判断に資する必要がある」こと、また発表のしかた次第ではそれでも「数字が一人歩きするきらい」を危惧する者がいるので「格段に慎重に取扱いかつ啓蒙に積極的に取組む」必要があるとのべている。

ややくどくどと引用したが、それはこの報告が昨年の「熊谷報告」をいかに取扱うかという、日本の所得政策の展開に当ってきわめて重大な問題への回答を示したものであり、しかも極めて巧妙な表現によって全体が覆われているからにほかならない。以下では、この報告に対してまず内容に即しての検討をおこない、ついでこの賃金数値を今日示すことの政策的意義についてわれわれの見解を明らかにしておこう。

イ、第一に報告書自体の問題点についてみると

①　まず賃金指標を出すことは「国民経済のメカニズム」を理解するために必要だと報告はいうのだが、実はここでは、今日の物価上昇が賃金上昇による、あるいは今後の日本経済ではそういうことが起るのだという「メカニズム」に対する国民の共通の認識が求められていることに注目する必要がある。しかし、こうした物価上昇のメカニズムを主張しているのはごく一部の論者でしかない。われわれのこうした認識の誤りへの批判と、今日の物価上昇に対するわれわれの見解は後の日本経済の分析の章にのべる通りである。

②　また「望ましい経済成長」の姿が政府の経済計画に示され、国民各層はそれを当然のこととして合意を与えるべきだという主張は、今日の保守党政権下の政府にとっての「望ましい」経済成長、経済運営をわれわれ労働者国民大衆に押しつける論議であるといわなければならない。報告ではそれを計画のモデルや数値の整合性にスリ替える主張がのべられているに過ぎない。

③　この賃金数値を表示することは所得政策ではないとしている点についてみておこう。報告では、カナダと熊谷報告での定義のみを引いて、数値に近づける政策的裏付けがないので所得政策ではないといっている。しかし、熊谷報告で検討された諸外国の所得政策の例によれば、所得政策は各国経済の実態に応じて、さまざまな形態をとり、経済計画中に賃金指標を示すことを以って既に所得政策の導入がおこなわれたとしている場合がある（例えばフランス）。したがって今回の報告は、自らある種の所得政策を定義して、それとは異るのだと言っているに過ぎない。

しかも、賃金所得については、数値を示すのが計画策定上当然だとしながら、他方で法人所得、業主所得については「分配面の状況を明らかにし総合判断に資する」必要性がのべられているに止まっている。

これでは諸所得の中から賃金所得だけ抜きだすという特別の意図があったと結論するほかはない。なぜ、これらの所得について、経済計画の整合性を保つための数値を示す「原則」が適用されないのかにはほおかむりをしたままである。

ロ、第二に、今日賃金数値を示すことがいかなる意味をもつか、所得政策をめぐるわが国の政治的条件を含めて検討しておこう。

①　まず、報告は「数字がひとり歩きする」危惧について、ごく抽象的に「格段の配慮を払うべきだ」といっているが賃金数値がひとたび経済計画のなかにしめされるとそれはこの経済計画によって運営されていく経済政策をめぐる政治過程のなかで、おのずから一定の政策的意味をもつものとなることは避けられないであろう。われわれのこうした認識の誤りへの批判

② 現に報告にも「個別の賃金決定に直接のかかわり合い」をもたないとはいっているが、たとえば、指標以上の賃上げは経済全体のバランスをくずし「望ましい」経済の成長を妨げるといった形での〃警告指標〃的性格をもち、賃金決定への間接的な影響を与えることが意図されるといっていい。

したがって現在の経済社会発展計画のなかで触れられていなかった賃金指標を、今日の時点で新計画のなかに組み入れるという政策判断の変更がおこなわれたのは、所得政策へのワン・ステップをふみ出したものだと考えなければならない。

日経連は一〇月の総会において、「所得政策を前向きに検討すべきだ」としているが、まさにこの報告にしめされている政策態度は所得政策を「前向き」に押し出したものであるといえよう。

ところでわれわれは、日本における所得政策の展開にはほぼ三つの流れがあると指摘してきた。一つは経済計画中に組み込もうとする方向であり、それがこれまでのびた今回の報告によって新たなワン・ステップを踏み出したのである。二つは日経連型所得政策ともいうべきもので、価格引下げを拒否するのはおろか、企業の利子負担までも労働者に転嫁しようといった、所得政策に名を借りた露骨な資本の利潤増大策として唱えられている「所得政策」導入論である。今日までのところ来春闘に当ってこのたぐいの政策は発表されていないが、仮りに一〇月総会の「前向きに検討すべき」というのが日経連の主張であるならば、今日の時点で第一の流れと一致したことになろう。

第三の流れは財政運営の方便という形態をとって進められてきている、公務員賃金への規制の強化である。

この流れについてみると、一昨年、昨年と五%程度の予算計上に対して、われわれの春闘の成果と公務員労働者の賃金闘争の結果この予算の枠を大幅に打破った賃金引上げをかちとってきている。われわれは我国の労働分配率の国際的低水準に象徴的に示される低賃金の固定化をはかり、物価上昇の大きな被害をこうむっているわれわれを物価上昇の加害者に仕上げようとする所得政策の導入に対し理論的批判とともに、春闘による大幅賃上げで所得政策のもつ賃金規制の意図を打ち破っていくべきことを明らかにしてきた。諸外国での所得政策の崩壊も、まさにこうした労働者の闘いによるものだといっていい。

このことを新経済計画のモデルでの数値の整合性との関連でいえば、われわれにとっての「望ましい」ことは、決してこれまでのような資本の高蓄積、物価の上昇といったタイプの経済成長のメカニズムを延長して整合性を与えたような経済計画ではなくて、さきにみたような低分配率、低賃金を解消し、後にのべるような、いわゆる「社会的ヒズミ」を抜本的に解決するような経済政策の方向がとられることである。そのためには今日賃金の決定は、労働市場の構造変化のもとでの春闘による自主的決定によっておこなわれてゆくべきだと考える。

われわれは日本での所得政策展開の一つの流れであった公務員賃金への予算計上による規制強化を春闘によって打ち破ってきた経験に確信をもって、目下の新たな所得政策の胎動を春闘によって打ち破っていかなければならない。

第四章　社会保障と税制財政政策

① 岐路にたつ社会保障（略）

② 重税の実態（略）

1 四四年「サラリーマン減税」の正体

2 当面する税制改正問題

3 長期税制の問題

③ 財政政策の動向とその批判（略）

1 公害・通勤難の増大と財政構造

2 税外負担と軍事費・海外援助費の増大

第五章　日本経済の現状とその国際的位置

① 来春闘をめぐる経済情勢（略）

② 独占の支配体制強化とその矛盾（略）

1 独占資本の成長

2 立遅れる非独占部門

3 物価上昇とその真因

③　日本資本主義の国際的位置（略）
むすび（略）

七〇年春闘と諸要求

昨春闘につづいて、七〇年春闘も長期にひきつづく好況の過程にたたかわれた。とくに六九年春闘で賃上げに自信をもった労働者は、消費者物価の急上昇と合理化の進行につれて賃上げにたいする闘志をたかめていた。とくに七〇年が安保条約更改期にあたっていたために、政府・資本の側に賃上げ闘争が長期化し、それが政治闘争にむすびつくのをおそれる傾向もあった。それは一〇月一六日にひらかれた日経連の臨時総会においても、労働組合の安保反対ストライキはもりあがるまいと言いながら、なお「ハプニングな事態の発生」をつよく警戒していたのはその現われだということができる。

春闘共闘も、賃上げ要求を昨年の一万円以上に引き上げ、より大きな賃上げの獲得のために、まず要求額を引き上げる努力が行なわれた。

各単産もこういう情勢を反映して、電機労連などをのぞくと、大むね一万二〇〇〇円から一万五〇〇〇円の賃上げ要求になっていった。また、総評の十五大要求に現われているように、賃上げのほかに労災補償の引上げをはじめとする諸要求が多くつけくわえられているのが、七〇年春闘の特徴であった。

各単産の要求基準はつぎのとおりである。

【主要単産の要求内容】

◇合化労連

賃上げについての五大統一要求

(1)　七〇年春闘は、六九年を上まわることを原則とし、一律＝最低者の引上げ額七〇〇〇円プラスα分（基本給スライド分その他）プラスα₂（熟練度別一律賃上げ要求をとりくむ場合はそれに必要な分）その他、各層の要求を結集してみんなが団結して闘えるものをつくることとし、合計額が一万円以上となる方向とする。

要求は、平均引上げでなくて、組合員一人一人が自分でいくらの賃上げになるのかはっきり計算できるものとする

(2)　全国一律（一八歳）三万円、最低賃金（一五歳）二万八〇〇〇円(日額一一二〇円)をあらゆる企業で獲得し、本工、臨時工をとわず、化学労働者からこれ以下をなくす

(3)　つぎのポイントを設定してゆく

初任給は、一律七〇〇〇円以上の引上げを原則とし、つぎの基準による。

中卒（一五歳）　二万八〇〇〇円以上
高卒（一八歳）　三万四〇〇〇円以上
大卒（二二歳）　四万五〇〇〇円以上

一人前労働者に「世帯の賃金」を保障する方向をめざし、当面二一歳高卒三年（中卒六年）四万一〇〇〇円以上、三〇歳標準労働者（中卒一五年、高卒一二年）は六万円以上、学歴差の縮小につとめる。

年齢別最低保障は、つぎのA、Bいずれかの基準を採用し、中途入社による中だるみによって、くるしい中高年層の要求を結集する。

保障額（これから各企業の家族手当を差し引いたものを基本給部分で保障する）

二六歳二人　A四万六〇〇〇円、B四万二五〇〇円
二九歳三人　A五万一〇〇〇円、B四万七五〇〇円
三三歳四人　A五万九五〇〇円、B五万四五〇〇円
三七歳五人　A七万二五〇〇円、B六万六〇〇〇円
四〇歳五人　A七万八〇〇〇円、B七万一五〇〇円

(4)　住宅手当、交替手当の大幅引上げ、交通費の全額支給など

(5)　退職金の大幅引上げ

高小卒定年退職　勤続三〇年でも一〇年間の生活保障、手当五〇〇万

円、税込み五一二万円、二〇年以下それに見合う要求

(6) 賃上げ以外の要求

① 労災死亡特別一時金最低五〇〇万円、障害補償等の改善

② 労働時間の短縮、四班三交替で週三九時間

③ 首切り禁止、事前協議制確立、要員確保

④ 健康保険法改悪反対、厚生年金改善

⑤ 抜本的な住宅政策の確立

⑥ 物価値上げ反対、勤労所得税一五〇万円（五人家族）まで免税、地方税の減税

⑦ ベトナム反戦、沖縄返還、安保という名の軍事同盟をなくす。日中国交回復、日中貿易促進

◇鉄鋼労連

(1) 要求金額

① 第四一回定期大会の決定による「鉄鋼労連の賃金政策」にもとづき、標準労働者（基幹職種に従事する三五歳、勤続一二年の男子熟練労働者）の基本賃金を、七四年度までに一〇万円以上に引き上げることを産業別の最低達成目標として位置づけ、七〇年春闘を初年度として、これの達成を軸とした全体的な賃上げを計画的にすすめる。

七〇年春闘では

① 大手五社の賃上げ目標額を一八歳、新高卒三万七〇〇〇円以上。

② 産業別の最低達成目標を一八歳三万円とし、必要な場合には、別途調整財源を要求するなどして、達成のたたかいを進める。

また、男女同一労働・同一賃金をつらぬく立場から、初任賃金での男女差別は、これを撤廃する方向をとりくむ。

(2) 年齢別最低賃金はつぎを参考にして各単組、企業連ごとに具体的にきめる

二〇歳　三万五〇〇〇円
二五歳　四万円
三〇歳　四万五〇〇〇円
三五歳　五万円
四〇歳　五万五〇〇〇円
四五歳　六万円

◇電機労連

(1) 賃金引上げ

① 一五歳最低賃金を男女とも二万六五〇〇円に引き上げる。これは、男女無差別を原則とするが、困難な場合でも現行の男女格差を二分の一以下まで圧縮させるよう要求する。

② 二五歳最低賃金を三万八〇〇〇円以上に引き上げる。これは、男女無差別を原則とするが、困難な場合でも現行の男女格差を二分の一以下まで圧縮させるよう要求する。

③ 一六歳から二四歳の年齢別最低賃金として、前二項の金額を直線で結ぶ最低賃金を要求する。

④ 昭和四五年一月在籍組合員の平均賃金で九〇〇〇円以上引上げを要求する。

(1) 労働時間の短縮

① 週休二日、週四〇時間労働制を要求する。本社営業所関係については少なくとも第一土曜日は一斉休日とするよう統一して要求する。

② 時間外割増率の引上げ

◇私鉄総連

(1) 賃上げ

① 賃上げはあくまでも基本給引上げとしてたたかい、第二基本給をはじめ基本給以外のもの、たとえば家族手当、住宅手当、精勤手当その他の諸手当部分などに賃上げ額の一部をまわすことは絶対にしない。第二基本給が制度化されている組合はこれを打ち切る。

② アルファ部分（六〇〇〇円）については在籍組合員各人の実質賃金水準維持にあてることを第一の主眼とする。このため、各人の賃金について の消費者物価上昇分の完全補償と、年齢、勤続の上昇に伴う自動的昇給の保障を中心とした要求を組み、その完全獲得をつうじて職務・職能的昇給や成績査定昇給などの差別昇給を排除する。

③ 初任給の大幅引上げ、これと見合った大幅一律引上げを、大幅賃上げ獲得（前記アルファ部分の完全獲得）と結合して実現する。

④　賃上げとの引替条件として持ち出される首切り、人べらし、労働条件の改悪、既得権の剝奪、合理化への協力、安定賃金導入などとはあくまで対決してこれを排除する。

(2)　統一要求

①　初任給

中・高卒初任給引上げ額　九〇〇〇円

バス運転士、ハイタク兼業運転士の初任給引上げ額　一万円

ハイタク専業運転士の初任給引上げ額　一万二〇〇〇円

②　全組合員の基本給一律引上げ額　九〇〇〇円

ただし、専業ハイタク運転士については一万二〇〇〇円引上げ

③　アルファ（一律引上げ額以外の一人平均基本給引上げ額）六〇〇〇円

（ただし、京浜、京阪神地区のハイタク専業組合は、運転士の初任基本給を五万円以上、同じく固定給へ初任基本給に諸手当などの固定的雑収を加えたものVを六万円以上とするよう要求し、その他の地区のハイタク専業組合はこれに準ずる要求とする）

④　以上に要する一人平均基本給引上げ額　一万五〇〇〇円

なお私鉄総連は大手一四組合の中央集団交渉方式をとり、北海道、岩手、宮城、北陸、阪和、備後、四国、九州、千葉その他の地方地域での地方集団方式をとることにした。

◇全石油

(1)　全石油の統一要求として

①　賃上げ一万円以上、産業別最低賃金三万三〇〇〇円

②　週実働三九時間、土曜半休、四直制、要員確保

③　定年五八歳以上、退職金高小卒三〇年勤続六〇〇万円

④　労災特別補償五〇〇万円以上

⑤　産業別組織の交渉権の確認

(2)　全労働者とともに闘う要求として

①　全国一律最低賃金制の確立（一五歳二万五五〇〇円、一八歳三万円）

②　健康保険法、厚生年金法、国民年金法改悪反対

③　児童手当法制定、社会保障の拡充

④　物価値上げ反対、重税反対

⑤　安保廃棄、沖縄即時無条件全面返還、ベトナム戦争反対

(3)　賃上げ要求の内容

①　基本給部分で一万円以上とし、総額（定昇をふくむ）一万二〇〇〇円を基準とする。是正財源については別枠とする

②　配分は定額を五〇〇〇円以上とするが、各単組はアンケートや職場討議にあらわれている組合員の要求を盛りこんだ配分とする

③　初任給（基本給）

大卒　五万円

高卒　四万円

中卒　三万三〇〇〇円

④　年齢別保障賃金（基準内賃金）

二五歳　四万六〇〇〇円

三〇歳　五万八〇〇〇円

三五歳　七万円

四〇歳　八万一〇〇〇円

◇国鉄

(1)　雇用の安定についての協定締結——退職年齢六〇歳まで引き上げるべきである。

(2)　一万六〇〇〇円の賃上げを中心とする今次賃金改訂の申入れをみとめること——退職金の増額と制度化、住宅手当の新設、自動昇格、手当・旅費の改善、懸案事項の解決、組合案による昇給制度の確立

(3)　人事協約の締結、昇職の基準、昇職の系路図（昇職、昇格、試験、降職、降格、転職、転勤、免職、賞罰）——功労賞、特別功労賞、功績章問題の協約化

(4)　要員配置基準の協定化——予備率の適正化

(5)　勤務の取り扱いに関する基準の協定化——○就業時転換の取り扱い、○くりあげくりさげの取り扱い、○勤務種別の変更、法内法外の取り扱い、予備勤務者の取り扱い、内達一号、休日労働の取り扱い、○三三条乱用の禁止、変形労働時間の特定、時短未解決事項の解決（○印は基準法違

反の疑いあり）、K形勤務は前提をとりきめてから協議に入るべきだ、時短（週四〇時間、週休二日制）の実施
(6) 外注の許容基準を明確にし協定化すべきである
(7) 職務教育の内容、期間、条件について組合と協議してきめる。近代化に見合う労働条件の改善をはかるべきである
(8) 一〇年間における改善計画を明らかにすべきである。職員全員（希望者）について住宅を確保せよ
(9) 職員の負担増にならないように長期計画をたてるべきである。退職年金の増額をはかるべきである
(10) 乗車証問題 精勤で二〇年以上の者にGパスを与えること
既得権の回復 割引証の増加
新幹線など特急列車の乗車証
レクリエーションの実施基準
寮、厚生寮の充実と管理の民主化
医療制度の充実
労災補償（三〇〇万から五〇〇万とせよ）

◇全逓
(1) 大幅賃上げ一万四〇〇〇円、全国一律最低賃金制の確立
(2) 年度末手当一ヵ月分、夏期手当二ヵ月分の獲得
(3) 労働時間短縮の実施、労働者の犠牲による合理化反対
(4) 権利確立、労働諸条件の改善、継続交渉事項の解決促進
(5) 特別局近代化と簡易局法改悪阻止
(6) 社会保障制度の確立、共済組合法の改正
(7) 福祉事業団、共済支弁職員、郵便請負等関係組合員の労働条件の改善
(8) 物価値上げ反対、大幅減税など国民諸要求の実現
(9) 沖縄返還、ベトナム反戦、反安保の闘い
(10) 郵政省の労務政策に対する闘い。

◇全国金属
(1) 大幅賃上げ＝一万五〇〇〇円以上
賃金の最低三万円以上
(2) 大幅一律プラスアルファ
これにより賃金全体の大幅引上げをはかり、更に中高年の頭打ち排除に努力する。各支部の実態に応じ 年齢別最低保障要求もとりあげる。
(3) 企業内の最賃協定要求とあわせ、日本機械工業連合会、地方経営者団体に対し金属労働者の賃金の最低規制を要求する。
(4) 家族手当の要求基準＝扶養家族一人につき三〇〇〇円とする。
(5) 通勤費の会社全額負担
(6) 全国全産業一律三万円の最低賃金法制化
(7) 定年制延長六〇歳、その際五五歳以上になれば、いつでも定年退職なみの退職金がもらえること、また五五歳以降労働条件の低下をきたさないこと
(8) 退職金引上げは退職金委員会で検討して要求案をきめる。

◇化学同盟
(1) 一人前労働者（勤続あるいは経験三年以上）の最低保障賃金を次のように設定し、今春闘で完全獲得をめざして闘います。
三三歳 七万円以上
二五歳 五万円以上
二一歳 四万円以上
(2) 統一要求方式は 一律七〇〇〇円＋年代別加算＋是正 とします。
年代別加算
二一～二四歳 三〇〇〇円
二五～三二歳 五〇〇〇円
三三歳以上 八〇〇〇円
是正――「中途入職者であっても勤続三年以上の労働者については、正規入社者との間の賃金格差は必要としない」という原則に従い、入社後三年間に分けて金額を是正する方法を基本とします。また中途入社者の賃金が化同方針による年齢別最低保障ライン以下にある場合は、それを線上まで是正させます。その他必要な是正を加えます。
(3) 未熟練労働者最低保障賃金の獲得
一五歳 二万九〇〇〇円

二五歳　三万七〇〇〇円
四〇歳　四万九〇〇〇円
(4) 産業別最低賃金の獲得
二万九〇〇〇円
◇紙パルプ労連
(1) 大幅賃上げ　一万円以上
(2) 事業所別最低賃金の協定化
臨時下請労働者をふくめ、定時間で月額二万八〇〇〇円、日額で一一二〇円、時間給で一四〇円以上
(3) 初任給の大幅引上げ
中卒　三万円以上
高卒　三万五〇〇〇円以上
大卒　四万円以上
(4) 年齢別・世帯別最低保障賃金
二七歳（二人世帯）四万円
二九歳（三人世帯）四万八〇〇〇円
三二歳（四人世帯）五万四〇〇〇円
三七歳（五人世帯）六万円
◇食品労連
(1) 要求総額　一万円以上
一律定額部分は要求総額の五〇%以上とし、定率要求のほか年齢別最低賃金を要求し原資にいれる。すなわち一律＋アルファ（定率その他）＋ベーター（年齢別最低保障）
(2) 産業別最低賃金として二万五〇〇〇円
(3) 年齢別最低保障

春闘共闘は総評の十五大要求の方針をうけいれ、春闘を賃上げだけにしぼらず、国民的課題や政治的課題をとりあげてたたかうことをきめた。総評が九月一〇日、一一日の第一回評議員会できめた十五大要求はつぎのとおりである。

【総評の十五大要求】
(1) 一万円以上の大幅賃上げをかちとろう。
(2) 全国全産業一律最低賃金制を実現しよう。
(3) 首切り労働強化につながる合理化をやめさせ、週四〇時間、週休二日制を実現しよう。
(4) 医療保険改悪を中止させ、すべての国民に無償で医療を保障させよう。
(5) すべての労働者に常用雇用を保障せよ。老人年金、児童手当を直ちに支給させよう。
(6) 労働災害絶滅、死亡補償を五〇〇万円とし、全労働者に適用させよう。すべての職業病は使用者負担で治療させ、生活を完全に保障させよう。
(7) すべての労働者に憲法で保障された団結権、団体交渉権、ストライキ権をかちとろう。
(8) 勤労者への重税を改めさせ、五人世帯一五〇万円までを免税にさせよう。
(9) 高物価政策を転換させよう。低廉で快適な労働者住宅を大量につくらせよう。
(10) 政府、自治体、企業の責任ですべての公害を一掃させ、民主教育制度をかちとろう。
(11) 男女の差別をなくし、婦人の働く権利と職場を保障させ、保育所を大幅に増設させよう。
(12) 原爆被災者に完全なる治療と生活を保障する被爆者援護法を制定させよう。
(13) 日米安保条約を廃棄し、すべての軍事基地を撤去させよう。
(14) 沖縄の即時無条件全面返還をかちとろう。
(15) 国会を解散させ、佐藤内閣を打倒し、総選挙では革新勢力の勝利のために全力をあげよう。

こうして十五大要求について対政府交渉を行なうことをきめ、秋闘から春闘への発展を予定したものの、一月選挙が一二月にくりあ

げられるにつれて、総選挙闘争一本にしぼられることになった。それは一一月二九日にひらかれた単産政治部長会議が「一二月一日以降は総評、各単産とも組合業務を停止し総選挙体制に入る」ときめたことにもあらわれている。しかも、その結果が社会党の大敗となってあらわれたために、さきにふれた安保闘争だけではなく、賃金闘争についてもかなりの影響をうけることになる。

春闘共闘委はそれをはねかえすために、「五ケタ春闘」を合言葉にし、一月二〇日、東京・芝の郵政会館で第一回戦術委員会をひらき、七〇年春闘の具体的な進め方をきめた。

① 賃上げ反合理化
② 十五大要求など国民的課題
③ 安保、沖縄闘争

の三つの柱を重点とし五ケタ春闘の獲得をめざすことにした。

総評臨時大会と春闘

恒例の総評臨時大会は三月六、七日東京でひらかれ、「国民諸要求を獲得する闘いの先頭に立ち七〇年代の幕明けにふさわしい積極果敢な春闘を闘い抜こう」というスローガンを副題とする七〇年春闘方針をきめた。大会第一日目は阿部中立労連議長、成田社会党委員長、春日共産党中央委幹部会員の来賓挨拶と岩井事務局長の闘争経過報告、七〇年春闘方針を提案、沖縄全軍労の上原委員長の特別報告のあと、報告と春闘方針の質疑をうけ、第二日目には引きつづいて方針討議をおこない、大会宣言を発表して中盤へのたたかいへとむかっている。

恒例の物価メーデーは、本年については、三月一五日の春闘第一次統一行動として、「七〇年春闘勝利、沖縄全軍労支援、国民生活を守る」課題をかかげて全国四五都道府県、約二〇〇ヵ所、四六万人（春闘共闘委発表）の参加のもとに行なわれた。この段階でホテル共闘の芝パークホテルの一万二〇〇〇円をはじめ一万円台の回答が一七組合、マスコミ共闘では朝日新聞の一万二〇〇六円など六組合が一万円台、全国金属でも東洋オーチス・エレベーターが一万〇五〇〇円など計三四組合が三月一二日現在で一万円台の賃上げをとって、序盤において、かなりの組合が五ケタの回答をえて明るい展望をひらいた。

春闘の経過

総評大会終了後の三月二五日、春闘共闘委は第三回戦術委員会をひらき、①各単産とも一万円以上の賃上げをとるまでたたかいをやめない、②スケジュール闘争、画一闘争に埋没せず、独走しうる闘争態勢をとる、③戦術設定による集中時点（うねり）を設定する、④地域共闘強化と大衆行動、回答速報を出す、などをきめ、序盤の盛上りを中盤に引きつぐ方針をきめた。

回答状況もホテル、マスコミ共闘にひきつづき、昨年と同様に全国金属の中小組合が一万円獲得をつづけ、三月二四日の全金の統一指定回答日にははやくも五五支部、三月三一日には一七六支部を数えた。金属にひきつづき合化労連、化学同盟、全自交その他の組合が高額回答をひきだした。

一方、総評は十五大要求を政府に申し入れ各省交渉をつづけながら、経営者の権限で解決しうる要求七項目をしぼって、日経連、経団連、経済同友会などに申し入れることをきめ、三月二四日には日経連と交渉をもっている。また、四月八日には東京・虎の門の全日通会館で第四回評議員会をひらき、①四月一〇日ごろに先行組合は最大限のストライキを集中しながら高額回答追求のたたかいをすすめる。この時点を一万円以上の春闘相場確立の重要段階としてとら

え各単産ともストライキ、団交を集中する、②四月一五～一七日ごろすでにストライキに入った民間単産は、さらに強力なストを集中、おくれている民間単産はストに入り、民間全単産がスト行動をとる、③四月二二～二三日ごろから月末にかけて、民間単産は最大限のストを反復し、高原闘争に入る。全交運は公労協とともに四月三〇日に第一波統一ストを設定、私鉄、日通などは二四時間、国労、動労など公労協は一二時間ストの予定、④交運、公労協は五月下旬、さらに第二波統一ストを設定、⑤五月一二日に春闘第四波統一行動をする、この方針は鉄鋼の低額回答を予想し、それ以前に先行組合の高い回答をひきだしておいて、鉄鋼の回答を牽制し、さらにその後の闘争を有利にみちびこうとしたものであった。

さて、昨年と同様、序盤戦の高揚を抑えるための資本のチャンピオンの役割を鉄鋼資本がになった。鉄鋼労連大手五組合は本年もストライキ権確立に失敗し、資本の一発回答を拒否することができない条件にあった。しかし、昨年の低額回答のあとをうけた七〇年春闘であったし、八幡・富士の合併、鉄鋼生産の増大などの背景があったために、一万円相場よりは低いが、昨年にくらべれば二一〇〇円多い七四〇〇円回答を四月一八日に行なった。総評は岩井事務局長の談話を発表し、「これは、今日まで先行組合を中心にかちとってきた五ケタの賃上げ水準からして、また鉄鋼労連の一万円要求に照らしても甚だ低額であり、不満である」（『総評新聞』七〇年五月一日号）としながらも、鉄鋼回答が賃上げの上昇気運に水をさすのをおそれて、「昨年の場合に五三〇〇円の回答が能率給の伸びをふくめると八〇〇〇円以上になったことから、今年の回答も実質的には一万円程度になると見込まれる」と注釈している。事実、鉄鋼回答には春闘全体におよぼす影響力はほとんどなくなっている。それは四月一八日の回答をはさんだ四月一七日と二三日ないし二八日の平均賃上げ回答額をみると、四月一七日には一万〇五六二円が二三日には一万〇四一六円、二八日には九六五五円へと低下しているが、賃上げ率では一七・四%から一八・一%、一九・四%（いずれも加重平均）へとむしろ上昇している（いずれも春闘共闘委の発表）。それだけ春闘に参加する労働者のなかに他力依存ではなく、自主的なたたかいの方向がつよめられてきているといえるだろう。

鉄鋼の低額回答をはねかえす第三次統一行動は四月二三日に行なわれ、参加組合は民間二六単産、一八〇〇組合、九一万人、公労協の国労、動労も全職場でATS闘争をふくむ順法闘争を行なった。炭労——大手五社の二万四〇〇〇人が四八時間スト

合化労連——一〇組合が二四～四八時間スト
紙パ労連——九組合が二四時間スト
全国セメント——四組合が二四～四八時間スト
全造船——八組合が二四時間スト

第148表　1万円以上獲得組合数

3月12日	34組合
26日	113組合
31日	178組合
4月9日	396組合
15日	549組合
23日	832組合
5月6日	1,290組合
12日	1,384組合
20日	1,810組合
24日	2,046組合

〔備考〕　春闘共闘委発表による。

出版労協――三八組合が一二～二四時間スト
全自交――六〇〇組合、八万人が四時間スト
食品労連――三四組合が二～六時間スト
電機労連――大手組合が四～八時間スト

四月三〇日にストライキ権をかまえていた私鉄総連にたいして、二三日の統一行動のさなかに昨年と同額の六七〇〇円の回答がでた。これは私鉄にたいする初の有額回答であったが総連はこれを拒否し、中労委は二六日から職権斡旋にはいった。そして、私鉄経営者も「賃上げ争議を円満に解決するためには世間並みの賃上げを回答したい」とし、最終回答の六七〇〇円にはこだわらないという意見表明を行ない、三〇日のストを目前にひかえて二九日午前より斡旋交渉がすすみ、その間七七〇〇円まですすんだが、ついに時間ぎれになり、三〇日始発からストライキにはいった。

このストには、大手一一社が参加しただけではなく、交運共闘の範囲で国労、動労も参加して八時五五分までストをつづけ、私鉄で六五二万九〇〇〇人、バスで二三二万三〇〇〇人、国鉄で一三〇万人の乗客に影響を及ぼす大ストライキになった。こうして午後一時半すぎ八九五〇円の賃上げで全日通も午後三時まえ八九五〇円の金額でストを中止し、二時間ストにはいって四・三〇ストによって、交運共闘は今春闘の中盤から終盤へのたたかいを大いにすすめたのである。

公労協の賃闘

公労協にたいしては四月二七日、電電公社から全電通にたいして賃上げ四三八八円（定昇一六六四円、計六〇五二円）という昨年妥結額をやや上回る回答がで、全林野にたいして林野庁が四七七九四円の有額回答を行なってきた。むろん各組合はこれを拒否し、四月三〇日のストにひきつづき、五月八日には公労協ストを予定した。公労委は前夜から調停作業をいそいだが、ついに時間ぎれとなって、東京の国電などがストライキにはいったが、八日朝六時すぎには調停委員長見解のかたちで、「八・八%プラス二〇〇〇円」で妥結をみた。それはほぼ前年を二〇〇〇円程度上回る金額である。

七〇年の春闘は以上のように、スト・ライキを中心にして五月上旬にまでいたる長期間の闘争によって、平均して九〇〇〇円前後の賃上げを獲得した。一万円以上を獲得した二〇四六組合の単産別内訳

第149表　公労協各組合の70年賃上げ結果

	賃上げ額	推定昇給額	合　計	定昇をふくめた上昇率
				%
国　鉄	7,210	1,918	9,128	15.42
電　電	6,236	1,825	8,061	16.74
専　売	6,701	1,928	8,629	16.15
郵　政	6,529	1,853	8,382	16.29
林　野	6,826	1,870	8,696	15.86
印　刷	6,724	1,793	8,517	15.86
造　幣	6,644	1,884	8,528	16.16
アル専	7,235	1,790	9,025	15.17
加重平均	6,751	1,875	8,626	15.98
同昨年	4,817	1,791	6,608	13.85

〔備考〕　春闘共闘委調べ。

をみると、全国金属五〇五組合、紙パ労連三二組合、新聞労連二三、食品労連八、出版労協四五、全国一般一八一、鉄鋼一、全倉運一六、運輸労連一五、全海連七、全港湾一〇二、ホテル共闘三〇、全相銀連一、全林労一一、全信労一二、外銀連六、全証労協一三、電通共闘二一、全日自労六、映演総連二、全国ガス二、全木労一一、港湾共闘二、繊維共闘六、医労協九、電機労連三、合化労連七二、化学同盟三八、新化学九、民放労連三八、全印総連三五、全自運二八、日建協二四、農協労連一四、政労協三、民航労連四、全損保一〇、広告労協三、全自交四二六、全軽労一四、全窯連五、全造船五、全国セメント二、地区共闘二五〇。

春闘の総括

春闘共闘委は五月二五日、東京の郵政会館で第六回拡大戦術会議をひらき、七〇年春闘の中間総括を行なった。

【七〇年春闘中間総括（抜粋）】

1　総括に当って

……七〇年春闘を総括するに当って、最初に、昨年に引続いて職場労働者の高揚とそれに対応した幹部の積極的なとりくみが一体となって春闘を成功させたことを指摘し、その成果の特徴を次の諸点としてあげることができる。

①七〇年春闘は従来にない重要な政治、経済情勢の中で、職場労働者の生活と労働の実体からくる積極的な意欲を結集して、大衆路線を一層前進させながら「五ケタ賃上げ」を合言葉に、全産業に亘って高額な値上げを闘いとったこと。

②春闘共闘に結集する八〇〇万労働者が、産業別統一闘争を軸に、春闘共闘の指導の下にがっちりと団結して闘い、同盟、未組織の労働者にも大きな影響を与えて、七〇年代の労働運動を展開したこと。

③鋭いストライキをもって資本を追込み、日経連の主張する生産性基準原理や政府の指向する所得政策を後退させ、戦闘的な労働運動を定着させながら、春闘方式を一層充実、前進させたこと。

④十五大要求を中心に国民的諸要求をかかげ、対政府、自治体への闘いを重視し、七〇年代の労働運動にむけて、制度要求の重要性を提起し、対企業要求との結合をはかりながら地域共闘の役割を強めたこと、これは七〇年春闘の特徴の一つである。

⑤そして「団結して闘えば要求を貫徹できる」という確信を全産業労働者に、職場の隅々にまで浸透させることができたこと。

これらの成果は、今後の労働運動の強化に大きな基盤となるであろうし、産業別、地域別の組織強化、春闘共闘が強調してきた大衆路線にもとづく闘う労働運動の確立をはかることによって、七〇年春闘の成否が文字通り確定することを併せて指摘しておかなければならない。

2　春闘の成果

(1)　大衆路線の前進、職場労働者と幹部の密着（略）

(2)　「五ケタ要求、五ケタ賃上げ」春闘の成功

七〇年春闘で最も特徴的なことは「五ケタ春闘」が職場の隅々にまで浸透し、安易な妥結を排して全産業とも高額賃上げ相場を形成していったことである。……

このなかで全国金属の果した役割は、昨年に引続いて大きなものがあったと再び評価しなければならない。……春闘は毎年組織されるのであるから、その評価は常に発展的、継続的にみなければならないのであり、全国金属がこのような有利な状態から春闘を出発し得たことは、この数年間の組織力、闘争力の反映を現わしている。

(3)　産業別統一闘争の前進——戦術設定の成功（略）

(4)　春闘共闘の主導権確立——闘う労働組合の姿勢の確立（略）

(5)　七〇年代の労働運動の展望——対政府要求闘争との結合（略）

(6)　労働条件諸要求の追求（略）

3　春闘の自己批判

(1)　昨年の春闘では七〇〇〇円前後の賃上げでは職場労働者に満足を与えたとはいえない、資本の巨大な利潤に対して十分対応し得るものではないと自ら批判をした。今年はどうだったか、まずこの面でみるとやはり職場労働者の卒直な感じは「生活は楽になっていない」ということではないだろうか。生鮮食料品、地代、家賃など低所得者に直接ひびく消費者物価の上昇は、明らかに賃上げを吸いとってしまっているし、名目賃金に税金がそのままかかってくるのであるから、経済成長の中で労働者の「とり分」は決して増加していない。春闘では賃上げだけでなく、「とられる部分」に対する闘いがますます重要になってきていることを職場労働者は痛感している。とくに生産性の高い、利潤の上がっている大手企業は一部を除いて殆んどが一万円賃上げに達しなかったことは、充分に反省する必要がある。大手企業の組合もストライキをやりながら、五ケタの壁をつきぬけることができなかったのは、ねばり強さ、鋭さに欠けていたということができる。また、日常のきびしい労務管理、職場の支配体制に対して、不断の組織強化、職場の組合づくりを積重ねることをもっと努力しないと春闘期間中の高揚だけで資本の許容する範囲をこえる賃上げを闘いとることはできない。

「五ケタ賃上げ」は春闘をもり上げた反面、弱点も現われている。まず、労使ともに五ケタという数字にこだわりすぎて、一万円そこそこの回答となるものが多く（春闘回答速報で一万円以上一八〇〇組合の中一万円台が一二六〇組合もある）これで安易感をもつ傾向があること、第二に、一万円以上の表示をするために定昇だけでなく諸手当を含めて五ケタとする傾向があること、第三に退職金には ね返らない第二基本給や、基準外手当を資本が意識的に出してきていることなどである。また賃上げ回答とひきかえに職務給導入、査定強化なども出されてきている。もっと大衆路線でたてた要求を大切にして、要求そのものを追求して行く闘争を組織することが重要である。

(2)　産業別統一闘争が前進した中で、これを形式的、図式的にとらえて戦術を後退させた組合もあった。大手組合の動向によって産業全体のストライキをおくらせたり画一的に戦術設定をしすぎたために低額妥結をせざるを得なかったところもあった。また産業別要求が低く設定されたために、これにこだわって迫力を欠いたり、他産業の動向を気にして戦術設定の効果を弱めた場合もあった。もっと各産業別毎に独創性をもった戦術の設定、大衆路線の一層の徹底、要求を重視した春闘が追求される必要がある。しかし春闘ムードに左右されて四月中に妥結をいそぐという従来現われた欠陥は克服されたといえよう。

(3)　今年も「三千万春闘」をめざしながら、未加盟、未組織に対する働きかけ、臨時工、社外工、パート・タイマーなどの組織化、その協定くり入れに対しては不充分だった。一部の組合では産業別にとり組んで企業内最賃協定をかちとった例、労災補償にくり入れた例などがあるが、全体からみれば、本工中心の春闘であった。しかし、第二組合との協同闘争、組織の拡大などの面で成果をあげた組合もあり、三千万春闘のとり組みを強化することは春闘前進の大きな課題である。

(4)　労働者要求と国民要求の結合に努力しながらも、特に対政府要求、制度要求の闘いは不充分に終った。

(5)　七〇年春闘で最も反省を要する闘いは時短闘争である。合理化攻撃に伴う労働強化に対して、労働時間短縮の闘いは最も緊急な課題であるが、昨年と同様、要求を出しても、これを独自に具体的に追求する単産は少かった。時短闘争は産業別統一闘争でないと成功しないことがわかっていても、労働時間と賃金、労働時間と要員に対する認識が職場に確立されていないために、時短をストライキで闘いとる組合が少かったのは重要で、今後の最大の課題である。

4　七一年春闘を展望して

七〇年春闘の成功は、組織の強化、今後の闘いの前進がどのように確保されるかにかかっている。

日経連は七〇年春闘では後退しながらも、生産性基準原理を今後とも推進する態度を表明しているし、各産業独占も合理化攻撃の一層の強化、労

働組合の御用化、分裂政策をますます進めようとしているから、七一年春闘のとり組みは、春闘解決直後から組織的にはじめる決意を職場労働者、活動家、幹部ともに固めなければならない。

このため、七一年も春闘共闘を一層強化、充実させて、賃金闘争を主体に、反合理化闘争、国民諸要求などの闘いを結合させて春闘を組織する。

ここ数年の春闘の成功は要求づくりを重視し、大衆路線を追求してきたことであるから、職場を主体に早めに要求づくりの運動を組織する。

既に春闘は同盟、未加盟中立組合も含めて日本の労働者階級全体の闘いとなっていることから、全ての組合に春闘参加をよびかけ、未組織、臨時工、社外工、パートなどにもよびかけて文字通り三千万春闘の実現に努力する。

春闘共闘は六月末に賃専総会を開催し、賃金、諸要求の総括を行なうとともに七一年春闘の要求討議、全組合アンケート実施などを討議して準備を開始する。

2　同盟の賃金闘争

同盟はことしも春闘共闘委とは別に中央賃金闘争委員会をもうけ、独自の「春闘」を組織した。例年夏に賃金闘争をしてきた全繊同盟も春闘への段階的移行をすすめ、本年は協定期間を七月から来年六月までとし、解決目標時期を七月においたが、他の組合は春に集中して賃上げ要求をだした。

同盟の賃金白書　同盟の賃金白書は、六八年からマクロ・モデルにもとづく長期賃金計画にのっとって要求をきめていたが、本年も長期計画を踏襲しながらも、それを「われわれの賃金引き上げ目標はいわゆる要求の基準ではなく、獲得すべき目標である。各産業別組合等は、それぞれの産業、業種の情勢とその中における労働者の賃金、生活等を主体的に判断してきめる」というように、具体的な賃金要求決定の役割をうすめてきている。

【同盟賃金白書（抜粋）】　新しい飛躍への大幅賃上げ

1　四五年度賃金方針の大綱

(1)　略

(2)　四五年度の賃金闘争の目標を次の通り定める。

①　長期賃金計画を基礎とし、当面の諸情勢を織込んで、賃金水準を一七%引上げる。

これは全労働者を包括した目標であり、個別の産業、企業における目標はそれぞれの情勢に対応し、これを基礎として決められねばならない。

②　賃金決定に際しては、個別賃金の引上げを基本とする方式への前進をはかる。そのため、少くとも初任給、最低生活保障ラインの目標を定め、その確保をはかる。

③　同一労働同一賃金原則にそう賃金体系を拡大し強化する。

④　時間外労働、深夜労働、休日労働等についての割増率の引上げ、その他賃金制度、一時金、退職手当、労働時間、休日等労働条件を改善する。

⑤　最低賃金制度、家内労働者の保護を前進させる。

(3)　闘争体制を確立し、前記諸目標の達成をめざして闘う。このため、

①　同盟各組合は万全の闘争体制を築き、強力に団体交渉を展開する。

②　賃金引上げの波及効果を考慮し、各組織の闘争展開時期を可能な限り春闘に集約するとともに、主体的条件の整備に応じて団体交渉の業種別、産業別集約を進める。また各組織相互間の連けいを強化する。

③　同盟段階では「中央賃金闘争委員会」を設置し、闘争情勢の連絡、分析、指導を進め、全体的な闘争意欲の盛上げをはかるなど統一的、総合

的闘争体制を作る。

④ 昨年度来実施してきた各構成組織・単組の協力による賃闘状況の追跡調査を充実して、闘争の進展を総合的に把握し、闘争の共同的推進をはかる。

⑤ 地方同盟は以上に対応して、各地域の賃闘を指導・援助する。

2 四五年度賃金引き上げ目標

(1) 賃金引き上げ目標

われわれは、新たな長期賃金計画に基づいて、昭和五〇年度まで実質賃金を年平均九%引き上げ、また、これを基本とした諸目標を達成する。

本年度賃闘は新計画による大幅賃上げの必要性と実現可能性を意欲的にとらえ、第一年次の闘争として賃金水準引き上げの目標を一七%とする。

その根拠は次の通りである。

① 新長期賃金計画による四五年度から五〇年度までの実質賃金水準の引き上げ率は年平均九%である。

② 本年度賃金闘争に際しては、新長期賃金計画の示す経済成長率と賃金上昇率との関係をとらえ、四四年度一四%程度、四五年一二%強の高成長を反映せしめて、さらに一%を加えた一〇%の実質賃金水準の引き上げ率とする。

③ この実質賃金引き上げ率を確保するため、四四年度の消費者物価上昇率六%を加算する。

以上を総合し、われわれは組織の闘う体制を整備し、強力な団体交渉を展開することにより、計一七%を賃金水準引き上げの目標として達成する。

われわれの賃金水準引き上げ目標はかくして一七%であるが、実際の賃上げ額の表示は定期昇給を含めて行なわれることが多い。しかし、定期昇給は労務構成、労働移動、賃金体系等によって産業・企業間に大きな相違があるので、別途に産別組合、単組ごとにその要求や取り扱いを決め、獲得していく。

われわれは、以上の完全獲得を目指して、全力をあげて闘う。

われわれはこの賃金水準引き上げ目標を基本として、個別賃金について の引き上げ目標ならびに賃金体系その他賃金に関する諸事項の改善を獲得する。また、産業や企業の情勢を的確に把握しつつ、その条件の整備に見合って、年間賃金としての一時金、労働時間の短縮、休日・休暇の増加、退職金・年金、福利厚生その他の労働条件の改善目標を設定し、これを獲得して行く。

個別賃金については、当面の情勢からすれば、各産業別労働組合ごとに具体的に目標を設定し、その実現をはかるべきであるが、四五年度においては、少なくとも一八歳労働者について三〇、〇〇〇円、二七歳前後の結婚適齢男子生産労働者について五〇、〇〇〇円とすべきである。また、当面、もっともゆとりのない中高年層について、その最低生活を年齢別平均世帯人員別に保障する制度の確立が先行ないし併行すべきであり、われわれはこれにも力を集中する。

(2) 賃金引き上げ目標の産業別、企業別への展開（略）

3 労働者生活の新たな窮迫とヒズミ（略）

(1) 物価上昇と相対的窮乏の激化（略）

(2) 職場の変化と労働諸条件（略）

4 拡大基調を続ける経済（略）

(1) 引続く好況と問題点（略）

(2) 上伸する企業業績（略）

5 新長期計画への発展

(1) 長期計画の意義（略）

(2) 長期賃金計画の推移と発展（略）

(3) 新長期賃金計画の内容（略）

(4) 労働分配率と所得政策

われわれの第二次計画では、雇用者数の年平均増加率が三・七六%であり、大幅賃金上昇とこの雇用者数の増加により分配国民所得に対する雇用者所得の割合は四四年度の五四・三%から五〇年度には五九・二%に上昇し、六〇%ラインに接近する。しかし、一般に労働分配率として問題視される付加価値に占める人件費ないし賃金総額の割合は計画期間の前半はな

お停滞的であるが、後半は漸増傾向を示す見通しである。われわれは昨年度の白書の中で分配率に関する見解を明らかにした。すなわち労働分配率が成長期——好況時には低下傾向を示し、停滞ないし不況期には上昇傾向を示すこと、また成長産業や業種では低く、停滞ないし斜陽産業では高いこと、さらに結果的に決まる指標であることからして、これを直接の賃上げの指標とはしえないことを明らかにした。わが国の労働分配率が西欧先進諸国に比して低い理由は成長のために高い率で投資を続けていることによるが、その投資が将来の所得増加の源泉となる意味では容認できても、付加価値の中から先取り的に決められてきたこと、しばしば無駄な投資もあったことが問題とされねばならない。したがって、われわれは今後の団体交渉や労使協議を通じて、事前的に投資の大きさと効果を問題とし、さらに将来の成果の配分についても約束をとりつけるなど産業政策活動を積極化しなければならない。むしろ労働分配率はこのような角度からこそ取り組むことが必要である。

所得政策についても、昨年度の白書において熊谷報告書をめぐってわれわれの見解を明らかにした。すなわち、いわゆる賃金抑制を意図した所得政策は物価安定の効果をもたないし、そのような国民的合意も得られないこと、さらに政府は所得政策の前に正統的な経済諸政策をこそ実施すべきことを指摘して、いわゆる所得政策反対の態度を表明した。しかし依然として所得政策への志向は政府・経営者の間に強く、とくに日経連は賃金上昇を国民経済生産性の上昇率の枠内におさえようとする生産性基準原則を厚顔にも主張し続けている。ことに最近の卸売物価の上昇がその動機となっているが、前にも述べたとおり最近の卸売物価の上昇は海外の物価騰貴や一部の強い需要の反映と低生産性部門の構造改善の立ち遅れ、管理価格の支配等に起因するものであって、決して大幅賃上げがその原因ではない。また、生産性基準原則の適用は一時的に若干物価抑制効果があっても、利潤の増大、投資の拡大を招き、次の時期には急激な需給不均衡と物価騰貴を招くという不安定を作り出すにすぎないことが論証されている。

われわれはいまこそ、上述のわれわれの第二次計画の内容を世論に訴え、高成長均衡経済政策のもと、より高い成長を実現しつつ、より強く物価上昇を抑制しうることを明らかにして、政府・経営者の責任を追及し、われわれの政策の採用を迫らねばならない。われわれの賃上げ目標達成こそそのもっとも有効な手段である。

6　個別賃金の決定と賃金体系の近代化（略）
(1)　個別賃金による賃金決定（略）
(2)　賃金体系の近代化（略）
7　最低賃金制確立、労働時間短縮などの闘い（略）
(1)　最低賃金制の確立と家内労働者の保護（略）
(2)　労働時間短縮、休日増加の闘い（略）
(3)　その他の労働諸条件の向上と社会保険制度の拡充について（略）
8　賃金闘争体制の強化（略）

同盟系主要単産の要求状況

同盟の三月一二日の執行評議会で集約された諸単産の要求は、次のとおりである。

◇海員組合
職別保障本給
外航・乗船本給九三六四円（一九・三%）航海日当九四六円
内航・　九〇〇〇円（二一%）航海日当五七〇円
本人本給
一〇%プラス三二〇〇円
合計平均一万円、このほか休日の増加、死亡給付を三〇〇万円から五〇〇万円に引上げ
◇電労連
九〇〇〇円＋二〇〇〇円
高卒初任給　二万七〇〇〇円
二〇歳　三万円
結婚適齢期　五万円
◇全金同盟
賃上げ一七%　七五〇〇円

中卒初任給　二万五〇〇〇円
高卒初任給　二万九〇〇〇円
年齢別最低賃金
二〇歳　三万二一〇〇円
二五歳　三万八二〇〇円
三〇歳　四万四二〇〇円
三五歳　五万〇二〇〇円
年齢別標準賃金
二〇歳（勤続二年）三万六五〇〇円
二五歳　四万七五〇〇円
三〇歳　六万一〇〇〇円
三五歳　七万一五〇〇円
四〇歳　八万一五〇〇円
◇造船総連
定期昇給コミ　一万円賃上げ
標準賃金
一八歳　三万円
二一歳　三万四〇五〇円
二五歳　四万〇〇五〇円
二九歳　四万六八五〇円
三三歳　五万四四五〇円
三七歳　六万三〇五〇円
四一歳　七万二八五〇円
◇全化同盟
賃上げ要求　一七%以上（七〇〇〇円）
年齢別最低賃金
一五歳　二万五〇〇〇円
一八歳　三万円
二二歳　三万八〇〇〇円
二七歳　五万円
三二歳　六万二〇〇〇円
三六歳　七万二〇〇〇円
四〇歳　七万八〇〇〇円
◇交通労連
一七%　九一〇〇円の要求
◇全食品同盟
二〇%、八〇〇〇円以上の賃上げ
◇全官公
鉄道労組　一八%　一万一〇〇〇円
全郵政　一九%　一万円
日林労　一万〇五〇〇円

同盟の賃闘経過と総括

同盟傘下組合の賃金要求は二月ないし三月から始まった。電労連の場合には二月二八日に要求を提出し、四月下旬に妥結を予定していたし、自動車労連の場合には四月から交渉にはいる、造船総連は三月一六日に要求を提出し、四月二〇日から二五日をヤマ場に予定していた。これらの組合はいずれも春闘共闘にくらべると早期妥結を予定していたが、金属、化学などを中心に春闘共闘の各組合がイニシアチブをとって闘争をすすめ、同盟系はこれに追随する傾向がつよかった。

そのなかで、海員組合は最も早く昨年末に要求を提出し、一月一四日から交渉を開始し、三月末の協約期限ぎれを妥結のメドにしていた。具体的には三月一三日外航関係の大手二一社でつくっている外航労務協会および中小五三社でつくる外航中小船主労務協会は全日本海員組合と団交し、船主側は、はじめて賃金回答を行なった。

内容は定期昇給をのぞき諸手当こみで一万八七八円（うち乗船本給九三三七円）の要求にたいして、大手、中小平均で六七二四円（乗船

本給はうち五九一三円）といったほぼ前年なみの回答であったし、休日増加も組合要求の六日休日増加にたいし二日増、死亡補償二〇〇万円増の要求にたいして一〇〇万円増にすぎなかった。

交渉はさらにつづき、三月二五日からひらかれた第八回交渉で船主側から、

①乗船本給平均　六八二六円（昨年は五七八〇円）本人本給では一〇%プラス一五〇〇円

②付加休暇は年間二日増

③災害補償の最高四〇〇万円

④鉱油兼用船手当として一律に四〇〇〇円支給

の回答があった。それにもとづき組合側は緊急中執委をひらき、二六日午前二時すぎこの提案を受諾し、賃金問題は早期に解決した。三月三一日の労働協約有効期限を五日ものこしながら妥結したのは、海員組合はじまって以来のことだといわれる。

【同盟の賃金闘争総括（抜粋）】　七〇年代幕あけの闘いとして進めてきたわれわれ同盟の春の賃闘は、四月下旬を全体として最大のヤマ場として盛り上げ、五月中旬にほぼ終結した。

今年の賃闘は、一口でいえば大幅賃上げのムードをそのまま実現して行った賃闘であったが、われわれが挙げた成果を数字によって示せば、五月二〇日現在までに報告のあった一、五二七組合についての妥結額算術平均は八、八四八円であり、この額は、昨年五月一三日現在の一、五一三組合、その平均六、八四〇円に比し、二、〇〇八円上回わるものとなっている。また右のうち、一万円以上の妥結を獲得した組合数は二八〇組合を数える。

しかし以上は極く単純に算術平均で求めたものであり、これで同盟全体を推し測るには問題があるとしなければならない。従って中闘事務局では、別途に同盟各構成組織を代表すると思われる計二四五組合を抽出し、それぞれ組合員数、基準内賃金等の基礎資料を求め、やや詳細な集計を行なって前出の数値と比較検討を行なった。すなわち、抽出した二四五組合については組合員数計七六七、三二一名、その賃上げ前の基準内賃金は算術平均で四四、〇九九円、加重平均で五一、八〇六円であり、これに対し賃上げ額と率はそれぞれ算術平均で九、〇七五円、二〇・六%、加重平均で九、〇九一円、一七・五%である。これからすればこの二四五組合は大企業労組を主としているが、その賃上げ額の算術平均と加重平均との間には殆ど差はない。同様に前の一、五二七組合についての算術平均値もその加重平均値と大差はないものと推測される。かつ、その組合員数は春の賃闘を組織した組合員数の大部分をカバーすると考えられるので、算術平均値八、八四六円はほぼ同盟全体としての平均値に近いものと判断してよいであろう。

かくて、本年春のわれわれの賃闘成果は八、八五〇円程度、一七・五～二〇・〇%程度の賃上げであると判断する。

これは、われわれが設定した獲得目標（一七%、定昇を加えた標準ケースで九、〇〇〇円、二〇%）をほぼ達成したことを示している。本年賃闘の成功は、このようにかつてない記録的なものであった。（以下略）

3　IMF・JCの賃金闘争

IMF・JCの賃金闘争に参加した組合のほとんどが、春闘共闘委ないしは同盟の中央賃金闘争委員会のたたかいにも参加していた。とくに本年は、IMF・JCの中心的組合である鉄鋼労連は依

第150表　同盟'70年賃闘サンプル組合妥結結果中間集約

（1970年5月20日現在）

単産名	組合数		ベース		要求額		妥結額		賃上率		'69年妥結額	
		組合員数	単純	加重	単純	加重	単純	加重	単純	加重	単純	加重
全金同盟	89	112,437	445,32	46,100	11,148	10,903	9,738	9,666	21.5	21.0	7,285	7,317
海員	2	58,212	61,935	66,231	11,250	111,029	8,536	8,939	13.9	13.5	7,990	7,628
自動車労連	19	58,111	39,124	42,106	7,384 +α	7,129 +α	7,678	8,555	19.6	20.3	6,231	6,777
電労連	9	126,617	61,099	61,163	11,500	11,000	9,155	9,178	15.0	15.0	7,011	7,059
一般同盟	26	14,031	40,214	39,262	9,667	8,658	8,962	9,002	22.3	22.9	5,507	5,193
全化同盟	48	41,478	41,406	38,461	10,131	9,140	8,839	8,931	21.0	23.0	6,758	7,035
交通労連	15	36,190	41,811	40,856	9,695	9,728	8,357	8,488	20.0	20.8	6,326	6,248
造船総連	18	75,680	45,314	48,993	10,000	10,000	9,400	9,491	20.7	19.4	8,324	7,318
全炭鉱	4	11,542	47,639	43,758	10,125	9,637	6,916	6,207	14.5	14.2	5,634	5,026
全食品同盟	5	4,034	40,061	35,162	11,942	10,743	9,216	8,557	23.0	24.0	6,199	6,367
同盟全紙パ	2	3,081	47,394	48,059	10,175	9,231	9,269	8,801	19.6	18.3	6,796	6,679
資源労連	2	2,085	42,286	42,593	9,500	9,815	7,775	7,948	18.4	18.7	5,920	6,626
三菱重工労組	1	80,881	54,978	54,978	10,000	10,000	9,500	9,500	17.3	17.3	7,300	7,300
凸版労組	1	5,700	38,301	38,301	9,193	9,193	7,904	7,904	20.6	20.6	5,642	5,642
鉄労	1	76,000	59,200	59,200	11,000	11,000	9,128	9,128	15.4	15.4	7,129	7,129
全郵政	1	37,983	51,465	51,465	10,000	10,000	8,392	8,382	16.3	16.3	6,336	6,336
日林労	1	13,084	54,840	54,840	10,500	10,500	8,696	8,696	15.6	15.6	6,557	6,556
電々新労	1	174	48,141	48,141	9,000	9,000	8,061	8,061	16.7	16.7	6,052	6,052
全体	245	767,321	44,099	51,806	10,270	10,200	9,075	9,091	20.6	17.5	6,885	7,004

〔備考〕　海員の組合数は内外航の交渉単位。同盟調べ。

然として賃上げのブレーキ役をうけもたされたし、電機労連も要求額が他単産より小さく積極的なたたかいをくむことができなかった。そのためにかつてはJC春闘といわれたこともあったのだが、ことしはIMF・JCとしての特色をだすにいたらなかった。IMF・JCは「四五年度賃金闘争の推進について——最近の情勢とわれわれの主張」と題する賃金白書を発表した。

【IMF・JCの賃金白書（抜粋）】

1　国際経済の情勢（略）
2　日本経済の動向（略）
3　金属産業の現勢（略）
4　賃金の現状と問題点
(1)　賃金の現状（略）
(2)　JCの賃金政策

JCがこれまでの賃金闘争に際してかかげてきた統一的な賃金目標は、次の4項目であった。

(A)　高度な工業国にふさわしい高い水準の賃金の実現
(B)　仕事に結びついた賃金率の実現
(C)　物価の上昇に脅かされない賃金の実現
(D)　社会の進歩にみあった国民生活の向上

以上の4目標は、いずれも大幅な賃金水準の上昇によってはじめて達成しうるものであると同時に、賃金制度上の主要な問題点の抜本的な改善をも必要とするものである。われわれは、四五年賃金闘争ではひきつづきこの統一的な賃金目標を基本にして、大幅要求を組みたてることにする。そして、賃金政策の研究をすすめることとして、さらにこれを具体化するものとして、賃金政策の研究をすすめることになるが、その骨格としては、すでに各組合が策定中の賃金政策の共通項を整理して、おおむね次の三点に集約されよう。

①　最低保障賃金

成人労働者に対しては、最低の職務に従事しても、勤続のいかんを問わず、健康にして文化的な標準世帯の生計を維持するに足る賃率が適用されなければならない。

②　公平かつ適正な格差

賃金の体系は、最低保障賃金を土台にして、同一労働・同一賃金の原則にもとづく公平かつ適正な格差をもって、上づみしたものとする。その場合の賃率は、年齢・学歴・勤続その他の属人的条件に支配されることなく、もっぱら従事する職務や職種、またはそれを遂行するに必要な能力や熟練度によって決定される。

③　労使自治の原則

賃金その他の労働条件は、労使対等の原則のもとで、団体交渉によって決定されねばならない。賃金抑制を狙いとする所得政策など労使自治の原則にもとる第三者の介入に、断乎として反対する。

以上の3項目は、いずれも政策立案に当っての原則とされるべきものである。これを具体化していく過程では、たえず組合員の合意と納得のもとですすめていくことが大切である。組合民主主義を徹底することによって賃金政策ははじめて組合員のものとなり、要求の実現に対してつよい支えとなるからである。

5　JCの基本的態度と方針
(1)　情勢の総括とJCの見解（略）
(2)　四五年賃金闘争にのぞむ態度と決意（略）
(3)　具体的なすすめ方

大綱的には次の日程によってすすめることとするが、適時適切に賃金闘争連絡会議を招集したえず情勢の変化に機敏に対応させながら、弾力的な態度でこれを調整していくこととする。

①　JCの要求基準

JCは、六七年から賃金闘争へのとりくみを始めて以来、一貫して二〇%前後の平均要求基準のもとで、賃金闘争を推進してきた。そして、六九年の賃金闘争では、賃金体系の近代化と水準の計画的な上昇のためには、平均要求によるよりも、むしろ個別賃金決定に対応しうる要求基準の策定が必要であることを認め、今秋の第八回総会の決議により、賃金政策研究委員会を発足させたのであった。

しかし、発足早々のことであり、賃金政策委員会による個別賃金の要求基準をうちだすにいたらないので、今後もひきつづき検討をすすめることにし、七〇年賃金闘争では、従来通り二〇%前後を要求基準として、各組合とも討議に入ることとする。

② 要求の討議と集約（略）
③ 要求の提出と団体交渉（略）
④ 闘争の本格段階（略）

4 六九年一時金闘争

六九年春闘が戦後最高の賃上げによって幕をとじると同時に夏期一時金の闘争がはじまった。私鉄総連は五月に年間二五万円の要求を提出し、その他の組合も五月末から六月上旬までにほとんどが要求を提出している。本年の一時金闘争は、闘争の余勢をかって基礎賃金の上昇にプラスして若干の基準月数の増加もみられた。主要単産の要求はつぎのとおり。

要求内容

私鉄総連　年間二五万円
全国金属　三ヵ月以上または昨年末を上回る額
合化労連　三ヵ月以上
化学同盟　二・五ヵ月以上および昨年実績以上
新聞労連　三ヵ月以上
全金同盟　前年同期の支給率十アルファ

第151表　1969年夏期手当妥結結果

	会社数	全額			増加率	
		69年夏期	68年夏期	68年末	対68年夏期	対68年年末
硫安	11	136,963	93,347	109,524	20.3	2.5
化学	35	152,070	103,396	115,836	18.9	6.1
紙パ	16	130,213	81,012	91,099	22.8	9.2
セメント	11	125,286	88,673	103,745	21.5	3.9
鉄鋼	17	110,588	76,887	96,318	22.7	△ 2.1
造船	17	132,546	98,441	108,794	24.5	12.6
重電機	12	105,133	75,229	94,693	28.5	2.1
通信機	12	117,168	83,950	102,742	25.6	2.7
車輛	4	120,000	88,220	102,000	28.4	11.0
産業機械	11	155,876	101,991	123,855	29.6	6.7
自動車	12	116,896	92,590	100,967	14.7	5.2
石油	10	165,857	126,356	127,180	14.0	13.2
鉱山	8	129,286	74,500	83,038	22.4	9.8
私鉄	14	103,929	84,174	116,819	11.5	△ 19.7
電力	9	162,754	96,944	114,778	18.4	0
計	199	130,709	91,963	107,013	20.9	3.9

〔備考〕　日経連調べ。

定時間月収の二・二ヵ月分以上
全繊同盟　年間協定　四・五～五ヵ月分
新産別　年間五ヵ月以上
全造船機械　二・七ヵ月以上または一三万円以上
紙パ労連　三ヵ月以上
全国自動車　年間で四・五ヵ月以上

夏季一時金妥結額の特徴

単産の基本方針によると、要求支給月数はほとんどふえていないが、単組の獲得月数はわずかながらふえ、したがって金額においてはかなりの増加をみせてきている。六九年夏期においても同様であって、日経連調査の一九社平均によると、金額で一一万一一七九円、前年同期に二〇・九%増、前年年末一時金にくらべても三・九%増となっている。すでに夏期手当金が年末手当金よりも少額であるという公務員型を民間企業の場合には完全に払拭し、つねに前期プラスという形式が一般化してきたことをしめしている。

年末一時金

六九年末一時金も、八期連続増収増益という経済情勢を背景にして順調に妥結にむかった。各組合の要求は、

鉄鋼労連　年間手取二七万円　税込み三〇万円、冬夏半々。
全国金属　三ヵ月以上
電機労連　年間五ヵ月以上
全造船機械　三ヵ月以上
全金同盟　前年同期の二〇%増、定時間月収の二・五ヵ月以上
全電線　二・七ヵ月（査定分をのぞく）
合化労連　年末三ヵ月、年間六ヵ月
化学同盟　三ヵ月以上、昨年度を下まわらない月数要求
全石油　年間五ヵ月以上
ゴム労連　年末三・五ヵ月、夏は新賃金の二・五ヵ月、計六ヵ月
紙パ労連　基準内賃金の三ヵ月分以上
全国セメント　年間六ヵ月以上
食品労連　前年実績以上
電労連　年間六ヵ月
新聞労連　三・五ヵ月
全倉運　基準内賃金の三ヵ月以上、男二七歳一五万円、女二二歳

第152表　1969年年末一時金妥結状況

	社数	69年年末妥結額	68年年末妥結額	68／69妥結額比
		円	円	%
硫安	11	136,145	109,524	24.3
化学	35	141,861	115,836	22.5
紙・パルプ	16	111,259	91,099	22.1
セメント	11	127,141	103,745	22.6
鉄鋼	17	126,644	96,318	31.5
造船	17	138,465	108,794	27.8
重電機	12	114,807	94,693	21.2
通信機	12	124,644	102,742	21.3
車輛	5	129,000	102,000	26.5
産業機械	11	155,005	123,835	25.2
自動車	12	118,435	100,967	17.3
石油	10	145,283	127,180	14.2
鉱山	8	111,989	83,038	34.9
私鉄	14	129,314	116,819	10.7
電力	9	135,778	114,778	18.3
計	200	130,870	107,013	22.3

〔備考〕　日経連労政部調べ。

九万円以上

日建協　最低保障　基準内賃金の四ヵ月

要求はだいたい一〇月末から一一月上旬までのあいだに出揃い、下旬において妥結にむかった。その間はげしいストライキはほとんどなかった。民間産業においては公労協、公務員組合にくらべれば、選挙についての関心はうすいのだが、それでも一二月選挙をひかえて早期妥結の意欲がつよかったし、それにたいする経営者側にも好況過程にあること、および来春闘の前に紛争をおこしたくないという気持がつよく、比較的、高額で早期の妥結となった。

日経連の調査でも六八年年末にくらべて二二・三%の増加となっており、春闘の賃上げ率よりも高い。これもここ数年の傾向ではあるが、賃上げよりも一時金の増加率が高かったのである。

業種別にみると放送、新聞、建設（一八万円）などが例年のごとく高額であり、これに金属機械、化学、百貨店、造船などがつづいている。

この一年をつうじて、年間協定をとる組合がふえている。それには、春闘の長期化による年間の闘争日数の増加によって、一時金を二回闘争することが困難になってきたという事情もあるのだが、各年の一時金の増額率をみると、年間協定額を上回る傾向があるということは、一つの反省材料だとおもわれる。

【参考資料】(1)総評「一九七〇年度運動方針」、(2)春闘共闘委員会「春闘構想」「賃金白書」、(3)『総評新聞』、(4)全国金属機関紙『全国金属』、(5)全農林機関紙『農林新聞』、(6)全逓機関紙『全逓新聞』、(7)全日通機関紙『日通労働』、(8)同盟「賃金白書」「賃金闘争の総括」、(9)ＩＭＦ・ＪＣ「賃金白書」

VI 合理化反対闘争

概要□労働組合全国中央組織の反「合理化」闘争方針═総評／同盟／民間産業における反「合理化」闘争═鉄鋼労連／全造船機械／合化労連／私鉄総連／全鉱／炭労／公共産業における反「合理化」闘争═国労・動力車／全逓／全専売／全駐労

概要

一、労働組合全国センターの反「合理化」闘争の方針としては、とくにつぎの点が注目される。総評は、「合理化」の結果にたいする闘争のみならず、「合理化」の原因にたいする闘争をも重視し、そのためには事前協議と職場闘争に力点をおくことを強調した。と同時に、時間短縮、労働災害、職業病にかんする要求を具体的に設定した。これにたいして、同盟の方針にも個々の点では前者と共通の事項をみいだしうるが、「合理化」にたいして〝建設的に対処〟することを強調する点で決定的に異なっており、その特徴は産業政策の設定にたいする重要な差異をも生みだしている。

一、民間産業における合理化は、解雇をともなわぬ場合にも、むしろその場合よりいっそう日常化しており、より木目の細かいものとなっている。したがって労働組合側の「反合理化」闘争も、日常的に、かつ木目の細かい展開を示さざるをえない。そのなかで、鉄鋼労連の闘争は、時間短縮と安全を中心として展開された。とくに時短は、労連の懸案の事項であり、四組三交替の実施をめぐる条件交渉の展開が注目される。全造船機械の場合は、省力化にともなう労働条件の悪化に対抗する闘争（残業規制、配転のチェック、交替制の条件規制など）が中心となっている。造船・機械工業より以上に産

業再編成のテンポが激しい化学工業界にあって、合化労連は、時短、要員確保、健康・安全の維持、福利厚生施設の向上・維持などについて、先進的闘争—到達闘争を組みあわせた反「合理化」闘争を推進している。

一、造船・機械工業や化学工業などにおいても、産業再編成による限界的企業自体の〝整理〟が問題になっている。その場合には、最低限の雇用確保のための闘争が重要になっている。この点は、いわゆる過疎地帯をも市場とする中小企業の多い私鉄総連、スクラップ化の圧力が部分的に強くかかっている全鉱において明瞭である。このなかにあって、松尾鉱山の闘争は、退職金の若干の増額、再就職の斡旋を確保するところで収束せざるをえなかった。こうしたスクラップ化にたいして、炭労は新しい「国有化」闘争によって抵抗しようとしている。

一、公共産業における合理化はますます多数の産業に拡大しつつある。国労・動力車は「一六万五〇〇〇人合理化」にたいする態勢づくりにはいると同時に、ＥＬ・ＤＬ（電気機関車、ディーゼル機関車）一人乗務と時間短縮をからめて激しい反「合理化」闘争を展開した。全逓は、自動読取機などの導入にたいして、時短と「合理化九項目」を先行解決するよう努力した。また全専売では、工場の統廃合・二交替制などをめぐる闘争が始まり、反合理化のための初のストライキが実施された。

1　労働組合中央組織の反「合理化」闘争方針

総　評　六九年第三八回定期大会において、総評は「主要闘争目標」として第一に「生活向上の闘い」——賃金闘争、全国全産業一律最低賃金制の確立、社会保障の拡充および労働者福祉の改善——を明確にしたあと、それにつづいて第二に「合理化反対の闘争」を問題にし、「合理化反対闘争の基本態度」、「労働時間短縮の闘い」および「労働災害、職業病の闘い」について、つぎの諸点を強調した。

【総評の「合理化反対闘争」の方針】(1)「合理化反対闘争の基本的態度」については、企業合併、技術革新、新労務管理の徹底化などの合理化の進行は、労働者だけでなく、その家族、地域住民および自治体をも巻き込んでいる、とし、「われわれは今日まで反合理化闘争を生命と生活を守るたたかいの主要な柱としてとりくんできたが、なかでも国際紛争の激化や、高度経済成長政策の進展にともない、国際競争力の強化とか、企業競争とかの名目の下に、寡占体制への国家政策が浸透していることに重大な関心を払ってきた」ことを強調したあと、つぎのような問題提起を行なった。

①「第一の問題は合理化に対する認識の仕方である」。資本主義体制にとって、「競争力強化、利潤の最大限追求のための大型化、企業合併、技術導入、設備改善などの合理化」は必然的であるが、問題は、「このような合理化が、労働者の犠牲の上に進められ、労働組合の反対をおしきっ

て実施されてきていること」にある。「機械や技術そのものは、労使の対立も、矛盾も生み出すものではなく、多くのプラス面をもっている」が、それが「資本主義的に使用される」点に問題がある。したがって、同盟のばあいとは違って、「われわれは、『合理化は必要であり賛成だ』という結論を先行させ、そのつぎに労働条件を下げる部分は承認しない、という態度はとらない」。日産・プリンスの合併の際には、「労働条件の比較検討も許されずに、力ずくで合併という結論が先に押しつけられた」し、ZD・QC運動の導入のばあいにも似たケースがみられる。「資本がどのような理屈を並べようとも、合理化は搾取強化の手段に間違いはないから、われわれは要求を出してたたかう。この要求のみたされないかぎり、合理化の提案は認めないという立場をとる。要は、結果に対するたたかいだけでなく、われわれの側の主体的条件と客観的条件の許す最大の努力を傾けて、原因に対するたたかいをくまねば、犠牲を最小限にくいとめることはできない、という点にある」。

②「第二の問題は、反合理化闘争は事前に対策をたてることが困難であるとともに、妥結後の追跡調査がゆきとどかないことへの反省である」。反合理化は、受身の闘争にならざるをえない。「理論的にも、具体的な実施の上でも、組合側の対案を作ることはなかなか困難である。それだけの調査機能もないし、経験も少ない。したがって、日常の職場の点検、職制とのたたかい、労働者の敏感な対応の姿勢などを強めて、できるだけ経験の交流を行なうことが大切であろう」。「協定を行なっても、作業に入ってみたら、作業量も配置人員も、組合側の想定とは大きく違っていたりすることがしばしばある。合理化は、経営協議会や事前協議の席上で提案されるのが普通のケースだが、事前協議制を協議決定の場とせず、提案の内容と意図と将来の構想をも含めて詳細に引き出す場として活用し、団体交渉を通じて追及—協定できるようにしておく」。

③「第三は、合理化の推進は組合の組織的な抵抗力を弱めるための工作（丸がかえ協力か、それができない時の分裂工作など）と個人を掌握するための工作（個人的な利益誘導や労使協調の思想攻撃など）とが必ず併行して進められるものであるから、このような硬軟両様の労務管理に対する組織対策を、具体的に検討する」。

④「第四には、合理化による実害歯止めのたたかいも、労働時間と労働密度、保安確保、配転の完全合意制や、休暇の権利、休憩時間の自由使用など、尻抜けにならないよう、具体的に細部にわたる協定の締結が必要である」。

⑤「第五に、反合理化闘争の重要な柱として、産業別の統一的なとりくみと、職場における抵抗闘争がある」。産業別再編成に対しては、企業レベルのみの闘争には限度がある。また再編成によって、中小企業の系列化・下請化、倒産、系列労働組合の弾圧などが進められる。そこで、「大企業、中小企業の共闘を、産業別組織として促進し、産業別労働組合の統一指導の強化をはからねばならない」。「職場は、搾取の諸手段が直接に組合員と対立する場であるから、職場闘争によって労働強化に反対し、個々の労働条件を守ることが、合理化反対の闘いの基盤である。事前協議制や協約闘争を合理化に対する事前の歯止め」とすれば、「職場闘争は、協約、協定、慣行が、企業によって一方的に拡大あるいは縮小解釈されたり、無視されたりすることを防止するための、現場の網の目であり、事後の歯止めといえよう」。

さらに、「反合理化闘争の横断的な連繋強化をあげておかなければならない」。国労・動力車労組の闘争をはじめ、中小私鉄の赤字路線廃止、地方公営企業の赤字対策、公務員の定員法と定年制、炭労の国有化、全鉱の硫黄鉱山閉鎖、医療労働者の看護婦夜勤闘争などは、地域ぐるみの闘いとして展開された。「この地域共闘とともに産業相互に共闘体制を確立して、総評に設けた合理化対策委員会の任務を、より一層発展させ、世論を巻き込んだ政治闘争として進めることが必要となっている」。

(2)「労働時間短縮の闘い」については、「時短要求は最も緊急の課題となっている」と規定し、「時短闘争として追及する基本的課題」として、つぎの七点を掲げている。①「統一要求は、週四十時間、週休二日制、四組三交替制の確立、休日、休暇の増大、休憩時間の完全確保、年次有給休暇の拡大、残業規制、夜勤制限とする」。②「労働時間の短縮は、人員をふやし、賃下げのともなわないものであること」。③「生命と健康を守る

たたかいと結合し、……賃金闘争と一体となって闘うこと」。④「生産の拡大、設備の近代化にともない交替制勤務が増大しているので、経済的理由による交替制の導入に対してはこれを阻止し、公共上あるいは生産の技術的条件による交替制勤務については、十分な要員をともなう四組三交替制を獲得すること」。⑤「残業をなくす闘いとともに、最低三五%以上の時間外割増率の大幅引上げと休日手当、交替手当を獲得すること」。⑥「産業別統一闘争として全組合が要求を出し、各単産とも産業の労働条件と環境のなかから独自要求をたててストライキをもってたたかいとる体制がなくてはかちとれない。労使専門委員会などで資本に引き延ばされることなく、実施時期、内容を具体化した団交を主体に取りくむこと」。⑦「時短闘争は短期に決着できない一面をもっているので、長期にねばり強く要求が実現するまで追求すること。……また時短闘争の強化と相まって、基準法改正の闘いを全労働者の統一闘争として推進する」。

(3) 「労働災害、職業病の闘い」については、まず、「六九年春闘のなかでは、労災補償死亡五〇〇万円以上を統一要求として闘い、五〇〇万円獲得した労働組合は一七組合に達した。額においては大きな成果をあげ、広範囲にわたって労災闘争の定着がみられたが、法制との闘いはまだ十分でない」。しかも、「職場の安全闘争をみるとき、まだ多く資本家の手による本人の不注意を起点とする安全運動（緑十字グループ運動）が行なわれているが、これは資本家のギマンであることを明らかにしなければならない。労働災害の大型化、深刻化、職業病の多発の現状は、技術革新に対応する安全衛生対策の放置と合理化攻撃の強行から生みだされた」とし、「当面、つぎの諸点を中心に闘う。」ことをあきらかにした。

すなわち、①死亡補償一時金三〇〇万円以上、傷害補償四〇〇万円以上（一～三級）、休業補償一〇〇%、災害による解雇反対を要求し、協約化させる。協約締結にあたっては、民事訴訟を放棄するような内容では絶対認めない。②労災法改正――労災保険法の給付基準は、交通災害補償などに比していちじるしく立ち遅れており、その抜本的改正を政府にむけて要求するとともに、労働者全体の統一闘争として闘う。③労働災害は、資本の安全対策の放置に原因がある。だから、責任を労働者に転嫁するごとき「安全運動」やZDなどによる締めつけを排除し、災害防止のための「安全投資」を要求して闘う。④点検活動は、職場要求とあわせ安全設備と環境関係諸法令の完全実施、違反摘発、改善要求を産業別に闘う。各産業別本部は、点検・改善要求基準を明示していく。⑤職場の安全衛生委員会を、労働者の生命と健康を守る闘いの場として、労働組合は労働者側委員をその先頭に立てて闘いを進める。⑥災害原因調査に労働組合は積極的に取り組み、その原因追及を行なう。重要災害には、抗議の実力行使、大衆行動を組織する。⑦使用者の責任を追及し、積極的に民法上の損害賠償請求の裁判闘争と取り組む。労働組合は被災労働者、遺族の正当な権利を擁護して闘う。なお、刑事責任を追及すべきときは、告訴・告発などについても積極的に取り組む。また総評弁護団などとの連携を強化する。⑧中央・地方の労働基準審議会委員、労災審議会委員、じん肺審議会委員、労災保険審議参与、労災防止指導員など、各種委員の活動を、より組織的・統一的に積極化していく。⑨職業病、とくに合理化病ともいうべき腰痛症、肩腕症候群（キイパンチャー病）、白ろう病、けんしょう炎などの労災の業務上認定の枠を拡大するために、全国的・全産業的・統一的・組織的な闘いを進める。⑩「通勤途上」災害は、労災補償の枠に入れる闘いを進めるが、当面は「企業内業務上」の闘いを進める。⑪臨時工、下請けなど、未組織労働者にも労災協定を適用させ、そのための闘争を、各産業別、県本労働者安全センター』の任務は一層重要度を増した。われわれは、この組織を拡大・強化するとともにその活動を推進・援助していく。⑬すべての組織は労災問題について学習活動を強化し、経験交流、研修会などを開き、闘いの理論水準の向上につとめる（総評、六九年定期大会議案による）。

同盟

七〇年二月の第六回全国大会において、同盟は、「一九七〇年代は変化と飛躍の時代であり、その中で革新への具体的な前進を実現すべき時代である」とし、そのなかで、組合・産業・政治・国際的民主主義にもとづく同盟の果たすべき役割

をあきらかにし、つぎのような「労働条件・生活向上の闘い」を強調した。①「長期賃金計画とその実現」――「労働時間短縮と休日増加の闘い」を含む――、②「産業政策を軸とする諸活動」、③「産業安全衛生の確保」、④「公害対策活動、交通安全運動への取り組み」など。

そして、「産業政策を軸とする諸活動」のなかで、「個別産業政策の充実とその総合」、「問題別政策の具体化」を明らかにし、「近代的展開と明るい職場の実現」において、①「労働力の量的不足と構造的問題を解決して……、完全雇用を実現するために、……産業部門間の労働力構成を適正化すること、労働力の円滑な流動をはかる措置として労働条件の抜本的改善、再就職対策、職業教育・訓練、技能検定等の制度を拡充整備すること、以上の諸対策を立案推進する政労使による雇用問題の協議の場を設けることを要求してきた」。②「急速な産業構造の変化は雇用問題上の摩擦についてはもちろん、職場の労働態様や、労働条件に多様で複雑な影響を与えている。一般的に合理化といわれる、これらの諸問題に対して、われわれは従来、生産性向上四原則ならびにこれをさらに具体化した産業政策活動五原則をもって建設的に対処してきたが、今後ますます加速化する産業構造の変化とそれによってもたらされる諸問題に対しては、右の原則を基本とし、積極的に事前の団体交渉あるいは労使協議を要求し、労働者への犠牲を断固排除するとともに、雇用の確保、よりよい労働条件、働き甲斐ある明るい職場の建設に邁進する」。③「今日、合理化問題として生起している諸問題に対しては多角的な対策活動が必要である。直接の労使関係についても、雇用をめぐる諸問題、賃金、一時金、退職金、年金等、広義の賃金、労働時間、交替制、休日休暇、安全衛生、苦情処理制度、福利厚生等の労働諸条件から、その他労働組合の権利に関する諸事項を含めた労働協約事項の全般に及んでくる。われわれはこれらの諸問題について、組合員の意識を高め、組合の目標を明らかにして、労働者の生活と権利を守り向上させなければならない」。④「しかしながら、今日の合理化問題の困難さは、企業や産業の枠をこえた解決を必要とすること、さらにはそれぞれの問題についてきわめて専門的な知識をもって対処しなければならないこと等によって追加されてきている。われわれは各級組織の機能を有機的に結合して、総合した力を発揮し、新しい合理化問題に対処する組織の体制を強化していかなければならない。」としている。

さらに、「産業安全衛生の確保」については、「労働災害による死傷者、職業性疾病は今なお多数に上っており、また急激な技術革新に伴い従来とは異質の安全・衛生上の問題も発生している。このため、①国の産業災害防止、産業衛生確保のための施策の確立強化を要求し、またその実施を監視する。②構成組織、地方同盟における産業災害防止、産業衛生確保のための対策活動の強化をはかる。また、コンビナート等企業集団における対策を進める……。③労働災害、職業病に対する補償はきわめて劣悪であり、人命軽視も甚だしいといわざるをえない。われわれは労働者の生命と健康とが何ものにも優先する立場から産業安全衛生の確保をはかるとともに、労災補償の大幅引き上げ、身障者対策の強化を闘いとる。④労働災害防止団体等との協力、教育宣伝活動、ILOにおける活動への協力を進める」としている。さらに「社会福祉のビジョンと政策の確立」を訴え、「昨年度来、運動方針の具体化のため設置されている『福

社ビジョン委員会』の活動を継続強化して、長期賃金計画、産業政策と並ぶ第三の柱としての、同盟福祉政策を明らかにし、その実現をはかっていく。……福祉ビジョンの政策の方向づけと相まって、これに包含される各社会保障制度の改正と拡充については、当面、それぞれ次のとおり既定の方針の実現をはかる。

①医療保険、医療制度の双方にわたって、医療保障制度の抜本改正を進め、国民の健康保障へと前進せしめる。②厚生年金保険をはじめ、各種年金制度における年金水準の立遅れと不均衡を解消し、また、保険主義偏向を是正するなど、制度の抜本改正を推進する。③労災保険の全面適用、給付条件、給付水準の大幅改善を実現するとともに、業務上災害の判断基準を改正する。④失業保険の全面的適用、給付条件、給付水準の改善を行ない、失業中の労働者の生活を保障するとともに、近代的雇用の創出に効果ある制度とする。⑤児童憲章具体化の一環として児童手当制度の早期実現をはかる。⑥公的扶助を改善する」ことを強調する（同盟、「七〇年度運動方針」による）。

2　民間産業における反「合理化」闘争

鉄鋼労連

六九年七月の定期大会において、鉄鋼労連は七〇年度の運動方針として、つぎの五点にわたる「運動の基調」を明らかにした。「①産業別組織を強化する、②経済闘争を重視する、③労働者の社会的地位の向上をめざす、④合理化には〝いのちを守る闘い〟を対置し、犠牲排除と成果配分で、⑤中期の展望にたっての組織体制の再整備。」そしてこのなかの合理化反対闘争については、つぎのことを強調した。

すなわち、「今後ますます激化するであろう企業間競争の中で極限に挑戦する合理化が進行していきます。／そしてそれは生産の面でも、また労務管理の面でも一層鋭さを加えてくるでしょう。／合理化の進展にともなう〝人間疎外〟に対してわれわれは体制を強化し、むしろ技術革新を産業経済の発展と労働条件の向上、国民生活水準の発展に役立てていかなくてはなりません。／〝人間性を回復〟する闘いは、まず何よりも尊重されなくてはならない〟〝いのちをまもる闘い〟からはじまります。／生産第一主義、機械のスピード化は必然的に労働災害を激増させています。……合理化に対してわれわれは、労働者の犠牲排除と成果配分をかかげて積極的に取り組みを展開します。その中においては組合役員、特に、専従役員の日常的な職場組合員との接触をつよめ、苦情処理に徹する活動が大切です……」。

このように、「苦情処理」とともにとくに強調されている労働時間短縮闘争について注目しておこう。鉄鋼労連が「四直三交替、週四二時間制」の要求を決定したのは、六一年の第二一回定期大会においてであった。それにもとづいて、六二、六三両年の春闘時代において、正式に要求したが、各社において「時間尚早」を理由に拒否されてしまった。これにたいし、鉄鋼労連は六四年の臨時大会において、

「現実的で実現可能なもの」としての中間目標を設定することとし、「四週に一回、週二日休日」を要求した。それにたいして経営者側では八幡のみが「時短のための話合いの場を持ってもよい」という態度を表明したにすぎなかったが、それを契機としてやっと労使間の問題として注目されるにいたった。他方、同年七月、富士製鉄において、〝新勤務体制〟の実施を前提として労使間で「時間短縮共同調査委員会」が設置され、つづいて六六年までに、八幡、日本鋼管、住金、神戸製鋼、さらに日新製鋼、中山製鋼にも、同様の専門委員会が設置された。

ただし、この専門委員会は予備的な調査活動に終始し、実質的な成果は容易に得られなかったが、これにたいし、労連側は六五年に「合理化共闘委員会時間短縮部会」を発足させ、前述の専門委員会での進行状況の分析のうえに立って、現実的な要求案の再検討にはいった。その結果、基本方針として、「①四直三交替制、週五日労働、二日休日制の確立、②昭和四二年春闘から〝統一要求〟として提出し、四二年の秋に実現する」という「骨子」を、六六年の第三回定期大会において決定した。しかし、実際に各労働組合が要求したのは、六八年の春闘時においてであった。

この統一要求にたいして、八幡・鋼管・住金・神鋼などにおいて、つぎのような回答がえられた。「現状において直ちに実現を期し難い問題であるが、より実現性を持たせる意味から、今後、労働時間短縮小委員会を新たに設置して話し合いたい」。その後、この小委員会で交渉が進められた結果、五月に八幡、富士、鋼管において、それぞれ経営者側から「製鉄部門の連操職場において、昭和四五年四月を目標に四直三交替制を実施するよう努力したい」という提案がなされた。こうした状況のなかで、日新製鋼では六月の専門委員会において、労使間でつぎのような了承がえられた。すなわち、これまでの検討・研究のうえに立って、呉製鉄所第二号高炉において、六月二三日～九月三〇日の一〇〇日間、夏期対策の一環として、試験的に四直三交替制を実施する。

さらに六九年にはいって、一〇～一一月に、八幡、富士、鋼管、住金および日新製鋼において、経営者側からつぎのような「四直三交替制」の具体的な実施内容が提案された。「①就業時間八時間、実働時間七時一五分（現行は七時間ないしは七時〇五分）、休憩時間四五分・分割交替（現行五五～六〇分）、②休日八三日（現行六八日）、③一週間の実働時間三九・二〇～二一時間（現行三九・六七～八七、日新の連操職場のみ四二時間）、④就業時間管理――記時器の廃止、⑤要員措置――例、富士製鉄の場合、ネットの見直し、設備改善、作業方法の改善、請負い・外注化、中食交替率の改訂など、⑥給与関係――交替手当五〇〇〇円（現行二七〇〇円）、過勤務支給率の引上げ、深夜労働割増率の三〇％への引上げ（現行二五％）など、⑦実施期日――昭和四五年四月一日、ただし住金、日新は同年一〇月など」。

これにたいし、鉄鋼労連は、六九年一一月、第一回の時短六社共闘会議を開き、つぎのことを確認した。すなわち、「四直三交替の実施、休日の増加、賃金上の若干の措置等、いくつかの点で、われわれの要求にそった提案部分もあるが、一方、休憩時間の縮小、年休の計画的割つけ、食休分割回数の増大、要員の削減方向等で、かなりきびしいものがある。従って、総体的にわれわれの要求と今後の会社提案を比較すればきわめて大きな隔りがあり、到底このままでは認められない。しかし、当面は、一時金交渉に交渉を置きながら

ら、併せて会社提案とわれわれの要求との相違点を整理しつつ対処する」（鉄鋼労連、六九年定期大会議案書および「四組三交替に関する会社回答内容」、総評合理化共闘委「鉄鋼大手『四組三交替制』に関する資料」、労働省『資料労働運動史』による）。

全造船機械

六九年九月の定期大会において、全造船機械労組は、具体的な運動方針として、①「生活向上のたたかい」、②「社会保障と労働福祉のたたかい」、③「生命と健康を守るたたかい」につづいて、④「合理化反対のたたかい」のなかで、つぎのことを決定した。

今日、造船各企業では、労働力不足対策として、省力化投資、マンマンド化（高度集中制御方式による無人化）などを打ち出してきている。しかし、これは従来どおりの労働強化策にすぎず、自動化・機械化によるスピードアップ、メモモーションカメラの利用による標準作業量などの決定という方法で進められてきた。また、最近では電子計算機の利用による生産管理、事務部門における人員削減などが進められており、このことが生産部門での多能工化と配転の条件をつくりだしている。しかし、これにたいして、これまでの合理化反対闘争は、交替制にしても、時間短縮にしても、十分な成果をあげたとはいえない。現に、労働強化の激しさを訴える組合員の声は大きくなりつつあり、しかも労働力確保の方法をみいだせない条件下で、多能工化・交替制・配転はさらに拡大しつつある。これにたいし、労働組合側は、従来の事前協議制を出し、組合側の最終的要求を認めなければ合理化は許さない、という基本的態度をとらなければならない。

まず、①時間外労働の規制については、個人一ヵ月六〇時間の時間外労働協定とし、協定期間は一ヵ月以内とする。②配転については事前協議を十分に活用し、本人の意思を尊重することを第一とし、交替制については、省力化投資の面からも自動化・機械化による二四時間操業は拡大されてくるだろうから、原則として反対の立場をとる。したがって、(1)交替制は廃止の方向で取り組む、(2)やむをえず実施しているところは、人員確保、勤務期間の短縮、健康管理、職場環境の整備の万全などに努力する、③本部は、合理化問題全般について、職種別懇談会、専門的研究会などの新しい合理化攻撃に対応できる研究集会を開催する、④産業再編成下の合理化対策として、旧財閥系企業による中小企業・関連企業に対する系列化にたいし、㋑吸収合併、系列化による労働条件の切下げに反対する、㋺系列化された中小手分会の場合は、同じ条件の分会間交流を行ない、また組織・合理化攻撃が発生した分会にたいしては、本部として対策をたて、闘争を指導する。

さらに、合理化反対のための活動としては、六九年三月に「合理化・安全対策部会」が開かれ、①造船機械産業の動向、②労働時間短縮、③労働強化反対、④労災・職業病の現状と問題点、⑤「安全点検月間」の批判と反省、⑥業務上死亡・傷害にたいする補償の要求、⑦法廷闘争対策、⑧通勤途上の災害対策について検討し、ほぼつぎのことを確認した。

まず、①所定内時間の短縮については、実態を調査して、七月頃再度検討会を開く。時間外労働規制は、六〇時間協定の完全実施に努力する。有害業務の時間外労働規制（六八年七月二四日付、労働基準局長通達）については、会社側の態度を明らかにさせ、原則として協定におい込んでいく。②多能工問題については、労働条件、安全

管理などを明確にさせる。女子の雇用、季節労務者の利用、自衛隊員の研修などは、安全面を含めて検討する。標準作業量の実態を把握して対策を検討する。今後、コンピューター研究会を開き、必要な対策を検討する。③労災補償については、本来は労災保険法の改正による増額を闘いとるべきであって、企業への要求と併行して改正要求を全国的に組織してたたかうべきである。

〔博多ドック〕　博多ドック株式会社は六六年一〇月に一億五〇〇万円の不渡手形を出し、倒産した。その負債額は二三億八九〇〇万円に達した。全造船機械の本部は、対策委員会を設置し、六八年一月まで指導にあたり、一応、更正計画案成立の見通しが立ったので、同委員会を解散した。だが、六九年にはいり、管財人提出の自立再建を基本にした更生計画案と前経営者提出の新会社設立案とにたいする、福岡地方裁判所の調整が失敗し、さらにその後新任された管財人から、徳島造船にたいする営業権譲渡の方向が打ち出され、裁判所もこれを認める結果となった。これにたいし労働組合側は、徳島造船への抗議、管財人にたいする団交、実力行使を含む行動を起こし、債権者にたいしても組合に協力するよう呼びかけた。そして、六九年六月の関係者集会においては、組合側としては約五〇〇万円の債権を確保し、その集会にたいしても、福岡地区労などの支援をえて、積極的に反対行動を行なったが、債権者の三分の二の賛成によって、徳島造船への譲渡が決定した。

組合としては、決定後の対策として、①徳島造船への完全雇用、②退職金の大幅引上げなどの解決資金一人四〇〇万円の要求を決定し、六月下旬から約一ヵ月間、管財人と徳島造船経営者にたいして団交を重ね、つぎのような条件で終結した。したがって、博多ドックの分会は、八月一日より全造船機械徳島造船分会として再発足することになった。——闘争終結の条件　①退職金は現行規定の二〇〇%を支給する。②その他、解雇予告手当を含め、基準賃金の二ヵ月分を支給する。③徳島造船は移籍希望者を全員本工として雇用する。ただし、定年後のものは嘱託とする。④移籍は八月一日付とし、つぎのことを条件とする。㈠賃金、その他の労働条件は、徳島造船従業員と同一にする。㈡年次有給休暇は来年三月三〇日までに五日間支給する。㈢職種は原則として現職種を保障する。㈣六九年末一時金は、賃金の三ヵ月分の六〇%を保障する。

〔福岡造船〕　六八年一二月、経営者側は経営不振を打開するため、組合にたいしてつぎの申入れを行なった。①設計五名、造船一名、営業・資材・会計・総務から三名、計一〇名を臼杵へ転勤させたい。勤続年数は通算する。②食堂従業員三名（臨時雇であるが、パートのようなもので二交替）を整理し、現場雑役三名（組合員、女子）を食堂へ配転したい。③具体的にはこれから検討するが、職員の所内配転（現場へ）を行ないたい。④実施は来年の初めとする。ただし、業務命令など出さずに、できるだけ話合いで解決したい。⑤以上の合理化は、累積赤字（三〜四億円と思われる）の解消、間接費削減のためである。

その後、会社側は組合と話合いもせず、一方的に個人折衝をはじめ、指名した。これにたいし、組合は指名された組合員（一〇名中七名）の意向を確かめ、会社側に団交を申し入れた。さらに会社側がさらに個人折衝によって体制の切りくずしに出てくることを警戒し、「かならず組合へ連絡して、個人で諾否を表明しないこと」の徹底に努力してきた。そして、六九年一月、会社側は転属を拒否し

ている五名（七名のうち、一名退職、一名転属了承）にたいし、各人の自筆による拒否理由の提出を求めてきた。

組合側は、全造船機械本部のオルグを迎えて団交を申し入れ、交渉の結果、つぎのような協定を確認した。①事前協議・協定を締結する。②本人の同意なしには転属を強行しない。③転属後の身分については定年まで保障する。④転属先の労働条件については明示してから話し合う。⑤あくまでも組合との話合いを通じて問題解決に努力する（全造船機械、六九年定期大会議案書および一般経過報告による）。

合化労連

第一部でみた「大型化」にともなう化学工業の再編成、つまり新製品以外の生産部門を含めた企業集中などの進行のなかで、合化労連は六九年七月の定期大会においてつぎのような反「合理化」闘争方針を決定した。①「首切り禁止、事前協議・協定の確立」――六八年に決定した「合化基準案」にもとづき、すでに協定した組合はその完全実施を点検し、協定していない組合は協定獲得に努める。そのため、秋からいっせいに要求に取り組み、昨年成果をあげた組合と交流・共闘を重点的に進める。②「時間短縮、要員確保、労働条件トップレベルへの到達闘争、権利を守り、よりよい労働協約をかちとる」。③「安全・健康な職場を」――健康診断の徹底実施の要求、安全衛生委員会の活用、合化による組合独自の健康調査の統一的実施および労災五〇〇万円以上の統一闘争。④「政策要求の進展」――すでに二月の臨時大会で提案された政策要求の柱を確認し、各業種ごとに研究会活動を強め、対策を継続検討していく。従来のように、企業、地方自治体、政府および国会などに働きかけるだけでなく、化労協や全化同盟および中立の化学労組を含めた全国の化学労組と相談し、要求がまとまったならば、日本化学工業協会をはじめとする資本家団体と、産業別労使会議をもつよう提唱する。

この方針は、新しく決定された前年の方針（本『年鑑』第三九集参照）をさらに発展させたものである。さらに「討議資料」では、「合理化」パターン別につぎのような闘争方式を設定している。

(1) 総合化学企業が新しい石油化学工業に進出すると同時に、既存工場でも新規計画が進んでいる場合は、資本側は巨額の利潤をあげており、組合活動いかんによって抜本的要求が獲得できる条件が十分ある。したがって、労働者側がほとんどしわよせを受けない要求を提出する必要がある。①定年延長――たとえば四〇歳以上の配転者のために六〇―六五歳まで延長する（三井石油化学などでは六〇歳に延長している）、②住宅保障――一定期間以上の勤続者に住宅を分譲する制度をつくる、③職業技術教育、④ホームヘルパー制度、⑤新工場の時短など。とりあえず、新鋭工場から以上の要求を実現し、到達闘争を展開していく。その場合、組合が追い込まれないように、事前協議を活用し、計画を早目につかんで要求・交渉していく。

(2) 既存企業が複数で大型新工場を建設し、主要部門が移動する場合も、(1)のケースと同じ要求が大きな柱となるが、(2)の場合はそれにさきだって同工場における雇用確保を実現しなければならない。なお、現工場が利潤をあげているうちに、したがって新工場の完成前に要求を実現しておかなければならない。

(3) 業種としてのスクラップ・アンド・ビルドの場合は、政府に業種転換資金を要求したり、地方自治体・議会などを動かして地域開発計画を推進したりする必要もあるほか、完全雇用という最低線か

ら出発せざるをえない場合もある。

前年から決定されたこうした闘争方針にもとづき、①秋田石油化学、日東化学八戸工場、東北肥料秋田工場、日本カーバイド魚津工場、日本合成熊本工場、日東硫曹、新潟硫酸などにおいて、昨秋から統一的反「合理化」闘争が展開された。そして、まず新潟硫酸において、前掲「討議資料」参照）をはじめ、大部分の組合がストライキをかけて闘争し、最低限、「雇用確保」を獲得した。②さらに、東北肥料、日東硫曹、日本水素、および秋田石油化学における「集中生産」化によるスクラップ・アンド・ビルドにたいしては、「政策要求」の方針にもとづき、国会・地方議会・自治体対策をすすめ、通産行政が、資本本位ではなく、労働者の雇用確保を前提としてすすめられるようにチェックした。③時間短縮では、ニチバン週四一時間→四〇時間、日本酸素四二→四一、旭ファイバー四二→三九、科研製薬四二→四〇などの成果をおさめた。④労災保障では、昭和電工秩父工場において、四七〇万円——ほかに労災保険八八万円、合計五八五万円——を獲得した（合化労連、六九年七月定期大会資料による）。

私鉄総連

六九年七月の定期大会において、私鉄総連は現段階の私鉄産業における合理化をつぎのように把握している。①踏切・信号・閉塞方式の機械化、自動販売機の導入、②機構改革を中心とした事業所の統合・合併・縮小、路線の休止・廃止および業務の下請化、企業分離、③労務管理の強化、人員の不補充、交替制勤務の増加、労働条件の切下げ、第二基本給・賃金体系の変更。これらの合理化に積極的に対処していくために、大幅賃上げとともに労働時間短縮闘争を前面に打ち出し、職場の権利を守っていく、という戦略に立って、時間短縮闘争を中心とする労働協約改訂闘争を秋の統一闘争として展開することを決定した。

九月の中央委員会では、秋闘の目標として、①時短・労災の統一要求を中心とする協約統一闘争、②交通政策闘争などの四項目を決定し、九—一〇月に、小田急を除く大手一三組合をはじめ、傘下二三九組合が要求を提出した。中心点である時短の内容は、一昼夜勤務においては四週に一非番日を増加する、②土曜日の半ドンを制度化することなどであり、結局、六七年一二月の中労委調停案——「労働時間の短縮が時代の趨勢であることにかんがみ、その方向で総合的な見地から問題を自主交渉により合理的に解決されたい」——を具体化させようとするものであった。これにたいして、経営者側はいずれも時短にともなう増員、勤務体制の変化、賃金支出の増加など、大きな問題が複雑にからむために、具体的な回答を避けてきた。

私鉄総連は、一一月一三日に首相訪米抗議ストに合わせて第一波ストを実施し、京浜・東急・京帝・近鉄を除く大手九組合などの一八五組合が、始発から午前六時までのストに突入した。しかし、交渉は進展せず、つづいて第二波一一月三〇日、第三波一二月七日にそれぞれ二四時間ストを設定し、これを背景として本格的な交渉にはいった。この過程において、私鉄総連は妥協基準を討議した結果、時短については、「六七年の調停案の内容に一歩でも近づけることとし、実施の方法、時期等については明年三月末を期限とする継続審議にしてもよい」ことを決定した。

その結果、第二波ストを前にして、統一闘争に参加した大手一三組合のうち、東武を除く一二組合が、私鉄総連の決めた基準にそっ

た回答を引き出し解決した。さらに東武も含め、ストを実施した組合もつぎつぎと解決し、結局、第二波ストのなかで一一六組合が解決し、つづく第三波ストを契機として七〇組合が解決した。なお、同時に要求した労災補償関係についても、死亡弔慰金として三〇〇万円、または一〇〇〇日分の特別給付を行なうことなどの回答をえて解決した。

〔中小私鉄〕　六九年春闘では、大手組合の六七〇〇円の妥結を基準として、中小組合もおのおの解決したが、一般相場が比較的高額となったために、中小私鉄においては、賃上げの吸収策と企業再建の方法として、企業分離、路線廃止、人員縮小などの合理化問題が発生し、春闘とそれ以降にかけて、石見交通、濃飛バス、日の丸自動車、美唄鉄道などで争議が起きた。とくにあるものは長期化したり激化したりし、なかでも過疎地帯では問題が深刻化した。

こうした情勢のなかで、私鉄総連は交通政策要求とくに産炭地私鉄の維持・振興などを中心要求として、六八年秋闘から六九年春闘にかけて引きつづき闘争を進めた。そのなかで、六九年四月一四～一五日には、夕張・雄別などの四組合が全面ストに突入し、同月一七日には賃金闘争にあわせて始発から七時まで統一ストを実施した。それによって交渉は若干前進したが、さらに九月に前述のように交通政策闘争を決定し、これにしたがって一一月八日以降三日間、約二〇〇名の全国動員を行ない、労働省、運輸省および民鉄協・バス協会などの経営者団体にたいして、過疎地帯の交通政策にかんする二十数項目にわたる要求をし、交渉にはいった。なお、対政府・経営者交渉は、七〇年にはいってもつづけられている（私鉄総連、六九年七月定期大会資料、労働省『資料労働運動史』による）。

全　鉱

第一部で記したスクラップ化にたいして、全鉱は、前年の定期大会が決定した合理化反対闘争方針にもとづき、職場からの要求を集約し、組合員の総意を企業連・産業別に集約・反映した闘争を展開するよう努力してきた。しかし、全鉱自体の評価にしたがえば、反合理化闘争の現実は、「結果的には組合員の展開を広義な範疇で確保するという現実処理に終始したケースの闘いが多かった」ということである。しかし、「資源産業としての物理条件をこえての闘いにはおのずから限界があり、雇用確保という闘争課題は、どのような性格での合理化闘争においても最低の保障条件でなければならない」という前提に立って、全鉱はつぎのような合理化反対の基本的方針を明らかにしている。

①合理化反対闘争の方針は昨年定期大会の決定によるが、合理化提案は、もともと資本の先行提案による性格をもっているので、本年度はとくに事前協議制を強化し、㈠労働者の犠牲による合理化計画、㈡労働条件の変更をもたらすもの、㈢雇用計画が完全に確保されているかどうか、㈣工程管理の変更と要員・労働条件にどのような変更がくわえられようとしているか、などについて、立案段階で変更を求めるよう、十分に事前協議の機能を生かす。②とくに、国内鉱山の開発にたいする長期的経営方針を要求していく。③時間短縮委員会の審議にあたっては、要員問題もあわせて検討する。

鉱業政策確立闘争について、全鉱は一年間の経過をつぎのように総括している。

(1)　鉱業審議会は、六七年八月「今後の鉱業政策の基本的方向について」を答申して以後、六八年四月の安定臨時措置法の廃止とあいまって、六八年七月以降開かれていない。六八年七月の第二二回

審議会においては、硫黄対策、金鉱山緊急対策を中心として審議し、通産省はそれにもとづいて予算措置を含む対策に取り組んでいるが、答申中の「海外開発の推進」、「企業体質の改善と産業体制の整備」、「国内探鉱の促進」については資本の要請にあった行政措置が中心となっており、「中小鉱山対策」、「需給・価格の安定」などについてはみるべき前進もなく、とくに「雇用対策」については無視されている。ここに、臨時措置法の廃止によるマイナスと審議会の限界をみることができる。

(2)　通産省は予算編成にあたって、前年度予算のなかで実現した金鉱山対策と新たな硫黄対策を中心として、従来からの探鉱、中小鉱山合理化指導などの予算を組み、大蔵省に要求した。全鉱としては、金属鉱業対策特別委員会を通じて、金鉱山、探鉱、中小鉱山につき十分な予算措置を要求した。とくに硫黄対策については、政府予算案の段階での働きかけについては是非の判断もあるが、年末年始にかけての大蔵省案の決定時期にはいろいろな方法で予算実現の努力をした。

(3)　硫黄政策確立の取組みについては、六九年三月の臨時大会において、「情勢」と「政府の政策と全鉱の態度」を明らかにし、闘争の進め方を決定した。①硫黄問題はたんに硫黄鉱山だけの問題ではなく、硫酸原料としてみれば硫化鉱と製錬硫酸に直接に影響があり、非鉄金属鉱山全体の問題としてとらえねばならぬ。②この闘争によって他の中小鉱山鉱種の安定のための足がかりをつくる。③国会に硫黄業安定法を提出する。これにもとづき、六九年の第六一回通常国会に「硫黄業安定法案」が社会党議員立法として提出された（政府出資による硫黄事業団を設立し、硫黄の一手買取り、一手販売を行なう。買取り価格は、鉱山硫黄の場合はコストを、回収硫黄の場合は国際価格をそれぞれ考慮して決定する）。また民社党も、「硫黄安定臨時措置法案」を提出した（硫黄輸出株式会社の設定による輸出用硫黄の一元的集中）。これにたいし、衆議院商工委員会は、「鉱業政策に関する小委員会」を設置し、硫黄対策を検討した。社会党案にたいして、通産省は法律によらざる行政指導で輸出に取り組むことを強調した。すなわち、①六八年から組織された輸出組合を、石油精製八対硫黄鉱山二の出資比率による輸出会社に再組織する、②審議会によって生産量と国内需要量の差を明らかにし、過剰分は全量を輸出し、そのうちの二割は鉱山硫黄とする、③輸出基地を建設する、④輸出を有利にするために相手国別に商社を指定し、業務は商社が一括引き受ける、⑤輸出価格は国際価格となるが、国内価格は需給バランスがとれたなかでそれぞれ自由な取引きで安定させる、⑥鉱山側は工業組合による不況カルテルを結び、それによる販売体制の一元化も考えうる、⑦硫黄鉱山はさらに合理化努力が必要である。結局、まだ「法案」は成立していないが、同小委員会は「硫黄対策の確立に関する決議」を採択した。

〔松尾鉱業〕　第一部で明らかにした再建案にたいして、労働組合側は、再建案を認めたうえで、全組合員の退職届をまとめて全員総下山の体制をとり、退職金確保に全力をあげることとした。他方、全鉱陳情団約一五〇人は、六九年一一月、労働省・通産省にたいして松尾鉱業の実態を説明し、再建と労務債権の完全確保の緊急対策について要請した。

こうした情勢にたいして、かねてよりの鉱山硫黄資源の確保という観点から、閉山だけは避けるべきだとし、自力縮小の方針を側面

から援助するために、在庫二万七〇〇〇トンのうち、一万トン分だけの販売斡旋に乗り出し、その販売資金一億円を退職金として準備した。さらに、政府は一一月に松尾鉱業緊急対策事務次官会議を開き、このなかで大慈弥通産事務次官は、松尾鉱山の生産縮小にともなう措置について、①退職金の確保、②再就職の斡旋、③医療・教育面での救済、④鉱害の防止、⑤地域社会の混乱防止、などの協力を要求し、各省はこれを了承した。これにより、通産省鉱山石炭局長から全鉱原口委員長と松尾鉱業労組千田委員長にたいし、次の斡旋案が提示された。①石油業界からの協力金一億五〇〇〇万円の拠出を斡旋する、②退職金、賃金などに必要な資金三億一九〇〇万円を確保する、③全鉱は、組合員の退職金合計二億九九〇六万円を会社に代わって立替え払いするものとする。これによると、石油業会からの協力金一億五〇〇〇万円（一人あたり平均一五万円）と、通産省・管財人が予定していた一億円（一人あたり平均一〇万円）とを合計すると、一人あたり平均二五万円の退職金になる。全鉱原口委員長、松尾労組千田委員長を始めとする執行部はこれを了承し、また一一月に開かれた松尾労組臨時大会でも了承された。そこで、全鉱・松尾労組両委員長は、一一月一一日にさかのぼって全組合員を退職させ、全員自宅待機とし、政府・自治体・労働組合によって対策本部を設置し、組合員の再就職の斡旋を推進することとなった（全鉱、六九年定期大会議案、「反合理化闘争の経過」、労働省『資料労働運動史』による）。

炭　労

六七年秋から始まり一年半にわたって展開された「国有化闘争」は、六九年四月一五日に一応終結した（本『年鑑』第四〇集、II—VIを参照）。ただし、炭労は「今後は新たな観点に立って、さらに国有化闘争を推進しなければならない」として、これまでの「国有化闘争」の成果をつぎのように総括している。

(1)　保安確保対策の向上――炭労は「いのちを守る国有化闘争」などによって一貫して保安問題を追求してきており、とくに美唄・平和坑内大災に際しては、社会党および炭労政治局員をとおして、六八年五月、八月の二回にわたり、「炭鉱保安確保に関する国会決議」と「石炭産業の長期安定策の諮問と併行して、保安確保対策についても中央鉱山保安協議会に諮問する」旨の通産大臣の答弁を引き出し、これを足がかりとして、保安抜本策の確立のための産業別統一闘争を推進してきた。そのなかで、炭労、全炭鉱、炭職協の三者間共闘が組織され、中央鉱山保安協議会の「答申」を四次にわたり大幅に修正し、石炭資本の保安にたいするきびしい姿勢の確立、坑内骨格構造の改善、近代的な災害防止体制・救護体制などの確立に関する技術的な問題点を明示させた。さらに具体的には、つぎのとおりである。①坑内誘導無線の設置を義務化した、②退避訓練の頻度を五ヵ月一回から三ヵ月一回とした、③申告制度を簡略化し、点検後の改善について追跡調査を行なう、④鉱山救護隊の編成、⑤保安日を設定し、総合訓練の足がかりをつくった、⑥災害にたいする行政罰の方針を明確にさせた、⑦保安対策にたいする助成措置を大幅に新設した、⑧保安対策の基本となる保安計画を提出させ、チェックする制度を設けた。

(2)　賃金・期末手当闘争――六八、六九年とも「国有化春闘」として取り組んだためもあり、六八年は七%の壁を破り、一〇・四%、六九年は新石炭政策の一〇%を破り、一二%のベースアップを

実現した。期末手当も着実に上昇する成果をあげている。もちろん、これらの額は他産業における上昇を下回っているが、今後の賃金闘争に希望をあたえるものとなっていた。

(3)　生産体制の近代化――炭労の「国有化」要求の重要な根拠は、鉱区の分割私有とその錯綜、複雑な流通機構などが生産体制の近代化をさまたげている点にあった。これにたいして政府はそのことを認めつつ、最後まで体制問題についてふれない態度をとってきたが、答申段階においてようやく審議会のなかに体制部会を新設し検討する旨を表明した。さらに、体制委員会のなかに、「石炭鉱業再編成小委員会」と「鉱区調整等小委員会」を設けることを確約した。したがって、今後の体制委員会の結論いかんによっては、国有化の実現へ一歩前進する条件を内包している。

(4)　税金の無駄使いを許さないために（経理区分）――従来は、巨額の国家資金がどれだけ目的に合致するように使用され、どれだけ効果をあげたか、把握できなかった。新政策では、石炭部門と兼業部門の経理区分が行なわれることになったが、この点は「国有化」闘争の成果である。

(5)　閉山の条件――①企業ぐるみ閉山の歯どめがかわれた。②企業ぐるみ閉山における債権者救済のレベルを向上させた。①労務債権である退職金は、会社都合の七五%政府補償という原案を一〇〇%まで確保することができた。㈡期末手当見合いとして五万円を確保する。㈢未払いの賃金債務・社内預金については、その七五%を保障する。③一般閉山交付金を増額し、従来の矛盾が修正された。従来の一般交付金は、平均トンあたり二四〇〇円で買い上げられ、そのうち五〇%が労務債権に充当されてきた。この結果、鉱害のない北海道は七五%、鉱害の多い九州は五〇%というアンバランスが生じた。それを今回は賃金などの労務債権に充当される金額をトンあたり二四〇七円に修正させた。

(6)　再建交付金の労務債権優先払い――今回の一〇〇〇億円の肩替りに際しては、肩替り対象の借入金のなかに未払いの賃金・退職金・社内預金を含め、一五分の一ずつ肩替りするが、これらについては最優先で充当することとなった。

これらのほか、(7)福利厚生対策、(8)離職者対策、(9)産業地振興対策について、その成果が明らかにされている。

さらに、炭労は、六九年七月の定期大会において、「一年半の国有化闘争の総括のうえに立ち、中央はもとより地域からの共闘統一行動を組みあげ、国会内外のもりあがりをはかり、体制委員会の場を通ずる闘いを重視し、保安確立、賃金・労働諸条件の向上をめざし全般的な国有化闘争の再強化をすすめる」とし、「国有化に追い込んでいく」という位置づけのなかで、今後も予想される閉山・合理化提案にたいしては、つぎのような方針を決定した。

「①労働条件の引上げ、首切り反対、②生産と雇用の確保などを掲げ、当該支部の闘いを全体のものとし、体制委員会の場を活用し、要求を反映させ、有利な解決に努力する」。つづいて、一一月の臨時大会では、「①体制委員会の早期開催を、総評、社会党と密接に連絡をとりながら要求していく。②体制変革を含む新政策樹立まで閉山を停止させる」という方針を決定した（炭労、六九年定期大会、臨時大会資料による）。

3　公共産業における反「合理化」闘争

国労・動力車

国労は、「国鉄の財政再建に関する基本方針」（Ⅰ―Ⅳを参照）にたいして、この再建計画は、一六万五〇〇〇人の大合理化による人員削減政策である、と規定し、これにたいしては七〇年の主要な闘争として労働組合側の基本要求（人事協約、時短など）を確定するなかで反合理化闘争を組織することを六九年六月の定期大会で決定した。さらに一〇月の中央委員会では、七〇年春闘にかけて一六万五〇〇〇人反合理化闘争の態勢づくりを確立することとした。また一一月の全国戦術委員長業務部長会議では、一六万五〇〇〇人の合理化の方針について、「七〇年安保の闘いと結合し、明年二月末―三月上旬、春闘、四五・一〇ダイヤ改正期をヤマ場とし、以後ねばり強く闘い、年間を通じて二回程度のヤマ場を設定し、長期的に闘う」という方針案を決定した。他方、動力車も、一二月の中央委員会において、「一六万五〇〇〇人要員合理化粉砕」のための組織確立をはかる、という方針を決定した。

〔ＥＬ・ＤＬ機関助士廃止反対闘争〕　六九年五月、国鉄当局は大島委員会報告（本『年鑑』第四〇集、Ⅰ―Ⅳ、Ⅱ―Ⅵを参照）にもとづき安全問題は解決したとし、実施上の労働条件については労使間交渉でその解決をはかり、六月一日から段階的に実施したい、という提案を行なった。それにたいして、国労と動力車は、調査の継続を主張し、労使間交渉は継続されたが、労使の主張は平行線をたどり、難航した。この間に、動力車は、助士廃止絶対反対の立場をとり、五月三〇日午前二時頃から、北海道・東北・山陽などを中心として大地本五三ヵ所でストにはいり、運休三三六三本、遅延一四一六本など、大幅にダイヤが混乱した。他方、国労のほうは調査の続行のみを主張し、この闘争では共闘しなかった。こうした情勢にたいし、総評と社会党は紛争解決のための提案を労使に示し、それにもとづいて労使が交渉した結果、①ＥＬ・ＤＬ助士の廃止については引きつづき協議する、②ハンプ押上げ機の助士廃止の試行については双方慎重に検討する、という内容で了解点に達した。そこで動力車は、五月三〇日午後一一時三〇分、スト中止を指令した。

その後、国労は六九年六月の定期大会において、「九月段階に強力なストをもって闘う」ことを決定し、また動力車も六月の定期大会において、「本線関係については、助士廃止反対という基本線を再確認し、最悪の場合は、五・三〇闘争に匹敵する全国闘争を配置する」という方針を決定した。これにたいし国鉄当局は、八月、国鉄三労組に対して、「ＥＬ・ＤＬの一人乗務を一〇月一日を目途に函館線など一七線区の一部区間および高崎など三操車場」などで実施に移したい、という提案を行なった。この段階において、すでに国労では、全国戦術委員長会議において、前述の「九月段階で強力なストをもって闘う」方針の具体化を協議した結果、九月一八、一九日頃に機関区・新幹線・船舶などの合理化関係職場を中心としてストライキを行なうこと、動力車と共闘することを決定した。

他方、動力車は、五・三〇闘争の収拾時の覚え書にもとづき、七

月一〇日から郡山などの四操車場のハンプ押上げ機関車の一人乗務を試行し、田端などの三操車場については協議してきたが、試行実施にともなう諸要求の解決を申し入れた。だが、交渉は難航し、動力車は公労委にたいして、試行中の労働条件の暫定措置をめぐる紛争について調停を申請した。そして公労委が斡旋に入った結果、九月五日に了解点に達した。こうしてハンプ試行問題は解決したが、動力車は、本線筋の一人乗務には全面的に白紙撤回の方針を変えず、また国労の九月末決戦の呼びかけに難色を示した。なお、国労のほうは、本線筋・ハンプなどを一括して交渉にあたったため、ハンプ問題は未解決であった。

これにたいし、国労は、九月一〇日、EL・DLおよび一〇月ダイヤ改正にかんする闘争について、「①九月一八日零時から一九日二四時まで強力な順法闘争に突入する、②拠点は、助士廃止を提案されている機関区および関係乗務員区、地方合理化が予定されている職場を中心として配置する、③九月二六、二七日ごろ、EL・DL助士廃止問題の結着をつけるため、動力車と共闘して強力なストライキを配置する」という指令を発し、順法闘争の拠点として全地本約二五〇ヵ所を発表した。それにもとづき、国労は九月一八日から新幹線や沼津駅構内などで順法闘争にはいった。さらに九月二五日零時から、全地本二六〇ヵ所の拠点で順法闘争に突入すると同時に、交渉を重ねたが、労使の主張が対立し、交渉は難航した。

また動力車のほうも、公労委公益委員の示唆を受け、時短・助士廃止を中心として交渉にはいったが、やはり交渉は難航した。この間に、国労は動力車にたいして九・二七ストの共闘を再三呼びかけたが、動力車は組織事情などから消極的な態度しか示さなかった。しかし、結局は総評の仲介などによって、「完全共闘」が確立することになった。こうして、九月二六日から再開された交渉は、職員局長——国労・動力車書記長間、副総裁——国労・動力車委員長間のトップ会議の形をとり、その結果、「当局の一〇月一日の実施計画はとりあえず延期し、一〇月末を目途に交渉を継続する」という ことで了解点に達した。そのため、国労は「九・二七ストおよび前段の順法闘争の中止」を指令し、動力車も「順法闘争の中止」を指令した。

一〇月にはいり、国労・動力車両中央委員会はそれぞれ「完全共闘」の申合せをふまえて、一〇月下旬から一一月上旬にかけて、長時間ストを配置することを決定した。また、両労組のほか、総評、全交運の完全共闘をめざす「EL・DL助士廃止反対 共同闘争委員会」が発足した。この共闘委は、さきの長時間ストを確認する共闘宣言を採択し、①一〇月二五日から安全運転・安全行動などの順法闘争を実施する、②一〇月二九日午後四時から全国でATSを含む順法闘争を実施する、③一〇月三一日から一一月一日にかけて延一七時に及ぶ長時間ストを実施することを決定した。さらに闘争の集約にあたっては、共闘委で結論をだし、両労組はこれにかならず従うことを申し合わせた。

一〇月二〇日、国労・動力車は国鉄当局にたいし、①助士制度の存置、②動力車乗務員の時短の遡及実施などにかんする統一要求書を提出した。そして第一回統一交渉（二三日）にはいると同時に、まず全職場の、ついで拠点職場の順法闘争に突入した。そして第二回統一交渉（三〇日）にはいったが、具体的な進展はみられなかった。さらに第三回統一交渉（三一日）は、副総裁・常務理事・職員

局長と両労組委員長などの三役を中心として行なわれ、当局側は「最終回答」として、機関助士廃止対象約九〇〇〇名のうち、当面約二五〇〇名を助士として存置する案を提示した。共闘委はこの回答を検討した結果、助士残存数を五〇〇〇～五五〇〇名とする対案を作成し、団交にはいったが、当局側は譲歩せず、交渉は難航した。そのため、三一日午後五時から六地本二六ヵ所の各拠点においてて逐次ストに突入した。その後、第一回準トップ交渉にはいったが、歩みよりはみられず、さらに五地本二七ヵ所がストに突入した。

その後、一一月一日午前三時から、副総裁―両労組委員長間のトップ交渉が行なわれた結果、急行旅客列車の長距離継続乗務（一三〇キロ以上）は二人乗務とすることで、事態は収拾の方向に向かったかにみえた。しかし、時短などで解決には不十分だとする動力車と、収拾すべきだとする国労とのあいだに相違がみられ、労組側の戦術調整が遅れた。このため、共闘委の岩井議長が一日午前七時五〇分から山田副総裁と会見し、まず時短について当局提案五時間二〇分を五時間一五分に短縮することで了解に達し、ついで共闘委で、機関助士残存数三五〇〇人程度の了解事項をも確認し、「スト行動はただちに中止する」ことを申し合わせた。この決定にもとづき、国労・動力車は一日午前八時三〇分、「ストおよび順法闘争の中止」を指令した。こうして、若干の事後処理を残したが、二年以上にわたった機関助士廃止問題はここに終熄した。

しかしながら、このスト中止指令は、スト突入後すでに一〇時間以上後に発せられたため、東海道線などを中心として、運休一三三二本、遅延一六八五本という混乱を発生させた。また、スト実施にともなう欠務者は三〇三二名に達した。この一〇・三一―一一・一闘争にたいし、国鉄当局は、解雇六六名を含む四九二三名の処分を通告した。この処分は、解雇数が多い点において、国鉄史上最大のものとなった（国鉄、動力車、定期大会資料など、労働省『資料労働運動史』による）。

全　逓

郵政長期合理化計画にたいし、全逓はまず、つぎのような基本的な方針を決定した（詳しくは、本『年鑑』第四〇集、II―VIを参照）。①労働時間の短縮を先議とし、合理化にかんする九項目（解雇・定員削減は行なわないこと、強制的な配転・職種転換は行なわないことなど）の基本的統一要求を実現する。時短については、週四〇時間週休二日制をめざす。②各級機関・職場の事業研究委員会が中心となり、合理化計画後の問題を分析し、職場討議をくりかえす。③個別計画の一方的実施にたいしてはいっさいの協議を拒否する。④今後の郵政事業のあり方について、労働者と国民の立場から、真の郵政事業の発展と労働条件の確保をめざす「事業要求立案闘争」を展開する。

つぎに、具体的方針としては、①長期合理化計画の具体的分析と事業要求立案闘争、②一方的強行にたいする非協力と抵抗の闘争を、情勢・条件を的確に判断しながら展開する、③郵便番号の記載率を高めるための諸施策にたいしては非協力の態度でのぞむ、④労働災害・職業病対策については、労使委員会設置の協約化を中心として追及し、国家公務員災害補償法の改正についてもその検討に着手する、⑤合理化反対の前段闘争として要員確保の闘争を強化し、協約を完全に守り、平常能力でも業務が正常に運行できるかどうかを検討する、などを決定した。

(1)　六八年予算にもとづく自動読取機・自動選別取揃押印機・会計機の搬入（第一部Ⅳも参照）をめぐって、全逓は前述の闘争方針にもとづき、時短と合理化九項目の先行解決を要求し、ピケをもって搬入を阻止した。これにたいし、郵政省側は機動隊を導入してピケ隊を排除するなどのトラブルが発生した。労使間交渉は六九年七月二〇日すぎから断続的に行なわれ、二三日には郵政大臣と全逓委員長との会談が成立し、つぎのような了解点に達した。①時短は実施する、という立場で、専門委員会において一一月一五日までに協議し、部分時短の決定からはいること。②合理化九項目については両者の対立点をめぐって今後誠意をもって交渉すること。

(2)　六九年度予算による自動読取区分機・自動選別取揃押印機の搬入とそれによる配転の提案（第一部をⅣ参照）にたいして、全逓は六九年八月末に全国戦術委員会を開き、一〇月中旬予定の機械搬入については、「これは、七月二五日の協議による、提示三ヵ月後に搬入する、というルールに反する。時短と合理化九項目が解決するまで搬入を延期すること」を郵政省に要求した。そして、「もし一方的に搬入するならば、搬入阻止・非協力などの抵抗闘争を行なう」ことを決定した。この決定にもとづいて、交渉が進められた結果、郵政当局は、「郵政機械稼動などの条件が整えば、七二年ころに一週間二時間としてもよい」との全体的考え方を明らかにし、さらに、「機械搬入については、一一月初旬を起点としたい」という延期計画と、「合理化九項目についてもただちに誠意をもって交渉に望む」との態度を表明した。この回答にもとづき、全逓は闘争体制を解除し、①時短・合理化九項目の中央における協議・交渉を一〇月末まで強化すること、②六九年度の郵便関係機械化にかんする諸要求については、個別協議にはいる、などの方針を決定した。

(3)　まず、郵便関係機械の搬入にかんする全逓側の要求について、一一月五日の交渉で、搬入局の郵便業務に従事する組合員の特例休息（現行休息時間：早出勤務・日勤—五〇分、中勤—一時間一〇分、夜勤—一時間三〇分、深夜勤—二時間、一六時間勤務—四時間以内。ただし、この休息時間は、所属長が業務の運営上支障がないと認めた場合にかぎり、中勤—四五分、夜勤—一時間一五分、深夜勤—一時間四五分以内を、勤務時間の終わりに置くことができる）について、一六時間勤務—四〇分、その他—二〇分の増加要求をめぐって交渉した結果、「一六時間勤務の場合は二〇分、その他の場合は一〇分をそれぞれ延長し、一〇分以内を勤務時間の初めに置くことができる」という内容で妥結した。それによって、郵政省は、一一月、六九年度予算にもとづく自動読取区分機一三台を熊本・仙台・神戸各中央郵便局などに搬入し、自動選別取揃押印機一四台を札幌・福岡・仙台・神戸各中央郵便局などに搬入した。他方、時間短縮については、専門委員会において協議が進められたが、結局は進展がみられず、年末へ持ちこされた。

(4)　そのころ、全逓は第四五回中央委員会を開き、時間短縮、合理化九項目および年末手当三ヵ月分などの重点項目一六項目にわたる要求獲得を決定し、要求書を提出したが、郵政省当局はこれにたいして、回答指定日の「段階ではまとまって回答できないので、まとまりしだい示したい」と回答した。これにたいし、全逓は、一一月一三日の佐藤首相訪米抗議統一ストライキ時に、「時短・合理化九項目の実現と結合させて、始業時より一時間のストライキに突入すること」、「一一月一六日以降、三六無協定の戦術に突入するこ

と」などの指令を発した。そして、当一三日、東京三鷹郵便局などの全国一一拠点でストライキに突入し、一六日以降、全国いっせいに三六拒否闘争にはいった。

この間に交渉は進められたが、ほとんど進展なく、そのため、年賀や選挙による繁忙により年末の混乱が大規模になる可能性が強くなった。全逓は、急拠、全国戦術委員会を開き、この情勢につけいり、要求の実現性をはかることとし、年休消化などの〝物ダメ〟闘争戦術を決定するとともに、早期解決をはかるため、一一月末にむけて中央交渉を徹底化することとした。

この決定にもとづき、全逓は一一月二六―二九日に全国各地で、〝ポカ休〟〝青欠〟などを実施し、通常郵便物が約三五九万通も滞貨することになった。この間に労使は精力的に団交を進め、トップ交渉も行なわれた結果、一二月二〇日、まず年末諸要求について、大綱的に妥結した。また時短については、「四五年八月末日まで勤務時間専門委員会を継続し、協議していく」ことになった。さらに、合理化九項目については、「①機構の縮小を行なわないこと、②労働災害、職業病の防止につき万全を期すること、そのために労使間協議にもとづき、必要な措置を行なうこと、③作業環境、作業条件は労使間で協議すること」の三項目について了解に達した。また、事前協議・協約、配転協約については、四五年四月を目途に締結のために努力する、それ以外の了解に達しない点については継続協議していく、という内容で解決した。それにもとづき、全逓は、ただちに各地本にたいして、「一月末まで三六協定を締結すること」という指令を発し、全逓の時短・反合理化闘争は一応終わった（全逓、六九年定期大会議案書、労働省『資料労働運動史』による）。

全専売

公社が発表した「新長期経営計画」、「第一次中期経営計画（五ヵ年）」にたいして、全専売は、六九年七月、労働組合のほかに葉たばこ耕作農民やその他の関連産業従事者を結集し、〝専売合理化粉砕、専売公社の経営民主化を要求する中央総決起大会〟を開催した。この大会において、公社の合理化攻撃の狙いをまず明らかにし、それを全体に理解させ、たたかう組織体制をきずきあげる、という反合理化闘争方針を確認した。つづいて全専売は、六九年定期大会において、つぎのような「新長計」にたいする闘争の基本方針を決定した。

(1) 専売公社は、現在、独占奉仕の企業になっているので、全専売は本来もたねばならぬ公的役割を明確にしながら、大衆収奪政策に反対し、間接税の軽減のためにたたかう。

(2) 事業所の統廃合や交替制勤務の導入に反対し、長期雇用の安定をはかる。そのために、「長期雇用安定の協定」を締結するたたかいをおこし、労働条件改善を中心とする所要の措置、つまり労働時間の短縮をはかり、疲労回復のために休息時間を延長させたり、労働密度の軽減をはかると同時に、企業の分断、下請け化は、専売企業の縮小、人員削減につながるものだから、事業の外部委託に反対し、すでに外部委託が行なわれている部門については、勤務形態などを十分考慮しつつ、復元させ、全体の雇用を守り、かつ拡大していく。

(3) 「合理化三協定」を改善する。「新長計」の実施にあたって、専売公社は、「合理化協定」の基本精神を無視しよう、としている。また、期間総合計画を提示せず、部門別になし崩しに部分合理化を推進しよう、としている。したがって、全専売としては、従

来の合理化の経緯と合理化協定の精神を再確認させ、将来の合理化にたいして歯止めとするたたかいを組織する必要がある。そのため、①基本協定にたいする再確認の手続き、②計画立案段階からの事前公開、③定期的提案と協議制度の確立、④合理化の実施にともなう特別措置（条件の改善）、⑤転勤制度の改善を要求する。

(4)　各種審議会を民主化する。専売事業に関連して、政策の立案や諮問のための審議会が、専売事業審議会をはじめ、数多く設置されているが、これらの構成員は、すべて、政府、大蔵省や専売公社の元官僚や御用学者によって構成されている。そのため、各種審議会などの答申は、専売労働者や消費者大衆の意見を正しく反映したものとはなっていない。したがって、全専売としては、これからの審議会の委員の選衡には重大なる関心と監視を行ない、各界を的確に代表する委員の公平な選任と、専売労働者の代表をこれらの委員会の構成メンバーに加えるよう要求し、これらの委員を通じ国民的要求の実現と専売事業の民主化をすすめる。

他方、全専売は、「新長計」による合理化は二人に一人を解雇するものだ、ととらえ、春闘時に賃金闘争と結合して反合理化闘争でもストライキ権を確立した。そして、「中期経営計画」が提案された六月段階において、全専売内に「合理化に対応し、進んで専売事業の経営全般を検討する」ための政策委員会を設置した。そして、七月の定期大会後、「新長計」にたいする初年度のたたかいとして、組合側の基本要求を先制的にかちとっていくために、八月下旬第一波、九月中旬第二波のストライキを設定し、①解雇は絶対に行なわないなどの合理化協定の補強、②事前協議制の確立、③工場の統廃合、二交替制の撤回など、基本五項目の獲得を決定した。

労使間の交渉は八月にはいって精力的に進められたが、二交替制をめぐる対立によってその交渉は進展しなかった。この事態を重視した総評は、「二交替制を引きつづき協議せよ」など、合理化計画の修正、撤回を公社に要求した。また、全専売中闘委は、第一波ストとして仙台支局などで二〇ヵ所で半日規模のストを行なうことを決定し、準備・突入指令を発した。そのスト突入の前日（八月二五日）、徹宵で労使間交渉が行なわれ、また岩井総評事務局長らが公社副総裁と折衝した結果、①二交替制については引きつづき協議する、②工場統廃合については、組合の要望なども考慮し、慎重に検討する、③東原料工場廃止についても引きつづき協議する、などでほぼ合意に達し、第一波ストは延期した。その後、引きつづき労使間交渉が行なわれ、つぎのような内容の合意に達した。①二交替制については引きつづき協議する、②退職勧奨についてその対象となるのは、合理化事業所全員であり、また本人の意に反して行なわない、③宇都宮・茂木両工場の統廃合については、慎重に検討する、④函館・盛岡・金沢・臼杵・高松・徳島の老朽工場については、客観状勢にいちじるしい変化のないかぎり、七三年度末までに新設に着手する、⑤東原料工場の八工場のうち、都城・加世田両工場は今年度かぎり稼働するが、他の西金沢・本郷・土佐山田・小松島・諫早・久留米の原料工場は一〇月一日付で廃止する。その結果、全専売は九月下旬のストと収納拒否闘争を中止した。

一一月にはいって、全専売は第四九回中央委員会を開き、八、九月闘争を集約し、つぎのような秋季年末闘争方針を決定した。すなわち、『新長計』が具体的実施に入るのは七〇年度予算からであるので、七〇年の予算編成との関係において組合の主張を認めさせ

る。あるいは、公社に既成事実をつくらせない、という闘争に重点を置き、現在公社が来年度予算において、二交替制が引続き協議となっているにもかかわらず、二交替を前提とした工場新築資金を要求していることに抗議し、撤回させるため」に、一一月二一日に盛岡・金沢・品川三拠点において二時間の反合理化ストを配置する、と。

その後、労使間交渉は進められたが、組合「公社は労使の信義を破り、不当にも予算において二交替制を既成事実化しようとしている」にたいする、公社「二交替制と予算とは別である」という主張の対立がつづけられた。その結果、全専売の指令どおり、盛岡・金沢・品川三工場のストライキが実施された。このストライキは、全専売としては、反合理化のための、組織結成以来最初のストライキとなった。このストによって、たばこ九五〇万本が減産せしめられた。なお、全専売は、総評の統一ストの呼びかけに対応して、一一月一三日にも、反合理化とからめて、高松・東京業平二工場で一時間の部分ストを実施した。これらにたいし、公社は、公労法第一八条にもとづく解雇三名を含む、四六〇名の処分を発令した（全専売、六九年定期全国大会資料――「週報／全専売」大会特集号所収――労働省『資料労働運動史』による）。

全駐労

駐留軍関係労働者は、わが国に課せられた「連合国軍に対する賠償労務提供」という命令によって、今日まで二〇年余にわたって基地労働に従事してきた。この間に、アメリカの軍事戦略の変更による部隊の撤退・閉鎖・縮小・移動、機構変革およびドル防衛政策の強化などの一方的な理由にもとづき、大量の人員整理があいついで行なわれてきた。その結果、最盛時には二九万六〇〇〇人を記録した労働者数が、現在では四万八〇〇〇人に減少している。これにたいし、全駐労は、駐留軍労働者の不安定な雇用を安定させ、生活と権利を守るため、五二年の講和発効時を契機として、法律一七四号（日本国との平和条約の効力の発生および日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条にもとづく行政協定の実施などにともない、国家公務員法等の一部を改正するなどの法律）の制定や占領下の基本労務契約の改訂、駐留軍関係離職者等臨時措置法の制定や駐留軍労働者の雇用安定に関する法律の制定促進をたたかってきた。しかし、最も重要な雇用と生活の不安を打開する根本的な対策を確立するまでにはいたっていない。

こうした条件で、最近における基地労働の情勢はますますきびしくなっており、ニクソンのドル防衛強化により、海外基地の縮小、要員一〇％削減、またレアード国防長官の軍事費三〇〇億ドル削減によって、六八年九月以降、陸・空軍において約三〇〇〇人の人員整理が強行され、六九年一月にも海軍関係などで六〇〇人の人員整理の通告が行なわれた。まさに、六三年の日米共同発表以来の大量整理が行なわれようとしている。そして、六九年一〇月、在日アメリカ軍司令部は、防衛施設庁にたいし、立川・三沢基地などの空軍関係一〇基地・施設において、駐留軍労働者一〇七九人の削減と、陸軍関係約二〇〇〇人および東京王子陸軍病院の閉鎖を通告してきたのである。

これにたいして、全駐労は、ただちに中央闘争委員会を開き、①今回の人員整理もまた、具体的な生活保障のない人員整理であり、全面的に撤回すべきである、②現行の基本労務協定による人員整理の手続きでは、解雇発効日の少なくとも四五日前に人員整理要求を

行なうこととなっているが、このような短期間では、生活環境の変化、再就職問題など、生活を保障するには不十分である。したがって通告から解雇発効まで少なくとも六ヵ月の事前調整が必要である。このことを防衛施設庁に要求することを、決定した。

さらに、中央闘争委員会は、つぎの方針を決定した。秋季年末闘争の統一要求――大幅賃上げなど――を実現するためにも、①秋季年末闘争の第一波ストライキとして、一〇月一七～三一日のあいだに全地本・支部において、さきの長期事前調整の確認と政府の雇用安定政策の確立を要求し、各地本・支部のストを配置する。②一一月一三日、秋季年末闘争第二波として全国統一で始業時から二時間ストを行なう。③一一月二四日、第三波として全国統一で二四時間ストを行なう、など。

この方針にもとづき、全駐労は第一波、第二波ストを実施するなかで、防衛施設庁をはじめ、政府関係機関にたいして陳情を行なった結果、一一月二〇日の中央駐留軍関係離職者等対策協議会において、政府は、今回の整理対象者についてのみ、退職金、特別給付金のほかに、基礎給与の一ヵ月相当分（平均約五万五〇〇〇円）を支給することを決定した。これにたいし、全駐労は、一一月二〇日の中央闘争委員会において、要求の一部である給付金の特別措置などは成果であるとし、一一月二四日の全国統一ストを七〇年一月中下旬まで延期することを決定した。そして、それまで長期事前調整制度の確立のための交渉を精力的に進めることとした。

つづいて、全駐労は、一二月六、七日の第二回中央委員会において、「闘争継続となっている長期事前調整方式の確立の闘いは雇用安定の基本的な条件の一つであり、生活防衛要求の実現をはかるため、一月下旬に、さきに延期した第三波全国統一ストを行なう」ことを決定した。さらに、全駐労と沖縄全軍労の駐労共闘会議は、一二月三日の沖縄駐留アメリカ軍の従業員一五〇〇～二四〇〇人の人員整理通告問題などについて、一二月五日の第三回会議で協議した結果、今回の人員整理の問題は全駐労・全軍労共通の問題として受けとめ、一月下旬のストライキを共闘で実施することを決定した。

これよりさき、一一月一九日、防衛施設庁長官より全駐労にたいして、つぎのような回答があった。①今回の人員整理について。施設庁としては、雇用安定を最大限に確保するため、長期の調整期間をおくよう、アメリカ軍側に申し入れ、折衝してきた。しかし、軍司令官の回答は、この人員整理はアメリカ本国政府が決定した事項であるので、変更しがたい、とのことであった。これにたいし、施設庁としては、今回の整理にあたっては、短期間ながら希望退職者の募集、配置転換などの方法によって、整理人員をできるだけ少数にするよう、各都道県と連絡を保ちつつそのための事務を進めている。やむなく退職する従業員にたいしては、前述のような特別措置をとる。②雇用計画の明確化について。今後の定員削減・人員整理計画を含めて、すでに陸海軍司令部などには申し入れてあるので、空軍司令部にもちかく申し入れる。……⑤雇用安定について。中央駐留軍関係離職者等対策協議会において、つぎの各施策を早急に具体化することとしている。㈠離職者の配転など、㈡職業紹介および職業指導の強化、㈢職業訓練などの充実・強化、㈣就職援護措置の活用、㈤政府および関係機関への採用、㈥離職者の行なう事業の育成・強化、㈦地方公共団体にかんする要請。

他方、六九年一二月、沖縄軍司令部は、二五一五人の人員整理計

画を発表した。全駐労は、今回の人員整理は、基地の縮小・返還にともなうものでなく、「合理化」、「安上り労働」をねらった首切り計画だ、とし、また沖縄全軍労はストを含む闘争方式をとることを決定した。この方針にしたがって、全軍労は、七〇年一月八日午前一〇時三〇分から四八時間のストライキに突入した。それと同時に駐労共闘会議は政府関係機関に要請書を提出し、つぎのことを強調した。①沖縄アメリカ軍の理不尽な解雇に抵抗すると同時に、日本政府の無施策を追及する。②沖縄基地労働者の生活と権利を守るためには、早急に間接雇用に切り替え、本土の駐留軍労働者と同一の条件にしなければならない。③アメリカ軍側は、今回の整理に便乗して、全軍労支部三役一一人を解雇しよう、としており、さらに不当配転、格下げによって、意識的に組織弾圧をねらっている。第二次整理のなかでふたたび組合役員をねらい打ちしたり、六九年夏締結した平和協定違反をたてに組合幹部にたいする解雇保留を撤回したりする場合は、ただちにストを行なうことなど（全駐労「駐留軍労働者の雇用安定法の制定ならびに駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正に関する要請」、「全駐労情報」各号、労働省『資料労働運動史』などによる）。

「駐留軍労働者の雇用安定法の制定ならびに駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正に関する要請」など。

【参考資料】 (1)労働省『資料労働運動史』、(2)総評、六九年定期大会資料、(3)同盟、七〇年度全国大会資料、(4)鉄鋼労連、六九年定期大会議案書、(5)総評合理化共闘委員会「鉄鋼大手『四組三交替』に関する資料」、(6)全造船機械、六九年定期大会資料、(7)合化労連、六九年定期大会資料、(8)私鉄総連、六九年定期大会資料、(9)全鉱、六九年定期・臨時大会資料、(10)同「反合理化闘争の経過」、(11)炭労、六九年定期大会資料、(12)国鉄、六九年定期大会資料、(13)動力車、六九年定期大会議案書、(14)全逓、六九年定期大会資料、(15)全専売「週報／全専売」六九年定期全国大会特集号、(16)全駐労

Ⅶ 権利闘争

概要□官公労における懲戒罰からの解放のたたかい――官公労のスト権・労働基本権奪還のたたかい／全逓・日教組の懲戒処分にたいする方針／国労の確認／公務員制度審議会でのたたかい――ＩＬＯ公務員合同委員会の開催――私鉄総連の協約闘争――総連の合理化反対闘争の方針／統一協約闘争の成果／日教組の時短・賃金闘争――総評第三回春闘権利確立討論集会

概　要

一、スト権奪還、労働基本権奪還のたたかいは、ＩＬＯ八七号条約批准闘争における一定の成果をふまえ、さらに全逓中郵事件、東京都教組事件にたいする最高裁大法廷における判決による成果をたたかいとってきた。今期では、そうした成果の上にたって、ストライキにたいする懲戒罰からの解放のたたかいが、法廷闘争を中心に展開される動きが官公労働組合に一般的に現われたことをまずあげることができる。しかも、それぞれの組合とともに、そうしたたたかいも「職場における権利確立のたたかい」を出発点にしなければならないことを確認し、それを基礎にして、真の労働基本権奪還を実現すべきことを確認している。

一、こうした労働基本権奪還闘争の一環として公務員制度審議会における活動を位置づけ、ことに、本年一〇月二四日に審議会の閉会が予定されているが、その時期を目途に、ストライキ行動によるスト権奪還のたたかいを組みあげることを予定している。また、労働基本権奪還のたたかいの一手段とみて、今年はじめて開かれる「ＩＬＯ公務員合同委員会」における成果を期待し、強力な取組みが行なわれている。他方、民間私企業の権利闘争として、私鉄総連の協約闘争の成果を評価する必要がある。そこでは、統一要求を労

働時間の短縮と労働災害補償の拡充の二つにしぼり、統一協約闘争をたたかいとった。加盟組合の九六%が統一協約闘争に参加したことも評価すべきであるが、一九四五年以来時間短縮がまったくなされなかった私鉄バス労働者にとって、そのたたかいが時間短縮の道を開いたこと、および労災補償の拡充の実現、ことに通勤途上における災害を業務上の災害として認めさせたことの意義は大きい。

一、つぎに、従来、聖職者意識の上にたって無定量、長時間にわたる労働時間の押しつけを事実上許してきた教育労働者が、時間短縮闘争を組みあげる方針を決定し、その前段作業として賃金を含めて、教育労働者の特殊性の上にたった労働時間短縮の具体的要求のあり方、賃金要求のあり方を決定し、下部討議にふしたことを評価すべきであろう。ことに、教特法の改正による時間外労働の排除による聖職者意識の上にたつ無定量的労働時間の押しつけを意図する文部当局との対決による教育労働者の生存権確保、民主教育の確立のたたかいの一環として、このたたかいを評価すべきである。

1　官公労における懲戒罰からの解放のたたかい

官公労のスト権・労働基本権奪還のたたかい

官公労労働組合を中心にしてスト権奪還、労働基本権奪還のたたかいは、執拗にしかも強力に展開されてきているといってよい。そのたたかいは「労働基本権獲得のためのスト態勢を職場のなかからつくりあげて」ゆくたたかい（国鉄労組一九七〇年度運動方針）＝「職場における権利確立のたたかいを出発点」（全逓第二二回定期全国大会議案書）としてたたかわれるものでなければならない。そして、そのたたかいを基調としながらILO八七号批准闘争がたたかわれてきたし、さらに、刑事罰からの解放をたたかいとる法廷闘争で一定の成果を収めてきた。全逓中郵事件最高裁大法廷判決（昭四一・一〇・二六）、東京都教組事件最高裁大法廷判決（昭四四・四・二）がそれであった。また、第二次公務員制度審議会におけるたたかいも進められてきた。

こうしたたたかいの一環として、とくに、刑事罰からの解放をたたかいとった全逓中郵事件、東京都教組事件の最高裁大法廷の判決による成果をふまえながら、懲戒罰からの解放の法廷闘争が広範にたたかわれようとしている。すでに、全逓、国労、日教組等はそれぞれ従来から継続した訴訟をあわせて、積極的に懲戒罰からの解放のための訴訟を提起している。

全逓・日教組の懲戒処分にたいする方針

全逓では、懲戒罰からの解放の法廷闘争をストライキ権奪還、権利確立のたたかいの一環としてたたかうことを確定したうえで、「都教組事件判決にも明らかなように、公務員のストライキが、直ちに違法性をもつものではなく、態様、規模により判断した結果、正当なストライキもあり、かつ懲戒処分も、そのような判断をしたうえでおこなうべきであるとの考え方をより発展させ、懲戒処分権の乱用である、ストライキ参加者に対する懲戒罰排除のたたかいに発展させなければなりません」として、都教組事件最高裁判決を

基調にして、懲戒罰からの解放をまずたたかいとる方針を明らかにし、東京、神戸、新潟のそれぞれの地裁に提訴した事件を強力にたたかいとることを確認している（全逓、第二一回定期全国大会議案書）。

また、日教組は以下の方針に従ってそのたたかいを推進することを決定した（昭四四・七、定期大会議案書）。

【懲戒罰にたいする日教組の方針】　㈠行政訴訟における私たちの基本的態度は、労働者として、労働基本権の行使であるストライキに対して刑罰を加えることはもとより、これを懲戒処分の対象とすることは許されない。㈡「全体の奉仕者」「公共の福祉」の抽象概念により、公務員の争議行為をすべて禁止し、処罰することは四・二判決にも明らかな如く憲法二十八条に違反する。したがって、公務員の争議行為はすべて違法行為として行なってきたストライキに対する懲戒処分は懲戒権の濫用であり、取消さるべきである。㈢以上の基本にもとづき、行政訴訟においては、教育公務員労働者の争議行為の正当性を中軸に、憲法の趣旨に立脚した、地公法三七条の限定解釈を具体的に発展させ、行政免責の展望を切り開く。㈣この訴訟の命題は教職員のストライキの正当性の確認とストライキ参加者に対する懲戒処分排除を司法の場においてかちとることにある。したがって訴訟提起の対象を「あおり行為」等争議行為の一部や、幹部の免職処分、裁量権の逸脱が明らかな処分等特定のケースに限定することなく全国的な広がりと厚みをもって県単位、闘争単位で被処分者全員が提訴する裁判闘争とします。㈤しかし、賃金闘争関係の処分を全国すべて提訴して闘うことは訴訟の目的、組織体制、財政、弁護団配置の現状、人事委審理の闘いとの関係等から考えて得策ではありません。㈥以上の方針にもとづき左記基準の検討により本年は七県の提訴を行ないます。

（提訴の基準——①ブロック一県　②組織体勢　③その県の行政訴訟の有無と進行状況　④人事委審理の状況　⑤弁護団体制　⑥裁判所の傾向）

㈦行政訴訟は日教組事件として日教組行政訴訟対策会議を中心に総評裁判対策委員会との連絡を密にして統一的に推進します。

第一回行政訴訟対策会議は八月九日開きます。

国労の確認

しかし、こうした法廷闘争にたいし、国労は、「やもすると最近の処分なれの傾向がつよく、職場＝生産点（原点）のたたかいがマンネリ化しているのではないかと思います」。そして、その法廷闘争を「法対担当の役員に一任してしまい、組合員を理解させる啓蒙活動が不足しているだけでなく、全般的に取り組みが緩慢になっているのではないでしょうか」という反省の上にたって、①不当処分の通告や不当弾圧が事前に想定されるときは、職場での徹底的な討議の中から、強く抗議する態度をつくり、ねばり強い非協力闘争などを展開していくようにします。②不当処分の撤回はスト権奪還に通ずることを理解し、労働基本権獲得のためのスト態勢を、職場の中からつくりあげていくようにします、今秋に予定するスト権奪還のたたかいには不当処分撤回、不当弾圧反対の目標を複合させてたたかっていきます、といった方針をかかげ、その法廷闘争がスト権＝労働基本権奪還のたたかいの一環であることを明確にふまえ、基本を職場の抵抗闘争に置くべきであることを確認している（国労、一九七〇年度運動方針案）。

2　公務員制度審議会でのたたかい

第二次公務員制度審議会は一九六八年一〇月二五日に第一回の会合が開かれ、七〇年一〇月二四日に閉会を予定されているが、現在（六月一五日）までに三〇回の審議会が開かれた。右三〇回の審議のうち、二九回までは団結権問題、すなわち、現行法上団結権が否認されている警察、消防、監獄、出入国管理、海上保安庁等職員についての団結権をめぐる問題の議論が展開され、労働者委員はそれらの職員にたいしても当然、少なくとも団結権は承認すべきであるとする主張を一貫して行なってきたが、使用者委員の側からは強い反論が提起され平行線をたどっている。また、在籍専従制についても議論され、緊急の問題としてそれについて早急に結論を出すことが労働者委員から要求されている。

第三〇回の審議会にいたってようやく争議権をめぐる問題が提起された。

現在なお、公務員制度審議会がどのような結論を示すかは予測し得ない状態であるが、労働組合の側では、その「公務員制度審議会のたたかいは、もちろん私たちのストライキ権奪還、権利確立のたたかいの方向として、国労においては「第三次公務員制度審議会」の継続を含めて対処策を検討」することを含めて、以下の方針でたたかいを組みあげることが確認されている。

【公務員制度審議会にたいする国労の方針】(1)　総評に結集する労働者、とりわけ官公労働者が中心となり、第二次公務員制度審議会の終了する十月ごろを目途に、具体的なストライキ行動によりスト権奪還のたたかいを起こしていきます。もちろん、このたたかいは物価、公害、税金、社会福祉などの国民的要求と安保条約廃棄をめざす地域でのたたかいと結合させていくことにしますが、なんといっても重要なことは組合員一人ひとりの自覚によってスト権奪還闘争に立ち上がることです。目下、公労協にも公労法撤廃、スト権奪還の統一ストを組織するよう呼びかけています。

十月にむけてのたたかい方は、地域や職場での討議をつづけることはもちろんですが、広く国民にPRし、大衆行動の積み重ねにより、全職場のストライキ（たとえば、全労働者の統一した十分間ストライキなど）を目標にしてすすめていくようにします。

(2)　スト権奪還のたたかいは、政府権力に対する強大なたたかいであり、労働者は全民主勢力の統一のなかでその先頭にたち、大同団結して立ち上がらなければなりません。政府権力はおそらく弾圧体制を強めてくるものと想定されますから、公務員制度審議会での不誠意な政府側の態度を国民の前にばくろすると同時に、ILO公務員合同委員会の場などと連けいをとりつつ、国際的な支援をもとめるようにしていきます。スト権奪還のたたかいは一発主義で成功するとは考えられませんから、今秋のたたかいからねばり強くたたかいを継続発展させていかなければなりません。そのためには職場生産点における権利確立のたたかいのつみ重ねが必要となってきます。したがって、不当処分反対闘争や職場総点検運動をさらに充実させていくと同時に、権利についての集会などを職場のすみずみにいたるまで組織化していくように努力します。

3　ILO公務員合同委員会の開催

この会議が開催されるにいたった経過は、以下のごとくである。

(1)　一九五八年（昭和三三年）解雇された役員をめぐり、法外組合の認定のもとに団体交渉が行なわれず、日本国内で解決がつかないため、当該組合である国労、動労、全逓の各組合が相ついでILOに対し「団結権侵害」として提訴を行なった。

(2)　一九六〇年（昭和三五年）ウイーンで開かれたPTTIの大会で全逓代表が「団交再開闘争を通じILOに公務員問題を取り扱う機関のないことは不合理であり、早急に設置させる」ことを提起した。

(3)　この提起の実現に対し、各国労働組合及び労働者側理事の活動により一九六五年六月、ILO第四九回総会において「産別活動の強化」と「公務員問題討議の委員会を設ける」決議が行なわれ、一九六六年の理事会において公務員合同委員会が設置された。

以上のような経過のもとで、第一回公務員合同委員会が一九七〇年九月二八日より一〇月九日までジュネーブで開催されることとなった。議題は、①公務員雇用諸条件の全般的検討　②結社の自由と労働基本権をめぐる問題について、どのような影響をもつ結論を示すか、期待されるところである。

4　私鉄総連の協約闘争

総連の合理化反対闘争の方針

私鉄総連は、激しい合理化のもとで、それに対処し、労働者の生存を守ってゆくために、労働時間の短縮と労働災害補償の拡充二つを統一要求として組みあげ、それを重点的、集中的にたたかいとるために統一協約闘争を組む方針を一九六九年度の運動方針として決定した。

【私鉄総連の時間短縮統一要求】　(1)時間外労働の慢性化におかれている私鉄バス、ハイタク労働者の労働時間の短縮は、協定労働時間（基準労働時間）と実働時間（時間外をふくむ実際労働時間）の短縮をあわせおこなわなければ実効がない。したがって基準法第三六条協定の運用を厳しくするなど協定時間、協定方法についても統一すべきである。同時に休日、休暇の増大による時短と労働時間と不可分な定員ならびに主要業務量の制限とあわせ、各職種別の規制を明確にする必要がある。

(2)以上を基本としたとりくみが重要であるが、前回の時短闘争の経緯を考え次の重点項目を統一要求として①労働基準法七十九条の定めるもののほかに、「平均種の到達を期してたたかう。②この金額が三〇〇万円に満たない場合は三〇〇万円を最低補償額とする、単組は次のいずれかの方法を採用し、短縮をはかる。

(一) 本社を中心とした事務労働者の時短を要求する。
①毎週土曜日を半休とする。
②隔週二日休日制とする。
③一週（五日労働）実働三十八時間三〇分のワク内で休日二日制をとる。

(二) 駅関係を中心とした一昼夜交替勤務労働者の時短を要求する。
①「八・七制」を基本とし、四週を通じて、一週平均実働四十二時間を目標とするが、当面「九・八制」を実施する。
②具体的短縮方法は、一昼夜交替制度を存続させながら、非番日もしくは、休日増加の方法によって時短をはかる。
③いずれの方法をとる場合でも、現行支給されている一交勤務手当はこれを存続させる。

(三) 時間外、休日労働の割増率の引上げを要求する。
①時間外労働の賃金は、通常日の一時間あたり賃金の三〇%の割増賃金とする。
②週休または四週四日の休日労働賃金は、通常日の賃金の六〇%の割増賃金とする。
③その他の休日（国民の祝日、年末、年始、メーデー）の休日労働賃金は通常日の賃金の三〇%の割増賃金とする。

(四) その他の休日は次の日数を最低基準として増加を要求する。
①国民の祝日＝十二日
②年末・年始＝三日
③メーデー＝一日

右の要求を大手組合を中心に、統一要求としてたたかい、中小組合は到達闘争として地連ごとに統一してたたかうことにしている。

【労働災害補償改訂要求】 (1)業務上の災害および疾病によって死亡したものの遺族補償として①労働基準法七十九条の定めるもののほかに、「平均賃金の一〇〇〇日分」を企業に要求する、②この金額が三〇〇万円に満たない場合は三〇〇万円を最低補償額とする。
(2)通勤途上において交通事故その他の理由によって死亡し、または傷害を受けたものを業務上の災害としてとり扱うよう企業に要求する。
(3)災害補償の具体的要求内容は別に定める。

統一協約闘争の成果　この要求は統一要求としてたたかうことを方針としている。以上のように統一要求を二本にしぼって統一協約闘争がたたかわれたのであるが、その成果は以下のごとくである。

【私鉄総連の評価】 (1) 加盟組合の九六%の二二八組合が参加し、組合員の大きな関心と支持のなかでたたかわれた。
(2) 長期の課題であった労働時間短縮について十分な成果をあげることはできなかったが、大手組合では一昼夜交替勤務者の労働時間短縮で、三月末日までに短縮時間、方法、人員配置、実施方法などを協議することをきめ、東急、京浜、京帝など八組合と共闘の小田急などで、一昼夜交替勤務者の時間短縮で五～六週に一非番または休日の増加、公休くり上げ支給の方法で時短を協定した。
(3) また、労働災害の補償などで、いくつかの成果をあげた。そのおもなものは、①労基法第七九条（遺族補償）の該当者に、企業が一〇〇〇日分の加給をおこなうこと。その金額が三〇〇万円に満たないときは三〇〇万円を保障すること。②一定条件下の出勤途上の災害を業務上の災害に準じて補償することであった。
(4) 闘争参加組合の二〇〇組合をこえる加盟組合が私鉄総連の統一要求の二項目を協定した。その他多くの組合で、障害補償を労基法第七七条のほかに、企業補償の増額を協定した。たとえば東武は一級から三級までを、四五%増とし、名鉄は一～三級に一〇〇〇日分の加給と三〇〇万円補償を、東急では、一級六六三日、二級五六〇日、三級四九〇日と各等級に

応じて加給を決定したほか各た。また、長期療養者補給金きめ、葬祭料に三〇日～六ス・ハイタク労働者の業務上身分保証、既婚婦人のつわり回の闘争は一部の時間短縮、をはかるなど、労働者の職業れ、組合員の強い関心と支持のなかでとり組むことができた。

(5)　業務上災害への一〇〇害に準じて補償することを協合で個別に協定されたのでな一的に協定したことは、最近れ、とかく全国的産業別労働「産業別労働組合とはなにかるべきか」の問題を考える一

(6)　今回の協定は定年五六歳、労働時間の拘束八時間、実乗務五時間三〇分協定などと同様、統一労働協約闘争の一つの成果であり、産業別組合が統一闘争として全国的に一斉に、たたかったからこそ獲得された協定である。一九五三年以来、二年に一回、八回にわたって粘りづよくとり組み組織されてきた統一労働協約闘争の成果であり、無協約組合の排除、協約締結期日の統一、協約内容の充実から、その内容の規制へ努力した結果でもある。

(7)　労災補償一〇〇〇日分の加給と、その三〇〇万円の補償は、すでに組織内で先進的成果として協定されていた私鉄関西地連の一九五九年の闘争結果を全組合に拡大させるべく狙いで組織され、この要求が職場で支持され、関心をよんだのは、何といっても最近の厳しい合理化の進行で、どこの職場でも労働災害がふえており、とくに交通労働者の被害は多くの乗客の被害と一体であり、社会問題としての交通事故の発生と直結していること。このため労働者の安全への関心はつよく、また要求が労働者の労働条件を引き上げるだけでなく、増加させることをも狙って、つくられた。私鉄労働者のなかにはバス労働者など自動車労働者が多く交通事故などの補償をめぐり、自動車損害賠償保険と労働者災害補償保険の補償の差異を、身をもって感ずる機会が多いことなどによるものである。

(8)　また、通勤途上の災害を、業務上災害として扱えという要求は、増加している交通事故と関連して留意されたことは当然であるが、私鉄・バス労働者の特殊な労働条件と勤務形態に影響されていることを無視できない。

交替制は複雑であり、その密度も相違している。始発前出勤、終車後帰宅するものも毎日、何人かはいる。実労働時間は長い。このため計画的な出退勤ができない。職業運転手の多くも、自分専用の乗物—自動車、単車の通勤をしている。合理化の中心は労働集約的企業のため労務管理にかけられる比重が大きく、合理化の攻防が労働時間問題に集中されることも珍しくない。合理化闘争、職場闘争のなかに占める労働時間、休日、休暇をめぐる闘争の重さは、他産業に比べても、きわめて高い。

この点からいっても、私鉄バス労働者と組合は労働時間には、どの組合よりも「がめつい」考えをもっているといえよう。とりわけ出勤から退社までの「拘束されている時間」についての関心は、賃金の支払い方法とともに強い。この闘争ではげしく変化する職場と合理化のなかでおきる仲間たちの要求や関心にチャンネルをあわせて闘争を組織するなら、かならず仲間の支持を受け、経営者の譲歩を勝ちとることができることを知ることができた。

このたたかいで高く評価さるべきは、まず統一協約闘争の成功であろう。企業別組合において労働条件の格差の多い実情のもとで、とかく統一協約闘争がかけ声に終わる実情のもとで加盟組合の九六%が参加し、しかも一定の成果を収め得たことは評価に値する。つぎに、時間短縮要求は十分な成果を収めえなかったが、一九四五年以来一度も時間短縮を実現しなかった私鉄バス労働者が、いずれに

しても時間短縮の具体化をたたかいとったのは成果であったといってよいであろう。ことに指摘しておく必要のある点は、災害補償の拡充を実現したことであり、そのうちでも、ことに通勤途上における災害を業務上災害として承認させる道を開いたことである。

5　日教組の時短・賃金闘争

――教職員の労働時間と賃金のあり方第一次草案

日教組は時短闘争を積極的に取り組むためと賃金闘争を強化するために、賃金、時短専門委員会を設置することを一九六九年鳥取大会で決定した。その後、組織外の学者、研究者五名を含む専門委員会が設置され、その報告をまって、一九七〇年三月第一次草案が第八〇回中央委員会で決定され、大衆討議にふされた。

教育労働は本来自主性、創造性がきわめて強く要請されることから、次の労働時間のあり方についても、一般労働者と同一に取扱うことが、教育労働の本質から適当でないと考えられる。こうした教育労働の特殊性を考慮し、しかも一方では人間としての教育労働者の生活を守りゆたかにするための時短要求はいかに組みあげらるべきかが問題となる。この点を考慮しながら以下のごとき時短要求が呈示された。

【労働時間についての基本的考え方】

(1)　教育は通常、学校教育、社会教育、家庭教育に分類される。そしてそれらの相互協力によって、教育基本法の目的は実現される（この場合、「協力」とは学校の教育労働者が他領域の教育活動をもうけ負うことを意味しない）。教育労働者の分担する教育は教育の一部としての学校教育である。学校教育法二八条四項は教諭の本務について「教諭は児童の教育を掌る」（四〇条中学、五〇条高校―準用）として教諭の本務の基本（この外に教特法一九条の「研修」）を示しているが、ここでいう「教育」とは無限界の教育一般ではなく「学校教育」を意味している。したがって「学校教育の教育課程として行われる教育活動をもうけ負うことを除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」である社会教育（社会教育法第二条）は二八条のいう「教育」には含まれないものである。学校教育の本務労働は、教諭においては授業を中心とした学校の自主編成による教育課程により行われる教育活動に限定して解釈され、考えられるべきである。そして、その教育活動が十分に保障されるように労働時間制が確立されなければならない。また、各職種について夫々本務が確定されその本務にたいする労働時間制が確立されねばならない。

(2)　学校教育における本務労働の確立にあたっては本務外労働の整理、いわゆる雑務の排除が緊急の課題である。そして雑務労働の押しつけ、増大化が、本務としての教育労働を、阻害し、恒常化する長時間労働を押しつけ、教育労働者の人間らしい生活を侵害してきている実態の抜本的改革をはかる必要があろう。

(3)　教育労働者の労働時間の確立にあたって、特に考えねばならないのは授業時間の所定労働時間の関係である。教諭の場合でいえば、所定労働時間の中心は授業時間であるが授業時間に見合って授業の企画・準備・整理の時間の確保が十分になされなければならない。少なくとも一時間の授

業に対して最低一時間がそれに要する時間と考えられる。

(4)　したがって、授業時間数は最大限所定時間の½以下でなければならない。そうでなければ長時間労働の排除は果し得ないこととなろう。

(5)　さらに他方で、教育労働の本質からして、自主的、自律的な研修の保障が重要である。そのために、所定時間内に自主研修時間が確保されねばならない。

(6)　ことに注目すべきことは、教育労働者の労働者性である。教育労働者も生きるために、自らの労働力を売る労働者であり、したがって、なによりも必要なことは、教育労働者の人間らしい生活の保障＝生存保障が前提とならなければならないということである。すなわち、健康を維持し、社会的文化的生活を営む時間を確保できる労働時間制の確立こそが大前提である。そして今日の教育労働における緊要の課題は、「教育の特殊性」を機械的に教育労働の特殊性に直結し、いわゆる教師専門職論によって、労働時間規制を骨抜きにし無定量勤務の押しつけ、長時間労働、低賃金を強いてきている政府当局の政策を打破して、賃金大幅引上げ、労働時間短縮を中心とする労働条件の大幅な改善をたたかいとり、教育労働者の人間的な生活の保障と教育労働の改善、向上をはかることにある。

以上のような時間短縮の基本的なあり方のうえにたって、教育労働者全般についての具体的要求は以下のとおりとする。

【時短・賃金要求】

1、労働時間（教育労働者全般）

(1)　実働時間一日八時間、週四十時間、週休二日制をめざし当面週四十時間制の確立をはかる。

この場合週労働時間の割り振りは次の基準による。

①　月～金七時間十二分。土—四時間。

②　月～金七時間。但し一日は八時間。土—四時間。

(2)　授業時間（教諭）

授業時間は当面次の目標による。

小学校（幼稚園）　週二十時間以内
中学校　週十八時間以内
高等学校　週十五時間以内、定時制—十時間以内（昼間定時制を除く）

2、賃金

教育労働者の持つ特殊性に根ざした賃金要求の視点を以下の如く主張する。

(1)　教員の賃金は、資格、責任、経験などの要素をふくめて決定されるべきである。

教員は、教職についたときから国民全体に対し直接に責任をおい、自主性、自律性が強く要求され、高度の教養、技術が必要とされる。しかしながら教員の賃金は、このような専門性をもつ教育労働に見合わない低賃金にある。

したがって教員の賃金は、高い初任給を基礎に、教育労働の内容と責任に応じ、高度の技術を習得し、文化的な支出を含む労働力再生産費をまかないうる賃金水準を保障しなければならない。

(2)　教員は、教育の実践を通じてさらに教育労働の専門性を向上させるものである。したがって、ある程度の昇給幅を維持することは当然であり、ＩＬＯ・ユネスコ勧告にもいうように、基本的には一五年で最高給に到達するようにし、初任給と最高給との格差は二・五倍とすることをめざす。

なお、全国最低賃金制獲得のたたかいとともに教育労働者の文化的最低生活保障のために産業別統一最低賃金の確定と引上げを要求する。

また、幼、小、中、高、高専、大学という校種別については大学をのぞいて給与体系を一本化する方向で当面格差縮小につとめる。

(3)　賃金支払い形態は単純にして明解なことがのぞましいが、現実には基本給と諸手当によって支払われている。諸手当のなかには、職場環境のちがいにもとづくもの、生活費の補助的役割をもつもの、労働強化的機能をはたすもの、職階の相違を強調するもの、特別の労働に対するもの、などがある。

このうち、政策的、分裂支配的なものは排除し、労働環境の特殊性にも

とづくもの、特定労働にたいするものはのこし、基本給を拡大する方向で整理することが必要である。

(4) 具体的な賃金要求は本来、労働力の価値に基づいてきめなければならない。しかし、労働力の価値を客観的に測定し、数値を明らかにすることが困難であることから、理論生計費を基準として、現実の低賃金水準を確認しながら、具体的な要求は大衆討議によってきめる。この場合、民間賃金や他の労働者の賃金との比較をも参照する。

(5) 教員の賃金体系については、初任給を大幅に引上げ、世帯形成時、熟練度がほぼ最高に達する時期にポイントをおいて組立てる。また、実習助手、寮母については、教員の賃金に準じて改善する。

(6) 学校事務職員については、理論生計費を基準にして初任給の大幅引上げ、世帯形成時、熟練度がほぼ最高に達する時期にポイントをおき、職務、職階給の体系を排除する。この場合、学校事務職員独自の賃金体系をつくるかどうかについても検討をすすめる。また、その他学校に配置されている職員については、学校事務職員に準じて改善する。

【具体的な要求項目】

1 基本給について（理論生計費基準）

(1) 大学卒初任給八〇、〇〇〇円とする。

教育労働の内容と責任に見合う賃金として初任給から考えられていかなければならない。

理論生計費を基に、年齢差（経験年数換算）学歴差を加えさらに教育労働の特性として必要な業務費を加えて算出した。

(2) 大学卒経年五年の賃金を一二一、〇〇〇円とする。

厚生省の調査発表に示されている世帯形成期が男子二七歳で二四歳の妻との二人世帯となっている。これがおよその実態であり、大学卒業して五年の経年時点でもある。また教育労働の内容と責任について実践的に熟練度も高められた時点である。したがって賃金体系上のポイントとして位置づけたのである。

理論生計費を基に学歴換算および教育労働の特性として必要な業務費を加えて算出した。

(3) 大学卒経年一五年の賃金を一六六、〇〇〇円とする。

ILO・ユネスコ勧告にいわれている一五年で最高号俸に到達するようにという時点であり、熟練度もほぼ最高に達する時期でもある。

また年齢が三七歳となり、三四歳の妻、八歳の第一子（男）、六歳の第二子（女）の四人世帯という標準世帯の時期でもある。以上から、教員賃金の最高号俸時点のポイントとして位置づけたのである。

理論生計費を基に、年齢差（経年換算）、学歴差を加え、さらに教育労働の特性として必要な業務費を加えて算出した。

(4) 以上の三つのポイントを基本にした賃金体系とする。

三七歳以後は基本的に昇給を必要としない賃金体系を想定するのであるが、当面は四五歳時点までの賃金体系を考える。

その場合は理論生計費一七二、九四八円であり、それに学歴差を加え、さらに教育労働の特性として必要な業務費を加えて算出した一八二、九七六円の確保が必要である。

(5) 教育労働者の最低賃金を四九、〇〇〇円（一八歳）とする。

2、諸手当について

(1) 教員の賃金が獲得されるまでは扶養手当の増額をはかる。

(2) 初任給調整手当は基本賃金に繰入れる。

(3) 勤務の特殊（嫌悪、複雑、強圧、困難）による手当及び労働環境の特殊性による手当（へき地手当、寒冷地手当）等の増額をはかる。

(4) 時間短縮、定員増のたたかいと結合して超過勤務を廃止する。やむを得ず行なう超勤については当面、超過勤務手当を獲得するとともに割増率を五〇％に引上げる。

(5) 勤勉手当を廃止し期末手当を大幅に増額する。

(6) 退職手当を大幅に増額する。

6　総評第五回春闘権利確立討論集会

第五回目の春闘権利確立討論集会は、一九七〇年三月三日から五日まで、二二六名が参加して開催された。

三日は全体集会として、総評スト権奪還委員会・宝樹文彦議長の特別報告「当面するスト権奪還闘争について」と、沼田稲次郎都立大教授の「当面の権利闘争」と題する記念講演と骨格討論が行なわれ、二日目は以下の三分科会にわけて討論が行なわれた。①不当労働行為に対するたたかい、②労働条件を引き上げる職場点検闘争、労基法改正と協約闘争、③懲戒処分「不当処分」反対闘争とスト権奪還、組合活動の自由確立。第三日目は集約会議を行なった。

【参考資料】(1)七〇年度「日教組大会資料」「国労大会資料」「総評大会資料」、(2)国公『調査時報』、(3)私鉄総連「七〇年大会資料」「機関紙」、(4)『労働法律旬報』(労働旬報社)

VIII 社会保障闘争

概要□健保法改正、医療保険改革をめぐる闘争──概況／健保特例法延長法案の撤廃と健保改正法の強行成立／健保闘争についての中央社保協の総括／厚生省の医療保険改革要綱試案とその影響／政管健保の財政悪化にともない答申促進／市町村国保で老人医療の一〇割化すすむ／東京都の老人医療無料化／日雇健保改悪阻止と報復的擬制適用廃止／健保組合民主化のたたかい／保助看法改悪反対闘争について／**老齢年金、老齢保障のたたかい**──概況／二つの全国高齢者集会／国労、日教組の退職者の組織化／**労働災害・職業病のたたかい**──概況／労働災害補償闘争で企業内上積み／**その他の社会保障闘争**──中央社保協と第八回社会保障討論集会／失対打切りと全日自労のたたかい／公害闘争について

概　要

一、健保特例法二年間延長法案は、六九年七月・八月の国会の内外で大学立法とともに最重要法案として激しい激突をみ、議会民主主義無視の一方的な撤回、かたちをかえた健康保険改正法となって強行成立させられた。本稿はこの時点からはじまるが、六九年八月に公表された厚生省の医療保険改革要綱試案とその年四月公表の自民党の「国民医療対策大綱」案を対比し、その後のとりくみ、とくに七〇年五月、国会終了と同時に加えられた日雇健保の改悪、土建労働者にたいする攻撃と抵抗にふれる。また、六八年から高揚した老人医療の市町村国保による無料化のたたかい、健保組合民主化のたたかい、さらに七〇年春の「保助看法」改悪反対から廃案にいたるたたかいなどをふくむものである。

一、老齢年金、老齢保障のたたかいは、いまだ本格的な段階にまではいたっていないが、そのとりくみは前進している。高齢者の全国集会をのべ、総評のとりくみ、なかでも国労と日教組の退職者の組織化とそのとりくみの現状をとくに本稿では紹介することとした。

一、社会保障闘争の中で着実にのびているのは労働災害、職業病のたたかいである。それは、民間企業の労働災害による死亡一時

金の上積みの組織的統一闘争の成果と、それを背景にした政府、資本の労災保障の七〇年改正の若干の譲歩をみてもわかる、さらに労災裁判が労働組合の積極的とりくみによって増大しているし、職業病のたたかいもひろがっている。

一、中央社保協の活動状況は随所にふれ、社会保障討論集会の討論内容をみ、さらに失対打切りの政府の政策を予測した全日自労の抵抗、公害闘争にふれた。公害問題の激化に伴い、公害に反対する住民・労働者のたたかいは広がっている。公害闘争はこれからますます重視されなければならない。

1　健保法改正、医療保険改革をめぐる闘争

概　況

健康保険、共済組合の赤字対策として登場し、未曽有の国会内外の激しい攻防、与野党の激突のすえ実施された〝健保特例法〟（六七年八月）は、二年間の時限立法であった。これまでにこの二年間という時間ぎれは、六九年八月末であった。それまでに自民党および政府は医療保険の根本的改革法案をつくり、それを公けにして国会に提出することを公約していた。ところがその公約を果たしえず、後述のように健保特例法の二年間延長する法案にすりかえ、その成立が至難であるという国会情勢をつよくうけて、議会民主主義のルールを無視して延長法案を撤回し、これにかわって健康保険法の改訂案にきりかえ、強行成立させたのが六九年八月三日であった。したがって、六九年七月から七〇年にかけての健康保険闘争は、この時点よりはじまる。

ここ数年来、社会保障闘争の主要な柱である医療保険闘争は、とくに赤字対策――特例法――抜本改革にたいする抵抗であり、そのなかでも医療保険の根本改悪反対の方向が、労働者階級を中心に国民諸階層にいろいろなかたちで浸透し、とりくまれ、その闘争をひろげていった。その肝心の抜本改革案が、六九年四月一〇日の自民党医療基本問題調査会小委員会の公表による「国民医療対策大綱」であり、六月自民党はそれを了承して厚生省にこれによる立法を命じ、これをうけた厚生省は六九年八月「医療保険改革要綱」を社会保険審議会と社会保障制度審議会に正式に諮問した。したがって、六九年八月から七〇年にかけての医療保険闘争は、労働組合としてようやく軌道にのった健保組合、共済組合の民主化闘争や健康破壊の自主的調査などのたたかいが強められるとともに、ここ数年来、毎年のようにくりひろげられた。激しい国会内外のたたかいで特筆に値するようなたたかいはみられなかった。

ただ、こうしたなかでも、全国各地に展開されてきたたたかいのなかに、市町村国保における老人医療の無料化のたたかい、六五歳以上の老人の無料健康診査の民主的とりくみとたたかいの拡大であろう。そのことは、あとの老齢保障のたたかいとも関連することであるが、老人問題の深刻さ、それに対応する統一したたたかいの反映といえよう。

七〇年六月にはいり、突如として強行された医療保険改悪は、日

雇労働者健康保険の擬制適用を廃止し、土建日雇労働者を国民健康保険に移行させようという次官通牒による改悪であった。それは、六年ごし、日雇健保改悪法案を予定しながら、そのつど強い抵抗にあって流産させられたことにたいする政府、厚生省の報復的措置といわれる。

年間を通じて医療保険闘争は、健保特例法の二年間延長法案を撤回せしめて以後、特筆すべき統一闘争の展開はなかった。このことは六九年一二月の衆議院解散、総選挙のたたかいでもそうであったし、また七〇年春闘のなかでも主要なたたかいの座をしめるにいたっていない。しかし、労働者や国民大衆の生命と生活を守る社会保障闘争の重要性は、ようやく職場や地域、労組、民主団体のあいだに理解されはじめ、今後の統一闘争の展開はなかった。このことはじめてきたといっても過言ではない。総選挙のたたかいでもそうであったし、また七〇年春闘のなかでも主要なたたかいの座をしめるにいたっていない。しかし、労働者や国民大衆の生命と生活を守る社会保障闘争の重要性は、ようやく職場や地域、労組、民主団体のあいだに理解されはじめ、今後の統一闘争の展開はなかった。このことはじめてきたといっても過言ではない。

健保特例法延長法案の撤廃と健保改正法の強行成立

六九年春の国会は、重要法案として防衛二法、大学臨時措置法、健保特例法延長法の三つにしぼり、七二日間という長期の国会会期延長を強行した。さらに、国会は、六九年七月一〇日、衆院社会労働委員会で健保特例法二年延長法案を廃止し、健保改正案にきりえた。喧噪と怒号のもと、社会労働委員長が廊下入口で、廃止、新提案そして可決という強行採決の暴挙にでた。これは、議会の民主主義運営のルールを蹂躙するものとして野党の総反撃をもたらし、国会の正常運営は以降まったくとまってしまった。

一方、衆院本会議は、七月一四日から延々四日間におよび徹夜審議ののち強行採決され、参院に送付された。参院もまた期限つきで社会労働委員会の審議、本会議七月二九日に上程、ついに八月二日にこれも強行採決した。大学立法の扱いも同様である、七月二九日衆院の徹夜の審議採決ののち、八月三日わずか一分間で成立した。まさに国会は健保特例法と大学立法の二つにすべて集中して荒れにあれたのである。

なぜ、健保特例法延長がこのように難航したのであろうか。野党の結束は、二年まえの健保特例法成立のときの異常な国会審議（社会党はこの扱い、対応の仕方で当時の佐々木委員長、成田書記長辞任という事態までひきおこした）と、二年間の時限のもとで、政府・自民党は必ず医療保険の抜本改革案を国会に提出するという政治的公約をしていたにもかかわらず、これを無視、蹂躙したことによる憤りと抵抗が野党の結束を強めさせたこと。そしてこれが国会外の大衆的抗議運動に結びついた。

一方、自民党政府は、公約違反といううしろめたさを幾分感じながらも、六九年二月以降、特例法二年延長案を大きくかかげ、これに政治的生命をかけていた。他の五〇余の国民生活に直結する法案を切ってすてても、さきの重要三法案の成立を強行するということを公けにしていたのである。ところが国会のどたん場でまったく予期しない延長法案の撤回をし、異質の健康保険改訂案にきりかえた。なかでも健保特例法の焦点ともいうべき、健保・共済の被保険者本人、外来一日一剤一五円以上は本人負担という、健保赤字対策の本命であった薬剤一部負担の項を廃止してしまったのである。これは、医療保険財政のいちじるしい好転と、もう一つは日本医師会の薬剤一部負担撤廃の要求にこたえた政治的配慮のあらわれとみることができよう。

健保闘争についての中央社保協の総括

総評、中立労連、中央民主団体、社会党、共産党などで結成されている中央社保協（社会保障推進協議会）は、六九年一一月下旬に第一三回総会を予定していたが、佐藤総理の訪米、つづいて国会解散、総選挙が志向される情勢にあって、総会開催は年をこして七〇年一月になった（これは後述する）。しかし、総会むけの統一行動草案は六九年一〇月末にだされている。この草案には、「医療保険制度改悪阻止のたたかい」がまず総括されているので、それを要約紹介することにする。

【社保協総括の要約】「特例法延長案」「日雇健保改訂案」の第六一回国会にたいし社保協、健保・共済改悪反対連絡会議、総評および春闘共闘委員会は、二つの改悪案がすでに「抜本改悪計画」の一部分であることを明らかにし、一票投票によるスト権確立をよびかけ、一月以降八月の国会終了まで約八ヵ月間にわたり全国的な大衆闘争を展開した。

中央が呼びかけた全国統一行動は延一二回、中央行動の参加人員は延一四万人、審議会段階での動員は延一三回約四〇〇〇人、国会動員は一二日間の徹夜傍聴をふくめて延八〇日間、地域共闘の上京代表をふくめ一日二〇〇～三〇〇〇名の動員は延三万五〇〇〇人に達した。

一票投票は決意表明をふくめ約五〇単産で実施され、ストライキは三・一七、三・二八、四・一七などの春闘統一行動、産業別統一行動にあわせた形をとり、七・一〇の健保ストは一八単産が三〇分～一日ストをうち、約一五単産が職場大会を行なった。また、労働者のたたかいに呼応して民医連、新医協、保団連、医療生協などの医師、医療機関が半日および一日休診、医師大会（札幌、関西など）を実施し、医療従事者による白衣集会・デモが、東京、大阪、京都、札幌、新潟などで行なわれた。日雇健保共闘は終始全国的な統一行動の先頭にたち、各段階での共闘拡大に積極的な役割を果たした。

運動の成果として、①一票投票、スト権確立をふくむたたかいによって労働者の社会保障闘争の基盤を大きくきずき、労働者を中心とする統一行動の展望をいっそうひらいた、②政府・自民党の「抜本改悪」計画に深刻な打撃をあたえ、そのファッショ的本質をひろく国民大衆のまえに明らかにした、③医療保険―社会保障のたたかいは、社会制度のあり方の問題であり、政府・自民党の反動政策を直接ゆりうごかす課題であることを、広範な勤労大衆につよく印象づけることができた。④日雇健保、地公定年制、失業保険、国民年金、農地法、国税通則法、建築関係法をはじめ多くの反動・改悪法案を廃案においこむことができた、⑤これらの成果は「健保」をはじめとする諸要求闘争が統一行動の拡大によって七〇年にむけてすべての共闘の発展に地道に貢献できることを示しているとみられる。

また問題点として、①ファッショ的な手段にたいし、内閣打倒、国会解散の行動を機敏に組めなかったこと、②スト権を確立したが、ストライキのうてなかった単産が多く、また問題提起すらできない単産、企業連、単組が多く残された。また賃金闘争の妥結とともに重要段階で大衆行動さえできないところが多かった、③教宣活動と地域共闘が立ちおくれ、自治体決議も二年まえにくらべ少なかったこと。その原因として社会保障のとりくみは賃金その他の要求にくらべはるかにたちおくれていること、中央、単産、地評などの指導がまだ社会保障を軽視していること、さらに全国統一行動だけに焦点をおき、産業別、地域段階での統一行動を軽視した指導不足などが指摘された。

厚生省の医療保険改革要綱試案とその影響

六九年四月公表された自民党医療基本問題調査会（会長西村栄一氏）の「国民医療対策大綱」は、自民党案として六月厚生省に立案するようにだされ、それをうけて厚生省事務当局は、折柄の健保特例法をめぐる国会審議の難航の推移のなかで「改革試案」を作成した。国会終了後の八月五日、社会保険審議会と社会保障制度審議会に、斎藤厚相から正式に諮問された。両審議会にたいする諮問内容は、①国民の健康管理体制に定着した医療保険制度を確立

する。②社会保険方式をこんごとも医療保障諸施策の中核にする、③保険料負担の均衡をはかる、④給付の漸進的合理的改善とその格差是正をはかる、⑤財政の長期的安定をはかる、の五項目であり、さらに将来の基本構想とさしあたり実施すべき事項に分け、後者については七〇年末の国会で〝さしあたりできることから改正の提案をしたい〟という考え方を明らかにした。

この諮問をうけた両審議会は、それぞれ八月から審議にはいることになったが、問題の範囲が広範かつ多岐にわかれ、長年にわたる紛争事でもあり、慎重な審議にならざるをえなかった。この厚生省の改革試案については、これまでの本『年鑑』の社会保障の項で概要叙述されているので重複をさけ、自民党案「国民医療対策大綱」との差異と厚生省試案の労働者、国民大衆にたいする影響を要約してのべることにしたい（なお、「国民医療対策大綱」については、六九年の本『年鑑』五六六ページから五六八ページ参照のこと）。

自民党案と厚生省改革試案との相違点は、①自民党案ではすべての医療保険を公社方式にするとなっており、たとえば政府管掌健康保険（政管健保）を勤労者保険公社とし、健保組合、共済組合をその代行組織として認め、市町村国保は四六の都道府県国保公社にするという思いきった案であったが、厚生省案ではこれを採用しなかった。現行制度のままとするが、政管健保を勤労者保険として社会保険庁のもとにおき、健保組合もその長官の監督下におく、②自民党案では、労災保険の給付を勤労者保険公社扱いにし、業務上外の傷病を一元的に扱うという方向であったが、厚生省案はこれをやめた（これは当然すぎることであり、労働省から労災保険関係を厚生省に移管することになり、行政改革に逆ずる）、③市町村国保の府県公社方式を厚生省はとらなかった。

さて、両者共通の事項が実施される場合のその影響をのべるとつぎのとおりである。この場合、厚生省案の将来の基本構想とさしあたり実施すべき事項については、別々にしないでのべる。なぜなら厚生省は区別しないと説明しているからである。

(1) 被用者の保険を勤労者保険として財政調整を行なう。健保組合、共済組合は、その代行機関とする。この被用者保険は、医療給付の二分の一をまかなう保険料率（調整料率という）を告示する（厚生省案は社会保険長官が告示する）。これによると、健保組合、共済組合とも自主性を失い、黒字のところは赤字の保険を補うという全体としてプール制になる。付加給付、保健施設などに影響をうける。

(2) 被用者の家族約三〇〇〇万人は、市町村国保に分離されて移管される。これによって労働者、公務員の保険は、本人のみの保険となり、まず保険料が二本立てになり、給付は大幅に圧縮低下することになり、保健施設や直営医療機関の家族の利用は員外利用となり、負担が多くなる。

(3) 一部負担が拡大し、入院時の普通食は、被用者本人の自弁となる。金のない者は入院加療が困難になり、長期疾病を扱う結核、精神病などの医療機関は、経営危機におそわれるであろう。

(4) 現物給付を原則とするも、一定の条件のもとで療養費払い―償還方式を採用し、大学病院は原則として療養費払いとする。これは数年まえからくりかえし主張されたもので、沖縄の医療保険（六六年七月公布）の療養費払いの本土導入といえよう。

(5) 医師の領収証発行、経営主体による請求明細書の発行などを検討し、必要な措置を講ずる。これは医師不信を前提にしたもの

で、とくに保険者発行の請求明細書は、一九五五年の七人委員会の報告書いらいの提案で、一石数鳥の狙いをもつ絶好な赤字対策であり、かねてより日経連、大蔵省、健保連の主張してきたもの。つまり従来公私医療機関が自弁してきた請求明細書を廃棄して、保険者（大蔵省印刷局）発行の請求明細書を、病気のつど、本人も家族もこれを保険者事務所からもらい、これと被保険者証の二通を医療機関の窓口に出し、医療機関はこれに記入して支払基金などに請求するという仕組みである。患者の時間的・経済的ロスは必至であり、保険にすると受診率は大きく低下するであろう。

(6)　老齢保険制度を新設し、七〇歳の老人はすべてこれに加入、入院七割、外来一〇割（ただし一部負担あり）とし、その財源の四分の一は国庫負担、四分の三はその被保険者が加入していた市町村国保、各種被用者保険が、本人の市町村住民税所得割の課税に応じて負担する。いわば老人の医療は原則的に自前だというのである。西欧先進諸国の老人医療は公費負担という実態からみると、後退案である。

以上のことが、自民党案、厚生省案の公表いらい、六九年、七〇年にかけて、総評、中央社保協および単産、単組、都道府県評、社保協などで指摘され、暴露されてきたところである。ところが、社会保障、社会保険の両審議会は、厚生省案は、医療保険の財政対策に偏向しているとして、これをふくむ医療制度や診療報酬体系や支払方法などに問題をひろげ、審議してきた。

政管健保の財政悪化にともない答申促進

七〇年の七月になり厚生省は、社会保険庁と支払基金などの調査により、医療費が六九年の九月と七〇年の二月をヤマとして急増し、政管健保財政の七〇年度までの累積赤字は二〇〇〇億円をこえるとし、このため内田厚相は、七〇年七月の社会保障制度審議会に出席して医療保険制度の抜本改正案の審議を急ぐよう要請した。抜本改正に時間がかかるなら、それまでの応急策として①保険料の引上げ、②保険料の基準となる標準報酬月額の最高限度引上げ、③薬代一部負担の再実施などを実施したいとしている。なぜ医療費がまた上昇しはじめたか、それは、六九年九月に、前述の健康保険の改正により被用者本人外来一日一剤一五円負担を廃止したことによる受診率の上昇が一つ、もう一つは七〇年二月から医療費を約八％引き上げたことによるもので、そのため七〇年度単年度で五〇〇億円の赤字になるということである。

たしかに健保特例法は赤字対策に絶大な威力を発揮した。六七年八月実施後半年間で当初政管健保が年間七四五億円の赤字見込だったものを、一挙に五八億円に減らしたからである。これは、六七年一〇月の薬剤一部負担とともに薬価基準を大幅に引き上げたという二重の圧縮政策をとったからである。

七〇年二月、たしかに医療費は引き上げられたが、しかし八月には薬価基準が大きく引き下げられた。このような関連からみても、政府のいう健保の赤字も事態をもう少し見守らなければなんともいえないことなのである。

市町村国保で老人医療の一〇割化すすむ

わが国の人口の急速な老齢化、老人の自殺率世界最高位（六五歳の女子世界一、男子第四位―一九六七年度）といった老人問題が重大な社会問題になってから久しい。いうまでもなく、人口の急速な老齢化という人口問題的背景には、一九四九年から六〇年にかけて出

生率と死亡数とも半減したことに最大の理由がある。出生率の急減をもたらしたものは、わが国労働者階級の低賃金、結婚即共稼ぎ、狭隘でかつ圧倒的な住宅の不足などとともに、子どもの養育費、教育費負担の増大にその原因の多くが求められよう。大都市、農村における核家族化がすすむなかで、老人が安心して坐る場所がなくなり、とくに自殺においやる原因としては、孤独と貧困と病気が大きく作用しているとみられる。

たしかに貧困には生活保護制度があるが、これまたきわめて劣悪である。〝せめて病気のときぐらい、安心して医師にかかれるようにしてほしい〟という住民の要求が全国各地で地方自治体や地方議会をつきあげ、市町村国保によって老人医療を一〇割ないし八割、九割にするというところが、一九六七年以降急速にふえてきた。なかでも岩手県沢内町が、六六年四月から六〇歳以上の老人の外来と零歳児の病気を一〇割（無料）にしたことは有名である（岩波新書・菊地武雄著『自分たちで生命を守った村』参照）。これが六六年に東北の各地に部分的に波及し、六七年から六八年となるにおよび全国各地に波及していった。

この大部分は、住民運動による自治体請願、議会工作などが実をむすんだものである。厚生省保険局の六九年四月一日現在の調べによっても全国で一〇七市町村におよんでおり、さらに七〇年四月から国保条例を改正して増大した市町村が多いという。都道府県別に実施市町村数をあげるとつぎのとおりである。

北海道―九市町村、岩手県―二町、宮城県―一四市町、秋田県―二市、山形県―七市町、福島県―六市町、茨城県―一市、埼玉県―一市、神奈川県―四町村、新潟県―四町村、千葉県―五市、福井県―一市、石川県―一町、六市町村、岐阜県―一市、愛知県―五市町、静岡県―五町、京都府―一町、大阪府―一市、兵庫県―一市、島取県―二町村、大分県―一市、鹿児島県―一市。

東北、北海道が多く、ついで関東、長野県は群をぬいている。ところがこの内容となると、老人といっても八〇歳以上が最も多く七六市町村を数え、なかには八五歳以上というところもある。ついで七〇歳以上、最も年齢の低いのは岩手県沢内町のみである。またすべてが一〇割というわけではなく、一〇割は六九市町村、ほかは九割、八割もある。また、若干は入院料、給食、寝具を除いて給付しているところ、現全で償還しているところも一〇市町村ある。

東京都の老人医療無料化

六九年一二月から、東京都は、美濃部革新都政の一環として、老人医療の無料化を実施した。これは、前述の市町村国保による老人医療費の一〇割化とは大きく異なる。それは、医療費助成の対象者は医療機関の窓口で、国民健康保険や健康保険などすべての医療保険の保険証を提示すれば、通院、入院とも、三割または五割の本人負担分を支払うことなしに診療がうけられ、そのかわり、都が医療機関にその分を本人に代わって支払うというものである。

その対象になる老人は、都内に居住する七〇歳以上の老人三〇万のうち、老齢福祉年金をうけている者一二万二三五三人、障害福祉年金をうけているために老齢年金をうけていない人二二九人、および所得制限からいえば老齢年金の受給権者である厚生年金、恩給、遺族年金などの公的年金を一定額以上受けているためにその支

給を停止されている人三七三人、計一二万六三一五人から生活保護法による被保護者、老人ホーム入所中の国保にも社会保険にも入っていない人をあわせて一万八八七六人を差し引いた一〇万七四三九人と推定される。このための年間医療費は、医療費助成四〇余億円、無料化にする区市町村の国保の給付増が予想される分の都負担額一〇億円、医療機関の事務手数料一件八〇円と利子補給分（いまで現金収入だった本人負担分の都からの支払が、平均五五日間おくれるため日歩二銭四厘）計一億五〇〇万円、事務費一億余円合計五十余億円と推計される。

この東京都のやり方、とくに窓口無料にし、すべての社会保険に適用ということにたいして、いま医療保険の抜本改革のなかに、自民党案も厚生省案も、さきにふれたように老齢保険をつくるという方向をとっており、東京都のやり方を心よしとしなかった厚生省は、都議選で自民党が第一党にかえりざいた一ヵ月後の八月一五日、〝都のやり方は国民健康保険法第四二条違反〟であるという見解を公然と表明し、都医師会の幹部も〝法律違反の都の施策には協力できない〟と呼応し、一時その動向が危ぶまれるということもあった（この国保法第四二条とは、保険者が給付する以外の医療費について、被保険者の支払義務を明記したもの）。

東京都区、郡部では、六七年ごろから六五歳以上の老人の無料検診へのたたかいが、民主医療機関と住民によって取り組まれ、老人医療費の公費負担が要求されていた。いわば都はこれにこたえたものである。そのため、厚生省の反対や都医師会の非協力がわかるとただちに抗議と実現のための大衆運動がはじまった。生活を守る会、民医連、新医協、保険医協会などの医療関係団体と労組、民主団体なども加わり、さらに老人クラブの代表もはいるなど、署名運動、厚生省、医師会交渉などが展開され、ついに一〇月の都議会で条例改正案が成立、六九年一二月から実施となったのである。

日雇健保改悪阻止と報復的擬制適用廃止

近年におけるわが国の社会保障闘争において、日雇労働者とくに全日自労と全建総連の果たしてきた役割は大きい。六〇年安保のあとの、国民年金闘争においても、全国各地の地域、自治体ぐるみのたたかいの導火線として、この自由労働者と大工左官の土建日雇労働者が大きな役割を果たしたことにもみられる。六四年以降四年ごしの特例法強行にいたる毎年の国会内外のたたかいでの主力の一つとなったのも、全日自労、全建総連であった。それは、国会へ動員された膨大な動員数の大半が、全日自労、全建総連関係であったことでも立証される。日雇健保とはまったく無関係（特例法は日雇健保には波及しない）だったにもかかわらず、この特例法のたたかいに両労組が中心的推進力になったのは、それとの関連で日雇健保の改悪がしばしば企図され、なによりも抜本改悪がその前提にのしかかっていたからである。ところが、七〇年六月にはいって事態は急変した。

医療保険の抜本改革をまたずに、日雇健保の改悪法案を、社会保険審議会の長期にわたる難航審議のすえ、国会に提出したのが六九年五月であった。その内容は、日雇健保の保険料を一挙に二倍ないし四倍近くに引き上げること、療養期間二年間で打ち切りを一定の条件で一ヵ月だけ延長する、傷病手当金、出産手当金、分べん費などを引き上げるという内容のものであったが、この改悪案は、さきにふれたように、重要法案三法——防衛二法、大学立法、健保特例

法――のあおりをうけて流産した。この流産した日雇健保改悪案を七〇年国会にふたたび提出したのである。

詳述するまでもなく、この阻止のために中央社保協、総評などの応援のもとで全建総連、全日自労は、全国的な組織力を動員して阻止のために激しい国会闘争を展開し、衆院は法案がとおったが参院の段階で流産したのである。そのため厚生省は、急拠五月二二日、全国保険・国保課長会議を秘密裏にひらき、政府、党役員の了承をえて厚生事務次官と社会保険庁長官の連名で「日雇健保制度におけるいわゆる擬制適用の取扱いの廃止について」の通知を全国課長に手渡し、指示した。そして同日付をもって次官、長官の連名で全国都道府県知事に通知をだし、この取扱い廃止は六月一日より実施することになった。

擬制適用とは、労働組合を事業所とみて組合に保険料徴収その他の仕事を政府管掌に擬して代行適用せしむるやり方で、すでに一九四七年の労災保険実施のときに、日雇土建労働者にこれを認めていたものを、一九五三年日雇健保実施にあたり、当時保険局健康保険課長名をもってこの擬制適用を認めるという通牒をだし現在にいたったものである。わが国では健保組合、共済組合（短期）が代行組合として認められているが、労働組合が文字どおり代行して行なうという擬制適用は他に例がない。土建の労働組合は、この日雇健保の適用拡大を有力な足がかりにして、五八年にはまだ全国的組織としての土建総連はわずかに二万人余でスタートしたものが、一七年間のあいだに一〇倍以上の三〇万人近く全国組織―全建総連にまで拡大したのである。

厚生省がこの日雇健保擬制適用を廃止した理由は、①一〇〇〇億円近い累積赤字をかかえた日雇健保の応急措置としての日雇健保改正案が廃案となった現状で破局的事態を防ぐために廃止以外にはない、②現在の擬制適用の取扱いは、法律上の根拠がなく、便宜的な行政措置として行なってきたのでこれ以上存続することは許されない、③一人親方は日額数千円の高額賃金をとっているのに、賃金の低い日雇と同額の保険料で加入していることは不公平、不正義である、④この廃止により原則として国保に加入することになるが、国保組合を設立できるものは助成し、治療中断の事態を生じないようにする（八月まで従来の被保険者証の使用を認める）。任意加入の健康保険加入を認める、ということである。

こうした国保移管にともない、どのようなことになるのであろうか。保険料負担では七〇年度予算では日雇健保が六二〇三円であるが、国保では一世帯あたり、六九年度で一万四一〇三円となっているので、二倍ないし四倍になる。国庫負担は日雇健保は三割五分、国保組合の場合は、世帯主は結核、精神病について二割、その他の病気は二割五分である。なお日雇健保は七〇年度の単年度で一七九億円の赤字、累積赤字額は一一三六億円となる見込だったが、適用廃止後の効果では約一〇〇億円国庫負担が節約になると、厚生省は試算している。

以上の政府、厚生省の擬制適用廃止にたいして、かねてから共闘をくんでいた日雇健保改悪反対共闘会議（総評・中立労連系の全建総連、全日自労、全港湾、全山労、全競労、農村労連など）の強い反対運動を中央・地方ごとにひきおこした。五月末から六月いっぱいにかけて、数次にわたる中央集会、国会、政府（厚生省）への抗議デモとなり（厚生省には日雇共闘によって五月下旬から六月中旬まで文字通り厚生省正

面玄関前の坐りこみがなされた)、また東京を中心に土建労組による保険課、社会保険事務所、区役所、市役所にたいする集団坐りこみとなって、マスコミをも賑わした。とくに六月一日の統一行動では四六都道府県の都道府県庁保険課、社会保険事務所にたいして最小一〇〇人から一〇〇〇人近い土建代表が、「通達撤回」の激しい団体交渉を行なっている。

しかし、厚生省、政府・自民党に「通達撤回」の意志がなく、あくまで強行するという態度であることがわかり、七〇年六月二六―二七日の会議で全建総連は、戦術を転換せざるをえなくなり、いっせいに国保組合設立の方式にきりかえた。それは、全国単一の国保組合と府県別の国保組合設立の方式にきりかえた。それは、全国単一の国保二回にわたり中央執行委員会をひらき、①東京土建として特別国保を設立する、②特別国保の保険料は一ヵ月二一〇〇円程度にし、負担の重すぎる組合員については地域の国保に加入するようにすめる、③そのさい、地域国保は三割自己負担なので、従来の日雇健保の保険料で特別共済制度をつくり、病気で就労不能になった組合員にたいし、治療費の一部負担もかねて傷病手当金として一日二〇〇円、六ヵ月―三六万円を支給する、④特別共済については、特別国保に加入したものも認めるが、加入するかどうかは支部単位とする。なお、保険給付の内容としては、①医者代――本人無料、家族七割給付、②療養給付期間――病気がなおるまで、③埋葬料――本人、家族とも四〇〇〇円、④分べん費――本人、家族とも四〇〇〇円、⑤傷病手当金――一日三三〇円で二二日間支給（ただし四日目から）。

こうして戦後、労働者、労働組合が統一してたたかいとった日雇健保のうち、もっとも多くの組合員を擁し、労働者の社会保険闘争の中核の一つだった土建関係の労組は、抜きうち的な擬制適用廃止という政府の攻撃のまえに重大な試練にたたされ、そのことは労働組合としての組織にもひびくことになった。土建の国保組合の第一号は、日本鳶工事連合会で、五月二九日、千代田区永田町の自民党本部で関東ブロック府県支部長会議をひらいたのち、全国建設工事国保組合として一五都道府県、約一万四〇〇〇人、家族をふくめて四万人のものが設立された。

健保組合民主化のたたかい

労働者の健康を守る医療保険闘争のなかで、民間大中企業の健保組合、公務員関係の共済組合（短期）の民主化と内容改善のたたかいが主流の一つであることはいうまでもない。こうしたたたかいの重要性を強調して、さきに中央社保協は六六年一二月に『健保組合入門』（労働旬報社刊）を発行し、その後主要単産ごと独自の健保組合の現状点検、たたかい方などを指示し現在にいたっている。たとえば全国金属および東京地本、合化労連、紙パ労連、私鉄総連、全自交その他である。

公企体労組のなかでも、国労、中央官庁労組、自治労、日教組なども共済組合闘争に力をつくし、官公労の共済組合連絡会議などの共闘組織を中心に取りくまれてきた。これまで民間労組のとりくみ、たたかいで先駆的な事例として評価されてきたものに、全金東京地本の山武労組支部があり、またソニー労組（第一組合）があった。前者は健保組合の互選の理事、代議員と労組との交流、組合会議開催まえの徹底した労組としてのとりくみによる労働者の権利の拡大であり、後者は、組合分裂のもとで少数の第一組合の健保組合の

統一闘争による成果である。ここで中央社保協の月刊機関誌『社会保障』七〇年五月号に掲載された三つの労組の民主化闘争の要約をみることにしよう。

【民主化のたたかい要約】〔日本油脂労組〕六六年の定期大会で方針をきめ、互選議員理事を労組執行委員にあてることにし、七〇年で互選理事議員二五名中二三名が現職執行委員（内訳、中央執行委員三、支部長一〇、副支部長三、支部書記長二、執行委員五）で、七〇年八月大会以降に二五名全員に切りかえる。こうしたたたかいの背景は、健保特例法その他厚生年金の改悪などの社会保障の後退改悪にたいする関心の増大である。いまは定期大会で役員が交替すれば、ただちに理事、議員も交替する。組合会社側の厚生省の行政指導による保険料率の労資折半のおしつけが試みられたが、そのつどおし返し依然として二対一を守っている。

〔東京セロハン労組〕六六年五月に設立された新しい健保組合、そのときから保険料負担割合の軽減、付加給付の拡充、組合の民主的運営の三つにしぼってとりくんできた。健保特例法による一部負担金は、すべて労働者に還元することに成功し、負担割合も事業主一〇〇〇分の三八・五より四〇、被保険者一〇〇〇分の三一・五より三〇にさげ、家族療養付加金を新設させ、八割給付、足切り五〇〇〇円を認めさせた。ここでも厚生省の行政指導がカベになっている。これ以上の事業主の保険料率の負担増はむずかしい。労組として署名、教宣、都保険課の抗議行動、団体交渉、春闘のストライキのなかへの要求などでたたかってきた。七〇年にはいり合理化にたいするたたかいとともに料率の変更、傷病手当付加金とその延長、出産手当付加金、育児手当付加金などを要求、付加給付は要求どおりになったが、料率の軽減は依然として至難である、と。

〔オリジン電気労組〕このオリジン電気労組のたたかいは、六九年から七〇年にかけての健保組合の設立と選挙、そして健保議員と労組一体の活動である。六九年春闘の賃上げ要求のなかに福利厚生の充実――食堂、グランド、寮――などの要求をし、会社側の回答は健保組合をつくりその剰余金で、ということであった。五月中旬、六月一日から健保組合をつくりたいという一方的会社側の言い分に、組織をあげ調査活動にはいった。総評、全国金属から、新電工工業サンケン電気、シチズンなどの先輩労組を回り、従業員の過半数以上の賛成を得ているといった会社側のデマに抗し団交にはいった。全組合員への宣伝、五月三一日に賃上げなどで臨時大会、その大会決定をもってその日厚生省に三役会議設立がきまった。一一〇〇名のなかで七〇〇名の組合、定員五人の互選議員に、会社側二、労組五人をたて全員当選、この選挙戦で健保組合問題が組合の主導権で浸透した。組合会議も会社（事務局）側の厚生施設補助の提案をはねかえし、金があるなら付加給付の充実だとした。七〇年一月末予算編成会議まえに社保協の協力をえて合宿討議した。予算案討議では、原案を却下し妊婦健診費（一人三〇〇〇円）、家族の予防接種費を計上、成人病検査などはほとんど疾病予防費となった。七〇年春闘で健保組合の保険料率を四対六にするために賃上げとともに要求したが、行政指導をたてにとってまだ実現していない。

以上の三労組の健保組合闘争は、目新しいことではない。先進的な労働組合のたたかってきたところである。ところが大部分の民間労組は、新設にあたっても、その後のとりくみも幹部や組合議員、理事まかせで大衆的討議がきわめて不十分といえよう。

なお、ようやく定着しはじめた毎年の健保組合対策会議は、総評、中央社保協主催で六九年一一月二八日、東京全日通会館で各単産、県評、地区労約二〇〇名の活動家をあつめてひらかれた。ここでは本部側から事業計画予算編成にあたっての要求を明らかにし、その要点として一部負担還元制、付加給付の大幅引上げ、傷病手当金の付加給付実施（一〇〇%支給）、足切り廃止、負担割合の労働者負担増に反対、保険料率引上げ反対、運営の民主化を重点とすることにした。このとき各単産、単組の代表からだされた意見に、①健保連

にたいする対策をつよめる必要がある、②僻地の医師不足の解消、適正配置の要求行動の強化、③赤字健保組合（炭鉱関係）にたいする国庫負担の大幅増額などがあった。

「健保共済改悪反対全国連絡会議」が六九年九月五、六日の二日間、総評、健保共済共闘、中央社保協の三者共催によって全国の代表二〇〇名をもって群馬県水上でひらかれた。この会議の中心課題は、「健保特例法延長」「日雇健保改悪反対」闘争の総括とこんごの運動のすすめ方にあった。

「保助看法」改悪反対闘争について

一九六九年三月、新潟県立病院労組、とくに看護婦によるいわゆる「ニッパチ闘争」、複数宿直・夜勤制限のたたかいは、六八年、六九年、七〇年と全国の公立病院を中心に国、官立、公・私立病院に波及し、大きな社会的政治問題になった。看護婦の圧倒的不足はいまや周知の事実になった。

自民党政調会社会部会の看護対策小委員会は、六九年一一月「看護婦確保基本大綱」をまとめた。①看護婦を一九七五年（昭五〇年）までに倍増する。②そのために高校卒一年間の新養成制度をつくり准看護婦にする。③ベット数一〇〇以上の病院は一病棟が夜勤人数二人以上、夜勤回数月八日以内にする。④給与の改善をはかる、などを骨子にしたものであった。まさにニッパチ闘争に追いつめられた苦肉の安上り看護婦養成案であった。

これをうけて厚生省は、七〇年第六三回国会に、保健婦・助産婦・看護婦法（保助看法）改悪案を上程した。総評加盟の各単産を中心に結集する医療労働者共闘会議（全医労、日本医労協、自治労、国鉄医労など）はこれを廃案においこむための激しい統一行動を展開した。七〇年三月一五日、全国的な統一行動、四月初旬の国会行動、四月二四日の中央集会、五月の国会審議にあわせて集中動員、また地域においても無数の統一行動がくまれ、反対署名は短時日のうちに二〇万人をこえ、パンフ発行、共闘ニュースも六号にわたり発行されるなどした。

社・共両党はいちはやく政府案に反対し、民社・公明両党もようやく七〇年五月六、七日に反対になり全野党一致して反対に固まり、ついに廃案においこんだ。そのたたかいの原動力になったものは、日教組、全医労がひきだした人事院判定と、それをテコにした看護婦の増員・夜勤制限の大衆運動のつみあげであり、さらに同時に行なわれた日雇健保改悪反対共闘への共同行動の果たした役割である。

2　老齢年金、老齢保障のたたかい

概　況

わが国の人口が国際的に異例というほど急速に老齢化し、六〇歳以上の老人が一〇〇〇万人をこえたのが六七年であった。ますます老人問題が深刻かつ重大になってきている現状にあるが、労働者階級を中心とする老齢保障のたたかいはいまだ本格化しているとはいえない。

もちろん、民間企業にみられる定年制（五五歳）の慣行にたいす

る延長ないし廃止のたたかい、退職金、退職一時金増額のたたかいなどが、労働時間の短縮、合理化反対闘争などとともにとりくまれてきてはいる。また、一九六六年一一月創設の調整年金にたいしても、スト権をもっての反対、条件闘争などもなされ、六九、七〇年にかけてつづけられている。さらに地方公務員の定年制実施にたいするたたかいは自治労、日教組を中心に長年月にわたりとりくまれ、六九年夏の特別国会ではこれを廃案においこむことに成功してきた。また、老人医療の無料化のたたかいの前進は、すでに述べたとおりである。

一方、民間労働者にたいする強制適用の厚生年金保険にたいするとりくみと、その改善拡充のたたかいは、その積立金の活用にみられるように、明らかに大衆収奪――大蔵省資金運用部資金より財政投融資の巨大な資金化――の役割をにない、その内容もきわめて劣悪なのに、労働運動の主要な座をしめるにいたっていない。そのことは六九年春の六二国会で大規模な改悪案が上程され、大学立法や健保特例法のあおりをうけて流産したとしても、大衆的な抗議運動によってではなく、こうしたことが、六九年一二月はじめの解散国会であっというまに成立させられたよりどころとなったことも否定できない。こうしたなかで七〇年にはいり、ようやく厚生年金を中心に本格的な老齢保障のたたかいへの期待がもてるようになったのは、総評の第二四回定期大会の運動方針によってであろう。

この年度で特徴的なことは、第三回高齢者集会（六九年九月）と高齢者対策全国活動者会議（七〇年五月）であり、総評加盟各単産による、老齢保障対策委員会の設置とそのとりくみである。なお、退職高齢者の組織化については、日教組、国労などのたたかいを例証したい。

二つの全国高齢者集会

〔第三回高齢者集会〕　六九年九月一三、一四日、総評、中央社保協主催で参加者一五〇〇名を集め、社会文化会館、九段会館で第三回高齢者集会がひらかれた。初日は公務員、民間、一般の三部会にわかれ討論された。公務員部会では一二組合、二〇五名が出席し、依然として権利としてのとりくみの弱さが指摘されたが、闘争上の留意事項として、①国労などにみられるように勧奨退職拒否者にたいする定昇ストップに反対する、②長期給付（老齢）の国庫負担を増額させる、③再就職先の斡旋について労働協約に明文化させる、④退職手当の非課税などを積極的に要求してゆくなどが出され、闘争課題として確認された。とくに中高齢者の現状を若年層に訴え、高齢者の医療保障、年金についての改善、高年退職者の組織化が確認された。

民間部会では、六〇名参加、主な意見はつぎのとおり。①老齢年金の低さ。「二万円年金」は実際一五万五～六〇〇〇円にしかならない。通算老齢年金は、要件をみたしていないで途中死亡した場合、保険料は掛け捨てになる。せめて遺族年金はだすべきだ。また、失業のときの健保、厚生年金の資格適用がうけられないが、この間はひきつづき期間として計算させることがよい。②仕事の問題では無料職業紹介所を労働組合が設立した経験（全駐労）、同時に職訓をはじめたこと。③組織化では全造船舞鶴重工、石川島、私鉄総連北陸鉄道の教訓がのべられた。また地域共闘では官製の老人クラブに加入し民主化していくこと。老人懇談会結成など報告された。④定年制延長の闘争（自治労）。再雇用後の賃金保障率のアップをかちとった（七五%から八〇%）全日通や全造船舞鶴重工の経験が報告

された。

一般部は、全日自労のほか九団体一〇六名が出席。多くの地域、自治体へのたたかいの事例が報告された。老人のための用地をかちとり公園などをつくった例、環境のわるいところに建てられた老人住宅に入居者がいないこと、老人福祉法二条、三条の中味を充実させること、自主的老人クラブ結成など、である。

〔高齢者対策全国活動者会議〕　一九七〇年五月一九、二〇日に総評、中央社保協共催によって、東京・品川の南部労政会館で一三〇名（うち全日自労半数）参加でひらかれた。退職高齢者の組織化が中心テーマとされた集会であった。地域共闘の報告としては、広島県尾道高齢者対策協議会の活動が注目をひいた。全日自労を軸に全建総連などいくつかの民主団体にすぎないため、活動分野は福祉活動にかぎられてはいるが、各地区の単産の組織化が必要であること。

単産、支部の活動としては、全専売は郡山で退職年金引上げの同盟をつくり、本部の指導で活動していること、全国金属山武、紙パ労連山陽パルプ、全造船舞鶴では、七〇年春闘で定年退職者の追跡調査を行ない、それとあわせて定年延長再雇用期間の延長の要求をあわせたたかっていること、このために退職者の組織化に着手する。公労協では国労や全逓が組織化方針をもちその具体化にはいっていることが報告された。

〔老齢保障対策委員会の動き〕

方針により、単産三役による老齢保障対策委員会を設置し、一九七〇年一月、二月、三月と三回にわたる老齢保障対策委員会をもった（委員長岩井事務局長、事務局長安恒常幹）。方向は老齢保障のたたかいをすすめるにあたり、主としてこの委員会と社会保障全体の関連、老人の仕事の問題その他であったが、二回目は社会保障研究所の三浦文夫氏をよび「年金・退職金について」の説明ののち、主に出された意見は、①恩給年金は政策スライドしているのに厚生年金にはない。通算年金を認めていくかどうか、②共済組合には恩給観念がつよいが、地公労は定年制反対闘争で社会保障にたいする関心が高まってきた、③職安は政府の労働力配置政策の一手段によっていること、④民間と公務員の相互理解の強化、⑤退職者の組織化などである。三回目は、厚生年金と共済組合の相違点と共通点を討論し、女子の脱退一時金打切り、五年再計算期などは共通の課題であること、拠出金の管理運用については共済組合のほうが厚生年金より若干民主化されているが、点検活動を行なう。

七〇年春闘のなかで総評は、厚生年金問題に本格的にとりくみはじめ、とくに厚生年金の積立金は一九七〇年で四兆三〇〇〇億円にものぼり、また、六九年一二月の改正で保険料率が大幅に引き上げられ（一般男子一〇〇〇分の五五から六二、女子三九から四五、坑内夫六七から七三）、標準報酬も最低・最高とも引き上げ（最低七〇〇〇円を一万円、最高六万円を一〇万円まで）たことにより、その保険料収入は年間九〇〇〇億円をこえる見通しのもとで、積立金の運用については大蔵省資金運用審議会が一方的ににぎっていること、労働者代表の参加がないこと、さらにこの積立方式は、欧州先進諸国ではほとんど採用していない修正積立方式をとっていること、それを賦課方式にきりかえるべきだ、という教宣がなされ、具体的には、七〇年五月、六月と二回にわたり、ＩＬＯの社会保障、年金に関する条約について・高橋武（ＩＬＯ）、諸外国の公的年金の実態・吉田秀夫（法大）、労働法の観点から松岡三郎（明大）氏などを招いて、ＩＬＯ条

約や賦課方式問題について審議をふかめた。

国労、日教組の退職者の組織化

国鉄労組が、国鉄退職者の組織化の方針をきめたのは六七年大会からである。それまで官製の「O・B会」が各鉄道管理局ごとにつくられ仲良しクラブ的な活動が行なわれていた。一九六三年、国労は退職者にたいして記念品贈呈などを行ない、一部地方本部ではその組織化に着手していた。六七年の統一的退職者の組織化決定いらい、六八年五月までに全国三七地区に退職者組合が結成され、七九〇〇名が組織された、国労は六九年につぎのような強化方針をたて実行している。

考え方としては、年金問題を中心に諸要求をだし結束をよびかけ、その行動に指導と助言をあたえ、国労にたいする期待と信頼をたかめる。「O・B会」とは対立関係におかず、協調して将来、国労がその主導権をにぎるようにする。そのための組織づくりの基準として、O・B会が国労の指導または影響下にあるときは、O・B会に加入する方向をとる。O・B会が非民主的かつ形式的なら、国労退職者が中心になり別個に結成するか、積極的に加入して体質改善をはかる。国労退職者組織とO・B組織が競合している地域では、行動によって信頼関係をまし、国労組織の強化拡大をはかる。O・B会のない地域は、国労以外の退職者にもよびかけて国労組織を結成する。国労組織は在職高齢者をもふくめ居住者組織づくりについて検討する。以上の方針の具体的なとりくみとして、各地で説明会とともに定年制延長のたたかいとして「国鉄に定年制はない」をつくり配布し、国労共済組合の火災共済、組合共済への退職者加入をはかる。なお、退職者の要求はつぎのようなものであるとしている。

①共済年金のスライド制確立、②年金取得者にたいする免税、③退職後の生活相談と指導（これは再就職の斡旋、軽い仕事、権威のある相談施設、退職者で臨時雇として国鉄に働いている者に通勤費の支給と期末手当の増額、住宅対策、老人ホームの建設）、④健康管理の充実（退職者にたいする共済組合の療養給付の実施、共済年金と恩給受給者には国鉄直営医療機関の、扶養家族の受療範囲を拡大し、一点単価を本人負担、退職者が国鉄以外に再就職し、健保、国保の組合員になっても国鉄直営医療機関を利用できるようにする。退職者の家族とくに配偶者に直営医療機関の利用、歯科治療を安く行なわせる）、⑤国鉄福利厚生施設の利用（寮、職員宿泊所、保養所などの利用）を現職者と同じにする。物質面の利用――とくに月賦販売についての利用などである。

なお、国労は「一六万五〇〇〇人合理化」「高齢者一六万人を一〇年間に職場から追放」に反対するたたかいの一環として「六〇歳定年が実現するまで退職しない」の方針で各級機関は高齢者（五五歳）から白紙委任状をとり、国鉄当局の退職強制に組織的に対処する方針のもと現在たたかいをすすめている。

日教組の場合は、退職者の生活要求を一九五〇年代後半からとりあげはじめたが不十分であった。しかし各県段階では六〇年にはいり、しだいに退職者、とくに婦人退職者の組織化がすすんできた。ところが、自民党と政府は地域婦人会、家庭学級のみでなく、退職婦人教職員の組織化にのりだし、一九六四年一一月、自民党の婦人局や組織局の手によって、日本退職女教師連合会を結成させた。また同じ年の九月に、全国教育女性連盟を文部省のきもいりでつくった。

こうした情勢のもとで、六七年六月下旬、日教組は各国各県の代

表者による退職婦人教職員連絡協議会結成準備会を発足させ、その後各県で六八年三月まで約三〇の県で結成をみるにいたっている。こうして六八年二月二九、三月一日の二日間、退職婦人教職員全国連絡協議会（全国退婦教）を正式に発足させ、六八年一二月第二回総会、六九年七月一八日第三回、七〇年七月一八日第四回の定期総会をひらいている。

六八年から七〇年にいたる一年間の活動は、恩給と年金の完全スライド制の実現をめざし、三月末に役員と関東ブロック代表により政府関係省陳情、七月下旬各県代表による要請、とくに退職後の医療保障、公立共済組合の適用、さらに再就職などであった。日教組はこの退職婦人教職員の運動の成果を評価し、退職男子教職員の組織化を七〇年七月の定期大会で決めている。

最近、民間労組においても、退職者と労組をむすぶとりくみが運動としてなされはじめたが、その実態のまとめは十分ではない。ただ合化労連日本水素労組が、「日水友の会」を、一九五八年以降の退職者三三〇人は追跡調査し、約五〇名の参加で六七年につくり、親睦、レクリエーション、中央高齢者集会などにとりくんできたことをつけ加えておく。

なお、老齢保障のたたかいで無視できないのは、朝日訴訟—人間裁判につぐ、人権闘争、違憲闘争といわれる北海道十勝の牧野享老人の年金裁判（六八年七月一五日、東京地裁において夫婦受給制限は憲法に違反し無効であるとの判決）が高裁の段階にはいり、政府が小山進次郎（元年金局長）、原告牧野側吉田秀夫（法大）を証人とするなど審議をかさねた結果、七〇年七月四日和解が成立し、国は牧野さんに制限した金を支払え、という判決になった。

3　労働災害・職業病のたたかい

概　況

労働者を中心とする社会保障闘争のなかで、ここ数年来着実に前進しているのが労働災害・職業病をなくすたたかいである。六九年から七〇年にかけても大小の成果をかちとっている。

まず、六七年春闘以来、労働災害による死亡補償の民間企業内の上積み闘争が発展をつづけ、当初の三〇〇万円要求が五〇〇万円の要求となり補償上積み闘争が一般化し、いまや賃金や労働条件の諸闘争のなかでも、全労働者のたたかいとなってきた観がある。このことが国会を中心とした労災保険法改正闘争の基盤となり、七〇年の通常国会で労災保険の内容にかなりの譲歩・改善の成果をあげ得ている。

また、労働災害、職業病のとりくみとたたかいが、多くの企業に浸透し、職業病認定基準のたたかいをかなり前進せしめたことも顕著な事実であろう。さらに労働災害の裁判（労災裁判）が全国各地でようやくたたかわれはじめたこと、労災・職業病の協約闘争の前進もあげることができる。そのなかで、ＩＬＯ、および先進諸国では実現している通勤途上の災害補償については、依然として壁は厚いが、私鉄総連傘下組合の大部分は往路、一部往復路の通勤途上災

害を企業内労災の扱いとすることを協約化した。また、全林野労働組合は白ろう病闘争のなかで、労働条件改善要求をし、チェンソー使用時間の制限を協約化した。このほかキーパンチャーの労働時間制限なども多くの職場でたたかわれ、経営の基本にかかわる事項で成果をあげている。

労働災害補償闘争で企業内上積み

七〇年春闘の中間報告、日本労働者安全センターの七〇年六月末における集約をもとにして、企業内上積み闘争の成果は第153表のとおりである。この表で集約されたものは、春闘共闘委に参加した組合を主としたもので、このほか、この闘争に影響され、同盟等の労組のなかにも拡大している。また、全日通は協約締結単産の一つであり、金属、化学同盟、全国一般などの労組の傘下の小組合もそれぞれ一つとして数えており、数の問題ではなく、数の倍増に意義をもっている。

六八年春闘から七〇年春闘へと組合数が増加し、さらに毎年増額を要求する組合も多くなり、新獲得組合も多くなっている。その特徴点は、①労災闘争の進んだ組合は補償額を大きくしているほか、障害補償にたいしても獲得している、②産業別に企業内上積み闘争をとりくむところが多くなった、③資本の側の回答は、産業別に同じ回答をだす傾向がつよく資本側の対策もすすんでいる、④資本は障害補償をだす場合、退職を条件にするところが大部分である、⑤企業内業務上扱いとして通勤途上災害を認めさせるところがでてきた。しかし、この集計には、公労協、地公労、国公共闘関係および金融労はふくまれていない。全駐労はホフマン方式で死亡による補償額を六七年に協定化しており、公労協、地公労も協約または条例を獲得している。そこで問題にされるのは、死亡補償の場合の民法上の権利放棄事項や被災者の退職を条件にする補償額の改定である。とくに退職を条件とする協約は、障害補償要求を獲得した組合には多くでていることは問題であろう。

労災裁判の増大

労災裁判は着実にふえてきた。とくに六八年九月、総評弁護団労災研究会を発足させたことと、労組のとりくみによってふえ、七〇年春の公害等裁判事件裁判官合同会議に提出された最高裁の調査によると、全国で三〇六件におよぶ。それは重大災害の増加と、交通事故による補償との比較における劣悪な労災補償への不満、ならびに交通事故裁判に勇気づけられていること、労働組合や活動家、弁護士の激励や支援のなかで訴訟にふみきったものが相当多いとされている。従来は単純な損害賠償事件として取り扱われ、その損害賠償額も低かったが、最近はたたかう裁判になり、資本の責任追及、正当な補償を運動の力でかちとろ

第153表　労災死亡補償獲得状況——1970年6月30日現在、単位組合数——

	600万円以上	500万円台	400万円台	300万円台	200万円台	100万円台	100万円以下	小　計
70年春闘	3	91	132	662	374	395	66	1,717
69年春闘	1	18	16	157	213	327	176	908
68年春闘				39	61	265	77	442

〔備考〕　日本労働者安全センター調査。

うとし、その一つの方法として裁判にもちこむ傾向になってきている。そして、具志堅労災事件のように、三五〇〇万円という多額の賠償額をみとめた判決をださしている。

七〇年四月二五日、横浜地裁は、被告常石造船にたいし、「同造船所でクレーン倒壊の下敷きとなり再起不能となった労働者にたいし三五三四万円の損害賠償を支払え」の判決を下した。この事件は一九六六年四月二六日、常石造船所内でクレーンの試運転中、この会社でつくったクレーンが横倒しになり、運転室にいた具志堅清さんが重傷、二年間に七回の大手術をくり返しても全労働不能、総額六〇九四万円の損害賠償を請求していた労災裁判の判決である。このたたかいは、全造船機械浦賀分会と職場の仲間でつくった「勝たせる会」の強い支援活動があった。

職業病とのたたかい

個々の闘争の事例を要約紹介することは省略する。日本労働者安全センターの機関誌『いのち』（七〇年五月号）に紹介されている職業病と労働組合は、つぎのとおりである。腰痛症――報知新聞労組、神戸港フォークリフト対策委員会、全逓（東京鉄勤）、頸肩腕症候群――全司法（京都）、東京労金労組、青森銀行労組、滋賀銀行労組などであった。

朝日新聞労組の腰痛闘争によって明らかにされた発生件数と、たたかいの結果として労災の業務上の認定をさせた件数のみ紹介すると、つぎのとおりである。一九六二年の朝日新聞社の腰痛発生件数は八一件（休業日数が一三〇七）であったものが毎年増大し、六九年には二二二件、休業日数六二八一日におよんだ。職場・団体交渉労働基準監督署、労働省交渉ととりくまれ、六二年からたたかいとしてくまれ、六八年二月には、労働省から〝腰痛も業務上〟との新通達を出させることに成功。労基署をして「朝日は腰痛のおこりやすい職場、改善の要あり」との見解をださせ、会社に一大打撃をあたえた。こうして、六八年二月以降で東京は二〇七の申請件数のうち一八六件の認定、大阪その他で計二九七件申請し二六四件認定させるという成果をうんでいる。

4　その他の社会保障闘争

中央社保協と第八回社会保障討論集会

中央社会保障推進協議会が、総評加盟各単産、中立労連加盟各単産、中央民主団体、それに地方地区組織、社共両党をふくむ幅広い統一行動の団体としてわが国の社会保障闘争に寄与してきたことはいうまでもない。六九年から七〇年にかけて特徴的なことは、中央、地方とも労働組合の参加が顕著にふえてきていること、教育活動を強化してきたことである。七〇年二月一日現在で、労組、民主団体、革新政党などの中央組織は五六団体、地方組織で四三都道府県（六市を含む）社保協が加盟している。

この社保協の活動と、総評社会保障対策部長会議が推進力となった。六九年九月第一回会議をひらき、二回は一〇月二三、二四日の泊り込み集会、三回目は七〇年一月二六日、四回目三月五日。五回三月二三日、六回六月一〇日、七月に七回と前後七回ひらいてい

る。第二回のそれは、厚生年金改善闘争の強化、医療保険抜本改悪反対を議題に、労働者側の医療制度改善要求、高齢者問題、全国金属の金剛製作所の社保打切り攻撃にたいする報告とたたかいを協議した。

こうした社会保障対策部長会議の要請で、抜本改悪阻止のパンフ（一万部）、労災宣伝ポスター（二万枚）、チラシ（五万枚）、社会保障ノート、医療と年金（五〇〇部）などの教育資料を作成、単産、地評に提供した。

第八回社会保障討論集会は、春闘共闘委員会、社保協共催で七〇年二月二六日から三日間、東京虎の門久保講堂ほか七会場で約一〇〇〇人の全国代表を集めて行なわれた。分科会は七つ――医療保障、老齢保障、社会福祉、失業保障、住宅、物価減税、労働者福祉――で活発な討論が行なわれた。

なお、七〇年春闘、社会保障、労働災害のブロック討論集会が北海道（二月三・四日、八〇名）、東北（二月六・七日、八〇名）、中国、四国（二月六・七日、一〇〇名）、関東（二月一三・四日、五〇名）、中部（二月三・四日、五〇名）、九州（二月一七・一六日、八〇名）の六ブロックで県評、地区労、各単組の役員計四四〇名の参加でひらかれた。また六九年一一月二七日生命と健康を守る社会保障拡充予算要求中央総会が四〇〇〇人の労働者を集めてひらかれ、統一要求書が採択され、総評および、中立労連の議長名で厚相あて提出された。

失対打切りと全日自労のたたかい

失対事業については、政府、自民党は一九六三年の法改悪いらい一貫して縮小、廃止の政策にもとづいて失対打切りをすすめ、一部失業多発地帯などを除いた地域、とくに大都市などで、失対労働者に高齢者が圧倒的に多くなっていることを理由にし、「本来の目的となければならない理由がなくなっている」といいはじめてきた。

七〇年四月二四日の全国失対関係係長会議の労働省失対部長の談話、六月四日の読売新聞の大蔵省の来年度予算編成にあたっての「失対事業の存続はおかしい。産炭地、過疎、同和地域などを除いて全廃の方針」、さらに五月一二日の全日自労と労働省失対部長の中央交渉にも「現状のままなんら手をつけないで来年度継続することになれば、六七年度の失対事業二割削減のように根本的検討はさけられない」といった一連の政府当局の態度をまえにして、全日自労は全組織をあげてこれに抵抗することになった。すなわち、日雇健保の擬制適用廃止と軌を同じくするものとして全日自労はとりあげた。七〇年六月二三日から二七日まで、全国代表者三〇〇人で中央行動がたたかわれ、二六日に全国市長会総会への申入れ、野党四党、総評、中立労連、新産別、同盟その他民主団体約一三〇団体による支持連署を得、七月、八月、地方自治体をまきこむ「失対存続、高齢失業者就労、日雇健保擬制適用廃止反対のたたかい」を起こした。七月の中央行動は、二七日から三〇日まで労働省中心にとりくみ、一万人集会を行なっている。

公害闘争について

七〇年にはいり、産業公害、とくに大気汚染、河川、海汚染その他もろもろの公害問題が爆発的に表面化していった。産業公害にたいするたたかいの歴史はながい。態本の水俣病、富山のイタイイタイ病、新潟阿賀野川の水俣病、四日市の公害など、いずれも四大公害裁判闘争になり、六九年一二月大阪国際空港騒音事件についても訴訟が提起された。

六九年一二月末現在で全国の地方裁判所で係争中の損害賠償事件数は訴訟一八六件、調停四七件計二三三件にたっしている。各種公害のうち、ますます激化・深刻化する問題の焦点は大気汚染と水質汚濁であろう。政府のはじめてだした「公害白書」によっても、大気汚染の重点地区として、京浜（東京、神奈川）、阪神（大阪・兵庫）、四日市、北九州、大牟田、富士、千葉市原、君津、名古屋南部、衣浦、水島（岡山）、大分、鹿島（茨城）の各地をあげている。

七〇年にはいり、東京の高オクタン石油鉛中毒、光学オキシダントの被害が拡大し、北九州洞海湾の死の海化、さらに静岡田子の浦港のヘドロ化など社会問題化し、七〇年代の最も鋭い社会的政治問題となろうとしている。こうした公害激化はいたるところで激しい住民闘争をひきおこしてきた。

総評は、六九年五月の公害対策全国連絡会議総会の確認にもとづき、まず一一月二六、二七日、公害被災者全国大会をひらき、とくに俎上になっている昭和電工、三井鉱山、東邦亜鉛、チッソ、昭和石油、森永ミルク、などの各企業政府にたいする統一要求書にもとづく抗議要請の行動を確認した。さらに、公害現地調査活動を安中東邦亜鉛工場調査（一〇月一二・一三日）、岐阜県長良川製紙工場汚染調査（七〇年五月二九・三〇日）、千葉県臨海コンビナート公害調査と活動家会議（七〇年五月一一日）、新潟水俣病現地調査（六月二六日）、大阪地下鉄工事現場におけるガス爆発事故調査（四月一三日）などを行なった。さらに七〇年六月一一、一二日公害対策全国連絡会議総会を東京でひらき、全国各地の公害発生地で日常とりくんでいる人たち二〇〇名参加で討論をかわした。四大公害訴訟闘争へのとりくみと援助の強化、公害闘争を全国のあらゆる県で組織し、具体的な実践行動をつみかさね、とくに大事なことは労働者の職場、地域におけるたたかいと被災者との共闘の強化であることが確認され、アピールを採択した。

【参考資料】(1)「厚生白書」（昭和四四年版）、(2)「公害白書」（昭和四四年版）、(3)『社保協ニュース』（中央社保協）、(4)『月刊社会保障』（中央社保協）、(5)『いのち』（日本労働者安全センター）、(6)総評「第四〇回定期大会資料」、(7)主要労組の機関紙および関係団体の機関紙

IX 政治的大衆行動と平和運動

概要□「一九七〇年」の共闘をめぐる情勢＝安保改定・民主主義を守る会の結成／反戦青年委員会の動向と「全国全共闘連合」の結成／三八単産がよびかけた「全民主勢力の統一のためのアピール」／ベトナム戦争反対、インドシナ全域への侵略拡大反対の運動＝「一〇・二一」統一行動／「ベトナムに関するストックホルム会議」／インドシナ全域への侵略拡大反対の運動／佐藤首相訪米抗議、日米共同声明反対の運動／沖縄返還要求運動＝毒ガス兵器の配備・貯蔵問題／「四・二八」統一行動／第八回沖縄返還要求海上大会／一九七〇年安保闘争＝同盟、新産別の方針／青年・婦人の運動／反安保全国実行委員会の第八次統一行動／六月二二日の沖縄県民総決起大会／六月二三日の二七単産ストライキ／「六・二三」統一行動／研究者・教育者五五団体の声明／原水爆禁止運動／メーデー

概要

一、日米安保条約の固定期限終了期を迎えるにあたって、一九六九年の「一〇・二一」、一九七〇年の「四・二八」、「六・二三」にさいしては、それぞれ従来のいわゆるブリッジ共闘よりすすんだ一日共闘が成立した。しかし同時に、民社党と同盟は「安保改定・民主主義を守る会」を結成し、他方、反戦青年委員会と全国全共闘連合などの学生集団は、街頭での「実力闘争」を強行した。

一、一九六九年の「一〇・二一」統一行動を中心に、アメリカのベトナム侵略に反対する運動がひきつづき展開され、さらに一九七〇年五月以降は、アメリカのカンボジア出兵にともない、インドシナ全域への侵略拡大反対の運動がひろがった。

一、一九六九年一一月、佐藤首相の訪米に抗議し、日本の進路に重大な意味をもつ日米共同声明に反対する運動が開始された。とくに、一一月一三日におこなわれた本土・沖縄の統一ストライキは、第二次大戦後最大の規模となった。

一、一九六九年後半期には、沖縄に配備・貯蔵されている毒ガス兵器の撤去を要求する運動がもりあがり、さらに、安保条約廃棄の課題と結びついて、一九七〇年の「四・二八」統一行動は、大きな前進を示した。

一、日米安保条約の固定期限が終了し、新しい局面を迎えた日、「六・二三」統一行動が展開された。集会とデモ行進がおこなわれたのは、二五都府県、二八ヵ所で、参加者数では一九六〇年の安保闘争の最高時を上まわる規模となった。

1 「一九七〇年」の共闘をめぐる情勢

日米安保条約の固定期限終了期を迎えるにあたって、後述するように、一九六九年の「六・二三」にさいしては、それぞれ一日共闘が成立したが、一〇年前の安保闘争当時にくらべて、共闘をめぐる情勢は複雑化した。この問題について、一九六九年七月以降の新しい動きを記録すればつぎのとおりである。

1 「安保改定・民主主義を守る会」の結成

民社党および同盟は、一九六九年の初頭以来、安保問題に関して「国民的合意」を形成する中核づくりを目ざす組織活動をすすめ、六月二二日の準備会をへて、七月二三日、「安保改定・民主主義を守る会」の結成大会を開催し、正式に発足させた。

この「安保改定・民主主義を守る会」は、運動方針のなかで、現行安保条約の「自動継続」にも反対し、これらの「両極論が権力と暴力に利用されないように、国民の冷静な判断と、類似点での合意をうながす」としている。そして、目標としては、(1)平和と民主主義の防衛、(2)安保条約の改定（常時駐留と基地のありかたを改める、核兵器をもちこませない、事前協議の対等化）、(3)沖縄の本土なみ返還、を掲げた。

2 反戦青年委員会の動向と「全国全共闘連合」の結成

「一九七〇年」の当面する共闘問題のなかで、反戦青年委員会の取扱いが、最大の焦点となってきたため、社会党と総評指導部は、一九六九年九月二四日、反戦青年委員会を改組し、「反安保反戦青年中央協議会」のもとに再編成していく方針をうちだした。しかし、この方針が具体化されないうちに、九月一九日、「全国反戦青年委員会代表者会議」の名のもとに反戦青年委員会としての全国的結集がはじまり、「一〇・二一」をきっかけにして激しい街頭行動へ参加しはじめた。

一方、暴力的な学園封鎖などを理由にして大学立法が「成立」したという情勢のもとで、「革マル」派を除く各大学の「全共闘」学生集団は、一九六九年九月五日、全国全共闘連合を結成し、こんどは学園の問題ではなく、安保・沖縄闘争について「十一月決戦」を

唱え、首相訪米実力阻止、街頭での「実力闘争」の強化をはかるとの方針を決定した。

（注）大学立法反対運動については、本『年鑑』第四〇集三六〇ページ以下を参照のこと。

大学運営臨時措置法案は、一九六九年五月二四日に国会へ提出されてから、七二日間という異例の大幅会期延長をおこなったうえ、七月二四日に、衆議院文教委員会で多数の質疑者の発言を封じたまま採決が強行された。そして、翌二五日には、議長職権によって本会議を開会、同法案を上程。これにたいして、野党側は議長、副議長、文教委員長、文相らの不信任と解任決議案を提出し、五日間にわたる徹夜国会をつづけて抵抗したが、ついに二九日夜、同法案は衆議院を通過、参議院へ送付された。院外の大学立法反対運動は、衆議院文教委員会での強行採決以後、いっそう高まり、連日、「国会請願」のデモがくりかえされた。

八月二日、参議院文教委員会は、大学運営臨時措置法案の審議をまったくおこなわないまま、わずか二分間で採決を強行。三日には、議長職権で参議院本会議をひらき、委員長報告、質疑、討論をいっさいぬきにし、議長発議で同法案を採決した。四日には、社会・公明・民社・共産四党の書記長・国会対策委員長会談がひらかれ、大学立法の採決無効を確認、佐藤内閣の総辞職を要求してたたかうことが申し合わされた。

政府は、大学運営臨時措置法を八月一七日から施行したが、多くの大学が非協力を表明、さらに一八日には国立大学協会も同法に拘束されないことを宣言、全国的に教職員・学生の抗議の声がひろがった。

3　三八単産がよびかけた「全民主勢力の統一のためのアピール」

以上に述べた二つの潮流とは対照的に、とくに労働組合のあいだから、「一九七〇年」を前にして、持続的・恒常的な共闘を実現するために努力しようとの積極的なはたらきかけがみられるようになったことも、この時期の重要な特徴である。全自運・全日自労・民放労連・全港建など三八単産は、一九六九年一一月五日、つぎのような「全民主勢力の統一のためのアピール」を発表し、このアピールへの署名運動を開始した。

【三八単産アピール】　いま、「大型景気」といわれるなかで、わたくしたち、すべての働くものは、あたらしい生活苦と、生命や健康の危険にさらされています。そして、これらの苦しみの原因がサンフランシスコ体制と日米安保条約にあることは、いまでは多くの人びとに理解され一九七〇年六月二十二日の安保条約固定期限終了期を前にして、安保条約廃棄、沖縄の即時・無条件・全面返還のたたかいが、日ましにたかまりを見せています。

しかし、自民党佐藤内閣は「核ぬき、本土なみ、七二年返還」、「安保繁栄論」の欺まん的な大宣伝をおしすすめる一方、「安保条約の長期継続」を党議できめ、すべてを国民にひたかくしにしたままでアメリカと秘密外交をすすめ、佐藤・ニクソン会談にもちこもうとしています。かれらはこのなかで、沖縄における米軍の核基地をみとめ、沖縄から、ベトナム、朝鮮、台湾をはじめ極東全域への侵略的な出撃をみとめることによって、欺まん的な「七二年返還」をおしすすめようとしています。

これはけっして沖縄の現状を解決するものではなく、「返還」の名にあたいしないものです。それればかりか、アメリカと日本の反動勢力は〝沖縄をかえせ！〟という国民の声を逆用し、欺まん的な「沖縄施政権返還」をテコとして、日本全土の核基地化と米軍の直接的な出撃行動、自衛隊の侵略的増強と日米共同作戦の強化の道をひらき、日米安保条約を核軍事同盟、侵略的なアジア軍事同盟の中軸として実質的に改悪しようとしています。

わたしたちは、去る十月二十一日に安保条約廃棄、沖縄全面返還、国会解散、佐藤訪米抗議、ベトナム侵略反対の課題のもとに広範な民主勢力を

結集し、「統一を阻害する各種妨害集団の介入を許さず」、「反戦青年委員会の参加を認めない」という一致した確認にもとづいて単一の統一実行委員会をつくり、統一行動を大きく成功させました。これは、これまでのブリッジ共闘よりさらに前進した共闘組織の道をひらいたものとして、職場の労働者に大きなはげましと喜びをもたらしました。しかし、そのような前進があっただけに、この共闘が、わずか一日の共闘に終っていることはかえすがえすも残念なことだと思います。

いま、わたくしたちが直面している重大な事態は、わずか一日の共闘や、ときどきの統一行動のつみかさねだけで切り開かれるものとは思えません。アメリカと日本の反動勢力が七〇年代にむけて、日本の進路を侵略と戦争、反動と抑圧の方向へ大きくねじまげようとしているとき、日米安保条約廃棄、沖縄の即時・無条件・全面返還を要求するすべての民主勢力が四・二八、一〇・二一の教訓に学び一つに団結し、広範な人びとを結集して、持続的にたたかいぬくことが緊急に必要になっています。そして、こうしたたたかいをよりどころにして安保条約の廃棄を通告する民主政府をうちたてるならば、アメリカと日本の反動勢力の意図をうちやぶり、沖縄を平和な島としてとりもどし、独立・平和・中立の明るい日本の進路を確実にきりひらけると思います。それは、六〇年安保闘争の教訓、東京都知事選挙、沖縄三大選挙の勝利の経験がはっきりとしめしています。

わたしたちは、いまこそこれまでのたたかいの中で確立されてきた、課題と共闘の範囲についての一致点にもとづく共闘、日本の民主運動の自主性をまもり、妨害集団の介入を許さない共闘、そして、さらに長期にたたかいを発展させることのできる持続的・恒常的な共闘組織の道をひらかなければならないと考えます。

わたしたちは、持続的・恒常的な共闘の実現にはなお多くの困難があることを知っています。しかし、同時にわたしたち働くものの間には意見の違いよりも一致点の方がはるかに大きいことも知っています。

わたしたちは、どのような困難をものりこえて、安保条約廃棄、沖縄全面返還を中心課題とした全民主勢力の持続的・恒常的な共闘を実現するために全力をあげて奮闘することを表明するものです。

わたしたちは、全民主勢力の持続的・恒常的な共闘の実現にはなお多くの困難があることを知っています。しかし、同時にわたしたち働くものの間には意見の違いよりも一致点の方がはるかに大きいことも知っています。

わたしたちは、どのような困難をものりこえて、安保条約廃棄、沖縄全面返還を中心課題とした全民主勢力の持続的・恒常的な共闘を実現するために全力をあげて奮闘することを表明するものです。

わたしたちは、全民主勢力の持続的・恒常的な共闘の実現を促進するために、全国のすべての職場、地域で共闘を発展させ、統一の声を海鳴りのようにまきおこすことをねがい、すべての労働組合と民主団体がこのアピールに賛同する署名をひろげて下さることを心から呼びかけるものです。

統一は、わたしたちの力を五倍にも十倍にも大きくする武器であり、勝利の保障です。

安保条約をなくし、沖縄をとりもどし、独立・平和・中立のかがやかしい日本をつくるため全力をあげて奮闘しましょう。

この「全民主勢力の統一のためのアピール」を発表した三八単産懇談会の総会が、一九七〇年五月二九日、東京でひらかれた。当日の会議までに中央にとどけられた労組、同支部、分会の賛同署名数は総計二〇六一。このうち全国の労組、団体、政党、個人の署名は一六六三にのぼっている。三八単産に加わっていない労組の支部・分会の署名も多く、国鉄労組六〇、自治労三九、日教組三八、全電通二六、全逓一六、全国金属一三などとなっており、地区労の署名一四もふくまれている。会議では、署名数が目標の一万団体の四分の一にとどまりながらも、広範な労組から署名がよせられたことは統一の声が強いことを示すと指摘され、また、全国各地で賛同署名をすすめるための労組懇談会が組織され、地域共闘発展の力になっていることが報告された。

2　ベトナム戦争反対、インドシナ全域への侵略拡大反対の運動

1　「一〇・二一」統一行動

一九六九年一〇月二一日、アメリカのベトナム侵略に反対する国際反戦デーにさいして、東京の代々木公園で「安保廃棄、沖縄の即時無条件全面返還、佐藤訪米抗議、国会解散、ベトナム侵略反対、一〇・二一統一行動中央大集会」が開催された。

これは、社会党、共産党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議、沖縄連、沖実委、護憲連合、憲法会議、全日農の一一団体と中野好夫・吉野源三郎氏らがよびかけ人となり、二百数十団体が参加した統一実行委員会の主催によるもので、前述の三八単産アピールも言及している「確認事項」にもとづいておこなわれた。

しかし、一〇月一六日の第一回実行委員会の席上、自治労、社青同、日本婦人会議の三団体代表は、「反戦青年委員会などの参加を認めないことには賛成できない」として退場、また、総評内部には、反戦青年委員会の扱いのほか「持続的共闘の可能性を追求する」との確認にも異論があったが、この点は、「当面持続的共闘の可能性はない」と解釈することで、最終的には了承された。

こうして中央集会には、約八万人（主催者発表）が参加、当日は、全国金属、全国一般、全自交など一七単産、約二万七〇〇〇人が短時間だがストライキをおこなった。さらに秋田、富山、静岡、愛知、岐阜、和歌山、兵庫、広島、福岡などの各県でも統一集会が組織され、また本土に呼応して沖縄でも祖国復帰協議会主催の決起集会がひらかれた。

中央集会で採択された「アメリカのベトナム侵略に抗議し、ベトナム人民との連帯強化のための決議」は、つぎのとおりである。

【一〇・二一中央集会の決議】　アメリカ帝国主義の侵略に反対し、民族の自決権と独立、および領土の保全、民族の統一のために、たたかうベトナム人民との連帯をめざす日本人民のたたかいはますます発展している。そのなかで、われわれは、ここに一〇・二一統一行動が大きな前進を示したことを確認することができる。

日米安保条約のもとで、アメリカの不法な沖縄支配のもとで、日本の国土と空と海がアメリカ帝国主義のベトナム侵略に最大限に利用されてきた現実のなかで、われわれのたたかいは日本とアジアの平和と民主主義、独立の要求に根ざすものであることはいうまでもない。

いまや、アメリカのベトナム侵略に反対しベトナム人民を支援するたたかいは国民のなかにひろがり、世論の圧倒的な多数を占めるにいたった。

ベトナム人民の英雄的な抗米救国の闘争の発展と、世界諸国人民のベトナム人民支援のたたかい、とくにアメリカにおける大衆行動の画期的な高揚のなかで、アメリカ政府はますます窮地においこまれながら、いまなお南ベトナム共和臨時革命政府およびベトナム民主共和国の「原則」、「綱領」の立場を拒否し、依然としてベトナムにおいて野蛮な殺りくをくりかえしている。ベトナム侵略に反対する闘争は、依然として全世界の反帝民主勢力のたたかいの中心である。

われわれは、このような不法、無謀な侵略行為が一刻といえどもひきのばされることを容認することはできない。

日本人民にとって、ベトナム人民のたたかいと連帯すること、それは「沖縄の即時無条件全面返還、安保条約の廃棄」をめざすたたかいを一層強化することにほかならないと確信する。

一〇・二一統一行動に立ち上がったわれわれは、アメリカ帝国主義の侵略と戦争の政策に反対し、日本の平和と独立、民主主義をめざしてたたかうなかで、「独立、主権、統一、自由」のためにたたかうベトナム人民への支援と連帯の行動をさらに前進させることを決意し、ここに力強く決議する。

なお、「全共闘」などの学生集団、反戦青年委員会は、「一〇・二一」当日、東京をはじめ各地で無差別に多数の火炎ビンを投げ、電車をとめたりした。とくに東京では、中央集会のデモ行進に襲いかかり、重傷八人をふくむ一〇〇人以上に負傷させた。

2　「ベトナムに関するストックホルム会議」

一九七〇年三月二八日から三日間、「第五回ベトナムに関するストックホルム会議」がひらかれた。

参加国六二ヵ国、三六二人。日本からは、平野義太郎（平和委員会）、森川金寿（戦犯調査委員会）、井出洋（原水協）が参加した。アメリカからも、「ベトナム戦争をやめさせるための新動員委員会」、「婦人は平和のためにたちあがる」運動（WSP）などの代表が五〇人も参加して注目をひいた。

会議では、ベトナム民主共和国パリ代表団スアン・トイ主席が開会冒頭に情勢を総合的に演説、南ベトナム共和臨時革命政府のダン・クワン・ミン大使が議長席につき、ラオス愛国戦線のシンカポ将軍が多数の資料を提供した。この会議で採択された一般決議（抜粋）は、つぎのとおり。

【ストックホルム会議の一般決議】　ベトナム人民の事業は、すべての諸国人民の事業である。

すべての人びとは、直接のかかわりのあるこのたたかいについて、自らの責任を認識すべきであり、世界のすべての住民は、自分の行動が侵略者を撤退させる助けとなりうることをさとるべきである。

ベトナム問題の正しい解決に到達するためには、アメリカ軍とその同盟国軍の完全な、即時無条件撤退と、自由で民主的な選挙をおこなう暫定的な連合政府の樹立に基礎をおいた南ベトナム共和臨時革命政府と南ベトナム解放民族戦線の一〇項目の解決案にあるベトナム人民の正当な要求に、アメリカ政府が応じるべきだ、とわれわれは確信する。

インドシナにおける戦争の拡大を避けるためには、アメリカはただちに、無条件でベトナムにおける爆撃を中止する必要があり、カンボジアへの干渉を中止し、その独立・中立および領土主権を尊重すべきである。

ストックホルム会議は、全世界の国ぐにのすべての国内・国際組織にたいし、この訴えの大量宣伝、ベトナムにおけるアメリカの犯罪の活発な糾弾、独立・自由および真実の平和のためのベトナム人民の正義のたたかいへの政治的支持と物質的な援助の行動の展開によって、南ベトナムからのアメリカ軍の撤退を要求することを訴える。

このことを実行するために、会議は、アメリカにおける反戦運動と協力する行動計画を、各国において打ちだすべきであることを勧告する。

この方法で、全世界に力強い圧力がつくりだされるならば、それは、ベトナム、ラオスおよびカンボジア人民の平和・独立・民族自決の権利を、アメリカに尊重させるにいたるであろう。

会議は、幅ひろい基礎をもった持続的な行動の組織が、各地方、各国、各分野において、当面の具体的な問題を、条件に応じて発展させることを

勧告する。

3　インドシナ全域への侵略拡大反対の運動

総評その他労働組合の反対運動

一九七〇年五月六日、総評は、アメリカ軍のカンボジア侵入にたいして抗議声明を発表するとともに、一二日夜、東京の日比谷公園で、中立労連との共催による抗議集会をひらいた。総評の抗議声明の要旨は、つぎのとおりである。

【総評のアメリカ軍カンボジア侵入への抗議声明】　一、アメリカ軍のカンボジア侵入は、カンボジアの内政に対する武力干渉であり、民族主権と自決の神聖なる権利への侵害である。われわれは、このような侵略行動を断じて容認することはできない。

一、ベトナムに対する野蛮な侵略戦争の拡大に対し、全世界の平和を愛する諸国民が抗議の大衆行動を展開し、われわれもまた一〇・二一統一行動をはじめとする大衆的抗議行動を積極的に闘ってきたが、それはベトナム人民の独立・主権・領土保全・統一の権利は、何人といえども侵すことのできないものであるという立場に立ち、労働者階級の国際連帯の義務であると考えてきたからである。しかるに、アメリカはこうした国際世論をふみにじり、いまカンボジアにまでその侵略を拡大し、ベトナム民主共和国に対する爆撃を再開した。これはベトナム侵略戦争を全インドシナ半島に拡大させる暴挙であり、アジアを戦争の渦中にまきこむものである。

一、日米安保条約のもとでのアメリカのベトナム侵略が、沖縄をはじめとする日本の基地から自由に行なわれてきたこと、さらに日本の企業による軍需物資補給が積極的に進められ、アメリカの侵略戦争に対する佐藤内閣の公然たる加担・協力が行なわれるなどの顕著な事実は、日本の平和と民主主義、独立と中立を脅かし、ベトナム、朝鮮、中国を敵視することになってきたことに、われわれは重ねて抗議してきたが、いままた、「インドシナ問題の国際会議」をひらき、アメリカのベトナム侵略行動を免罪しようとする態度に強く抗議する。

一、安保条約の廃棄をめざし、沖縄の即時・無条件・全面返還を要求し、軍事基地撤去、ベトナム反戦を闘ってきたわれわれは、日本からの、ベトナム、カンボジアなど全アジアからの、アメリカ軍の撤退を改めて要求する。われわれは、アメリカ軍がベトナムから、カンボジアから、インドシナから、直ちに軍を引き、そのうえで、ジュネーブ協定の原則に立って事態の平和的解決をめざすよう要求するとともに、日本政府は「インドシナ問題の国際会議」への参加を拒否するよう要求する。

一、われわれは、七〇年六月をめざす安保条約廃棄の闘いに民主勢力を結集しつつ、その闘いのなかに、ベトナム、カンボジアをはじめアジア各地における戦争の根源となっているアメリカ帝国主義、さらに日米安保条約のもとで軍国主義・帝国主義の復活を新しい段階に進めようとする日本の独占資本の政策に反対する闘いを位置づけながら、職場と地域でねばり強い闘いを展開することを改めて決意する。

一方、同盟はこの問題について声明をださず、情報室を中心にして幹部の研究会をひらき、東南アジア全般にわたる問題のなかで、アメリカ軍のカンボジア軍事介入の意味を討議することにした。

中央実行委員会の行動

さらに、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、五月九日、東京の明治公園で、「アメリカのカンボジア侵略とベトナム侵略戦争の全インドシナへの拡大に抗議する緊急決起集会」を開催した。集会には二万人以上(主催者発表)が参加、総評から「連帯してたたかおう」との激励電報が寄せられた。

集会のなかで、ベトナム人民支援委員会の古在由重代表委員は、これまで同支援委員会に一億五〇〇〇万円の支援金が寄せられたこ

とを報告するとともに、インドシナ情勢の緊迫化にともない、さらに五〇〇〇万円を追加、総額二億円の募金を訴えた。また、「ベトナムの平和と統一のためにたたかう在日ベトナム人の会」を代表して、グエン・アン・チュン氏があいさつした。参加者は、「アピール」、「インドシナ三国人民への連帯のメッセージ」、「アメリカ政府への抗議決議」、「佐藤内閣への抗議決議」を採択し、首相官邸からアメリカ大使館前をとおってデモ行進をおこなった。「インドシナ三国人民への連帯のメッセージ」は、つぎのとおり。

【インドシナ三国人民への連帯のメッセージ】　私たちは、アメリカ帝国主義の凶悪なベトナム侵略戦争のインドシナ全域への拡大にたいし、それぞれの国の主権と独立のため強力な共同のたたかいを発展させているインドシナ三国人民のみなさんに熱烈な戦闘的連帯のあいさつを送ります。

ベトナム、ラオス、カンボジア三国人民は、フランス植民地主義、日本帝国主義の侵略、ひきつづくアメリカ帝国主義の干渉と侵略に反対する長期の闘争で、自国の独立と主権のため兄弟的な連帯を固めてきました。みなさん方のこの強固な連帯と英雄的な闘争は、日本人民の真の独立と平和・中立をめざす闘争を大きく励ましています。

私たちは、アメリカ帝国主義のカンボジアへの凶暴な侵略拡大を断固糾弾し、これをただちに中止するよう要求し、同時に、アメリカの侵略に積極的に加担・協力する佐藤政府に強く抗議するものです。

私たちはインドシナ人民首脳会議の共同声明を全面的に支持し、三国人民の闘争を全力をあげて支援するとともに、日米安保条約廃棄・沖縄全面返還の闘争をいっそう広範におしすすめ、日本の平和と中立をめざし、共通の敵アメリカ帝国主義にたいするたたかいで、みなさんとの連帯のきずなをさらに発展させる決意を表明します。

3　佐藤首相訪米抗議、日米共同声明反対の運動

一九六九年一一月一三日、佐藤首相訪米抗議、安保条約廃棄、沖縄全面返還と、年末一時金獲得、「合理化」反対の要求を結合して、本土・沖縄で全国的に統一ストライキがおこなわれた。

この統一ストライキには、総評、中立労連をはじめ多くの労組が参加し、単産数で六二、人員で九四万二〇〇〇人と、第二次大戦後最大の規模となった。ストライキの内容は、二時間未満の時限ストが圧倒的に多かったが、政治目標を掲げた統一ストライキは、一九六六年の「一〇・二一」スト以来三年ぶりのことである。

沖縄でも、この統一ストライキに一六単産、三万八〇〇〇人が参加して最大の規模にもりあげ、とくに沖縄教職員会、官公労などは二四時間ストをおこなった。また同日、沖縄県祖国復帰協議会主催の県民大会が、三市でひらかれ、那覇市では四万五〇〇〇人が参加、さらに佐藤首相訪米の一一月一七日、嘉手納でひらかれた抗議の県民総決起大会には約五万五〇〇〇人、首相帰国の二六日、日米共同声明に反対する集会にも約二万人が参加している。

また、反安保全国実行委員会は、佐藤首相訪米の前日、一一月一六日に、全国的な抗議の行動をおこし、全国二九都道府県九一ヵ所

で約一二万四〇〇〇人が集会とデモに参加、同実行委単独の行動としては最大のひろがりをみせた。また、首相帰国の一一月二六日にも、日米共同声明に反対する行動を組み、二六都道府県九四ヵ所で、約三万五〇〇〇人が集会とデモ行進をおこなった。

さらに、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、一九七〇年一月一〇日から二六日までを、佐藤首相の訪米による日本全土の沖縄化反対、安保条約廃棄・沖縄全面返還を課題とする「全国統一行動強化旬間」とした。

まず、一一月一〇日、東京の代々木公園で「中央青年学生大集会」が、ひらかれたのを皮切りとして、一四日には、同じく代々木公園において「中央抗議集会」がおこなわれ、一六日と一七日の抗議行動をへて、旬間最終日の二六日には、東京の明治公園で「日米会談を糾弾し、七〇年闘争の展望をきりひらく中央集会」がひらかれた。この中央集会は二万人以上（主催者発表）が参加したほか、同日、沖縄をはじめ、北海道、青森、愛知、京都、大阪、福岡など各地で、抗議の行動が展開された。

なお、「佐藤訪米実力阻止」を呼号する「全共闘」などの学生集団、反戦青年委員会は、一一月一三日、一六日、街頭での「実力闘争」を展開し、とくに一六日には、東京国際空港に近い蒲田、品川など都内各所で多数の火炎ビンを投げたりして、一般市民にも負傷者をだした。この結果、「一〇・二一」当日とも合わせて、約三〇〇〇人が逮捕された。

4　沖縄返還要求運動

1　毒ガス兵器の配備・貯蔵問題

沖縄のアメリカ軍基地に、国際法が禁止する致死性神経ガス兵器が配備・貯蔵されている事実が、一九六九年七月一八日付のアメリカの新聞『ウォール・ストリート・ジャーナル』の報道によって、はじめて明るみにだされた。この神経ガスはVXといわれ、すでにアメリカがベトナム戦争に使用し、一九六八年三月のアメリカ・ユタ州のダグウェー実験場で事故をおこし、約四三〇〇頭の羊が死んでいる。もしこのVX神経ガスが東京に散布されたら、四分間で全都が死の街に化すという残虐なものである。

こうした恐ろしい毒ガス兵器の配備・貯蔵にたいして、沖縄県民をはじめ本土でも憤激の声がおこり、抗議と即時撤去の運動が開始された。沖縄では、立法院が全員一致で毒ガス兵器の撤去を要求したのをはじめ、沖縄県祖国復帰協議会は、七月二九日、「毒ガス兵器の即時撤去を要求する県民大会」をひらいて、「沖縄県民はモルモットではない」と、アメリカ軍に激しく抗議した。また本土にお

いても、後述するように七月三〇日から開幕した第一五回原水爆禁止世界大会は、核兵器禁止とならんで毒ガス兵器の禁止を当面の中心的な課題としてとりあげた。

こうした抗議運動の高まりのなかで、事実を隠してきたアメリカ国防総省も、七月二二日、毒ガス兵器の沖縄への配備・貯蔵を認めると同時に、時期を明示せず「撤去する」と発表せざるをえなくなった。しかし、一方、レアード国防長官は、七月二八日の記者会見で、「化学・細菌兵器は、戦争抑止力として維持する」と言明している。

2　「四・二八」統一行動

「四・二八」をめぐる共闘問題

一九七〇年四月二二日、社会党、共産党、総評、平和委員会など一一団体の代表は会合をひらき、一九七〇年の「四・二八」をめぐる共闘問題について、社・共両党、総評、平和委員会の四者のあいだでまとめられた「統一行動に関する確認事項」を検討、これを了承した。「確認事項」の内容は、つぎのとおりである。

【四者の統一行動に関する確認事項】　日米安保条約の固定期限が終了する一九七〇年六月二十二日を目前にひかえた重大な情勢のもとで、わたしたちは日米共同声明の路線に反対し沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄を要求する広範な民主勢力の結集をめざし、次の確認事項にもとづいて統一行動をおこないます。

○沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄！

○沖縄からB52、毒ガス、核兵器の即時撤廃といっさいの米軍基地の撤去！

○沖縄県民の完全な国政参加の実現、渡航制限の撤廃、違憲訴訟の勝利！

○全軍労の闘争勝利、県民生活の向上と県民の要求にもとづく経済復興！

○日本全土の核基地化、米軍の自由出撃基地化反対、自衛隊の増強と沖縄派遣反対！

○アメリカのベトナム侵略反対、ベトナム人民支援！

わたしたちは、この目標の実現をめざし「沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄、四・二八統一行動実行委員会」を組織し、この実行委員会が、四月二十八日「沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄、四・二八全国統一行動中央集会」をおこないます。

わたしたちが、この実行委員会への参加をよびかけるものや、運営などは、互いに協議しあい、意志統一しておこないます。

わたしたちの運営は、満場一致でおこないます。

ただし、従来の経験にかんがみ、これらの行動には旧三派、革マル、ML派、その他の統一行動の発展を阻害する団体の参加を許さず、その妨害行動に対しては、必要な規制措置をとります。

反戦青年委員会の参加は認めません。

代々木公園での中央集会

サンフランシスコ「平和」条約が発効していらい一八年目の四月二八日、前記の「確認事項」にもとづき、沖縄県祖国復帰協議会を加えた一二団体の提唱で組織された「四・二八統一行動実行委員会」主催による「沖縄即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄、四・二八全国統一行動中央集会」が、東京の代々木公園でひらかれた。この集会には、二月一二日いらい全国九コースですすめられた日本縦断国民大行進の代表をはじめ、九万人以上（主催者発表）が参加し、南ベトナム平和委員会、朝鮮職業総同盟、世界労連など、海外八団体からの連帯と激励のメッセージがよせられた。参加者は、宣言と、「アメリカ政

府にたいする抗議」、「佐藤内閣にたいする抗議」を採択し、デモ行進をおこなった。宣言の内容は、つぎのとおりである。

【四・二八中央集会の宣言】　サンフランシスコ「平和」条約によって、沖縄が本土から名実ともに切りはなされ、さらに日米安保条約が本土国民に押しつけられた「民族屈辱の日」、四月二十八日をわれわれはここに改めて銘記する。

昨年のニクソン・佐藤会談と「日米共同声明」は、安保条約を無期限に延長し、日本全土をアメリカ軍の自由出撃基地化し、あわせて沖縄の基地機能の一層の強化と「核かくし、有事核持ち込み」にたいする合意である。また日本の核武装化をはじめ自衛隊の海外派兵、在日米軍事基地の自衛隊への肩がわりによる日米共同作戦体制の確認にほかならない。

これは、日米安保条約のもとでの日本軍国主義、帝国主義の復活強化の道であり、内に民主主義の抑圧と政治反動、外にアジアにたいする侵略の拡大という現実ときりはなしがたく結びついている。

日本の平和と民主主義、独立をめざしてたたかってきたわれわれは、この重大な情勢をまえにし、決意を新たにしてたたかいを前進させなくてはならない。

いうまでもなくことしの四・二八統一行動は、六月二十二日をもって安保条約の固定期限が終了し、それ以降はこの条約を廃棄する選択が国民の意思にゆだねられるという重要なときにたたかわれている。

われわれは春闘のたかまり、全軍労をはじめとする沖縄県民の闘争の発展、安保条約廃棄、沖縄の即時・無条件・全面返還をめざす国民的統一行動の前進を基礎とし、六月をめざし闘争の新しい高揚をかちとらなくてはならない。

四・二八全国統一行動中央集会に結集したわれわれはいまこそ職場、地域から統一と団結をかため、七〇年の重大な選択にあたって「安保条約の廃棄を要求する国民のたたかいと世論」を総結集しなければならない。われわれがこのたたかいで勝利する道は、労働者階級を中心に国民の多数を結集し、たたかいの力づよい発展のうえに安保条約の終了通告をなしうるわれわれの政府を実現することである。われわれは、本集会の成果と、本土と沖縄をむすぶ力強い連帯のきずなをさらにかためにたって堂々と前進することを決意し、ここにこの決意を内外に宣言する。

各地の動き

この中央集会に呼応して、全国各道府県でも、それぞれ「沖縄の即時・無条件・全面返還」、「安保条約廃棄」のスローガンをかかげて、デモ行進や決起集会がおこなわれた。とくにこのなかで、青森・秋田・宮城・山梨・長野・石川・富山・静岡・愛知・岐阜・京都・和歌山・兵庫・岡山・広島・鳥取・島根・香川の一八府県では、統一行動が実現した。これは、一九六九年の「四・二八」にさいして府県段階で統一したのが数県にすぎず、また「一〇・二一」でも一一県であったのにくらべ、大きく前進したといえよう。

一方、全国全共闘連合や反戦青年委員会と、「六月行動委員会」を名のりはじめた「ベ平連」は、東京の明治公園で「四・二八沖縄闘争勝利・安保粉砕大統一行動」をおこなった。この集会とデモ行進には、全国から約一万二〇〇〇人が参加したが、「大統一行動」の主導権をめざす各派の争いから混乱、また「革マル」派約二〇〇〇人は、集会への「革命的介入」をさけんだ。そして、「新左翼各派の統一」を主張する「六月行動委員会」（ベ平連）は、「革マル」派の排除を不満として、主催団体から離脱した。同日の暴力行為で一二七人が逮捕され、全国では二五七人にたっした。

3　第八回沖縄返還要求海上大会

沖縄返還要求中央実行委員会と七〇年四・二八海上大会実行委員

会の主催による第八回沖縄返還要求海上大会が、四月二八日、本土と沖縄を分断している北緯二七度線の海上で、本土側七四〇人、沖縄側四五〇人が参加してひらかれた。

大会は、本土側の高千穂丸を会場に、各船がこれをとりかこむという形で開会、芳沢弘明沖縄県原水協理事長の開会宣言につづいて、「沖縄を返せ」の全員合唱、ついで議長団に新城均造全沖縄労連委員長ら四氏を選出、沖縄県祖国復帰協議会代表があいさつしたあと、蜷川虎三京都府知事からの沖縄県民への連帯のメッセージが紹介された。

本土側を代表して村上弘団長は、第八回海上大会が不幸にして統一していない問題にふれ、ここには「七二年返還」の欺瞞の影響もあるが、「四・二八」の行動は中央や多くの地方で統一されており、第八回海上大会も、統一を実現するうえで重要な転機をつくるものである、と演説した。

このあと大会は、「日米両国政府に抗議し、核も基地もない沖縄の全面返還を要求する決議」、「七〇年二七度線アピール」を採択、南ベトナム平和委員会、同アジア・アフリカ連帯委員会からの激励電報が紹介されて閉会した。

5　一九七〇年安保闘争

1　同盟、新産別の方針

同　盟　同盟は、一九七〇年五月二八日の中央評議会において、安保問題についての当面の方針を、つぎのように決定した。

【安保問題についての当面の方針】一、安保改定による日本の安全と平和の確立、暴力排除を中心にした内容を盛り込んだビラ一〇〇〇万枚を作成し、同盟の主張を国民に浸透させ、国民合意を形成するため、都や市内の駅頭、繁華街などでこれを配布する。二、中央・地方を通じて、原則として六月二二日を統一集会日とした「安保改定・民主主義を守る会」による大集会を開催し、記念講演や宣伝カーパレード、デモなどを実施する。

なお、この中央評議会では、「AFL・CIOとの第二回定期会談における共同声明（四月二一日）には安保問題をうたっていないが、われわれの考え方と相手方との理解をどのようにはかってきたか、また今後はかろうとしているのか」という質問がだされ、本部は、「沖縄問題は論議しているが、安保問題については国民合意に

よる冷静な選択が中心的課題でなければならないので、これを公式課題としては取り上げていない。しかし、将来的にはＡＦＬ・ＣＩＯを通じて、アメリカ国内の組織労働者の理解を深めていく必要もある」との見解を示した。また、本部にたいして、「安保改定・民主主義を守る会は、中央ではあまり活動しておらず、昨年発足させたのも選挙対策だけのようなにおいがするが、一時期だけでなく、真の民主主義を守るということであれば、中央・地方を通じて日常活動を強めるべきだ」との批判もでた。

（注）同盟とＡＦＬ・ＣＩＯの第二回定期会談における共同声明は、沖縄問題について、つぎのように述べている。――「両組織は、沖縄返還に関する日米共同声明が、完全にかつ円滑に実現されることを強く期待し、必要な諸活動について協力する。両組織は、沖縄における民主主義労働運動の定着と、民主的な労使関係の確立のため引き続き寄与するとともに、完全な労働基本権の実現に努力する。とくに米軍関係労働者については、間接雇用への転換について検討を進める。」

新産別　新産別は六月二〇日、東京で臨時大会をひらき、安保条約の自動延長に抗議するとともに、当面の安保・沖縄問題についての方針を決定し、つぎのような内容の「安保条約廃棄、沖縄の無条件全面返還に関する決議」を採択した。

【安保条約廃棄、沖縄の無条件全面返還に関する決議】一、わが国の基本路線を規定する安保条約は、国会における正当な審議を経ることなく、政府・自民党の独断によって自動延長にもち込まれた。われわれは、このことにまず激しい怒りを感ずるものである。

一、佐藤内閣は、安保条約が日本の平和と安全を維持し、さらには経済的繁栄をもたらした根源として評価しているが、それはいつわりも甚だしいといわざるをえない。すなわち、さいきん出された日米共同声明は、韓国・台湾の安全は即日本自身の平和と安全に結びつくとうたい、アジアにおけるわが国の軍事的役割を強調した。このことは逆に同地域における戦火の危険に日本が直接まき込まれることを、また経済的繁栄も、公害・物価問題をはじめ、さまざまな矛盾とヒズミを顕在化させ、ここでも〝安保繁栄論〟の矛盾を露呈している。さらに共同声明は、沖縄の軍事的重要性を再確認することによって、軍事上の核基地黙認と永久基地化への危険が予測される。

一、安保体制は、条約の自動延長を機に、一段と強化されようとしている。自主防衛力強化への動きは、最もそれを象徴したものといえよう。われわれは、安保条約こそが、日本の安全と平和を逆に危うくするものであることを再度銘記し、本大会を起点として、傘下全組合の総意を結集し、七〇年代の国民的課題たる、①日米安保条約の廃棄、②沖縄の無条件全面返還をめざし、さらにねばり強く闘いを進めよう。

新産別が、このように安保廃棄などの政治課題を正面にかかげ、それだけで大会をひらいたのは、異例のことである。

2　青年・婦人の運動

学生、青年労働者の統一行動

一九七〇年安保闘争においても、青年・婦人の運動は先進的な役割をはたした。

六月一三日、「安保反対・青学共闘再開をめざす青年学生代表者会議」（青学代）と青年学生大集会実行委員会を中心とした青年・学生組織は、全国で統一行動をおこなった。東京では、日比谷公園において「六・一三中央青年学生総決起集会」がひらかれた。集会には、青年労働者、学生、高校生など一万四〇〇〇人が参加、とくに「安保を知り、高校生活と未来を語る全都高校生大集会」実行委員会の代表が、沖縄の高校生がアメリカ兵の暴行

をうけている問題をとりあげ、「おなじ高校生の友だちが、沖縄で屈辱的な状態におかれていることにがまんできない。多くの高校生は、こうした状況から安保条約と沖縄の実態について関心を高めている。日本の青年学生は、いまこそ沖縄のなかまとともに立ち上がろう」と訴えた。参加者は、「佐藤自民党政府への抗議」、「朝鮮高校生への暴力行為糾弾・抗議」を決議、「六・二三をめざす全青年へのアピール」を発表しアメリカ大使館前を通ってデモ行進した。

また、総評青年婦人対策部と中立労連青婦連絡会議は、六月一八日、東京の日比谷公園で「安保廃棄、沖縄闘争勝利、六・一八全国青年婦人中央総決起集会」をひらいた。集会には、全国各地から約一万人の青年・婦人労働者が集まり、総評の公務員労組・公労協・民間労組、中立労組、各ブロック代表が決意表明をおこなった。そして、「安保廃棄、日米共同声明粉砕、六・二三スト、統一行動を成功させよう」とのアピールを採択、アメリカ大使館前を通ってデモ行進をした。

この集会では、「革マル」派などが各代表の決意表明に激しいヤジをあびせ、また動力車労組員が演壇の議長席をとりかこみ、同労組代表のあいさつを認めるよう迫ったため、議事が一時中断された。

婦人の反対運動

六月一八日、平塚らいてうをはじめ、市川房枝、植村環、住井すゑ、野宮初枝、羽仁説子、東山千栄子、深尾須磨子、丸岡秀子の九氏は連名で、全国の婦人が安保条約廃棄にたちあがることを訴えたアピール「日本中の婦人のみなさん——安保条約の固定期限のおわる六月二二日にあたって」を発表した。アピールの要旨は、つぎのとおり。

【全国の婦人へのアピール】　いまだに沖縄をはじめ全国にアメリカの軍事基地があり、日本の法律の及ばない区域を国内につくらせ、外交にまで介入されることを許したまま今日になっております。物価、公害、交通、住宅問題など生活のすべてがおびやかされ、人間無視の黒い雲がひろがっています。なにを食べ、なにを着ればいいのか、どこに住めば安全なのか、空気さえも安心しては吸えない状況です。十年前、あのあらしのような国民の反対闘争をおしきって安保条約が改定されてこのかた、急速に今日の状態に傾斜してきました。これはアメリカに依存した政府の高度経済成長のもとで、国民のくらしや人権が軽視されてきたことによるものだといえましょう。

安保条約は昨年の日米共同声明によって、極東の戦争に日本をまきこむ危険をあらたにしています。沖縄返還といっても、基地沖縄はそのままです。

しかし、私たちが決意さえすれば、これをやめさせることができるわけです。その日が六月二十二日であり、六月二十三日以後は、いつでも終了通告をおこなう政府さえつくれば、これをなくすことが可能です。

わたしたちは、自分たちの運命を自分たちで支配する権利のあることを思いつめたいのです。

それだけにとどまらず、ではなにをすればいいのか、なにができるのか、その勉強とその行動、その結果をもとめたいと思います。

署名運動に、集会やデモがあればすすんで参加いたしましょう。

本当の平和は、安保条約の廃棄からその第一歩がはじまります。

3　反安保全国実行委員会の第八次統一行動

六月二一日、反安保全国実行委員会の主催による「日米安保条約廃棄、沖縄全面返還を要求する第八次統一行動」が、全国約一四〇

ヵ所で、約五〇万人（主催者発表）が参加してひらかれた。とくに、東京の代々木公園においける中央集会には、全国六コースにわかれておこなわれた連鎖集会の代表など約八万人（主催者発表）が集まり、反安保のアピールとデモ行進を展開した。

しかし、この中央集会は、「革命的介入」と称する反帝学評、反戦青年委員会の演壇占拠、参加者への突撃などで混乱におちいり、警察機動隊が出動、予定したプログラムの大半を省略せざるをえなくなった。反安保全国実行委員会事務局次長・谷木寛作（当日の警備責任者）は、事実経過を、つぎのように発表した。

【集会混乱についての主催者側発表】

一、警備上の予防対策と混乱発生前後の経過

①中核派機関紙「前進」などにより、六・二一集会に反代々木派学生が乱入する情報もあったので、主催者は、国労、全逓、電通共闘それぞれ百人、午前九時、時間厳守で演壇そばに集結、舞台を中心としての警備にあたっていただくよう要請し、了承を得ていた。

②（前略）主催者側事務局は、午前七時四十分には伊藤社会党国民運動局長をはじめ、事務局員と総評宣伝カーも集結し、会場内の点検と準備にはいった。しかし、警備動員を要請した三単産も、何人かは午前九時までに参加したものの、部隊を編成できる状態ではなく、同九時半をすぎても同様の状態だった。九時前、反帝学評の学生（その時間には約百人）が、ジグザグで気勢をあげながら、会場に乱入した。

③（略）

④主催者として決断をせまられたので、協議の結果、「十一時開会は予定どおり実施したいので、なお、できる限りの説得をつづけるが、応ぜざるときは、十時半頃からは、いつでも機動隊の出動がなしうる用意と手続きをとっておくこと」と意見一致し、幹事会全員の賛同を得た。

二、機動隊実力行使までの事実経過について

①（略）

②午前十時十三分頃、幹事会の決定で水口事務局長の代理として谷木事務局次長は、代々木署次長に主催者側の意向を伝えたいことを連絡し鹿野署長に面接して「できるだけ説得を続け、自主的に措置したいが、やむをえざるときは、いつでも警官が出動できるよう午前十時半ごろまでに待機してもらいたい」と口頭で申し入れ、演壇に帰った。

③（前略）総評宣伝カーには、水口、安恒（常任幹事）、伊藤三氏がおり、三氏の状況判断は「演壇使用を断念し、これ以上の混乱を避けるため、早急にデモ行進に移った方がいい。そのためには総評宣伝カーのうえを演壇にして、簡略に集会を開き、万全を期したい」ということであった。したがって最終的な機動隊出動要請はしていないのである。十一時二十五分頃、水口、安恒両氏の命で、谷木次長が臨時の司会者となり、「異常な状態と雨のはげしいなかで議長団を設置することを省略し、司会者により議事をすすめます」として、大会宣言を発表したのち、簡単な代表あいさつ、デモ指示を行なって行進にうつった。ところが、水口事務局長のあいさつの途中、突然、機動隊がのりだし学生を排除した。

翌六月二二日、反安保全国実行委員会の代表は、日比谷公園に集結したあと、総理大臣、外務大臣、衆参両院議長、アメリカ大使館などにむけて、安保条約の自動延長にたいする抗議行動をおこなった。

4　六月二二日の沖縄県民総決起大会

沖縄県祖国復帰協議会は、日米安保条約の固定期限が終了する日であり、第二次世界大戦の沖縄戦の二五年目の終結記念日の前日にあたる六月二二日、「安保条約廃棄、基地撤去を要求する県民総決

起大会」をひらいた。

この総決起大会には、沖縄教職員会が、各小中学校の授業を午前中で打ち切って四時間の時限ストライキ、沖縄官公労、全逓、自治労、私鉄沖縄、全沖縄連の各単組などが時限ストライキや三～五割の「年休闘争」をおこなって参加したほか、高校生までふくめて約四万人（主催者発表）が集まった。また、宮古で約四〇〇〇人、八重山で約五〇〇〇人の各村民大会がひらかれた。

総決起大会は、「安保条約廃棄、核・毒ガス兵器をはじめ、一切の基地撤去、沖縄全面返還を要求してたたかいぬく」との宣言と諸決議を採択して、毒ガス兵器を管理する第二六七化学科中隊基地前から嘉手納基地までデモ行進し、同基地第一八ゲート前で約一時間の抗議すわりこみをおこなった。この間、軍用道路一六号線が通行止めになり、またアメリカ軍当局は、軍人・軍属の外出を全面的に禁止した。

5　六月二三日の二七単産ストライキ

国鉄労組、動力車労組、全国金属など二七単産は、「安保条約廃棄、沖縄全面返還」の要求をかかげて、六月二三日、一時間から二時間の時限ストライキをおこない、日教組、私鉄総連、ゴム労連など約五〇単産が、職場集会やデモ行進をおこなった。

この日、まず国鉄労組は、午前八時三〇分から東京地本の尾久、浜川崎、汐留、拝島をはじめ軍需物資輸送路線の一〇拠点で、また動力車労組は、立川、木更津など七拠点で、それぞれ一時間の時限ストライキ。両労組は、全国二七三職場で職場集会をひらいた。

一方、自治労も始業時から全国六四九の都道府県、市町村で三〇分のストライキ。全水道、都市交通も、東京・京都など主要都市で、二九分から一時間の時限ストライキをおこなった。

民間労組では、全自運の七三職場で最高二四時間のストライキ、全日自労は全職場で半日ストライキをおこなったのをはじめ、全国金属、合化労連、紙パ労連、全港湾、全自交、新聞労連、民放労連、出版労協、全印総連、全国一般、医労協、全農協労連、全木労、金融共闘、国鉄共済労、政労協、化学同盟、全硝労、日放労、生協労連などが、一時間から二時間のストライキをおこなった。

こうしたなかで、全交運各労組は、上野・品川・新宿など主要地区で統一集会、マスコミ共闘も地域ごとの統一集会を開催して、「安保条約廃棄宣言」を採択した。

なお、アメリカの軍需物資輸送路線で拠点ストライキをおこなった国鉄労組と動力車労組にたいし、「実力スト支援」を唱える「革マル」派約一〇〇〇人は、前夜につづき早朝から南武線西国立駅に乱入、線路にすわりこみ、午前四時三〇分にはいってきた立川駅発浜川崎行きの上り貨物列車をストップさせ、旗をたてて乗っ取った。また、「中核」派などは、東京都内の山手線で線路を歩いたり、発煙筒を投げたりした。

六・二三全国統一行動中央集会

日米安保条約の固定期限が終了し、新しい局面を迎える一九七〇年六月二三日を前にして、社会党、共産党、総評、平和委員会など一一団体と、大内兵衛、大西良慶、奥野彦六、吉井晃、吉野源三郎、滝沢修、久布白落美、古在由重、阿部知二、平塚らいてう、毛利与一、末川博の一二氏は、六月一六日、つぎの「確認事項」にもとづく統一行動をよびかけた。

【一一団体・一二氏の統一行動のよびかけ】　日米安保条約の固定期限が終了し、新たな歴史的段階をむかえる六月二十三日、わたしたちは日米共同声明路線に反対し、安保条約廃棄、沖縄全面返還、生活擁護の国民的課題をかかげ、広範な国民的結集をめざし、つぎの確認事項にもとづいて統一行動をおこないます。

○安保条約の自動延長反対、安保条約廃棄、この条約の終了通告をおこなう民主的な政府をつくろう。

○核も基地も毒ガスもない沖縄全面返還を実現しよう。

○憲法改悪を阻止し、軍国主義復活強化に反対しよう。

○日本全土の核基地化、自由出撃基地化に反対し、自衛隊の違憲性を追及しよう。

○物価値上げ反対、公害から住民の健康と生活をまもろう。

○アメリカのインドシナ侵略と、佐藤内閣の支持・協力反対、インドシナ諸国人民支援、連帯を強化しよう。

わたしたちは、この目標の実現をめざし「安保条約廃棄宣言、平和、中立、生活擁護をめざす六・二三全国統一行動中央大集会実行委員会」を組織し、この実行委員会が六月二十三日「安保条約廃棄宣言、平和、中立、生活擁護をめざす六・二三全国統一行動中央大集会」をおこないます。

わたくしたちは、この実行委員会への参加をよびかけるものや、運営などは、互いに協議しあい、意志統一しておこないます。

わたしたちの運営は、満場一致でおこないます。

ただし、従来の経験にかんがみ、これらの行動には、旧三派、革マル、ML派、その他の統一行動の発展を阻害する団体の参加を許さず、その妨害行動にたいしては、必要な規制措置をとります。

反戦青年委員会の参加は認めません。

右の一一団体、一二氏のよびかけによる統一実行委員会主催の「安保条約廃棄宣言、平和、中立、生活擁護をめざす六・二三全国統一行動中央大集会」には、約二二万人（主催者発表）が参加、広い代々木公園の会場を埋めつくした。集会は、午後六時三〇分からはじまり、宣言のほか、「アメリカ政府にたいする抗議決議」、「佐藤内閣にたいする抗議決議」を採択し都心のデモ行進をおこなった。宣言の内容は、つぎのとおりである。

【六・二三全国統一行動中央大集会の宣言】　一九七〇年六月二十二日、安保条約の固定期限は終了しました。今日から安保条約の終了通告をおこなう民主的な政府をつくることによっていつでも安保条約を廃棄することのできるあたらしい段階をむかえました。

一九七〇年代という戦争か平和かの歴史的な選択が国民の前に提起されているいま、佐藤・自民党内閣は、平和・中立をのぞむ多数の国民の意志をふみにじって日米共同声明と「安保の自動延長」の名のもとに、侵略とアメリカのアジア核軍事同盟への再編強化の道をすすむことをあらためて明らかにしました。これは国民にたいする真っ向からの許しがたい挑戦であります。

佐藤内閣はアメリカのインドシナ半島全域にわたる侵略戦争の拡大に積極的な支持・協力をおこない、沖縄をはじめ日本全土を核基地化、自由出

撃基地化、自衛隊の増強など軍国主義復活強化の道をおしすすめています。こうしたなかで、高物価、重税、公害、労働強化など国民生活を抑圧し、教育や司法の反動化など民主主義的権利の圧迫を露骨に強化しています。朝鮮戦争のさなかで日米安保条約が調印されて以来十八年余、この条約の危険な内容は、国民の前に事実をもって明らかにされてきました。この間、われわれのたたかいは前進し、いまや、安保条約に反対し、平和・中立を要求する国民の声は急速に高まっています。

本日、六・二三統一行動中央大集会に結集したわれわれは、安保条約廃棄、平和、中立、生活擁護をめざし、共通の国民的課題を高くかかげ、決意をあらたにして前進するものであります。

われわれは七〇年代の歴史と責任の重さを痛感しつつ、この目標の実現のため、すべての職場と地域と学園で新しい決意と情熱をこめてたちあがることを厳粛に誓い合います。

「安保条約廃棄宣言、平和、中立、生活擁護をめざす全国統一行動中央大集会」に参加した諸組織・個人はそれぞれの力をあまねく結集し安保条約廃棄のために大衆行動、署名運動をはじめ多彩で創意ある運動を前進させるために努力することを確認し、ここにその決意を内外に宣言するものであります。

その他の団体・各地の反応状況

全逓は、六月二〇日の中央執行委員会で、この六・二三全国統一行動中央大集会の「確認事項」を不満とし、参加しないことをきめた。全逓中執は、不参加の理由として、「確認事項」中の「安保条約の終了通告をおこなう政府をつくろう」というスローガンが、「共産党の民主連合政府」の発想と同じものであり、従来の「一日共闘」の枠をこえるものだとしたのである。なお指令では、中央だけでなく、これと同趣旨のことを「確認事項」でうたっている地域の統一行動も参加しないとした。

右の指令にたいし、全逓東京地区は、本部にたいし、突然の不参加決定は遺憾であるとの申入れをおこなった。

なお、全国的にみると、六月二三日に統一集会とデモ行進がおこなわれたのは、二五都府県、二八ヵ所で、参加者数では一九六〇年の安保闘争の最高時を上まわる規模となった。統一が実現した二五都府県は、青森、宮城、秋田、福島・埼玉・東京（中央）・山梨・長野・富山・静岡・愛知・京都・奈良・和歌山・岡山・広島・鳥取・島根・香川・高知・愛媛・福岡・熊本・沖縄である。また二八ヵ所の地域共闘のうち、青年共闘九、婦人共闘三がふくまれており、持続的共闘組織として固まったところは三三。

なお、「六・二三」統一行動の当日、午後六時から全国全共闘連合、反戦青年委員会と、これに同調する「ベ平連」（六月行動委員会）は、東京の明治公園で決起集会をひらき、約一万五〇〇〇人が参加。「社共、総評の帝国主義屈服を打倒」し、「このたたかいを七〇年代闘争の幕あけにしよう」とよびかけた宣言を採択した。行進に移ってから、「ML」派などが火炎ビンを投げて警察機動隊と衝突、機動隊もガス弾で応酬するなど、一般市民一三人がけがをし、霞ヶ関一帯は自動車の通行が全面的にストップ、国電各駅はシャッターを降ろした。同夜中に「全共闘」の学生などの検挙者数は、東京四五三人、地方一七八人、合計六三一人にたっした。

7　研究者・教育者五五団体の声明

日本科学者会議など研究者・教育者の五五団体は、六月二三日、

「われわれの決意と努力によって安保条約を廃棄しうる歴史的な段階を迎え、安保廃棄と沖縄返還をかちとるために一段と努力する」と声明した。声明団体は、つぎのとおり。

【声明五五団体一覧】 日本科学者会議、日本史研究会、地学団体研究会、土地制度史学会、日本文学協会、歴史学研究会、東京唯物論研究会、民科法律部会、歴史科学協議会、教育科学研究会、歴史教育者協議会、労働運動史研究会、考古学研究会、民衆史研究会、北陸史学会、日本作文の会、奈良女子大学史学会、沖縄歴史研究会、音楽教育の会、大阪歴史学会、数学教育協議会、家庭科教育研究者連盟、日本児童文学者協会、教育科学研究会、地方史研究協議会常任委員会、大阪歴史科学協議会、日本第四紀学会、北海道大学史学会、日本文学協会京都支部、日本農業生物学研究会、法政大学近代史研究会、秋田近代史研究会、法政大学国文学会、新英語教育研究会、産業教育研究連盟事務局、名古屋歴史科学研究会、芸備地方史研究会、山形近代史研究会、数学教育実践研究会、民科蚕糸技術研究会、新歌人有志一同、日本演劇教育連盟、文学教育研究者集団、科学教育研究協議会、静岡歴史学研究会、部落問題研究所、全国幼年教育研究協議会、創造美育協会、児童言語研究会、地理教育研究会、保育問題研究会、水産研究者全国会議、東京歴史科学研究会、民科京都支部歴史部会、教育運動史研究会。

なお、全学連は、六月二三日、全国で一〇九大学二五二自治会が、統一ストライキをおこなった。ストライキをおこなった自治会数だけをみれば、これは日本の学生運動史上最大の規模であり、前年の大学立法反対闘争のときにストライキをおこなった六三大学一五六自治会を上まわるものとなった。

また、安保条約の固定期限が切れた六月二三日午前〇時を期して、東大・早大などで「安保条約廃棄宣言集会」、「たいまつデモ」などが展開された。

6 原水爆禁止運動

第一五回原水爆禁止世界大会

第一五回原水爆禁止世界大会は、一九六九年七月三〇日から、東京において国際予備会議をおこない、八月四日から三日間、広島で本会議、九月には長崎大会をひらいた。

大会には、五大陸から一二ヵ国、二国際団体、合計二五人の海外代表をはじめ、沖縄をふくむ全国から一万人余の日本代表団が参加し、「一般決議」「ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の侵略と戦争犯罪を糾弾し、ベトナム人民の完全勝利をめざす国際統一行動のいっそうの強化のための決議」「核兵器をはじめ化学生物兵器などの大量殺りく兵器の完全禁止のためのヒロシマ・アピール」を採択、さらに日本代表団は、「日本代表団の決意」「沖縄の即時無条件全面返還のために」「被爆者の要求をとりあげ、真の被爆者援護法の制定を一日もはやく実現させましょう」「第五福竜丸保存運動を強化しましょう」の四文書を採択した。

なお、広島の本会議にさいして、大会代表による「被爆者家庭訪問」がおこなわれたことは、第一五回原水爆禁止世界大会の一つの大きな特徴であった。「参加した九〇〇人の代表、とくに大多数を占める若い人びとにとって、被爆者の苦しみを肌身に感じ、原水爆

禁止運動の崇高な活動にたいする自覚を強めたという点で、衝撃的といってもよいほどの意義をもちました。また、被爆者家庭訪問の影響は、毎回の原水爆禁止世界大会に加えられてきた中傷、〝被爆者不在の運動〟という中傷を、ジャーナリズムからもほとんど一掃してしまいました。広島県原水協の報告によると、訪問の対象になった被爆者だけでなく、訪問の対象にならなかった被爆者のあいだでも、共感をもってうけとられたと指摘されております。そして、このような大衆的な被爆者家庭訪問は、けっして一朝一夕の思いつきだけでやれるようなものではなく、第二次大戦後四分の一世紀にわたって地道に積み重ねられてきた原水爆禁止運動の結実にほかならないことを、強調しておかなければなりません」（日本原水協編『ヒロシマにて——九〇〇人の訪問』）。

第一五回原水爆禁止世界大会で採択された「核兵器をはじめ化学兵器などの大量殺りく兵器の完全禁止のためのヒロシマ・アピール」の内容は、つぎのとおり。

【第一五回原水禁世界大会ヒロシマ・アピール】　人類史上最初の原子爆弾が広島と長崎に投下され、三十数万の尊い生命が奪われてから、すでに二十四年が経過しました。しかし、いまなお、原爆症による犠牲はつづいており、三十万の被爆者は、たえず生命と生活の不安におびやかされつづけています。

この間、原水爆の完全禁止を求める世界の世論と運動の前進にもかかわらず、核兵器の開発はつづけられ、いまなお核兵器は禁止されておらず、危険をいっそう深めています。アメリカを先頭とする侵略と戦争の勢力によって、核兵器の強化と多様化が促進され、運搬手段の発達とあいまって、いまや一大核戦略体制が形成されるにいたっています。

最近ニクソン大統領によって公然化された弾道迎撃ミサイル網（ABM）の配備計画や多核弾頭ミサイル（MIRV）の開発強化などによって、核軍拡競争は新たな段階に入ろうとしています。本来、世界人民の幸福と繁栄に利用されなければならない空、海、陸は、いたるところ核兵器の基地と化そうとしています。

この核戦略体制を背景に、ベトナムをはじめ世界各地でアメリカの侵略政策がすすめられ、とくに他国への核兵器持ち込み、核軍事同盟化政策によって、核戦争の危険はたかまり、世界人民の生命と安全と平和は根底からおびやかされています。

戦争勢力は、「核抑止力」などさまざまな「理論」によって核侵略政策を、正当化してきたし、正当化しつつあります。

核兵器は戦争を抑止するために必要であり、その故に、たえず、より完全な「抑止兵器」を求めて開発がつづけられなければならないとするアメリカ政府によってつくりだされた「核抑止力論」などさまざまな考え方があります。

われわれのもっとも緊急・切実な共通の課題は、この考え方をうち破り、帝国主義の侵略と戦争の政策にたいする諸国人民のあらゆる効果的な形態による強固な闘いをおしすすめることによって、核兵器の完全禁止を実現することであります。解放と独立をめざす、抑圧された民族の闘いと勝利は、核兵器の完全禁止を実現するうえで積極的に貢献しています。

こうした緊迫した事態にあるとき、最近、アメリカ政府が、沖縄に、核兵器とともに、数年前から凶悪な毒ガス兵器をひそかに持ちこんでおり、その事故によって二十五人の被害者を出したという、おそるべき事実があきらかになりました。

沖縄であかるみにでたこの神経性ガスは、ジュネーブ軍縮委員会にたいするウ・タント国連事務総長の報告書でも「吸入した場合は数秒で、皮膚から吸収した場合は数分で人を殺す」と指摘されているような、残ぎゃくきわまりない大量殺りく兵器です。すでにアメリカは、ベトナムにおいてひきつづき化学兵器を使用し、ベトナムの緑を枯野に化し、おびただしいベトナム人民を殺傷しています。しかもアメリカのレアード国防長官は、世界人民の抗議をよそに、化学生物兵器もまた「戦争抑止力」であるとして今後も維持し開発していくことを公然と表明しました。

アメリカ政府のこのような非人道的な行為は、きびしく糾弾されなければなりません。

広島、長崎の惨禍につづき、ビキニ被災に直面した怒りの中で、初めて開かれた原水爆禁止世界大会と、日本原水協は、原水爆禁止運動を大きくひろげ、全世界的な運動として前進をつづけ、ここに第十五回世界大会を広島の地に迎えています。しかし、現在なお、核兵器完全禁止の目標は実現されていず、被爆者にたいする援護措置はきわめて不完全であり、現在の医療法も特別措置法も被爆者をいまなお、おびやかしている生命の不安を救うことはできません。

第十五回原水爆禁止世界大会に参集したわたくしたちは、全世界人民の願いにもかかわらず、いぜんとして核兵器が侵略主義者の手中で核脅迫の手段として使われている事態に対し、怒りをこめて抗議し、世界最初の原爆被災の地、広島から、全世界の人びとに、核兵器の完全禁止、当面、使用禁止の国際協定の実現のために、ともに団結してたたかうことを、あらためてつよく訴えます。

また、わたしたちは、世界で唯一の原爆被災国である日本の領土、沖縄にアメリカの毒ガス兵器がもちこまれている事実を重視し、原水爆禁止を願うこの世界大会の伝統と精神にたって、すべての非人道的な大量殺りく兵器を禁止する決意をあらたにし、化学生物兵器の完全禁止を厳いく要求します。

アメリカ合衆国、日本その他、「麻痺性、毒性その他のガスと細菌学的方法の軍事使用禁止のためのジュネーブ議定書」をいまなお批准していない国の政府は、ただちに議定書を批准すべきであります。

一、核兵器完全禁止――使用・実験・製造・配備展開の禁止。当面、核兵器使用禁止協定の即時締結。

一、化学生物兵器の使用・開発・製造・貯蔵・持ち込みの完全禁止協定の締結。とくに、使用禁止、他国からの即時撤去、「ジュネーブ議定書」を批准していない米日政府の即時批准。

すべての諸国人民が核戦争の脅威から解放され、独立と解放を達成しなければ真の平和は実現されないと確信して、第十五回原水爆禁止世界大会は、広島・長崎をくりかえさせないために、被爆者とともに全世界の人びとに、この共通の課題の実現を目ざして連帯し、可能なあらゆる形態の運動を強化するようよびかけます。

被爆二四周年原水爆禁止世界大会

一方、「被爆二四周年原水爆禁止世界大会」は、一九六九年八月一日、東京の明治公園における開会総会を皮切りに、広島・長崎を結んで、八月一五日、沖縄の嘉手納における閉会総会まで、一五日間にわたってくりひろげられた。

東京大会に参加したのは、アメリカ、ユーゴスラビア、フィリピン三国から八人の海外代表と、約六〇〇〇人の日本代表。基調報告のなかで、とくに重要と思われる「運動の課題」の項では、「核兵器の完全廃棄にむけて」と題して、つぎのように述べている。

【東京大会基調報告「核兵器の完全廃棄にむけての運動構想は、

A　核実験禁止を通じての核禁止への道は「部分的核実験停止条約」からさらに進んで「全面的核実験禁止条約」（地下核実験停止を含む）の締結。

B　新たな核保有国の出現を抑える「核拡散防止条約」の締結。

C　非核武装地帯を拡大して核禁止を促進していくという道筋。

D　核兵器を実戦で使用させないための「核不使用宣言」を要求する運動としてたてられてきた。

だが今日、ABM建設を中心に核兵器のもつ本質的矛盾が露呈され、核軍縮への転機がつくり出されようとしているとき、いままでの運動の系譜を追求するだけでなく、情勢に適合した課題の設定と、運動の展開が必要とされている。

①今日、アメリカの核政策・核戦略に最も有効な影響をあたえるものは、アメリカのABM反対運動と、沖縄の核基地撤去の運動である。アメリカの反対運動を、わがこととうけとめて連帯し、共同行動を組織しなければならない。

②ABM反対運動が、アメリカ政府の核政策をゆり動かす運動であるとすれば、沖縄の核基地撤去の運動は、アメリカの極東核戦略に直接打撃を与える重大な運動である。

③すでに新たな核開発を事実上中止したイギリスに対しては核兵器の廃棄を要求し、フランスに対しては、部分核停への参加と核開発の中止を要求する。

また米ソに対しては、地下核実験の停止と、核軍縮への誠意ある努力を求め、「最初に核兵器を使用しない」と宣言した中国に対しても大気圏内外の核実験中止を要求する。

④米ソの同意によりつくられた核拡散防止条約は真の核拡散防止にならないばかりか平和利用の名における核爆発を認めるなどさまざまな負の側面すらもっている。われわれはこの核拡散防止条約の調印・批准にさきがけ、「日本非核武装宣言」を政府が採択するようにつよく要求しなければならない。

また、基調報告のうち、「運動の展望と構想」の項では、結論的につぎのように指摘している。

【東京大会基調報告「運動の展望と構想」】重大な情勢の下で、あらゆる力を結集した沖縄核基地撤去と七〇年核安保粉砕の運動の構想をもつ必要がある。

今日までの運動を通じて、核兵器絶対否定の立場にたった「いかなる国の核兵器にも反対する」という原則の正しさがますます明らかにされ、私たちにゆるぎない確信を与えた。この立場こそ深刻な核兵器の矛盾があらわになる中で、明らかとなった正しい路線であり、何人も否定できない原水禁運動の基本路線である。

この原則的立場を踏まえつつも私たちは七〇年核安保にむけてすべての人びとの党派やイデオロギーを問わない「共同行動の問題」を考える必要がある。

この点からみた場合も「いかなる国の核兵器にも反対する」という原則的立場をタナあげするような組織統一は問題となりえないが、組織原則の相違を相互に承認し合った上での「共同行動」の可能性はありうると判断する。

私たちはいまどのような政治党派が主導権を握るかというような低い次元からの判断ではなく、七〇年核安保を粉砕するためにあらゆる可能性を汲みあげていくという高い次元から問題を考える。

このような問題意識に基づいて「共同行動」を追求していくならば、必ず国民の共感を呼び、そこから新しい運動の意欲を喚起していくことになるだろう。

ここから、今後、沖縄の核基地撤去、即時無条件全面返還、七〇年核安保粉砕という重要な課題、あるいは、被爆者援護法制定や「日本非核武装宣言」、また第五福竜丸の保存運動など当面協力しうる課題での「共同行動」を誠意をもって追求していきたいと思う。

三・一ビキニデー

日本原水協主催の「七〇年三・一ビキニデー中央集会」は、二月二八日、三月一日の両日、全国からの代表約五〇〇〇人が集まり、静岡市においてひらかれた。この中央集会は、一九七〇年の最初の全国大衆集会となった。

中央集会は、二月二八日、まず静岡市内五四会場での分散討論集会から開始された。この分散討論集会は、日本原水協が提出した「報告と提案」にもとづき、①一九七〇年をどのように受けとめるか、②原水爆禁止、被爆者救援運動はどのようにすすめられているか、③明日から職場、地域、学園でどう運動をすすめるか、④新しい人、広範な国民に運動をひろげるために、という四つの柱を中心にして討論をすすめた。分散討論集会の参加者の構成は、一〇歳代が二三%、二〇歳代が四六%を占め、また労働者が六七%、学生が一九%、ビキニデー中央集会への初参加者は五六%であった。同日夜、中央集会代表以外の市民も加え、五〇〇〇人をこえる文化集

会がひらかれた。

三月一日には、東京の第五福竜丸前を二月一五日に出発した平和行進団を先頭に、中央集会代表は焼津の久保山愛吉氏の墓前まで全員行進をおこない、日本宗平協主催の久保山愛吉氏追悼・墓前祭に参加した。

ひきつづき、駿府会館でひらかれた「七〇年三・一ビキニデー中央集会」の全体会議は、「七〇年三・一宣言」「アジア諸国人民の連帯を強化し、アメリカの新たな侵略と核戦争政策を打ちやぶるために」「原水爆禁止・被爆者救援の当面の行動に関する決議」「核も基地もない真の沖縄返還をかちとるために」「アメリカ人民への連帯のメッセージ」「アメリカ政府にたいする抗議」「佐藤自民党内閣にたいする抗議」などの文書を採択した。このうち、「原水爆禁止・被爆者救援の当面の行動に関する決議」の内容は、つぎのとおりである。

【原水爆禁止・被爆者救援の当面の行動に関する決議】　いまわが国の政治は、日米安保条約を核軍事同盟化し、日本を核基地にし、アメリカのベトナム・アジア侵略に加担する方針を、急速に具体化しています。私たちが戦争にまきこまれる危険は、もはや現実の問題だといわなければなりません。しかも、このようにして積極的にアメリカのお先棒をかつぐことが自分たちにも利益であるものによって、日本の経済も文化も牛耳られているのです。だが、米日戦争勢力の支配は、かならず国民各階層のあいだに、日常の暮らしのなかからふきだす深刻な不満、まじめに生きようとする人びとの腹の底からの怒りを、呼びおこさずにはいないでしょう。

したがって戦争勢力は、いよいよ根強くひろがってきた大衆的不満、怒り、そして要求にもとづいて、原水爆禁止運動が新しい発展をとげようとしていることを、ひじょうに恐れています。万博の日本館をはじめ、テーマ館「矛盾の壁」へ展示される予定だった原爆写真にまで政府が横ヤリをいれた事件などは、平和、民主勢力にたいするかれらの攻撃がますます全面化してきたことを示すといってよいでしょう。また、さいきんはじまった「原爆慰霊碑を正す会」の策謀や、職場で被爆者救援募金をした婦人労働者にたいする富士重工の弾圧などもも、戦争勢力の正体を示す氷山の一角です。私たちは、このような動きの一つ一つにたいし、きぜんとした態度で、団結してたたかわなければなりません。

日本全土の核基地化、自由出撃基地化、自衛隊の核ミサイル武装化に反対する闘争を、国民的な規模でひろげることは、現在、私たちにとってもっとも緊急な課題です。とくに、原水爆禁止運動についての学習活動、軍事基地についての調査・宣伝活動を強め、「核かくし」政策を許さず、基地周辺住民と団結したたかいをすすめ、基地撤去を要求していきましょう。

アメリカとの核軍事同盟に正面から対決する原水爆禁止運動の要求は、日本原水協が呼びかけた「日本の核基地化に反対し、核兵器の完全禁止を要求する署名」の内容にもり込まれています。この署名運動は、日本国民の世論を結集し、核保有国にたいして核兵器使用禁止協定の締結を迫るとともに、わが国会が核兵器のもちこみと核武装を禁止する明確な措置をとり、政府が核兵器完全禁止のため先頭にたって努力することを要求してきました。私たちは、右の要求に国民の過半数の署名を獲得するため、ひきつづき奮闘する決意です。この署名運動は、日米安保条約の核軍事同盟化をすすめているわが国の政治を土台からゆすぶり、それを原水爆禁止と平和の方向へむきなおさせる大きな力となるにちがいありません。

一九七〇年の原水爆禁止運動は、毎月六日と九日を「原水爆禁止・被爆者救援の日」とする六・九行動を軸にして、その重大な責務をはたさなければなりません。私たちは、広島、長崎の被爆二五周年に開かれる第一六回原水爆禁止世界大会をめざして、六・九行動を全国五〇〇〇ヵ所に定着させる決意です。そしてこの六・九行動のなかで、被爆者救援二〇〇〇万円国民募金をおこない、「核兵器使用、もちこみ禁止署名」をすすめましょう。また、ビキニ被災の証人・第五福竜丸保存のための協力をひろく訴え、核兵器完全禁止の決意をながくつたえていきましょう。

四分の一世紀もの長いあいだ、政府によって事実上放置されてきた被爆者の多くは老齢化し、さらに被爆者の子どもと孫の問題が重大化してきました。私たちは、被爆者の運動との連帯をますます強め、とくに被爆者のための医療面での活動を重視しなければなりません。また、被爆者の日常的な利益を守るため、日本原水協が提起している地方自治体への一〇項目にわたる統一要求を各地でいっせいに具体化するとともに、被爆者の根本的な要求にこたえる被爆者援護法の制定は、国家予算の一%にもみたない財政上の負担にすぎず、政府にその意志さえあれば即時実現も可能であることを明らかにしていきましょう。さらに、被爆者が切実な関心をもっている「認定」については、行政当局や医療審議会の不当な態度を暴露するとともに、「認定」申請の却下に異議を申立てた「桑原裁判」を全国的に支援するなどのなかで、その枠をひろげ、ひいては全廃させるよう運動をすすめましょう。

私たちは、こうして、日本国民の圧倒的多数の原水爆禁止運動への参加をかちとらなければなりません。私たちは、日本国民の未来にとって重大な意義をもつ一九七〇年に、原水爆禁止運動を画期的に強めることを、あらためて決意するものです。

7　メーデー

中央メーデーの分裂回避

第四一回中央メーデーにあたっても、同盟単独のデモ・コースを一本設定することを強く主張した。中央メーデー実行委員会は、この希望をいれ、前年よりデモ・コースを一本ふやす計画をたて、六本のコースの許可を申請したが、警視庁は交通事情を理由にこれを拒否。

同盟は、四月二三日の中央執行評議会で、第四一回中央メーデーへの不参加、同盟独自の「七〇年労働祭」開催を決定、つぎのように声明した。（なお、東京同盟の大会は統一メーデー支持を決議している。）

【同盟の第四一回中央メーデー不参加声明】　われわれは、従来実施されてきたメーデーの諸行事が、新しい時代の労働者の意識から遊離して惰性的に実施されてきたことを反省し、その改善策について職場の意見集約に努めてきたが、すでに大半の地方では新しい着想にもとづく行事を企画・実行しつつあり、そのなかで、とくに労働組合が生産のにない手として固い団結のもとに新しい社会の機能を顕現すべき環境づくりをすること、楽しめるふんい気のなかで職場を異にする労働者の友好的交流を深めること、近代的労働組合の姿が一般市民に好感をもって融合されるような企画であること、などが強調され中央に反映されつつある。

われわれは、これらの意見を尊重し、四十一回中央メーデー実行委員会にその実現を期待したが、遺憾ながらそれは不可能と判断せざるをえず、切迫した期間と困難な条件もあるが、あえて独自に「七〇年労働祭」を同盟および意を同じくする団体と協力して開催することを決意した。

われわれは、それぞれのメーデーに参加する労働者諸君も含めて、七〇年代の新しい時代を、人間尊重と豊かな社会たらしめるべく、労働者の意欲と機能が最大限に発揮されねばならぬことをともに強調し、その成功を祈るものである。

これにたいし総評は、四月二三日、ただちに幹事会をひらいてつぎのような態度をきめ、声明書を発表した。

【総評の声明】　われわれは、同盟の主張する「メーデーの近代化」構想と意見を異にするものであるが、そのことによって全労働者の参加による統一メーデーの開催が不可能とは考えない。戦後より今日まで幅広い労働者

を結集し、一貫しておこなわれてきた統一メーデーは、貴重なものであったと考える。

従って第四十一回中央メーデーの準備に当たっても、総評側は同盟の意向を尊重し、実行委員会のなかで討議をつくすものはつくし、折衝すべきものは強力な折衝にうつしたが、内部的には切迫した準備期間、地域における準備体制などの面もあって妥協点をみいだすことができず、また警視庁交渉の面においてもその拒否回答によって実現できなかった。しかし総評としては、メーデーまでの一週間余も最後まで統一メーデー実現への努力を引続いて進めてゆきたいと考える。（後略）

総評は、四月二四日、緊急単産委員長会議を招集し、協議した結果、①同盟が反対する「安保反対」のスローガンをはずし、前年のスローガンでまとめる、②デモ・コースは、同盟のために一本ある、③「近代化」の趣旨には異論はあるが、形態について今後検討する――などで譲歩するとともに、総評・同盟・新産別・中立労連の労働四団体代表による「トップ会談」をひらくよう提唱することをきめた。同日ひらかれた中央メーデー実行委員会全体会議も、総評の方針を了承した。

労働四団体の「トップ会談」は、四月二七日、総評堀井議長、同盟滝田会長、新産別柏原副委員長、中立労連阿部議長らが出席してひらかれ、スローガンについては「安保条約反対、沖縄の即時全面返還、核兵器禁止、憲法改悪に反対しよう」を一括取り下げ、デモ行進については、西部コースを同盟独自のものとする、ということで話し合いがまとまった。

この「トップ会談」の結論は、前記の中央メーデー実行委員会全体会議が了承した線よりもさらに後退したものであったため、「トップ会談」にひきつづいて再度ひらかれた中央メーデー実行委員会全体会議では、多くの代表から、「無原則的な妥協となっている」など、強い不満と反対の意見が述べられた。

しかし、とにかくこうして、東京の中央メーデーをはじめ、埼玉・千葉・神奈川・北海道・山梨・石川・愛知・奈良・三重の一〇都道県で統一が維持されたが、新たに山形・福井・滋賀・和歌山・兵庫・島根・鹿児島の七県をふくむ三六府県は分裂メーデーとなった。

第四一回メーデーの概況

一九七〇年の第四一回メーデーは、中央メーデー五四万人をはじめ、全国一〇〇七ヵ所に六九〇万人（実行委員会発表）が参加しておこなわれた。ちょうど日米安保条約の固定期限が終了する六月二二日を目前にしたメーデーだけに、参加者が手にもつプラカードには、春闘勝利など、生活と権利を守る諸要求と合わせて、沖縄の即時・無条件・全面返還、安保条約廃棄のスローガンが、数多くみられた。また、メーデー・スローガンに言論・出版の自由がかかげられ、民主主義擁護の課題が前面にすえられたのも、一つの大きな特徴である。

中央メーデー式典では、議長団を代表して堀井総評議長があいさつ。つづいて主催者団体代表滝田同盟会長あいさつ、来賓として社会党の成田委員長、民社党の西村委員長、共産党の野坂議長および沖縄県祖国復帰協議会の東若実秋代表が、それぞれ祝辞を述べた。このあと、美濃部都知事のメッセージが披露され、つぎのような宣言を発表した。

【第四一回メーデー宣言】 われわれは、いまここに七〇年代の第一歩を飾る栄えあるメーデーを迎えた。戦前戦後をつうじ、苦難の歴史を刻んでき

たメーデーは、今日一千万人を越える労農市民の歌声となって全国にとどろき、働く国民大衆のなかに大きな基盤を築きつつある。このメーデーに象徴される力強い足なみを出発点に、新たな決意と勇気をもって明日への飛躍に結びつけることこそ、われわれの大きな課題であろう。

しかしながら、われわれをとりまく情勢はきわめてきびしい。諸物価の大幅な上昇、働く者に過酷な税制、続発する公害、災害、荒廃の道をたどる農漁村にみられるように、勤労者の生活は、いま深刻な不安にさらされている。

まれにみる高度成長をなしとげた日本の労働者にたいする賃金・労働条件は、今日もなお先進諸国に比して数段低くすえおかれているばかりか、利潤のみを追う企業競争のしわ寄せを受けて、職場の環境は悪化しつつありそのうえ社会保障制度は劣悪である。

また国際的な最低基準としての労働時間短縮や最低賃金制などの要求にたいしては、今日も尚誠意ある態度を示されず、逆に近代化、貿易・資本の自由化などを口実とした首切り・労働強化も横行している。

いうならば、今日までの保守政治が一貫して働く大衆をかえりみず、資本への奉仕に終始してきたことは事実であり、平和と生活の向上を願う勤労大衆の意思をふみにじってきたことは疑いない。このように、勤労大衆に基盤を持たない政権が永続することはありえないし、そこにわれわれの求める「働く者による働く者の政権樹立」の目標が存在する。

われわれは、職場から地域から要求を幅広く結集し、粘り強い活動を積み重ねていくことが今日もっとも必要である。いまここに、このメーデーに結集した大衆の熱烈な要求と意思をつぎの諸目標に集約する。

一、大幅賃上げ獲得、首切り合理化・労働条件改悪反対、労働災害と職業病の絶滅、労働時間の短縮、労働基準法の改悪反対、働く婦人の地位向上をはかる。

二、所得政策反対、最低賃金制の確立、社会保障制度の大幅拡充、老齢年金の引き上げ、児童手当制度の創設、健保・労災・失保の大幅改善、労働基本権の確立をはかる。

三、物価値上げ反対、大幅減税、公害・災害の絶滅、低家賃住宅の大量建設、言論出版の自由確立、教育予算の増額、教育の自由性を守り、住民のための地方自治をめざす。

われわれは、このメーデーに結集した巨大なエネルギーに依拠して、これらの諸目標を貫き、人間尊重の社会を実現してゆくことを誓うものである。

全日本の労働者と働く国民のみなさん！

この第四十一回メーデーを期して、さらに決意を新たにし、輝かしい未来にむかって団結を強め、全世界の勤労大衆と手をとりあって前進しよう。

【参考資料】(1) 日本労働組合総評議会『総評』(週刊)、(2) 全日本労働総同盟『同盟新聞』(週刊)、(3) 日本社会党『社会新報』(週二回刊)、『月刊社会党』など、(4) 民社党『民社新聞』(『週刊民社』と改題)、(5) 日本共産党『赤旗』(日刊)、『前衛』(月刊)、『理論政策』など、(6) 原水爆禁止日本協議会『原水協通信』(月二回刊)、(7) 原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(8) 日本平和委員会『平和新聞』(旬刊)、『平和運動』(月刊)、(9) 日本宗教者平和協議会『宗教と平和』、(10) 日本科学者会議『日本の科学者』(月刊)、(11) 日本労働協会『週刊労働ニュース』

X 沖縄の労働運動

概要□全軍労第一波一二〇時間スト═第二波から第二波へ／基地労働者の数／全軍労の要求／課題と展望／暫定協定／春闘と沖縄の「四・二八」═沖縄の春闘／四・二八大会宣言・決議／四・二八の特徴／女子高校生刺傷事件抗議闘争／小笠原帰島促進、民主的・平和的復興、六・二六八丈島集会

概　要

一、基地労働者の大量首切りと処分から始まった全軍労の第一波二四時間スト、それにつづく第二波一二〇時間ストは、日米共同声明路線にたいして沖縄の基地労働者がいちはやく立ちあがったたたかいであった。したがってこのたたかいは、沖縄の範囲にとどまらず、全国的な意義を持っていた。

一、全軍労のたたかいにたいして米軍は譲歩しないわけにはいかなくなり、全軍労とのあいだに「暫定協定」を結んだ。一方この「暫定協定」は、六月三〇日までを休戦期間とすることによって、六月二三日の安保条約固定期限終了期をひかえて、本土と沖縄の共闘を阻止する政治的な意図をもっていた。

一、全軍労のたたかいを受けて、一九七〇年の沖縄の春闘は大きく盛りあがった。だが七〇年の四・二八は、底流の〝復帰不安〟を反映して、佐藤・ニクソン会談をひかえた昨年ほどの盛りあがりは示さなかった。

一、運動は、むしろ四・二八という毎年の行事をとびこえて、女子高校生刺傷事件にたいする沖縄県民のすばやい反応と、盛りあがる大きな抗議運動によって引きつがれた。この抗議運動の特徴は、たんなる要求としてではなく、行動をともなう日常要求として、基

地撤去が前面に出されたことだった。

一、小笠原返還二周年の六月二六日に、「小笠原帰島促進、民主的・平和的復興、六・二六八丈島集会」がひらかれ、「小笠原に関する決議」が採択された。集会には美濃部都知事から祝電がよせられた。

1　全軍労第二波一二〇時間スト

第一波から第二波へ

米軍は昨年一二月五日に第一次四二六人の解雇を通告、年あけてからの団交は第二次通告のあった一月五日におこなわれたが、これによって全軍労は態度を硬化、スト突入指令を発し六、七日とハチ巻き闘争でたたかうムードを盛り上げ、ついに第一波八、九日の四八時間全面ストに突入した。

この強硬な姿勢によって八日、スト中の団交が初めて開かれたが、しかし、話合いは物別れとなり、九日の総括大会からただちに第二波準備が始まった。そして、全軍労は一四日に中闘委を開き第二波五日間（一九～二三日）を決定した。

【全軍労第二波スト決行声明】　全軍労に結集する二万余の基地労働者は米軍の労働者無視の不当な大量解雇に強く反対し、その全面撤回と退職金の大幅増額、六ヵ月間の事前通告制の確立、職位の変更、格下げなどの撤回を要求して基地労働者の生活を守る戦いを組織してきた。

これに対し米軍当局は、解雇の全面撤回はおろか、退職手当ての増額をはじめ、その他の組合要求も全く拒否し続けてきたことから全軍労はさる一月八日、九日の両日、四十八時間の全面ストライキを決行して、米軍の一方的な首切り合理化に抗議し、諸要求実現の戦いを一層強力に展開していくことを県民世論に訴えてきた。

しかるに、米軍は全軍労の四十八時間実力行使決行後も組合要求に誠意をもってこたえようとするどころか、米軍基地は平常通りに運営することもできたと公表し、高圧的態度をとってきた。

そして、了解覚え書き違反をタテに、エクスチェンジの三役を含む六人の組合員を即時に解雇し、八日、九日のスト参加者に対しても、停職処分と弾圧を加えてきたのである。

全軍労は軍側のこのような組織分断攻撃の中にあってもそれをはねのけながら、第二波への戦う態勢を確立しつつ、解雇撤回、退職金の増額、不当不利益処分の即時撤回を求めて、労使の話し合いを進め、事態収拾にあらゆる努力を重ねてきたのである。

五日間という、いまだかつてない大規模な軍事基地に向けての強力なストライキが打ちぬかれることが確実になったんばにおいて、米軍は組合要求に対する若干の譲歩を示してきたが、ときすでにおそく、労使の話し合いは実を結ぶに至らず、ついに一二〇時間にわたるストライキを決行せざるを得なくなったことは遺憾のきわみである。

ここで、強く指摘し強調しておきたいことは、雇用主であり施政権者である米国がいま少し、全軍労の要求に誠意をもって真剣に配慮していたならば、第二波の事態はさけることができたであろう。

また、日本政府も沖縄の基地労働者の切実な要求を率直に受け止めて、もっと早めに対米折衝を強く申し入れるべきだったと思うのである。したがって、今日の事態を招いた第一の責任は米国にあり、第二の責任は戦後二五年余、沖縄を米国の軍事的植民地支配の下に放置し、かえりみようとしなかった日本政府にあるといわねばならない。

日米両政府がこのようにそれぞれの責任を積極的に果そうとしないことが、事態をますます悪化させる原因となっていることを知るべきである。

さらに、米軍当局は、第二波ストへの弾圧対策として、ゲート前の公道にいたるまで有刺鉄線をはりめぐらし、ピケを排除する構えをみせているが、全軍労は軍側のこのような軍事権力のむきだしの行動に厳重に抗議するものである。

よって、全軍労は米軍のいかなる弾圧にも屈することなく、鉄の団結と統一ある行動によって米軍の不当首切りを撤回させ、基地労働者の生活権の確保と人間回復をめざして五日間の第二波ストライキを断固戦いぬくことを明らかにし、県民各位のご理解とご支援をお願いする。右声明する。

一九七〇年一月一八日

全沖縄軍労働組合

基地労働者の数

全軍労の資料によると、基地労働者は、第一種（米国政府割当て資金による直接雇用者）が一万八九四八人（陸軍一万二三三三人、海軍および海兵隊二八八四人、空軍三七三一人、組合加入率七一・八%）、第二種（非割当て資金から支払をうけるPXやクラブ、メス・ホールなどの従業員）が七四八七人（陸軍二三〇一人、海軍および海兵隊九三二人、空軍一八九〇人、エックスチェンジ二四六四人、加入率五八・五%）、第三種（軍人軍属の個人に雇用されている従業員）が実数不明。第四種（請負業者に雇用されている従業員）が一九八三人（加入率六七・三%）となっており、家事従業員（メードやハウスボーイなど）や特免業者などを包括すると約五万五〇〇〇人である（『沖縄タイムス』1・22）。

全軍労の要求

全軍労の要求にたいする米側回答を本土の全駐労の場合と比較すると、下表のようなちがいが見られる。米軍は明らかに〝安あがりな基地〟を維持しようとしていたのである。

項目	全軍労要求	米側回答
本土の現行制度（全駐労）		
退職金	同　一七〇%	同　一三〇%
予告期間	「調整期間」一八〇日（一、二次解雇にも適用）	現行三五～四五日六〇日（今後の解雇者にも適用）
ストに対する処分	撤回	処分断行

（『琉球新報』1・18）

全軍労一二〇時間ストは、アメリカが日米共同声明路線を〝安あがりな基地〟という観点からまず沖縄で実施しようとしたことにたいして、基地労働者が権利を守る立場でいちはやく立ち上がったという点で、画期的なたたかいであった。したがってこのたたかいは、沖縄のたたかいにとどまらず、日米共同声明粉砕の全国的な意義を持っていた。

たたかいの大きさと意義からいって、以下五日間のストの具体的な状況を記録しておこう。

スト前夜

〈必死の切りくずし〉　全軍労（上原康助委員長・組合員二万二千人）の第二波百二十時間（五日間）ストを三日後に控え、米軍基地内では十六日から、従業員の泊まり込みを誘う米側の呼びかけがしきり。第二兵たん部では全従業員に「十八日の日曜出勤を呼びかけ、一食七十五セントのランチを出し、賃金カットもしない」というパンフレットを配るなど、ストの切りくずしに必死。他の部隊でも泊り込みの条件を示して組合員の説得に乗り出している。これに対し全軍労支部でも「いかなる甘言にも乗らないように」と呼びかけ、第二波への緊迫した空気が基地内に満ちている（『琉球新報』1・17）

〈深夜から泊りこみ態勢〉　こんどのストは、とくにピケを強化し、軍雇用員の基地への出入りだけでなく、基地施設内に出入りする民間業者をはじめ「米軍車両の出入りさえ厳重にチェックする」とあって、不測の事態も予想され、米軍や琉球警察本部でも警備面に神経をとがらせている。

全軍労は、すでに組織の再点検をすませ、十七日の第二波総決起大会終了後、臨時中央闘争本部を普天間の全軍労ズケラン支部に設置、臨戦態勢にはいった。一方米軍側でも、基地周辺に鉄条網を張りめぐらすほか、コンテナで逆バリケードを築いている。また米軍人、家族などに「デモ隊やピケ隊とマサツを起こさないよう」コンディション・グリーン（警戒体制）を発令するなど万全を期し、いま沖縄基地労働者による最大の戦いは秒読みの段階だ。こうしたなかで県労協、教職員会を中心とした支援団体も、すでに五日間のピケ動員態勢を整え、十八日深夜から各ゲート前での泊まり込み態勢をとっている。（『琉球新報』1・18）

第一日

〈総対決開始〉　一月十九日午前零時を期していっせいに突入した全軍労の第二波百二十時間（五日間）全面ストは、初日から荒れた。二万余の基地労働者を中核に県労協、復帰協、教職員会、学生団体など総計約二万五千人は、南は玉城村親慶原の陸軍特務機関基地キャンプ知念から北は久志村辺野古の海兵隊基地キャンプ・シュワーブにいたる七十五ヵ所の主要ゲートを十八日夜半から横なぐりの冷雨の中でピケを張り〝総対決〟を思わせる大きなうねりが米軍基地をすっぽり包み込んだ。

基地闘争史上、空前といわれる百二十時間の就労拒否闘争とあって、各基地の警備状況は、さる八、九日の第一波四十八時間ストの時の状況とくらべ様相は一変している。米軍は全軍労のピケに対し、強硬な姿勢を示し、主要ゲートにカービン銃のバリケードを築き、そ撃銃、カービン銃、ピストルを装備した武装警備兵が前面に出動した。

各ゲートではピケ要員と米軍警備隊の間で小ぜり合いがあり、十九日午前七時四十分ごろ中部の高等弁務官府（陸軍司令部内）ちかくの路上で陸軍憲兵隊に三人が逮捕されたのをはじめ正午までに沖縄側六人が逮捕された。このほか沖縄側四人、米側二人（全軍労臨時闘争本部調べ）が重軽傷を負うという緊迫した空気につつまれている。

全軍労は十八日、高等弁務官府ちかくの宜野湾市普天間にあるズケラン地区事務所に臨時闘争本部を設けるとともに、全役員が泊まり込みで各基地のピケ状況を見守った。

いっぽう、米軍側は、十八日、コンディション・グリーンを発令するとともに、基地の各ゲートに有刺鉄線のバリケードをきずき、その上、防弾チョッキとガス・マスクを携帯させた沖縄人ガードを配置、さらに、そ撃銃とピストルに防石用のヘルメットで装備した米軍武装兵を配備するというこれまでにないものものしい警戒ぶり。

各基地とも十九日朝からは陸軍特殊部隊（グリーン・ベレー部隊）や海兵隊などの戦闘部隊を大量に投入している。

このような警備ぶりは、第一波にはみられなかったことで、第二波ストは、文字通り、沖縄県民と巨大な米軍が総対決した形になっている。（『沖縄タイムス』1・19）

〈米人暴走車で重傷〉　十九日午前六時四十分——。米人二人の乗った車は、城南方面から屋富祖ゲートを基地に向って右折してきた。まるでオートレースを思わせるようなけたたましいエンジン音が響く。逃げまどうピケ隊に向かって米人の運転する大型乗用車が、1号線とゲートの間を急カーブをしながら追いかける。ピケ隊は逃げまどうのが精いっぱい。暴走車がゲート門をくぐって止まったときにはじめて負傷者が出たことに気づいた。浦添村宮城二〇五、喜納兼進さん（三六）がはねられ、北谷の陸軍病院に運ばれたが、後頭部に七針を縫う重傷。米人は基地の中でMPに逮捕されたが、ホセ・クイチョチョ（二三）。（『沖縄タイムス』1・20）

〈立法院与党の動き〉　一方立法院の社大、人民、社会の与党三党は、十九日午後一時半から院内社大党控え室で合同会議をひらいて全軍労の支援対策について話し合った。

この日の三党合同会議では、①二十日から三党が南部、那覇、中部と分担して各党の宣伝カーをくり出して街頭宣伝を行ない、米軍の一方的なクビ切りの真相を県民に訴えて協力を求める。②二十日午前十時から行なわれる定例の行政府・与党連絡協運営委員会で与党三党、行政府、県労協の三者からなる軍雇用員解雇対策機関の設置を提案する。③嘉手納基地内で軍雇用員にいかがわしいフィルムをみせるからストに参加するな——といった米軍係官の言動は人道的に許せない。民政府を通して厳重抗議を申し入れる——ことなど決めた。（『沖縄タイムス』1・20）

〈十倍の日給で臨時要員〉　キャンプ桑江キャッスルクラブの組合員の話では「百五十人の組合員が職場を離れたため第一波のときには米人女性をアルバイトに入れたが、ふだん従業員の平均日給が四ドル八十セントにたいし、アルバイトは日給十五ドル相当、四十人を二日使ってざっと千二百ドルの出費、その上メニューなしで簡単な料理だけ。これでもクラブは開けたことになるでしょうが、米軍の面子であけたようなものだ」という。

また、「陸軍病院エンジニア部の組合員は四十五人の組合員全員がスト参加、このためボイラー、発電機係りにシビリアン六人をわれわれの十倍以上の日給七十ドルで入れてある。それでも影響がないというのでしょうかね」と苦笑していたが、ズケランモータープールや那覇軍港では米兵が肩代わりに投入された形跡があるという。そして組合員たちは「肩代わりといっても動くのは最小限度、食糧、弾薬輸送など待ったなしの作業だけ、一日、二日はともかく五日間はとても持ちませんよ」と長期ストの効果に強い自信を示していた。(『沖縄タイムス』1・20)

〈八〇〇のベットに二七人〉　「瑞慶覧体育館には泊まり込み用に八百のベットが準備されたが二十七人しかいない」との報告。(『沖縄タイムス』1・20)

〈ショックを受けた米軍将校〉　「アメリカは、世界各地に約三千の軍事施設をもっているが、現地住民が、長期にわたって職場を放棄する〝暴挙〟に出たのは、ちっぽけなこのオキナワだけだ」在沖縄陸軍のある高級将校は、全軍労の相つぐ実力行使に大きなショックだったようだ。第二波の一日目にきいた米軍将校の感想である。(『沖縄タイムス』1・22)

〈九〇%以上のスト参加〉　全軍労は、十九日午後六時から普天間の大衆食堂で各支部代表と本部執行部との拡大執行委員会を開き、スト初日の総括をし三日以後に向けての戦術を検討した。

全軍労は、十九日からの第二波ストは米軍の武装警備でところにより悪らつな軍側のピケ破りがあったにもかかわらず、県労協、復帰協、教職員会、その他革新団体約三千人のピケ支援を得て全般的に九〇%以上のスト参加があり、初日は、大きく成功したものと評価している。(『沖縄タイムス』1・20)

第四二回日

〈投入された米兵の数〉　全軍労中闘委にはいった各地からの報告によると、ズケラン地域、第二兵たん、那覇空軍でピケ隊と米軍武装兵とのこぜり合いがあり、午前十一時現在で二人のケガ人が出た。投入された米兵の数は嘉手納基地第二ゲート(胡屋)が最も多く二百人。嘉手納基地の各ゲートが百人前後などで総勢五百人を越え、初日より強化されている。これに対しピケ隊の数も天気の回復につれてふえ、依然として緊張状態が続いている。(『琉球新報』1・20)

〈武装兵二四時間出動体制〉　米軍側も基地機能が日を追うにつれて低下し、影響が大きくなっているため、機能維持にあせっており、各地で武装兵の二十四時間出勤体制をしいている。(『琉球新報』1・21)

〈軍港湾労働者の共闘〉　在沖米軍の重要産業に指定されている那覇軍港もホワイトビーチも全軍労の第二波ストでは大きな打撃を受けたようだ。第一波の時には就労をつづけていた軍港湾労働者がいっせいに職場を放棄、全軍労の大量解雇撤回闘争を全面的に支援したからである。

スト前日の十八日、組合側の動きが活発になると軍側は三役のパスを取り上げ、基地内への立ち入りを拒否してきた。仕事中の組合員にかかってきた電話にも必要以上の気をつかい、いちいちチェックするありさまだったという。執行部からの指令も金網ごしにしなければならなかった。(『沖縄タイムス』1・21)

〈米軍に与えた打撃〉　〔第二兵たん部〕　浦添村牧港地域にある第二兵たん部。全軍労牧港支部でひかえている基地内の電話番号を十くらいもぬき出しダイヤルを回すが、ほとんど応答なし。また、受話器をとる音がしても全く応答しないことが多い。たまに米兵が出てきても、沖縄人従業員はいないとの返事。

組合側によると、ふだんはどの職場でも電話をとるのは沖縄人従業員で、米兵は取りつぎさせるのが普通だという。しかし、スト中は米兵が直接電話に出ており、組合側では、基地に「強烈な打撃を与えた」と判断している。

第二兵たん部は米陸軍の中でも最大の規模を誇っているが、一方、ここ

で働く人たちも全軍労の中で最も戦闘的だといわれる。今回のスト参加者は第一波の七五パーセントをはるかに上回り九八パーセントに達したという。支援団体も多く、ピケは一〇〇パーセント成功と自信満々。組合側の話しによると、沖縄人従業員ひとりをいれるのに軍車両が三台も使用されるという。三台のうち残りの二台がおとりになり、そのスキにいれようとするが、ほとんど成功していないという。人間ひとりを袋に詰め、その上にカバーをかぶせてカムフラージュして運んだというエピソードも伝わっているくらい。このような〝成功〟の裏には第一波の教訓を生かして徹底的オルグ活動があるという。(『琉球新報』1・21)

〈暴力団〉　昨夜から荒れ続けた嘉手納基地第二ゲートのセンター通りでは、けさ午前四時ごろピケにかけつけた官公労公衛支部の高良喜三郎さんら八人が、暴力団ふうの男およそ五十人にとりかこまれ、センター通り裏でふくろだたきにされたほか、同四時半ごろ、自治労の組合員一人が暴行を受け、中部病院に入院した。また、知花方面から第二ゲートのピケ現場へ向けてきた全軍労空軍支部組合員の車が、待ちうけていた一団の男たちにこん棒でフロントガラスをメチャメチャにわられた。このため第二ゲートでのピケは、昨夜来完全にくずれ、かけつけたピケ隊も次々に基地にはいる軍雇用員を目前に歯ぎしりするが、恐れてピケも張れず、赤ハチマキを取って路傍にたたずむだけ。事態を重視したコザ署では、午前六時ごろ機動隊約三十五人をピケ現場に派遣、業者のなぐり込みに備えた。

だが、夜が明けると、ピケ支援隊も数を増し、午前七時から機動隊の見守るなかで再びピケを張り、車両の検問を再開した。(『琉球新報』1・21)

〈押しよせた業者・暴力団〉　二十日午後二時すぎ、宜野湾市普天間の全軍労臨時闘争本部(ズケラン支部)にコザ市を中心とする、外人バーなど風俗営業関係を中心とするおよそ三百人が押しかけ、本部事務所をとりまいて、「われわれの生活を破壊する全軍労ストを即時中止せよ」と迫った。急報で全軍労をはじめ支援団体がぞくぞく詰めかけて二時半までに約二百人になり、押しかけた集団とにらみ合っているが、これといった混乱はなかった。

押しかけた人たちはコザ市のAサインバー、キャバレー、レストラン、生活を守る会などの代表をはじめ、那覇市辻町、金武などの業者で、三百人のうち半数は婦人。(『沖縄タイムス』1・20)

現場にいた警官の話では「業者とはいっても、中には暴力団員や町のチンピラもはいっているので気をつけないと、何をするかわからない」という。また、事務所内にはいった一人が、壁に張ってあった組合幹部の名前や連絡先などをメモしていったことから、全軍労側ではこれら幹部の家へなぐり込みをかけるのではないかと懸念している。(『琉球新報』1・21)

第三日

〈西太平洋随一のコンピューター室停止〉　全軍労の闘争本部が二十一日午後六時までにまとめた各支部からの報告によると、主要基地の機能状況はつぎのようになっている。

〔陸軍兵站基地〕(牧港サービス地域)　西太平洋随一のコンピューター室は、昨年の六・五ストについで第一波、第二波とも活動は停止している。二十台ちかいコンピューターと三十八台もあるキー・パンチ・ミシンは十九日からストップ状態。倉庫や車両整備工場も作業員の姿は見あたらない。

〔那覇軍港〕　米軍の連絡船や大型タグボートが沖縄従業員の就労拒否のため、バースに横づけされたままになっている。また、軍港湾労働者との共闘体制のため、軍港からの出荷がストップ。外国貨物船が軍港バースで出港できずに停泊している。軍隊が特別に出動して荷役作業を行なっているが、作業状況は平常の三分の一もすすまないという。

〔嘉手納航空基地〕　軍事行動を最小限に保つため、米家族部隊から臨時のウエイトレスや高校生のアルバイトを緊急募集している。兵士の作業が従来より長時間延期されたので、兵士の間に不満が起こっているという。

〔那覇航空基地〕　泊り込みで作業していた沖縄の従業員から疲労で倒れる者が続出している、という。兵士の肩代わりが目立っている。

〔ホワイト・ビーチ〕　那覇軍港と同じく荷役作業は平常の三分の一にも満たない。(『沖縄タイムス』1・22)

〈佐藤政府の動き〉　一方佐藤首相は二十一日午前、首相官邸に愛知外相ら外務省首脳を招き、当面の外交案件について打ち合わせた。

この日の首相と外務省との打ち合わせには、愛知外相と牛場事務次官、森外務審議官、東郷アメリカ、須之部アジア、有田欧亜各局長が出席し、外交問題全般について協議した。会談の詳細な内容については、その後の記者会見でも言及をさけたが、全軍労スト問題では琉球政府の事前対策がおそかったこと、事態がこじれる前に本土政府とじゅうぶん協議すべきであった――など、琉球政府の対策のまずさを指摘したといわれる。政府首脳が、沖縄側非難に転じたうらには、米側の態度がここ一両日の間に一段ときびしくなり、日本側の協力要請をはねつけ、これ以上日本政府が強く出てくることは、内政干渉だといわんばかりの強気の姿勢をとりはじめているからだといわれる。

外務省筋によると、米側は当初、六人の懲戒解雇処分撤回には応じられないが、①解雇予告期間の延長、②退職金の増額要求――については検討したいとし、三週間冷却期間を提案して来た。しかし全軍労が、懲戒解雇処分も撤回する態度をみせないかぎり冷却期間設定はのめない――と回答したことから、米側は「譲歩するにも限界がある」と、態度を一転、にわかに強気の姿勢に出てきたという。

なお、この日佐藤首相との会談で静観の態度を決めたものの、このまま沖縄側と在沖米軍との対立が続けば事態がさらに悪化することも予想されることから、外務省アメリカ局は米側の出方をみながら、なお対米折衝は続けたい考えである。しかし、本土政府の動きがきわめて消極的になることは確実である。(『沖縄タイムス』1・22)

〈全駐労スト対策〉　本土政府としては、全軍労のスト問題に必ずしも積極的ではなかった――ということがみられるし、全駐労が二十七日に予定していた二十四間時ストを控えて、小幡防衛庁事務次官がフランクリン在日米軍参謀長と会って解雇予告期間を現行の三十日から三ヵ月（九十日）に延長することで積極的に働きかけたことを考え合わせるとまったく対照的であった。(『琉球新報』1・24)

第四日

〈鉄の団結〉　各拠点でピケを張る組合員、支援労組員たちはスト突入いらいすでに八十時間余り、〝鉄の団結〟に自信を深めている。「スト中止」を叫ぶ基地業者は、二十一日の昼の中、北部の抗議集会のあと夜にはいって嘉手納、読谷などでピケ隊と衝突、さらに深夜から二十二日未明にかけても、ピケ隊の小屋が焼かれたり、オートバイがこわされるなど、一、三の拠点で暴力行為がみられたが、ピケ隊が冷静に対処したため大きな衝突はなかった。(『沖縄タイムス』1・22)

〈中闘委でスト貫徹を決定〉　二十二日午前九時半からの米四軍合同委との非公式会談では、米側から正式団交に切り替え、問題を煮詰めたいとの意向が出されたが、この話し合いの中でも明確な条件が出されず、午後一時からの中闘委では上原委員長ら幹部三役の「この時点で収拾したい」との説得も組合の堅い決意におされ、ストは予定どおり続行されることになった。(『沖縄タイムス』1・23)

一度は収拾のきざしをみせた全軍労ストも「具体的な条件の明示もなく、ストは解けない」という下部組織の強硬意見でスト続行と決まった。基地業者によるピケ隊攻撃という険悪な空気の中での〝団交再開〟の話だっただけに招集を受けてかけつけた各執行委員も緊張した面持ち。「なんの条件も出ていないがストを解いて話し合ってみるのもひとつの方法ではないか」という上原委員長の提案をめぐって「収拾」「続行」と意見は五分々々三時間近くも激しい議論が交わされた。「執行部として収拾の方向で押し切れば押し切れないこともなかった。しお時とも考えたが、私自身不備だったし……」と語る上原委員長の表情には、もはや迷いの色はない。各組合幹部も「予定どおり第三波まで……」と闘志をみなぎらせていた。最終日は二十三日午後一時の総括大会に向けて、県労協などゼネスト体制を組み、五万人動員を呼びかけており、大きくもりあがった第二波スト最終日はそのまま、第三波ストへの〝突入宣言〟になりそう。(『沖縄タイムス』1・23)

第五日・最終日

〈総括大会〉　巨大な米軍事権力を相手に〝クビ切り撤回〟を戦った全軍労の百二十時間ストライキは、二十四日午前零時で終わった。このストライキを総括する大会が、二十三日午後二時すぎから宜野湾市の普天間第二小学校建設用地で開かれ、米軍基地の百五ヵ所のゲートでピケを張るなど

四日間のストライキを戦った全軍労労組員はじめ、支援の県労協や民主団体など合わせて三万人（主催者発表）が集まった。全軍労のスト総括大会に集まった労組員らは第二波ストの成果を確認、第三波ストへの決意をこめて軍用道路五号線を道路いっぱいにジグザグデモした。

〈全軍労第二波スト総括大会宣言〉　二十五年間におよぶ米国の一方的植民地的軍事支配は、体制側がつくりあげた七二年返還を前に、おのおのの矛盾を露呈しつつある。

沖縄県民の長期にわたる反戦、平和、即時無条件全面返還の切実な要求を無視して、先に行なわれた日米首脳会談は当初から危惧されていたように、日本の軍国主義を復活、アジアの核安保体制をより一層鮮明にし、三たび沖縄県民に犠牲を押しつけようとしていることを正しく見きわめなければいけない。このような中で米軍当局は、二千数百におよぶ軍雇用労働者の大量解雇を発表し、すでに千二百人が職場を追われ、路頭に迷っている。

米軍当局は、今回の大量解雇にあたって国防費予算削減によるやむをえざる措置であるとしているが、第二次大戦後今日まで、土地の強制収容をはじめとして、沖縄の産業基盤を意図的になしくずしにした中で、県民の意図に反して基地依存の労働、経済政策をいっかんしてとりつづけながら、国防予算の削減という自らの都合のみによって、大量解雇を一方的に行なうところに米軍の沖縄支配、つまり軍事優先政策の実態があり、絶対許されるものではない。

全軍労に結集する二万余の労働者は、このような米軍当局の仕打ちに対し労働者の基本的人権を守る立場から解雇撤回を中心に、退職金の本土並み増額、解雇予告期間の延長、離職者対策の確立などの要求をかかげて、米軍当局との交渉をつづけてきたが、進展がみられず、一月八日、九日には、四十八時間にわたる全面ストライキを敢行したにもかかわらず、日・米両政府は、いっこうに問題解決への誠意を示さず、全軍労はついに十九日から二十三日にかけて百二十時間というかつてない長期全面ストライキを一部基地経済依存業者や米軍当局の妨害を完全に粉砕して成功させた。しかるに、米軍当局の壁は厚く、問題解決のメドすらたたない状態である。

県労協は、今日まで強調してきたように今回の大量解雇は、単に軍雇用労働者のみの問題ではなく、これは明らかに、全労働者、全県民に加えられた戦いであることを正しく認識しなければならない。

今戦っている全軍労の戦いを前進させることは、これから七二年に向けておそいかかってくるであろう全ての戦いへの展望を切り開き、同時に、七〇年代における労働者階級の戦いに、きわめて重大な影響を与える戦いであることをいま一度確認し合う必要がある。

従って、県労協に結集する五万の労働者は、日・米両政府の沖縄政策を粉砕して、戦いを前進させるために、今こそ自らの戦いとして、各生産点において闘争体制を確立し、全労働者がストライキをもって戦い抜くことを確認し、ここに闘争宣言をする。

一九七〇年一月二十三日

全軍労第二波ストライキ総括労働者総決起大会

課題と展望

この歴史的な一二〇時間ストが終わった翌日、『沖縄タイムス』は「課題と展望」と題して、つぎの評価を掲載した。

【沖縄タイムスの評価】　五日間にわたる全面ストで、米軍の強硬な「実力対決」という姿勢がみられた。これと呼応するかのように風俗営業関係者のスト反対運動が起こり、さらに本土政府の「冷却期間を置く以外に外交折衝を続けても成果は期待できない」「琉球政府の根まわしが不足している。米国を刺激することは対米関係に影響を与える」との姿勢が明らかにされ、スト中の全軍労の大きな圧力となって作用した。

本土政府の態度は、終始一貫していた。「施政権のおよばない沖縄」ということを唯一の楯にして「外交折衝による打開」を明らかにしたが、その底流には、二つの大きな意図が横たわっていたといわれる。そのひとつは、日米安保条約によって、沖縄が返還されたあとの沖縄基地を肩替わりして維持、管理するために、反戦平和闘争の先頭に立って戦ってきた全軍労組織を解体する、抵抗を少なくして、スムーズに安保体制下の基地をつ

くりあげようとする意図があり、上京中の屋良主席に対し、第二波全面ストの中止による組織のざ折感をねらった動きがあったといわれる。その二つは「解雇された従業員は、労働力不足の本土企業で吸収したい」という考え方である。労働力不足に悩む本土の経済界では、労働力不足を解決する手段として解雇問題を活用しようとする向きも多く、政府機関による技能訓練を要望するなど、受け入れ体制を固めた。このような意図は、本土政府の中にも存在しており「本土における再就職には、万全の準備を行なう」という発言となってあらわれた。

本土政府の二つの意図は、「第三の琉球処分」と呼ぶにふさわしい姿勢であり、本土政府が米国に対し全軍労が要求している「解雇の白紙撤回」をつきつけ、折衝するという考えはまったくなかったといわれている。そして、屋良主席の「根まわし不足」という行政責任の追及と「悪い影響をおよぼす」とホコさきをかえ、沖縄内部における抗争に火をつける役目を果たしてきた。

全軍労闘争は大小の利害を内蔵しながらも「前進する以外に道は開けない」という状況下におかれている。「われわれの戦いは、日米両政府との戦いであり、直接的には安保条約との対決である」と断言する全軍労中闘委の発言にみられるように、七〇年闘争へ大きく踏みだしたことになる。本土政府の二つの意図と「安あがり基地」をめざす米軍の意図が、安保条約によって結びつき「第三の琉球処分」にひとしい対応策を示してきているが、これを打ち破り、一歩も三歩も踏みだした戦いを展開するには、沖縄内だけの限られた闘争では、あまりにも荷が重すぎる状態だといわれており、本土の民主団体、労組の呼応した戦いが最終的には大きなカギになると思われる。すでに、全軍労との統一ストを打ちあげた全駐労は「解雇予告期間の延長」要求が認められたためスト中止するなど、全軍労ストを足場にした勝利感にひたっており、全軍労スト中止するなど、全軍労ストを足場にした勝利感にひたっており、屋良主席の「沖縄だけの問題ではなく、本土全国民の問題だ」との訴えが宙に浮いたかっこうとなっている。沖縄の闘争が、こんごも沖縄だけにとどまるかどうかによってゼネストの方向も左右されるといわれ、ゼネストの成否は七〇年闘争の将来を予測する大きな試金石になりつつある。

（〃総対決への幕あけ・課題と展望〃『沖縄タイムス』1・24）

暫定協定

第二波一二〇時間ストが終わってからも、米軍は譲歩の色を見せず、全軍労もまた第三波への準備を即刻始めた。第三波となれば、こんどは全軍労にとどまらず、ゼネスト規模である。そして前年二月四日のいわゆる二・四ゼネスト計画（『本年鑑』一九七〇年版参照）のときは、全軍労その他が参加しなかったのでゼネストにはならなかった。だがこんどゼネストともなれば、全軍労を中核とするゼネストとなり、空前の規模と成功が予想される。

米軍は、ついに譲歩しないわけにはいかなくなった。「暫定的協定」をめぐって米軍と全軍労との団体交渉が四月七日におこなわれ、①処分の大幅軽減、②六月三〇日までの休戦、③一五日前の破棄通告によって協定失効の三点で合意を見、四ヵ月にわたる闘争は一応収拾されることになった。

この協定は米軍の大きな譲歩であり、一二〇時間ストが米軍に与えた打撃の深刻さを示すものであるが、同時に六月三〇日までを休戦期間としたことは、アメリカが安保条約固定期限終了の六月二三日を意識して、全軍労を軸とする沖縄の闘争と本土の安保闘争を切り離すことを図ったきわめて政治的な「協定」であった。

【全軍労と米軍の暫定的条件協定】

〈政策（前文）〉　合同労働委員会（JSLC）によって代表される在沖米軍の労働政策は軍に働くすべての琉球人従業員が諸権益を享受し労働関係計画の義務を分担することである。したがって、この暫定的協定の目的は、全軍労（AOMETU）によって代表される労働組合と使用者が労使紛争を誘発する原因を除去して、協調的労使関係を発展維持せしめること

〈暫定的了解〉　労働問題の範囲が広いことと、労使双方に託されている労働計画と目的が長期的な性質のものであるため、今の交渉段階で、懸案事項のすべてについて不変の結論に至ることは労使、いずれにとっても最善の利益にならないであろう。

しかし、いくつかの問題については、双方に暫定的な理解を可能にするため、十分な情報が収集されており、双方ともこれを検討しております。この暫定的協定は労使双方の権利を保護するために必要とされるものである。このために、全軍労と合同労働委員会は、次の諸項目の設定と実施を積極的に支持することに同意する。

一、使用者は一九七〇年一月十九日から二十三日の間に全軍労が行なった集団行動より起きた懲戒処分を最高一日に替える。すなわち、五日、四日及び三日の停職処分は一日に、二日及び一日の停職処分は四時間に、その他の懲戒処分は文書戒告処分にそれぞれ軽減する。上記処分の未執行の部分は本協定の有効期間中停止され一九七〇年七月一日に取り消される。

二、一九七〇年六月三十日までに、労使はすべての段階における苦情問題を秩序正しく解決するための条項や、全軍労、合同労働委員会の交渉の行きづまりを打開するための条項及び一九七一年会計年度の賃金補償に関する条項を含む労働協約を交渉することに同意する。

三、一九七〇年四月八日から六月三十日までの期間中に、全軍労は集団行動を行なわずまた米軍はその権限内で、前に合同労働委員会が発表した範囲を越えた人員整理の実施を避けるよう、あらゆることを行なって、双方が平和的ふん囲気で誠実な交渉を継続することに同意する。

四、交渉期間中に不測の事態が起きた場合にはいずれかの当事者が十五日間の予告通知を与えればこの暫定協定は廃棄される。本協定が一九七〇年六月三十日以前に廃棄された場合は、上記一節で軽減されている懲戒処分の未執行の部分は完全に実施される。

2　春闘と沖縄の「四・二八」

沖縄の春闘　全軍労一二〇時間ストにつづく沖縄の春闘は、戦後最大の規模でたたかわれた。

県労協初の春闘統一ストライキは、四月二十三日午前零時を期して官公労、全逓、私鉄など、翼下の九労組がいっせいに全面二十四時間ストに突入した。日米共同声明路線との対決を前面に打ち出したこの統一ストライキに参加したのは一万七千人。県労協結成以来最大の規模で展開されているが、午前中のスト状況は行政機能の完全マヒ、バスの運行停止、郵便や電話の混乱、港の荷役、通関業務がストップした。官公労などは、行政府を中心に全島各庁でピケを張ったが、全般的には平隠な状況。県労協では「統一ストは住民の協力もあって成功のうちに進められている」と語った。(『琉球新報』4・23)

ストに参加したのは、つぎの組合である。

24時間スト	
官公労	8,500人
私鉄労	2,300人
全逓労	2,300人
全専売	750人
琉球セメント労	200人
大京ランド労	50人
東急建通労	180人
沖通労	60人
全時報	30人
第一企業	30人

時限スト	
自治労	2,500人
タイムス労	230人
新報労	200人
OHK労	60人
RBC労	100人
OTV労	50人
モーニング労	108人

この統一ストについて『琉球新報』は、「きょう県労協の統一ストの根底にあるのは、ゼネストの思想である」（「話の卵」欄4・23）と書いた。そして春闘の妥結の額もかつてない大きなものだった。アメックス労組の六七ドル、那覇自練の三〇ドル八四セント、BOA労組の二七ドル・プラスアルファ、琉石ガスの二八ドル一三セントなどをはじめ、全体として二〇ドル（七二〇〇円）以上の高額賃上げをかちとった。

四・二八大会宣言・決議

結成一〇周年を迎えた沖縄県祖国復帰協は、七〇年の四・二八大会でつぎの宣言・決議を採択した。

【四・二八大会の宣言・決議】

宣言（要旨）

日本民族を分断する対日「平和」条約が発効して十九年目、ここにことしもまた、くつ辱の日四月二十八日を迎えた。沖縄を祖国から分断し、アメリカによる不当な植民地的軍事支配は四分の一世紀にも達し、世界にも類例をみない不法占拠を続けている。

日米両政府は昨年十一月首脳会談をもって、「核ぬき、本土並み、七二年返還」のぎまん的とりきめを行ない、沖縄の核基地を安保条約の適用範囲に含めることによって、日本全土を核武装化し、日本の軍国主義復活と、「アジア核安保体制」を確立する「テコ」として沖縄を利用し、三たび県民に犠牲を押しつけようとしている。

ひるがえって沖縄の現状をみるに、ますます核基地として強化拡大され、生物、化学放射能兵器（毒ガス）を配備し、B52の常駐、原潜の常時寄港、新型ミサイルの配備、ポセイドンの配備計画、第二兵たん部の機能拡大等、いかなる核戦争にも即応できる態勢にあり、さらに、ベトナム侵略戦争の敗北にもこりず、カンボジアにまで戦争を拡大し、その侵略性を自らさらけ出している。

われわれが二十五年間要求し戦い続けてきた祖国復帰とは対日「平和」条約第三条撤廃、平和憲法の適用、いっさいの軍事基地撤去、安保条約廃棄による平和な、豊かな沖縄県を回復することであり、人間として生きる権利すらふみにじる、日米両政府の「沖縄処分」を断じて許してはならない。

ここに完全復帰を要求して開催された第十回目の県民総決起大会に当たり、「まさに沖縄の戦いはこれからである」ということを確認し、四・二八闘争の成果を六月の安保闘争に結合させ、日本の完全独立と、平和と、民主主義を達成する戦いの一環として「日米共同声明路線」を粉砕し、一切の軍事基地撤去、安保条約廃棄による沖縄の完全復帰をかちとるため、総力をあげて戦いぬくことを誓い、ここに宣言する。

日米共同声明路線に反対し、完全復帰を要求する決議（要旨）

戦後二十五年にわたるアメリカの植民地的軍事支配のもとで、し烈な要求として祖国復帰を戦ってきた沖縄県民は、いま「日米共同声明」と、それにもとづく、いわゆる「七二年返還」ということにたいしていいしれない不満と不安をいだいている。

沖縄の米軍基地の機能をいささかも損なわないことをたてまえとした共同声明はひき続き沖縄県民をあらゆる近代兵器で装備された基地の危険にさらすと共にアメリカ帝国主義のアジア侵略の足場を保障するものであって、断じて容認できるものではない。

日米共同声明発表以後、佐藤政府の「核ぬき、本土なみ」の宣伝とはうらはらに、沖縄基地の機能は一層強化され、B52のベトナムをはじめインドシナ半島への爆撃発進、原潜の寄港、毒ガス兵器の配備等に加え、近く新型ミサイルの配備も伝えられている。

われわれは、アジアの諸国人民にむけられたこの沖縄基地の危険な現状をゆるすわけにはいかない。

このように日米共同声明路線の示すものは、沖縄基地をカナメとした日米安保体制の強化と、日本の軍国主義化へ拍車をかけるきわめて危険なものである。

よってわれわれは、沖縄の「核基地つき、基地の自由使用」を内容とする日米共同声明路線に反対すると同時に、次のことの実現を強く要求す

る。

一、日米安保条約を廃棄し、いっさいの軍事基地を撤去し、日本国憲法の指向する完全復帰を実現すること。
一、対日「平和」条約第三条を撤廃し、渡航制限を直ちにやめること。
一、アメリカは、B52核積載機等、いっさいの核、毒ガス兵器を撤去し、ベトナム侵略戦争を直ちにやめること。
一、諸公社、国県有地を県民の手にかえし、沖縄経済の平和的改造によって、県民の生活を保障すること。
一、二十五年にわたる米軍の植民地的軍事支配により県民のこうむった損害に対し、賠償を行なうこと。

一九七〇年四月二十八日

日米共同声明路線を粉砕し、完全復帰を要求する県民総決起大会

内閣総理大臣、衆・参両院議長
米国大統領、上・下両院議長

四・二八の特徴

大会には、いくつかの特徴があらわれた。第一は、参加者が前年の最高を下回ったということである。佐藤・ニクソン会談をひかえた六九年の四・二八とちがって、日米共同声明後の四・二八で大衆の根底にあったのは、「日米共同声明路線」粉砕の一面では将来復帰したあかつきにふたたび格差がつけられ、沖縄が犠牲にされるのではないかといういい知れぬ〝復帰不安〟であった。この〝不安〟が四・二八という復帰を目ざす特定の集会にたいする参加者を昨年よりも下回らせる要因ともなったのと呼応して、復帰協も海上大会不参加を決定していた。したがって七〇年の海上大会は、沖縄側の実行委員会と本土の沖縄返還要求中央実行委員会の共催でおこなわれた。

第二の特徴は、同盟系の全繊同盟、海員組合が復帰協から脱退したことである。だが沖縄の労働運動、復帰運動の主流ではないこの二つの組合の脱退は、運動全体に大きな影響を及ぼすものではなかった。

だが、昨年にくらべれば低調であった七〇年の四・二八は、決して運動そのものの低調を示すものではないことが、五月末の女子高校生刺傷事件にたいする抗議運動となってあらわれた。

3　女子高校生刺傷事件抗議闘争

この抗議運動の特徴は、「基地撤去」の要求がたんに観念的な要求ではなく、日常要求として、大きな、そして広範な層の行動に裏づけられながら、前面に出てきたことである。抗議運動は、全軍労の一二〇時間ストとともに沖縄の運動の特質と、さらに「日米共同声明」後の新しい段階での運動の高揚を示すものであるだけに、現地の新聞『琉球新報』と『沖縄タイムス』から、事件の経過と抗議運動の発展をややくわしく取りあげておこう。

〈五月三十日〉　五月三十日午後一時ごろ、沖縄本島具志川市で学校から帰る途中の前原高校一年生の上江州律子（うえす・りつこ）さん（十六歳）が米兵から砂糖キビ畑に引きずりこまれ、ナイフを突きつけられてはずかしめられようとした。律子さんは必死で抵抗するとともに大声で助けを求めたので、米兵は律子さんの腹を二ヵ所、首、頭などをめった刺しにして逃げた。この事件を沖縄の新聞は「米兵、女子高校生襲う」「ナイフでめった刺し、下校途中白昼の惨事」「〝戦場の狂気〟むき出す」と

大見出しで報道した。

律子さんが発見されたときには、どこのだれかわからないほど血まみれになっていた。犯行の残酷さに、つぎつぎに集ってきた上江州部落の区民は怒りを爆発させ、犯人をつかまえようと立ち上った。区民はすぐ部落内の米陸軍平良川（たいらがわ）通信隊にかけつけ、ゲートから五〇〇メートルほど離れたところで容疑者と見られる黒人兵を発見、黒人兵は部隊内に入りこんだ。だが区民や琉球政府の警察は、せっかく犯人を発見しても部隊内に入ることができなかった。

〈五月三十一日〉　午後四時から犯人の米兵が勤務する平良川通信隊前で上江州区の抗議大会。同区民全員、前原高校生一八〇〇人全員、その事件を聞いて多数の人たちがかけつけ、約四〇〇〇人の集会になった。

一方、律子さんは四時間にわたる大手術で、ようやく命を助かった。

ＣＩＤ（米軍捜査機関）は、県民の抗議に押されて、この日やっと犯人を逮捕。律子さんの兄（二十二歳）はつぎのように語った。

「最初に怒りを覚えたのは区民といっしょに通信隊を取り囲んだときだった。犯人を目前にしながら手も足も出ないくやしさは生涯わすれないだろう。その時、ＣＩＤ係官は犯人が自白し、異例のスピード逮捕となった――とわれわれに説明し、協力を感謝したが、バカにするにもほどがあるというものだ。ひどい県民蔑視だ。」（『琉球新報』6・5）

〈六月一日〉　立法院軍関係特別委員会開催。琉球政府大村刑事部長は、米軍当局がいったん連行した容疑者を釈放し、部隊に復帰させている、これはゆゆしい問題と説明。

瀬長亀次郎氏（人民党）は、昨年外人による婦女暴行事件が十三件もありながら検挙されたのは六件であること、強盗事件九十六件に逮捕されたのが二十九件であることなど、数字をあげて外人犯罪が凶悪化していることや、その検挙率が低いことなどを指摘。

その日、前原高校生徒会は、午前十時から緊急役員会。高教組中部支部も、午後四時半から緊急分会長会。いずれも強い抗議行動を決定。

「さいきん発生した婦女暴行の既遂、未遂事件をざっとひろってみただけでも、浦添村牧港で発生した軍施設に勤務する女子従業員にたいする未遂事件、五月のはじめ、コザ市センター通りで米兵二人組に主婦が拉致され、暴行される事件があった。」（『沖縄タイムス』6・2）

〈六月二日〉　高教組、高校生、全軍労牧港支部などおよそ七百人、米民政府前に坐りこんで抗議行動を開始。「暴行刺傷事件の米兵をつるし首にせよ」などの激しいプラカードをかかげ、琉球政府につぎの要請書を手渡した。①民裁判にし公開せよ②軍紀の粛正を厳重にせよ③一切の軍事基地を撤去し、米軍はただちに撤退せよ、など六項目。

米民政府では代表団十一人がクラーク渉外官と会い抗議文を手渡したが、クラーク渉外官は「ここ一週間で暴行事件が六件も発生しているが四件が沖縄人で、米兵はたった二件である」と答え、抗議団をいっそう怒らせた。

この日、ＣＩＤは六人の米兵を連行して具志川署にあらわれ、上江州区民と通信隊の沖縄人ガードに首実験させた。六人の証人はそのうちの一人を犯人にまちがいないと一致して断定。大衆の圧力によって、とうとう犯人を突きとめるところまできた。

同日、上江州区民約二百人、前原高校生約百人、市職員約百人が現場を中心に広範囲にわたって凶器や遺留品の捜査。

〈六月三日〉　前原高校校庭で全校生徒一八〇〇人が参加して抗議集会。教師、各校代表も参加して、集会は二〇〇〇人以上になった。

この日、自民党婦人部の代表も米民政府を訪ねて抗議文を手渡した。

〈六月四日〉　午前六時すぎ、一人の黒人兵がコザ市安慶田の宮城義信さん（四十四歳）の屋敷のすみでかがんで何かこそこそしているのを宮城さんが発見。近づくと米兵は逃げたので、宮城さんはもしや犯人ではないかと直感して具志川署に連絡。捜査員は米兵の立ちまわり先であるコザ市内の愛人宅を張りこみ、米兵が抵抗して逃げるのを四、五〇〇メートル追いかけて、あばれるところを逮捕した。愛人宅から血のついたワイシャツを発見。犯人は平良川通信隊所属のハーマン・スミス・ジュニア五等特技兵（二十二歳）と判明。

こういう経過からも、米軍当局は犯人を泳がせて証拠をかくすのを助けていたこと、犯人が愛人に近く転任するともらしていたことから犯人を米

本国に送還して事件をうやむやにすることを考えていたことがわかった。
同日午後九時からの上江州区民の抗議大会（約二〇〇〇人）でつぎのことを決定。
①事件の裁判を米軍裁判から民裁判へ移管させる。②犯人の所属する上江州の通信部隊基地の即時撤去。そのため同基地ゲート前に闘争小屋を設置し、問題解決まで抗議の坐りこみをする。
〈六月五日〉　被害者律子さんの母校前原高校の生徒会一八〇〇人、職員八〇人、どしゃぶりの雨のなかをその日午後抗議デモに出発。デモは二〇〇〇人にふくれあがり、延々三〇〇メートル以上にわたって通信隊を包囲、〝犯人を引き渡せ〟〝民裁判に移せ〟のシュプレヒコールで怒りをたたきつけた。
同日、在沖米陸軍司令部は、犯人が逮捕され、「婦女暴行の意思を持つ暴行罪」として所属部隊司令官によって起訴されたと発表した。六日もたってようやく犯行を認めなければならなくなったのだ。
それについて高教組浜元書記長の談話。
「起訴されるのは当然すぎるほどだ。しかしながら裁判権は依然として米軍側にあり、民裁判に移すまでたたかいつづけなければならない。万一、今回の犯人が軍法会議にかけられるようなことがあれば、毎日傍聴人を動員して県民の怒りを示していく。今回の事件の背景は、沖縄県民の命と権利を回復するたたかいであり、（高等弁務官の）布令、布告のなかでの裁判の結果は知れている。沖縄の基地がなくならない限り、県民に人間としての権利はありえないし、基地撤去までたたかいはつづけるべきだ。」（『沖縄タイムス』6・5）
〈六月六日〉　立法院はこの日、日米両政府にたいして全会一致、つぎの決議を採択した。

米軍人による女子高校生刺傷事件等に関する抗議決議

一九七〇年五月三十日白昼具志川市字上江州部落から五十メートルほど離れた地点において下校途上の女子高校生が米軍人に襲われ、ひん死の重傷を負うという凶悪な刺傷事件が発生し、県民を恐怖のどん底におとし入れている。しかもこの事件は三日前、浦添村屋富祖の第二兵たん部隊内において出勤途上の女子従業員に対する米軍人の暴行未遂事件が発生した直後の事件だけに県民は大きな衝撃を受けている。
このような極悪非道な犯罪行為をわれわれ県民は絶対に許すことはできない。この種の犯罪行為は今回がはじめてではなく、過去においても枚挙にいとまがない。しかるにこのような大きな事件が発生しながら米軍人・軍属の犯罪にたいする捜査権および裁判権がないために、琉球政府はこれを抑制防止し、発生した事件を捜査究明し、裁判に付することもできない。
このようなアメリカ合衆国による治外法権的扱いにたいし県民は怒りに燃え、米軍の駐留にたいし強い不満の意を表明している。よって球琉政府立法院は沖縄県民の名において、米軍人軍属によるたび重なる犯罪行為にたいし、厳重に抗議するとともに、県民の生存、自由および安全を保証するため次の事項をただちに実施するよう院議をもって強く要求する。
①軍事裁判を公開し、犯人の氏名を公表し、厳重に処罰すること。②沖縄県民に対する米軍人軍属による犯罪の裁判および捜査の管轄権を琉球政府に移譲すること。③沖縄県民に対する一切の米軍人軍属の犯行について、裁判の結果および執行状況を県民に明らかにすること。④米軍の責任の所在を明らかにし、このような事件が再び起らないよう軍紀を厳重に粛正すること。⑤被害者に対する公正な損害賠償を行なうこと。
同日午後二時半から米兵による被害者律子さんの母校具志川市前原高校グラウンドで復帰協主催の抗議県民集会。教職員会、官公労、学生、地元具志川市民などおよそ一万人が参加。沖縄県民一〇〇人に一人の大集会である。
「刺傷犯人をつるし首にせよ」「不幸の根源は米軍基地にある。すぐ撤去せよ」「目に余る米兵の犯罪を許すな」「裁判権を県民の手に返せ」など強い調子のプラカードが林立する。大会後、犯人の所属する平良川通信隊基地に向けて怒りのデモをくりひろげ、約三万三千平方メートル（一万坪）の基地を包囲。通信隊基地のメーンゲートで「米軍はいっさいの戦争をやめ、米国に帰れ」のシュプレヒコールをたたきつける。
学友を傷つけられた前原高校生をはじめコザ、宜野湾、那覇、小禄、読

谷など中南部各地の高校生が制服で、あるいはヘルメット部隊を組んで、いちだんと激しいデモをくりひろげ、若い労働者や高校生は、基地の金網の外から手にしていたプラカード、横幕などをつぎつぎ基地のなかに放り込む。

復帰協はこの日の集会につづいて六月二十二日には「毒ガス、B52撤去」の総決起大会をおこない、デモ隊の坐りこみで米陸軍司令部を包囲することを決定。

アメリカによるベトナム侵略戦争のカンボジアへの拡大は、凶悪犯罪の増大となって沖縄県民を襲っている。そして沖縄県民は、人命と人権を守るためには基地撤去以外にはないことを身をもってつかみ、女子高校生刺傷事件を契機として、たたかいはその方向へ急速に、そして確実に進んでいる。

〈補〉 小笠原帰島促進、民主的・平和的復興、六・二六八丈島集会

小笠原にかんするたたかいは、昨年までは四・二八におこなわれたが、小笠原問題が条約上はサンフランシスコ平和条約第三条から安保条約の適用範囲に移されたのは明らかなので、今年は六月二六日の返還二周年に例年のとおり八丈島でおこなわれた。

今春結成された「安保廃棄・生活向上・八丈町民会議（地区労、社、共、教組、沖縄返還同盟等）主催で、沖縄返還要求東京実行委員会からの派遣団四名が参加して開催、美濃部都知事から「御盛会をお祝い申し上げます」の祝電がよせられた。

大会では、つぎの「小笠原に関する決議」が採択された。

小笠原に関する決議

今日小笠原返還二周年を迎えたにもかかわらず、元住民の小笠原への帰島と、小笠原の民主的・平和的な復興は、二年前とくらべて、ほとんど進展していない。

硫黄島はすでに、全島が米軍のロランC基地と自衛隊基地でおおわれ、元住民が帰島する条件は閉ざされている。

父島・母島にも「返還」と同時に「小笠原暫定措置法」が適用され、「土地の形質変更の禁止」というエタイの知れない条項によって、農業関係の元住民の帰島と定住が阻止されている。このことは、昨年六月、沖縄返還要求東京実行委員会が、八丈島から漁船をチャーターして第一回調査団を現地に派遣して、その点を問いただしたとき、小笠原総合事務所長が「テントを張ってもいけない」と答えたことによって立証された。

返還直後、少数の漁民が結束して帰島したが、その後、漁業は必ずしも成功していない。なぜなら、国による予算のウラづけがないし、定期航路もひらかれていないからである。

そして、都による公団住宅の建設も、帰島と平和的な復興が進んでいるかのような宣伝に使われている。だが、事実は、農業関係の元住民の帰島と定住は、いまだに実現されていないというのが現在の小笠原の現実である。

現在、小笠原には、暫定措置法によって、村長・村議会選挙もおこなわれていない。一方、戦前の土地登記台帳によって、観光業者による土地の買占めがおこなわれている、というウワサを八丈島で否定するものはいない。

政府は、なぜ、元住民の帰島と平和的な復興をおくらせているのか。これこそ、一九七二年から始まる「第四次防衛計画」とにらみあわせて、政府が硫黄島を軸として基地拡大計画をしているからである。

われわれは、東京都の一角、小笠原に元住民を犠牲にして、このような軍事優先の政策が政府の手によっておこなわれていることに大きな疑惑と怒りをおぼえるものである。小笠原が領土として返還されても、そこに元の住民が帰り、生産の島にならない限り、それを真の返還と呼ぶことはできない。

この小笠原返還のあり方は、安保条約の危険な内容を最もよく示すものであり、更に、この小笠原のいつわりの返還、暫定的な「返還」を、アメリカと佐藤政府は「沖縄返還協定」のヒナ型にしようとしているだけに、われわれは、いまいっそう小笠原問題を重要視しなければならない。

したがって、われわれは、いつわりの「返還」二周年にあたり、次のことを要求し、決議するものである。

一、小笠原住民の帰島を促進し、居住の自由をみとめ、居住者の要求にもとづく施策をせよ。

二、国は、予算を増額し、復興計画を明確にし、住民の安心して住める生活基盤を早急に整備せよ。

三、定期航路を開設し、自由往来を認めよ。

四、硫黄島をはじめ、小笠原の軍事基地を撤去し、平和的復興を急げ。

五、安保条約を廃棄し、沖縄を無条件・全面返還せよ。

一九七〇年六月二十六日

小笠原帰島促進・民主的・平和的復興、六・二六八丈島集会

【参考資料】(1)『琉球新報』、(2)『沖縄タイムス』、(3)『沖縄年鑑』、(4)沖縄人民党機関紙『人民』、(5)沖縄返還同盟『沖縄事情』

XI 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織／戦後における国際労働組合組織とわが国労働組合運動――一九六九～七〇年の国際組織の動向とわが国の労働組合――一九六九年七月～七〇年六月における国際組織の動向／総評・中立労連の国際連帯活動／同盟の国際連帯活動／国際産業別組織とわが国労働組合／労働組合の国際交流と海外渡航者数／国際労働組合の諸会議――世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、六九年七月には、AFL・CIOの復帰をみないまま、国際自由労連の第九回世界大会がブリュッセルで開催された。AFL・CIOの復帰問題については、国際自由労連側も解決のための努力を重ねたが、七〇年六月にいたるも、問題の解決をみなかった。この間国際自由労連内では、イギリスその他の組合につづいて、西ドイツの労働総同盟が、新たに東西交流にのりだしており、西欧諸国労組の中で強まりつつある世界労連系組合との行動統一や交流促進の傾向が、AFL・CIOの国際自由労連復帰をいっそう困難にしているかにみえる。

一、六九年一〇月には、世界労連の第七回世界労働組合大会が開かれた。六八年八月のチェコスロバキアへの東欧五ヵ国軍隊の介入問題については、組織内にさまざまの見解があったため、大会はこの問題にふれないことによって、組織の統一をはかった。

一、国際自由労連の内部でAFL・CIOに最も近いとされる同盟は、AFL・CIOの国際自由労連脱退により、国際活動で微妙な立場に立たされた。六九年一一月の国際自由労連アジア地域組織第九回会議では、これまで同地域組織の会長の地位を占めていた同盟滝田会長は、その地位を辞任し、地域組織の指導権はさしあたり

インドの手に移った。

一、総評は、国際自由労連の第八回大会には代表をおくらなかったが、今回の第九回大会には代表をおくった。しかし、総評は全体としてますます世界労連との結びつきを緊密にした。第七回世界労組大会に代表をおくっただけでなく、七〇年一月には世界労連の新書記長ジャンスーを招待し、アジア地域労組結集のための活動にたいする支援の約束をとりつけた。

一、加盟関係からみるならば、六九～七〇年の時期に、全電通が国際郵便電信電話労連に、六九年一〇月創立の日本商業労連が国際商業事務技術労連に、全日本航空労組と日本航空客室乗務員労組の日航二労組が国際運輸労連に、新たに加盟した。

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

国際労働組合組織には、大別して次の三種類のものが含まれている。

(1)　原則として各国の労働組合中央組織を国際的に結集している――①世界労働組合連盟ＷＦＴＵ（世界労連と略す。一九四五年結成）。国際自由労連ＩＣＦＴＵ（日本語のフル・ネームが国際自由労連である。一九四九年結成）。③国際労働組合連合ＷＣＬ（国際キリスト教労連が一九六八年に改組されたもの）。

(2)　産業別の国際労働組合組織――①一九四九年以降、世界労連の産業別部門として発足、六六年一二月の世界労連規約の改正で世界労連傘下の自主的国際産業別組織に改組された一一の産業別労働組合インタナショナル。②その多くが第一次世界大戦前に発足し、一九四五年には世界労連の傘下にはいることを予定されたが、そのご加盟をとりやめ、世界労連の分裂後に国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結び、事実上その下部組織になっている一七の国際産業別諸組織ＩＴＳ。③国際労働組合連合傘下の国際産業別諸組織。

(3)　労働組合中央組織を世界の地域別もしくは民族別に結集したもの――①アラブ国際労働組合連合―ＣＡＴＵ（一九五六年結成。反帝国主義の立場から世界労連と友好関係にある）。②全アフリカ労組連合（一九六一年結成。世界労連と友好関係にある）。③アフリカ労組連合（一九六二年結成。全アフリカ労連に対抗する目的で国際自由労連のイニシアチヴでつくられた）。④ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（一九六四年結成。世界労連と協力関係にある）。

以上の国際労働組合組織のうち、わが国の労働組合が加盟したり密接な関係をとりむすんでいるのは、世界労連、国際自由労連、およびこの二つの組織につながる産業別の国際組織である。

世界労連・国際自由労連・国際労働組合連合

世界労連は、第二次大戦中に発展した連合国労働組合の反ファシズム国際統一行動を基礎に、一九四五年一〇月パリで結成され、終戦後の数年間はアメリカのＡＦＬを除いて全世界の主要労組をほぼその傘下に統一していた。これにたいして国際自由労連は、その後

冷戦が激化するなかでアメリカのCIOやイギリス、オランダの組合が世界労連を脱退し、その呼びかけのもとに資本主義国の改良主義的労組を結集して四九年末に世界労連から分裂・結成された。

創立の経緯から、世界労連は、一貫して階級的立場で反ファシズム、反独占、平和・独立・民主主義擁護の立場をとり、帝国主義、植民地主義、新植民地主義に反対して社会進歩・民族独立・平和のためにたたかうすべての勢力と協力する方針を掲げている。これにたいして国際自由労連は、まもり、左右の全体主義に反対するということで、反共をスローガンにし、改良主義・労資協調主義的な立場をとってきた。また世界労連は、すべての社会体制のもとにある労働組合を、思想・信条にかかわりなく結集し、国際自由労連やその傘下の組織にむかって、反帝・反独占の統一行動を呼びかけているのにたいして、国際自由労連は、これまで社会主義国の労働組合を労働組合とは認めず、世界労連の統一行動の呼びかけを拒否してきた。もっとも、イギリス、フランス、イタリアなど国際自由労連のヨーロッパにおける主要労組は、最近では、世界労連傘下の組合とのあいだの統一闘争に応じ、あるいは、これらと国際交流をすすめるようになってきた。

世界労連の本部はプラハにあり、その組織人員数は六九年一〇月現在で一億三四二九万余と発表されている。国際自由労連の本部はブリュッセルに置かれ、その組合員数は、六九年一月末現在で六三〇四万余と発表されている。もっとも、六九年二月にはアメリカのAFL・CIOが脱退し、アメリカだけで約一六〇〇万の組織人員が失われているので、七〇年の年央における国際自由労連の組織人員数は、四千数百万とみられる。

国際労働組合連合は、その正式名WCLを直訳するなら、世界労働総同盟というべきであろうが、この組織自体わが国では「国際労働組合連合」（略称国際労連）を使用している。その組織人員数は約九〇〇万とされ、わが国に加盟組織はないが、東京事務所が設置され、今後組織活動をすすめる態勢にある。

2　戦後における国際労働組合組織とわが国労働組合運動

国際労働組合組織にたいするわが国労働組合の関係は、今日にいたるまでにおよそ五つの時期を経過している。

第一期

第一期は一九四五～四七年で、この時期には世界労連は全世界の労働組合の統一組織として機能しており、わが国の産別会議、総同盟、日労会議はともに全国労働組合連絡協議会をつくって世界労連訪日代表団を迎えいれ、わが国労働組合の加盟承認の可能性を代表団に問いただしている。

第二期

一九四七～五〇年の時期で、世界労連傘下組合と世界労連自体に分裂がすすみ、わが国でも総同盟の全労連の脱退、産別会議内での民主化同盟の発生、四九年後半における後者の組合運動指導権の掌握などの事態がみられた。この間、四九年一月に全労連の世界労連加盟が実現するが、翌五〇年にはこの全労連

は占領軍の命令で解散になり、その加盟団体であった産別会議だけが、五八年に組織を解散するまで、世界労連加盟組織としてとどまる。他方、民同派は、占領軍の支援の下に、国際自由労連結成以前から加盟準備会をつくり、四九年一二月に国際自由労連が結成されると、総同盟、国労、日教組、炭労、全鉱、海員、全逓、日放労、私鉄総連などがこれに加盟し、またこれらの組合のうちの多くのものが、それぞれの関連ＩＴＳ組織に加盟した。

第三期　一九五〇～五六年の時期で、国際自由労連へと向かう第二期の趨勢がおしもどされた時期である。総評の国際自由労連一括加盟が五一年と五二年の大会で否決され、五三年には、その政策がわが国労働者の利益に合致しないという理由で、国労が国際自由労連から、私鉄総連が同労連と国際運輸労連から脱退した。また五三年には日教組が世界労連の世界教員会議に、産別、国労新潟地本その他が世界労連の第三回世界労組大会に代表を送り、五四年からは総評は中国やソ連の労組の招待を受けいれて、メーデーや国慶節、革命記念日などに代表を派遣するようになった。

第四期　五七年から六〇年にいたる時期で、総評は五七年以降、世界労連や社会主義諸国にたいする態度を根本的に転換させ、総評、中立労連と傘下単産は、世界労連やその傘下国際産業別組織の大会にかならず代表やオブザーバーを送るようになり、五八年には日教組が国際自由労連を脱退した。他方、世界労連加盟の産別会議は五八年に解散したが、そのあとを受けて総評傘下の全建労と全日自労が世界労連の産業別のインタナショナルに加盟した。

第五期　六〇年安保闘争後から今日にいたるまでの時期である。総評指導部は、これまでに世界労連側との交渉が一方的にすすみすぎたとみて、この時期のはじめに国際自由労連との関係の回復につとめたが、しかし方針の上では総評は国際自由労連との摩擦をかえってつよめ、世界労連との結びつきをいっそうつよめることになった。総評は、六五年の第六回世界労組大会に代表を送りながらも、同年開かれた国際自由労連の第八回大会には代表を派遣しなかったし、傘下の全自交は世界労連の運輸インタナショナルに加盟し、全金、鉄鋼労連、全電線、全造船機械、車輌労連の金属五単産は六六年に金属機械インタナショナルとのあいだに協定を結んで、その機関紙の日本語版の発行を引き受けた。そして六六年六月には総評とソ連労組中央評議会とのあいだに日ソ労働組合交流協定が締結され、同年八月には総評の了解・援助の下に世界労連東京事務所が開設された。

他方、この時期に、国際自由労連やＩＴＳ諸組織とわが国労働組合の関係をつよめる目的で、アメリカ国務省、アジア財団、生産性本部などの工作がつよめられ、国際自由労連、ＡＦＬ・ＣＩＯ、ＩＴＳ諸組織の幹部の訪日が頻繁におこなわれた。だが、国際自由労連の方針がわが国労働組合の大多数のそれと真向から対立していたため、同労連への加盟組合数はほとんど増加をみず、ただ六四年に同盟会議の国際自由労連一括加盟がみとめられ、これが全日本労働総同盟（同盟）にひきつがれた点が注目されるだけである。だがＩＴＳ関係となるとべつであった。わが国労働組合と「自由」な国際労働組合組織の提携促進をもとめる勢力は、この段階では、国際自由労連ほどに政治色をおもてにださないＩＴＳ諸組織への連携を拡大する方向をとることによって、成果をあげた。

六三年に全日通が国際運輸労連ＩＴＦに、六四年には、合化労連が国際石油化学労連ＩＦＰＣＬに、全化同盟が国際化学一般労連ＩＦＣに、全国ビールが国際食品労連ＩＵＦＡＷに加盟した。また、同年国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣの結成をみたのち、鉄鋼労連その他がＪＣをつうじて国際金属労連に加盟することとなった。六九年七月には全電通が国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩに加盟し、七〇年一月には前年一〇月発足の商業労連が国際事務技術労連ＦＩＥＴに加盟した。

3　一九六九～七〇年の国際組織の動向とわが国の労働組合

1　一九六九年七月～七〇年六月における国際組織の動向

世界労連とチェコスロバキア問題

一九六八年八月にソ連をはじめとする東欧五カ国がチェコスロバキアにたいしておこなった軍事介入は、世界労連の組織内に大きな衝撃を与えた。世界労連書記局は少なくとも最初はこの介入に反対の意向を表明し、フランス、イタリア、日本などの加盟組織もこれにつづいて反対を表明したが、ソ連、キューバの労働組合や全アフリカ労連などは、チェコスロバキアの社会主義が帝国主義の手中におちいるのを救ったものとして、この介入を支持した。だが六八年九月にブタペストで東欧五ヵ国とチェコスロバキアの労働組合代表者会議いらい、事態の収拾がはかられ、一二月にベルリンで開催された世界労連第一八回総評議会では、チェコスロバキア労働組合の希望もあって、チェコ問題にはふれられずに終わり、六九年一〇月の第七回世界労働組合大会の準備に全力が傾注されることとなった。

こうしたあとを受けて、六九年一〇月一七～二六日にブタペストで開催された第七回世界労働組合大会でも、会議参加の主要組織のあいだで、チェコ問題にふれないことがあらかじめ申し合わせられており、わずかにイタリア労働総同盟の代表が、この問題について「世界労連がどう評価するかはきわめて重大である」と指摘したにとどまった。そして、この問題についてふれることを予定したわが国加盟組織代表は、「時間ぎれ」という理由で、演壇上で発言する機会を与えられなかった。もっともわが国代表も、ことさらこの問題を議題にとりあげ、世界労連内の対立をあおることを望んでいなかったことは、次に掲げるその文書発言をみれば明らかである。

【日本代表が予定したチェコ問題についての発言】　昨年八月チェコスロバキアにおこった事件は、わが国の労働者の闘争に深刻な影響を与えました。独占資本と自民党政府は、この事件をアメリカ帝国主義のベトナム侵略を正当化し、日米安保条約を存続強化するために、最大限に利用しています。私はこの問題に関して加盟組織間に重大な意見の相違が存在していることを承知しています。しかしこの問題をめぐっての討論がこの大会の主要な任務でもありません。したがって私は、この大会で討論することを

望むものではありませんが、この大会では、この問題に関連して、私たちがいままで一貫して表明してきた意見が、何ら変るものでないことをここに明らかにしておきたいと思います。

こうして、第七回世界労働組合大会には、六六年末いらい世界労連に姿を見せない中華全国総工会とアルバニアの労組が代表をおくらなかったが、この問題を除けば、加盟組織の一億二四二九万余、非加盟組織をふくめて一億五三〇〇万の組織労働者の代表が集まったとされ、大会は、チェコスロバキア問題など組織内部に対立を生みかねない問題を棚上げにしつつ、組織の結束をかためることに一応の成功をみたといえよう。

他方、世界労連は、組織の外にたいしては、とりわけヨーロッパで、労働組合の統一行動をいっそう促進する気構えをみせている。第七回世界労働組合大会の諸決議（四二三ページ参照）からもうかがわれることであるが、六八年頃よりフランスとイタリアで世界労連傘下組合と国際自由労連傘下組合の全国レベルでの統一闘争が目だって強化されてきたのに加えて、世界労連やその傘下組合との統一行動や交流に強硬に反対していたアメリカのAFL・CIOが、六九年二月に国際自由労連を脱退したことは、こうした気運を促進せずにはいなかったのである。

こうして、六九年一一月下旬から一二月にかけては、全ソ連労働組合評議会が西ドイツの労働総同盟DGBの代表団を招き、共同声明を発して欧州諸国のすべての労働組合が参加する欧州労働組合会議の召集を呼びかけた。また七〇年一月三〇日～二月一日にプラハで世界労連主催の下に「労働者・労働組合の統一行動についての現在の諸問題および一九四五年のロンドン会議から学んだ統一の教訓を主題とする国際労働組合会議」が開催されている。

国際自由労連からのAFL・CIO脱退の問題

AFL・CIOは、六九年二月末日をもって国際自由労連から脱退することを決定したが、加盟組織人員の約四分の一を占めるこの組織の脱退は、国際自由労連第九回世界大会でつけあり、問題の最終的決着は同年七月の同労連第九回世界大会でつけられるものと見られていた。だが大会に先立つ六月一七日に、ジュネーヴでAFL・CIOのミーニー会長と自由労連のストルティ会長ら四名とのトップ会談が開かれ、AFL・CIOの自由労連復帰問題についていえば、世界大会後に相互に小委員をだしあって相談することに合意が成立し、第九回世界大会は、この問題にふれずに終わった。そして大会では、自由労連の組織人員数は、AFL・CIOが脱退する以前の六九年一月現在をもって約六三〇四万と発表され、大会後におこなわれた役員選出においても、AFL・CIOの復帰を予定して、執行委員会、同小委員会に空席がおかれた。

そのご、ILO総会の開催中の七月一七日に話合いがおこなわれた結果、そこでの合意により、一〇月二七、二八の両日ニューヨークで自由労連とAFL・CIOとのあいだのトップ会談が開かれた。AFL・CIO側はこの席上で、アメリカの労働運動を分裂させた全米自動車労組UAWを徹底的に非難することを復帰問題討議の前提条件として要求したといわれる。

国際自由労連は、一一月二六～二八日開催の第四九回執行委員会でこの問題を討議した結果、ブイター書記長はミーニー会長あてに書簡を送り、そのなかで、「自由労連はUAWの加盟申請を拒否する」こと、また「AFL・CIOが合衆国の代表的な全国労働組合

中央組織である」ことを再確認したとのべ、さらに「加盟全国中央組織は、分裂活動に対し国際自由労連の全面的な保護と支持を期待する一切の権利を有するというAFL・CIOの意見について完全に同意する」と強調して、AFL・CIOが話合いを続けることを期待した。

両組織の会長を含めた小委員による第二回目のトップ会談は、七〇年二月一五～一六日にアメリカのフロリダ州マイアミでおこなわれた、この会談では、UAWの国際自由労連加盟申請を拒否するという点では双方の意見が一致したが、AFL・CIOの復帰問題にはふれられず、ただ東西交流や自由労連の機構、運営などについて意見の交換がおこなわれたにすぎなかったと言われ、こうした結果に終わったことについては、前年一一月にDGBがソ連労組との交渉を公然と開始したことなども、一部関係があるものと推測されている。

このあと、小委員による第三回目の会議は七〇年六月二五日ジュネーヴで開催されたが、会談後、AFL・CIO代表は「今回の会談で国際自由労連への早期復帰に対する可能性を見出すことができず、会合代表として執行評議会に勧告できる問題はなかった。しかし、双方代表は問題によって協力していくことになった」とのべた。

こうしてAFL・CIOの国際自由労連復帰問題は、解決をみないまま約一年半を経過した。

2 総評・中立労連の国際連帯活動

総評の国際連帯活動方針

総評は六九年七月の第三八回定期大会で採択した運動方針の中で、「国際連帯の原則」を次の三つときめた。「①帝国主義に反対し、民族の独立と民主主義を擁護すること、②戦争に反対して、平和をまもること、③資本の収奪とたたかい、働く者の権利をまもること」。そして、欧米や社会主義諸国、アフリカ、ラテン・アメリカの労働組合との連帯活動をすすめていくが、「当面の国際的な活動の重点をアジア地域におき、国際連帯の活動をすすめていく」こととした。

アジアに重点をおく理由は、運動の方針の中で次のように説明されている。「アメリカ軍のベトナム撤退をふくむベトナム情勢の変化の可能性、一九七〇年までと予定されるイギリス軍のアジアからの引き揚げ、とくに通商貿易を通じてのソ連の勢力伸張、文化大革命後の中国のアジアへのあらたな外交的進出など、アジアは多くの変化要因をかかえている。AFL・CIOは、アメリカ政府と結びAID（注、開発援助局）の資金によって、マニラその他にアメリカ自由労働協会の事務所を設け、独自の活動をすすめつつある。また日本の資本は、その製品と資本の輸出市場として、アジアへの進出をすすめてきている。……日本の資本がアジア諸国の安い労働力を求めて進出しようとしている。現在当該国の労働組合と提携し、低賃金の打破、労働条件の改善など具体的な活動を進めていくことは、日

本の労働組合にとっても重要な課題であろう」と。だが、実際にはアジア諸地域の労働組合との交流・連帯活動は目だった展開をみず、その実施をめざして六八年に国際的な打診・打合せなどがすすめられていた「ベトナム労働者・人民支援のアジア太平洋地域運輸労働者国際会議」も、結実をみないで終わった。

第四回日ソ労働組合交流委員会

六九年九月二六～三〇日にはモスクワで第四回日ソ労働組合交流委員会が開かれ、岩井総評事務局長を団長とする総評・中立労連代表団と、シェレーピン全ソ連邦労働組合中央評議会議長を団長とするソ連労組代表団とが出席した。

委員会では、日ソ労組の双方が「両国の労働組合の関係が一段と発展し強化されたことを確認し」、「とくに帝国主義に反対する行動および社会進歩の共通課題について率直な意見の表明をおこない」、「日米安保条約廃棄、沖縄の即時無条件全面返還を要求して日本の労働者が行なっている闘争について検討し、これに全面的な連帯と支持を表明しの闘争にふかい理解をしめし、また日本側は北方漁業労働者の釈放について協力を要請し、た」。また日本側は北方漁業労働者の釈放について協力を要請し、ソ連側は「この問題に深い同情を表明し、全ソ労組中央評議会の立場を説明した」。

委員会はこのほかに「日ソ友好と平和のための集会」を六九年一月に横浜で開催することを確認し、また七〇年における日ソ労働組合交流計画（訪ソ約八〇名、訪日約七〇名）を決定した。

自由ドイツ労働総同盟との共同声明

日ソ交流委員会に出席した岩井総評事務局長らはそのあと一〇月一～三日にドイツ民主共和国を訪問し、自由ドイツ労働総同盟FDGBとのあいだに帝国主義に反対する統一行動の強化などを謳った共同声明を発表した。

日ソ友好と平和のための横浜集会

集会は六九年一一月一八～一九日に予定どおり開かれ、ソ連からは全ソ労組中央評議会書記ピメノフを団長とする一二八名のソ連労組代表団が参加した。集会ではピメノフが「レーニン主義は国際労働者階級および労働組合の統一と団結の闘いの旗である」、岩井総評事務局長が「レーニンの思想と、戦争と反動、帝国主義に反対し、平和と民主主義、独立、生活と権利を守る日本労働者の闘いについて」という基調報告をそれぞれおこない、集会はこれを満場一致採択したのち、四分科会にわかれて討論をおこなった。

一〇・二一国際反戦統一行動

六九年一〇月二一日には、総評が設定した第四回目の一〇・二一国際反戦統一行動がおこなわれた。わが国では、全国各地でデモ・集会などが六〇〇ヵ所で挙行され、これに約一〇〇万人が参加するとともに、マスコミ共闘、金属共闘など一三単産四九〇組合以上がストライキをおこない、また国労、動力車が米軍基地の軍事輸送拠点職場で順法闘争をおこなった。

総評は、これに先立ち八月一五日に、国際労働組織や各国の労働団体、民主団体、平和団体など一五〇組織に向けて、「アメリカのベトナム侵略に協力している政府への抗議行動を通じ、アメリカ政府に圧力をかけよう」と、この一〇・二一国際統一行動への参加を呼びかけるアピールを発していたが、一〇月二一日までに次の国と団体から総評にたいして連帯のメッセージが寄せられた。①ベトナム労働組合連合、②ベトナム総工会、③世界労連、④全ソ労働組合

中央評議会、⑤フランス労働総同盟、⑥ハンガリー労働組合中央評議会、⑦自由ドイツ労働総同盟、⑧ルーマニア労働総同盟、⑨朝鮮民主主義人民共和国。

世界労連と総評

総評は六九年一〇月一七～二六日にブタペストで開催された第七回世界労働組合大会に田村副議長、肥川国際局長ら三名の代表を派遣したが、七〇年にはいると、同大会でルイ・サイヤンに代わって世界労連書記長に就任したP・ジャンスーが、総評の招きで一月一一日に来日、一九日に離日するまで総評幹部との交流をつづけた。書記長就任後における最初の海外労組訪問の対象として総評がえらばれたことから、この訪日は各方面で注目されたが、総評幹部との会合でジャンスーは総評との関係のいっそうの緊密化の希望を強調するとともに、七〇年闘争について次のようにのべ、かつ総評が計画中のアジア労組との交流を支援する態度を表明した。「一九七〇年代には大きな闘いを準備しているときいている。春闘の名は世界に知られている。それは皆さんの利益を守る闘いだ。そして、この闘いは、皆さんだけの闘いではない。反安保、基地、沖縄返せの闘いは、アメリカ帝国主義が、アジアにおいて日本を基地化するのを防ぐ意味で世界平和に大きく寄与している。当然世界の労働者に支持される条件がある。しかし世界労連は十分支持しているとはいえない。もっと支持を傘下組合が強める様努力したい。

われわれは、これを支援するための会議をひらき、どうすれば具体的に支援できるかを討議したい。とくにアジアの労働者の大討論会をする時期であると思う」。

また、このあと総評は、七〇年一月三〇日～二月一日に世界労連主催の下にプラハで開かれた「一九四五年のロンドン会議の教訓を学ぶ国際労働組合集会に、肥川国際局長を出席させた。

西欧に労働基本権調査団

総評のスト権奪還特別委員会は、七〇年二月七日に、安養寺自治労書記長を団長とする六人から成る西欧労働基本権実情調査団を編成、約一ヵ月の予定でイタリア、フランス、西ドイツ、ベルギーなどに派遣した。調査団は、これらの国の公務員労働者の労働基本権の実情を調査し、公務員制度審議会での団結権拡大、スト権回復をめぐる討議に、有利な足がかりを得ることを目的としたものである。

岩井総評事務局長にレーニン平和賞

国際レーニン賞委員会は七〇年四月一六日、六八～六九年の国際レーニン平和賞が岩井総評事務局長ら七人に授与されると発表した。授賞理由として同委員会は、①積極的な反戦活動、②米軍事基地撤廃のための日本の労働者の闘争を組織、③ソ連その他の社会主義諸国労組との友好維持、などをあげている。

わが国労働関係者としてレーニン平和賞を授与されたのは、太田総評前議長についで岩井氏が二人目である。

3　同盟の国際連帯活動

国際自由労連と同盟

同盟は国際自由労連傘下においてAFL・CIOに最も近い関係にあるところから、AFL・CIOが国際自由労連を脱退し、その復帰交渉もはかどら

なかったことが、同盟の国際連帯活動を微妙な立場に立たせることとなった。

六九年七月二～八日にブリュッセルで開かれた国際自由労連第九回世界大会には、同盟は滝田会長らの代表団を派遣したが、第八回大会に代表を送らなかった総評も、ＡＦＬ・ＣＩＯの代表が出席しないこの大会には、肥川国際局長らを送った。そして大会では、「沖縄にかんする決議」が採択されたが、それは、日米両国政府が、国連憲章に定められた基本原則の一つである民族自決権にもとづいて、沖縄の完全かつ無条件の返還について誠意をもって交渉するよう強く希望し、労働基本権を制限している諸布令を廃止するよう米政府に要請し、全軍労の争議に米軍が介入したことを非難していた。

国際自由労連アジア地域組織と同盟

六九年一一月五～七日、シンガポールで国際自由労連アジア地域組織ＡＲＯの第九回会議が開催された。ＡＦＬ・ＣＩＯが国際自由労連から国際連帯資金を引き揚げていらい、財政難におちいったＡＲＯは、その機構を縮小せざるをえなくなり、活動も停滞気味で、今回の会議では会費の改正による財政たてなおしと、地域書記長の改選が問題の焦点とされた。

会議では、会費改正の問題でも新書記長選任の問題でも、同盟の主張がやぶれ、そのため、滝田同盟会長はＡＲＯ会長を辞任し、代わってマレーシアのＰ・Ｐ・ナラヤナンがＡＲＯ会長に就任することとなった。

ＡＦＬ・ＣＩＯの第二回定期会合

六八年一二月に第一回目が開かれたＡＦＬ・ＣＩＯの国際自由労連脱退問題のあおりで開催できず、四月二～二一日になってはじめて東京の友愛会館で開かれた。ＡＦＬ・ＣＩＯ側からはサフリッジ、ワートン両副会長とゴールドバーグ、スタック両国際代表、同盟側からは滝田会長、天池、前川両副会長、重枝書記長のそれぞれ四名が会合に出席した。

席上、ＡＦＬ・ＣＩＯの国際自由労連復帰問題、アジアにおける自由にして民主的な労働運動の発展にたいする両国労組の協力、繊維を中心とした自由貿易政策問題、沖縄返還にかんする問題などについて意見交換がおこなわれた。まず同盟側がＡＦＬ・ＣＩＯの国際自由労連への早期復帰を要望したのにたいして、ＡＦＬ・ＣＩＯ側は復帰について楽観しているとのべたが、とくにドイツ労働総同盟の東西交流政策に言及して、「国際自由労連の基本理念に立ち帰るべき」ことを強調した。アジアにおける労働運動については両労組の協力が約束されたが、この点にかんし、滝田会長が、アメリカのアジア自由労働協会ＡＦＬＩが別個に行動すると混乱をまねくのでＡＲＯとタイアップしてやってほしいと要望、ＡＦＬ・ＣＩＯ側もこれに同意したといわれる。

また、繊維輸入規制問題については、ＡＦＬ・ＣＩＯ側はアメリカ内の世論について同盟の了解を求めるとともに、同盟が主張した両国関係労組の会合について努力することを認めた。沖縄問題については、日米共同声明以後の情勢の変化について意見を交換して認識の一致がはかられた。米軍関係労働者については、同盟側が直接雇用から間接雇用への切り換えを主張したのにたいして、ＡＦＬ・ＣＩＯ側はこれを理解できるとしながらも、即答を避けた。なお、第三回の定期会合は、七一年二月にアメリカで開催することが約束

された。

4　国際産業別組織とわが国労働組合

この数年来、ＩＴＳ系国際産業別組織とわが国の労働組合の関係は緊密の度をいちじるしく強めてきたが、六九～七〇年の時期にもこの傾向はつづいた。

全電通は、六九年七月八～一二日の第二二回定期大会で、国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩへの加盟を、賛成二四六、反対二〇四、無効一九（内、白票二三）、すなわち過半数を上回ること九票という僅少差で決定し、同年七月二一～二四日に西ベルリンで開催されたＰＴＴＩ大会で、加盟を認められた。

六九年一〇月七～九日には、国際公務員連盟、国際自由教員連盟、国際郵便電信電話労連の三者は、総評と同盟の後援により、東京で第一回アジア公務員労組会議を開き、七〇年九月開催予定のＩＬＯ公務員合同会議に先立ってアジアの公務員労組の実態把握と意思統一をはかった。

六九年一一月一八～二〇日に国際運輸労連ＩＴＦの執行委員会では、全日本航空労組と日本航空客室乗務員組合の日航二労組が同労連加盟を認められた。

全国百貨店労働組合海外事情研究協議会（ＤＩＬＡ）は六九年一〇月一日をもって解散し、ＤＩＬＡ加盟組合を中心にして一〇月二五日に日本商業労連（五二組合、五万二〇〇〇名）を結成したが、同労連は七〇年一月三一日に東京・都市センターで開催された第一回定期大会で、国際商業事務技術労連ＦＩＥＴへの加盟を賛成九三、白紙二、反対なしの圧倒的多数で可決し、大会に臨席したＦＩＥＴのキセル書記長は、ＦＩＥＴ執行委員会からの全権委任によって、即時加盟承認を宣言した。

七〇年六月一四～一九日には、イスタンブールで国際石油化学労連の第六回世界大会が開かれたが、わが国からは、合化労連、新化学、全石油の各加盟組織代表が参加したほか、ゴム労連からも西松委員長他一名がオブザーバーとして参加した。

他方、同じ期間に世界労連傘下の産業別組織の大会はあまりひらかれなかったが、七〇年四月六～一〇日に東ベルリン開催の第五回世界教育会議に、日教組から岡村国際局長他二名が参加した。

5　労働組合の国際交流と海外渡航者数

労働組合の国際交流その他にともなう海外渡航者数は、年次別、社会体制別、資金別でみると、第154・155表のとおりである。

第155表　日米労働関係人物交流計画にもとづく訪米者数

会計年度	総　評	同　盟	その他	合　計
1965	24	21	11	56
1966	13	21	16	50
1967	17	19	8	44
1968	15	19	6	40
1969	12	13	10	35

〔備考〕 1)　労働省発表の数字による。
2)　1969年度にはこのほかに日本生産性本部海外視察団派遣計画により，訪米したものが30名，その他の国や地域を訪問したものが62名にのぼった。

第154表　社会主義諸国への渡航者数

年　度	人　数
1965	722人
1966	798
1967	405
1968	345
1969	388

〔備考〕 1)　1969年は11月までの集計である。
2)　労働省発表の数字による。

4　国際労働組合の諸会議

1　世界労連系の諸会議

第七回世界労働組合大会　ブタペストで六九年一〇月一七～二六日に開催された。大会には九七ヵ国一億五三〇〇万の組織労働者を代表する四六一名が参加した。その内訳は、世界労連加盟組織一億三四二九万九〇五〇人を代表する二六七名、非加盟組織代表一〇八名、その他は国際民主婦人連盟、世界民主青年連盟、国際学生連盟など民主団体の代表であった。わが国からは、加盟組織を代表して全日自労近藤一雄副委員長（団長）、全建労君島孟雄副委員長、全自交福永主計東京地連書記長の三名が、また非加盟組織の総評から田村武総評副議長、肥川治一郎国際局長、竹村英輔合化労連書記の三名、および岡田宗治世界労連東京事務所長、ゲストとして塩田庄兵衛東京都立大教授などが参加した。なお中国とアルバニアは大会に出席しなかった。

大会の議題は次の八項目であった。①社会進歩、労働組合の民主主義と自由、民族独立、平和をめざし、独占資本の搾取、帝国主

義、植民地主義、新植民地主義に反対する闘争における労働者の統一のための世界労連と労働組合の役割と任務と責任（報告者P・ジャンスー世界労連副書記長）、②ベトナムの情勢と、アメリカ帝国主義侵略者に反対し、ベトナムの平和回復をめざすベトナム労働者と人民の闘争、ならびに全世界の労働者と人民の連帯についての報告（報告者ホアン・コク・ベト・ベトナム労働連盟議長およびトアン・ホアイ・ナム南ベトナム解放労組連盟常任執行委員）、③発展途上諸国における労働組合組織の当面する諸問題（報告者、I・ザカリア世界労連書記）、④労働組合組織と技術的・科学的進歩（報告者、ポルカラ建築産業インタナショナル書記長）、⑤世界労連規約 改正委員会の活動報告と規約改正の採択（報告者P・ジャンスー）、⑥会計監査報告、⑦労働組合の政策と活動にかんする文書、および大会各小委員会提出の文書の確認、⑧世界労連指導機関の選出。

大会前には、一九六八年八月のチェコスロバキア問題をめぐって大会議事の紛糾が予想されていたが、本部の事前工作によって、大会ではこの問題にふれることが避けられ、はじめ三一日までを予定していた大会期日は、五日間くりあげられ二六日に終了した。このため、わが国の総評代表団は大会で発言の機会を与えられながら、加盟組織の代表は文書発言しか許されないという、異常な事態も生じたが、大会は、全体としてみるならば、①全世界の労働者と労働組合の階級的統一の重要性を強調、確認し、②アメリカ帝国主義とたたかうベトナム人民への国際的な支援と連帯行動のいっそうの強化を確認し、③規約改正をつうじて機関の民主的運営と集団指導体制を確立する方向へ一歩をすすめるなど、またわが国については、沖縄の本土復帰をめざす闘争の支援決議を採択する、などの成果をあげた。

【採択された文書】 ①労働組合の政策と行動に関する文書、②労働組合の権利についての決議、③完全雇用と失業問題委員会の結論、④社会保障委員会の結論、⑤技師、技術者、管理職委員会の結論、⑥農業労働者委員会の結論、⑦婦人労働者委員会の結論、⑧青年労働者委員会の結論、⑨レーニンの生誕百年祭について、⑩旅行・余暇活用にかんする決議、⑪文盲一掃にかんする決議、⑫スペインの労働者・人民との連帯決議、⑬ギリシャの労働者・人民への連帯メッセージ、⑭アルゼンチン労働者・人民との連帯決議、⑮ブラジル人民・労働者階級との連帯決議、⑯社会主義キューバ封鎖にかんする決議、⑰ハイチ労働者階級との連帯決議、⑱ラテン・アメリカ諸国の政治・労働組合指導者で入獄中の者にたいする連帯決議、⑲入獄中のパナマ労働組合員への連帯決議、⑳ペルー人民・労働者階級との連帯決議、㉑ポルトガル植民地の人民・労働者との連帯決議、㉒ジブチの自決権にかんする決議、㉓南ア連邦の労働者・人民との連帯決議、㉔インドネシア労働者階級の闘争連帯決議、㉕朝鮮人民との連帯決議、㉖沖縄の本土復帰を目指したたかっている日本の労働者・人民の闘争支援決議、㉗サウディ・アラビア弾圧にかんする決議、㉘イエメン・アラブ共和国の弾圧反対の連帯決議、㉙中近東情勢とアラブ諸国労働者・人民との連帯強化決議。

このうち「労働組合の政策と行動にかんする文書」の採決にさいして、朝鮮、キューバ、ルーマニヤ、日本の代表団は、文書の不十分な点についてそれぞれ意見を明らかにして、条件つき賛成の態度をしめし、イタリア代表は保留の態度をとったが、結局、この文書は、反対なし、イタリア他一ヵ国の保留の圧倒的多数で可決された。

〔規約改正〕 六六年の第一六回総評議会につづいて、この大会は、現代の労働組合運動の要求にあわせるよう世界労連規約の改正をおこなったが、改正点のおもなものは、①序文で加盟組合の相互

尊重・権利の完全な平等・内部不干渉の原則を謳ったこと、②世界労連への加盟は原則として一国一全国中央組織を原則としながらも例外として一国につき一つ以上の全国中央組織ならびに労働組合にたいしても加盟を認めることとしたこと、③非加盟組織が世界労連の決議の採択に参加するのを規約の上で正式に認めたこと、④執行委員会を廃止し、各国一名の評議員で構成され、年一回開催される総評議会に、会計監査、委員会報告の承認、執行局、議長、副議長（三名）、書記長、書記等の選出の権限をあたえたこと、⑤執行局を議長、書記長、各大陸のメンバーで構成し、年三回執行局定例会議を開いて書記局を補佐するようにしたこと、⑥規約違反にたいする除名の罰則がとりのぞかれたこと、などである。

〔役員・機関の選出と第一回総評議会〕　大会は、六六名の評議員（内訳はアフリカ一六、アメリカ一五、アジア一一、ヨーロッパ一三、産業別インタナショナル一一）と副評議員を選出し、日本の加盟組織から評議員に近藤一雄、副評議員に君島孟雄、長谷川清（全自交委員長）が選ばれた。この選出後、ただちに新規約にもとづく第一回総評議会が開かれ、執行局、書記局、議長、副議長、書記長を選出した。執行局会議のメンバーは、ヨーロッパ一〇ヵ国、アジア六ヵ国（ただし中国とインドネシアは空席）、アメリカ五ヵ国、アフリカ四ヵ国からそれぞれ選出された。書記局はマヘンドラ・セン（インド）、I・ザカリア（スーダン）、E・チェルドニチェンコ（ソ連）、S・スチーミリ（イタリア）ならびにチリの一名と書記長で構成された。議長にはエンリケ・パストリーノ（ウルグアイ）、副議長にはブノワ・フラション（フランス）、シャフィ・アーメド・エル・シェイク（スーダン）、S・A・ダンゲ（インド）、書記長にはピエール・ジャンスーがそれぞれ選出され、ルイ・サイヤンは名誉議長に推された。大会は、総評議会選出のこれらの役員を満場一致承認した。

〔新規加盟〕　大会はパレスチナ労働組合の新規加盟を承認した。

〔労働組合の政策と行動にかんする文書（抜粋）〕　大会が採択した「労働組合の政策と行動にかんする文書」は、①労働組合の活動する現代世界、②現代世界における労働組合の役割と活動、③今日の世界労連、④国際労働組合運動の統一のために、の四章から成っており、第一章では次のようにのべている。

第七回世界労働組合大会は、世界労働組合運動が、労働者組織の組織率と階級的戦闘性の高まり、社会進歩、主権と民族独立をめざす闘争、世界平和の擁護をめざし、資本主義的搾取、帝国主義・植民地主義・新植民地主義に反対する要求のつよまりを特徴とする時期に開かれている。……

アメリカ帝国主義を先頭とする帝国主義は、その歴史的敗北と自己の矛盾にもかかわらず、いぜんとしてきわめて強大である。帝国主義は、その地位をまもり、その拡張主義的目的を達成するために、あらゆる大陸で戦争兵器を改善し、軍事ブロックを強化している。帝国主義はその侵略性をつよめており、全世界の進歩勢力を粉砕しようという意図を放棄してはいない……。

しかし全体として帝国主義は、世界の勢力関係をかれらに有利に変えることはできなかった。勢力関係はひきつづき反帝勢力に有利に発展している。

世界の労働者階級と人民は、アメリカ帝国主義をふくめた帝国主義のいっさいの侵略的好戦的行動を阻止することができる。

ベトナム人民の英雄的闘争とその勝利は、ベトナム民主共和国への爆撃の無条件中止とパリ会談の開始をよぎなくさせた。進歩勢力のたえまない積極的連帯によって、かれらは侵略を終らせこの国を解放することができるだろう。

現代の資本主義的集中は、大独占間のはげしい対立を明らかにしている。帝国主義間の矛盾は悪化している。もっとも強大な帝国主義国であるアメリカは、その支配的地位の一部を、敵対的帝国主義列強によっておびやかされている。国際資本主義の通貨危機は、こうした矛盾や困難を示している。……

しかし帝国主義と独占は、困難と矛盾にぶつかりながらも、かれらの特権の主要な部分を、容易に放棄しはしないだろう。すべての反帝勢力の統一は、さしせまって必要である。社会主義、資本主義諸国の労働者と労働者階級、抑圧され搾取された人民の統一のためにたゆみなく活動することは、世界労連とそのすべての加盟組織の任務である。

第二章では、「資本主義諸国の労働組合」について、次のようにのべている。

すべての資本主義国において、所得政策に反対し、交渉の完全な自由をめざし、労働組合の権利の制限、とくにストライキ権の制限のたえざる企みに反対し、資本主義的合理化による作業速度の強化に反対する労働者の闘争が増大している。労働者は、賃上げ、労働時間短縮、社会保障、雇用の擁護をめざして力強くたたかっている。さまざまな国において、闘争は、労働組合活動の慣行と労働条件の規制（作業速度、資格、人事、出来高作業、初任給等）にかんする労働組合の権利と自由の拡大を目的としている。アメリカでは、人種差別に反対する黒人労働者の闘争が激しくなっている。……

最近いくつかの国では、これらの闘争は、全国的規模での闘争や力づよいストライキに発展しおり、その中には戦闘できたえられた労働者階級勢力とならんで、新しい層の労働者がおこなった大衆行動もみられる。……

資本主義制度をおびやかす運動の高揚を妨げようとして、資本家階級は、階級協調を主張する一部勢力の支持をえて、労働者を階級協調へひきこむため、「資本主義の民主化」およびその変種について さまざまな思想をふたたびふりまいている。

かれらは可能な時には、ためらうことなく暴力や弾圧にうったえて、ファッショ政権をうちたて、あるいはすでに存在するファッショ政権を存続させている。

かれらは、労働者の運動の孤立化と敗北をまねく冒険主義へ労働者の運動をみちびき、新しい分子が闘争に未経験であることを利用しようとする若干の分子のたくらみによって助けられている。

こうしたたいっさいの企みに、適切に反撃しなければならない。

重要な要因は、社会の徹底的改革への願いが高まっていること、闘争は多様な形で、独占の経済的政治的な支配に反対し、主要産業を独占から奪い、民主的政府を樹立し、これによって経済と国の生活を民主的に運営し、労働者階級とその組織の積極的で責任ある参加を効率的に保障し、かれらが自分たちの労働の果実、とくに科学・技術革命から十分利益を得られるようにする方向をますますめざすようになっていることである。

外国帝国主義の支配下にある資本主義諸国では、これらの変革をめざす闘争は、独占や諸外国の支配と浸透を終らせ、国の主権を保障する闘争ときりはなすことができない。

こうした変革は、独占の激しい抵抗にぶつかるので、こうした変革のためには、関係するあらゆる社会勢力のかつてない結集と、したがってこれらの勢力を代表する組織勢力の同盟が必要である。このようにしてこそかれらは、各国の情勢におうじた大衆行動によって、独占とその政府にこれらの変革をせまることができるであろう。

この時期における闘争と統一の経験の偉大な価値をひき下げるものではないが、しかし、政策と反統一的慣行にかんして労働組合組織間にいちじるしい分裂がねづよく残っていることも認めなければならない。こうしたことは、資本主義国の労働組合運動全体が、資本家と帝国主義の行動に十分に反撃を加えることを妨げている。

次の客観的条件のために、西ヨーロッパには、統一のための特別の可能性が存在する。

- 労働者の条件の基本的側面の類似。
- 資本主義的統合。
- 経営者と政府が政策を連携させ、これが労働者の条件に影響を及ぼし

ていること。

・ヨーロッパ共同市場の機構の深刻な危機とその政策。

こうした条件は、すでに労働組合のあいだで、行動を必要とするという点での意見の一致と若干の接近をもたらしつつある。

それゆえ、西ヨーロッパの労働組合の行動の統一をさらに前進させ、共通の要求での闘争を連携させ促進することは、可能であり必要である。

資本主義世界全体で、独占に反対する闘争に全面的に貢献するであろう。

このように行動することによって、資本主義諸国の労働組合は、労働者階級の解放をめざして活動している。この思想は労働者大衆、とくに青年労働者のあいだに受けいれられている。

また第二章は、平和をめざす労働組合のたたかいの目的のうちに、次のものをふくめている。

アメリカ帝国主義による南朝鮮の占領と軍事挑発をやめさせること。アメリカ帝国主義は南朝鮮のかいらいと日本軍国主義者の援助をえて、朝鮮民主主義人民共和国にたいして新しい戦争をおこすとおどかし、国の再統一を妨げている。アメリカ帝国主義者の南朝鮮からの撤退および国の再統一をめざしてたたかっている朝鮮人民との連帯をつよめること。国の再統一は外国の干渉なしに、独立して、民主的に、かつ平和的手段をもって、朝鮮人民自身によって、なんらの困難もともなわずに達成することができるだろう。民族独立をめざすモザンビク、アンゴラ、「ポルトガル領ギニア」ザンビア諸国民の闘争にたいする労働者の広範な連帯運動を組織し、人種差別主義と人種隔離に反対する南アフリカ人民の闘争、およびスペイン、ポルトガル、ギリシア労働者のファッショ政権に反対する闘争を支持すること。

日米安全保障条約の廃止。

沖縄を無条件かつ全面的に日本に返還すること。

アメリカ帝国主義と同盟し、かつこれに従属する日本軍国主義の復活に反対すること。

アメリカ帝国主義者がラオスでおこなっている特殊戦争とカンボジア王国の平和と中立にたいする侵略的挑発をやめさせること。

第四章は、国際労働組合運動の統一の問題について、以下のようにのべている。

資本主義に反対する闘争において、統一は、いぜんとして世界の労働者階級が成功をうるための前提条件である。

重要なことは、この統一が前進していることである。資本主義国における最近の時期の労働者階級の闘争は、全国的な統一行動という力づよいものであり、国際関係がつよまっていることは、国際的に行動を統一する条件をつくっている。……

西ヨーロッパの、とくにヨーロッパ共同市場のさまざまな労働組合中央組織のあいだで労働組合の共同戦線を実現し、独占の同盟に対抗しようという思想は、ある程度地歩をえつつある。

CGT、CGIL、およびこれら二組織の常設委員会の活動が、こうした考えの前進をもたらしたのである。

他の大陸、とくにラテンアメリカでは、北アメリカ帝国主義の抑圧と搾取、外国独占の支配の強化によって、根をはった闘争がおこっている。ラテンアメリカ・キリスト教労連(CLASC)とその組合員、ORIT(国際自由労連のアメリカ大陸地域組織)に加盟するいくつかの組織は、あらゆる階級矛盾の激化とそれから生ずる闘争のきびしい現実から影響をうけずにいることはできなかった。そこで、ラテンアメリカ労働者常設会議の諸組織とのあいだにはじめて意見の一致がうまれた。さまざまな全国中央組織や大陸的組織が共同綱領を起草したり、活動を連携させる可能性が高まっている。

アフリカでは、労働組合は、植民地主義とその結果に反対する闘争、これらの諸国の政治的経済的独立の強化、経済の発展、生活、労働条件の改善と結びついた、ますます複雑な問題に当面している。帝国主義の攻撃がつよまると同時に、労働組合は困難があるにもかかわらず、とくにこの大陸の偉大な労働組合組織である全アフリカ労働組合連盟(AATUF)の

なかで統一をつよめている。世界労連は、アフリカ労働組合運動を統一する観点から、全アフリカ労働組合連盟と国際アラブ労働組合連盟が連絡をうちたてたことに賛成を示す。

アラブ諸国では、イスラエルのたえざる脅威と挑発に反対し、パレスチナ問題の公正な解決、占領された領土の解放をめざす闘争の要求によって、とくに国際アラブ労連内部のさまざまな国の労働組合のあいだのつながりがいっそう強化されている。

アジアでは、独占の搾取に反対し、要求を達成し、ベトナムにおけるアメリカの侵略をやめさせ、日本軍国主義の復活に反対し、アメリカ帝国主義のさまざまな攻撃や抑圧に反対する闘争は、この地域の労働組織をいっそう結集させている。

もっと全般的にいうなら、国際段階でも同じことがいえる。……統一をめざす現在の動向は、国際労連（ＷＬＣ）や国際自由労連に加盟する労働組合に新たな騒動をひきおこしている。ＡＦＬ・ＣＩＯは、国際自由労連の「反共の態度は不十分」と考え、社会主義諸国の労働組合との関係の発展に反対しているため、国際自由労連脱退を決議したが、これは、帝国主義や冷戦の頑固な支持者に結びついた、労働組合運動内部のもっとも反動的な分子にとっての敗北であり、差別と分裂の政策にとっての挫折である。

同時に、アメリカにおいてさえ、新しい動きをいちじるしくはばんでいた古い障害物を一掃しようとする、よりいっそう戦闘的な労働組合をめざす新しい動きがある。

世界労連はつねに、労働組合分裂の主要な原因は、労働組合勢力の一部による階級協調にあり、一方、統一の要因は階級的利益の擁護における前進であると主張してきた。階級対立がいっそう激化し、労働者の利益をまもるため新しい要求がうまれるにつれて、必要な変化がおこり、行動の統一は、現在前進しつつある。

世界労連は、労働組合勢力の分裂に甘んじてはいない。それは、労働者のもっとも切実な願いを実現する問題にかかわっているのである。

現実に存在する考え方のちがいや思想的相違は、世界のすべての労働組合組織に受けいれられる、階級的基礎にたって結集した、統一的国際労働組合組織を結成するうえで、決定的な障害にはなりえないと、世界労連は考えている。

世界労連は、この目的を達成するためにたたかっているし、今後もたたかっていく。

行動の統一の面で前進がかちとられたにもかかわらず、労働組合運動は、統一戦線があったばあいの力量をもつにいたるには、まだまだ前途は長いことを忘れてはならない。行動の効果的統一を達成するためには、情勢の激化が必要である。

勢力を統一して、行動の具体的統一を可能にするうえで、すべての労働組合組織にとって共通の目標がすでに十分存在することは、事実によって明らかである。

他の労働組合組織とのあいだに協定を結ぶばあいには、受けいれられないものを他の側に押しつけることをせず、すべての組織の独自性を考慮すべきであると、世界労連は考える。労働組合協力のゆるぎないきずなは、相互尊重と双方の平等の立場にもとづき、お互いにきめた約束を尊重してこそ、うちたてることができる。

このようにすれば、三つの国際労働組合中央組織の指導部段階を含めて、あらゆる段階で接近が可能になるし、これは国際労働組合運動をいちじるしく強化し、全労働者階級に利益をもたらすだろう。

〔ベトナムにかんする決議（抜粋）〕　大会が採択した「ベトナムにかんする決議」は、具体的行動について次のように呼びかけている。

大会は、今から一九六九年一二月二〇日まで、世界の労働者と労働組合運動の戦闘的運動を展開し、ベトナムのアメリカ陣地から、アメリカ軍隊と外国軍隊を全面的に、すみやかに、無条件に撤退させることをアメリカ帝国主義者に要求することを、満場一致で決定する。

大会は、さまざまな国の労働者と労働組合に、つぎのことを訴える。

(1)　集会、デモ、ストライキなど、それぞれの事情に適した形で、この

運動へ積極的に参加すること。
——アメリカやアメリカの陣営に属するその他の国から南ベトナムにむけて送り出される武器や軍事資材の積み荷と輸送をボイコットすること。
——ベトナム人民を支援するため、資金、医薬品、輸送・通信手段、学校資材、繊維を集めること。
(2) 南ベトナム解放民族戦線結成九周年にあたる今年の一一月二〇日を英雄的ベトナム人民との力づよい国際連帯の示威の日にすること。大会は各国の労働者と労働組合に、この日、すべての資本主議国で、きわめて多くの人が熱烈に参加する大集会、デモを組織し、連帯ストをおこなって、南ベトナムからのアメリカ軍隊の全面的で、無条件の即時撤退を要求するよう要請する。
(3) アメリカ青年、学生、人民が一九六九年一〇月一五日に始めた、アメリカのベトナム侵略戦争に反対する戦闘的運動に連帯を示しこれを熱烈に支持すること。
(4) こうした行動を各国の婦人、青年、学生、人民のベトナム支援運動に密接に連携させ、労働組合運動を、現在力づよく発展している世界各国人民のベトナム支援運動の中心にすえること。
大会は、ベトナム人民の正義のたたかいの力、および社会主義諸国および世界の労働者階級と諸国民のベトナムへの連帯と支援の運動はアメリカ帝国主義の侵略をうち敗かすという深い確信を表明する。

一九四五年のロンドン会議の教訓を学ぶ国際労働組合集会

「労働者、労働組合の統一行動についての現在の諸問題および一九四五年のロンドン会議から学んだ統一の教訓を主題とする国際労働組合会議」は、世界労連の呼びかけで、七〇年一月三〇日～二月一日にプラハで開催された。ロンドン会議とは、第二次大戦下の四五年二月六～一七日にロンドンで開催された世界労働組合会議のことであり、それは、世界の主要労組のうちアメリカのAFLを除いて、全世界の労働組合を世界労連に結集するきっかけをなした会議であった（本『年鑑』特集版「太平洋戦争下の労働運動」二六五ページ参照）。
会議には五大陸から三九の全国労働組合組織（国際アラブ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議、全アフリカ労働組合連盟）ならびに一一の世界労連産業別インタナショナルの代表が参加し、わが国からは総評を代表して肥川治一郎国際局長が出席した。ILO事務局次長ボーリスもゲストとして参加した。
司会にあたったのはルイ・サイヤン世界労連名誉議長、V・ドブネル、L・フィゲロア（ラテン・アメリカ労組統一常設会議）、M・P・タラソフ（全ソ労組中央評議会）、M・オメネジア（全アフリカ労連）などであった。
会議の主題にかんする基調報告は、P・ジャンスー世界労連書記長がおこなった。その中で彼は次のようにのべた。「世界労連は、一九四五年の場合でも、一九四九年、あるいは一九七〇年においても、つねに同じ統一の立場を堅持している。世界労連は、階級的立場に立っている。この階級的立場は、世界労連のすべての活動の内容であり、その立場で世界労連はこの二五年間の存在を維持してきたのである。もし今日、ロンドン会議の諸文書を読みかえすならば、その価値を全然うしなっておらず、それは、戦争とその根源に反対することであり、独占の高揚と独裁権力の樹立に反対することであり、経済的・社会的諸要求を擁護し、改善することであり、植民地制度を一掃することであり、またはその他の諸目的を時代の発展に応じて推進させることなどであることがわかる。上記のことは、労働者、労働組合が活動する場合、また国連や、世界労連が諮問的地位にある国連専門諸機構内で、世界労連がイニシアをとる場

合などに、統一政策として世界労連が積極的に推進している目標である……。」

「全国的・国際的水準での労働者の統一行動が発展している。さらに客観的事実として、かれらが認めると否とにかかわらず、国際自由労連や国際労組連合の内部でも変化はおこりつつある。かかる現実は、強力な独占の政策に当面している労働者階級が、その勢力を緊急に統一する必要があることを示している。独占の権力は、国境をこえて拡大しているので、労働者階級が統一戦線をつくって独占の同盟に反対する必要性がおこっているからである」。

討論の中で、フランス労働総同盟書記ルネ・デュアメルは、次のようにのべた。「大事なことは、異なった考えをもつ全国労組組織間の相互関係を抜きにしてわれわれはなにもやれないということだ。ロンドン会議の教訓は、第七回世界労組大会の方針と決定を、各全国組織が最も効果的に実行していくうえで必ずや役立つであろう。一九四五年には、統一労組運動を建設することが問題であったが、今日では、労働者とその組織が進めている統一行動に反対する勢力をいかに打ち破るかが問題なのだ」。

イタリア労働総同盟のリナルド・シェダ書記は、「世界労連が設立されたことは、いぜんとして大きな歴史的意味をもっており、現状を二五年前とくらべるためだけでなく、深刻な変化が進行し、労使関係、生産機構、社会機構そのものに影響を与え、より進んだ社会と政治的水準をもとめる労働者の新しい強い要求をもっている、現代世界における労組の役割と地位についての大切な教訓をひきだすための研究、歴史的分析を進めるうえで役立つであろう」とのべた。

肥川総評国際局長は、「われわれの労組活動を発展させるたたかいにおいて、われわれは世界労連の憲章と行動綱領をつぶさに研究したことを今も生きいきと思いだしている。この二五年間に蓄えた経験は、われわれの運動にはかりしれない価値をもっており、世界労連と総評とはその経験をともに誇りとするものである……」と語った。

討論をしめくくるにあたって、ジャンスー書記長は次のようにのべた。「過去を現在に結びつけて、昔にさかのぼったことは意味深い。そこにはいぜんとして類似点があることが明らかにされた。一九四五年の多くの特長は、今日の行動にとって、とくにまだ達成されていないいくつかの目標にとって、有効である。しかし同時にそこには多くの新しい変化も現われている。労働組合の分裂は、ロンドン会議と世界労連結成後数年にしておこった。いらい統一への道は長く困難な挫折を味わってきた。しかし、この困難を克服するため、われわれは自らを強化してきた。それゆえ、近い将来においては達成されるであろう統一は、必ずや強固なものとなるであろう。そのためのより確かな基礎はきずかれている。労働者階級は、分裂によってもたらされた苦い経験をとおして一歩一歩すすんでいる。」

第五回世界教員会議

世界教員組合連盟FISEの主催で、七〇年四月六～一〇日に東ベルリンで開催された。教員組合をはじめとする各国の教育関係の団体と国際団体あわせて六五団体が代表をおくり、わが国からは日教組から岡村文雄国際局長他二名が参加した。

会議は、六日に開会されると、議長団選出、来賓あいさつののちに、①「学校と近代文明」（報告者、ポーランド科学アカデミー会員スチ

ヨドルスキー教授)、②「現代社会における教師と教員組合運動（報告者、フランス中等教員組合SNES書記長フランソワ・ブランシャール）の二つの報告がおこなわれた。七～九日は、①現代社会における科学的・技術的・社会的進歩に対する学校の役割、②教育民主化闘争における教員組合、③教師の物質的、法的地位と現代社会におけるその社会的機能、④教員の基礎的訓練と現職教育、の四つの委員会にわかれて討議がおこなわれた。日教組代表は、チリ、フランスの代表とともに、第二委員会の運営責任団体に選ばれた。

一〇日には、本会議が再会され、ここで各委員会の感想と報告が発表された。日本代表は第二委員会についての感想を発表し、ソ連、フランス、チェコスロバキア、東ドイツの各代表からそれぞれの委員会の報告がおこなわれて、会議は閉幕された。

2　国際自由労連系の諸会議

国際自由労連第四七回執行委員会

六九年六月三〇日、七月一日両日にブリュッセルで開催された。会議に先立ち、六月一七日にジュネーヴでAFL・CIOミーニー会長と自由労連側首脳とのトップ会談が開かれ、AFL・CIOの自由労連復帰問題について相互に小委員をだしあって話合いを続けることに同意をみた。執行委員会は、小委員会のこうした行動を承認し、「第九回大会で選出される新執行部が自由な労働運動再統一のためにあらゆる可能な努力を継続するよう、小委員会に権限を与えるよう強く希望する」、「自由労連内部統一について存在するかもしれないあらゆる混乱をとり除くため、執行委員会は書記長にたいする全面的信任を再確認する」などの決定をおこなった。

国際郵便電信電話労連PTTI第二〇回大会

六九年七月二一～二四日に西ベルリンで開催され、わが国からは全逓ならびに全電通が代表を派遣した。全電通はこの大会の直前の七月八～一二日の第二回定期大会で、PTTI加盟を賛成二四六票、反対二〇四票、無効一九票（内白票一三）の僅少差でようやく可決し、酒井委員長以下五名の代表を派遣して、この大会の席上で加盟を認められた。

大会では（沖縄の即時無条件本土復帰）をもとめる決議が採択されたが、その内容は三年前のブリュッセル大会の沖縄に関する決定を再確認した形のものであった。

国際自由労連第九回世界大会ならびに第四八回執行委員会

六九年七月二～八日ブリュッセルで開催され、国際自由労連加盟の九五ヵ国一二三組織（六九年一月現在）のうち、六一ヵ国七二組織四〇八〇万を代表する代議員一八一名、顧問四〇名、その他オブザーバー、各地域組織と国際産業別組織のITSの代表、ILOなど国際諸組織からの来賓一〇六名が参加した。わが国からは、同盟から相原正雄（同盟国際局）以下六名、総評系加盟組織から下村義美以下八名の全逓代表団、原口幸隆（全鉱）、内木場忠巳（都市交）、亀甲康吉（沖縄県労協）、総評本部からオブザーバーとして肥川治一郎（総評国際局長）ほか一名、さらに国際自由労連執行委員で同アジア地域組織会長の滝田実同盟会長、国際自由労連東京事務所の落合英一所長など、合計二一名が出席した。

六九年二月同労連脱退の方針をきめたアメリカのＡＦＬ・ＣＩＯは代議員を送らず、またその加盟申請がＡＦＬ・ＣＩＯの脱退決定の導火線となったアメリカの全米自動車労組ＵＡＷは、「非公式特使」を大会に派遣したが大会への正式参加は認められなかった。

国際自由労連本部とＡＦＬ・ＣＩＯ指導部は、後者の脱退問題についてまだ交渉を継続中であり、大会ではこの問題をめぐって議論が沸騰するとみられていたが、大会に先立ち事前工作がおこなわれ、大会はこの問題にふれることなく、予定された議事を消化してその日程を終了した。なお、六九年は同労連創立二〇周年にあたるが、同年大会が開けなかったため、七〇年のこの大会が「創立二〇周年記念大会」とされた。

大会は次にあげる二二の決議と声明を採択した。①世界の政治情勢に関する決議、②沖縄に関する決議、③人権および労働組合権に関する決議、④現代社会と人間環境の諸問題に関する決議、⑤ＩＬＯ五〇周年に関する決議、⑥労働組合運動と婦人の統合に関する決議、⑦同一賃金に関する決議、⑧青年に関する決議、⑨教育と職業訓練の機会均等に関する決議、⑩多国籍企業と複合企業に関する決議、⑪国際経済協力と労働組合の統一的対策に関する決議、⑫ギリシャに関する決議、⑬ポルトガルに関する決議、⑭ポルトガルの植民地政策に関する決議、⑮南アフリカおよびナミビアに関する決議、⑯南ローデシアに関する決議、⑰教育および開発上の必要に対する教育の適応に関する決議、⑱カリフォルニアの葡萄農場のストライキに関する決議、⑲地域活動に関する声明、⑳国際通貨問題に関する声明、㉑第二次国連開発十年に関する声明、㉒スペインに関する声明。

大会はアフリカ三名、アジア五名、太洋州一名、イギリス二名、ヨーロッパ六名、ラテン・アメリカ三名、西インド諸島一名、中近東二名、北アメリカ二名の合計二五名から成る執行委員会を選出した。北アメリカにふりあてられている執行委員六名分のうち四名分は、ＡＦＬ・ＣＩＯが再加盟した場合を考えてのことと思われるが、空席のままとされた。わが国からは滝田実（同盟会長）がひきつづき執行委員に選ばれた。これまでの書記長ハルム・ブイター（オランダ）にたいしては、ＡＦＬ・ＣＩＯの反対がとりわけ強く、同労組の復帰が実現するさいにはその更迭は必至であると噂されていたが、大会はブイターを万場一致で書記長に再選した。

新執行委員会は、七月八日、世界大会の終了直後に第四八回執行委員会を開いて、会長、副会長、執行小委員会をそれぞれ選出した。会長にはブルーノ・ストルティ（イタリア）が、副会長にはＡ・ベルジュロン（フランス）、Ｇ・デブネ（ベルギー）、Ｖ・フェザー（イギリス）、Ａ・イエイヤー（スウェーデン）、滝田実（日本）、Ｈ・Ｏ・フェッター（ドイツ）など一〇名が、また執行小委員にはＶ・フェザー、Ｈ・Ｏ・フェッターなど八名が、それぞれ選出された。

大会には、一方でＡＦＬ・ＣＩＯの代表が出席せず、他方で沖縄県労協の代表が参加したことから、後者提出の原案にもとづいて採択された「沖縄に関する決議」は、国際自由労連としてこれまでにみない激しい口調のものとなった。同決議をはじめ注目される諸決議の声明の内容は次のとおりである。

【沖縄に関する決議（全文）】 国際自由労連の第九回世界大会は、沖縄が日本の不可欠な一部でありながら、アメリカ軍の占領下におかれていることに注目し／日米両国政府が、国連憲章に定められた基本原則の一つである

る民族自決権にもとづき、沖縄の完全かつ無条件の返還について誠意をもって交渉するよう強く希望し／沖縄における労働組合権を規制している諸布令を撤廃し、かつ労働組合権の完全実施を保障する必要な措置をとるよう、アメリカ政府に要請し／布令による統治は非国民であるばかりでなく、沖縄県民の意志に反するものであることを宣言し／沖縄において基本的人権が頻繁に侵反されていること、とりわけ、沖縄駐留の米軍が、最近軍雇用員の争議に銃剣で介入し、県民に大きなショックを与えたことを非難し／これらの諸問題を遅滞なく解決するため、日米両国の政府に対して影響力を、行使するよう国際自由労連の加盟組合に要求する。

【人権及び労働組合権に関する決議（全文）】　国際自由労連の第九回大会は／一般的には人権、特殊的には労働組合権を世界的規模において推進し擁護することが、国際自由労連の主要な任務の一つであると再確認し、自由な労働組合は人権の完全な尊重を基礎とする民主的な社会において、その独特の機能をはじめて果すことができると宣言し／すべての独裁体制は、それが共産主義、ファシスト、軍事的、人種差別、植民地主義的なものであれ、その性質上、基本的人権や労働組合権を国民に与えぬものであり、これを非難するとともに、こうした体制のもとで苦しんでいる国民に対して連帯性を表明しかつ支持を与えることを約束し／人間の自由の全領域が拡大するどころか、現実には縮小していることに深刻な不安を表明しその例として、国連の全加盟国によって国際人権年と宣言された一九六八年に、人権に対する耐えがたい侵犯がなされた事実を指摘し／アフリカ、アジア、ラテンアメリカのある国々では、すべての社会勢力に対する政府の支配が経済開発を急速に行なうため必要であるとの口実のもとに、労働組合権を規制したり、場合によっては廃止しようとする警戒すべき動向がひきつづき出現していることに遺憾の意を表明し／低開発国の自由な労働組合は、国造りに重要な役割りを果たす決意を固めているが、しかしながら、労働組合権を完全に保障されないかぎり、その役割りを果たすことも、組合員の忠誠を確保することもできないことを、重ねて強調し／労働組合権の侵犯については、それがいかなる国でおころうともこれを非難し、さらに、いかなる環境のもとでも、労働組合は自由な交渉の手段として、その権限を組合員からえている事実と、労働組合主義のこうした根本原則を破壊しようとする試みは民主的社会の全機構を危うくするものである事実を重ねて強調し／政府が人権や労働組合権を侵犯して拘留や投獄という手段に訴える場合には、こうした迫害の犠牲者を即時釈放するよう要求し、自由な労働運動のダイナミックな寄与によって、ＩＬＯは一連の感銘すべき労働基準を設定し、ある種の基本的人権の保護に関する機構を発展させたことを想起し／ＩＬＯに対して、理論上ではＩＬＯ加盟に際して認めるべきこれら基本原則を現実に尊重させる手続きを強化すること、つまり、結社の自由の保護に特別の力点を置いた人権計画を作ること、この点に関してＩＬＯの基本目的を尊重させる技術協力活動を指向することなどを要請し／ＩＬＯ合同公務員委員会の新設を歓迎し、この委員会が、労働組合権を尊重しない事例の多い雇用の領域において、労働組合権を保護するための効果的な手段となるよう期待し、一九六六年の国連総会で、経済的、社会的、文化的諸権利に関する規約、市民の政治的諸権利に関する規約が採択されたことに満足の意を表明し、これらの規約が批准国の不足を直ちに批准するよう訴えた国際自由労連執行委員会のアピールに再び言及し、加盟組織に対して、各国政府に批准を求めて一切の可能な圧力を加えるよう訴え／国連はその手で苦心して作成した人権に関する国際文書の実施状況を定期的かつ組織的に監視するための適切な機構を確立するためあらゆる実際的な措置をとり、とりわけ、人権保護の面で効果的、独立した、客観的な役割りを果たしうる国連高等弁務官事務局を設立する決定を早急に実施するよう要請し／各国政府は国際的監視機能をその国内問題に対する介入とみなすことなく、正当かつ確固たる世界秩序を確保するため、その全責任の不可欠の一部として、人権の増進と保護の国際的監視機構に進んで積極的に協力するよう主張し／国際自由労働組合運動は人間の尊厳を守るための闘争の重点として、人権と労働組合権の無条件、全面承認をうるため、ひきつづき活動することを約束する。

【世界の政治情勢に関する決議（全文）】　国際自由労連の第九回世界大会は、国際自由労働組合運動が自由と正義という条件のもとで世界平和を樹

立し、これを確固たるものにするため献身していることを強調し、紛争解決の手段として武力や暴力を行使することが増大していることに深刻な不安を表明し、平和な世界の中で生活したいという人々の願望がまだまだ実現されていないことを確認し／国際自由労連が国連の果すべき重要な活動や役割を常に支持していることを再確認し／国連がその平和維持と平和建設の機能を効果的に遂行し、かくして国連があらゆる国民の間の平和関係の保障者及び保護者になることができるよう、各国政府は必要な手段を国連に提供するよう要請し／軍備競争は一向に衰えをみせないが、これは世界平和にとって深刻な脅威の一つとなっていることを重ねて強調し、さらにあらゆる段階での効果的な国際査察と統制のもとにおける全面完全軍縮を実現すべく努力が払われるべきであるという自由な労働者の立場を再確認し／核実験の部分的停止があらゆる種類の実験およびすべての国に拡大さるべきであると主張し、核兵器の拡散防止に関する協定がすべての国によって批准さるべきであると断言し、拡散防止協定が完全な意義をもつためには、この協定が非核保有国の核エネルギーの平和利用の開発についてすべての国に保証を与え、かつ将来核軍縮に向って努力するという核保有国の約束をとりつけている場合だけであることを明らかにし／軍事支出の削減によって生まれる資金の大部分は経済社会開発の計画に充当さるべきであるという国際自由労働組合運動の立場を再び明らかにし、野蛮な紛争の継続によってベトナム国民が生命を失い物質的破壊をうけていることを強く遺憾とし、パリ交渉が平和的解決をもたらすことを強く期待し／ベトナム紛争の全当事国が即時休戦に同意すること、平和的解決は外国の同盟国軍隊及び南ベトナムに敵意をもつ外国軍隊を含む全外国軍隊の撤退を実現すべきこと、戦争の被害を回復し同地域の経済社会的開発を援助するために大規模な国際援助が絶対に必要であること、以上の国際自由労連の執行諸機関の立場を想起し／人間の自由拡大と民主的改革をめざす希望がソ連とその衛星国によるチェコスロバキア侵人によって無残にも打ちくだかれたチェコスロバキアの国民に対して、国際自由労働組合運動の深い同情と連帯性を表明し／チェコスロバキアからの全外国軍隊の撤退とチェコスロバキアの独立と主権の全面保障を実現するため全力を払うよう、国連

・各国政府、世界の世論に訴えた国際自由労連のアピールに再び言及し、〝制限主権〟という有害な理論は、ソ連帝国主義の道具であり、すべての国民の自決権という全世界で承認された権利を明らさまに侵犯するものであると非難し、自由な労働者はチェコスロバキア国民の大義をひきつづき擁護することを、周囲の国民に保障し／ナイジェリア国民に非惨な災害をもたらしている悲劇的な内戦に深刻な関心を表明し／平和的交渉による紛争の即時終結、ナイジェリア全土に平和回復をもたらす解決、を強くアピールし、とりわけ、この紛争の全犠牲者に対する人道的援助が増大されかつ効果的におこなわれるよう国際社会に呼びかけ、赤十字国際委員会の人道的活動に対して全面的支持を表明し、いかなる国においても、必要な人道的救援活動の実施を許さるべきであると主張し／植民地主義に反対して闘う人々が多数の国で独立という目標を達成したことに満足の意を表明し／しかし多くの国民は、とりわけ南アフリカでは、完全な植民地支配もしくは人種差別的少数派的政権の野蛮な専制支配のもとにおかれていることに注目し、南アフリカとナミビア、南ローデシア、ポルトガルの植民地政策に関する諸決議文に言及し／国際自由労働組合運動はあらゆる種類の全体主義体制や抑圧に反対し、平和、民主主義、自由、社会正義をめざす努力をひきつづき強化することを厳粛に宣言し／基本的人権の全面的尊重と平和と全面軍縮が実現され、かくして、国連の旗の下に確固たる教育秩序の体制が実現されるよう、たゆまず努力するよう世界の諸国民に訴える。

【地域活動に関する声明（全文）】　国際自由労連にとって、地域主義と国際的使命を正しく両立させておくのは、本部の連絡調整及び統合的な活動である。しかしながら国際自由労連の国際的性格や機能がある程度まで損なわれる場合もある。それは、地域内の全国組織が地域機構に対してより多くの財政的寄与をおこない、かつより積極的にその活動に参加することを目的とした地域体制の整備計画が遅延し妨げられるような場合である。

こうした場合には、より恵まれた世界の先進地域のナショナル・センターが国際労働運動の指導権をとるような現象が、出現することもあろう。

先進国のナショナル・センターが低開発世界において独自の組織活動を

強化することは、国際自由労連の調整者たる役割を困難にするものであって、こうした独自活動を防止する最善の手段は、地域組織の体制をより効果的なものにすることであろう。

こうした点を考慮して、国際自由労連は、前に記用した規約の目標を繰りかえし強調するとともに、地域センターの効率と影響力をより強化するという見地のもとに、国際自由労連の地域活動をつねに検討するよう次期執行委員会に要求する。

アジア公務員労働組合会議

六九年一〇月六～九日東京の都市センターで開催された。会議は、一九七〇年九月に開かれる予定のILO公務員合同委員会第一回会議にさいして、アジアの公務員労働者の歩調をそろえることを目的としたもので、国際郵便電信電話労連PTTI、国際公務員労連PSI、国際自由教員連盟IFFTUの主催、総評、同盟の後援のもとに開かれ、会の準備は、総評ストライキ権奪還特別委員会、同盟ILO対策委員会を中心にすすめられた。

会議には、ペラゼッティPSI書記長、ブラコニエIFFTU書記長のほか、インド、インドネシア、韓国、フィリピン、ニュージーランド、マレーシアの代議員一〇名が出席し、わが国からは、全逓、日教組、全電通、自治労、全農林、全水道、国税会議から代議員が、また国労、動労、専売、都市交、日通、自動車労連、私鉄総連からオブザーバーが出席した。

会議は宝樹文彦全逓委員長を議長に、カンダサミー（シンガポール合同公務員労組書記長）を事務局長にしてすすめられ、次の決議と「ILO公務員合同委員会にたいするアピール」とを採択した。

【結社の自由と団結権、団体交渉権擁護に関する決議（全文）】　一九六九年一〇月六日より九日まで、東京において開催された、PTTI・PSI・IFFTUの代表から構成されるアジア公務員労働組合会議は、完全なる労働組合権は、基本的人権であることを強調する。

アジアにおける多くの政府が結社の自由と団結権の保護に関するILO八七号条約と、団結権と団体交渉権の諸原則の適用に関する九八号条約を批准していないことを遺憾とする。

これらの基本的条約を批准している政府が、公務員に対して、それを完全に適用していないことを更に遺憾とし、次のことを主張する。

(a)　政府は公務員にストライキ権を含む完全な労働組合権を与えること。

(b)　政府が、従業員の雇用条件を一方的に決定する権限を行使することは、越権であり、許すことはできないこと。

(c)　国家もしくは、他のいかなる使用者も、職員の全部もしくは一部の労働条件を一方的に決定できる法体制をとることは、立憲国家としては許されないこと。

(d)　政府と立法者が民間産業や商事における、あらゆる使用者に強制しているような法的、道義的義務から、自らを除外することは、自己矛盾であること。

(e)　政府は、使用者として労使関係において民主主義を実践する責任をもっており、他のすべての使用者に対して模範を示す責任をもっていること。

(f)　労使関係における民主主義は、公的義務（パブリック・サービス）の効率的運用を保証しようとし、また、しうる強力かつ、責任ある労働組合運動を助長するものであること。

すべての公務員に完全なる労働組合権を与えることを政府が認めることを要求する。

きたるILO公務員合同委員会に次のことを強く訴える。

(a)　ILO八七号および九八号条約を批准させ、あらゆる公務員に適用すること。

(b)　政府があらゆる公務員にストライキ権を含む完全な労働組合権を与えること。

国際自由労連第九回アジア地域会議

会議は六九年一一月五～七日にシンガポールで開催され、オーストリア、セイロン、台湾、フィジー、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポールの加盟組合の代表八名、そして友好団体のオブザーバー五七名、国際自由労連とITSの代表オブザーバー一二名が出席した。わが国からは、同盟代議員として地域組織会長滝田実（同盟会長）以下七名、同盟アドバイサー二名、同盟オブザーバー六名、総評系加盟組合代議員として下村義美（地域執行委員）、秋山実（全逓）、駒場正雄（全鉱）、中川進（日放労）、安井政一（都市交）の五名、同アドバイサー一名、総評本部オブザーバーとして肥川治一郎。また国際自由労連東京事務所から落合英一所長以下一名など、合計二四名が参加した。

国際連帯基金からのAFL・CIOの拠金引揚げいらい国際自由労連の財政が逼迫し、地域組織にたいする財政援助が減ったため、地域組織の財政再建は数年来の懸案になっており、会議の焦点は会費の値上げと地域書記長の改選にしぼられた。

会費についての本部提案は、現行の組合員一〇〇〇名につき約二・七ドルを、一〇〇〇名あたり「その国の製造業労働者の一日の平均賃金とする」ものであった。同盟など日本側は、その適用にさいして国による格差を縮小するため、上限と下限の比率を一対四とすることを主張したが、インドは「払えるところが払う」のが当然だと主張し、結局、上限は五ドル、下限は七〇セントとする一対七の比率がきまった。

書記長については、日本側はマッコール書記長の更迭を考えていたが、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、香港、台湾、韓国、マレーシア、フィリピン、セイロンなどの指名によって、マナラヤナン（マレーシア）が地域会長に再選された。滝田は会長を辞任し、P・P・路国華（台湾）、J・J・ヘルナンデス（フィリピン）が副会長に選出された。わが国からは、下村義美が地域執行委員に、滝田が地域執行小委員に選出されたにとどまった。

会議は、このほか、「アジアにおける結社の自由に関する決議」、「自由な労働組合と経済開発の挑戦に関する声明」などを採択した。

【アジアにおける結社の自由に関する決議（要旨）】 ①アジア各国政府が労働組合代表と国内及び国際的レベルでの定期的会談に同意するよう要求する。②アジアの自由な労働運動にたいして、支部段階での労働者教育の広汎な計画を実施するよう要請する。③各国政府にたいして、ILOの条約や規約を正しく実施することを要求する。④ILOや国連機関は、労働組合の自由の完全付与を条件にして、技術協力や援助をおこなうべきである。⑤各国における結社の自由にかんする情勢を調査するため、常設の小委員会をアジア地域組織の中に設置することを勧告する。

【自由な労働組合と経済開発の挑戦にかんする声明（要旨）】 アジアにおける自由な労働組合運動は、①労働組合基本権を侵略しているアジア地域内の政府を非難し、②賃金引上げや労働条件の向上は経済成長を阻害するというえせ経済理論に同意せず、③労働組合の発展、賃上げや労働条件改善の要求は、全国的に労働力をつくりだす過程の一部であり、経済開発の基本的起動力の一つであることを認める。④労働組合は、経済計画上明白な利害関係をもっているのであり、経済政策の決定に効果的な発言権を与えられるべきである。と同時に組合側も、その役割を果たすに必要な力量をそなえることが必要である。⑤現在もっとも重要なことは、自由な労働組合運動を農村地帯にまで拡大する問題であり、国際自由労連とそのアジア地域組織は他のその国内外の団体と協力して、研究プロジェクトを実施

すべきである。⑥アジアの労働組合を団結させるため、当面の社会経済的問題について統一行動のための機関をつくる可能性を探求すべきである。⑦経済開発の要求に合致するよう、事業所別、企業別の組合は産業別組織もしくは連合体にすることが望ましい。

国際食品労連ＩＵＦ第二回アジア地域会議

六九年一一月九～一三日にシンガポールで開催され、わが国からは全国ビールから見沢委員長以下三名と明治乳業の江間副委員長が参加した。会議は、①ＩＵＦにおける連帯強化、②発展途上国におけるＩＵＦの役割、をテーマに開かれ、その結果、今後三年間の活動の柱を、①情報交換、②教宣活動、③労働者教育の三点におき、その活動促進のため、従来アジア地域事務所をフィリピンに置いていたのをあらため、今後は日本、フィリピン、シンガポール、ニュージーランド、およびＩＵＦ本部で構成するアジア地域運営委員会を設置することをきめた。

国際自由労連第四九回執行委員会

六九年一一月二六～二八日、ブリュッセルで開催された。これより先、一〇月二七～二八日にニューヨークで国際自由労連とＡＦＬ・ＣＩＯのトップ会議が開かれ、席上ＡＦＬ・ＣＩＯ側は、米国内労働運動を分裂させたＵＡＷを徹底的に非難することを要求したといわれるが、執行委員会はこの会談について報告を聴取したのち、ＵＡＷの新規加盟申請を拒否すること、ＡＦＬ・ＣＩＯが合衆国の代表的な全国労働組合中央組織であり、したがってこれ以外の団体は合衆国労働者を代表して発言することができないこと、を再確認して、二七日付ブイター書記長書簡をもって、この旨をＡＦＬ・ＣＩＯに伝えるとともに、なお話合いを継続することを同労組にたいして希望した。

執行委員会は、このほか、ＩＭＦの要請によりニューヨークで近くおこなわれるＩＭＦとの会談に出席する代表の人選をおこない、ギリシャの自由な労働組合運動と民主主義を回復するためにたたかっている勢力を支援するため、あらゆる措置をとる権限を書記長に与え、スペインの労働者と労働組合幹部にたいするスペイン当局の拷問についての証言を、スペイン検事総長とＩＬＯに提出した。

国際自由労連第五〇回執行委員会

七〇年三月一一～一二日にブリュッセルで開催され、わが国からは滝田実（同盟会長）が出席した。執行委員会は、①沖縄のアメリカ軍当局が全軍労の組合員を大量解雇している事実に注目し、日米両国政府が、整理される労働者の生活安定をはかる義務を負っていることを強調するとともに、これらの労働者の再就職の保障と保障対策の改善を両国政府にたいして訴えた。②二月一五～一六日アメリカのフロリダ州マイアミでおこなわれた国際自由労連代表団とＡＦＬ・ＣＩＯ代表団との会談について報告をうけた。

この会談では、ＵＡＷの国際自由労連加盟申請を拒否するという点では意見が一致した。同会談ではこの他、東西交流、自由労連の機構と運営に関して意見の交換がおこなわれたが、ＡＦＬ・ＣＩＯの復帰問題についてはふれず、ただ一九七〇年後半に欧州で会談を再び開くことに合意が成立したにとどまった。執行委員会はこの報告を記録にとどめた。③民間航空機乗取り防止にかんして国際運輸労連ＩＴＦの民間航空部門が七〇年二月にきめた要求――㈠安全対策の立案・実施のため、政府・使用者・労働者の代表で構成する民間航空委員会を各国で設置する、㈡この種の犯罪について拘束力あ

る宣言を採択するための世界会議の召集、など――を実現するため努力するよう、各加盟組合にたいして訴えた。④ローデシアの政権が「非民主的かつ人種差別の憲法」にもとづき、七〇年二月二日に独立したが、執行委員会は、各国政府にたいして、ローデシアの承認を拒否しこれとの国交を断絶することを訴えるとともに、各加盟組合にたいして、この目的で自国政府にあらゆる圧力を加えることを求めた。⑤このほか執行委員会は、㈠アフリカにおける国際自由労連の活動の再編成問題、㈡二月一九日におこなわれた国際通貨基金専務理事とブイター書記長との会談、㈢多国籍企業が労働組合に与えている影響についての情報をあつめるために本部がとった措置、㈣マレーシアの反労働組合立法などについて報告をうけ、㈤またスペインの鉱山・農業労働者の闘争支援対策をきめ、スペイン当局が労働者にくわえている拷問についてILOに苦情を申し立てた。⑥最後に執行委員会は、フィンランド俸給職員連盟TVK（一七万四〇〇〇人）の新規加盟、フィンランドの二つの組合SAJとSAKが六九年一〇月に合同して結成したSAK、ならびにフィリピンの二つの自由労連加盟組合PTUCとPLCが七〇年二月に合同して結成したTVCPの加盟を、承認した。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所『世界労働組合運動』、(2)同上事務所『労働組合情報』、(3)世界労連日本出版協会『世界労働組合運動』、(4)国際自由労連東京事務所『自由労連通信』、(5)総評『総評新聞』、(6)同盟『同盟新聞』、(7)日本労働協会『週刊労働ニュース』

XII 人権擁護運動

概要□仙台警官スパイ事件═経過／地裁判決／**ビラはり事件**═大阪簡易が無罪判決／ビラはりに実刑／判決にたいする抗議／**八海事件**═広がる救援活動／運動方針／無罪確定／**国民救援会の活動**／**大須事件**／**メーデー事件**═判決引延しの抗議／東京地裁判決／**白鳥事件**

概要

一、一九六八年一〇月二五日、最高裁判所は八海事件の七度目の裁判において、全員に原判決破棄、無罪の判決を言渡した。この事件は、死刑から無罪へ、無罪から死刑へ、さらに死刑から無罪へと三転しながら、ついに無罪が確定したもので、この一八年にわたる事件の経過は人権擁護運動や裁判闘争のあり方について、多くの論議をよんだ。松川事件とともに、広範な国民のあいだに裁判批判の運動をまきおこした八海事件も、ついに運動の勝利のうちに終わったのであった。

一、一九五二年の三大騒乱事件とよばれるメーデー事件、大須事件、吹田事件のうち、吹田事件については一九六九年はさきに騒乱罪無罪が確定したが、大須事件については一九六九年一一月一一日、メーデー事件について一九七〇年一月二八日、それぞれ一審の判決がおこなわれた。いずれも騒乱罪の一部成立をみとめたもので、公判闘争は被告人側の控訴で高等裁判所の段階にひきつがれた。

一、白鳥事件については、村上国治の下獄ののちも再審と釈放要求の運動がつづけられ、再審について一棄却の決定があり、再審制度のあり方に批判が集中した。村上国治は同年一一月一四日、仮釈放によって自由を回復した。

一、最高裁大法廷は、一九七〇年六月一七日、愛知原水協ビラ事件について合憲判決をおこない、ビラはりについて実刑判決が確定した。

1　仙台警官スパイ事件

経　過

一九六六年一〇月一四日、仙台市内の旅館「やぐら荘」で発生した警官によるスパイ強要の事件は、「やぐら荘」事件とよばれて、仙台地方裁判所で審理がつづけられていた。この事件は被害者本館弘氏の告訴について、仙台地方検察庁が「嫌疑なし」として仙台中央警察署警備課岩崎永晃巡査部長を不起訴処分にしたことに端を発して、被害者が仙台地裁に準起訴請求をおこない。仙台地裁が一九六八年六月一七日にこれをみとめ、異例の付審判事件として注目されていたものである。

被告人となった岩崎巡査部長は、この事件は警察を敵視する共産党や国民救援会などがねつ造した事件であるとして争い、警察部内の資金カンパに支えられて裁判をつづけてきた。被告人の側からは宮城県警本部公安課警備調査官佐々本丈夫警視などが証人にたった。

地裁判決

判決は一九七〇年五月一四日、仙台地裁第一刑事部によっておこなわれ、岩崎巡査部長にたいし、特別公務員職権乱用致傷罪を適用して、禁錮六月、執行猶予二年の有罪判決をいいわたした。この判決は次のような事実を認定している。

【仙台地裁判決】　被告人は、昭和二六年一月九日宮城県塩釜市巡査に任ぜられ、警ら交通課、築港巡査派出所に勤務後、同二九年七月一日宮城県巡査に任命されて、同日から同四一年三月二三日まで石巻警察署管内に勤務し、同月二四日宮城県巡査部長に任命されるとともに、仙台北警察署勤務を命ぜられ、同年四月一日仙台中央警察署に転じ、同署警備課第一係第三主任となり、同年八月一〇日からは同課第二係第二主任として、いわゆる右翼運動にともなって発生する犯罪ならびに外国人に関する取締りの職務に従事していたが、同年九月一〇日ころ、被告人が山口照子殺人事件に関する聞込みを得たことから、同署長特命により、同事件の容疑者として本館勝四郎に対する容疑事実を捜査中、同年一〇月三日ころより同人の動静等の捜査に関し、同人の実兄本館弘（当時二六歳）と接触するうち、同月一四日午後五時三〇分ころ右勝四郎の筆跡を入手するため、右本館弘とともに仙台市定禅寺通檜丁二一番地旅館「やぐら荘」（支配人 佐藤銀一）二階「松風」の間におもむき、同所で右筆跡を入手した際、右本館弘が共産党と関係があるらしいとの話を聞いていたところから今後とも右殺人事件の捜査に協力を得ていくためには、同人と共産党との関係の有無を確かめる必要があると思いたち、同日午後六時三〇分ころから、同人が関係していない旨否定するにもかかわらず、くりかえし執拗に共産党との関係の有無を問いただした。

そのため同日午後六時四〇分ころ、同人が被告人の右のような追及に憤然とし、右「松風」の間から退去しようとして立ち上り、同室東側廊下窓付近まで走り出すや、被告人はこれを阻止しようと企て、同所において右本館弘の背後から、左手で同人の左上腕部を、右手で同人の右上腰部付近をそれぞれ強く摑んで同室内に引き入れる暴行を加えて同人が退去するのを阻止し、さらに同日午後八時三〇分ころ、右本館弘が同室から立去ろうとして同室北東のドア付近まで至るや、同人を、たまたま同所に来合せた同旅館の宿泊客のひとりに看視するよう依頼して、右宿泊客をして右本館弘を強いて同室南側押入れ前付近まで再度入室させて同日午後一〇時三〇分ころまで同所に止まらせ、その間同人に対し、「弟のことで協力して来

たんだから話せないことはないんじゃないか、しゃべってしまえ」「警察の仕事のためには命をかけている、警察の仕事のためにはいつ死んでも悔いはないんだ」、「勝四郎があいう連中とつき合っていたんじゃうまくないから、塩釜に知っている人もいるし、勝四郎の職まで考えていたんだ」等と申向け、同人と共産党との関係の有無に関して執拗に話しかけ、よって同人を同所から退去することができないようにし、もって職権を乱用して不法に監禁するとともに右暴行により同人に対し右上腕部腫脹の傷害を与えたものである。

2　ビラはり事件

大阪簡易が無罪判決

街頭にビラをはる行為が軽犯罪法や屋外広告物条例などにとわれて訴追される事件は、憲法上の表現の自由をおかすものとして全国各地で争われてきた。この点に関する裁判例は、無罪、有罪、刑免除などにわかれて、統一していなかった。七〇年五月一三日には大阪簡易裁判所が「日韓会談、安保反対」「沖縄全面返還」などと書かれたビラをはったことについて、屋外広告物条例違反に問われていた八人にたいして、無罪を言い渡した。この判決は「このような内容のビラを取締ることは、間接的に表現の自由を制約することになり、無制限な一般の商業的な広告物から美観風致をまもるという条例の目的に反する」としていた。

ビラはり者に実刑

しかし、最高裁判所大法廷は、七〇年六月一七日に、軽犯罪法違反に問われていた愛知原水協ビラはり事件の被告人上告を棄却して、これらの事件に関する違憲の主張を排斥した。

この事件は、一九六四年七月三日、愛知県稲沢市内に「第一〇回原水爆禁止世界大会を成功させよう、愛知原水協」と印刷したビラをはった事件で、一審の一宮簡易裁判所は二人の被告人を拘留一〇日の実刑に処し、二審の名古屋高裁もこれを支持した点で、数多いこの種の事件のなかでも特異な事件であった。

ビラはり事件は有罪となる場合でも、罪金か刑免除であるのが通常であったが、この事件は実刑を言渡した点に特色があった。最高裁の判決は、きわめて簡単なもので、次のとおりである。

【最高裁判決】　論旨は、まず、原判決は、軽犯罪法一条三三号前段は、結局公共の福祉を保持することを目的とするものであるから、右法条が憲法二一条一項に違反するものというごとはできない旨判断しているが、軽犯罪法の右法条をこのように解釈すべきものとすれば、国民の表現の自由の正当な行使であり、かつ、労働者の正当な権利の行使である本件のごときビラはり行為も一律に禁止されることになるから、右法条は憲法二一条一項に違反すると主張する。

よって、右論旨を検討すると、軽犯罪法一条三三号前段は、主として他人の家屋その他の工作物に関する財産権、管理権を保護するために、みだりにこれらの物にはり札をする行為を規制の対象としているものと解すべきところ、たとい思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権、管理権を不当に害するごときものは、もとより許されないところであるといわなければならない。したがって、この程度の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要かつ合理的な制限であって、右法条を憲法二一条一項に違反するものということはできず

（当裁判所昭和二四年(れ)第二五九一号同二五年九月二七日大法廷判決、刑集四巻九号一七九九頁、同二八年(あ)第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決、刑集九巻四号八一九頁参照）、右と同趣旨に出た原判決は正当であって、論旨は理由がない。

次に、論旨は、軽犯罪法一条三三号前段は憲法三一条に違反すると主張するが、右法条にいう「みだりに」とは、他人の家屋その他工作物にはり札をするにつき、社会通念上正当な理由があると認められない場合を指称するものと解するのが相当であって、所論のように、その文言があいまいであるとか、犯罪の構成要件が明確でないとは認められないから、所論違憲の主張は、その前提を欠き、採用することができない。

判決にたいする抗議　この判決にたいしては、憲法改悪阻止各界連絡会議は次のような声明を発表した。

【憲法改悪阻止各界連絡会議の抗議声明】　長沼ナイキ訴訟を契機とする政府、最高裁判所の動向と去る五月二日の最高裁長官談話が、司法権のあり方についてひろく国民の注視をあびる問題となっているとき、最高裁大法廷（裁判長石田和外裁判官）は、六月十七日、「第十回原水禁世界大会を成功させよう」と書かれたビラを電柱に貼り軽犯罪法違反に問われていた愛知県稲沢市の二人の市民の上告を棄却する判決を下した。

この判決は、電柱ビラはり行為を軽犯罪法第一条三十三号の「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札」をするものとし、「この程度の規制は公共の福祉のため、表現の自由にたいし許された必要かつ合理的制限である」と判示している。

しかしながら、こんにちの社会生活においては、電柱等のビラはりは、国民の最も利用しやすい大衆にたいする宣伝の一手段であり、ひいては表現の自由の一態様である。のみならず街頭工作物に商業広告物が多数氾濫するなかで、ひとり平和と民主主義にかかわる特定の宣伝行為のみを狙いうちに刑罰をもって処断する如きは、国民の表現の自由を不当に侵害するものといわざるをえない。警察・検察権力と結合し、他の目的のために司法権を濫用するものというべきである。

政府にたいする批判が封ぜられた社会ほど恐るべきものはなく、反省する機会を与えられない権力ほど禍なるものはない（四三・三・三〇・大森簡裁判決）。

啓蒙された世論が存在しなければ、国民はやがて政府を支配する能力を失うであろう。

憲法第二一条によって保障された言論、表現の自由は、いうまでもなく民主政治の基礎にある国民の基本的権利であり、

われわれは、違憲の法令ないし適用を無視する国民の権利をあらためて確認するとともに、最高裁大法廷四五・六・一七判決の反動性を弾劾し、言論・表現の自由を断乎として守りつづけるであろう。

右声明する。

一九七〇年六月二十四日

憲法改悪阻止各界連絡会議

3　八海事件

広がる救援活動　一九六八年七月二二日からはじまった最高裁の口頭弁論をひかえて、八海事件の被告人たちを救援する運動は、急速にひろがっていった。真犯人吉岡晃が真相を吐露した上申書を獄中から発信しようとして刑務所当局がこれをさしとめた問題は、刑務所と法務省にたいする広汎な抗議運動に発展した。

最高裁の口頭弁論は七月二二日、二四日、二六日の三日間にわたってひらかれ、二二人の弁護人による弁論がくりひろげられた。こ

れはこの事件の七回の裁判を通じて最大の規模の論陣であった。論旨の柱は、吉岡晃のうその供述の追及と、いわゆる新証言の批判、物証がなにひとつないという論点であって、検察と裁判の不正を弾劾し、破棄自判、無罪の判決を要求するものであった。

運動方針

七月二四日、口頭弁論の終わった日の夜に全国活動者会議がひらかれ、次のような運動方針が決定された。

【最高裁口頭弁論前に決定した運動方針】

○弁論の成果を基礎に、映画を活用して各地で大小無数の集会を計画し、いっそう真相を宣伝する。

○一一月頃に、動員規模二五〇名の現地調査を行う。（判決日が接近するときは中止する）

○判決決定後直ちに、現地から東京までの「無罪」要求大行進にとりくむ。

○無罪要請署名六万五〇〇〇を集める。同時に最高裁に無罪と阿藤の釈放要請、被告家族に激励のハガキを集中する。

○判決闘争資金八〇万円のカンパを訴える。

さらに二七日、残った各地の代表を交えて当面の行動、とくに原水禁大会への訴えや総評大会や各単産の大会をめざして、支援決議をとりつけることなどの打合せが行なわれた。

翌二八日、上京中の全被告と、全国連絡会、東京懇談会の事務局が会合した。これまで必ずしも十分ではなかった活動と困難な家庭の状況を語りあい、全員が無罪を勝ちとるために全力をつくそうという固い意志統一をした。

二九日、名古屋守る会の主催で弁論報告集会が開かれた。二五〇名が出席し、盛会であった。広津和郎のこの時の講演は彼が大衆に訴えた最後の声であった。

一週間後、東京で開かれた第一四回原水禁大会では、被告、家族と学生を中心とした東京の守る会会員に神戸、大阪、名古屋の守る会からも十数名の代表が加わり、炎天下の分散会場をまわって訴えた。大会三日間の成果は、署名五四三四、カンパ一一万二三八〇円であった。

一方、引続いて広島大会には、広島守る会が中心にとりくみ、署名一三一四、カンパ三万六三三〇円を集めた。

八月二〇日、全国連絡会事務局は、「八海事件最高裁三度目の判決を勝利するために活動を強めよう」と題するアピールを各守る会に発し、守る会代表者会議を呼びかけた。それは、口頭弁論のたたかいで四人の無実が明らかにされ、異例の事実調べが行なわれたにもかかわらず、最高裁が八月二日阿藤被告人の保釈を却下した新たな事態に対処するものであった。

九月一日、大阪で全国代表者会議が開かれた。そこでは、七月の全国活動者会議の方針を具体化し、「自判無罪をせよ」というスローガンをかかげて、最高裁への要請行動をはじめることが確認された。さらに一〇月から一一月にかけて、東京での被告家族の集中的オルグ計画が決定された。

この間、全国連絡会および東京懇談会の事務局と被告家族は大会での支援決議を求めてその工作に奮闘した。この努力は、八月一六日の総評第三六回定期大会、八月三〇日の全日自労第二六回定期大会、九月二九日山口県労定期大会の各支援決議となって結実した。

無罪確定

一九六八年一〇月二五日、最高裁は七度目の判決を宣告した。主文は、原判決を破棄し、被告人全員に無罪を言渡すものであった。事件発生以来一七年余にわたる努力はついにむくいられたのであった。当日、裁判所が報道機関や関係者に配

布した判決理由の骨子は次のとおりであった。

【最高裁判決理由骨子】　本件は、吉岡単独犯か、被告人らを含む五人共犯かの事実問題である。上告審は、憲法違反、判例違反の有無を判断する法律審であるが、刑訴法四一一条三号は、とくに、判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があり、これを看過することが著しく正義に反するようなときは、原判決を破棄することができるとしている。そこで、当審は、原判決の事実認定の過程に不合理がないかどうかを審査することとした。次のとおり。

一、吉岡には指紋・血痕・盗んだ十円札など、きめ手となる物的証拠が揃っているが、被告人らには、きめての証拠がない。犯行屋内の状況・夫婦の創傷などは、多数犯を思わせる物的証拠であるが、単独犯でもできるという認定も可能である。

二、原判決は、結局、供述証拠を基調にして犯行への結びつきを是認している。その一は、本件の鍵といわれる吉岡の五人犯行の供述である。その内容は、幾変転を経ており、信用性が争われてきた。被告人らの行動を述べている部分には、何か客観的証拠の裏付なしには、とうてい信用を措けるものではないのであるが、この点に触れる原判決の説示は、不十分で合理性を欠いている。その二は、木下六子らの証言である。これは主として情況証拠で、直ちに被告人らを犯行に結びつける証拠とならないし、その信用性について説示するところは、前と同様の不合理な点を含んでいる。

三、なお、記録によれば、奪取金の額とその分配について、吉岡の各供述と被告人らの警察自白が全く区々で確定できず、被告人らが金を所持し、消費したことの確証がない。原判決は、彼らが消費先に特に注意を払ったためだと説示するが、盗犯の証拠説明として、合理的だとはいい難い。

結び

三の奪取金の疑点と、一、二の点を併せ考えると、原判決には事実誤認の疑があるが、今さら、本件を事実審に差戻すことの適当でないことは言うまでもない。

本件は証拠不十分であり、疑わしきは被告人の利益の原理に従い、無罪を宣告するほかない。

当日、八海事件弁護団は、次の声明を発表した。

【八海事件弁護団声明】　ついに真実は勝利しました。これは広範な国民の闘いの成果であります。被告諸君及び多くの国民とともに本日の破棄自判、完全無罪の判決を喜びたいと思います。

被告諸君が無実であり、本事件が冤罪であることは当初から明々白々であります。本日の無罪判決はまさに当然といわねばなりません。しかしこの当然の裁判を得るのに、実に一七年九ヵ月の歳月をついやしたのです。その間、むなしく消え去った被告諸君の青春と、冤罪に泣いた家族の犠牲は余りにも大き過ぎます。この犠牲は決して本日の喜びでうめつくせるものではありません。

我々は阿藤君らの人権を侵害し、今日まで本事件を紛糾させた警察・検察当局と一部裁判所の責任を、今後国民とともに、徹底的に追及していく決意です。

判決の終わったあと、有罪から無罪へ、いくたびかの変転をとげつつ最後の勝利をえた八海事件の運動について、各種の評価がおこなわれた。判決当日の報告集会で、弁護士岡林辰雄がのべた次のような意見は、その代表的なものであった。

「本当に人権を守るものは、国民大衆自身の努力をおいては何もありません。国民大衆自身の大きな運動がなかったならば、この単純きわまる八海事件でも、無罪の判決をかちとることはできなかったでしょう。

この事件の経過、有罪判決をくつがえして、ひとたびは無罪判決をかちとるにいたった経過、それから、また、国民大衆の運動から離れてしまったあとに、再び有罪とされた経過、そしていままた、みなさんの大衆運動によって無罪をかちとった経過が、それ

をありありとしめしています」。

なお、判決の日までに最高裁に寄せられた要請書類は左のとおりであった。

個人署名	一一万九八七六名
団体署名	一一八一団体
文化人要請書	一〇六名
要請ハガキ	一万四〇〇通
大会その他決議要請書	一八団体

4　国民救援会の活動

国民救援会の第二四回大会は、七月二七、二八日の両日にわたって長野県辰野町で開かれた。代議員一三七名、特別代議員二六名、中央役員一九名が参加し、一年間の運動を総括したうえで新しい運動方針を決定した。

その他、村上国治氏の即時釈放を要求する決議、在獄者救援についての決議、メーデー裁判勝利のため運動を強化する決議、南朝鮮における諸弾圧にたいする抗議の決議などを採択した。役員には会長難波英夫、副会長藤森成吉、青柳盛雄他二名、事務局長斉藤喜作らが再選された。

運動方針は、次の諸項目に分かれる。(1)全国大会の任務、(2)最近の弾圧状勢——①弾圧反対と救援運動が大きく前進した、②裁判所がいっそう反動化するなかで、メーデー事件をはじめ各弾圧事件は極めて重大な段階を迎えている、③人民弾圧の体制が急速に強化されている——、(3)救援会の当面の任務と活動の重点について——①白鳥事件をはじめ弾圧事件の裁判闘争を勝利させるために、②冤罪事件の裁判や不当解雇の裁判などを支援し、人権と民主主義を守るたたかいをつよめるために、③弾圧に反対し民主的権利を守る諸運動を広汎におこすために、④三・一八運動と年末救援募金の運動——、(4)救援会を拡大、強化するために。

そのうち、(3)救援会の当面の任務と活動の重点について、の部分の㈠、㈡は次のとおりである。

【救援会の当面の任務と活動の重点について（抜粋）】

㈠　白鳥事件をはじめすべての弾圧事件の裁判闘争を勝利させるために

弾圧は、各分野の闘争と組織に、全面的に加えられているといっても過言ではありません。その主なものは、

白鳥事件やメーデー事件、大須事件など朝鮮戦争時に加えられた弾圧と十七年にわたる裁判闘争。

新島、ハガチー、政暴法事件など、安保改定反対、政暴法反対に加えられた弾圧事件。

三池闘争弾圧をはじめ労働組合に加えられた弾圧事件。

労音、民商、全生連、民医連その他民主運動に加えられた弾圧事件。

選挙活動やビラはり活動など、言論、表現の自由、政治活動の自由に対する弾圧事件。

以上すべての事件を無罪にさせるため、国民救援会は力を尽して闘かわなければなりません。

ことに、白鳥事件の村上国治さんの再審と釈放、枚方事件の山田孝雄さんの早期釈放、そしてメーデー、大須事件の判決闘争、辰野事件、宮操事件、新島事件、帝銀再審弾圧事件などは、全国的な課題として闘かわなければなりません。

裁判事件で無罪をかちとるためには、大衆的な裁判闘争にしなければなりません。

どうすれば大衆的な運動を組織的に発展させることができるのでしょうか。

第一に、先ず私たち救援会の常任や活動家が事件の真実をしっかりとつかむことです。

私たちが、先ず事件の真実をしっかりとつかみ、「この起訴がいかに不正義か」「犠牲者の無実がどのように明らかになったか」あるいは「裁判所が如何に不公正だったか」などをしっかりとつかみ、その不正な「裁判」を許さないために、広範な組織的運動にすることです。

そのために私たちは、被告や家族の話をきき、あるいは裁判記録を読み、事件の本質と不正義をしっかりつかんで訴えることです。

第二は、事件の真実をひろげるため、真相報告会、事件研究会、あるいは公判傍聴や現地調査、さらにはパンフ、チラシなどでくりかえしくりかえし訴えることです。

白鳥事件やメーデー事件などは、こうした宣伝材料が沢山つくられています。しかし多くの事件は、パンフや幻灯などもつくられていません。救援会は、関係者に協力してこうした宣伝物をつくり、多くの人びとが事件の真実にふれる、現地調査や公裁傍聴に参加できるよう協力することです。こうすることによって活動家がつくられるからです。

第三は、どんな人でも、直ちに参加できる救援、要請署名激励のハガキ、或は資金カンパなどを具体的に訴えることです。

一枚の激励ハガキがどんなに犠牲者をはげますものであるか、要請署名が裁判所をしてどれだけ真実に目をむけさせる役割をもつか、そして資金がどんなに必要かなどを具体的に訴えることです。

第四は、「守る会」や「対策協議会」などをつくって自主的、大衆的な救援運動に発展させることです。

こうした救援組織の必要性は広く認められていますが、活動家の努力にもかかわらずその成果を十分あげていません。そのためにはつぎのことが大切です。一つは、「××さんの無罪をかちとる」とか「○○さんを釈放させる」という目的をはっきりさせること。二つは、そのために守る会には第二組合員や職制的な人まで広範な人びとを結集すること。三つはすべての会員ができる支援の活動を基本にすることです。こうした「守る会」あるいは「対策協議会」を正しく発展させるためには国民救援会の援助が大切です。

(二) 冤罪事件の裁判や不当解雇の裁判などを支援し、人権と民主主義を守るたたかいをつよめるために

イ、国民救援会は、無実を主張してたたかっている八海事件や松山事件、免田事件あるいは徳本事件などの裁判を支持して来ました。そして、八海事件はついに無実を確定させることができました。この勝利にはげまされ、目下、東京高裁では狭山事件の石川君が、最高裁では仁保の岡部さんが、また再審請求の牟礼、松山、帝銀、島田、免田、徳島ラジオ商殺し事件などがたたかわれています。救援会は「人権を守る」たたかいとしてひきつづき支援していきますが、つぎのことに重点をおく必要があります。これら諸事件は「無実の罪で死刑にされる」というこのうえない残酷な事件なのですが、まだ大衆的な運動にひろがっていません。それは、「無実だ」とか「警察のデッチあげだ」などと主張するだけで、「裁判のどこに誤りがあるのか」「こんな不正な裁判で死刑にされてはたまらない」という裁判批判の内容が大衆的に明らかにされていないからです。したがって救援会は、弁護団、事件関係者と力をあわせ、また裁判記録を検討し、「裁判上の争点」と、大衆的な裁判闘争に拡げていく上での「事件の問題点」を明らかにし、裁判闘争の土台をしっかりとすえていくことが肝要です。

ロ、不当解雇や不当配転など、労働者の権利を守る裁判闘争を今後重視し、支援をつよめていくことです。このような裁判で、全国で千人をこえる人びとがたたかっています。これらの人びとは、かつて職場の活動家であったり、労働組合の幹部でしたが、資本家の攻撃によって解雇や差別攻撃をうけ、これを裁判にもちこんで争っているのです。なかには大独占「東芝」を相手にして、臨時工が「不当解雇」の裁判をおこし、地位保全を申立てて破れ、これを本訴にもちこんで「勝訴」しいま東京高裁で控訴

密をたたかっているものもあります。しかし多くの「不当解雇裁判」は、労組からの支援をうちきられ、あるいはこうした裁判闘争の経験不足のため非常に困難なたたかいをすすめています。

そもそも「解雇反対」闘争は労働組合の基本的な任務で、労働組合の闘争で撤回させることができるものです。しかしこれが、さまざまの事情で「裁判」で争われているのです。したがって、国民救援会は、権利を守る「裁判」としてこれを重視し、かつての裁判闘争の教訓を生かして、大衆運動にすることです。このたたかいは、正しい活動をすすめるならば急速に職場の支持をうけ勝訴することができます。

5　大須事件

一九六九年七月二五日、名古屋市公会堂ホールで「大須事件無罪判決要求総決起集会」がひらかれ、一七〇〇名が参集して、大須事件の無罪判決を要求する決議などがおこなわれ、七月二九日にはこの決議にもとづいて代表者五〇名が名古屋地裁に井上裁判長を訪ねて決議の趣旨を申し入れた。

一〇月二五日には愛労評二二回定期大会が大須事件騒乱罪適用反対の決議をおこない、一〇月二八日には名古屋市内の青少年会館ホールで、「大須事件無罪判決要求現地調査、事件研究会」がひらかれ、ひきつづき現地調査がおこなわれた。このようにして無罪判決要求運動のたかまるなかで、一一月一二日に名古屋地裁は、大須事件について騒乱罪の成立をみとめる有罪判決をおこなった。

判決は、一九五二年七月七日、大須球場を出発したデモ隊が岩井通りに出て行進をおこない、岩井通り四丁目付近で、警官隊にたいして石、火炎ビンが投げられたときに騒乱罪がはじまったとなし、それ以前の段階に関与したとして起訴されていた者に無罪、その他に有罪を言い渡した。

手続の関係でおくれて言渡しのあった者を含めて、その内訳は次のとおりである。騒乱首魁九名、指揮四名、率先助勢四〇名、付和随行四六名、放火未遂五名、暴力法七名、外国人登録法五名、無罪二一名、公訴取消二名、合計一三九名で、首魁のうち五名は懲役二年六月ないし三年の実刑、その他の有罪のものはすべて罰金刑を含めて執行猶予がついた。なお、有罪の者の大部分、一〇五名は控訴を申し立てた。

この判決に対して、同日被告団弁護団は次の声明を発表した。

【弁護団声明】　名古屋地方裁判所刑事第一部は、昭和四十四年十一月十一日、いわゆる「大須事件」につき、騒擾罪の成立を認め、首魁三名に対し、懲役三年ないし二年六ヵ月の実刑を言渡した他、多くの被告に懲役または罰金（いずれも執行猶予）を言渡しました。

同日井上裁判長が朗読した判決理由要旨は、全面的に検察官の主張に追随し、この事件で最も重大な争点とされていた集団に暴行脅迫の共同意思があったかなかったかについて、なんらの判断を示すことなく騒擾の成立を認定しているばかりでなく、判決に必らずつけなければならない証拠の標目を示していないなど、全く判決の体をなしていないものです。

この判決は、恥も外聞もなく、しゃにむに当夜のデモ参加者に暴徒のレッテルをはり、騒擾罪をでっち上げている点で、事件当時の警察・検察の権力犯罪に加担するとともに、七〇年を前に、人民の統一行動に対する権力の弾圧への地ならしをはかった世にもまれな恥ずべき政治判決といわねばなりません。このことは、判決理由が、被告の行動の部分で、なんらの証拠にももとづかず、本件が日本共産党中央の指導で行なわれたかのよう

に述べることによって、人民の統一行動にクサビをうちこもうとしているところにも、はっきりと示されています。

被告団・弁護団は、全国民の広範な支援のもとに、必らずこの不当な政治判決を粉砕せずにはおかないでしょう。

一九六九年十一月十二日

大須事件被告団・弁護団

6 メーデー事件

判決引延しへの抗議

メーデー事件の裁判は一九六六年三月に結審したまま判決の言渡しがなく、早期に無罪判決をおこなうように要請する運動がひろがっていた。一九六九年三月には、裁判所が判決予定日を同年一二月と伝えたために、同年五月二八日には「メーデー事件一二月判決引き延ばし全国抗議行動」がおこなわれ、約四〇〇名の抗議団が東京地裁におしかけた。

その後も六月二七日、七月二二日にメーデー事件中央後援会を中心に抗議行動がおこなわれたが、このような動きのなかで東京地裁は、九月八日に、さらに判決予定をのばし、一九七〇年一月下旬に判決をおこなうことを予告し、やがて一月二八日におこなうことを決定して関係者に通知した。

判決日が決まったことに呼応して一〇月二八日には、東京・青山の日本青年館で「メーデー事件無罪要求中央決起集会」が開かれ、さらにメーデー事件に関する新しい記録映画が制作されて、その上映にあわせてメーデー事件に関する救援運動がひろがっていった。

東京地裁判決

一九七〇年一月二八日、東京地裁刑事一一部は、事件発生以来一七年九月ぶりに判決を宣告した。

当日出廷した二〇三名の被告のうち、一一〇名に無罪、九三名に執行猶予つきの懲役または罰金の有罪判決をおこなった。

その後、手続上の理由でおくれた少数の被告人にたいする判決の結果を総合すると、騒乱罪で起訴されていた被告人二三四名のうち、無罪一一九名、有罪一一五名で、有罪のうちには騒乱罪については無罪であって他の罪名によって有罪とされた者一四名が含まれているので、結局、騒乱罪に限っていえば、無罪一三二名、有罪一〇二名となった。

判決は騒乱罪の適用についてメーデー事件を二分し、その前半部分については警官隊の実力行使を違法であるとして騒乱罪の成立を否定し、後半部分について騒乱罪の成立をみとめたのであった。

この判決のうち無罪となった者については、検察側が控訴を断念したのでそのまま確定した。有罪となった者は、一月二八日に判決のあった九三名の全員が二月一二日に控訴を申立てたので、さらに公判闘争が継続することになった。

判決当日、東京地裁周辺には一〇〇〇名近い人たちが集まり、午後一時から日比谷野外音楽堂において、「メーデー事件不当判決被告決起集会」がひらかれた。この集会でおこなわれた抗議の決議は次のとおりであった。

【メーデー事件不当判決報告決起集会の抗議決議】 本日、東京地方裁判所は、メーデー事件に対し、騒乱罪の成立を認め、被告二二四名のうち九十三名に有罪を宣告した。

この判決は、国民の大衆行動に対し、まっこうから敵意を示すものであ

り、我々は断じて認めることはできない。

メーデー事件がひきおこされてから今日までの十八年余の長い間たたかわれてきた、一千七百九十二回におよぶ公判闘争において、この事件が、誰によって引きおこされたものであるか、また、殺人、暴行、そして法廷における偽証など、犯罪の限りをつくした者は誰であるか、明々白々とされてきた。

しかるに東京地方裁判所は、被告団、弁護団が心血を注いで明らかにしてきた事件の真実に目をおおい、警察、検察の犯罪行為を弁護する立場に立った。

この判決を、日本の労働者、勤労大衆は、メーデー事件の長期、困難なたたかいの歴史とともに、絶対に忘れないであろう。

我々は、真実と正義はいかなるものをもってしても絶対におおいかくすことができないことを、松川事件をはじめ、いくたの弾圧諸事件のたたかいを通じてしっかりとつかんでいる。

今日、日本の真の独立と平和をめざす七〇年代のたたかいが大きく盛り上ろうとしており、そして、国民の最も神聖な権利である大衆行動の自由を守ることが極めて重要になっているとき、われわれはメーデー事件の勝利の日まで、今後いかに長期にわたろうとも、被告、家族、弁護団のみなさんとしっかり手を組んで、闘い抜くであろう。同時に、不正、不当極りない判決を下した東京地方裁判所に心の底から怒りをもって抗議するとともに、彼らの不当な判決をもってしても無罪にせざるをえなかった百十名の被告に対し検察庁が控訴せぬよう運動を強める。

右抗議する。

昭和四十五年一月二八日

メーデー事件不当判決報告決起集会

なお弁護団の声明は次のとおりである。

【判決にたいする弁護団声明】　東京地方裁判所は、一九五二年五月一日人民広場における事態の中途から騒乱罪が成立するとし、百十名の被告人を無罪としながらも、なお、八十三名の被告人に騒乱につき有罪の判決をおこなった。

判決は、虚偽と矛盾にみちた不当極まるものである。

その基本的立場は、正当な集団行動に終始敵意を示し、全体として、本件における警察、検察の犯罪的権力行使に組している。

十八年に及ぶ裁判が明らかにした真実の前に、第一段階については止むなく騒乱の不成立をみとめ、警官隊の実力行使を違法であるとしたが、それが警官隊の解散強行の先制攻撃にはじまることを認めながら、ひたすらその犯罪的実力行使を弁護し、デモ隊の防衛行為のみを犯罪視、これを理不尽に非難する態度に終始している。判決は、みずから前提とした憲法の諸規定に真向から反している。われわれはこの判決を許すことができない。

われわれは、真実と正義を愛するすべての人びとともに、この判決をうけいれることはできない。

ちやぶるため、断固たたかう。

昭和四五年一月二十八日

メーデー事件弁護団

メーデー事件について判決のおこなわれた一月二八日の午後、東京地裁民事二四部は、事件当日、警官隊の発砲によって射殺された故高橋正夫の遺族が提起していた国家賠償請求事件について、原告勝訴の判決をおこない、東京都に対し賠償金三〇〇万円と遅延損害金一五〇万円の支払を命じた。この判決は刑事判決と異なり、事件当日の後半部分で警官隊の発射した六一発の拳銃発射についてその発射状況を個別に検討したうえ、そのすべてについて違法であると判断した。この判決について東京都は判決に服し、二月二日に判決の命じた全額を支払った。故高橋正夫の遺族はこの賠償金によって墓石を建立し、三月二二日には松戸市八柱霊園でその建立式がおこなわれた。

7 白鳥事件

白鳥事件の村上国治が獄中から札幌高裁に申し立てた再審請求の事実取調べでは、有罪判決の基礎となった東大磯部教授の弾丸鑑定に、米軍ゴードン曹長が関与していた事実や、日本と中国の科学者が協力しておこなった弾丸の腐食実験の結果、応力腐食割れに関する新事実が発見されるなど、有罪判決にたいする重大な疑惑が提起されていた。

一九六八年七月に弁護団の要求によって科学警察研究所から提出された二通の弾丸鑑定書はこの疑惑をいっそうつよめるもので、これらの一九五三年八月一三日と一九五四年七月三〇日の日付をもつ鑑定書には、「同一拳銃から発射されたと認定するに足る類似発射痕は発見しえなかった」と記載されていたのである。これらの成果にもとづいて、一九六八年八月五日には札幌で東北大下平教授の弾丸腐食に関する証言と、弁護団の最終陳述がおこなわれ、再審開始の可否に関する決定の帰趨はひろく注目されていた。一九六九年六月一八日、札幌高裁は、一〇〇〇名の各地代表が全国から札幌にあつまってくるなかで、再審請求棄却の決定を告知した。この決定は、日中科学者による弾丸実験の科学性を評価しながらも、札幌峠に埋めた三二発の弾丸のうち二発について応力腐食割れの発生しなかったことを重視して、二発の証拠弾丸についても幌見峠に埋没していた可能性を否定できない、線条痕については磯部教授の鑑定の証拠価値がいちじるしく低下したことをみとめながら「なお鑑定たるの実を有する」としたのであった。翌日の各紙は、この決定を批判して再審請求の窓口があまりにせまいことを非難する論調の評論を掲載したものが多かった。当日発表された弁護団の声明は次のとおりであった。

札幌高等裁判所は、白鳥事件の再審請求を棄却した。われわれは、このような不正な裁判を断じて認めることはできない。

この裁判は明らかに科学を否定し、真理に背くものである。本件唯一の物証である三個の弾丸の腐蝕については、多年にわたる実験の成果を無視し、なお二個の弾丸が幌見峠に埋没していた可能性を否定できない、とした。

線条痕については、磯部鑑定の価値が著しく低下したことを認めつつも、新証拠によって完全に消えさるものではない、とした。

すなわち有罪証拠は崩れたけれどもゼロではない、というのである。真理に忠実な多数の日本人民と科学者たちの努力によって裁判所に提出された新証拠は完全に無視されたのである。

裁判所がどのように詭弁をろうしようとも、真理と正義に反する裁判は必ずや取消されるであろう。

われわれはこの不正な決定にただちに異議の申立てをおこない、最後の勝利の日まで闘いつづけるであろう。

一九六九年六月十八日

白鳥事件弁護団

この決定にたいしては、村上国治から異議申立がおこなわれた。

他方、村上国治の釈放を要求する運動は、再審請求棄却にもかかわらず、北海道地方更生保護委員会にたいして熱心につづけられた。

一九六九年一〇月一〇日には全国から五〇〇名が集まって第二〇回現地調査と釈放要求の行動がおこなわれたが、ついに一一月一四日

に村上国治は網走刑務所から仮釈放された。同日、約八〇〇人が刑務所の門前に出迎えるなかを村上国治は一七年ぶりに自由をとりもどした。村上国治が刑務所前で発表した声明は次のとおりである。

「一七年に亘る不当な拘禁が漸く解かれました。私は何よりもこの長期にわたる国家権力の不当不法な仕打ちに対し全身の怒りをこめて抗議する。私はこの恨みを決して忘れない。同時に私は党派をこえ、あらゆる困難にひるまず力づよいご支援、ご同情をおよせ下さった全国の多数の団体、大ぜいの個人の皆様に心から感謝申上げます。皆さん、本当にありがとう。今日網走刑務所を出獄するに当り私は今後ともあくまで無実をはらすこと、とともに、これからの私のすべてを平和と人々の幸せのために捧げたいと決意しています。正しい者はいつかは必ず勝利します。右出獄にあたり声明する。

一一月一四日

網走にて　村上国治」

【参考資料】(1)『判例時報』、(2)『人民の広場』、(3)『白鳥事件』、(4)『救援新聞』、(5)『八海事件一八年』

XIII 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向／農民運動の推移／主要な農民闘争──米価闘争／食管制度をめぐる運動：自主流通米反対闘争／米減産反対闘争／農産物輸入自由化反対運動において果樹闘争：乳価闘争／葉たばこ価格闘争／いも・でんぷん価格闘争／土地取上げ反対闘争：三里塚空港建設反対闘争／その他空港・基地反対闘争／高速道路・ダム建設反対闘争／出かせぎ農民の運動その他／農民団体──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全国農民同盟

概要

一、米・牛乳その他の過剰生産、輸入農産物の増大、食管赤字の増加等の客観状勢のなかで、米価闘争・食管制堅持運動は消極的防衛的に終始し、政府の米価据おき決定に押しきられた。米減産反対運動も実質的効果をあげることができなかった。

一、牛乳・葉たばこ・いも・でんぷん価格闘争も低調で、ひとり農産物輸入自由化反対運動において果樹作農民の運動が組織的に、全国的統一的に展開される端緒がひらけた。

一、土地取上げ反対闘争・基地反対闘争は、三里塚の空港反対闘争をはじめ、局地的ではあるが各地で激しく展開され、農民エネルギーを噴出させた。

一、農民運動の組織的主体的弱体性はいぜんとして克服されていない。農民運動が農協系農政活動と一体化し、これに埋没して展開されたことも前年と同様である。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

農産物の過剰生産と農業所得の減少

一九六九年下半期から約一ヵ年間、日本農業と農政はどのように推移し、いかなる問題に当面したか。一言にしてこれをいえば、日本経済のいわゆる「大型景気」の持続する中で、農村労働力の大量流出はいぜんとしてつづき、農地の買上げ・取潰しが進展して、国民経済に占める農業の地位低下がいっそうすすんだ、ということである。青壮年を中心とする労働力の純流出は約六〇万人、通勤型および出稼ぎ型兼業は増加して、いまや農業を専業とする生産者は全体の二〇%となっている。そのうえ、農業生産の二大作目である米と牛乳は過剰生産となり、その生産者価格は据おきあるいは横ばい状態、他の農産物価格も一部の例外をのぞき従来の上昇率を持続できず、農業所得は後述のように減少に転じた。

農産物の生産過剰は、他方における外国産農産物の輸入増大によって促進され、ある意味では政策的につくりだされたものである。六八年度には小麦四〇〇万トンをはじめ、全体として八七〇万トンを超える食用農産物が輸入された。なおグレープフルーツその他の輸入自由化が間近にせまっており、日本農業の縮小的再編成は急速にすすんでいる。食品加工業あるいは大手商社の農業部面への進出も盛んとなり、契約栽培その他の形で資本の農民把握が深化している。その一方、東南アジア諸国への日本資本の進出、「開発輸入」のすすむにつれて、国内産食料・飼料の自給率はいっそう低下するものと予測される。

農林省が最近（七〇年六月二九日）発表した「昭和四四年度農家経済収支概算」によれば、全国平均一戸あたり農業所得は一二〇万七四〇〇円で、前年度のそれを七%余上回った。この伸び率そのものは前年より二%下回っているが、問題は農業所得が前年度より一%余減少して五三万円となったことである。これにたいし賃労働などによる農外所得は前年度にくらべ増加し六九万円となり、結局、農家所得のうち五七%は農外所得の占めるところとなった。農家生計費もこの年六%の伸びを示したが、世帯員一人あたりの生計費でみると、なお都市勤労者のそれに及ばない。

要するに以上の調査結果は、農民生活が資本主義経済への依存度をますます高め、雇用機会と労賃水準によって農業の所得が大きく左右されるにいたったことを示している。そのなかで、近年伸びつづけてきた農業所得が減少に転じたことは注目されてよい。

総合農政の実施

「基本法農政」の破綻をとりつくろうものとして登場した「総合農政」は、その実施の第一着手として「自主流通米」制度を創設し、他方、一般的物価水準の上昇するなかで生産者米価の据置きにふみきった。いずれも古米・古

古米の大量累積問題を解決する手段として、政府が農民の反対を押しきって実現したものである。

このようにして、「食管制の根幹を維持する」という名目のもとに、佐藤内閣は実質的に食管制度の部分的なしくずし的改変をおこなった。その意味で一九六九～七〇年は戦後の日本農業にとって重大な画期をなす時期である。また佐藤内閣は、米作一割一律減産と一二万ヘクタールにおよぶ農地の買上げ――非農業的転用を決定した。また新都市計画法の実施・運用によって、近郊農村の農地を工業用・観光用あるいは住宅用にふりむける政策をすすめている。産業道路・軍用道路あるいはコンビナート・空港・ダム等の建設のために広大な農地買収と取潰しがすすめられている。これらいっさいは直接間接に農家経済と農民生活に大きなショックを与えずにはおかない。その反作用が次にのべる農民運動として現われているのである。

2　農民運動の推移

農民運動の一般的特徴

一九六九年後半期から七〇年前半期にかけての農民運動は、前年にひきつづき各種の価格闘争、土地取上げ反対闘争その他の分野でたたかわれたが、この期間を通ずる一般的な特徴的性格をあげると次のとおりである。

第一に、毎年最も広範に全国的にたたかわれる米価闘争であるが、過剰米の累積、食管赤字の増大という深刻な客観的情勢を前にして、いきおい消極的守勢的な性格を帯びざるを得なかったことである。すなわち、政府は米の「需給事情を考慮して生産者米価を審議するように」との食管法に抵触するような諮問案を米価審議会に提示して米価据おきを計ったのにたいし、全日農など農民団体は例年のごとく集会―決議―デモ―要請という形態で要求米価の実現をせまったが、結局、米価は政府の思いどおりに据え置かれ、わずかに二二五億円のいわゆる「つかみ金」を獲得したにすぎなかった。これは、「総合農政」による自主流通米制の導入、さらに米減産政策の実施というきびしい政府の施策にたいし、「食管制の根幹を守る」という守勢に立たされた農民団体が、一歩一歩追いつめられてきた帰結といえる。

しかも、米価運動の主体が全日農系と農協系の二本に分裂・併行してたたかわれ、とくに農協は自主流通米を認め、減産政策にも協力する態度を示しているのだから、米価闘争がいちじるしく迫力を欠いていたのも、これまた当然といえる。両系統の運動が要求米価額においてくいちがい、とくに自主流通米・米減産政策にたいして対立した態度をとり、はじめから足並みの不一致を示していたことが、米価運動はもとより、ひろく食管制を守る運動において十分な迫力をもちえず、成果をあげえなかった大きな原因の一つといえよう。

第二に、米価その他の価格要求運動や食管制を守る運動は、多数の農民を決起大会や抗議集会に動員し、政府当局や政党等への陳情・要請・抗議をくりかえすことに終始するものが普通で、しかもこれらの要請活動は農協系団体の推進する「農政活動」と一体とな

り、時にはそれに合流・埋没して展開されていることである。これは結局、全日農・全農総連など農民組合が部落を基礎にした組織の実体をほとんど失って、反政府・反独占農民運動展開の強固な組織的支柱を欠いている結果である。農民要求が政府によって、あるいは農民と対立する資本によって拒否されても、それを組織の力と実力行使ではねかえす体制が欠けているのである。そこで米価運動に典型的にみられるように、表面は大集会や大衆示威のはなばなしい動きを見せながら、実質的には農民要求貫徹の組織的裏づけを欠き、自民党への陳情や圧力に依存する農協的農政活動が主流となっているのである。

一般的にはこのようにいっても、困難な客観的情勢と主体的弱さにかかわらず、部分的には激しい効果的闘争がみられたことも事実である。たとえば、日農新潟県連のおこなった自主流通米反対・減産強制反対の運動などその典型的事例である。

自由化反対闘争の活発化と土地闘争の激化

第三に、政府の推進する農産物輸入自由化政策にたいし、農産物価格低落・縮小再生産へと追いこめられた農民の抵抗が強まってきたことが今期の特徴の一つといえよう。牛乳・葉たばこ・でんぷん等価格引上げ要求運動が、不利な需給事情の中でいずれも低調で、見るべき成果もなく推移したなかで、果樹作農民はようやく全国的組織を形成してグレープフルーツ等の輸入自由化反対に動きだしたことは注目される。もちろん、運動の形態に質的な変化発展が見られたわけでもなく、安保反対の運動と結合されてその成果が大いにあがったとも認めがたいのであるが、これまで地方的局部的運動にすぎなかったものが、全国的に一つの組織にまとまって動きだしたという点に一歩前進と特徴をみとめうるのである。

農業生産の基本条件であり、農民生活の最後のよりどころである農地は、日本資本主義の急速な資本蓄積と軍国主義化の進展するなかで、全国各地において取上げ・取潰しの対象となってきた。農民の土地取上げ反対闘争は、あるいはダム建設反対の運動として、またあるところでは軍事基地撤去要求の運動として、今期も激烈に、時には農民のいのちがけの抵抗闘争としてたたかわれた。全日農は新都市計画法実施反対の闘争を今年の重点的運動の一つとしている。これら土地をめぐる運動はその件数、参加人員などの点からすれば決して一般的な農民運動高揚を規定づけるほどのものではないが、近年の沈滞しきった農民運動のなかで噴出する農民エネルギーの発現として注目に値するものがある。

土地取上げ反対闘争として最大の規模とエネルギーをもってたたかわれているのは、成田市三里塚における新東京国際空港建設反対運動である。運動開始いらい四年におよび、政府・空港公団のあらゆる政治的権力的強行策（土地収用法にもとづく立入り強制測量、機動隊の動員等）にかかわらず、いまだに空港予定地の買収は終了していない。三里塚・芝山連合反対同盟の農民たちは、少年行動隊から老人行動隊まで家族ぐるみの測量阻止行動をくみ、今年は小中学校生徒の同盟休校戦術まで用いて抵抗している。

支援の労働者・学生もしばしば大衆動員によって土地の測量・買収の進捗をさまたげている。すでに政府・公団の当初予定した空港建設プランは縮小の余儀なきにいたり、さらに「七一年四月には一番機を飛ばす」というタイム・テーブルも狂ってしまった。六九年下半期は、いわゆる七〇年安保の前段闘争にあたっていたところか

ら、三里塚闘争は反安保反軍事基地闘争の高度な政治的性格を帯びてたたかわれたことも、一つの特徴である。

三里塚のほかに、松山空港・新関西国際空港等についても農民の反対が起こり、北富士演習場・長沼ナイキ基地・日本原演習場等にも拡張反対や撤去要求の運動が生起した。このほか、土地取上げ反対運動としては、前年にひきつづき高速道路・ダム・ニュータウン等の建設にともなう反対運動やトラブルが起こった。あるものは成果をあげ、あるものは敗北してその評価は一様にはゆかないが、基幹労働力を奪われ、さらに土地を食いつぶされつつある農民のぎりぎりの抵抗運動は過小評価さるべきものではない。

出稼者や農村労働者の運動も進展し、その組織化は拡大した。ただ、全日農をはじめとする農民団体の組織状態ということになると、その拡大強化がすすんでいる徴候はいぜんとして認められないというのが実情である。したがってまた、全日農が今期の運動の目標の一つを、「安保体制を打破し、現在の農業危機を、日本農業の自主的民主的発展の道をかちとることによってきりひらく」（全日農「一九七〇年度運動方針」）においたとしても、その目標に近づくにはなお大きな困難が横たわっているのである。

2 主要な農民闘争

1 米価闘争

全日農の米価闘争　一九六九年四月二二日、全日本農民組合連合会（全日農）は、食管特別委員会と米作十県共闘会議の合同会議をひらき米価闘争の方針について検討したが、翌二三日の第四回中央常任委員会で当面の運動方針と要求米価（一五〇キロあたり一万九六六〇円、要求スローガン「一俵一万一〇〇〇円以上」）を決定した。

六月三日、全日農主催「米価要求貫徹・自主流通米粉砕全国農民総決起大会」が東京・日比谷野外音楽堂で開かれた。参会者約一万名。大会は①生産者米価要求、②自主流通米粉砕、③農地法改悪阻止、新都市計画法反対、④独占物価引下げ、⑤農産物貿易自由化反対、安保条約廃業、の五議案を満場一致で採択、「食管制度を守ろう」との宣言を発して閉会した。

このあと参会者は関係各省・自民党・経済同友会・全購連・全販連・NHKなど食管制廃棄に協力していると見られる機関や団体に

抗議・要請をおこなった。なかでも大蔵省に向かった約一〇〇〇名の農民中、青年行動隊百余名は大臣室前に坐りこみ要請行動にはいった。そのさい三名の農民は「器物破損とその教唆」のうたがいで機動隊に逮捕され、これにたいし代表団は警視庁と麹町警察署に抗議、釈放を要求した。他方、農林省へ向かった代表団約三〇〇〇名は省内四階までの廊下に坐りこみ、米価すえおき反対、自主流通米制度実施中止を申し入れ要請した。

米価審議会への要請行動

六月四日、農林省九段分庁舎で米価審議会が開催された。総決起大会のため参集した各地方の農民代表は、三日早朝より小倉米審会長はじめ各委員および農林当局にたいし同様の要求をもって要請・抗議活動をおこなった。四日以降も、全日農と全農総連の動員した農民約二〇〇〇名が連日米審会場前に押しかけ、中庭で集会、坐りこみをつづけた。

六月七日、米審は政府諮問案を一応妥当とする「据置き米価」を多数意見として、これに「引上げ」「引下げ」の少数意見を付して政府に答申した。全日農など農民団体の要求は通らなかった。

本年度の米価審議において、政府諮問案のなかに「米穀の需給事情」を考慮して審議されたいとの条件が付されていたため、生産者代表委員はこの条件が食糧管理法違反になること、また米価審議以前に生産者米価すえおきの方針で予算を組んだのは米審無視であることを主張したため、会議は冒頭から紛糾した。坐りこみ抗議代表団も米審会長に「違法諮問案」を政府に返上せよと迫った。次に代表団の政府への「申入書」をかかげる。

申　入　書

政府は、昨日米価審議会に対し、生産者米価の引き下げを中心とした不当極まりない諮問をしたことに関して、次の事項を強く申し入れます。

記

一、米価算定にあたって、需給事情を考慮することは食管法違反であり、このような政府諮問および米価算定試算をただちに撤回し、再諮問を行なわせること。

一、生産者米価は生産費および所得補償方式で算定し、農民団体の要求を実現すること。さらに、自主流通米制度はただちに撤回すること。

一、消費者米価を絶対に値上げしないこと。ヤミ米を追放すること。

一、食糧管理制度を堅持すること。

一九六九年六月五日

食管制度を守る全国連絡会議事務局長　肥川治一郎
全日本農民組合連合会会長　石田　宥全
全国農民総連盟会長　鈴木孝一郎

農協の米価運動

農協全中米価対策中央本部は五月七日、東京・農協ビルで中央都道府県米対本部長・常任委員合同会議をひらき、要求米価一五〇キロあたり二万四一三三円（一俵九六五三円）を決定した。これと同時に同本部は、麦の生産費補償、基本法農政の確立、食管制堅持など対政府要請事項を決めた。他方、都道府県農業会議所会長会議も同時に、農協要求米価を両団体の統一要求米価とすることを決定した。

六月二日、農協米対本部は東京・日本武道館で「全国農協代表者大会」を開催した。参加代表約一万三〇〇〇名。過剰米累積という情勢の下で開かれた今年の大会は、前年にくらべると〝ソフト・ムード〟が特徴的であった。大会終了後、参加者はデモ行進し、国会請願におもむいた。

三日以降は宮脇米対本部長を中心に連日政府・自民党方面に要請

陳情活動がおこなわれた。農協青年部・婦人部は都内各所でビラを配布し、また地方農協要請団のブロック別集会をひらき、主として地元選出議員にたいする要請活動をおこなった。

これらの運動にかかわらず、政府内に米価すえおき論が強く、そのまま決定を見る気配が濃厚となるや、六月九日、米対本部は「政府与党があえて農民軽視の生産者米価を決定するのなら……選挙を通じて自民党と対決せざるをえない」という異例の強硬申入れをおこなった。これと同時に農協組合員約二〇〇〇名は早朝から自民党本部前に坐りこみ同党議員に協力を要請した。

六月一〇日、政府は二万六四〇〇円の生産者米価を閣議決定した。これは前年産米価格二万六七二円とほぼ同じ「据おき米価」であるが、政府は同時に稲作対策特別事業費として二二五億円の補助金支出をきめた。このいわゆる〝つかみ金〟は、自民党の要求した基本米価二・一八%アップ額に相当する金額であった。

全日農はじめ農協など各団体は強い不満を表明し政府決定に抗議の声明を発表した。宮脇農協中央会長は米価問題に責任をとるとして辞意を表明、七月三日の農協中央会緊急理事会で全役員の辞任がきまった（その後の臨時総会で宮脇氏は会長に再任された）。

地方における米価運動

昨年とちがい、地方における米価運動は見るべきものはあまりない（地方の運動はいし激しく改組を要求した〝中立米価審議会〟を開き、食管制堅持の決意を確認したうえで、新都市計画法反対、柏崎原子力発電所設置反対、直江津火力発電所設置反対、北陸高速道路用地買収反対等の決議を採択した。閉会後参加農民は市中デモにうつり、また代表団は亘県知事に会って低米価に抗議し大会決定の実現を要望した。

七月二日、秋田県横手市の旭農民組合は同地区農協、農協労連、全農林労組等と共催で「旭地区農業危機突破総決起大会」を開き、米価すえおきに抗議、自主流通米反対など八件の議案を決議した。参加者は約一五〇名。

八月一日、全日農秋田県連は大曲市小学校で約二〇〇名の農民を集めて「生産者米価据置き反対、自主流通米粉砕秋田県農民大会」を開催した。大会は、米価・食管制を中心とする今後の活動方針について討論したあと、低米価抗議、貿易自由化反対、農地法改悪阻止など九案件を討論決定し、散会後農民デモ行進にうつった。

2　食管制度をめぐる運動

(1)　自主流通米反対闘争

自主流通米と全日農

一九六八年中、農民・農業団体が政府にたいし激しく改組を要求した〝中立米価審議会〟問題は、六九年五月一〇日、農林大臣の指名によって、生産者および消費者代表等を委員にふくめる改組が実施されたことによって一段落をつげた。

「自主流通米」制度の導入は、現行食糧管理制度をくずすものとして全日農は強く反対の意を表明してきたのであった。ところが政府の意向に応えて農協米対本部は、「自主流通米を認めたうえで農協が全量集荷する」との方針を決定、これにたいし全日農組合員が六九年二月一九日、宮脇同本部長と大衆団交をおこなったことは、本『年鑑』第四〇集五四五ページに記録したとおりである。しかし農協はその後、前記の方針を再確認し、自主流通米全量集荷にのりだすことになった。

全日農はこれにたいし、①自主流通米は一俵も売らない、②売渡し米は全量政府に売るとの方針をきめた。さらに六月一七・一八両日、全日農は食管特別委員会・米作一〇県共闘会議合同会議ついで第五回中央常任委員会を開き、これまでの米価要求中央行動を総括し、その上に立って当面の行動方針を討議した。この会議で「自主流通米は売らない」という原則を確認し、今後の活動として自主流通米粉砕集会の開催など具体的方針を決定して各県連に指示した。

他方、食糧管理制度を守る全国連絡会議（食管連）は六月二一日、幹事会で「売らない＝農民」「扱わせない＝農協」「買わない＝消費者」の三原則をスローガンとすることを決定、全日農を中軸に生産者・消費者の中央集結闘争や「うまい米を配給米で買う運動推進懇談会」（仮称）をつくって自主流通米制度に反対してゆくことを決めた。

自主流通米阻止全国農民総決起大会

八月二八日、全日農は食管連・中央労農会議の参加を得て、新潟市・体育館に「自主流通米阻止・農業危機突破全国農民総決起大会」を開催した。参加者は約一万名。新潟は全日農第六回中常委において、この運動の拠点地区と決定されていたのである。大会は、食管制堅持、新都市計画法反対、農地法改悪反対等を決議、またヤミ米流通取締り強化要望、新米配給早期実施等の議案を可決した。また、新潟水害裁判闘争特別報告を承認、大会宣言を発して散会した。その後、参加農民は市中デモ行進し、農協県連にたいし自主流通米取扱い中止をもとめる集団交渉をおこなった。翌二九日、大会中央要請団は上京して各機関・団体に決議をつたえ要請した。

九月一七日、全日農は第二回中央常任委員会において「自主流通米阻止と当面の食管闘争について」討議、農協青年部や全農総連等と共闘する方針を確認した。なお当日決定した「当面の要求」は、自主流通米阻止、作付転換反対、余マス廃止、米の消費拡大、農産物輸入自由化反対、第二次構造改善事業実施反対、独占物価引下げ、失業保険法改悪反対等であった。

食管連の運動

九月三日、食管連は食糧庁にたいし、一〇月からの新米配給実施、自主流通モチ米値上げ反対を要求した。他方、農林省は古米処理問題を議題に米審を開催する方針を決めていたが、食管連は米価以外の問題で米審を開くことは違法であると反対、そこで農林省は一〇月二日、「米価懇談会」の名をつかって米審を開催した。

「懇談会」の当日、全日農と食管連の代表約三〇〇名は会場に押しよせ、米審委員にたいし、①自主流通米制度を中止せよ、②米の政府買入れ制限反対、③生産者米価据おき・値下げ反対、④米の消費拡大——学校給食・沖縄援助、を骨子とする要請書を手交してその実現を要請した。代表団はまた、米審会場前の広場に坐りこみ、長谷川農相・檜垣食糧庁長官・小倉米審会長らに自主流通米制度の

中止を訴え交渉にはいった。これにたいし農相ら政府当局は中止はできないと回答、交渉は物わかれに終わった。

翌一〇月三日、食管連は全国代表者会議をひらき、生産者と消費者との共闘体制を強化する、安保闘争・総選挙闘争と結合して「農業を破壊する総合農政反対、食管改悪阻止全国大行動」を各地で展開する、など当面の活動方針を決定した。食管連は本年六月いらい、全日農とともに自主流通米制度阻止闘争を展開、総評・全農林など労働団体と「ヤミ米追放」を訴えるリーフレットを大量に作成、労働者や市民に配布してきた。

自主流通米粉砕大会　中央における自主流通米阻止闘争とならんで、同じような運動がおこなわれた。次にその事例を二、三記録しよう。

三月二三日、新潟の北蒲原郡農民組合・新発田地区労・社会党・共産党の呼びかけで農民・労働者約二〇〇〇名が新発田市・外ヶ輪小学校に参集、「北蒲原郡・新発田市・自主流通米粉砕大会」を開き、散会後市中デモ行進に移った。また同月二八日には新潟市・県庁前広場において、日農県連・労組県評および社共両党で構成する自主流通米粉砕県民会議主催「自主流通米粉砕・亘知事責任追及・春闘勝利・県民諸要求実現・県中央決起大会」が開催された。参加者約六五〇〇人。大会代表団は警官に護衛された亘知事と会見、自主流通米制度を認めた知事の責任を追及するなど抗議行動をおこない、大会を終わった農民・労働者は市中をデモ行進した。さらに四月一〇日、同県民会議代表は吉原経済農協連会長と交渉し、農協は自主流通米制度に反対するという確約をとった。新潟の運動はこのようにして前記八月二五日の全国総決起大会およびそれ以後の中央行動に結びついていったのである。

新潟の運動にくらべると他府県の動きはそれほど活発ではなかった。三月四日、鳥取県米価共闘会議と同県社会党・共産党代表約二〇〇人が県農協米対本部長と交渉、農協として自主流通米制度反対の運動を推進することを確約させた。全日農福岡県連と同県食管改悪阻止共闘会議の代表は、三月一八日・四月二日の二回にわたり県農協中央会役員と集団交渉にはいり、農協として自主流通米反対の方向へ努力する、との確約をとった。このほか、米作一〇県共闘会議や全日農県連など、農民団体代表が県農協中央会当局と交渉し、山形や茨城で新潟・鳥取・福岡などの事例のように農協役員の確約をとった。

(2)　米減産反対闘争

米一割減産目標決定　一九六八年いらい、過剰米の累積、食管赤字の増大等重大な情勢を前にして、政府は食糧政策の手直しあるいは転換について各種の対策を検討してきた。これにたいし農民・農業団体は食管制度改廃の動きとして政府の動静に警戒の念を深めた。長谷川農相は一九六九年九月九日、記者会見で、食管法改正の意志はない、米の生産調整をおこなうが、それには与党や農業団体の協力がえられるような体制をつくったうえで実施したい、と言明した。この農相発言前後より、食管制堅持をめぐる運動は米の生産調整反対の運動として展開されるようにな

った。そしてまた生産調整反対闘争は同時に七〇年度米価闘争の前段闘争であり、予算編成にむけての予算米価闘争ともなった。そして生産調整反対闘争は、具体的には米一割減産・作付制限反対運動としてたたかわれることになった。

政府は米過剰のこれ以上の増大をふせぐためとして生産制限の方針を決定し、一九七〇年一月七日、中央米生産調整推進協議会を開いて実施目標を示した。すなわち、米作付面積三五万四〇〇〇ヘクタール、産米数量一五〇万トン、全国平均一一%の減産を目標とし、これを各都道府県に割り当てたのである。

全日農は一月一六日、第一回中央常任委員会を開いて米の作付制限反対の基本方針を確認した。さらに同月二〇日には、県市町村議会や自治体首長にたいする請願・陳情運動、労農共闘、ブロック別集会、署名集めなど各地域における運動形態をきめ、政府の生産調整に反対してゆくことを決定した。同じく二四日にはその具体的行動の第一歩として、全日農代表は農林省渡辺政務次官に面会、作付制限反対、主要農産物の価格保障制度の確立、食糧の外国依存主義廃止、自主流通米制度中止、などを申し入れ交渉をおこなった。しかし政府は一月三一日、自民党や農協などの意向を考慮したうえで、米生産調整奨励金平均一〇アール当り三万五〇七三円(キロあたり八一円)とし、総額八一四億七〇〇〇万円の調整奨励費をふくむ予算案を決定した。

全日農はこの政府決定にたいし、同日声明を発して、政府の米生産調整案は食管法と農地法を破壊するもので絶対に承認できない、と抗議した。そして翌二月一日、生産調整反対闘争の方針を再確認し、今後の具体的な活動プログラムを討議決定した。

全日農の米減産反対闘争

全日農は七〇年三月三〇日、総評・食管連・中央労農会議の参加協力のもとに東京・日比谷野外音楽堂において「日本農業を守る3・30総決起大会」を開催した。参加者は約三〇〇〇人の農民・労働者。大会は四決議案、すなわち、①減反政策反対、米価保障と食管制度を堅持する決議、②新都市計画法の実施と農地法改悪阻止、固定資産評価替え反対にかんする決議、③農畜産物の輸入自由化を阻止し価格保障と自給確立を要求する決議、④安保条約粉砕、労農共闘推進にかんする決議を採択し、闘争宣言を発表した。大会終了後、代表団は倉石農相・福田蔵相はじめ各機関を訪問、大会決議の確認を要求したが拒否された。農協中央会には米価闘争、生産調整反対等について共闘を申し入れたがこれも話合いは不調におわった。またこの大会後、各協力団体代表と全日農代表約一〇〇人は衆院第一議員会館で都道府県連代表者会議をひらき、七〇年米闘が米価据えおきおよび米買入れ制限反対、食管制堅持のたたかいとなることを確認し、今後の運動について意見を交換した。この大会を契機に、全日農の七〇年米価闘争がスタートを切った。

全農総連の米生産調整反対運動

全農総連(全国農民総連盟)は六九年一〇月一日、総合農政にかんする一一項目の方針をきめ、①年間米一五〇万トンに相当する外麦輸入の即時中止、②食管制堅持、自主流通米制度中止、③通年土地改良の実施とこれに伴う休耕地補償、改良工事の就労にたいする賃金支払、などを政府に要請した。そして同月二三日、東京で「第一次農業危機突破全国農民代表者集会」を開催した。大会は「農業所得の減少をともなう全国一律一割米作減反反対」(緊急動議)を可決、終

了後代表団は政府や国会におもむいて要請活動をおこなった。

全農総連は七〇年一月二三日、東京で「第二次農業危機突破全国農民代表者集会」を開き、「転作・休耕に差別なく一〇アールあたり平均四万円以上の価格補償」の要求事項を決定、政府当局に要請した。ついで三月二四日には第三次代表者集会がひらかれ、政府・政党に同様の要請行動をおこなった。

農協の生産調整奨励金運動

六九年一〇月二一日、東北地区農協五連合会長会議は政府の米作減反案反対を決議したが、このような例外的な動きを除き、農協系農業団体は政府の生産調整案に協力する態度を示した。それは、「食管制度を維持するためには、自主流通米と同じく生産調整に協力する以外にない」という理由によるものである。そして農協は、生産調整に協力する代償としてその補償費を獲得する予算要求運動にとりくむこととした。七〇年一月二一日、全国都道府県農協中央会・連合会会長合同会議が東京・全共連ビルで開かれた。この会議で「米の生産調整対策の要請」その他が決議され、農林・大蔵両省や自民党にたいする陳情がおこなわれた。

その後、農協全国中央会は二〇〇名にのぼる常駐要請代表団を組織し、連日予算獲得陳情運動をつづけた。政府は一月三一日、前記のとおり一〇アールあたり平均三万五〇七三円の生産調整奨励金を決定した。農協系団体は三月以降、この奨励金にたいする課税免除を獲得するよう関係方面にはたらきかけた（六九年度の奨励金は非課税であった）。このような農協の運動には、全国知事会議や全国農業会議所が同調して側面的に援助した。

地方における米減産反対運動

日農新潟県連は七〇年一月六日、亘県知事に「減反割当返上」を申し入れた。一月下旬県内四ヵ所で開かれた県の米生産調整説明会は、減反反対を叫ぶ農民たちの抗議でいずれも混乱し、二ヵ所では中止となった。二月七日、日農は農協にたいし減反反対の共闘を申し入れたが拒否された。同月一一日、中蒲原郡村松町・村松小学校において、村松町農政対策協議会・南部郷農政対策協議会の共催による「米生産調整反対農民大会」が開催された。ここで「県の生産調整協議会には参加しない」むねの緊急動議が可決された。この動議は中蒲原郡の二五農協組合長会議での申し合わせにもとづいて提起されたものである。

日農新潟県連は三月二日、約六〇〇〇人の農民を新潟市・体育館に集め「減反減収反対新潟県農民総決起大会」を開催した。大会終了後、県庁・農協・自民党支部に向かって農民デモ行進がおこなわれ、そのあと再び県庁前広場で集約大会が開かれた。

日農秋田県連は七〇年三月一三日、秋田市・教育会館で「米の生産調制強制に反対し、米と農業を守る秋田県民大集会」を開催した。参加者は農民、教組・全日自労の労働者など約一〇〇〇名。集会は米の強制作付転換や減反反対、食管制堅持等を決議したのち、代表が板橋副知事に決定事項について要請した。

全日農茨城県連は一月二四日、岩上知事にたいし米減反問題や農産物価格補償問題等について全日農の方針への協力を要請したが、同知事は減反に反対の意向を示した。三月二日には、同県藤代町米生産調整推進協議会が、生産調整は減産を希望する農家だけを対象にする、という方針を決定した。

岐阜県東濃地区の農民約六〇〇名は三月八日、中津川市・東小学校で東濃地区農民大集会をひらき、生産調整強制反対、転換作物の価格保障、転換・休耕奨励金額引上げ等を決議、県知事にたいする要望書を採択した。この集会は、中津川市長ほか農業委員・農協幹部、自治体議員らの発起によるものであった。

全日農鳥取県連は労働組合県評など労働団体によびかけ米作制限粉砕県実行委員会（委員長・足鹿覚）を結成し、三月一四日、県庁講堂で「鳥取県農民総決起集会」を開催した。参加者は約五〇〇名。集会後デモ行進、関係機関への抗議や要請行動がおこなわれた。岡山県でも二月二七日、約三五〇人の農民や労働者が岡山市・農業会館に集まり「米作制限の押しつけに反対し、農業を守る県民集会」をひらいた。

このように中央や数地方で集会がもたれ、陳情・抗議・要請行動がとられたにもかかわらず、その後の情勢は政府の減反政策が一部の地方（新潟県・京都府）をのぞき予定計画どおり、一部では割当てを超過して実施される見通しとなった。

(3)　農産物輸入自由化反対闘争

グレープフルーツ自由化反対運動

一九六八年のミカン価格暴落を契機に、部分的ではあるが各地に果樹作農民の価格運動がおこったことは本『年鑑』第四〇集四五九ページで記したところであるが、果実価格運動は六九年にはいって活発な動きをみせるようになった。とくにこの年の運動の特徴は、果樹作農民の地方的組織が全国的組織に発展し、これを主体にして果実輸入自由化阻止闘争を中心にたたかわれた点にある。

六九年七月一〇日、東京霞ケ関・東京グランドホテルで、全国一五県夏カン生産者代表二〇〇〇余名参集のもとに「全国夏カン対策代表者大会」が開催された。大会は、①国は夏カン更新年次計画を樹立し、更新に必要な予算を確保する、②夏カンの営農特別融資制度を実現する、③グレープフルーツ・オレンジなどの輸入自由化に反対する、等を決議し、終了後参加者は四班に分かれ、総理・農林・大蔵・通産・外務各大臣および自民党幹部に陳情した。

一〇月七日、日米残存輸入制限交渉の第二日目の当日、長谷川農相はアメリカ側の温州ミカン本格的輸入承認と季節関税設置を条件に、グレープフルーツ輸入を自由化すると言明、さらに同月一七日、政府はグレープフルーツとレモンジュースの一部自由化、リンゴ・冷凍パインアップルなどの果実を七一年末までに自由化する予定であると発表した。これにたいする果樹作農民の反対運動は活発に動きはじめることになった。

一〇月二七日、熊本県本渡市・市民会館で開かれた「県みかん研究会」は、一二〇〇余名のミカン生産農民参集のもとでグレープフルーツ輸入自由化にかんする緊急動議を決議、すぐに集会を「グレープフルーツ自由化阻止決起大会」にきりかえた。そして総力をあげて果樹作農民の生産と生活を破壊する佐藤内閣の自由化政策に反対する決意を表明し、九州総決起大会へ参加することを決議した。

また九州・山口みかん対策協議会（会長・森部隆輔）は一一月一一日、熊本市の市民会館においてミカン生産者二三〇〇名を集め、「グレープフルーツ等輸入自由化反対九州・山口総決起大会」を開

催した。大会は「グレープフルーツ等輸入自由化反対決議書」を採択し、終了後、むしろ旗を立てて九州農政局にむけてデモ行進し、大会決定事項を当局に要請した。

西日本みかん農民大集会

一二月一三日、松山市・台聖陵高校体育館において、愛知・和歌山・広島など一一県の生産者代表一五〇〇余名が参集し「西日本みかん農民大集会」が開かれた。主催者の大会実行委員会は、主として愛媛県農協組合長・果樹研究同志会・農民団体役員・愛媛大学農学部長・農青連幹部などの呼びかけで結成されたものである。大会は、「東海みかん農民大集会」代表者や社共両党代表のあいさつのあと、①外国産かんきつやジュースの自由化絶対阻止、②かんきつの支持価格制度の確立、③かんづめ・ジュースなど加工設備、低温貯蔵庫、運搬用水施設に対する国庫による大幅助成、④制度資金の支払延期と利子補給、夏カン改植資金への国庫による大幅助成、の四提案を可決した。さらにこれら議決を実現するため、二月国会にむけて全国四〇万みかん作農民の請願署名と代表派遣、東海みかん作農民や東北リンゴ作農民との団結強化、県・市町村かんきつ対策協議会の結成など当面の行動方針をきめた。この集会が短期間の準備ののち成功裡に開催されたことは、自由化を前に危機感をふかめた果樹作農民の下からのもり上がりがあったことを物語っている。

東海みかん農民要求貫徹大集会

みかん主産地の静岡県でも、自由化反対の気運が生産者のあいだに強まった。一〇月一日の県農協青壮年連盟大会、同月二〇日の県柑橘青年大会、一一月九日の県農協大会はそれぞれ農産物輸入自由化反対を決議したが、これらの動きのなかで「東海みかん農民要求貫徹大集会県実行委員会準備会」がつくられた。この準備会は農組・農協・農業委員・学者などを広く結集し、署名運動、チラシや宣伝隊による宣伝活動をくりひろげた。一二月一五日、静岡市の駿府会館において「東海みかん農民要求貫徹大集会」が開かれ、静岡・東海三県・神奈川などの生産農民約九〇〇人が参加、「グレープフルーツはかんきつ類輸入自由化の先陣だ、みんなで自由化に反対を！」のスローガンをかかげ、自由化中止の決議をしたあと、市中デモ行進にうつった（この項、詳細は『労働・農民運動』七〇年二月号参照）。

全国かんきつ対策連絡会議の結成

一九七〇年二月一九日、西日本みかん農民大集会代表や東海各県代表らが上京、農林・通産両省および日本園芸農協連合会（日園連）などにたいしグレープフルーツ・オレンジなどの輸入自由化阻止を内容とする先の集会決定事項をつたえ陳情した。これら代表団は、このあと「全国かんきつ対策連絡会議」を結成、愛媛と静岡に事務局をおき、みかん農民の生産と生活を守る運動をつづけることになった。

リンゴ作農民の運動

六九年七月二九日、青森・長野の両農協中央会を発起人として東京・都道府県会館にひらかれた。参加したリンゴ主産七県の代表は、総会後ひきつづき「全国リンゴ対策農協代表者会議」を開いて次の事項を決定し、政府・各政党に陳情した。①果樹広域主産地形成事業の大幅拡充、同形成事業の近代化補助率の引上げなど果樹生産対策、②冷蔵庫設置促進と建設費の助成、③学校給食に関する輸送費・配送費の補助、④果実輸入の阻止。

農畜産物貿易自由化阻止全国農協代表者会議

九月三〇日、全国農協中央会は東京の農協ビルにリンゴ・みかん・牛乳の主産地農協代表六〇〇人を集め「農畜産物貿易自由化阻止全国農協代表者会議」を開き、①農畜産物残存輸入制限品目の貿易自由化阻止に関する件、②乳製品輸入抑制に関する件、を決議したのち政府および国会に陳情した。

3　乳価その他の価格闘争

(1)　乳価闘争

消費者乳価値上げ決定

本『年鑑』第四〇集四五五ページ以下で記録したように、全日農・全農総連などは、酪農家六〇銭、乳業会社五〇銭、小売店一円九〇銭)。このように、農民団体は牛乳小売り価格値上げ反対を主張して農林省の行政指導を要請してきたのであるが六九年四月一一日、酪農家・乳業会社・小売店三者間の交渉によって消費者乳価一〇〇ccあたり三円の値上げが決定され、農民団体の要求はついに実現しなかった(値上げの配分は、

農民の生産者乳価値上げ運動は、消費者の負担増による乳価値上げに終わり、本来の反独占乳価運動の性格を失ってしまったといえる。そして、このような乳価運動の性格は六九年以降も変わらず、反独占価格運動の展開はほとんどみとめられぬまま推移したのである。

成果上がらぬ乳価運動

一九七〇年三月七日、全国・都道府県農協中央会連合会会長会議は、七〇年度畜産物要求価格その他の要求事項を決定した。すなわち、加工原料乳保証価格キロ当り五八円六七銭(現行四三円五二銭)、飲用原料乳取引指導価格七五円二〇銭(同五三円六〇銭)、豚肉安定基準価格三七六円の要求である。ついで全中と酪対協(農協酪農対策中央協議会)は同月二五日、東京・産経ホールで地方農協代表二〇〇〇名を招集して「乳価・豚肉価格要求全国農協代表者大会」をひらき、要求事項を決議したあと政府・政党方面に陳情した。要求事項の内容は、①畜産物の輸入抑制、全生乳にたいする不足払い制の確立、②加工原料乳保証価格五八円六七銭以上、③六九年度加工原料乳限度数量の改定と乳製品需給の正常化、④豚肉安定基準要求価格の実現、など四点と飼料価格値上げ抑制等である。大会参加者代表は翌二六日、開会中の畜産振興審議会にたいし豚肉要求価格の実現を要請した。

三月二八日、農林省は畜産振興審議会にたいし、①加工原料乳保証価格は前年度と同じ据置き(四三円五二銭)、②保証限度数量一四五万五〇〇〇トン(前年比一五万五〇〇〇トン増)、③基準取引き価格三七円一〇銭(前年比七銭増)を諮問した。審議会は諮問案と同じ保証乳価据置きを答申して、結局、その線で政府決定となった。ここでも、乳価問題は政府与党間の折衝と政治的取引によって終結をみた。全日農の乳価要求と要請運動は具体的効果なく、運動は乳価決定後の抗議活動によって終了した。

地方における乳価運動

全日農北海道連合会は六九年九月一日、札幌市において「全道酪農民代表者集会」

をひらき、雪印・明治・森永三大乳業会社とホクレン農協連合会（牛乳指定生産者団体）にたいする要求事項を決定、集団交渉にはいった。要求の内容は、①六九年度加工原料乳価はキロあたり五六円九五銭以上とする、②集送乳経費は従来通り支払え、③六八年度の脂肪合乳差額（売渡し時の脂肪量と工場タンクで合乳した時の脂肪量の差額）を支払え、④乳糖・カゼイン等の輸入を中止せよ、など七項目であった。

この集団価格交渉で乳業側から明確な回答をひきだすことはできなかったが、ホクレンとの交渉では、①脂肪合乳差額八四〇〇万円は支払う、②クーラー運営費と送乳費は生産者負担とせず、経費についてはメーカーと交渉する、などを確認させた。この一応の成果は、酪農民が各地で部落懇談会や学習会をひらき、この地域活動を全道集会と集団交渉に結集した結果である。なお、北海道の酪農民が一体となって札幌で乳業大手と交渉したのは、三年ぶりのことである。

千葉県の生乳販売農協連は県農協中央会など一三団体の後援をうけ、一一月七日、千葉市・塚本ホールにおいて「需要増進千葉県酪農民大会」をひらいた。約五〇〇人の酪農民が参集、乳製品輸入反対・飲用乳消費拡大・乳質改善などを決議したのち、関係機関に陳情した。長野県でも、下伊那郡畜産組合連合会と農協組合長会の主催のもとに、七〇年三月七日、飯田市の中央公民館で「畜産農民大会」が開かれた。参加者六〇〇名。大会は畜産物価格補償制の確立、畜産物輸入即時中止、国内畜産の安定を図れ等の要求事項を決定、要求実現のため運動を展開することを確認した。

(2) 葉たばこ価格闘争

たばこ専売合理化反対運動

全国葉たばこ対策共闘会議（議長・広瀬秀吉）は六九年五月三一日の拡大幹事会において、全専売労組の合理化反対闘争に呼応して積極的に合理化粉砕闘争に取組むことを決定した。一方、専売公社は六月中旬、たばこ製造工場の統廃合、生産販売にかんする「中期経営計画」（いわゆる合理化案）を発表した。共闘会議は全専売労組との共催で、七月五日、東京・九段会館に全国の専売労働者・葉たばこ耕作農民・たばこ小売人など三〇〇〇人を集め、「専売合理化粉砕・専売公社の民主化を要求する中央総決起大会」を開催した。大会は公社の合理化計画粉砕を決議した。当日、大会開催に先だって代表団は専売公社におもむき、佐々木副総裁にたいして大衆団交の開催を要求したが実現しなかった。

共闘会議は九月一・二両日、東京・虎の門共済会館で第九回全国定期大会をひらき、六九年度運動方針を決定した。運動方針の要点は、次のとおりである。①専売公社の「中期経営計画」にたいする労農共闘による反合理化運動をすすめる。②反合理化運動は新都市計画法・農振法・第二次構造改善事業反対活動と結合させてすすめる。③共闘会議耕作農民の農民組合への参加をもとめる。

さて、全国たばこ耕作組合中央会と全国たばこ耕作者連盟は九月九日、東京・平河町の砂防会館において耕作者代表約五〇〇人を集め「全国たばこ耕作者大会」を開催した。大会は、①葉たばこ耕作面積の確保、②国内葉たばこ自給体制の確立、③葉たばこ生産基盤

の強化、④価格引上げと適正所得の確保、等を決議し、散会後農民代表は専売公社・政府各機関および自民党本部に陳情した。

九月一一日、東京・高輪プリンスホテルでたばこ耕作審議会が開催され、耕作面積一一～一三%縮小を内容とする公社諮問案を審議したが、翌一二日、黄色種葉たばこ耕作面積一部縮小をみとめる答申をおこなった。審議会開催中、共闘会議地方代表約四〇人は、外葉依存中止、減反中止、原料葉自給のための生産費所得補償の価格決定、新都市計画法から葉たばこ耕作を守る、経営改善助成金の支給、等々について東海寺公社総裁や川野審議会長と集団交渉をおこなった。しかし、国内農業を主体とするよう努力するとの回答を総裁から得たにとどまった。

葉たばこ価格要求全国総決起大会

一九七〇年一月一九日、東京・日本都市センターで全国たばこ耕作組合中央会と耕作者政治連盟は「全国たばこ耕作者大会」を開催した。参会者約一〇〇〇名。大会は、①葉たばこ収納価格の算定基準となる労働評価の引上げ、②大型実験農場の設置と経費の公社負担、などを決議し、そのあと参加者は四班にわかれて大蔵省その他へ陳情におもむいた。

翌一月二〇日、共闘会議は東京・社会文化会館に全国二〇県の農民約一〇〇〇人を集め「葉たばこ価格要求全国農民総決起大会」を開催した。大会は、①七〇年産葉たばこ収納価格は「生産費所得補償方式」により一〇アールあたり平均二〇万円以上とせよ、②外葉輸入中止、③葉たばこ生産合理化反対、等を決議したのち、公社や各政党に陳情した。

一月二一・二二日両日、高輪プリンスホテルに開かれているたばこ耕作審議会におしかけた農民たちは審議を傍聴する一方、公社総裁や審議会会長に前日の決議事項の承認をせまった。他方、たばこ耕作組合の代表者はこの審議期間中、公社にたいし諮問案の修正をもとめたが、主として自民党に働きかけて要求をかちとろうとする陳情活動に終始した。

審議会は耕作者代表委員の価格引上げ要求と、会場に押しかけた農民の圧力で予定どおり答申を出すことができず、二日後の二四日、ようやく答申にこぎつけた。それによれば、公社諮問案の平均一・六六%値上げ幅を修正して三・五四%引上げとした（キロあたり平均収納価格五八六円六四銭）。なお、審議会は生産費調査は生産の実態にそっておこなうこと、とくに労働報酬の調査方法の改善と耕作者に不安をあたえないよう措置することを公社に要望した。

(3)　いも・でんぷん価格闘争

農協と全日農のいも・でんぷん価格要求運動

全国農協中央会は、六九年九月二四日、いも・でんぷん主産道県農協中央会・経済連会長会議をひらき、六九年産いも原料基準価格として三七・五キロあたりカンショ四一四円（前年比四四円高）、バレイショ三〇三円（三〇円高）、カンショでんぷん買入れ基準価格二二五三円（二三円高）を要求することを決めた。さらに一〇月二六日、東京・全共連ビルにおいて「いも・でんぷん生産道県農協代表者会議」をひらき、先に決定した要求価格のほか、生産目標の明確化、輸入農産物との販売調整措置の強化など要求事項を確

認したのち、代表は政府・自民党に陳情した。

農協系の陳情運動とは別に、全日農は一〇月六日、宮崎・鹿児島・長崎・北海道など主産地方農民代表を結集して「いも類価格要求代表者集会」を開き、次の事項を決定した。

(1) 農産物価格安定法の抜本的改正、買入れ基準価格は「生産費所得補償方式」によりカンショ三・七五キロ あたり六〇円以上とせよ。

(2) 歩留りに応じた完全スライド制をとれ。

(3) タピオカの輸入自由化反対、コンスターチ原料のトウモロコシ輸入を大幅制限し、当面は関税暫定措置法を延長せよ。

(4) 生産者団体のでんぷん工場へ融資せよ。

集会のあと代表団は国会・政府当局・農協におもむき要請行動をとった。なお例年この集会に参加した千葉県代表は、切迫した三里塚空港反対闘争のため出席できなかった。

地方においても価格運動がおこなわれた。すなわち八月一四日、宮崎県都城市でカンショ対策九州地区共闘会議は集会をひらき、三・七五キロあたり六〇円以上の要求価格、関税措置法の延長、不足払い制反対などを決定、またこの運動をみかん・タバコ価格闘争と結合して推進する方針をきめた。

しかし、政府はこれらの運動にかかわらず、要求価格を大きく下回る基準価格を決定した。すなわちカンショ三八〇円（前年比二・七%高）、バレイショ二七八円（一・八%高）、カンショでんぷん二〇五円（一・二%高）等である。

4 土地取上げ反対闘争

(1) 三里塚空港建設反対闘争

長期化する空港反対闘争

一九六六年七月、成田市三里塚・芝山に新東京国際空港を設置することが閣議で正式決定されていらい、地元農民を結集した三里塚芝山連合空港反対同盟を中心に、各地からの支援団体とともに激しい闘争がつづけられてきたことは、本『年鑑』第三八集いらい記録したところであるが、六九年にはいると事態はいっそう切迫した様相を呈した。それは、「七一年四月までに一番機を飛ばす」との政府・空港公団の決意のもとに土地収用法が適用されて強制立入り調査がおこなわれ、これにたいする農民の死にものぐるいの抵抗がつづけられたからである。

一九六九年五月八日、成田市に新東京国際空港公団建設実施本部が設置され、七一年四月工事完了を見こんで残存土地買収と工事実施にとりかかった。一方、反対同盟は五月末より六月初めにかけて三里塚物産展をひらき、のべ五〇〇〇人におよぶ訪問者をむかえるなど、さしせまった激突を前に農民と労働者・市民との連帯をはかった。他方、地元岩山部落の農民や日本山妙法寺の僧侶、共産党系活動家等を中心とする平和塔奉賛会は、四〇〇〇メートル滑走路予

定地南端に「平和の塔」を建設し、七月六日その落成式をあげた。

御料牧場閉場式乱入事件

六九年八月一八日、空港予定地にある御料牧場の閉場式がおこなわれた。この日、反対同盟の農民が抗議におしかけ、三人が会場に乱入して閉場式は混乱におちいった。萩原青年行動隊長ほか一名は全国指名手配、八名は不法侵入等の容疑で警察に逮捕された。九月八日、公団は御料牧場の高峰沢への移転完了と発表、翌日から機動隊厳戒裡に牧場内の立木伐採を始めた。反対同盟は青行隊の逮捕と県警の「凶器準備集合罪で全員検挙する」との警告によって抗議行動の出鼻をくじかれ、農民の動揺をひきおこした。しかし反対同盟は予定の会場を変更して九月一〇日、天神峰で五〇〇名の農民・学生・労働者を集めて総決起集会をひらき、デモを敢行した。さらに同盟は、緊急動員の予行演習や現地ピケ隊員の増員など対抗措置をとり、他方、裁判闘争体制をととのえ、また「米一にぎり」「毛布一枚」提供運動をつづけた。

九月一三日、空港公団は土地収用法にもとづく事業認定申請手続きを建設省に提出、予定地の強制収用にふみきった。これに対抗して反対同盟は九月二八日、成田市三里塚・第二公園で「九・二八三里塚国際空港粉砕全国総決起集会」を開催した。地元農民のほか、反戦青年委員会系労働者・全国全共闘系学生約一万人（警察発表三二〇〇人）が集まり、アメリカ黒人運動家ハリード氏らも激励の演説をおこなった。集会後、参加者は空港予定地内をデモ行進したが、警戒にあたった五〇〇〇名余の警官とのあいだに激突はなかった（この集会については『朝日ジャーナル』六九年一〇月一二日号にくわしい）。

公団、強制収用決定

一〇月一六日、公団側は四〇〇〇メートル滑走路予定地にボーリング打ちを開始、また工事用道路の建設もすすんだ。反対同盟農民や支援学生はゲリラ的にこれを妨害していたが、佐藤首相訪米の翌日、一一月一二日、ブルトーザー前に坐りこんだ戸村一作同盟委員長ら一三名が警官に逮捕され、同一四日には工事現場でブルトーザー焼打ち事件が起こった。

建設省は一二月一六日、さきに公団より申請の出されていた土地収用法にもとづく事業認定を官報に告示した。公団はこれで反対同盟農民所有区を強制収用する法的根拠が整ったとして、七〇年一月から土地立入り調査を開始し、突貫工事を強行する方針を固めた。すでに第一期工事予定地の九三%前後が買収されてはいるが、予定地内には反対派天浪団結小屋など数ヵ所、社会党国会議員の「一坪運動」共有地四四ヵ所、平和の塔一ヵ所その他が点在しており、さしあたりこれらが公団側の強制収用の対象とされた。

反対同盟はこの切迫した事態を前に一二月二〇日「全反対同盟の決起と全国総結集を訴える闘争宣言」を発し、一月中旬の強制測量阻止、工事粉砕に集結せよと呼びかけた。同時に、木の根・駒井野等の団結小屋にバリケードをきずき、測量実力阻止の体制を固めた。

七〇年一月一五日、三里塚第二公園で「一・一五三里塚空港粉砕現地共闘集会」が開かれた。集会には反対派農民・全共闘系学生・反戦青年委員会系労働者など六七〇〇人（成田署発表三八〇〇人）が参加、〝反戦自衛官〟として起訴されている小西誠元三等空曹らのメッセージが寄せられ、強制測量実力阻止を決議した参加者は工事現場までデモ行進したが、待機中の機動隊など警官四〇〇〇名との衝

突は回避された。しかしこの日の工事は中止となった。

二月一五日、空港公団（今井栄文総裁）は空港予定地内の「一坪運動」地・団結小屋などの所有者一七七人にたいし「一九・二〇日の両日七時より午後五時まで土地収用法に基づき土地建物の立入り調査をおこなう」と電報で通告した。これは七一年四月開港に間に合わすための最後の強行手段を決意したものといわれる。これまでに二八五億円を投入し、七〇年度には六〇〇億円の工事費を予算計上している「万国博以降最大の建設事業」（『朝日』二月一五日付）が、わずかの土地所有農民の抵抗によって阻止されていることは、佐藤政府・公団の面目にかかわる問題にまで発展したのである。

強制立入り測量阻止行動

強制測量間近いと見た反対同盟は、二月五日には早朝から農民、現地泊りこみの学生や労働者を動員して阻止行動の「予行演習」を実施し、あくまで空港建設反対のたたかいをつづける意志を表示した。さらに二月一六日には「同盟休校に関する宣言」を発表し、老人から婦人、子供まで家族総ぐるみの抵抗の姿勢をとった。その「宣言」をつぎにかかげる。

【同盟休校に関する宣言（一九七〇・二・一六）三里塚・芝山連合空港反対同盟】

〔前略〕……このたびの「強制測量」に対しては、〝家族総ぐるみ〟のたたかいを文字通り実現し、孫の手をひき、子を背負って、死守すべき〝農地〟という戦場に、たたかいの砦におもむく覚悟です。二月一六日、連合空港反対同盟の重要な会議は「公団」、機動隊の、同盟用地、物件への強行立入り調査に抗議し、家族総ぐるみで闘いにのぞむため同盟休校を実現することを満場一致で決議しました。三里塚・芝山の農民、住民にとっても、現在もっとも良くたたかうことにおいてこそ、真に未来の子孫を育成するいしずえになるのだということを確信して、ここに〝同盟休校〟に突入することを宣言します。〔後略〕

二月一九日早朝、公団職員と測量班は三〇〇〇名近い制私服警官に守られて現地に到着、測量を開始した。この日、強固なバリケードにかこまれた団結小屋には多数の農民と支援の労働者・大学生・高校生がたてこもり、測量隊かえれのシュプレヒコールをくりかえした。県教育委員会の中止勧告にかかわらず同盟休校にはいった小中学校（七校約一〇〇人）の生徒もヘルメット姿で参加した。これまで三里塚闘争で少年行動隊が結成され活動したことはあるが、盟休にはいったのはこれが初めてである。「平和の塔」前でも平和塔奉賛会員を中心に学生・僧侶たちがスクラムを組んで測量阻止行動をおこなった。

測量隊は予定一一ヵ所のうち六ヵ所はかろうじて立入り調査を終えクイを打ちこんだが、残りの団結小屋敷地など五ヵ所は立入り調査をあきらめ、ヘリコプターによる航空測量に代えると声明して引き上げた。そして、公団は「これで第一回立入り測量は全て終った、今後は収用委員会に裁決を申請し七月までに収用を完了する」むね言明、今井総裁も「用地問題が片づけば空港は九〇％完成したも同じ」と語った。

しかし、反対同盟は二〇日も阻止体制を解かず、公団の立入り調査は違法かつ不完全であると主張、二〇日開かれた総括集会において戸村一作委員長は測量粉砕闘争は成功したと声明した。

土地収用裁決反対運動

三月三日、空港公団は千葉県土地収用委員会に強制測量用地六ヵ所（立入り測量不能地五ヵ所は別枠）の収用裁決申請をおこない受理された。これにた

いし同月九日、反対同盟農民を中心に全学連現闘や行動隊員など約一〇〇名は五班に分かれ収用委員宅へ抗議に押しかけた。この第一回抗議行動を手はじめに、反対同盟は連日しつように波状攻撃をかけ、「七月までに収用完了」を見こむ公団側と対抗した。

四月二八日の沖縄デー当日、三里塚では農民その他七〇名を集めて総決起集会が開かれ、同月三〇日には千葉県庁内の土地収用委員会に代表二〇〇余名が押しかけた。この日は関係土地の収用審議の開始される日であった。反対同盟は関係人七七八人全員の意見陳述を申し入れたため、委員会は分割審議を強行しようとしてこの日の抗議行動となった。

五月一四日、公団は第一期工事予定地内の第二次立入り測量を実施した。第一回同様、多数の機動隊員や私服警官に守られて測量班が現地に到着した。この日も同盟休校した生徒は少年少女行動隊として婦人行動隊とともに「一坪運動」地や民家に坐りこみ、多数の農民・支援部隊にさまたげられて立入り調査は予定地中二ヵ所にとどまり、残り四ヵ所は測量不能となった。

このころより、政府・公団内部にも七一年四月開港の目標達成を危ぶむ声が出るようになった。立入り測量は阻止され、収用委員は連日の波状抗議にあって動揺し、収用裁決も予定通り進まないからである。さらに公団側の建設計画に誤算があり、買収計画からはずされていたアプローチ・エリア（誘導灯や無線標識施設用地）に、反対同盟農民が団結小屋を建てはじめ、この用地の買収問題が新しい難問となった。滑走路南端のこの地点が確保されぬと空港は事実上開港できないからである。その他、工事用ブルトーザーやボーリング機械が爆破炎上する事件も発生した。短期間に土地収用が完了し新空港にこぎつける見通しは立っていない。

（成田新空港反対運動にかんする参照文献）『日刊三里塚』（全学連現地闘争本部）、『闘う三里塚』第一集第二版（千葉県反戦青年委員会現闘本部刊）、戸村一作『闘いに生きる』（亜紀書房刊）、『カマと竹ヤリの闘魂』（三里塚闘争連絡会議）、そのほか『農民新聞』（全日農）および『赤旗』、『社会新報』、『前進』等の機関紙。

(2)　その他の空港・基地反対闘争

北富士演習場抗議運動

山梨県南都留郡忍野村の忍野入会組合（天野茂美組合長、組合員二八二人）は北富士演習場内にある梨ケ原の入会権にかんする補償金問題のため「入会権を守れ」のスローガンをかかげて演習場内坐りこみ等による闘争をつづけてきた。組合は一九六三年一一月に六〇年度分の入会補償をうけることになっていたが未払いのため、抗議の実力行使とともに国を相手に損失補償金請求の行政訴訟を提起したのである。七〇年にはいり東京地裁（杉本良吉裁判長）は組合側の主張をみとめ、国にたいし残金七四四万円の支払を命ずる判決を下した。他方、六九年五月いらい農民の坐りこみ抗議によって米軍の演習は七〇年三月まで中止された。

松山空港拡張反対運動

六九年五月六日、久松愛媛県知事は運輸省にたいし、松山空港拡張のための松山市大可賀門樋地区の海面埋立てを承認するむね通告した。この埋立てによって漁場を失う大吉漁業協同組合は漁業権を主張、六月二日、県と運輸省第三港湾建設局を相手に「埋立て工事承認処分の取

消し」をもとめる本訴と仮処分を申し立て、同時に松山地裁に「立入り禁止、工事着工禁止」の仮処分を申請した。しかし建設局側はすでに承認ずみとして二五日より予定地にクイ打ちを開始したので、漁民は漁船をくりだして工事区域一帯に網やタコツボをはりめぐらし工事を妨害した。このため工事は一時中止されたが間もなく再開された。大吉漁協は自由法曹団、共産党、安保破棄・諸要求貫徹市実行委員会などの支援をうけひきつづき反対運動をつづけた。

長沼ナイキ基地反対運動

防衛庁は六八年六月、第三次防衛計画の一環として北海道長沼町にナイキ基地の設置を決定したが、地元の農民を中心に基地反対共闘会議、反対同盟が結成され、基地の危険性や保安林伐採は水害をひきおこすなどを訴える反対運動が起こった。当局は水害防止対策としてダムや大暗渠の建設工事に着手し農民の説得にかかったが、反対運動はおさえきれず、六九年七月、農林省の保安林解除の告示にたいし共闘会議下の農民一七三人は札幌地裁に解除処分取消しの訴訟を起こした。福島重雄裁判長は農民側の主張を支持し執行停止を認めた。これにたいし政府は札幌高裁に即時抗告。一九七〇年一月二三日、高裁は一審決定を取消す判決を下した。また国は、福島裁判長が青年法律家協会に所属しているとして忌避を申し立てた。

五月一七日、基地反対同盟主催で「長沼ミサイル基地設置実力阻止！　保安林伐採実力阻止！　労農学連帯集会」が長沼町・長沼中学校で開催された。この集会には富士鉄反戦青年委員会・苫小牧反戦などの労働者が参加し、現地に建てられている団結小屋まで参加者がデモ行進して基地実力阻止を叫んだ。米作に依存している長沼町の農民は保安林の伐採による水害を何よりも恐れているといわれる。なお、七月一〇日、国の福島裁判長忌避申立ては札幌高裁により却下された。長沼基地反対運動は裁判闘争と併行して激化のきざしを見せている。

日本原自衛隊演習場撤去運動

岡山県北部にある奈義町・日本原自衛隊演習場の撤去を要求する農民の運動が七〇年春から活発になった。この演習は旧陸軍演習場を自衛隊がひきついだものであるが、早くから反対同盟に結集した農民の撤去要求の運動がつづけられてきた。七〇年二月一一日、奈義町役場内で開かれた反対同盟主催、社会党・総評後援の決起集会には農民・労働者三〇〇余名が結集した。これとは別に、中国四国の反戦青年委員会系労働者や学生約四〇〇名は同日津山市に集結したのち奈義町におもむき決起集会に合流しようとしたが拒否された。後者の支援部隊は独自に集会を開いたのち基地までデモ行進した。

四月二一日、反対同盟の農民と支援労働者・学生は着弾地坐りこみによって自衛隊の予定していた実弾射撃訓練を中止させた。六月二一日には奈義神社広場で「日本原基地撤去労農学集会」が開催された。日本原演習場には七一年春に姫路から戦車部隊の移駐が予定されており、他方、この地域の農業は労働力流出で兼業化・零細化を深めているので、土地取上げをおそれる農民の基地反対運動の展開が注目されている。

その他の基地反対運動

茨城県小川町の百里基地反対同盟や愛町同志会の農民は七〇年二月一一日、東京の平和委員会や労組員の支援のもとに、現地の「一坪運動」民有地において「百里基地反対闘争一五周年記念」集会を開いた。集会は「自衛隊は憲法違反」「百里基地を農民に返せ」の横断幕をかかげ、

参加者は基地拡張反対・Fファントム機配備反対等の抗議文をもって基地司令部に抗議した。

六九年三月、佐藤知事が長崎県大村市箕島に大型空港を建設する計画を発表するや、地元の農漁民が反対同盟を結成して運動を始めたことは本『年鑑』第四〇集四六三ページに記したところである。七〇年三月現在、同盟はあくまで空港反対の主張を変えず、久保現知事との現地交渉を拒否してたたかっている。

一九七〇年一月、運輸省は関西地方に新国際空港を建設する計画を決定、その後橋本運輸大臣は新関西国際空港は七〇年度中に調査を完了、翌年度より工事にかかりたいと建設構想を明らかにした。すでにその前から新空港候補地として兵庫県淡路島北部の農村地帯があげられ、社共両党・総評は地元農民を中心に空港建設反対共闘会議を結成し、署名やデモによって反対の気運をもりあげていた。前記の運輸省決定が明らかになったころから、明石反戦青年委員会や京都大学淡路闘争委員会が反対運動にのりだし、五月二日には三里塚・芝山反対同盟長谷川婦人行動隊長をまねいて北淡町公会堂で集会を開くなど、運動はようやく活発になろうとしている。

(3)　高速道路・ダム建設反対運動

縦貫道路反対運動

日本道路公団の計画している縦貫高速道路の建設は、土地買収の遅延によって大幅におくれているが、その原因や反対運動については本『年鑑』第三九集四一七ページおよび第四〇集四六三ページで記したところである。一九六九年七月一〇日、東京・農協ビルにおいて、さきに全農総連の呼びかけでつくられた「全国地権者会設立準備会」の総会が開かれ、「国土開発幹線自動車道全国地権者会」が正式に結成された。この総会には東北道・中央道・北陸道・九州道の関係一二県の地権者代表が参加し、高速道路建設による営農・補償にかんする対策、会員の連絡と提携強化にかんする活動方針等を決定した。

長野県岡谷市から富士見町までの中央道（諏訪ルート）建設計画にたいして、茅野市・諏訪市・富士見町および原村の関係部落の農民は「住民の意向を無視したルート発表は許せない」のスローガンをかかげ運動をはじめた。さらに関係地区の住民は諏訪地区中央道対策委員会をつくり、六九年一一月九日には茅野市で住民総決起大会を開いて道路建設計画に反対の決議をした。同じ中央道建設に反対している山梨県八代農協は「中央道西宮線八代地区地権者協議会」（関係農民約二〇〇人）を結成、「優良農地をつぶすな」「中央道は山つき地帯を通れ」のスローガンのもとに反対運動にはいった。七〇年三月、同協議会に参加した農民は甲府市・県庁前広場にむしろ旗を立てて集合、中央道通過絶対反対を叫び、県当局・自民党県連等に陳情した。同日、県農協中央会は農協会館ホールに地権者会代表を集め「中央地区中央道対策地権者協議会」を発足させ、県の計画案を全面的に拒否することを決定したのち要請活動をおこなった。

新潟県西蒲原郡黒崎村の農民は、六九年九月から実施された公団の航空測量に対抗して、同地区の社会党・共産党・労組団体協議会とともに「北陸高速自動車道路建設反対黒崎地区共闘会議」を結成し、本格的な反対運動をはじめた。しかし当初は反対の意向を示した村長や村議の一部に賛成派に転ずる者も出ている。

岡山県美作町の全日農支部は三年前に結成され、中国道計画に反対してきた。組合は路線変更や代替地の要求を中心に大衆集会をひらき、県や町当局と交渉した結果、防災ダム建設、町道の舗装と改修、農業用水路の整備等について肯定的な回答を得た。しかし六九年になっても路線変更・設計変更について当局の回答を得ることができず、ひきつづき運動がつづけられている。

八ツ場ダム・沼田ダム反対運動

群馬県長野原町に計画されている「八ツ場ダム」反対の動き（本『年鑑』第四〇集四六五ページ参照）は、その後反対派と賛成派いりみだれ抗争がつづいた。六九年七月二六日早朝、建設省八ツ場ダム調査事務所は水没予定地域にクイ打ちを始めた。これを知った八ツ場ダム絶対反対共闘会議（社・共両党など）、反対期成同盟員約一〇〇人が現場に急行して測量を阻止、クイ打ちは四本だけに止めた。しかし二九日に再びクイ打ちが行なわれ、測量は三〇分にして前回同様反対派約五〇人によって阻止された。この前日には長野原町議会でダム対策特別委員会が開かれ、「建設省が町議会に事前に連絡するとの約束を無視してクイ打ちしたことは許せない」と抗議の動議を可決し、調査事務所に抗議していたのである（以上、『朝日』群馬版七月二九日付および『上毛新聞』七月三〇日付による）。

建設省当局はこれらの阻止行動にたいし、土地収用法にもとづく立入り調査強行の方針をかため、八月七日、神田県知事に測量調査・地域・期間を内容とする調査通知書を送った。以後、県当局や県議会による斡旋工作がはじめられ、反対派の一部に条件付調査賛成派が出たといわれるが、ダムが建設されると農地はもとより川原湯温泉が水没することになるので地元での緊張はつづいている。

同じ群馬県内の「沼田ダム」は一九五六年建設計画発表いらい、沼田ダム対策協議会連合会（二〇〇〇人）、昭和村沼田ダム反対共闘会議（三五〇〇人）、昭和村沼田ダム対策協議会（一八〇〇人）などが反対、建設省に波状的反対陳情をつづけており、現地調査はほとんどすすんでいない。

また、同県勢多郡東村神戸地区の「草木ダム」計画は水資源開発公団により七〇年度調査完了、七一年度工事着工の予定であったが、「草木ダム水没対策協議会」（約二三〇戸加入）の農民の反対運動により用地買収はおくれている。しかしこの反対運動は六九年の下半期にはいると、従来の「絶対反対」から「条件付反対」へと主張を変える傾向を見せている。

滝沢ダム・川治ダム反対運動

埼玉県秩父郡大滝村に予定されている「滝沢ダム」は一九七五年完工を目標に六九年から調査を開始した。浜平・塩沢・滝の沢など水没関係地区住民は六九年一月、「滝沢ダム建設地元対策協議会」（約一〇〇〇戸）を結成し、絶対反対のスローガンをかかげ、八月五日、住民集会を開催、そのご県当局への反対陳情をつづけている。なお滝沢ダムは四八年に一度計画が発表されたが地元民の反対で中止されていたものである。

「川治ダム」は一九六八年度より栃木県塩谷郡藤原町川治地区に建設実施調査が開始された。しかし日向地区など水没関係農家約一三〇戸が建設絶対反対を主張したため本格的調査は中断されていた。六九年八月、建設省当局の説得により反対派の一部に条件付調査賛成派が出たといわれるが、ダムが建設されると農地はもとより川原湯温泉が水没することになるので地元での緊張はつづいている。

新聞』六九年八月二四日号による)。

ニュータウン・団地造成反対運動

三年前、茨城県竜ヶ崎に市若柴台地に計画されたニュータウン建設案は地元農民の反対で延期されていたが、六八年二月、市議会がその計画実現を議決したため反対運動が再開された。全日農茨城県連傘下の農民を中心に結成された「竜ヶ崎ニュータウン建設反対期成同盟」(約九〇〇戸)は激しい抗議や陳情をつづけた。六九年一月一七日には、これに呼応して竜ヶ崎・馴柴など三農協組合長も岡田市長にたいし農協の意向を無視する農地取りつぶしに反対のむねを申し入れた。翌一八日、同盟は臨時市議会開催中の市役所前に一五〇〇名の農民を集め「ニュータウン粉砕総決起大会」を開催、計画の白紙撤回を決議して市長・市議会に抗議した。しかし一月二一日以後、市当局と公団の手により用地買収交渉が本格的にはじめられたが、同盟は反対の意向を変えず、ついに三月五日、三者会談で買収交渉は一時中止と決った。同盟は当局の一方的建設計画を理由に反対しているだけでなく、事業費の一部が受益者負担となっていること、同地域の一部がすでに京成電鉄や丸紅に買収されていることを反対理由にあげている。

茨城県北相馬郡守谷町でも、首都圏整備計画の一環として計画されている住宅公団の団地計画に対し地元農民の結成した反対同盟の反対で計画実施は難航している。最近、新都市計画法にもとづく「線引き」作業を契機に団地建設計画が促進されたため、同盟中心に決起集会やデモで反対運動が活発になった。

同じ茨城県那珂町で六八年八月、後台地区五〇ヘクタールの農地を対象とする工業団地造成計画が町当局により発表された。九月一七日、地元農民一〇五人は反対同盟を結成、絶対反対の運動を始めた。さらに町当局は六九年七月、新たに同町神崎地区の造成計画を発表、ここでも農民の反対同盟(二二〇人)がつくられた。また筑波山ろくの「筑波学園都市建設用の土地買収に反対する基崎村・谷田部町の農民約四〇〇人は、一九六九年にはいってもひきつづき買収に応ぜず、同年一一月六日開催の住宅公団主催の学園都市合同起工式の後も反対運動をつづけている。

5　出かせぎ農民の運動その他

失業保険法改正反対運動

一九六九年三月、失業保険法一部改正案が国会に提案された。この改正案は過去二回にわたり国会で廃案となったものであるが、全日農は失業反対共闘会議と提携して、出かせぎ農民の生活を守るという立場から、改正反対の運動を展開した。

六月二七日、高知市・中央公民館で全日農県連・農漁村労組・全日自労支部・全農林支部・県市町村職組・新婦人の会・共産党・社会党などの共催で「健保・失保改悪反対、失業者に仕事を、自主流通米粉砕、諸要求貫徹第三回労農決起大会」が開かれた。参加者約一〇〇〇名。参加者代表は集会後県当局と交渉した。高知の集会のほかに、地方自治体に改正案反対の決議を要請する運動が共闘会議や全日農によっておこなわれたが、七月一日、一部修正のうえ、改正案は国会を通過した。

第六回全国出稼者大会

全国出稼者大会実行委員会（栗原三郎委員長、全日農・中央労農会議・総評・社会党で構成）は六九年一二月一日、出稼組合代表者会議を開き、大会スローガンや出稼組合の全国組織にかんする具体的活動方針をきめた。スローガンは「出稼ぎしないで食える農政の確立」「明るく健康で事故のない職場を」「地域にも職場にも出稼者の組合を」「全国一律最低賃金制の確立、社会保障の充実」の四本であった。また七〇年二月より、出かせぎ農民にたいする職場オルグ活動をはじめることも決まった。

第六回全国出稼者東日本大会は七〇年二月二三日、東京・南部労政会館で二五道府県化会館において山形・秋田・新潟などの出かせぎ農民約一〇〇〇人の代議員七四名、評議員四名出席のもとに第六回定期大会が開かれた。を結集して開かれた。大会は①出稼者の諸要求に関する件、②職場の安全管理・労働者災害補償保険法の改正に関する件、③賃金不払、寄宿舎規定違反の建築業における不良業者一掃に関する件等を可決、さらに米の減反・減産政策反対（緊急動議）を決議した。大会代表団は各関係政府機関に要請活動をおこない、残留者は分散会で討議にはいった。その後、全体会議を再開し、七一年を目標に「全国出稼組合連合会」（仮称）を結成することを決定した。

西日本大会は三月八日、大阪森の宮・労働会館で二〇〇余名の出稼者を集めて開かれた。決議内容は東日本大会とほぼ同じである。なお六九年一一月二五日、一一名の労働者の死をまねいた尻無川大水門潜函工事大事故について、その原因が大阪府の設計・管理、熊谷組・若林組の安全軽視、労働基準局のメクラ監督等にあることを指摘し、府の責任を追求するむねの決議をした。翌九日、大会要請団は決議実現のため関係機関に要請活動をおこなった（この項、詳細は『農民運動資料』一九七〇年四月号参照）。

農村労連第六回大会

一九六九年九月五日・六日、農村労働組合全国連合会第五回中央委員会が東京・文京区民センターで開かれた。この会議では大塚中央執行委員長によって第五回大会以後の活動報告がなされ、ついで佐藤書記長が中央委の活動方針案を提案説明したのち討論にはいった。第二日目は討論続行ののち方針を全員一致で可決、また九月以後の具体的な行動目標と方針を決定した。

一九七〇年三月一九～二一日、東京・南部労政会館で二五道府県の代議員七四名、評議員四名出席のもとに第六回定期大会が開かれた。大塚委員長は労連結成いらいの成果をのべ組織が三倍ちかく拡大したことを報告した。佐藤書記長は「一九六九年度活動報告ならびに一九七〇年運動方針案」「規約改正について」その他の議案を一括提案して説明。書記長は活動の成果として、この一年間に組合員は六〇〇〇人、機関紙は五〇〇〇部拡大、組合員総数は二万人ちかくなったとのべた。この日の会議で京都知事選挙の候補者・蜷川氏を大会名で支援する特別決議がなされ激励電報が打たれた。

第二日目は討論、第三日目には佐藤書記長が討論をまとめ、活動報告、運動方針、予算等が満場一致で決定された。

「一九七〇年度運動方針」によれば、当面の要求事項（要点）は次のとおりである。

【農村労連・当面の要求事項】 ①日雇、臨時工、季節工に労働基本権を与えよ、賃金未払いをなくせ、建設業退職金制度の改善、②危険な作業廃止、労働災害をなくせ、③賃金引上げ、婦人の差別賃金廃止、④地元での仕事をおこし、婦人の内職を保障せよ、⑤失保の受給制限・強制紹介反対、職安窓口の民主化、⑥医療保険給付を改善し、医療施設をふやせ、日

雇健保改悪反対、医療保険制改悪反対、⑦出かせぎ者の賃金、労働条件改善、出かせぎ労賃への課税反対、出かせぎ者と留守家族をまもる特別立法をつくれ、⑧米作削減「総合農政」反対、新都市計画法実施反対、構造改善事業反対、農村労働者に長期低利資金を融資しろ、⑨課税を軽減しろ、⑩生活保護・教育補助の基準引上げ、保育所・老人ホームをつくれ、⑪教育費負担の軽減、軍国主義教育反対、⑫消費者米価、公共料金の引上げ反対、公害や交通事故をなくせ、⑬安保条約廃棄、沖縄即時無条件返還、自衛隊核武装反対、アメリカのベトナム侵略反対、憲法改悪反対。

なお大会でえらばれた新役員は次のとおり。

中央執行委員長大塚辰紀（長野）、書記長佐藤幸夫（山形）で両氏とも六選。

（第五回中央委員会、第六回大会、新運動方針その他活動状況については、機関紙『農村労働者』一九六九年一〇月一日号、七〇年三月一五日号、四月一五日号等に掲載されている）。

3　農民団体

1　全日本農民組合連合会（全日農）

第一二回全国大会

全日農は一九六九年一二月二・三日、第一二回定期全国大会を東京・全逓会館において開催した。大会第一日の当日衆議院が解散され、政治的関心の高まるなかで大会討議がおこなわれた。あいさつに立った石田会長は、農産物の輸入自由化反対、米作一割削減反対、新都市計画法の実施反対など全日農の基本方針を説明、「基本法農政粉砕」をめざして闘えと呼びかけた。

来賓あいさつののち、六九年度一般活動報告と七〇年度運動方針案が谷本書記長代行より説明され、ただちに討議にはいった。討議は主として食管制度、構造改善事業、新都市計画法、農産物輸入自由化をめぐる農民闘争、またこれらの闘争と安保反対、選挙闘争とをどう結びつけるか等の問題に集中した(討論要旨は後掲)。大会は新年度運動方針のほか、「固定資産税の評価がえに対する運動の進め方」「新都市計画法をめぐる現状と運動の進め方」を審議決定した。

大会は第二日目、大会宣言を発したのち閉会したが、決議にもとづき代表団は食管問題、新都市計画法問題、税金問題等につき関係各省庁、団体に対し要請行動をおこなった。

大会討議の要点

米減産・食管問題については、新潟の代議員より、減産問題が農民にとって単作地帯農民と北海道こしていること、自民党はデマ宣伝によって農民との離間策を講じていることを指摘、一方、伊藤忠など大企業は東南アジアの農産物開発輸入にのりだし日本農業を破滅させようとしていると警告、食管制度を守るたたかいの重要性を強調した。これに対し茨城の代議員は一一月二六日、六〇〇〇名の農民参加のもとに農業危機突破大会を開き、米作抑制、輸入自由化阻止、土地と経営を守る決議をしたのち県当局と大衆団交をもったことを報告した。秋田の代議員は、二回にわたり二〇〇〇名前後の農民大会をひ

らき、また食管を守るたたかいの一環として四五ヵ所で労農学習会をひらき三五〇〇名の参加者があったこと、さらに農協と共同闘争して自主流通米粉砕の運動をおこなって成果をあげたこと等を報告した。

早くからこの問題にとりくんできた大阪の代議員より、全日農として七～八〇部落、六～七〇〇人の農民を集めて懇談会をひらき啓蒙活動を展開したこと、その結果農民側から府の線引き原案を公開せよ、受益者負担反対等の要求がでてきたことを報告した。府農林当局はこれに対し農業継続の保障がなければ線引きに協力しないと回答した。さらに今後は運動の拡大につれて組合組織を拡大する必要があると強調した。新潟の代議員はこの問題との取組みが始まったばかりであると立ちおくれをみとめ、目下部落での啓蒙活動をすすめているとのべた。

新都市計画法反対その他の土地闘争

ついで茨城の代議員は、事実上建設中止となっている竜ヵ崎ニュータウンの闘争の原動力は土地を死守する農民の団結である。その運動は労農提携による「竜ヵ崎を明るくする会」を中心におこなわれたことを具体的に説明した。茨城県では四五町村が計画法の指定をうけ広大な優良農地が取上げられようとしていること、これにたいし綱町、石岡市などで反対運動がおこなわれていること、この運動では農協との共闘が重要であることを強調した。また大阪の代議員は北大阪流通センター設置にともなう土地取上げ反対闘争について報告し、一〇月に府知事と確認書を取りかわしたこと、その中で農業継続についての農民側の提案を積極的に実現してゆくことを約束させたことを指摘、今後の運動について全農民の支援を訴えた。また新運動方針案には現地の活動の中心になる常任活動家について何もふれていないが、組織拡大には何よりも常任が必要である、と本部案を批判した。

構造改善をめぐる運動では、鳥取の代議員が、各地の運動経験を総括して農民の創意による農業改革が必要であることを強調した。これは政府の第二次構造改善事業による土地流動化政策と対決する上でも重要だというのである。また運動の成果としては、農民負担金軽減要求をもって関係当局に交渉し引下げに成功したことを報告した。京都の代議員は、中小企業に対する府の無担保融資制度を農民にも適用させる運動を起し、稲作共同化機械の導入等に対し補助金交付をかちとったこと、共同化事業費の予算枠を拡大させることに成功したことなどを報告した。広島の代議員は、久井町農民組合が土地改良事業農民負担金の軽減をたたかいとったこと等地域の運動についてのべ、県下の畜産、果樹作農家には構造改善事業にともなう出費のため倒産者がでていると農村の実態について報告した。また宮崎の代議員は構造改善をめぐる運動のなかで、農民の任意団体を農民組合として確立させ、その組織力で要求をかちとった成果を報告、とくに農家の主婦をまきこんだ家族ぐるみ、部落ぐるみ運動が重要だと指摘した。

農産物輸入自由化問題について

農産物輸入自由化問題については、長野の代議員から、畜産物輸入自由化によって養豚、養鶏農家が経営不安におちいっており、グレープフルーツの自由化によって果樹作農家の困難が大きくなると警告、政府の自由化政策とのたたかいと総選挙との結びつきをはかれと強調した。愛媛の代議員は、一連の果実輸入自由化で同県のミカン農家が窮地に立っている、これを打開するため西日本ミカン農

民大集会の開催をめざしてたたかっていると現状報告をおこなった。

このほか、固定資産評価がえ問題、電線下補償問題、富山県神通川のイタイイタイ病など公害問題等に関してそれぞれ代議員より報告と討論があり、最後の問題については「公害から健康と人命を守り、被害者の完全医療と生活援護、損害補償を政府と企業の責任において実行し、公害の絶滅をはかること」の一項を運動方針に追加することが決定された。

最後に谷本書記長代行は執行部を代表して次の総括をおこなった。

【全日農本部総括】

一、つくされた討議は、いずれも活動体験を基礎としたもので、運動方針を豊かなものとした。一二日間にわたっておこなわれた討議は、運動方針案と基本的に一致していることをまず確認し若干の見解を加え、討議を集約したい。

二、討議の全体を通し、もっとも発言のおおかったのは、土地関係の問題で、これは二つにわけることができる。その第一は、政府・独占などによる土地取上げに反対するたたかいであり、第二は、構造政策に関連する土地闘争だ。

第一に関連する諸発言についてはつぎの点を指摘しておきたい。そのひとつは、反対闘争の組み方は農民の要求を対置して幅広く統一的にたたかわれるようになったということ、また、土地取上げの事態の進展に応じた段階ごとのたたかいの具体的方針が確立されてきたという点だ。これは、大きな前進といってよい。しかし他面、たたかいが前進しているのに農民組合組織の確立がともなわない点が少なくない。この弱点の克服はこんごに残された大きな課題である。

第二の構造政策に関連する土地闘争の討議でも、以上の点とおなじことが指摘されるが、これらのたたかいをすすめるに際し、経営と生活を「守る」政策をもつべきだとの問題強調があったことや、経営を守るための農機具購入への補助をかちとった例や自主的集団化の例などが報告されたのは注目される。この点は、こんごの実践のうえでも具体的方針を確立して深めるようにしよう。

三、米価・食管闘争についても討議がおこなわれた。そのうち、とくに強調されるべき点は、米作抑制にからめて農民の地域的分断作戦による攻撃が強まっていることだ。たとえば、新潟では「ここの米はうまいのだから自主流通米制度を歓迎すべきだ。米作転換は北海道でやるべきだ」といった宣伝がそれだ。農協までもそうした路線にのっているが、米価・食管闘争については、農協の動向が重要な意味あいをもっているので、民主化闘争はこんごも強めてゆきたい。

四、そのほか、固定資産評価がえに対するたたかい、電線下補償のたたかいなどの具体的な取組み方や闘争経験の報告もあった。これらの点については、こんごいっそう経験の交流をふかめるようにしたい。

また、農村青年の全日農への結集がすすんでいることもこの大会の討議を通じあきらかにされた。農村青年の結集についての気運は、とみに高まっている。この点はとくに重視して、そのための努力をはらってゆこう。

五、たたかいの討議全体を通じ農産物輸入自由化反対と安保闘争の結合が強調されたことも、本大会での大きな特徴だ。米価据置きへの怒りが政府と独占への政治的対決の気運となっているし、また、自民党の支持基盤ともいわれてきた果樹農民が、政府とたたかわざるをえなくなっているのも事実だ。安保と自由化による農業スクラップへの攻撃に対し、衆議院選挙で強く対決してゆこう。

六、さいごに機関紙問題についてふれておく。指摘のあったように機関紙はたたかいの武器である。それには、機関紙が全国のたたかいの経験交流の場となるようにしなければならない。そのためには、たたかいの通信を県連や活動家がどんどん本部に送るようお願いをしておく。

なお大会で可決された議案は、「食管制度の堅持と貿易自由化反

対等に関する決議」「新都市計画法による農業破壊反対に関する決議」（以上本部提案）、「米作の北限問題に関する決議」「酪農・乳価に関する決議」（以上北海道提案）、「グレープフルーツの貿易自由化に反対し、みかん農民の闘争を支援指導するための決議」（愛媛・福岡・熊本・広島共同提案）、「三里塚闘争支援決議」（千葉提案）等である。

【全日農七〇年度運動方針】　一、はじめに、二、世界の動きと日本、三、農業と農民の状態（以上省略）

四、この一年間の運動の成果と欠陥（要旨）

第一一回大会で決定した運動方針の基調たる「農民的土地所有と食管制度の三つを主要な柱として発展してきた農民の生産を守り、その利益を高めてゆく」方向で運動を展開し、自主流通米制度、生産者米価すえおきの政府案に反対し、また新都市計画法や道路建設にともなう土地取上げ反対闘争をおこなった。三里塚農民の土地闘争も重要な運動であった。葉たばこ、牛乳価格運動、公害反対、出稼ぎ者運動などをたたかった。「こうしたたたかいのなかで、地域でのたたかいが、その地域での力関係に一定の変化をつくりだし、農民闘争はその有利な力関係のもとで発展するという闘争態勢がつくられるようになっている」とのべているが、そのような実例はまだ少数であるとのべている。

また、米闘、甘藷価格闘争や税金闘争などにみられるように、いくつかの生産県における地域連合闘争が組まれたことも運動の成果の一つであること、学習・研究活動も前進していると評価している。

以上のような部分的成果と前進はみられたものの、次のような欠陥もあったとして、以下の諸点が指摘されている。①農民要求が多様化しているにかかわらず、その要求に応じた全面的統一的闘争を発展することはできなかった。②出稼ぎ農民の組織化をふくむ兼業対策としての運動と組織活動を発展させることができなかった。③全日農の組織については、秋田・静岡・新潟・大阪・岡山・福岡などでわずかに伸びたものの、全般的に組織拡大はすすまなかった。

また情勢の変化に応じて農民の動きを的確にとらえ、それへの対応が弱かった。たとえば米闘や作付転換闘争のなかで青年の変化に応じて全日農に組織することができなかった。葉たばこ共闘や林政民主化共闘などにおける全日農の指導性が弱かった。このほか指導上の問題としては、中央常任委員会が会議体のようになって執行機関としての性格がうすいこと、大衆との結びつきが弱いこと、等が自己批判されている。

五、これから一年間の運動の基本方向と主なたたかい。

この項では次の重点課題があげられている。

(1)貿易と資本の自由化に反対し、農産物の自給を確立するたたかい。

(2)「総合農政」に反対し、営農を守るたたかい。

(3)自主流通米制度をやめさせ食糧管理制度の堅持と米価その他農畜産物価格を保障させるたたかい。

(4)新都市計画法の実施から農業と農民の生活を守るたたかい。

(5)農地法の全廃または改悪に反対し、農振法と第二次構造改善事業など構造政策に反対するたたかい。

(6)農民の土地と水と権利を守るたたかい。

(7)出稼ぎ農民の仕事と賃金、真の最賃制度と社会保障の確立、留守家族援護のたたかい。

(8)農民の税金その他諸負担の軽減と生産資材の価格を引下げるたたかい。

(9)自治体と農協を民主化し、部落を農民の大衆的民主的運営のもとにおくたたかい。

(10)労農提携の強化。

(11)七〇年安保闘争を強化し、独立と民主主義を守るたたかい。

六、たたかいの進め方、七、組織の拡大と強化、八、財政の確立と機関紙誌活動の強化（省略）

（一九七〇年度運動方針の全文は『農民運動資料』六九年一二月号に、大会の経過と討論内容等については同誌七〇年一月号および『農民新聞』六九年一二月一五日号と同七〇年一月一日号を参照）

【役員】　会　長　石田宥全（新潟）　副会長　亀田得治（大阪）　鈴木清（秋田）　書記長　谷本たかし（本部）、財務委員長　栗原俊夫（群馬）、

統制委員長　鈴木吉次郎（新潟）
▽中央常任委員
　栗林三郎（秋田）宮腰庄太郎（秋田）阿部昭吾（山形）福島せい（山形）
日野吉夫（宮城）八百板正（福島）渡部行雄（福島）武藤山治（栃木）高
田富之（埼玉）下山田虎之介（茨城）下坂正英（東京）中原嘉之吉（長野）
渡辺直樹（長野）鶴巻辰次郎（新潟）松沢俊昭（新潟）湯浅豊吉（新潟）
斉木重一（福井）小池昭吾（京都）梅原昭（大阪）日下博（奈良）山本鶴
男（岡山）足鹿覚（鳥取）湯山勇（愛媛）小川洵（福岡）高野啓吾（本部）
▽会計監査
　佐々木庸（福島）阿部助哉（新潟）萩原貞一（富山）
▽統制委員　上田郁雄（山形）中沢巌（宮城）田村勘次（群馬）大内清義
（茨城）吉田末男（長野）矢後嘉蔵（富山）藤田甚三郎（大阪）田中積（大
分）
▽顧問　野溝勝、上林与市郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男
〔機関紙誌〕『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

2　全国農民総連盟（全農総連）

農業危機突破全国農民集会

全農総連主催「農業危機突破全国農民代表者集会」が一〇月二三日、東京・都道府県会館で開かれた。参加者二〇〇〇名余、「農政の基本に関する緊急決議」など五項目、ほかに「米の生産調整に関する緊急決議」などを可決した。閉会後、実行委員は政府関係各機関、各政党および全国農協中央会などに陳情した。この集会で、全中の宮脇会長の「米の生産調整」についての発言をめぐって論議がかわされた。

全国書記長・事務局長会議

一一月六・七両日、神奈川県湯河原において、全農総連主催「全国書記長・事務局長会議」が開催された。この会議では、さきに開かれた農業危機突破全国代表者集会後における具体的な行動計画と、米生産調整問題対策、固定資産税対策などが審議された。この会議では特に、米の生産調整問題の責任は政府にあること、生産調整には農民の納得が必要であること、その条件としての休耕・作付転換奨励金等について熱心な論議がかわされた。

第二次農民代表者集会

第二次農業危機突破全国農民代表者集会は、一九七〇年一月二三日、衆院第二議員会館で開かれた。全国から組織代表一五〇余名が参加、鈴木委員長のあいさつ、平川書記長の情勢報告につづいて議事にはいった。そして米の生産調整に関する要請など五項目の決議案を原案どおり決定、ただちに要請班を組織して関係各機関への陳情をおこなった。

第八回代議員総会

全農総連第八回代議員総会は五月一二日、東京・農協ビルで開催された。鈴木委員長のあいさつの後、役員改選、四四年度活動報告、新年度運動方針案について審議、ほぼ本部原案通り可決、また①昭和四五年度産米に関する決議、②国土開発幹線自動車道対策に関する決議を採択した。

役員改選の結果は次のとおりである。

〔役員〕　委員長　鈴木孝一郎（宮城）、副委員長　小林慧文（三重）、永松重教（福岡）、小松世至人（長野）、書記長　平川好秋（本部）
〔機関誌〕『全農総連情報』（週刊）

3　全国農民同盟

〔役員〕

会長　稲富稜人　副会長　吉川兼光、門司亮　書記長　神田大作　副書記長　衛藤妥保　財務委員長　鈴木一

〔機関紙〕『新農村新聞』（月二回刊）

【参考資料】〔農民運動全般に通ずるもの〕(1)『農民新聞』、(2)『農民運動資料』（全日農編集刊行）、(3)『全農総連情報』（全農総連編集刊行）、(4)『日本農業新聞』、(5)『全国農業新聞』、(6)『日本農民新聞』、(7)『朝日新聞』その他の新聞紙、(8)『赤旗』、(9)『社会新報』、(10)『前進』、(11)『統一』等の機関紙、(12)月刊誌『労働・農民運動』、(13)『農村問題資料』（日本農村問題研究所）。三里塚闘争にかんするものは、4—1末尾に記載

XIV 政党

概要□日本社会党──概況／選挙活動／路線問題／大会・中央委員会／組織・財政・機関紙／国際活動／民社党──概況／政界再編成問題と政権構成／選挙活動／大会／新役員人事／日本共産党──概況／選挙活動／大会・中央委員会総会／党勢拡大・党建設／国際共産主義運動との関係／選挙──第三二回総選挙／中間地方選：東京都議選／京都府知事選

概要

一、今期の政局の最大の焦点は、七〇年六月に条約の固定期限を終了した日米安保条約と沖縄返還問題であった。政府・自民党は、六九年八月に会期を終えた第六一国会で、大学法、健保修正案、防衛二法など懸案の重要法案を、二〇回におよぶ強行採決をくり返して一気に通過させ、「七〇年」にそなえた。六九年一一月、佐藤首相は訪米し、日米首脳会談の結果、「七二年に沖縄復帰を達成するよう協議する」との日米共同声明が発表された。政府は、沖縄の〝核ぬき・本土なみ返還〟が約束されたと宣伝し、共同声明について実質的な審議をおこなうことなく国会を解散した。

一、異例の師走総選挙で自民党は三〇〇議席の多数を占めて圧勝し、社会党は予想をはるかにこえる大敗を契した。民社党は現状維持に終わったが、公明党、共産党は大幅に議席を増し、野党の「多党化」が進行した。総選挙の前哨戦として各党が総力をあげた東京都議選は、自民党が第一党、社会党は惨敗、民社は停滞、公明、共産両党は躍進した。自民・公明・民社の三党連合と社・共連合の対決となった京都府知事選は、七〇年代の政局の動向を占う決戦として注目されたが、大差で蜷川知事が六選され、三党連合は大きな打撃をうけた。

1　日本社会党

1　概　況

〝存亡の境〟

「わが党は、いま党の歴史をかけた重大な危機に直面している。党が停滞をはじめてから十年、今回の総選挙は、そのするどいあらわれであり、わが日本社会党は、文字通り存亡の境にある」。社会党の一九七〇年度運動方針は冒頭からこのように述べている。〝存亡の境〟という言葉に総選挙で惨敗した社会党の深刻な危機感があらわれている。

参院選、都議選とつづけて敗北したあとだけに、総選挙での後退は党内外で予想されていた。しかし、前回の一四〇議席を五〇議席も減らすと予測したものはなかった。片山・芦田内閣の崩壊のあとにおこなわれた四九年総選挙で、一四三議席を四八議席に激減したときにつぐ事態であった。

再建論議

七〇年四月の大会にむけて、何回目かの再建論議がおこなわれた。しかし、ここでも佐々木派と江田、勝間田、河野、山本の諸派との派閥対立は激しく、国会議員と地方の活

一、社会党は、都議選、総選挙で決定的な敗北をこうむり、〝存亡の境〟に立たされた。党内の派閥対立は激しく、党再建の方向についても全党の意思統一は容易ではない。七〇年四月の再建大会では、運動方針は〝江田色〟の強い原案が承認され、人事では佐々木派の主張どおり成田―江田執行部の留任が決まり、曲りなりにも〝挙党体制〟が維持された。党員再登録の結果、公称五万の党員は三万に減り、本部財政の赤字は八億に達するなど、前途は多難である。

一、民社党は六九年中の党活動をすべて総選挙対策に集中したが、結果は現状維持にとどまった。公明、共産両党の躍進による〝多党化〟状況の進展にとりのこされた民社党は、その打開策を、民社党自体の行動力、組織力の強化に求めるとともに、他方では七〇年代に予想される〝政界再編成〟に党の命運をかけ、社会党、公明党にたいし〝民主的革新政党の統一〟を呼びかけた。

一、共産党は、都議選、総選挙と躍進をつづけ、さらに言論出版妨害問題や京都府知事選でもその組織力、行動力を発揮して注目された。七〇年代には自民・共産対決時代がくると予想するむきも少なくない。七〇年七月の第一一回党大会は、四八年の党史上はじめて、ほぼ全面的に公開され一般の関心を集めた。大会は、役員人事の思いきった若がえりをおこなうとともに、国際的には自主独立路線の堅持、国内的には議会闘争を重視する方向をいっそう鮮明にうちだした。

動家との対立もからんで、全党の意思統一は容易でなく、路線問題、人事問題をめぐって両者の不一致はあらわになった。〝分裂前夜〟とさえいわれた大会は、運動方針では江田書記長の構想を大幅にとりいれた原案をそのまま承認し、人事では佐々木派の主張どおり現執行部の留任を決め、曲りなりにも挙党体制は維持された。大会はまた、ここ数年来の懸案であった反戦青年委、日中友好協会正統本部との関係を〝清算〟する方向を、さしたる反対もなく決定して注目された。反戦青年委問題は、かねてから社会党と総評とのあいだで対立してきた点であり、日中友好問題もたえず党内で論争となりながら、明確な方針をうち出せずにいたものであった。また、この両組織の取扱いは、社共両党の共闘に際し、つねに問題となってきた点であった。

財政危機

「党再建論議のなかで、いまとくに緊急に解決を迫られているのは、党財政の危機打開と機関紙活動の改善の問題だ。この二つの問題は党再建の土台をなすものであって、この解決なくしては百の再建論議もすべて砂上の楼閣となる」。七〇年二月、拡大中央委で成田委員長はこうあいさつした。

前大会の決定によりおこなった党員再登録の結果、これまで五万人と公称してきた党員数は三万人に減少した。さらに、党の本部財政の主なにない手である国会議員が総選挙の敗北で大幅に減り、党財政は大打撃をうけた。しかも、七〇年に〝日刊化〟の目標をかかげてきた機関紙『社会新報』は、週二回刊でも毎回赤字を出し、党財政悪化の最大原因となっている。このため、党本部は書記局員の三割削減を含む財政緊縮策を実施し、機関紙も紙代の値上げ、ブロック版の廃止などの措置をとらざるを得なかった。党勢の退潮と財政赤字の増大との悪循環をどこでたち切ることができるか、それが問題である。

2　選挙活動

都議選で大敗

六九年七月の東京都議選に、社会党は革新都政の与党として、都議会第一党の座を守るべく、前回より三人多い六一人の候補者を立てて運動をすすめた。党幹部による街頭演説、専門音楽家が作曲した社会党のコールサインの使用、公示前からの宣伝車による宣伝などもおこなわれた。しかし、結果は、前回の四五議席を大きく割り、わずか二四議席となった（しかも、その後、選管の集計ミスのため実際の当選者は二三人であったことが判明した）。選挙前から、社会党の苦戦は予想されていたが、自民、公明両党に抜かれて第三党に転落するほどとは考えられていなかった。二〇人近い次点、死票率五四％の数字が示すように、候補者の乱立による共倒れも敗北の大きな原因であるが、得票率の低下は、社会党支持層が全体として地盤沈下したことを意味した。

社会党都議選闘争本部の総括は「敗北の基本的な原因」として、つぎのような党体質の欠陥を指摘している（総括の全文は『社会新報』六九年九月七日付参照）。

【社会党都議選闘争本部の総括】　自民、公明、共産の各党と比較して、わが党の政策宣伝、組織力、行動力、財政など、すべてにわたる総合的な戦力が決定的に弱体なことである。これは、本質的には、わが党の思想統一の不徹底、理論水準の低さ、そこからくる行動力、団結力の弱さ、献身性

の弛緩や組織の弱体によるものである。

また、第四五回中央委での書記長報告は、東京の党組織に特殊な欠陥として、次のように述べている。

【第四五回中央委での書記長報告】　その一つは、今日の都市には政治的にも、経済的にも、社会、文化の全領域を含めて、あらゆる矛盾が集中し、鋭く噴出している。それだけに住民の不満と要求は、多様な形をとって充満しており、それが顕在化したか、それとも潜在化しているかは余り問題ではない。一度、点火すれば広範にもえひろがる状況が広がっている。しかし、多くの都民の不満を解決する党の都市政策が、知事のワク組みを守ることに終始し、それを突破していく党独自の政策の提示とその訴えがなかったこと。

二つには、美濃部都政が七〇%の支持を得ているといっても、それは個人美濃部と都民とが、直接結ばれているわけで、都民と知事を媒介する党の機能がなければ、それが党への支持には直接つながらないこと。「美濃部知事との結合」とは都議会での協力だけでなく、さまざまな都民の不満と要求をかかげた住民運動、自治体運動が果たすのであって、これがなければ結合にはならないこと。

三つには、とくに大都市における労働運動の停滞、とりわけ総評労働運動の地盤沈下の要因が大きく、さらに地評、都本部の関係。その四つは、社青同の分裂、婦人会議の弱さなどによる青年、婦人層の動員が決定的に欠けていたこと。五つには、選挙における候補者間の対立の激化などがあげられるであろう。(報告の全文は『社会新報』六九年九月七日付参照)

総選挙対策

社会党は、参院選敗北後の第三一回大会(六八年九月)で党再建の方針を決定すると同時に、総選挙対策についても決定していた。それによれば、次の総選挙は社会党にとって安易に政権構想をうち出せる状況にないとして、現有議席を確保して党の下降現象をくいとめ、単独で三分の一の議席を獲得することを目標に全力を傾けることを決めていた。ついで、六九年一月、「七〇年闘争に奮起し、党改革を推進し、「総選挙に勝利しよう」というスローガンで第三二回大会を開いて、第一次、第二次の公認候補一六四人を決定した。六九年にはいってから、政局は解散ふくみで流動的であったが、社会党は二月一三日の緊急中執で、これまでの佐藤首相訪米前に国会を解散して安保・沖縄について国民の信を問えとしていた要求を改め、六一国会で佐藤内閣を打倒し、国会解散をかちとるとの方針を決定した。六一国会は、大学運営臨時措置法、健保法などで二〇回におよぶ強行採決がおこなわれるという異常国会であった。このため、七月二九日、社会党はじめ野党四党は共同して内閣不信任案を提出したが、否決された。

七月には、総選挙の前哨戦として注目された東京都議選がおこなわれた。この選挙で予想以上の敗北を喫した社会党は大きな衝撃を受け、総選挙対策についても再検討をせまられた。とくに、国会議員のあいだからは、都市部の公認をもっとしぼって共倒れを防ぐべきだとの強い意見が出された。これにたいし執行部も「特別の事情がある選挙区については党本部と協議して決める」との方針を示し、九月末の中央委もこれを了承した。しかし、実際にはすでに決定した公認を取り消すことは容易でなく、最終的には東京の四選挙区で現職一人を含む五候補の公認を取り消したにとどまった。取消しは、一〇月九日の中央執行委で最終的に決定した。この結果、社会党の公認候補は前回より二四人減の一八五人となった。

この間、党幹部は三班にわかれて、第四次の全国遊説をおこない、各地で対話集会を開いた。成田委員長は九月一九日の福井市における遊説第一声で、「社会党としては、何が何でも前回総選挙の一四〇議席を絶対死守する」との決意を表明し、「この総選挙では

自民党に過半数を割らせることが最大課題だ」とのべた。さらに、一一月一五日には東京・九段会館に一八〇〇人の党員を集め、佐藤首相の訪米に抗議する「七〇年闘争勝利 社会党総決起集会」を開いて、総選挙に向けて党内の結束を固めた。ついで同月二〇日には、総選挙闘争本部を設置したのをはじめ、一一月二八日には拡大中央委を開いて総選挙闘争方針、選挙綱領、選挙スローガン、選挙政策を決定した。

総選挙闘争方針のうち、「たたかいの基本的態度」の部分は次のとおり。

【総選挙闘争方針】 ①大量動員、大量政治宣伝の強化――今次総選挙は少数激戦となり、また各党の文書宣伝が活発となることが予想されるので、大重動員による大量ビラ配布の体制を確立する。複数候補者の選挙区でも、他党に対抗した一定の政治宣伝の基礎のうえにのみ個別選対の機能が果たされることを確認する。

②国民生活と結びついた政策宣伝の強化――安保・沖縄問題、大学問題などは、職場討論集会などで相当浸透してきているが、同時に、国民生活に関連する三大目標・二十大政策を積極的に活用して政策宣伝を強化する。

③他党との政策上のちがいを明確にしてたたかう――保守自民党をはじめ、他の野党からの政策宣伝、その他の攻撃が予想されるが、これにたいしては積極的に政策上の違いを明確にしてたたかう。

第四六回拡大中央委が採択した社会党の総選挙綱領は、「七〇年代へのわれわれの選択」という副題が示すように、この総選挙を「七〇年代という新しい時代に、日本の向かうべき進路を決める」ものと位置づけ、つぎの「三つの選択」を提起している。すなわち、①日本がアジアの平和の盟主になるか、戦争の主役になるか、②世界第三位の生産力にふさわしい「人間優先」の先進国になるか、軍備強化で国民を置きざりにした大資本中心の「経済大国」になるか、③議会政治を再生し、真の民主主義によって人間性を開花させうる社会にするか、保守独裁の議会政治を存続させ、民主主義の空洞化、大学、文化の荒廃をもたらす社会にするか。そして、「わたしたちが選択すべき道は、いうまでもなく前者であり、こんどの選挙はこの重大な選択のための最大の機会の一つである。このため私たちの最大の課題は、この選挙で自民党議席の過半数を割らせ、政局の転換をはかり、『護憲・民主・中立の政権』の土台をつくりあげることである」とのべている。

つぎに綱領は、①軍備強化とアジア再支配をめざす外交政策をやめさせ、平和と連帯のアジアを、②軍備費の増大を阻止し、世界第三位の生産力を国民生活に還元しよう、③大学の危機を克服し、民主主義の再生と生きがいをとりもどそう、の三項について詳細に論じたうえで、最後に七〇年初頭の目標として「反独占の民主主義的革新の課題を徹底的に遂行することを任務とする社会党中心の政府の樹立」を掲げている。そして、この一致すべき政策目標として、次の三点をあげている。

(1) 安保の廃棄と沖縄の即時無条件全面返還を実現し、日中の国交回復、日ソ平和条約の締結をはかり、すべての国との平和友好の関係を確立する。

(2) 社会生活のあらゆる分野で国民の参加する生き生きとした民主主義をうちたて、議会政治の再生をはかる。

(3) 国民生活向上のための経済、社会の諸改革を断行し、軍備費を削減し、社会保障の完全実施をはかる。

綱領と同時に拡大中央委員会が採択した総選挙政策は、「積極中立・人間優先の政治」を中心の柱とし、その実現のための「三つの目標」と、その具体的内容をとりまとめた「二十の重点政策」の二つから成っている。「三つの目標」と「二十の重点政策」の項目は次のとおり。なお、綱領、政策の全文は『月刊社会党』第一五四号（七〇年一月）、あるいは『社会新報』第一二七九号（六九年一一月三〇日付）に掲載されている。

【三つの目標】 ①平和友好の政治＝沖縄の即時無条件全面返還、安保廃棄、日中国交回復、日ソ平和条約の締結、積極中立、非武装化をすすめアジアの平和と繁栄を実現する②人間優先の政治＝いのちと暮らしを守り、格差と不公平をなくする③真の民主主義と高度文化の政治＝国民主権を完全にとりもどし、民主的創造的な教育と文化を開花させる。

【二十の重点政策】 ①安保廃棄、日中国交回復、積極中立、日ソ平和条約の締結、非武装化によって日本とアジアの平和と安全を実現する②沖縄の即時無条件全面返還をはかり、日本経済の一環として平和経済の確立をはかる③七〇年代安保の経済的基盤に対決し、互恵、平等の経済、技術協力を進めて、日本とアジアの平和と繁栄をはかる④独占支配の経済を改め、平和と生活向上のための経済政策を確立する⑤独占価格を規制し、公共料金の値上げを押え、物価の安定をはかる⑥大法人・資産所得への優遇を廃止し、大衆減税を断行する⑦食管制度を守り農業改革十ヵ年計画で農民のための農政を確立する⑧中小企業を保護、育成し、近代化、共同化による体質改善をすすめ経営を安定させる⑨人口・産業の適正配置によって過密過疎を解消し、住みよい都市、農村をつくる⑩公的責任のもとで利用計画、地価抑制策を確立し、生活向上に役立つ土地の有効利用を実現する⑪公共賃貸住宅の大量建設、生活環境の一体的整備によって健康で文化的な共同社会を実現する⑫危機にたつ交通を再建し住民の利便な足の確保と交通安全を確立する⑬地域住民と科学の力で公害をなくし、生命と健康を守る⑭有害食品、ごまかし食品から消費者を保護し、統一的な食品行政を実現する⑮社会保障を西欧なみの一五パーセントに引上げ、勤労者の生活不安を一掃する⑯労働者の生活と権利を守り、とくに働く婦人に対する差別を撤廃する⑰権利としての教育を確立し、働く大衆の文化創造を進める⑱青年とともに「高度管理社会」に挑戦し改革精神と創造力にみちた社会をつくりあげる⑲住民の福祉と利益を優先し、住民に直結した地方自治を確立する⑳公約無視、金の力による権力政治を断ち真に国民が参加する民主政治を実現する。

このほか、社会党は選挙戦の進展に応じて、つぎのような政策や見解を発表した。

①七〇年代の教育改革政策、②人間優先・憲法完全実施の七〇年代計画、③学生のゲバルトについての統一見解、④七〇年代における社会党の平和経済援助構想、⑤沖縄経済確立構想、⑥足で書いた都市交通白書。

総選挙総括

選挙の結果、社会党は前回より五〇議席減の九〇議席となり、予想をはるかに上回る惨敗を喫した。社会党が一〇〇議席を割ったのは四九年総選挙以来のことであった。都市部でも農村部でも後退はいちじるしかった。とくに、東京ではわずかに二議席となり、五党中の最下位におちた。必勝を期していったん公認した五候補の公認を取り消したにもかかわらず、この結果であった。議席数ばかりでなく、得票率、さらには得票数さえ前回を大きく下回った。

七〇年一月五日、社会党は新年最初の中執委を開き、大会に向けて「大会準備委員会」を設け、これには中執委全員があたり、さらにそのなかに、江田書記長を委員長とする「大会準備小委員会」を設けて、党再建策を検討することを決定し、ただちに具体的な作業にはいった。準備委員会は一月二八日に「中間報告」を発表し、二月の拡大中央委の検討を経たうえで、三月三日に「総選挙総括と党

再建の方向」と題する新「中間報告」を発表した。

この新「中間報告」のうち「総選挙闘争の若干の総括」は、総選挙での「敗北の基本的な原因は、何よりも党自身の政策と宣伝、組織と運動、すなわち党自らの中にそれを求められなければならない」として、要旨次のように述べていた。

【総選挙総括と党再建の方向（抜粋）】①「情勢と党の政策方針」自民党の沖縄「返還」という欺瞞をうちやぶるだけの宣伝戦における力量が不足していた。政策・方針でとくに指摘されるのは、国民が社会党の態度を注目していた重要問題――大学・学生、反戦青年委、日中友好、チェコ、中ソ論争、文化大革命などについて、明確に統一したものがなく、動揺している姿勢が国民の信頼を失わせた。さらに、高度成長の中で発生した都市問題、農業、政策、物価、公害、住宅、人間疎外などの諸問題にとりくみ、それを具体性ある政策として訴える点で立ちおくれていた。また、政策活動と大衆運動の結びつきがなかった。

②「選挙体制と組織」今までとくらべれば期間中の活動は活発だった。しかし党組織の実体は、圧倒的に弱体であり、今日のように総合的戦力を必要とする選挙戦にはたえない。この弱さを補い、代行してきた労働組合も、活動家はこれまでにないほどとり組んだが、勤労者大衆の支持を結集しえなかった。青年も、選挙の時だけの訴えでは支持は得られなくなっている。婦人問題についても、全党の活動としてとりくむ面で大きくおくれていた。

また、中央の選挙闘争本部は、党本部の全機能が集中できるようになっていなかった。解散まぎわの候補者調整は一部でマイナス効果となった。本部で作成したポスターも明るさと未来への積極性に欠けていた。このほか、候補者の若がえり、後援会問題について具体的な対策が必要である。

中間地方選

社会党は、総選挙では大敗したが、地方自治体の首長選ではかなりの成果をあげている。全体からみれば、その数はまだごくわずかなものであるが、それでも、この一年間におこなわれた市長選で新たに社会党公認、あるいは推せん候補が当選したのは、次の六市である。

六九年七月　国分寺市（東京）、七〇年一月　富士市（静岡）、綾部市（京都）、三月　町田市（東京）、新津市（新潟）、四月　喜多方市（福島）。

また、釧路市（北海道）、大宮市（埼玉）、野田市（千葉）などで公認候補が市長の座を守った。これらのうち、綾部、町田、新津、喜多方、釧路は社会・共産両党の統一候補である。釧路、町田の場合は、社会党の公認候補を共産党が推したものであるが、その際、社会党は他の市長、町長選で共産党候補を推すことを協定していた。

中間地方選で最も注目されたのは、七〇年四月の京都府知事選であった。社会党は、共産党とともに現職の蜷川候補を推し、自民・公明・民社三党連合の推す柴田候補を大差で破った。一般にはこの選挙の主役は、自民・公明対共産であるといわれたが、社会党もかなりの力を入れ、党本部内に成田委員長を長とする京都府知事選挙闘争本部を設けるとともに、選挙期間中には京都で中執委を開いて〝京都府民・全国民に訴える〟とのアピールを発した。また成田委員長、江田書記長は選挙期間中ともに三、四回応援にかけつけたほか、国会議員ものべ一五〇人が選挙運動に参加した。

なお、この選挙での社共両党の共闘については、社会党は、「社共統一戦線は組まない。必要なことは随時協議はするが、両党間の協定等は行なわない」とし、推せん団体で統一選挙母体を構成し、そこで協定を結ぶことを提唱した。これに対し、共産党は、社共両党の協定を中心とした統一戦線の結成を主張し、両党の協議は難行したが、結局、社会党の主張どおりになった。また、共産党は組織

原則に反戦青年委員会など妨害分子の排除を明記することを主張したが、社会党はこれに反対し、結局、協定の本文からはこれを削除し、「協定成立にいたる議事録確認事項」に「この『会』の目的と活動を妨害し、破壊するものを加えないことは当然である」と記すことになった（「明るい民主府政をすすめる会」のよびかけ団体の間で結ばれた「協定書」の全文は『月刊社会党』第一六〇号、七〇年六月に収録されている）。

3 路線問題

路線問題

総選挙敗北後の再建論議の焦点となったのは、〝路線問題〟であった。問題の発端は総選挙直後の記者会見で、江田書記長が「基本路線がなにかというのは、いろいろ意見もあるが、政策、運動の進め方などを含むのなら、基本路線が欠けているから運動論に力が出なかった」と路線修正の必要性を語り、国会闘争を中心に現実的な政党として脱皮する時期がきたと力説したことであった。一方、成田委員長は七〇年一月一一日付の『社会新報』に「七〇年代へ前進しよう」と題する論文を発表したが、そのなかで「従来の全党の論議を通じて形成されてきた路線、そこを貫く平和と社会主義の原則を思いきってがん固に堅持しよう」と述べ、路線問題について党指導部のあいだでの不一致があらわになった。一月二二日の中執委では、この点が問題となり、次のような路線問題についての「党中央の考え方」を発表した。

【路線問題についての党中央の考え方】 路線については、いろいろ論議されたが、これについての考え方は次の通りである。①党の綱領や「日本における社会主義への道」が正しいことは当然であって、こんご、さらにこれを発展させ、深めなければならない。②党再建については、党のあり方、姿勢の全体、その活動方法、政策、体質などのトータルなものをその内容とし、これについては抜本的な検討、大胆な改革を行なわれなければならない。

この〝統一見解〟によって、場合によっては綱領論争にまで発展すると見られた路線問題での論争には、社会主義理論委員会（勝間田清一委員長）が中心に検討をおこなっているが、同委員会は総選挙を前に日本における社会主義のあり方について国民の質問に答えるという問答形式で「社会党はなぜ社会主義をめざすか」をまとめ、『月刊社会党』一五三号（六九年一二月）に発表した。

共闘問題

社会党は、六八年一月の大会で、「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争」と題する安保廃棄闘争の方針を決めていた。この、いわゆる「中期路線」は、共闘の原則として、①すべての国民に扉が開かれた組織であり、安保廃棄以外一切のイデオロギーを持ち込まない、②参加団体相互の自主性独自性を認め合い尊重し合うことの二点をかかげ、問題別に多角的・重層的な共闘をおこなおうとしていた。

さらに六九年九月、一〇・二一国際統一行動を前に、社会党中執委は、「安保条約廃棄・沖縄の即時無条件全面返還のための統一行動について」と題する方針を決定した（方針の全文は『社会新報』一〇月五日付参照）。この方針は七〇年闘争の目標として安保廃棄の政府（護憲・民主・中立の政府）樹立とそれをささえる統一戦線（反独占国

民戦線）への結集を提起し、さらに、〝当面の統一行動についての態度〟として、次の三点をあげている。

①社会党と反安保実行委を中心に七〇年闘争の中心としての積極的な行動を展開する、②安保・沖縄問題を中心に、目標で一致するすべての民主団体・個人によびかけ、とくに闘争の重要な局面にあたって積極的に統一行動を展開する、③この統一行動を組織するなかで国民多数派結集のための方針を明確に主張し、これに反するものと強力な思想闘争をおこなう。

このほか一〇・二一統一行動については、社共両党のほか、幅広い民主勢力、個人をふくめた〝一〇・二一統一行動のための統一実行委員会〟方式をとり、共産党の主張する持続的、統一的共闘は運動の発展の中で考えるが、この実現には参加する諸勢力間の信頼と共同責任が基礎である。反安保実行委をセクト組織とする批判、非武装中立政策への批判など信頼と共同責任の体制ができていないのが現状であり、この基礎を形成することが前提であると述べていた。

共産党からは、社会党にたいして再三、社共両党を軸に安保条約廃棄、沖縄返還を主張する全民主勢力の持続的共闘のよびかけがおこなわれたが、社会党は現状では、一日共闘が実際に可能な形式であるとして、大学立法反対の二回の共闘（六九年七月一日、八月五日）のほか、一〇・二一、四・二八、六・二三の三回、統一実行委員会方式による一日共闘をおこなったにとどまった（詳細は、第二部IX「政治的大衆行動と平和運動」参照）。

このほか、京都府知事選はじめ、各地の地方選で社共両党の共闘がおこなわれるケースが増えているが、これに関連して、七〇年四月の大会では次のような「共闘の原則」についての見解が執行部から表明された。①党のあらゆる基本原則を貫く。力関係でそれができない場合でも、できるだけそれから離れない努力をする。②選対の内部で党のイニシアをできるだけ守る。③相手よりまさるとも劣らない活動をする。

反戦青年委問題

反戦青年委員会にたいする方針は、社共両党の共闘に際し、絶えず問題となった対立点であった。また、六九年以降は、社会党と総評とのあいだでも方針がくいちがってきた。すなわち、総評は、「反戦青年委員会の無原則な組織方針は、左翼急進主義者の活動の場を与え、彼らに市民権を与える結果になっている」とし、反戦青年委の凍結と改組を主張したのにたいし、社会党は、反戦青年委の強化と社会党の強化は表裏一体の課題であり、全国反戦委の再開をはかるとの方針をとっていた（詳細は本『年鑑』第四〇集、四八八ページ参照）。

しかし、その後社会党と総評のあいだで意見調整がつづけられ、六九年九月二四日に江田書記長、総評の岩井事務局長らとのあいだでトップ会談が開かれ、反戦青年委の取扱いについて、次のような内容の確認書をとりかわし、この問題に一応の決着がついた。

①組織体制について——青年労働者を中心に組織し、学生団体はオブザーバー加盟からはずす。中央、地方とも社会党、総評、社青同の団体共闘とし、地区反戦については個人加盟を認めるが「反安保・反戦中央協」の方針を支持するものに限る。②地方組織については——社会党、総評の指導性の不十分な組織は体質改善をはかる。③東京について——総評は東京地評を軸に青年労働者を結集、社会党は社青同東京地本の組織問題を早急に解決する。④職場における反安保・反戦組織について——組織加盟の労組においては、中央、

地方を通じて労組機関が指導性を持ちうる体制をつくる。⑤中央における連絡協議組織――社会党、総評、社青同および若干の全国単産、地方組織の代表で組織をつくり、行動を開始する。

この確認書にある全国反戦に代わる中央連絡協議組織は、「反安保・反戦青年中央協議会」の名称で、六九年一〇月九日に発足の予定であったが、社青同解放派を中心とする若手党員や、自治労、動力車労組など総評の一部単産がこれに強く反対したため、発足は見送られた。

その後、党再建論議のなかで、大学問題、日中友好運動などとともに、反戦青年委問題で党の政策、方針に明確に統一したものがなかったことが総選挙の敗因の一つとして指摘され（新「中間報告」）、一九七〇年度運動方針では、次のように従来の反戦青年委育成方針を清算することが決定された。

【七〇年運動方針にみる対反戦青年委方針】　反戦青年委員会は、本来、自立・創意・統一の原則をかかげた自発的な青年共闘であって、党が一方的に「育成・強化」の態度をとってきたことは誤りであり、この際これまでの方針を改める。もちろん党は、たんなる育成・強化ではなく、反戦青年委員会の体質改善に努力してきたが、最近の路線は、党と異質のものとなっており、改善の努力はもはや限界にきたと判断する。今後の党の青年運動は、青年党会議を中心に社青同への指導に重点をおき、同盟の大衆化と統一ある指導がおこなえるよう援助し、社青同組織の強化に努力する。この努力のなかで、将来、青年党員、社青同を中心に、あらたな青年の共闘の場を構想する。

4　大会・中央委員会

第45回中央委

第四五回中央委員会は、六九年八月二九、三〇の両日、党本部で開かれ、佐藤首相訪米阻止の一一月闘争と党改革の問題を中心に論議をおこなった。あいさつに立った成田委員長は、佐藤訪米阻止闘争についてふれ、「訪米阻止とは、ゲバ棒などによる実力阻止とは異なり、佐藤内閣の意図を阻止するために圧倒的な反自民・反佐藤の政治状況をつくることをめざすことである。このため、労働者階級のストライキを中心として、国民多数派結集の観点から創意性のある多様な形態をとる」とのべた。

ついで、江田書記長の報告を中心に討議がおこなわれ、機関紙改革、反戦青年委員会、日中正統本部との関係などの問題で活発な論議がかわされた（書記長報告の全文、討議内容の詳細は六九年九月七日付の『社会新報』に掲載されている）。

なお、中央委員会は淡谷機関紙局長の辞任などで欠員となっていた中執委につぎの四氏を補充した。森永栄悦（機関紙局長）、曽我祐次（組織局長）、貴島正道（企画担当中執）、赤路友蔵（農漁民局長）。

第46回拡大中央委

総選挙を前に全党員の決起を訴える第四六回拡大中央委員会は、六九年一一月二八日、党本部で開かれた。この拡大中央委には、中央委員のほか各都道府県本部の委員長、書記長らも出席し、総選挙闘争方針、選挙綱領、選

挙政策、選挙スローガンなどを採択した。

成田委員長はあいさつのなかで、「国会解散を日米会談の真相をかくす謀略的意図でおこなおうとする佐藤内閣は、すでに道徳的に退廃し、政治的に敗北した」とのべたあと、①安保廃棄、沖縄返還、②国民生活防衛、③民主主義再生のため、党員に総決起をよびかけるとともに、国民に社会党への支持を訴えた。また、江田書記長は党務報告で、①総選挙準備をいっそう強化するとともに、党活動を総選挙一本に集中し、万全の体制をとる、②日米共同声明否認のための院内外の闘争方針をつくる、③選挙綱領、選挙政策、選挙スローガンを決定し、争点と社会党の姿勢を明らかにするなど総選挙への臨戦態勢づくりの緊急性を訴えた。

第47回拡大中央委

総選挙で惨敗した社会党は、全党的な討論によって〝再生への道〟をさぐるため、七〇年二月五日、六日の両日、党本部で第四七回拡大中央委員会を開いた。成田委員長は、冒頭のあいさつで、党の路線問題についてふれ「綱領『日本における社会主義への道』、非武装中立などの基本路線の正しさは明らかであり、これを堅持すべきだが、だからといって路線問題にふれる論議をおさえる意味ではない。下からの論議を深めるなかで真剣な路線論争がわきおこるのは当然ありうる。ただ、観念と言葉だけの不毛の路線論議にせず、具体的な内容をもったものにしたい」と述べた。また、再建論議のなかで緊急に解決を迫られている課題として、①党財政の危機打開、②機関紙活動の改善の二つをあげ、現状のきびしさを指摘した一方、地方首長選の勝利などをあげ、「反省は深刻にきびしく、しかし行動は勇気と確信をもって、党が新しく生まれかわるつもりで前進しよう」と訴えた。

つづいて、再建党大会準備委員長の江田書記長が、「大会準備委員会中間報告」の提案説明をおこなった。この「中間報告」は、総選挙の直後、江田書記長を中心に執行部内に設けられた大会準備委員会が約一ヵ月をかけてとりまとめたもので、①総選挙闘争の若干の総括、②長期低落傾向の歴史的総括、③当面の活動の重点の三つの柱からなっていた（「中間報告」の全文は『社会新報』一二九七号、七〇年二月八日付に掲載されている）。

このあと、中央委員、各県本部代表が「中間報告」をめぐって活発な論議をかわしたが、多くの発言者が執行部の不統一と指導力の欠如を批判し、派閥の解消を強調した。「中間報告」については、これを支持する意見はほとんどなく、評論家的作文であるとして、全面書きかえを主張する意見さえ少なくなかった。結局、「中間報告」のうち、「当面の活動の重点」は承認されたが、他は中央委での批判的意見を十分消化して、補足・修正することとなった。このほか、「当面の財政方針」「社会新報を中心とする機関紙活動の強化」については非公開で討議がおこなわれ、執行部の方針が採択された。

評論借用問題

第四七回拡大中央委からわずか三日後の二月九日、同中央委に提出され、党再建論争のタタキ台として討議された「中間報告」の重要部分が、二年前の雑誌から引用されたものであることが明らかとなり、党内外に波紋をなげた。問題の雑誌は、江田派の機関誌的役割を果たしている『現代社会主義』で、その六八年八・九月合併号に掲載された評論家佐藤昇氏と編集部との対談内容が「中間報告」のうちの「長期低落傾向の歴史

的総括」の主要部分にほぼそのまま引用されていた。「中間報告」の原案執筆者、貴島正道企画担当中執とこれを承認した中央執行委員会の責任問題は三役一任となり、結局、①貴島中執の〝自発的謹慎〟を認める、③中執委の連帯責任は四月の党大会でとる――ことで落着した。

なお、「中間報告」の〝補足・修正〟については、石野企画担当中執、伊藤国民運動局長、高沢教宣局長、森永機関紙局長の四中執によって取りまとめ作業が進められ、三月三日の中央執行委で承認された。「総選挙総括と党再建の方向」と題されたこの新「中間報告」は、旧「中間報告」の「長期低落傾向の歴史的総括」の部分を大幅に書きかえ、「党の危機とは何か」と「党再建の方向」の二つにわけて分析している。この全文は『社会新報活動版』に掲載され、下部討議にかけられた。なお、新「中間報告」の全文は『月刊社会党』の第一五八号（七〇年四月）に収録されている。

七〇年度運動方針

第三三回全国大会に提出される一九七〇年度運動方針案は、三月三一日の中執委で決定され、翌四月一日に発表された。この運動方針案は、さきにまとめられた新「中間報告」や、江田書記長が大会準備小委員会に提出した論文「改革を進めて革命へ」などをもとに、同小委員会がまとめたもので、江田書記長の主張が大幅にとり入れられていた。方針案は、第一部「党改革の方向と一九七〇年度のたたかい」、第二部「各部門の活動計画」の二部にわかれ、さらに第一部は①前文、②党の危機とは何か、③再建の方向、④たたかいの目標の四項、第二部は、組織活動、機関紙活動、国民運動、国民生活運動、自治体活動、労働運動、農漁民運動、中小企業活動、青少年・婦人対策、国際活動、教宣活動、政策活動の一二部門の活動計画から成っていた。

方針案の中心部分は、第一部③「再建の方向」であるが、ここでは、運動、政策、組織、路線の四つの柱について、社会党再建の方向を示していた。このうち、運動の部分で、これまでとかく態度が不明確だと批判されてきた反戦青年委員会と日中友好運動について次のような方針をしめして注目された。

一、反戦青年委の「育成・強化」の方針は誤りであり、このさい改める。反戦青年委の路線は党と異質のもので「体質改善」ももはや限界にきた。こんごは社青同の指導に重点をおく。

二、日中友好運動では、これまで社会党が支持し、参加してきた日中友好協会正統本部にたいして党員の行動が統一できなかったとして、今後は、①いわゆる「四つの敵」論の立場はとらない、②運動の基調を政治三原則と安保反対におく、③この基調を支持する国民各層が幅広く参加できる運動と組織にする。

また、労働戦線統一問題については、これを「革新政治勢力の再編につなげる動きがあるが、われわれはこれをとらない」とし、「党は、労働戦線の統一が、階級的・民主的に発展するよう援助すること、あらゆる組合と政策の一致にもとづいて、提携し協力すること、その組織での政治活動の自由の保障を求めて、党の職場組織を建設し、党の影響力を拡大する」との方針をうちだしていた。

次に政策問題については、まず資本主義にたいする「社会主義の優位性」を明らかにして国民の選択をかちとるとの立場から、未来の日本の姿を全体的に示す〝青写真〟をつくり、同時にその目標にいたるプロセスを作ることが必要だとしていた。また、これと関連して路線問題では、理論委員会を中心に検討をふかめるべき「社会

主義日本」の内容上の問題として、①議会制民主主義と地方自治制度を尊重し、直接民主主義でこれを補完する、②プロレタリア独裁はおこなわず、複数党の存在を認め、言論の自由を保障する、③私的所有を公的所有に移すのは当然だが、官僚主義に陥らぬため、勤労者が経営と生産の管理に参加する、④計画経済に市場メカニズムも活用して計画と競争の調和をはかる、⑤非武装、中立の立場を堅持する、⑥自由と文化を尊重し、文化の政治への従属、思想統制はありえぬ、などの点をあげている。なお、運動方針案は、大会で原案どおり可決された。運動方針の全文は、『月刊社会党』第一六〇号（七〇年六月）に収録されている。

第33回全国大会

社会党の第三三回定期全国大会は、七〇年四月二〇日から三日間の予定で東京・九段会館で開かれた。この大会の任務は、この一〇年間の長期的な低落傾向が六九年暮の総選挙で〝ナダレ現象〟となって拡大し、文字どおり〝存亡の境〟に立たされた社会党が、この再建の方向を確立することにあった。ところで、この大会に提案される「運動方針」が、反戦青年委員会との絶縁を決めていたことに不満をもった反戦青年委や反帝学評などの学生・労働者約二〇〇人が〝大会粉砕〟を叫んで早朝から会場におしかけたため、大会は初日から荒れ模様となった。このような事態は、すでに、四月一一日開催予定の東京都本部の大会が〝反戦グループ〟に会場入口を占拠されて中止せざるを得なかったときから予想されていた。このため、三井三池の労組党員をはじめ書記局員などで自主的な防衛措置がとられていたが、押しかけた学生らとの衝突で警備隊に負傷者が出たこともあって、ついに機動隊の出動を要請し、正午前ようやく開会された。

大会は、議長団選出、岩井総評事務局長らの来賓のあいさつのあと、成田委員長のあいさつ、江田書記長の党務報告、さらに会計報告、同監査報告、統制委員会報告とつづき、質疑応答のあと夕刻までにこれらを満場一致で承認した。この間、大会と並行して各県代表者会議が開かれ、警備対策、大会日程などについて協議した結果、「自主防衛は力の限界にきている」と判断し、「大会を破壊分子から守るため〝籠城〟して深夜も議事を続行し、全代議員が外に出ない」ことを確認した。

こうして大会は異例の〝籠城大会〟となり、第一日の夕刻から、「運動方針」「組織・財政・機関紙」の二つの小委員会にわかれて深更まで討議をおこなった。

第二日は、午前八時すぎから分科会審議を続行した。運動方針小委では、執行部提案に対し、党再建懇談会（江田、勝間田、河野、山本、中間派の五派連合）から、①日中正統本部との絶縁、②反戦青年委員会の解散と社青同解放派支持党員の統制処分、③社会党がマルクス・レーニン主義政党でないことの確認の三点にわたる修正案が提出され、各項目ごとに採決した結果、次のような票数でいずれも否決された。①賛成一一七、反対一三八、白票二、②賛成一一〇、反対一四六、白票一、③賛成七八、反対一七八、白票一。つづいて、社会主義協会派から提案されたプロレタリア独裁の肯定、右翼的労働戦線統一を排し、階級的・民主的な労働戦線の統一をすすめるなど一六項目の修正案を一括して採決し、賛成一一三、反対一三七、白票八で否決したあと、執行部の原案を多数で承認した。

一方、組織・財政・機関紙小委では、執行部提案の「財政再建案」にたいし「赤字解消の見通しが十分でない」などの理由で激し

い批判が集中し、その結果、①特別党費の値上げについては、国会議員は一万五〇〇〇円アップして三万円とするとの原案を五〇〇〇円アップにするなど各級議員の上げ幅を縮小する、③任意特別カンパの目標六億円を一億七〇〇〇万円に減らす、③五ヵ年計画を七ヵ年計画に延長する、④実施時期は原案の五月実施を七月からに改め、その間下部討議をおこなう――などと修正して決定した。

また、「組織改革」について、執行部は、「中央本部の機構改革についてのみ本大会で決定し、他は下部討議に付す」ことを提案していたが、全体として討議不十分であるとの意見が強く、草案全体を下部討議に付すことになった。

第二日の夕刻から全体会議が開かれ、二分科会の小委員長報告を承認し、ひきつづき、次の四つの地方提出議案を採択した。①石炭産業の安定と産炭地住民の生活を守る決議案。②反党的組織「革命的労働者協会」の排除に関する決議案。③仁保事件、岡部保被告の無罪をかちとる決議案。④博多事件とフィルム問題（報道の自由）にたいするたたかいを強化する決議案。

議案の審議終了後、中央執行委は森下大会運営委員長のもとに辞職願を提出した。一方、これと前後して北山愛郎代議員ら五一人の代議員から「現執行部を信任する決議案」が提出された。大会運営委はその取扱いを協議した結果、大会にたいして「中執委の全員から辞職願が出されている。北山代議員から信任決議案が出されていることを理解のうえ、執行部の辞任を認めるかどうかの無記名投票をおこなう」と提案、投票の結果、辞任を認めない一八五、認める一四五、白票一七で大会は中執の辞任を認めないことを決定した。中央執行委はただちに緊急中執委を開いて協議した結果、「大会決定を尊重し、一一月の任期まで役員に留まる」ことを決定した。

このあと大会は、大会宣言を採択、成田委員長の決意表明ののち、「団結がんばろう！」を三唱、四月二二日午前一時一〇分、閉会した。

5　組織・財政・機関紙

党員数三万に減少

社会党の党員数は、この七、八年の間、五万人から五万三〇〇〇人台の線で横ばい状態であった。この間、二ヵ年計画で〝一〇〇万の党、二〇万の新報〟を目標とする党勢拡大運動なども企てられたが、実際には成果はあがらず、党員五万で一二〇〇万票をとるふしぎな党といわれつづけてきた。しかし、六九年三月から一一月にかけておこなわれた党員再登録運動の結果、六九年一一月末現在の党員数は公称五万人をはるかに下回る三万〇〇五六人であることが明らかにされた。

この「党員再登録運動」は、六八年一月の第三二回大会で正式に決定されたもので、参院選の敗北をきっかけに問題となった社会党再建策の一環としておこなわれたものであった。再登録にあたっては、党員の最低基準としてつぎの七項目の承認が要求された（社会党組織局『再登録の手びき』）。

【再登録にあたっての党員の最低基準】　①綱領、規約、および綱領をその後の内外情勢の発展をふまえて補完した理論委員会報告の「日本における社会主義への道」を党の思想的よりどころとして確認すること。②所定の

党費および臨時党費を自発的に支部（総支部）に納入すること。また各級機関の指示による諸カンパにはすすんで参加し、これが完遂に努力すること。③社会新報は必ず購読すること、進んで読者の拡大に努めること。④党機関の指導のもとに積極的に新党員を組織するほか、党友を結集すること。⑤党の規律を守り、党員としての権利を正しく行使して、所属支部または総支部の強化改革に努めること。⑥党の計画する活動に積極的に参加し、とくに党の会議には理由なく欠席しないこと。⑦党の政策・方針を、たえず党刊行物などによって学習し、党の〝総学習総行動〟に参加すること。

なお、その後党員数はやや持ちなおし、七〇年七月一日現在、三万三二〇〇人と、月平均四〇〇人の割で増加している。

また、党員の構成について、第三三回大会で配布された討議資料は次のように記している。

【党員の構成について】　党組織の分布状況は、近年、近代的労働者を激増させている大都市、工業地帯で組織率がきわめて低く、また全体の党員構成は労働者七〇%、農民二三%、中小企業その他が七%となっている。労働者の大部分は総評加盟組合員で、とくに官公労に多く民間が少ない。

党財政の危機

社会党の財政は、かねてから危機的な状態にあったが、今回の総選挙で解散前より四五議席も減少したことは、国会議員の負担にたよるところ大な党本部会計の大幅な収入減をもたらし、危機をいっそう深刻なものとした。さらに党員数の減少、依然として解消されない機関紙会計の赤字が党財政に重くのしかかっている。

このため、社会党は書記局の人員整理（三割削減の目標）をふくむ財政緊縮策をとらざるをえなくなった。いまや党勢の退潮が財政の赤字を増大させ、赤字が党勢拡大のさまたげになるという、悪循環におちいってしまっているといえよう。

財政危機の現状を第三三回大会の会計監査報告からみると次のとおりである。

▽機関紙会計の赤字三億八九九二万円　▽一般会計の赤字一億三七〇〇万円余（今回の人員整理の退職金八五〇〇万円をふくむ）　▽社会文化会館の損失金九七四万一〇〇〇円　▽選挙資金会計の支出超過五八七四万円

以上損失金総額五億九六三五万三〇〇〇円。

このほか、会館建設、あるいは印刷センター、機関紙再建等の投資的な出資にたいする借入金二億二〇〇〇万円余があり、借入金の総額は八億一六〇〇万円余に達している。

機関紙問題

党再建論議の中心の一つは、機関紙問題であった。

機関紙『社会新報』（週二回刊）については、六八年一月の第三〇回大会で、七〇年から日刊化することが決議され、「社会新報日刊化特別委員会」が設けられていた。しかし、実際には週二回刊でも機関紙会計は膨大な赤字を出しつづけ、党財政悪化の最大の原因となっていた。

また機関紙のもう一つの問題は、『社会新報』の紙面が、「旧三派」「革マル」などに焦点を合わせ、党の方針とはずれた主張が少なくないことであった。実際、六九年一月の第三二回大会後、機関紙局の機構改革と人事異動の発令にさいして、多くの局員が辞令を拒否し、「社会新報反戦青年委」が編集を自主管理するなどのことがあったという。

これにたいし、国会議員のあいだから『社会新報』の廃刊論さえ主張され、また地方の党組織からも紙面の改革、機関紙経営の安定、人事の刷新を求める決議があいついだ。

このため、六九年八月に開かれた社会新報日刊化特別委は、①日刊化はしばらく延期し、現状で経営安定をはかる、②党の方針や路線からはずれた記事をなくすよう、中執に紙面編集の責任体制を整えるための特別機関を設けるなどの方針を決めた。さらに、総選挙後に開かれた第四七回拡大中央委では、①機関紙局の人員削減、②紙代の引上げ（月額一九〇円を二五〇円に）、③ブロック版の発行を中止するなどを内容とする機関紙改革案が決定された。

なお、機関紙の発行部数は、七〇年一月には一〇万部に減少したが、同七月一日現在では一二万五〇〇〇部となり、最盛時を上回っている。

派閥の現況　社会党の派閥抗争の激しさについては、よく知られているが、現実にはいっこうに解消されない。現在ある社会党の主な派閥は、佐々木、江田、勝間田、河野（旧河上）、山本の五派と安保体制打破同志会の六つである。どの派も、それぞれ「社会主義研究会」（佐々木派）、「社会主義運動研究会」（江田派）、「政策研究会」（勝間田派）、「日本社会主義研究会」（河野派）、「社会主義政策懇談会」（山本派）など、政策研究グループとしての看板をかかげ機関誌を出している。六九年暮の総選挙で大敗したため、各派とも軒なみ所属代議士の数をへらしたが、なかでも安保体制打破同志会は六人から会長の黒田寿男氏一人だけになってしまった。その他の各派の所属代議士数は、次のとおり（朝日新聞、七〇年四月一一日付による。なお、毎日新聞同三月六日付では多少人数に差があるので、これをカッコ内にかかげた）。

佐々木派一八人（18）、江田派一四人（13）、勝間田派二三人（21）、河野派一六人（14）、山本派五人（4）。

なお、七〇年二月、山本幸一氏らの呼びかけで、派閥をこえて党の再建論議をおこなうことを目的とする国会議員集団「議員懇談会」が結成された。しかし、佐々木派はこれに参加せず、「議員懇談会」は事実上、江田、勝間田、河野、山本、および中間派の反佐々木派連合となった。議員懇談会は、世話役代表に中間派の山中吾郎氏をえらび、再建党大会へ向けて新「中間報告」の修正を申し入れ、さらには大会でも修正案を提出するなど活発に動いた。「議員懇談会」は大会期間中は地方代議員を含めて「党再建懇談会」を名のっていたが、大会後の五月三一日、正式に名称を「社会党再建懇談会」と改め国会議員だけでなく活動家も含めた団体に発展させることの方向をうちだした。

一方、佐々木派は国会議員の数では少数派であるが、地方活動家のあいだでは依然として強い影響力をもっている。

6　国際活動

ソ連共産党と交流　日本社会党は、社会主義インターに加盟してはいるが、その「基本原則に批判的立場」（七〇年度運動方針）をとり、国際活動としては、社会主義諸国との連帯を強化することに努めている。とくに、この一年はソ連共産党と互いに使節団を交換して交流を深めたことが注目される。すなわち、六九年一〇月には、日本社会党の招待による初のソ連共産党中

央委員会代表団（団長＝ア・エヌ・ルミヤンツェフソ連共産党中央委員・科学アカデミー副総裁）が来日し、江田書記長を団長とする社会党代表団と数次にわたって会談し、北洋での漁船の安全操業問題、北方領土問題、両党の協力関係について意見を交換し、それにもとづく次のような内容の〝合意メモ〟を発表した（全文は『月刊社会党』一五三号、六九年一二月参照）。

①ソ連は社会党の非武装中立の政策を支持し、日本の中立を尊重する。②社会党が提案した果実など日本の農産物の輸出拡大について、ソ連は好意的に検討する。③ソ連が提唱したアジア安全保障体制の構想は、社会党の政策と一致する。④社会党は、ソ連共産党の招待を受諾した。

一方、成田委員長を団長とし、団員全員が中執という日本社会党代表団は、七〇年七月にソ連を訪問した。社会党代表団の訪ソは六年ぶり四回目であるが、委員長を団長とした使節団の海外派遣はこれまで例のないことであった。

また、これとは別に、農業調査団、母子福祉代表団、経済交流代表団、北海道本部代表団をそれぞれソ連に派遣した。また、三年まえからおこなわれているソ連留学生およびユーゴ留学生については、六九年には、国際局が中心になって選考し、ソ連に三人、ユーゴに一人を送った。

その他の国際交流　社会党は、以上のほか次の各国に代表を派遣した。

六九年八月　ルーマニア共産党の招待で、同党の大会に石橋国際局長を派遣。

八月　アメリカの反戦平和行動日に横山利秋議員を派遣。

九月　朝鮮対外文化協会の招待で、山花副委員長を団長とする代表団を朝鮮民主主義人民共和国に派遣。

一〇月　ドイツ民主共和国創建二〇周年記念式典に高沢教宣局長らを派遣。

一一月　エーベルト研究所の招待で鈴木労働局長を団長とする視察団を総評とともに西ドイツに派遣。

一一月　アメリカの日米反戦行動参加のため大原享代議士らを派遣。

七〇年七月　成田委員長を団長とする使節団をソ連、東ドイツに派遣。

なお、中国への使節団派遣は、今期も何回かうわさされたが実現しなかった。六四年一〇月に、当時の成田書記長を団長とする第四次訪中使節団が送られてから約六年間、社会党と中国との正式な交流はおこなわれていない。

2 民社党

1 概況

政界再編に期待

六八年七月の参議院選で七人を当選させ、非改選の三人とあわせて念願の「院内交渉団体資格」を得た民社党は、次の目標を衆議院での議席倍増にむけ、すべての活動を総選挙対策に集中した。なかでも六九年七月の東京都議選は、総選挙の前哨戦としてこれを重視し、佐々木書記長を本部長とする都議選対策本部を設けて一〇人以上の当選を目標に運動をすすめたが、結果は現状維持の四議席にとどまり、公明、共産両党にも大きく水をあけられた。民社党主脳部は、この停滞の原因を主として同党の組織力、行動力の欠如にあるとみて、「行動する国民政党への脱皮」を合言葉に、党幹部を先頭に連日街頭演説をおこない、あるいは「青年リーダー研修会」を開いて青年活動家の育成に努めた。

しかし、総選挙でも民社党は解散時と同じ三一議席にとどまった。野党第二党となった公明党と、党勢拡大の波にのる共産党のあいだにはさまれて相対的に比重の低下した民社党は、この状況を打開するため、一方では機関紙を刷新し、有料購読者を拡大して党支持者の組織化をはかる、中核活動家を大量に発掘して養成するなどの方針をうちだすとともに、他方では〝政界の再編成〟に大きな期待をかけていた。もちろん、民社党の〝政界再編成論〟は、総選挙の結果をみてはじめて主張されたわけではない。〝政界再編成〟は少数野党である民社党の〝政権構想〟の当然の前提であり、西村委員長、佐々木書記長ら党幹部の〝持論〟であった。しかし、西村委員長は総選挙以後、機会あるごとに〝政界再編成〟の必要を説き、ついには社会・公明両党にたいし〝民主的革新新党〟の結成を提唱するにいたった。

「一九七二年までに民主的革新新党を実現し、七五年には革新政権を樹立したい」との〝西村構想〟は、社会党の党内事情や労働戦線統一問題ともからんで、かなりの反響をよんだ。また、言論出版妨害問題以来、野党内で孤立し、〝政教分離〟〝体質改善〟を表明していた公明党も、この西村発言を積極的に受けてたつかまえであり、今後の推移が注目される。

2 政界再編成問題と政権構想

西村論文

民社党の政界再編成についての基本的な考えを示したのは、都議選後の六九年八月、西村委員長名で発表された「新時代の革新」と題する論文であった（『民社新聞』八月二二日

付)。この西村論文は、社会党の成田書記長が「党再建と青年戦線」と題する論文を発表し、既成革新勢力の自己革新による再生を説いたのに対応して書かれたものであるが、「七〇年から八〇年にかけての政治路線の対決競争は、資本主義(自民党)、共産主義(共産党)、民主社会主義(民社党)の三つに淘汰されてゆくであろう」と予測し、つづいて、次のように述べていた。

【新時代の革新(抜粋)】……そしてわれわれ革新の立場にたつものが、何よりもまずなしとげなければならない課題は、保守永久政権にピリオドを打つことである。しかしそれはもはや架空の夢ではない。自民党が衆院で二四四の過半数議席を割る政治動向は、多党化現象のなかに着実に前進している。三年、五年の周期をもちながら、政権交代の可能性をもつ政治体制を確立すること、それが革新への課題であろう。

それを実現するものは、果して前述の革命路線であろうか、保守党との物理的対決であろうか、そして打倒後は権力を利用して他党の存在を否定する共産党方式であっていいだろうか。

それとも議会主義を堅持しつつ、政策対決を通じて保守党を凌駕、克服してゆく〝改革路線〟であろうか、われわれは民主主義を守る立場から、この改革路線以外にないと確信する。

西村委員長は、さらに、この〝政界再編成〟についての具体的な展望を、総選挙へ向けての地方遊説のなかで次のように述べていた。「この総選挙を通じて自民、社会の二大政党時代は事実上終止符が打たれ、多党化が一層進行する。したがって自民・社会両党の内部に深刻な分解作用がおこり、政界の再編成は民社党のいう民主的社会主義の方向に結集されるだろう。」

社会党への統一よびかけ

総選挙の結果は、自民党が三〇〇議席の多数を占め、民社党は目標とした五〇議席の目標は、七〇年代に予想される政界流動化のなかで民社党がキャスチングボートをにぎるために必要と考えられていたものであった。民社党が主導権をとる形での〝政界再編成〟の展望は遠のいたとみられた。こうしたなかで、七〇年二月七日、民社党は佐々木書記長談話の形で、社会党が階級政党を脱皮すれば両党の再統一も可能であるとの呼びかけをおこなって注目された。佐々木書記長談話はつぎのとおり。

一、わが党は、いま再建について論争をかさねている社会党の動向について注意ぶかく推移をみていきたい。この際、社会党は民社党が生まれた当時のいきさつを、謙虚にかえりみてほしいものと思う。当時われわれは「社会党は革命と階級闘争の政治路線から決別し、議会制民主主義の原則のうえに、社会主義を実現してゆく道をえらぶべきである」と主張したのであるが、いれられなかった。このことが、今日の社会主義陣営(民社党も含む)の不振の最大の原因となったことを、どうか社会党は反省してほしい。

一、わが党は、こんどこそ社会党がマルキシズムの階級政党から脱皮し、真の議会制民主主義に徹する民主的社会主義政党として再発足することを、心から期待してやまない。

一、社会党がこういう考えになれば、当然われわれは、心ある国民の要望にこたえて、政権交代を可能にする健全野党への道や、自民党の独裁的永久政権打倒への方法を、胸襟をひらいて話し合うことができると思う(一九六九年度活動報告書㈠)。

西村委員長も同様の趣旨を二月一二日の同盟第六回大会の席上で発言し、また「労働運動のあるべき姿は民主主義、国民福祉、進歩と正義の確立である。この三つの柱を中心に労働戦線の統一が実現

○議席に遠くおよばなかった。この五〇議席の目標は、七〇年代に

することは、いまや時間の問題だ」と述べた。

なお、この問題に関連して、七〇年五月一五日、社会党の三宅副委員長、河野密前副委員長と民社党の池田国会対策委員長、春日選挙対策委員長とのあいだで会談がおこなわれた。この会談で、四氏は「党利党略をはなれて、将来政権を担当できる野党をつくる必要がある」という点で意見が一致し、今後とも緊密に連絡しあうことを確認したといわれる。

対公明党方針

〝政界再編成〟に関連して、民社党が他党とどのような関係に立つかが重要な問題となった。自民党にたいしては六九年一二月の第一二回党大会で、「自民党が過半数を割るような事態が生じて、民社党との連立の動きが出てきても、従来の自民党の路線をささえるような要求であり、こうした自民党との連立の方向は断じて排除する」との態度を表明した。一方、共産党にたいしては従来から一貫して一線を画しており、反共の姿勢に変化はなかった。ただし、自民党とは京都府知事選をはじめ地方選ではしばしば共闘をくみ、また、公明党・創価学会をめぐる〝言論・出版妨害問題〟では、院内に限り共産党とも共同行動をとった。

問題は、同じ「中道政党」である公明党にたいする方針であった。これについては、民社党の方針はこの一年間に二転、三転した。すなわち、総選挙に先だって開かれた第一二回大会に提案された「一九七〇年代へのわが党路線と党の体質改善について」と題する総選挙闘争方針では、公明党の名こそ出さなかったが、「強烈な選挙運動と、新しい大衆からの資金獲得の上に立つおびただしい物量的戦術によって」「国会の中に進出しはじめた新しい政治勢力」についてふれ、これを「議会制民主主義の一つの危険として指摘」していた。しかし、投票日直前の一二月二一日には一転して佐々木書記長が記者会見で「社会保障政策について公明党と政策協定をする」と次のような方針を発表して注目された。

六〇年代に自民党の弱肉強食政策の犠牲になってきた国民に光を当てるため、老人、母子家庭、心身障害児などの社会保障対策に力を入れる。そのために、党内の一部から批判がでるかも知れないが、社会保障について同様な考えを持ち、党としても性格が似ている公明党と政策協定をする、そうなれば、自社両党ともついて来ざるを得ないし、共産党もわが党を支持するだろう。

ところで、総選挙後の総括では、二転して「民社党の基本姿勢」として公明党への対決姿勢を強めるべきだとの考え方を打ち出した（一月一三日、中執委）。この方針は「七〇年度運動方針案」にとり入れられ、はじめて公明党を名ざしで「本質的に全体主義的性格」をもつものと規定し、これと対決するとの強い姿勢を明らかにした。この背景には、民社党と密接な関係にある「民主社会主義研究会議」が公明党・創価学会の〝言論・出版の自由妨害〟にたいし強い反対の意思を表明したことがあった。

ところが、この運動方針を可決した第一三回大会からわずか二ヵ月後の六月一五日、西村委員長は「七二年までに民主的革新新党を結成し、七五年までに革新的統一政権を樹立する」との政権構想を発表したなかで、公明党の〝革新中道〟路線も、この民主的革新新党と一致するとのべ、対公明党方針は三転した。この西村委員長のよびかけに、公明党はただちにこたえた。言論出版妨害問題や京都府知事選で自民党と結んで敗北し、これまでの〝革新色〟を色あせ

たものにしていた公明党にとって、この西村発言は〝渡りに舟〟の感があった。六月二七日、公明党大会で再選された竹入委員長は、次のようにあいさつした。

私は、野党各党は全国民の最大公約数の要求を基盤として、それぞれの誠意と柔軟性をもつことによって、一歩ずつ政策協定を積上げ、中道新連合をめざすべきであると考える。さらに私は、将来、国民世論の要求と支持が高まり、諸条件が整うならば、政界再編成の可能性も長期的展望として検討してまいりたいと考える。これらは、その前提条件として、①全国民的立場を重視し、階級のみにとらわれず、②つねに現状改革をめざし、国民生活に密着する諸問題を最優先に取組む強い意欲をもち、③また、政治資金についても、清潔であらねばならないと考える。私は、いま述べた考えに立って、社会、民社両党党首とそれぞれ話合いの機会を持ちたいことを提案したい。

3　選挙活動

都議選の敗北

民社党は六九年七月におこなわれた東京都議選に一七人の候補をたて、一〇人以上の当選を目標に運動をすすめた。しかし、結果は前回と同じ四議席にとどまり、第四党の共産党（一八議席）に大きく水をあけられた。また、得票率も六・八%から四・九%に低下した。総選挙を前に、都議選を党勢のバロメーターとみていた民社党はこの結果に衝撃をうけ、「事実上の敗北」を認めた。そして敗北の原因は組織力の弱さと活動力の不足にあったとして、その克服を六九年後半の党活動の重点においた。第一三回大会に提出された「一九六九年度活動報告書」（一）は「東京都議選の意義と反省」としてつぎのように述べている。

【都議選の意義と反省】　(1)　従来の国会議員、首長選挙と異なり、政党活動の自由が許された選挙であり、選挙そのものの質がこの選挙で一変したといえます。公明、共産両党は、この政党活動をフルに利用し全国的規模で闘ったが、わが党はその姿勢に欠けていました。むしろ、わが党の組織体制は、そのような選挙のやり方を消化することができなかったといえるかも知れません。

(2)　両党の圧倒的な組織力と物量作戦に敗北したということであります。ポスター、車、オルグ、チラシの数は、そのまま組織力の反映であり、金があっても組織がなければポスターははれないし、組織のカンパがなければ結局金も十分には用意することはできない。物量は結局は組織ということに帰着し、組織の充実、拡大が急務であることを痛感せしめられたのであります。

(3)　選挙には、同盟をはじめとする各種団体の協力が必要であることはいうまでもありませんが、選挙に勝つためには、党自らの選挙組織を拡充することが必要不可欠であること、他力本願ではなく党自身の自力の闘いがすべての前提であることを、いやという程思いしらされたのであります。

総選挙対策

六八年七月の参議院選以降、民社党はつぎの目標を衆議院での議席倍増にむけ、すべての活動を総選挙対策に集中した。このため六八年七月には党本部に西尾常任顧問を委員長とする衆議院議員候補者選考委員会を設けて有力候補者の発掘に努めていたが、六九年一月には第一次公認候補六六人を決定した。さらに二月には西村委員長を本部長とする衆議院選挙対策本部を設けて活動を開始した。第六一国会の閉会直後の八月六日に開か

れた中央執行委員会は、解散総選挙の時期を年末前後に予想し、つぎのような方針を決定した。

【総選挙方針】 (1) 九、十、十一の三ヵ月間を選挙体制充実整備の期間とし、各選挙区連とも、十一月末に総選挙準備を完了するものとする。

(2) この期間中に、「行動する党」への体質改善のための可能な対策を進め、且つ、沖縄闘争をこれと関連させて強力に組み、総選挙体制を立体的にもり上げる。

(3) この期間中に進める総選挙体制は、(イ)原則として従来の個別選対方式をとり重点的に本部指導を強めるが、(ロ)一方、都議選の教訓を十分に生かし、候補者中心の個別選対の選挙組織の中に党自身の選挙が十分浸透するような体制を整える。それは若い献身的な活動家群の組織化を進めることである。(ハ)教宣活動を飛躍的に強化し、活動家の行動力を高めることと相まって、都議選の教訓を生かす。

(4) これらの期間中の党活動は、総選挙体制作りを目標にしながら、総合的立体的に組み立てねばならぬので、中執の下に、「企画会議」を設け、具体的な実践計画の樹立とその遂行に当る。

(5) 総選挙体制の仕上げと総決起のため、臨時党大会を招集する。

この方針にもとづいて、民社党は組織局を中心に全国オルグを各選挙区連に派遣して都議選の教訓を個別選対につたえてその強化をはかる一方、本部では党幹部が先頭に立って連日の街頭遊説をおこない、チラシを配布して「行動する民社党」のイメージの浸透をはかった。また青年党員を対象に三回にわたって「青年リーダー研修会」を開いてポスターのはり方から三分間演説など選挙むけの〝特訓〟を実施した。

総選挙政策

民社党は六九年一〇月二三日の中央執行委員会で「総選挙にあたり全国民のみなさんに訴える」と題し、総選挙にのぞむ民社党の基本的な政治姿勢と五大主張および一二大政策を決定した。〝七〇年代に挑むわれわれの使命〟と題する「基本姿勢」では、現在の最大の国民的課題が七〇年代の日本の政治方向の選択にあるとして、①全国民参加の革新政治体制の確立、②民族自主路線の確立、③富の再分配のための経済改革、④新しい教育国家の建設をうたっていた。

五大主張としては、①暴力の排除と大学の再建、②安保改定、沖縄の完全本土なみ返還、北方領土の返還の実現、③高福祉の実現、人間尊重の社会建設、④子供と老人を大切に、心身障害者をいたわる政治、⑤国民の総力で政治改革をかかげていた。

一二大政策は、①教育国家の建設、②物価安定、③大幅減税、④住宅対策の推進、⑤交通対策、⑥公害防止、⑦社会保障の向上、⑧中小企業対策、⑨農林漁業の近代化、⑩働く者の生活向上と産業民主化の確立、⑪安保改定、⑫沖縄の本土なみ返還と北方領土の返還などであった。この総選挙政策は、一一月二日に開かれた第一二回大会で正式に決定された。

なお、この総選挙政策の全文は「政策と討論」第九二号に、要旨は「民社新聞」第四七九号に掲載されている。

総選挙結果

六九年一二月におこなわれた総選挙に、民社党は六八人の公認候補を立て、二候補を推薦した。選挙の結果は前回より一議席増、解散時と同数の三一議席（のち推薦一人が入党し三二議席）となった。西村委員長は選挙後の記者会見で「現状維持にとどまったことは残念であり申訳ない。だが民社党の政治姿勢、政治方針はあくまで正しいと確信している。ただそれを国民に理解してもらい協力してもらう努力と工夫が足りなかった。つまり党の組織力、行動力に欠陥があったのではないか」と語り、こんご

は党組織の拡大と行動力の強化につとめたいと述べた。

【総選挙結果についての民社党声明】 選挙の結果、現有勢力を維持したとはいえ、所期の目的を果しえなかったことは残念である。

今回の総選挙の最大の特徴は、各党の政策そのものよりも、むしろ各党の行動性が問われたところにある。

すなわち自民党が伸びた原因は著るしい物価上昇、沖縄返還交渉に対する国民の不安等からして、その政策が支持されたというより、むしろ社会党の敗退が激しすぎた結果というべきである。

社会党が大敗した原因は、基本的には時代おくれの党体質、沖縄、安保、大学問題等、政策面での具体性の欠如、さらに組織力の弱体化等にあることは明らかである。

こうした中で、公明、共産両党が進出したことは、政策以前の足による票固めの結果というべきである。

わが党は今回の選挙を通じてかつてない行動力を発揮したが、伸びきれなかった原因は、行動力の面でなお、自民、公明、共産の各党のそれにおよばなかった結果である。

今回の選挙が意味するものは、いわゆる多党化が、社会党の解体という所で進行し、この過程で今後建設的野党の成長をいかにして実現するかという課題がわれわれの前に提起されたことである。

その意味でわが党の存在と今後の使命は政治の流動化の中できわめて重要性を増している。

わが党は、この自覚に立って、今後建設的野党の中核として国民の期待にこたえるため、とくに党の青年組織の拡大、これにともなう日常活動の強化等を通じて、党の行動性をさらに強化するため全力をつくしたい。

（『民社新聞』四八八号、七〇年一月一六日付）

4 大会

第一二回大会　民社党第一二回臨時 全国 大会は 六九年一一月二日、東京・九段会館で開かれた。この大会は総選挙へむけて党の態勢を固めるための〝総決起大会〟ともいうべきもので、総選挙方針、総選挙政策などを正式に決定した。この大会であいさつに立った西村委員長は、「民社党の民主主義自主路線を定着させるため、総選挙では少なくとも五〇議席以上を確保してキャスティングボートをにぎるとともに、一九七五年前後には政権を担当できる政党に成長する」と総選挙にたいする決意を表明した。また、佐々木書記長は政界再編成問題に関する質問にたいし「民社党は自民党との連立政権に参加する考えはまったくない」と答えて注目された。民社党幹部が大会の席上で自民党との連立を否定したことはこれがはじめてであった。この佐々木書記長の発言要旨はつぎのとおりである。

一、民社党が主体性をもたない政界再編成はありえない。再編成の動機は万年与党の自民党と万年野党の社会党が国民の期待から遊離し、崩壊するところにある。

一、自民党が過半数を割るような事態が生じて、民社党との連立という動きが出てきても、従来の自民党の路線をささえるような要求であり、むしろこれは政界再編成をゆがめることになる。こうした自民党との連立の方向は断じて排除する。

一、自民、社会両党の政治路線は崩壊しつつあり、民社党は政界再編成に備えて主体的立場を固める必要がある。

大会はまた、これまで民主社会党の略称として使われてきた民社党を同党の公称とすることを決定した。

七〇年度運動方針

第一三回大会に提出された一九七〇年度運動方針・政策案は、七〇年三月一九日の中執委で了承され、翌二〇日に発表された。これは、大会準備委員会の討議をもとに、同準備委に設けられた起草委員会（委員長・佐々木書記長、事務局長・大内教宣局長）によって起草されたものであった。「七〇年代への前進」と題されたこの運動方針・政策案は、①革新の道（基本路線）、②政権担当の野党（党改革）、③四つの改革（政策）の三部から成り、『民社新聞』第四九八号（七〇年四月三日付）にその全文が掲載されている。この方針・政策案の項目構成はつぎのとおりであるが、全体として総選挙での停滞にたいする深刻な反省が強く打ち出され、今後は〝行動する国民政党〟に脱皮するため、①幅広い支持者組織を確立するため、機関紙購読者の大量獲得運動をすすめる、②中核活動家の養成に努めることなどが必要であるとしている。また、公明党をはじめて名ざしで批判し、共産党とともに「本質的に全体主義的性格」を持つものとしてこれとの対決の姿勢を明らかにして注目された。

【七〇年代への前進――一九七〇年度運動方針・政策案】

第一部　革新の道

一、これからの革新政党　①七〇年代の情勢とわれわれの課題、②保守勢力にかわる革新の道、③労働運動の流動化と党の姿勢

二、改革の重点目標　①高度福祉社会の建設、②物価、公害への挑戦、③自主と共存の安全保障、④政治改革の推進

第二部　政権担当の野党へ

一、前進への党づくり　①党組織の強化　②機関紙の刷新と情報宣伝活動の強化　③党機構の刷新　④党財政の強化　⑤学者、文化人との提携

二、本年度の大衆運動と地域運動　①平和と安全を守る運動　②全体主義と対決し、民主主義を守る運動　③国民の生活と健康を守る運動　④生活環境を改革する運動

三、各級選挙の勝利をめざして

第三部　四つの改革

一、高度福祉社会への経済改革　①重要産業の民主化　②中小企業と農業の近代化　③物価安定と税制改革

二、生活優先への社会改革　①社会保障の拡充　②土地改革と住宅建設　③公害、交通禍の絶滅

三、人間開発への教育改革　①大学改革　②生涯教育体制の確立

四、平和と安全のための改革　①日中正常化と平和外交　②安保改定と自主防衛

この運動方針・政策案は、第一三回大会でほぼ原案どおり承認された。

第一三回定期大会

民社党の第一三回定期大会は、七〇年四月一四日から一六日までの三日間、東京・九段会館で開かれた。これに先だつ四月一〇日、曽祢益外交委員長が、党の人心を一新するため委員長選挙に立候補するとの決意を表明した。結党以来一〇年間、六三年の書記長選のほかは大会で人事問題が争われたことがなかっただけに、曽祢氏の委員長選への出馬は大会の一つの焦点となった。

大会第一日は、西村委員長のあいさつ、来賓祝辞、佐々木書記長の一般活動報告、池田国対委員長の国会活動報告などののち、①七〇年度運動方針・政策案、②七〇年度予算案、③規約改正案、④役

員選挙に関する件の四つの議案の提案説明がおこなわれた。

【西村委員長のあいさつ（要旨）】一、国民が待望する七〇年代の政治課題は〝競争的二大政党政治〟の創造にある。このための第一歩は、政権担当能力をもつ野党づくりである。

一、今後保守と競争しうる野党は、①多様な国民の利害を建設的に調整する能力を持つ国民政党　②議会主義と民主的決定を否定する革命主義との対決姿勢の堅持　③政治を宗教の手段と化する邪道の排除――の基本姿勢をもち、さらに新鮮な時代感覚、国際的視野とすぐれた現実的政策が要求される。いたずらに保守党の攻撃に終始し、自らの答を示しえない野党はこれからの政党政治に生きる資格はない。

一、七二年までには革新陣営の再編成を完了し、七〇年代中期までに政権を獲得するという具体的目標をもってまい進しなければならない。われわれは建設的野党の統合、結集に対し自らの門戸を開放し、場合によっては他の民主勢力に対しても大局的見地に立って統合ないし協力を呼びかけることが必要である。

一、わが党がこうした時代の要求にこたえるためには、不断の自己改革が必要だ。それには、①党の行動性と清新な党体質確立のため中核的活動家を計画的に養成する　②党のまわりに広範な支持者を組織する　③魅力ある現実的政策の提示　④院内外の党活動の強化に努めなければならない。

大会第二日は、三つの分科会に分かれて議案の審議がおこなわれ、いくつかの付帯決議をつけて、いずれも原案どおり承認された。運動方針の第一部（政治路線）を審議した第一分科会では、委員長あいさつでふれられた政界再編成について質問が集中した。これにたいし佐々木委員長は、「七二年には政界の再編成がなされるとともに革新陣営が統一される。七五年には政権を担当する」との見解を表明した。また京都府知事選などと関連して他党との共闘、とくに公明党との関係について問題となり、執行部は、公明党は全体主義政党であり断固としてこれに対決するが、共産党にたいすると同様にあくまで一線を画すかどうかは、もう少し様子をみたいと答えた。

第二分科会では運動方針の第二部（組織）および予算・規約について審議がおこなわれた。ここでは七月以降、党員にたいしても機関紙を有料化する問題について代議員の不満が集中し、結局、一般購読運動をすすめるなかで下部討議をつくし、中央での検討をへて、しかるべき時期、機関で結論を出すとの付帯条項がつけられた。また、青年運動、婦人運動について一貫した方針が欠けていることに強い批判が出された。

第三分科会では運動方針の第三部（政策）について討議がおこなわれ、二、三の代議員から民社党の政策は自民党と変わらないとの批判が出されたほか、〝政策の貧困〟〝政策において他党におくれている〟などの批判的意見が続出した。

大会最終日の一六日は、七〇年度運動方針案や、党名を民社党とし、党本部の機構改革をおこなうとの規約改正案などの議案が可決決定されたのち、つぎの諸決議が採択された。①海上交通法の制定に関する決議、②対米繊維品輸出の自主規制反対に関する決議、③日本農業危機突破に関する決議。

このあと注目の委員長選挙がおこなわれ、西村三四二票、曽祢二〇四票で西村委員長が四選された。西村優勢の大勢は動かなかったが、一五〇票前後と見られていた曽祢支持票が予想をはるかに上回り二〇〇票の大台をこえたことは注目された。また二四人の中央執行委員の選挙は、最初二七人が立候補していたが、投票直前になって三人が辞退したため、無競争となった。大会で選ばれた新役員、

常任顧問は次のとおり。

▽委員長＝西村栄一（再）▽書記長＝佐々木良作（再）▽中央執行委員＝向井長年、田淵哲也、受田新吉、西田八郎、永江一夫、角田良、中村時雄、小川泰、河村勝、春日一幸、青木清、大内啓吾、小平忠、渡辺武三、竹本孫一、麻生良方、永末英一、岡沢完治、田畑金光（以上再）柄谷道一、加藤正蔵、小宮武喜、川端文夫、渡辺朗（以上新）▽統制委員長＝稲富稜人（新）▽統制委員＝岡田敏男、小沢貞孝、神田大作、守本又雄、北条秀一、和田一仁、坂本一男（以上再）宮本広喜、吉田泰造、稲垣武臣（以上新）▽会計監査＝片岡文重、山本悌二郎、岸寛司（以上再）坂本光彦、寒川喜一（以上新）▽常任顧問＝西尾末広、伊藤卯四郎（以上再）

新役員人事　第一三回大会では、従来三局、一一委員会から構成されていた本部機構を整理し、総務、教宣、組織、調査、機関紙、青年婦人の六局と外交、選挙対策、財務、政策審議の四委員会とするとの規約改正がおこなわれた。これにもとづき、四月二一日の中央執行委員会では新役員人事についてつぎのように決定した。

▽総務局長＝小平忠（衆院議員・前副書記長）▽組織局長＝青木清（非議員、再）▽教宣局長＝大内啓吾（同、再）▽調査局長＝河村勝（衆院議員・前総務局長）▽青年婦人局長＝西田八郎（衆院議員、前中執）▽機関紙局長＝麻生良方（同、前中執）▽政策審議会長＝竹本孫一（衆院議員、再）▽財務委員長＝永江一夫（非議員、前副委員長）▽選挙対策委員長＝春日一幸（衆院議員、前中執）▽外交委員長＝永末英一（同、前中執）

（以上規約にもとづくもの）

▽国民運動対策委員長＝田淵哲也（参院議員、再）▽青年隊本部長＝塚本三郎（衆院議員、前中小企業対策特別委員長）▽労働対策委員長＝渡辺武三（同、前統制委員）▽中小企業対策委員長＝川端文夫（同、前中小企業対策委員）▽農業対策委員長＝合沢栄（同、新）▽地方議会対策委員長＝岡沢完治（同、前青年学生対策委員長）▽産業近代化対策委員長＝小宮武喜（同、前会計監査）▽官公労対策委員長＝受田新吉（同、前国会議員団長）

▽顧問＝曽祢益（衆院議員、前外交委員長）竹谷源太郎（非議員、再）中地熊造（同、再）松下正寿（参院議員、再）宮部一郎（非議員、再）村尾重雄（参院議員、再）門司亮（衆院議員、同）山下栄二（非議員、再）吉川兼光（同、再）吉田賢一（衆院議員、再）

3　日本共産党

1　概況

あいつぐ躍進　社会党の〝地すべり的〟後退、民社党の停滞、言論出版妨害問題を機に〝政教分離〟〝体質改善〟を表明せざるを得なかった公明党と野党三党が大なり小なり問題をかかえていたなかで、今期の共産党の躍進ぶりには目をみはるものがあった。都議選での議席倍増、総選挙での二ケタ議席獲得をはじめ、公明党・創価学会の言論出版妨害問題では、独力で一大キャンペーンを展開してマスコミの〝鶴タブー〟をうちやぶって公明党を窮地に追いこみ、さらに、自民、公明、民社の三党連合を相手とした京都府知事選でも、大差で蜷川六選をかちとる原動力となるなど

「同党は、七〇年代の幕あけとともに〝波に乗った〟」（毎日）といえよう。

このような〝躍進〟の背景には、この十数年間における〝党勢拡大運動〟の成功があった。第一一回党大会決議によれば、その成果は一九五八年七月の第七回大会当時とくらべて、「党員数約九倍、『赤旗』読者約四〇倍、国会議員七倍、総選挙得票三倍」である。実数にすれば党員数は三〇万人をこえ、『赤旗』読者数は、日刊一二ページの本紙が四〇数万部、日曜版が約一四五万部と合計で二〇〇万部に近い。国会の議席数では五党中の最下位であるが、党員数はるかにぬきんでている。

また、中央指導部の安定度、指導力の強化も見逃すことができない。社会党がこの数年で三回も委員長の交替がおこなわれているのにくらべ、共産党は第七回大会以降一二年間、野坂議長、宮本書記長を中心とする指導体制がつづいている。さらに今回の大会で、新設された書記局長のポストに弱冠四〇歳の不破哲三氏が就任したのをはじめ、幹部会委員、中央委員にも四〇台、五〇台の若手が大幅に起用されて注目された。

政治路線の上では、国際的には〝自主独立〟の立場を強め、中ソ両国共産党の〝大国主義〟をきびしく批判すると同時に、国内的には議会闘争、改良闘争を重視し、現実的かつ柔軟な姿勢で国民各階層との結びつきを強化する方向をいっそう鮮明にうちだしている。

2　選挙活動

都議選で議席倍増

共産党は、六九年七月の東京都議選を、たんに総選挙の前哨戦としてだけでなく、美濃部知事の与党として、革新都政を守り、さらに民主的に発展させるたたかいとして位置づけ、早くから準備をすすめていた。そして、社会党とともに都議会の過半数を占めること、共産党単独で二〇人以上の当選を目標に、全選挙区に一人ずつ計三七人を立候補させた。選挙の結果、これまでの九議席をいっきょに倍増して一八議席を獲得した。得票数は六五万三八一一票で前回より約二七万票の増、得票率でも一四・四三％と約四・三％の増であった。

この選挙の結果を総括した一〇中総の決議のうち「都議選からの教訓」の部分は次のとおり。

【一〇中総――都議選からの教訓】　今回の都議選でのわが党の躍進は、第一に、選挙戦をたたかった東京都党組織の主体的力量が、前回の都議選当時にくらべて、「赤旗」読者数においても、わが党と協力、共同関係をもつ大衆諸組織の面でも、一段と強化されていたこと、第二に、前回の都議選以来四年間、わが党が自覚的民主勢力とともに、広範な都民の要求をとりあげて積極的にたたかい、都議会議員団が都議会内で一貫して奮闘するとともに、大衆活動をつみかさね、都民の支持をたかめてきた蓄積をもっていたこと、第三に、中央委員会の積極的指導のもとに、東京都党組織の奮闘を基本にしながら、全国の党組織からの援助にささえられてたたかったことが前提となって、たたかいとられたものである。

なお、選挙戦にあたっては、①東京都政についての「五大政策」とも

に、他党派の追随をゆるさぬ抜本的、具体的な政策を地域別、階層別に多様にあきらかにし、これを広範に宣伝してたたかったこと、②すべての「赤旗」読者と、地域ごとの後援会や労働組合をはじめとする大衆組織の線にそった後援会の積極的な協力をえてたたかったこと、③自民党、公明党、トロツキスト、毛沢東盲従分子、反党修正主義分子などによるあらゆる反共攻撃に、機敏に、全面的、徹底的な反撃をくわえ、都民の真の利益を代表するわが党の真の姿をあきらかにしてたたかったこと、④楽観論をいましめ、個別的、具体的な指導をつよめ、選挙活動の面でも経験主義を克服し、創造性を発揮してたたかったことなどが勝利の主要な原因となったものであった。

総選挙準備

共産党は、六八年七月の参院選を終えるとただちに次の目標を総選挙におき、「いつ解散、総選挙がおこなわれても『強力な発言力をもつ国会議員団』を実現することをめざして、ただちにそのための計画をもち、態勢を確立して、総合的な準備活動を全力をあげてつよめなければならない」(七中総決議)と決めていたが、同年九月に総選挙の予定候補の第一次五五人、一〇月には第二次六六人、一一月には残りの六人と、早くも六八年中にすべての予定候補を決定し、着々と総選挙の準備をととのえていった。

六九年二月、自民党の川島副総裁が〝早期解散〟を示唆したことから、各党とも総選挙対策に本腰を入れはじめた。共産党も同月一四日付の『赤旗』に「選挙を前面に、三本柱の活動を強めよう」との論文を発表したのを皮きりに、連日解散、総選挙についての主張、記事をかかげ選挙体制の強化につとめ、同月末には九中総を開いて総選挙問題を中心に討議した。

さらに、四月九日、全国都道府県委員長会議を開いて選挙準備と党勢拡大の問題を中心に報告をおこない、流動的な事態にそなえ、いつ解散になってもたたかえる態勢をつくる、具体的には政策をよく学び身につけて、大量宣伝を強化し、後援会を組織し、機関紙読者を拡大することが強調された。また五月七日には、「一九七〇年と総選挙をひかえた当面の情勢と政治的対決の四つの争点」と題する論文を発表し、つづいて六月三日付『赤旗』に「米日反動勢力と日本人民の四つの争点に対する日本共産党の四大基本政策」と題する選挙政策を発表した。

都議選後の七月二八日、第一〇回中央委員会総会が開かれた。一〇中総は、都議選の総括をおこなうとともに、一一月の佐藤首相の訪米前に国会解散をかちとることが重要であるとのべ、さらに、「総選挙での前進を確実に保障する条件をうちたてるために」、六九年秋に開催が予定されていた党大会を延期することを決定した。また、総選挙をめざし、九月一日から一〇月三一日までの二ヵ月を「大量宣伝と教育、党勢拡大の『月間』」に設定した。

このあと、八月、九月と二次にわたって党幹部が先頭に立って全国遊説をおこなうとともに、九月三〇日から一〇月二日まで全国活動者会議を開き、総選挙での躍進をめざして「月間」の目標達成のための経験交流と意思統一をはかった。

五大基本政策

一一月二七日、共産党は「第三二回総選挙の争点と日本共産党の五大基本政策」と題する選挙政策を発表した。これは、すでに六月に「四大基本政策」を発表して総選挙体制でのぞんでいた同党が、日米首脳会談と日米共同声明後の新情勢に対応して、選挙政策をさらに具体化したものであった。この「五大基本政策」は機関紙の『赤旗』六ページにおよぶ長大なものであるが、その主要項目はつぎのとおりで、①安保・沖縄　②く

らしと健康　③大学・教育　④国会の民主化、憲法改悪反対　⑤民主連合政府樹立の五つの争点について詳細な政策をうちだしている。

【五大基本政策】

一

一、沖縄の全面返還をかちとり、安保条約を廃棄し、独立、平和、中立の日本を実現する

①沖縄県の即時・無条件・全面返還のために　②日米安保条約廃棄のために　③千島問題を解決するために　④アメリカのベトナム侵略戦争に反対し、朝鮮にたいする軍事挑発をやめさせる　⑤平和五原則にもとづくすべての社会主義国との国交正常化と友好の発展　⑥平和、中立、独立、自衛のために　⑦安保廃棄と日本経済の自主的、平和的発展のために　⑧核戦争阻止、核兵器禁止のために　⑨真の安全保障体制の確立のために

二、人民のくらしと健康をまもり、日本経済の自主的、平和的発展をかちとる

①物価を引き下げ、重税をなくし、社会保障を確立する　②住宅、交通、公害などの問題を解決して住みよい生活環境をつくる　③労働者の生活と権利をまもり、農漁業の保護政策を実現し、貧困者、勤労市民、中小企業家の生活と経営の安定をはかる　④対米従属と独占資本奉仕の財政経済政策をやめさせ、自主的、平和的でつりあいのとれた日本経済の発展をかちとるために

三、大学の自治と学問の自由、教育の自主性をまもり、独立、民主、平和の教育の実現をはかる

①大学問題の根本原因を解決し、大学民主化をかちとって学問の自由をまもるために。反動的な「大学管理・解体法」の一方的施行を阻止するために　②小・中・高校教育の軍国主義化、官僚統制に反対し、憲法と教育基本法にそって、独立、民主、平和の教育の実現をはかる　③科学、文化、スポーツの民主的発展のために

四、国会を民主的に刷新して国民主権の原則をまもり、憲法改悪に反対して、民主主義と人民の権利をまもる

①国会を民主的・抜本的に刷新し、国民主権の原則に立つ議会制民主主義を確立するために　②憲法改悪と小選挙区制に反対し、自民党の汚職・腐敗政治復活に反対する　③真の政治資金規制を確立し、自民党佐藤内閣をたおして、沖縄を根絶する　④人民弾圧とスパイ政治をやめさせ、人民の民主主義的権利をまもる

五、平和・中立・民主の統一戦線で、自民党佐藤内閣をたおして、沖縄全面返還、安保条約廃棄、憲法改悪反対、生活擁護、教育の民主的発展のための民主連合政府をうちたてる

①安保条約廃棄、沖縄全面返還のための平和・中立・民主の統一戦線を結成する　②自民党政府をたおし、民主連合政府をうちたてる

二

平和・中立・民主の統一戦線と民主連合政府をかちとるために、日本共産党の躍進を訴える

なお、共産党は、選挙戦の進展に応じて、五大基本政策のほかに公害対策、米作・米価政策、みかん政策、老人政策、宗教政策など各分野別の政策を発表して大量宣伝をおこなったが、これら諸政策の全文は『前衛』一九七〇年二月臨時増刊号に特集されている。

総選挙の総括

総選挙の結果、共産党は解散前の四議席を一四議席にふやし、予想以上の躍進をしめした。得票数でも前回より一〇〇万票余を増加させて総選挙では初めて三〇〇万票の大台にのせ、得票率でも前回にくらべ二%増の六・八%となった。前議員はすべて議席を確保したほか、新たに青森、京都二区、高知などの農村部でも当選者を出した。大都市では、東京でこれまでの一議席を六議席にふやして社会党、民社党を上回る第三党となり、京都では一、二区とも最高点で当選した。

総選挙を総括した一一中総の決議は、この結果について、「これ

は、わが党のになう歴史的使命からすればまだ端緒的なものではあるが、わが党の政治的比重を増大させ、政治の真の革新にあらたな展望をひらくきわめて貴重な成果である」と評価し、さらに次のように述べていた。

「わが党がかちとった選挙戦の結果と、これを軸とする政治的勢力の力関係の変化は、七〇年代におけるわが党と民主運動、革命運動の前進に、あたらしい可能性と展望をきりひらくものとなった。第一に、選挙戦の結果、わが党は、『広範で強力な発言権を行使しうる国会議員団』という目標に近づくとともに、得票数においても、一九四九年の総選挙の到達点を上まわる、衆院選では党史上最高の得票を獲得し、『真に数百万、数千万の大衆の闘争を指導する政治的・組織的な力量をもつ強大な大衆的前衛党』（第十回党大会決定）建設の事業でのあらたな前進の展望をきりひらいた。第二に、選挙戦の結果は、日本共産党こそが、政治的にも組織的にも、自民党と対決しうる真の革新勢力であること、自、社両党中心のいわゆる『二大政党』論はまったく過去のものとなり、七〇年代の政治情勢の展望の軸が、自民党を中心とする反共・保守連合と、わが日本共産党を推進力とする民主勢力の統一戦線との対決にあることを、ますます明白にした。日本共産党の躍進は、七〇年代の闘争において、独立、民主の日本をめざす平和・中立の統一戦線――安保反対の民主勢力の持続的共闘を成功させる条件をつよめる重要な要因である。第三に、アメリカ帝国主義のアジア侵略のとりでである日本で、反帝・国際統一戦線の立場、自主独立と国際連帯とを統一した立場を一貫して堅持してきた日本共産党が躍進したことは、日本を拠点とするアメリカ帝国主義のアジア侵略の展開に一定の打撃をあたえるとともに、世界の反帝・民主勢力、国際共産主義運動内部の自主的潮流をはげまし、国際的にも重要な意義のあるものとなった。」

一一中総決議は、また、このような成果をあげえた理由を次のように述べていた。

「総選挙戦でのわが党の躍進は、根本的には、わが党がこの十数年来、マルクス・レーニン主義、科学的社会主義の原則を日本の情勢に創造的に適用した日本革命の正しい路線、国際主義と愛国主義を正しく統一し、日本人民と民主運動、革命運動に責任をおう自主独立の立場を堅持し、統一戦線実現の旗を高くかかげ、数百万、数千万の大衆と結びついた真の大衆的前衛党の建設をめざして、日本の労働者階級と人民の先頭にたって奮闘してきた全活動の歴史的な結実である。選挙戦そのものについては、それは、第一に、前回総選挙以来三年間の党勢拡大、とくに昨年九、十月の「月間」の成果を土台に、わが党が大きく強化された主体的力量をもち、広範な党支持者とかたく団結して総選挙をたたかいぬいたこと、第二に、わが党が、安保・沖縄問題、くらしと経済問題、大学・教育問題、民主主義の問題、政府構想の問題など、すべての問題で他党の追随を許さぬ政策的優位をもって、自民党やこれに追随する勢力、傾向と対決し、各種の反共デマ攻撃にたいしても、人類の未来をひらく科学的社会主義、共産主義の真の姿をあきらかにする積極的な反撃をおこなったこと、第三に、党中央委員会の指導のもとに、全党が、部分的にはなお克服すべき多くの未熟さや弱点をもちながらも、全体として正しい選挙方針をもって奮闘したことによって、かちとられたものである。」

京都府知事選　七〇年四月におこなわれた京都府知事選挙は、総選挙で多数を占めた自民党がその勢をかって〝革新の拠点〟を攻め落とすべく、公明・民社両党と結んで社共連合に決戦をいどんだものであった。三党連合の共通の基盤は「反共」であったが、とくに公明党の場合は、〝言論出版妨害〟問題を共産党にきびしく追及され窮地に追い込まれていた〝遺恨仕合〟的色彩がこく、竹入委員長が選挙演説で「共産党をつぶす」ことを公言したほどであった。

これにたいして共産党は、文字どおり党の総力をあげてこれに立ちむかった。三月二五日には一二中総を開いて、五月に予定されていた党大会を再延期することを決め、「京都府知事選挙の勝利のために国民のみなさんに訴えます」とのアピールを採択した。「訴え」はこの選挙の意義について、次のように述べていた。

【訴え――京都府知事選の意義】　この民主府政をまもりさらに前へすすめる京都府知事選挙は、ただ京都府民にとってだけでなく、日本国民全体にかかわる重大な政治戦です。この選挙戦の勝敗こそは、七〇年代の日本の政治と民族の将来にかかわる歴史的な大闘争です。もしも、わたしたちがこの選挙に敗北し、自民党、公明党、民社党の三党連合が勝利するならば、それは京都府民に大きな災いをもたらすだけでなく、反共反動勢力のいきおいをつよめ、来年の東京都知事選をはじめ七〇年代の諸闘争を困難におとしいれるでしょう。私たちは、絶対に、このたたかいをかちぬかなければなりません。

共産党は、野坂議長、宮本書記長ら党幹部、議員団を先頭に全国から大量のオルグを京都に投入して空前の宣伝戦を展開した。その数は、延べ五〇万人に達したといわれる。選挙の結果は、蜷川氏が大差で柴田氏を破って全国初の六選知事となった。自民党の田中幹事長は「全力を尽くしたが敗れた。共産党の都市における組織力、動員力、宣伝力を見直さざるを得ない」と述べ、自民党内には「七〇年代の敵は共産党だ」との認識が強まった。

3　大会・中央委員会総会

中央委員会総会　六九年七月から七〇年六月までの一年間に開かれた中央委員会総会は、第一〇回から第一四回までの五回であった（回数は六六年一〇月の第一〇回大会以降の通算）。各中央委員会総会の日時、議題および報告者、採択された決議は次のとおりである。

【一〇中総（六九年七月二八日～三一日）】

【議題】　①都議選の総括と総選挙対策（茨木良和選対部長、紺野与次郎東京都委員長）②日本革命の展望と複数政党問題（不破哲三政治・外交政策委員長）③党勢拡大と党建設（高原晋一書記局員）④党大会の延期　⑤モスクワ会議（上田耕一郎政策委員長）⑥大阪府委員会の当面している重要問題（松島治重大阪府委員長、藤原隆三書記局員）

【決議】　①東京都議会議員選挙の結果と、総選挙をめざすたたかいについて　②総選挙をめざす第三次総合計画達成のための党活動と党建設　③日本共産党第十一回大会の延期について　④一連の党がモスクワでひらいた会議とわが党の態度について。

なお、議題の⑥は、六九年三月に部落解放同盟矢田支部が一教師のあいさつ状を「差別文書」として糾弾した事件を発端として、同盟と共産党とが対立し、共産党の八尾市議会議員の除名にまで発展

した問題であったとみられる。また、諸決議の全文は『理論政策』第二一号に収録されている。

【一一中総（七〇年二月二日～四日）】
〔議題〕①総選挙の総括（宮本顕治書記長）②第一一回大会の招集（野坂参三議長）③参議院議員選全国区予定候補の発表
〔決議〕①総選挙の結果とわが党の当面の任務　②日本共産党第十一回大会開催について（『理論政策』第二六号）

【一二中総（七〇年三月二五日）】
〔議題〕①京都府知事選（下司順吉幹部会員候補）②第一一回大会の再延期と議題の追加（袴田常任幹部会員）③党勢拡大月間（竹内七郎書記局員）
〔決議〕京都府知事選挙の勝利のために国民のみなさんに訴えます（『理論政策』第二九号）

【一三中総（七〇年五月一二日～一四日）】
〔議題〕①第一一回大会決議案「七〇年代の展望と共産党の任務」（宮本書記長）②党規約改正案（岡正芳常任幹部会員、岩林虎之助書記局員）③第一一回大会の構成と代議員の選出方法について

【一四中総（七〇年六月二八日）】
〔議題〕①第一一回大会にたいする中央委員会報告案（宮本書記長）②党規約改正案の補足修正（岡常任幹部会員）③大会機構、日程など第一一回大会の準備について

大会決議案

七〇年五月一六日付の『赤旗』は第一一回大会に提出する決議案「七〇年代の展望と日本共産党の任務」を発表した。中央委員会報告とは別に「決議案」という形をとって事前に公表したのは、「国民が共産党について関心をもつ問題、どんな政党かという疑問に積極的に答えるため」であった。決議案は、①七〇年代を迎えた内外情勢の新しい特徴、②人民の利益の擁護と民主連合政府の樹立をめざして、③党の発展の新段階と党建設の課題、④国際共産主義運動の団結と前進のために、の四章からなり、第一章を六項目、第二章一一項目、第三章九項目、第四章四項目の計三〇項目にわけ、各項目についてテーゼ形式で簡潔にまとめている。

第一章の内外情勢では、アメリカ帝国主義の政策を「各個撃破政策」として特徴づけ、ニクソン「新戦略」はこの各個撃破政策の強化と〝アジア人をしてアジア人と戦わせる〟肩代わり政策であり、これにたいして国際反帝統一戦線の結成強化をよびかけている。ついで、中国・朝鮮両首相の共同声明以来関心の高まっている「日本軍国主義・帝国主義復活」問題についてふれ、日本独占資本は米帝国主義との従属的同盟のもとで経済侵略をも強めており、復活強化しつつある日本軍国主義はアジアの平和と諸国の主権をおびやかす現実の脅威となりつつあるとしながらも、全面的に復活が完了したとは規定しえないとしている。そして「今日における日本軍国主義、帝国主義の復活の過程の最大の特徴は、それが単純に自立の傾向にむかうのでなく、サンフランシスコ体制の枠内で、米帝国主義のアジア侵略の要請および日米間の力関係の相対的な変化に応じて再編しつつ、進行している点にある」とのべている。また、国内的には、七〇年代はたんなる〝多党化時代〟でなく、自民党と共産党の対決の時代となり、「七〇年代の諸条件は、日本の民主勢力が、実際に統一戦線を結成し、自民党政府をたおして民主連合政府をつくり、戦後二五年つづいた保守党の反動的支配を終らせる展望をはらんでいる」との見通しをしめしている。

第二章「民主連合政府の樹立」のなかでは、今日の日本の政治制度のもとでは、国会の多数の獲得を基礎にして、民主的政府を合法

的に樹立する可能性があるとし、選挙闘争や国会活動をいっそう重視することを強調している。そして、さしあたって、平和・中立・民主・生活向上という目標の範囲で一致できる民主勢力を結集した統一戦線の結成と、それを土台にした民主連合政府の樹立を提唱している。

第三章「党建設」では、第七回党大会が掲げた「日本の現実政治を積極的に動かす勢力」になるとの党建設の目標にむかって大きな発展をとげたことを評価したうえで、「七〇年代をむかえた内外の諸情勢は、日本共産党が、大衆的前衛党建設の事業をさらにあらたな発展段階におしすすめ、名実ともに日本の民主勢力の中心部隊となって、政治の革新を現実に実行できるだけの強大な力量を政治的にも組織的にも身につけることを強くもとめている」としていた。また、反共攻撃の最大の焦点である「暴力」の問題についても一般の疑問にこたえるとともに、これに反論を加えている。

第四章「国際共産主義運動」については、自主独立路線の正しさを強調し、中ソの〝大国主義〟をきびしく非難し、その克服を求めている。さらに、国際共産主義運動の団結の回復には、なによりもこの大国主義をなくし、兄弟党間の団結の基準――独立、平等、相互の内部問題不干渉、国際連帯を確立することにあると強調している。

このほか、複数政党の承認、大衆闘争の原則として「社会的階級的道義」の尊重を強調したこと、政策問題で「機械的、硬直的態度の克服」をよびかけたことなども一般に注目された。

第一一回党大会

日本共産党第一一回党大会は、総選挙と京都府知事選のため二回延期されていたが、七〇年七月一日から一週間、およそ三年八ヵ月ぶりに東京・立川市の東京都社会教育会館で開かれた。大会は共産党の四八年の歴史で初めてほぼ全面的に公開され、内外の強い関心を集めた。大会の主要議題は、大会決議案、中央委員会報告、党規約改正案、中央委員および中央監査委員の選出であった。

大会第一日は、野坂議長の開会宣言のあと、瀬長沖縄人民党委員長、美濃部東京都知事、蜷川京都府知事らの来賓あいさつがあり、最後に宮本書記長が五時間にわたって大会決議案の提案と中央委員会報告をおこなった。第二日から第四日までの三日間は大会決議案と中央委員会報告について討議がおこなわれ、七八人の代議員が発言した。この間、来賓として来日したオーストラリア共産党のローレンス・アーロンズ全国書記、イタリア共産党のエミリオ・セレーニ指導部員があいさつをおこなったが、政府はこれを理由に両代表の入国許可をとり消した。

第五日は休会。再開された第六日は、会場を東京・世田谷区民会館に移し、宮本書記長が大会決議案と中央委員会報告に関する討議の中央委員会結語を報告した。ついで大会は、中央委員会報告と結語、および大会決議案についての採決に移り、出席代議員九三九人の全員一致でこれを採択した。つづいて岡常任幹部会員が規約改正について報告、一〇人の代議員の討議ののち、これまた全員一致で採択された。このあと大会は非公開で村上中央監査委員長の中央監査委員会報告をうけ、全員一致でこれを承認。最後に野坂議長が翌日の新中央委員選出基準、構成、候補者名簿をしめして終了した。

第七日、まず野坂役員選考委員長が同委員会の報告をおこない、それが承認されたあと、新規約による名誉中央委員に江口渙、野坂竜

の両氏がすいせんされた。ついで、中央役員選挙がおこなわれ、九四七人の代議員のうち病欠一人をのぞく九四六人が投票、一一〇人の中央委員、九人の中央監査委員の候補者全員が過半数以上の得票で当選した。新中央役員はただちに別会場で第一回中央委員会総会を開いて中央委員会議長など役員を選出し、その結果を大会に報告、新役員の紹介、野坂議長の閉会のあいさつがおこなわれた。

規約改正　第一二回大会では、かなり大幅な規約の改正がおこなわれた。まず「前文」については全体として簡潔に整理されたほか、これまでの規約で「党はマルクス・レーニン主義を行動の指針とする」と述べていた部分を「マルクス・レーニン主義を理論的基礎とする」と改め、さらに、「党はこの理論にもとづいて、日本の情勢と人民大衆の闘争を分析し、労働者階級をはじめとする人民解放のための日本革命の理論と実践を自主的かつ創造的に発展させる」とのべ、教条主義を否定する立場を明確にした。また、「国際共産主義運動のなかに大国主義的偏向が存在しわが国の革命運動への干渉とこれに追随する事大主義的思想と行動がある場合にはこれらと断固たたかう」と明記し、自主独立の立場を規約の上でも打ち出した。さらに、党の活動と指導は社会的階級的道義と道理にかなったものでなければならないことを規約中に明文化した。

「本文」のなかでは、党の中央組織についてかなりの変更を加えている。すなわち第一に、これまで中央委員会議長が兼ねていた幹部会の責任者を、新たに「幹部会委員長」を設けて任務を分担し、第二に常任幹部会を常設として日常指導体制をつよめ、第三にこれまで中央委員会が任命した書記局員を幹部会の任命とし、書記局の責任者を「書記局長」と呼び幹部会が任命するなどである。

このほか、これまで党の末端組織を「細胞」と呼んでいたのを「基礎組織」と改め、党の内外での呼称としては「支部」と呼ぶことにしたことをはじめ、中央委員候補を「准中央委員」「准幹部会員」とするなど、一般になじみやすい名称に改めた。また老齢の幹部を処遇するため「名誉役員や顧問」を新たに設けた。

役員人事　大会最終日の七月七日、第一回中央委員会総会が開かれ、次のように中央役員を選出した。

▽中央委員会議長　野坂参三（五選）▽同幹部会委員長　宮本顕治　▽幹部会副委員長　袴田里見、宮本顕治、袴田里見　▽幹部会委員　岡正芳、蔵原惟人、松島治重、西沢富夫（以上再）不破哲三（新）＝以上七人は常任幹部会員。春日正一、河田賢治、紺野与次郎、米原昶（以上再）井田誠、市川正一、岩林虎之助、茨木良和、上田耕一郎、内野竹千代、戎谷春松、大淵正気、岡本博之、金子満広、下司順吉、砂間一良、高原晋一、竹内七郎、多田留治、浜武司、藤原隆三、村上弘、安井真造、吉田資治（以上新）。

中央委員会総会のあと開かれた幹部会で、七人の常任幹部会員と新たに設けられた書記局長に不破哲三、同次長に市川正一、金子満広の各氏を決定した。また、新中央監査委員会は同委員長に村上由良和、諏訪茂、藤井貞治、津金佑近、成田恻、小島優、榊利夫の七氏を任命した。

七月一五日、幹部会は新しい中央委員会の機構と人事を決定した。機構の拡大で専門部の数がふえたため、関係部を統合して委員会にまとめている。委員会の責任者と専門部長は次のとおり。

◇『赤旗』編集局長　上田耕一郎　◇政策委員会＝責任者兼外交政策委員長　上田耕一郎　▽経済政策委員長　工藤晃　◇国際委員会＝責任者兼国際部長　砂間一良　◇宣伝・広報委員会＝責任者兼宣伝部長　紺野与次郎　▽広報部長　宮本太郎　◇文化教育委員会＝責任者　蔵原惟人　▽文化部長　山下文男　▽科学技術部長　浅見善吉　▽文教部長　岩間正男　◇大衆運動委員会＝責任者　金子満広　▽統一戦線部長　津金佑近　▽労働組合部長　荒堀広　▽農民・漁民部長　雪野勉　▽青年・学生部長　坂上谷清　▽婦人部長　小林政子　▽市民部長　寺前巌　▽中小企業部長　松本三益　▽法規対策部長　青柳盛雄　◇選挙・自治体委員会＝責任者兼選挙対策部長　下司順吉　▽自治体部長　安藤一茂　◇党建設委員会＝責任者兼党生活部長　松島治重　▽総合計画部長　大淵正気　▽地方部長　竹内七郎　▽教育部長　大村進次郎　◇機関紙・配達委員会＝責任者兼機関紙配達部長　内野竹千代　◇教育委員会＝責任者兼中央党学校長　岡本博之　◇財政・経営委員会＝責任者兼財政部長　高原晋一　▽経営局長　矢吹旭　▽管財部長　島川康助

4　党勢拡大・党建設

党勢拡大のおくれ

共産党は、第一〇回党大会（六六年一〇月）で、①学習教育活動、②党勢拡大、③基本的大衆組織の建設強化を内容とする「第三次総合計画」の立案を決定し、党勢の拡大目標として、第一一回党大会までに数十万の党と、『赤旗』本紙・日曜版の読者をそれぞれ一・五倍ないし二倍にすることを掲げていた。そして毎年、何回かの拡大月間を設けて、重点的に党勢の拡大に努めてきた。

今期も六九年九月～一〇月、七〇年二月一五日～四月三〇日と二回の「月間」を設け、「第三次総合計画」の達成に努めた。

六九年七月の一〇中総は「総選挙をめざし、第三次総合計画達成のための党活動と党建設」と題する決定を採択したが、この決定は第一〇回大会後の党建設と党勢拡大の歩みを総括したうえで次のように指摘していた。重視すべきことは「党員と読者の拡大は他の分野、政治闘争、経済闘争、思想闘争などの前進にくらべて、やはりおくれていることである」。また、党勢拡大の現状について、党員は第一〇回大会当時より減少していること、読者は大会比で一割たらずの増でしかないことを明らかにした。そして九月、一〇月の二ヵ月を「総選挙をめざし大量宣伝、思想教育と党勢拡大の『月間』として設定し、第三次総合計画達成のため、全党のとりくみをよびかけた。その目標は全党的に平均すれば、党員二人で一人の党員、党員一人で一人の『赤旗』本紙読者と二人の日曜版読者であった。

「月間」途中の九月三〇日から一〇月二日にかけて、一年ぶりに全国活動者会議が開かれた。宮本書記長は、この会議の報告のなかで、党の現勢について「党員の組織勢力は大会比八二%、機関紙は平均して本紙、日曜版とも一〇八%」であると、かなり具体的な数字を示し、この「月間」の特徴として、次のようにのべた。

「この『月間』の特徴は、衆議院選挙を前にひかえて、選挙でどうしても勝たなければならないという点と、そのために大量宣伝とむすびついた活動をしなければならないという点、それから

党員の問題がとくに遅れているので、党員をふやすということ、これらの特殊性がありま す。」

なお、この全国活動者会議の記録は『前衛』第三〇一号、一九六九年一一月臨時増刊に特集されている。

党員三〇万人を突破

七〇年二月の一一中総は、一〇中総で決定した「月間」のあいだに、三万をこえる新しい党員と約三〇万人の新しい『赤旗』読者を迎えたことを明らかにし、この成果が総選挙での躍進をかちとる土台となったと評価した。しかし、まだ党員はわずかではあるが第一〇回大会を下回り、読者は大会比で一一七%であるので、二月一五日から四月一五日までの二ヵ月を「第一一回党大会をめざす党勢拡大月間」とし、党員は大会比一一〇%から一三〇%、読者は大会比一五〇%の目標を達成するよう訴えた。

さらに、四月一八日、中央委員会幹部会は「月間」を四月三〇日まで延長することを決め、目標達成のために全党の奮闘を訴えた。五月六日、宮本書記長は記者会見で「月間」の成果について次のようにのべた。

「二月十五日から四月三十日までおこなった党勢拡大月間で、党員は四万人ふえ、第十回党大会に比較して一〇%ふえた。……これまで党員数を約三十万人といってきたが、すでに三十万人をこえる党勢となった。」(『赤旗』五月七日付)

また、五月一六日付の『赤旗』に掲載された党大会決議案は、党の現勢について、前大会比で党員約一一〇%、『赤旗』本紙読者約一二五%、日曜版読者一二一%となり、「党史上最大の党勢をもって第十一回党大会をむかえる」と記している。

なお、大会報告によれば、「現在、党員の構成は、現場の労働者、事務労働者などをあわせて五九%、その他は農民、勤労市民、学生などの勤労人民であります。党員の年齢構成は、十八歳から三十歳までが五四%、三十一歳から五十歳までが四〇%で九〇%以上が青壮年であります。そして婦人党員の比率は、年々たかまって、今日では三一・七%に達しています。」

党建設計画

第一一回大会はあらたに「学習・教育活動と党勢拡大を中心とする党建設計画」をたてることを決定した。前大会で決定された「第三次総合計画」には、「基本的大衆組織の強化」がふくまれていたが、今回の計画では、「大衆組織の強化・拡大は、本来それぞれの大衆組織じしんが自主的に計画し、追求する課題である」として、計画から除かれた。

【学習・教育活動と党勢拡大を中心とする党建設計画】 この計画は、第十一回党大会の現勢を基準とし、大会の方針に呼応する全党組織の自発的計画を土台とし、党の質と量をともに発展させる計画とする。

(1) 学習教育活動の計画――全党員の独習、新入党者教育、機関と基礎組織の集団学習、各級党学校の系統的強化、各級講師有資格者の増大と活用、人民大学その他の大衆的学習活動などを中心とする。

(2) 党勢拡大計画――第十二回党大会までに党員と機関紙読者をひきつづき拡大し、真に数十万の党員と二百数十万の読者をもつ党に発展させる。

党員については、入党対象者を組織的にあげ、入党前の教育活動を系統的におこない、持続的に党員を拡大し、次期大会までに文字通り数十万の党を建設する計画をたてて追求する。

機関紙読者については、「赤旗」本紙、日曜版ともに、第十一回党大会現勢を基準として毎年すくなくとも一二%以上を拡大することを基本とする。同時に、対有権者比が第十一回党大会現在の全国平均以下の党組織は、できるだけ早くこれを突破することをめざして、平均率をこえるため

に必要なそれぞれの積極的拡大計画を年次的にたててとりくむ。さらに、国会や地方議会での議席をかならずしめることをめざす党組織は、それにみあった積極的目標をかかげ、その他の党組織も、地方議会の議席の空白克服をふくめ、職場や地域で党と大衆運動の前進をめざして、つねに対有権者比や対労働者比などをたかめる計画をもって読者を拡大する。とくに日刊の『赤旗』本紙読者を拡大することを重視する。

5　国際共産主義運動との関係

ソ連共産党との対立激化

日ソ両共産党の関係は六四年以来、事実上断絶関係にあったが、六七年二月、ソ連共産党代表団が来日し、日ソ両党関係の正常化について合意に達した。六八年八月には日本共産党代表団が訪ソして両党会談が開かれた。しかし、その直後にソ連など五ヵ国のチェコ侵入問題がおこり、日本共産党がこれを侵略行為として非難するなど、両党関係は改善されなかった。また、六九年六月、モスクワで開かれた「世界共産党会議」にたいし、日本共産党は批判的態度をとり、これに出席しなかった（以上の詳細は本『年鑑』第三九集および第四〇集参照）。

この一年間においても日ソ両党関係は好転のきざしを示さなかったばかりでなく、むしろ対立が激化した。すなわち日本共産党は七〇年五月五日付の『赤旗』に、「ソ連共産党指導下の機関と団体によるわが党にたいするあらたな重大な干渉について」と題する無署名論文を発表して、ソ連共産党をきびしく非難した。この論文は、駐日ソ連大使館員やソ日協会役員、ソ連科学アカデミー極東研究所員などが日本共産党から除名された「日本のこえ」グループなどの主催する集会に参加して講演し、「反共分子」を激励した事実を指摘して、次のように述べていた。

ソ連共産党指導下の機関と団体のメンバーによっておこなわれた今回の干渉は、「日本のこえ」一派の反党反革命分子への公然たる支援という点で、一九六四年にフルシチョフがソ連共産党指導部の中心にいた当時の乱暴きわまる干渉――日ソ両党間の断絶状態の直接の原因となった干渉とまったく性格をおなじくする重大な干渉行為である。（中略）一九六八年一、二月の東京での日ソ両党会談で、わが党が独立、平等、相互の内部不干渉の原則にもとづく日ソ両党関係正常化に努力することに合意したのも、スースロフ政治局員を団長とするソ連共産党代表団が、ソ連共産党は日本共産党を日本における唯一の前衛党であるとみなしており、志賀一派など、わが党から除名された反党分子とはどんな形でも関係をもたないという見解を明確に表明したからであった。（中略）このような干渉が無反省にくりかえされる事態のもとでは、日ソ両党関係の正常化は到底のぞめない。これらの事態から生まれるいっさいの結果にたいする責任は、すべてソ連共産党指導部が負うべきものである。

一方、ソ連共産党は七〇年六月、同党中央委員会機関誌『党生活』で、日本共産党第一一回大会の決議案を批判して、「日本共産党指導者たちのいわゆる自主独立の立場は、実際には不一致を固定化し、共産主義運動を分裂させようとするものである」と論じた。これにたいし、日本共産党機関紙『赤旗』は六月二九日付でこれに

反論した。

なお中国共産党との関係は依然として完全な断絶状態にある。ソ連共産党との関係は悪化したとはいってもモスクワには日本共産党の代表（津金佑近中央委員）が『赤旗』特派員として駐在しているが、中国とは、六七年八月に北京駐在の砂間幹部会員候補と紺野『赤旗』特派員を帰国させてからは、日中両党間の正式ルートは失われたままである。

外国党との交流　この一年間、日本共産党はかなり積極的に外国の共産党・労働者党と交流をおこなった。とくに、国際共産主義運動のなかで「自主独立」の立場をとる朝鮮労働党、ベトナム労働党、ルーマニア共産党、イタリア共産党、オーストラリア共産党と相互に交流を深めた。

日本共産党が代表を派遣した国は次のとおりである。

▽六九年八月四日～九月三日　蔵原惟人幹部会員を団長とする日本共産党代表団五人、ルーマニア共産党大会に出席。

▽九月二日～同一七日　下司順吉幹部会員候補ら、朝鮮労働党中央委の招待で朝鮮民主主義人民共和国訪問。

▽九月六日～一一日　野坂議長を団長とする日本共産党代表団三人、ホーチミンベトナム民主共和国主席の国葬に参列するためベトナム民主共和国を訪問。

▽一〇月三日～　沼田秀郷中央監査委員（プラハ駐在）を団長とし、津金佑近中央委員（モスクワ駐在）を団員とする日本共産党代表団ドイツ民主共和国創立二〇周年祝賀行事参加のためドイツ民主共和国を訪問。

▽一一月二二日～二九日　袴田常任幹部会員らオーストラリアを訪問し、オーストラリア共産党代表と会談し、同党全国委員会総会に出席。

▽七〇年四月一三日～一四日　津金中央委員朝鮮労働党の招きで朝鮮民主主義人民共和国を訪問。

▽四月二八日～六月一〇日　吉田資治幹部会員候補、朝鮮労働党の招待で朝鮮民主主義人民共和国を訪問した外国の共産党代表は次のとおり。

▽六九年一〇月四日～九日　イタリア共産党代表団（団長　カルロ・ガルッツィ指導部員）。

▽一〇月三〇日～一一月一四日　ルーマニア共産党代表、バレレ・ブルク執行委員夫妻。

▽一〇月二二日～　オーストラリア共産党アレック・ロバートソン全国執行委員、ソ連から帰国の途中訪日。

▽一一月二〇日～一二月七日　ルーマニア共産党中央機関紙『スクンティア』のコルブ編集局次長。

なお、日本共産党第一一回大会には、朝鮮、ベトナム、オーストラリア、ルーマニア、イタリアなどの五ヵ国の共産党・労働者党が代表団の派遣を通告してきたが、日本政府が共産党大会に出席を理由とする入国を認めなかったため、結局イタリアとオーストラリアの代表のみ観光ビザで訪日し、大会に出席した。

4 選　挙

1 第三二回総選挙

安保・沖縄選挙

第三二回衆議院議員総選挙は六九年一二月七日に公示され、同二七日に投票がおこなわれた。

前回の「黒い霧選挙」（六七年一月実施）以来、約三年ぶりの総選挙であった。異例の年末選挙であったため、投票率は六八・五一％と戦後二番目の低さとなった。選挙の最大の争点は、一一月の佐藤首相の訪米に際して発表された日米共同声明の問題、すなわち沖縄返還問題であり、固定期限終了を半年後にひかえた日米安保条約の問題であった。各党ともこの選挙を七〇年代の日本の進路を決定づける重要な意義をもつものとして重視し、早くから準備をすすめ、公示前から激しい選挙戦が展開された。なお、総選挙ではじめてテレビによる候補者の政見放送がおこなわれた。

選挙の結果は第156表および第9図のとおりで、自民党は前回の選挙を上回る二八八議席となり、公認もれのため無所属で立って当選した一二議員を加えると三〇〇議席に達した。これにたいし社会党は前回より五〇議席減の九〇議席にとどまり、予想をはるかにこえる〝地すべり的〟敗北を喫した。

社会党の後退は選挙前から予測はされていたが、それでも各新聞社の投票直前の調査でも一二〇議席前後は確保するものと見られていた。とくに、これまで社会党の地盤と見られていた大都市で大幅に後退したことが注目される。とりわけ東京ではいったん公認した現職議員までおろして各区一人に候補者をしぼったにもかかわらず、前回より一一議席減の二議席となり、五党中の最下位となった。

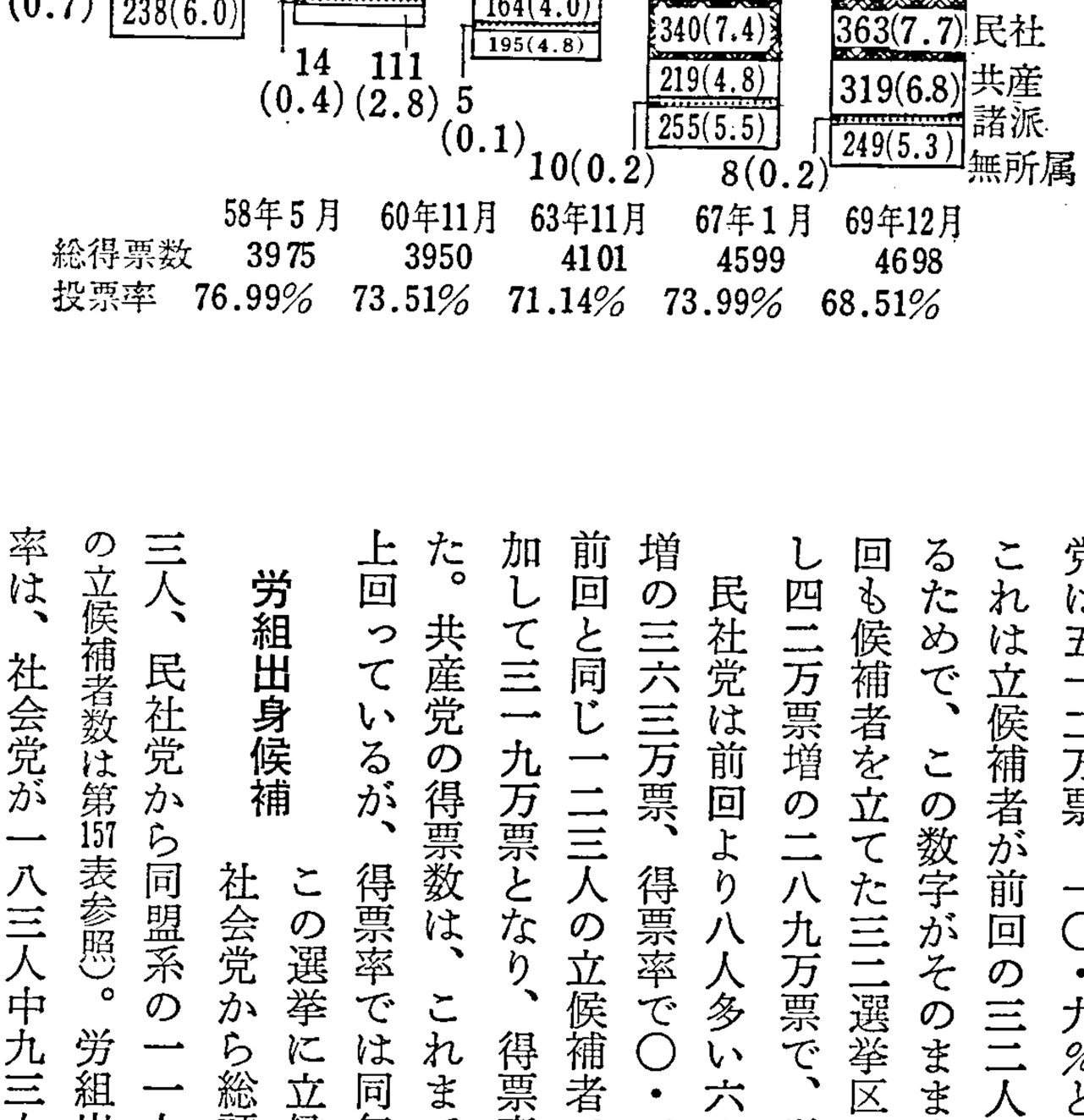
第156表　第32回総選挙の党派別当選者数

党派	計	前	元	新	解散時	前回（67年1月）の当選者
自民	288	241	14	33	272	277
社会	90	69	10	11	134	140
公明	47	24	0	23	25	25
民社	31	22	3	6	31	30
共産	14	4	2	8	4	5
諸派	0	0	0	0	0	0
無所属	16	2	1	13	3	9
合計	486	362	30	94	(欠員17) 469	486

〔備考〕　無所属16のうち12人は当選後，自民党所属になった。

民社党は前回より一議席増、解散時と同数の三一議席で、四七議席の公明党に野党第二党の座を奪われた。民社党は大阪、神奈川の全区で当選者を出し、また愛知四区、福岡二区、長崎一区などのように大企業と同盟系労組との〝労資一体〟の運動で新人や元議員を当選させた反面、九人の前議員が落選し結果的には現状維持にとどまった。公明党は東京、大阪、神奈川、福岡の全区で全候補を当選させるなどして、一挙に二二議席を加えた。共産党は前回の三倍近い一四議席と大きく進出した。とくに青森二区、京都二区、高知な

第9図　総選挙での党派別得票の動き



ど農村部で大きく得票をのばして初議席を得たことは注目される。

得票率・得票数

以上のように議席数だけでみると自民党の「圧勝」といえるが、得票率は今回も減少して四七・六%にとどまったほか、得票数でも六万票の減となった。社会党は得票率で六・四%減の二一・五%となったばかりでなく、得票数でも二七五万票も減票した。これまでは〝伸び悩み〟といわれながらも毎回得票数では伸びていたのだが、今回は五九年の民社党分裂以後におこなわれた四回の選挙を通じて最低の得票であった。公明党は五一二万票、一〇・九%と得票数、得票率ともに倍増したが、これは立候補者が前回の三二人から七六人へと二倍以上に増えているためで、この数字がそのまま党勢の伸びを示すものではない。前回も候補者を立てた三二選挙区のみでは、前回の二四七万票にたいし四二万票増の二八九万票で、増加率は一七・二%である。

民社党は前回より八人多い六八人の立候補者で、得票数は二三万増の三六三万票、得票率で〇・三%増の七・七%である。共産党は前回と同じ一二三人の立候補者であったが、得票数は一〇〇万票増加して三一九万票となり、得票率でも四・八%から六・八%に伸びた。共産党の得票数は、これまで最高の四九年選挙の二九八万票を上回っているが、得票率では同年の九・七%には及ばない。

労組出身候補

この選挙に立候補した労働組合出身の候補者は、社会党から総評系九〇人、中立労連系三人の計九三人、民社党から同盟系の一一人の総計一〇四人であった（単産別の立候補者数は第157表参照）。労組出身者の立候補者総数にたいする比率は、社会党が一八三人中九三人で五〇・八%（前回は四八・八%）、民社党が六八人中一一人で一六・二%（前回一〇%）で、ともに前

第157表　第32回総選挙労組出身立候補者数，当選者数，当選率

労組別	立候補	当選	当選率	労組別	立候補	当選	当選率	労組別	立候補	当選	当選率
総評系				全国一般	1 (1)	0 (1)		同盟系			
(官公庁労組)				全日通	0 (1)	0 (0)		(官公庁労組)			
日教組	21 (24)	11 (15)	52.4 (62.5)	全鉱	0 (1)	0 (0)		鉄労	1 (1)	0 (0)	
国労	21 (23)	8 (17)	38.1 (73.9)	電産	1 (1)	1 (1)		(民間)			
全逓	8 (9)	6 (5)	75.0 (55.6)	地評	1 (2)	0 (1)	0 (50.0)	電労連	2 (2)	2 (2)	
全電通	5 (4)	3 (2)	60.0 (50.0)	小計	19 (25)	7 (15)	36.8 (60.9)	海員	1 (1)	1 (0)	
全専売	1 (1)	1 (1)		合計	90 (98)	39 (60)	43.3 (61.2)	全炭鉱	1 (1)	1 (1)	
自治労	7 (4)	0 (0)						全繊同盟	1 (0)	1 (0)	
都市交	4 (5)	1 (3)	25.0 (60.0)	中立労連				全金同盟	1 (1)	0 (1)	
全農林	3 (3)	2 (2)	66.7 (66.7)	電機労連	3 (3)	2 (3)	66.7(100.0)	造船総連	1 (0)	0 (0)	
日高教	1 (0)	0 (0)		全造船機械	0 (1)	0 (0)		三菱重工	1 (0)	1 (0)	
小計	71 (73)	32 (45)	45.1 (61.6)	合計	3 (4)	2 (3)	66.7 (75.0)	県同盟	1 (0)	0 (0)	
(民間)								小計	9 (5)	6 (4)	
私鉄	4 (5)	0 (2)	0 (40.0)	総評・中立労連合計	93(102)	41 (63)	44.1 (61.8)	合計	10 (6)	6 (4)	60.0(66.7)
全国金属	3 (3)	1 (1)	33.3 (33.3)								
合化	3 (3)	2 (3)	66.7(100.0)					純中立			
炭労	2 (3)	1 (2)	50.0 (66.7)					全国自動車	1 (0)	1 (0)	
全駐労	2 (2)	1 (2)	50.0(100.0)					同盟・中立合計	11 (6)	7 (4)	63.6(66.7)
鉄鋼	1 (2)	1 (1)	100.0 (50.0)								
化学同盟	1 (1)	0 (1)						総合計	104(108)	48 (67)	46.2(62.0)

(備考) ( ) 内は前回 (67年1月)

回を上回った。労組出身候補の選挙結果は、一〇四人中四八人の当選で、当選率は四六・二%となり、前回の一〇八人中六七人の当選、当選率六二・〇%にたいし、当選者数・率ともに減少した。とくに、総評・中立労連系は九三人中四一人の当選で、当選率四四・一%となり、前回の六三人当選、当選率六一・八%を大きく下回った。

2 中間地方選

東京都議選

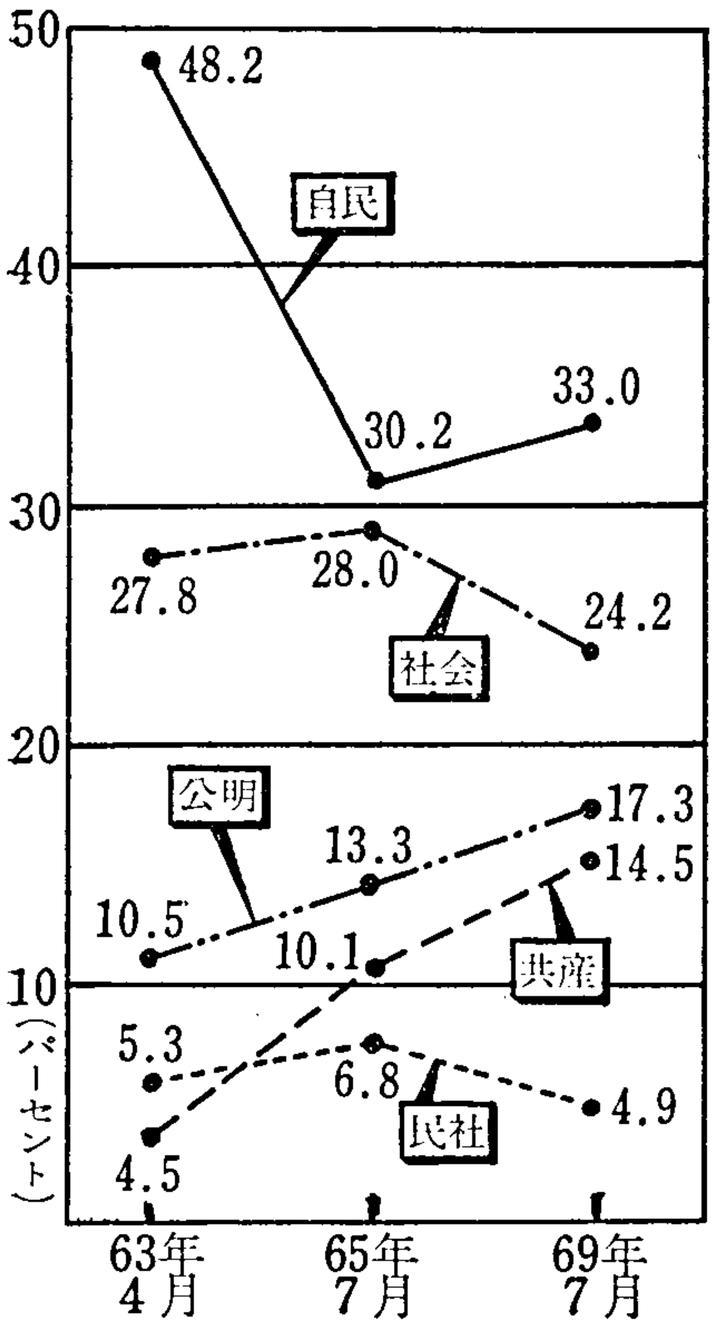
六九年七月一三日、第七回東京都議会議員選挙がおこなわれた。この選挙は、革新都政のもとでの最初の都議選であり、「刷新都議会」四年間の成果が問われるものとして注目された。各党とも、この選挙を近く予想される総選挙の前哨戦として重視し、各党の総力をあげて激しい選挙戦を展開した。今回から、公職選挙法の改正によって政党の選挙活動の自由が認められたため、各政党の宣伝ビラ・ポスターが大量に出まわり、宣伝カーがくり出されるなど、かつてない宣伝戦がおこなわれた。とくに公明・共産の両党は全国的な組織動員をおこなうなど、その活動力は他党をぬきんでていた。

選挙の結果は、前回の刷新都議選（六五年）で第一党の座をしめた社会党が大幅に後退して第三党（二四議席）となり、代わって自民党が五四議席を得て第一党の地位を回復した。また公明党は二五候補全員が当選し、共産党も改選前の九議席を倍増して一八議席となった。民社党は前回と同じ四議席にとどまった。

前回、都議会汚職にたいするきびしい批判をうけて第二党に転落した自民党の復元力は、議席数のうえでは一六議席増とかなりの目ざましいものがある。しかし、前々回六三年の選挙では六九議席で絶対多数を占めたこと、今回から議席総数が六議席ふえて一二六議席になったことなどを考えあわせると、全体としては下降線をたどっている。このことは得票率の動きをみるとさらにはっきりする。前々回の得票率四八・二%は前回三〇・二%に急落したが、今回は三三%とわずかに二・八%を回復したに過ぎないのである。社会党の場合も、前回の四五議席以下になったばかりでなく、前々回の三二議席にくらべても八議席減なのである。

このように、自民、社会両党への支持が低落し、かわって公明、共産両党が躍進するという政党支持傾向の動きは、すでに六七年の大阪市議選、六九年二月の北九州市議選であらわれていたが、今回の都議選はこの傾向をさらにはっきりさせたものとして注目された。

第10図　都議選党派別得票率の動き



なお、その後、この選挙で江東区から選出されていた社会党の小倉康男都議の得票のなかに他候補の票五〇〇票がまぎれこんでいたことが判明し、七〇年五月一五日、東京高裁は小倉都議の当選無効を判決した。この結果、五月三〇日で小倉都議の失格が確定し、代わって自民党の深野いく子候補のくりあげ当選となった。このため都議会の勢力分野は自民五五、公明二五、社会二二、共産一八、民社四、親仁会一、欠員一となった。

京都府知事選　七〇年四月一二日、京都府知事選挙がおこなわれ、社会、共産両党の推す蜷川虎三候補が、自民、公明、民社三党の推した柴田護候補（前自治省事務次官）を大差でおさえて当選した。この選挙は、京都という一地方の首長選ではあったが、社共両党対自民、公明、民社三党連合の対決となったため、七〇年代の政治動向を左右する政治決戦としてひろく全国的な関心の的となった。また、この選挙の結果が、七一年におこなわれる東京都知事選をはじめとする統一地方選にも重大な影響を及ぼすことは明らかであった。このため、各党とも総選挙なみの態勢でこの選挙にのぞみ、白熱した選挙戦が展開された。

両陣営は、それぞれ「明るい民主府政をすすめる会」（蜷川派）、「京都を明るくする会」（柴田派）を結成し、前例のない大規模な宣伝活動をおこなった。三月一八日の告示までに両派が投入した宣伝カーは二八八台、告示後に両派が配布したビラは一日平均五〇万枚にのぼり、これを配布するために動員された人員も双方ともに五〇〇〇人とも一万人ともいわれるほどであった。このほかテレビ、ラジオのスポット放送がくり返され、両派のシンボルマークをつけたバッジやワッペンが街にあふれた。

選挙の争点は柴田派が六選反対、中央直結の府政をよびかけ、教育の「偏向」などの〝アカ攻撃〟に力を入れたのにたいし、蜷川派は二〇年間の清潔な蜷川府政の実績の上にたって地方自治の擁護を訴え、三党連合の反動性を追及した。

六九年暮の総選挙では、自民・公明・民社三党の得票合計六二万二〇〇〇にたいし社、共両党の得票は三四万七〇〇〇であるので、二〇年の実績をもつ蜷川候補も苦戦が予想されていた。しかし、選挙の結果は蜷川候補が六三万六〇六八票、柴田候補が四九万一一六八票で約一四万五〇〇〇票という予想外の大差で蜷川候補の六選が決まった。なお、投票率は七二・九六%で戦後の各種選挙を通じて最高記録となった。

【参考資料】　〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』（週二回刊）、(2)同『社会新報、活動版』（週刊）、(3)同『月刊社会党』、(4)「日本社会党第三三回定期全国大会報告、議案、資料」、(5)「日本社会党第三三回定期全国大会速記録」。

〈民社党関係〉(1)民社党本部『民社新聞』（週刊、七〇年七月から『週刊民社』と改題）、(2)民社党政策審議会『政策と討論』（月刊）、(3)「民社党第一二回臨時大会資料」、(4)「民社党第一三回定期大会資料」、(5)民主社会主義研究会『改革者』（月刊）。

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』（日刊）、(2)同『理論政策』（不定期）、(3)同『前衛』（月刊）、(4)同『議会と自治体』（月刊）。